

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年8月31日
【発行者名】 UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
 （UBS Asset Management（Europe）S.A.）
【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
 マルクス・ウルム（Marcus Ulm）
 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
 ニーナ・エゲルホフ（Nina Egelhof）
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
 J.F.ケネディ通り33A番
 （33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
 Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
 弁護士 白 川 剛 士
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 UBS（Lux）ボンド・ファンド
 （UBS（Lux）Bond Fund）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル
 （UBS（Lux）Bond Fund-AUD）
 クラスP－d i s t 受益証券
 16億755万オーストラリア・ドル（約1,793億円）
 クラスP－a c c 受益証券
 38億7,618万オーストラリア・ドル（約4,324億円）
 UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル
 （UBS（Lux）Bond Fund-EUR Flexible）
 クラスP－d i s t 受益証券
 9億5,856万ユーロ（約1,777億円）
 クラスP－a c c 受益証券
 16億548万ユーロ（約2,976億円）
 UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）
 （UBS（Lux）Bond Fund-Asia Flexible（USD））
 クラスP－a c c 受益証券
 8億50万アメリカ合衆国ドル（約1,300億円）

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

(UBS（Lux）Bond Fund-Euro High Yield（EUR））

クラスP－a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）

15億2,008万アメリカ合衆国ドル（約2,468億円）

クラスP－m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）

6億7,968万アメリカ合衆国ドル（約1,104億円）

クラスP－a c c 受益証券

21億3,392万ユーロ（約3,955億円）

クラスP－m d i s t 受益証券

9億4,912万ユーロ（約1,759億円）

（注）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1豪ドル＝111.56円、1ユーロ＝185.35円、1米ドル＝162.39円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS（Lux）ボンド・ファンド（UBS（Lux）Bond Fund）（以下「ファンド」という。）

（注）ファンドは、日本においてUBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）およびUBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）を募集する。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。ファンドは2026年6月末日現在、7本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、本書において届出の対象としているのは、UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブルのクラスP－d i s t受益証券、UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）のクラスP－a c c受益証券ならびにUBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）のクラスP－a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）、クラスP－m d i s t受益証券（米ドル・ヘッジ）、クラスP－a c c受益証券およびクラスP－m d i s t受益証券である（以下、総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。）。

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（UBS Asset Management（Europe）S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

（注）名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券（「基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券」）では、かかるクラス受益証券の基準通貨建てによる価格の変動リスクを、サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする。ヘッジを行う金額は、クラス受益証券の基準通貨以外の通貨建てによる純資産価額の95%から105%の範囲に収める旨が定められている。ただし、ポートフォリオの時価の変動、ならびに基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券の申込みおよび買戻注文の量の変動により、為替ヘッジの水準が上記の範囲を一時的に超過する場合がある。上記のヘッジは、サブ・ファンドの基準通貨建て以外の通貨建ての投資対象から生じる為替リスクに影響を及ぼすものではない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各受益証券について、下記の申込金額を上限とする。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

クラスP－d i s t受益証券 16億755万豪ドル（約1,793億円）

クラスP－a c c受益証券 38億7,618万豪ドル（約4,324億円）

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル

クラスP－d i s t受益証券 9億5,856万ユーロ（約1,777億円）

クラスP－a c c受益証券 16億548万ユーロ（約2,976億円）

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

クラスP－a c c受益証券 8億50万米ドル（約1,300億円）

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

クラスP－a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）

15億2,008万米ドル（約2,468億円）

クラスP—md i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）

6億7,968万米ドル（約1,104億円）

クラスP—a c c 受益証券 21億3,392万ユーロ（約3,955億円）**クラスP—md i s t 受益証券** 9億4,912万ユーロ（約1,759億円）

（注1）豪ドル、ユーロおよび米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝111.56円、1ユーロ＝185.35円、1米ドル＝162.39円）による。以下同じ。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、サブ・ファンドの受益証券は、豪ドル建て、ユーロ建てまたは米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨、ユーロ貨または米ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（4）【発行（売出）価格】

各申込日の翌ファンド営業日（以下に定義する。）に計算される各受益証券1口当たりの純資産価格後記「（8）申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（5）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下の通りである。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の場合：申込価額の2.20%（税抜2.00%）を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については後記「（8）申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（6）【申込単位】

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（8）申込取扱場所」に照会のこと。

（7）【申込期間】

2026年9月1日（火曜日）から2027年8月31日（火曜日）まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（8）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（8）【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

電話番号 03-5293-3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」ということがある。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（9）【払込期日】

UBS SuMi TRUSTに支払う場合には、投資者は、申込注文の成立をUBS SuMi TRUSTが確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算して4営業日目（以下「払込日」という。）に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受け等の概要

(a) UBS SuMi TRUSTは、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して1999年1月8日付契約（同年12月20日付および2001年8月14日改訂）、2004年8月13日付契約、2011年8月1日付契約ならびに2014年12月12日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

(b) 本書に記載される通り、日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(c) 管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS SuMi TRUSTをファンドに関して管理会社の日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社および販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国民および同国居住者以外の者に対して、各申込日の翌営業日に計算される各ファンド証券1口当たりの純資産価格で、ファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

UBS（Lux）ボンド・ファンド（UBS（Lux）Bond Fund）（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款^{（注）}」という。）によって設定されたオープンエンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）およびUBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で買い戻される仕組みとなっている。

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。ファンドは2026年6月末日現在、7本のサブ・ファンドで構成されている。

ファンド受益証券の発行限度額については特に定めはなく、随時発行することができる。

（注）「約款」は、ファンド証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

② ファンドの目的及び基本的性格

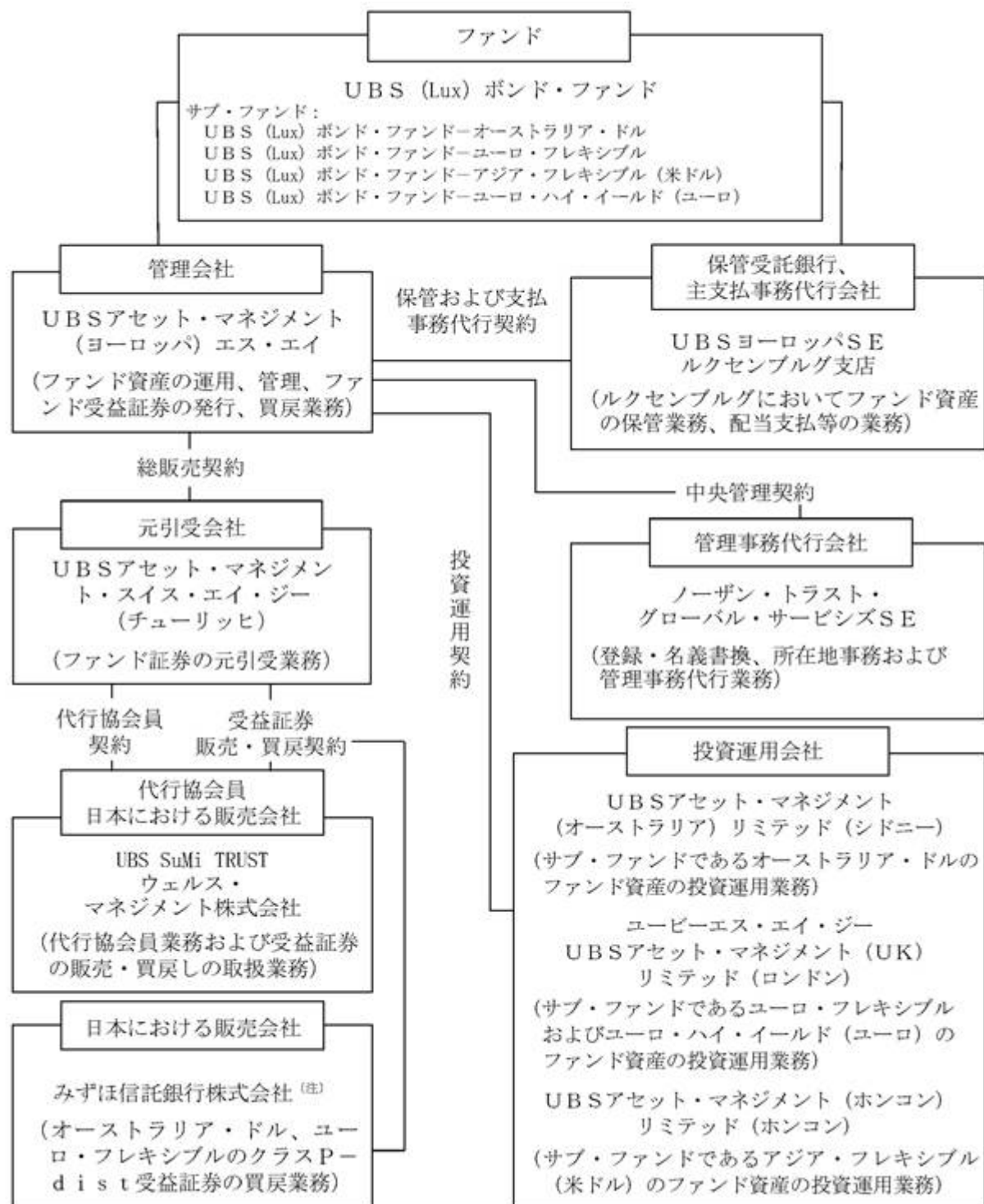
ファンドの目的は、投資対象の広範な分散およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することである。

（２）【ファンドの沿革】

1991年３月18日	SBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ （旧管理会社）の設立
1991年６月26日	ファンド約款締結
1993年４月１日	ファンドの運用開始
1999年２月４日	ユーロ、日本円および米ドルのサブ・ファンドの日本における募集開始
1999年４月１日	ファンドの名称変更、およびSBCボンド・ポートフォリオ・マネジメン ト・カンパニー・エス・エイからUBSボンド・ファンド・マネジメン ト・カンパニー・エス・エイへの旧管理会社の名称変更
2000年４月４日	ファンドの約款変更
2001年４月14日	ファンドの約款変更
2001年９月１日	オーストラリア・ドル、スイス・フランおよび英ポンドのサブ・ファンド の日本における募集開始
2001年９月15日	ファンドの約款変更
2004年９月１日	アブソルート・リターン・ボンド（ユーロ）およびアブソルート・リター ン・ボンド（米ドル）の日本における募集開始
2004年10月27日	ファンドの約款変更
2005年４月14日	ファンドの約款変更
2007年９月10日	ファンドの約款変更
2010年11月15日	UBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからU BSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへのファンド の管理会社としての地位譲渡
	ファンドの約款変更
2011年７月１日	ファンドの約款変更
2011年９月１日	アジア・フレキシブル（米ドル）（旧名称：フルサイクル・アジア・ボン ド（米ドル））の日本における募集開始
2012年８月27日	ファンドの約款変更
2015年１月５日	ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の日本における募集開始
2015年４月30日	ファンドの約款変更
2017年３月31日	ファンドの約款変更
2018年８月29日	ファンドの約款変更
2022年９月30日	ファンドの約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) みずほ信託銀行株式会社は、オーストラリア・ドル、ユーロ・フレキシブルのクラスP-dist受益証券の買戻業務を行う。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSアセット・マネジメント （ヨーロッパ）エス・エイ （UBS Asset Management （Europe）S.A.）	管理会社	1991年6月26日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（改訂済）。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 （UBS Luxembourg SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE （Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	管理会社との間で中央管理契約（2017年10月1日効力発生）（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （オーストラリア）リミテッド （シドニー） （UBS Asset Management （Australia）Ltd., Sydney）	投資運用会社	2013年11月28日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドルに関する運用会社業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （UK）リミテッド（ロンドン） （UBS Asset Management（UK） Ltd., London）	投資運用会社	2003年9月1日付で旧管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）に関する運用会社業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （ホンコン）リミテッド（ホンコン） （UBS Asset Management（Hong Kong）Ltd., Hong Kong）	投資運用会社	2013年11月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）に関する運用会社業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント ・スイス・エイ・ジー （チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	元引受会社	2013年10月22日付で管理会社との間で総販売契約（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2003年7月1日付、2011年8月1日付、 2014年12月12日付および2019年11月22日 付で元引受会社との間で代行協会員契約 （注5）を締結。日本における代行協会員 業務について規定している。 1999年1月8日付（同年12月20日および 2001年8月14日改訂）、2004年8月13日 付、2011年8月1日、2014年12月12日付 で元引受会社との間で受益証券販売・買 戻契約（注6）を締結。受益証券の販 売・買戻し取扱い業務について規定して いる。
みずほ信託銀行株式会社（注7）	日本における販売会社	2003年9月12日付で元引受会社との間で 受益証券販売・買戻契約（注6）を締 結。受益証券の販売・買戻し取扱い業務 について規定している。

- （注1）保管および支払事務代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引き渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- （注2）中央管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- （注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- （注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- （注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の販売会社に対する送付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員事務を提供することを約する契約である。
- （注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
- （注7）みずほ信託銀行株式会社は、オーストラリア・ドル、ユーロ・フレキシブルのクラスP-d i s t 受益証券の買戻業務を行う。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年7月1日に設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

(ハ) 資本金の額

株主資本の13,750,000ユーロ（約25億円）は、1株2,000ユーロ（370,700円）の株式6,875株によって表章される。2026年6月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

(ニ) 会社の沿革

2010年7月1日に設立。

(ホ) 大株主の状況

（2026年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45	6,875株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日付のルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

② 準拠法の内容

(イ) 民法

ファンドは、法人格を持たず、投資家の累積投資からなる、2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資家は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

（ロ）2010年法

a. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

- パートⅠ－ 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パートⅠ」という。）
- パートⅡ－ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）
- パートⅢ－ 外国投資信託（以下「パートⅢ」という。）
- パートⅣ－ 管理会社（以下「パートⅣ」という。）
- パートⅤ－ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートⅤ」という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡに基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

b. 欧州連合（以下「EU」）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートⅠ 投資信託」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

c. 2010年法第2条は、同法第3条に従い、パートⅠ投資信託とみなされる投資信託を、以下のよう

- － 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- － 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d. 2010年法第3条は、同法第2条の定義に該当するので、UCITSではあるが、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

（i）クローズド・エンド型のUCITS

（ii）EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

（iii）約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS

（iv）2010年法第5章によりパートⅠファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

e. 上記d）の種類のUCITSは金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88（2002年法に関して発せられたが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり規定されている。

- （i）2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- （ii）純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。

(iii) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する
信託（「レバレッジ・ファンド」）

(iv) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、パート
I の条項を充足していない投資信託

f. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定
しているが、投資信託としての可能な形態は、パートI ファンドおよびパートII ファンドのい
ずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

(i) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP) , common fund)

(ii) 会社型投資信託 (investment companies)

— 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）

— 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法
および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

税法上の主な規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、金融監督委員会が行っている。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公
衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、
説明書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された監査人により監査され、CSSF
により承認されなければならない。ファンドの独立監査人はプライスウォーターハウスクーパ
ース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers Assurance, Société
coopérative) である。更に、ファンドは、金融庁（現CSSF）の1997年6月13日付通達97/136
（改訂および追補済）に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社の登記
上の事務所ならびに全ての支払事務代行会社および販売代理店において、受益者はこれを入手す
ることができる。また、約款（その変更を含む。）は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧
することができ、その写しを入手することができる。

年次報告書は、ファンド（各サブ・ファンドを含む。）について毎年3月31日現在において公表
され、半期報告書は、毎年9月30日現在において公表される。

前述の報告書には、関連する基準通貨における各サブ・ファンド／各クラス受益証券それぞれの
明細が含まれる。ファンドの資産全体の内訳は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を
含む。年次報告書には、信用リスクを低減するために、派生金融商品の利用により各サブ・ファン
ドが注力する投資先資産、当該派生取引に対する取引相手方、ならびに当該取引相手方がサブ・
ファンドのために差し入れる担保（およびその範囲）の詳細に関する記載も含まれる。

かかる報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において受益者が入手可能であ
る。

各サブ・ファンドの発行価格および買付価格は、ルクセンブルグにおいて管理会社および保管受
託銀行の登記上の事務所で公表される。

受益者宛の通知は、ウェブサイト（www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications）上で公告され、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付される。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知を登録名簿に記載されている住所地に送付する。また、ルクセンブルグの法律もしくはルクセンブルグの管轄当局による定めがある場合、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者の登録名簿に記載されている受益者の住所宛にかかる通知を郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別の媒体により公告するか、その両方を行う。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる^{（注）}。

（注）EDINETでの開示：WEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）

b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社もしくは販売取扱会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会のホームページにおいて提供される。ただし、いずれかの受益者が書面で交付することを求める場合、日本における販売会社または販売取扱会社より当該受益者に交付するものとする。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

① 登録の届出の受理

- （イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。
- （ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009／65／ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、C S S Fに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。
- （ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

③ 目論見書等の提出および電子識別

投資証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、使用前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別する。

④ 財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資方針

ファンドの目的は、投資対象の広範な分散およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することにある。

一般的な投資方針

サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い投資される。各サブ・ファンドは、主としてその資産を債務証券および債権に投資する。

債務証券および債権には、国際機関、公共団体、民間企業および半官半民の発行体が発行する債券、社債（ローン・パーティシペーション・ノートを含む。）、資産担保証券ならびに類似の固定利付および変動利付の担保付または無担保の債券、ならびにこれらに類似する有価証券が含まれる。

各サブ・ファンドは、以下の投資原則に従い、その資産を短期金融商品、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債、ならびに持分、持分権および有価証券のワラントに投資することもできる。

各サブ・ファンドは、更に、担保付債務（CDO）、クレジット・デフォルト・ノート（CDN）およびインフレ連動債（ILN）にも投資することができる。

転換社債は、債券の保有者および／または債券の発行体に対し、指定された将来の日に債券を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート（CDN）は、取扱いがクレジット・デフォルト・スワップに類似する信用デリバティブを組み込んだ固定利付証券である。CDNへの投資は、投資制限第1項の規定に従うものとする。

インフレ連動債（ILN）は、受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である。

持分および持分権は、株式および株式関連証券を指している。

上記の債務証券および債権とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、2010年法第41条に規定する有価証券である。

投資制限第1.1項g）および第5項に記載されている通り、管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な手段として、かつ法令規制の範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方が、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段の利用は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質を低下させない場合に限られる。有価証券の引受権を保有者に付与するワラントも同様である。

各サブ・ファンドはその純資産の20%を上限として、付随的に流動資産を保有することができる。例外的な市況の悪化により求められる場合、および投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に必要不可欠な期間を超えない期間において、上限の20%を一時的に超過することができる。当該制限は金融派生商品のリスクをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41条第1項の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット型投資信託は、2010年法第41条第2項の意味するところの付随的な流動資産としての適格性を満たしていない。付随的な流動資産は、当該時のもしくは例外的な支払をカバーするために即座にアクセスできる、銀行の当座預金で保有される現金等の要求払預金、または2010年法第41条第1項に基づく適格資産への再投資のために求められる期間もしくは市況の悪化時に必要不可欠な期間を超えない期間に限定しなければならない。サブ・ファンドは単一の金融機関の要求払預金にその純資産の20%を超えて投資してはならない。

サブ・ファンドは、投資対象を、市場、セクター、借り手、格付および企業に広範に分散することを徹底するため注意を払う。各サブ・ファンドは、かかる目的のため、個々のサブ・ファンドの投資方針に別途定められる場合を除き、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

投資アプローチとしてのESGインテグレーション

ESGインテグレーションは、投資プロセスの一環として財務上重要なESG要因を検討することにより行われる。財務上の重要性を検討することにより、企業発行体／企業以外の発行体の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるESGリスクおよび機会をポートフォリオ・マネジャーが重視することを確保する。重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。本分析は、内部リサーチを活用するポートフォリオ・マネジャーによる定性的なESG評価を取り込んでいる。ポートフォリオ・マネジャーは、複数のソースを組み合わせてESGリスクおよび機会に関する情報を提供する定量的なESGデータの評価も行う。

特に企業以外の発行体においては定性的なESG評価が存在しない可能性があり、かかる場合、ポートフォリオ・マネジャーは定量的なインプットを検討する。ポートフォリオ・マネジャーは、財務パフォーマンスを最大化することを主な目的としてすべての情報を評価し、決定を行うため、ESGインテグレーション・プロセスがESGリスクに対するエクスポージャーを完全に軽減することはない。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ

投資運用会社のエクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

エンゲージメント・プログラム

本エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ性があるトピックを認識している企業を優先／選定することを目的としている。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントがスチュワードシップに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチに記載されるUBSの原則に従いトップダウン手法を利用して投資している企業全体の中から選定される。優先順位のプロセスにより、企業とのエンゲージメントが必要であるか、およびいつ必要であるかを決定する。企業がエンゲージメント・プログラムに向けて選定される場合、エンゲージメント・ダイアログは通常、少なくとも2年間継続される。このことが任意の期間中に本ポートフォリオの企業に関してサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたこと、または本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選定されたことを示すわけではない。UBSアセット・マネジメントによる企業の選定、エンゲージメント業務、優先順位のプロセスおよび懸念事項の理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ年次報告書およびスチュワードシップに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチに記載される。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権の代理行使の方針およびスチュワードシップに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチにおいて概説される原則に基づき、以下の二つの基本的な目的のために議決権を積極的に行使する。

1. 顧客の投資の長期的な価値を高めるために、顧客の最善の財務的な利益のために行動すること。
2. 取締役会におけるベスト・プラクティスを推進し、力強いサステナビリティの実務を後押しすること。

このことが、サブ・ファンドが保有する企業に関して任意の期間中にサステナビリティ関連の議決権が行使されたことを示すわけではない。特定の企業に対する議決権行使の活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ年次報告書を参照されたい。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および／または社会的な特性を追求するサブ・ファンドへの投資を希望する投資家に適している。サブ・ファンドは国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する主に豪ドル建ての債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオに投資する。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合（EU）規則2019／2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDR細則第14条（2））。サステナビリティ・リスクは、投資判断に影響を及ぼし得る財務上重要な要因を特定することにより、投資戦略に統合されている。これらが商品の財務パフォーマンスおよび投資リターンに影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンスの比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグAusBond コンポジット・インデックスを使用する。ベンチマークはESGの特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク／リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、豪ドル建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨に対する原資産通貨の為替リスクをヘッジした、国際機関および超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）および債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券（ABS）／モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク」または「債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク」の項に記載される。

各サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品が含まれる。

基準通貨は、豪ドルである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。サブ・ファンドは環境的および／または社会的な特性を追求する。

サブ・ファンドは、環境的および／または社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合（EU）規則2019／2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDR細則第14条（2））。サステナビリティ・リスクは、投資判断に影響を及ぼし得る財務上重要な要因を特定することにより、投資戦略に統合されている。これらが商品の財務パフォーマンスおよび投資リターンに影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロおよび／または欧州通貨同盟（EMU）の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨のいずれかの通貨建てであり、かつ国際機関または超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場（「CIBM」）においてまたはボンドコネクト（債券通）を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国（「PRC」または「中国」）の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場（CIBM）において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）および債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券（ABS）／モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク」または「債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。このような理由から、サブ・ファンドは特に、リスクを理解している投資者に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットティング（相殺）することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。サブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジションを建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションおよびスワプション等の金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント（地域、セクター、格付）、通貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるために、異なる種類の裏付資産（特定の発行体、クレジット指数、ABS指数またはその他の債券指数）のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引（すなわち先渡し決済

のモーゲージ担保証券（MBS））に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブな為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てることが含まれる。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げるために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

基準通貨は、ユーロである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および／または社会的な特性を追求するサブ・ファンドならびにアジア域内（日本を除く。）において主に発行される債券の分散型ポートフォリオへの投資を希望する投資家に適している。金利リスクおよび信用リスクは、派生商品を利用して経済および金融市場の景気循環に応じて調整される。

サブ・ファンドは、環境的および／または社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合（EU）規則2019／2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDR細則第14条（2））。サステナビリティ・リスクは、投資判断に影響を及ぼし得る財務上重要な要因を特定することにより、投資戦略に統合されている。これらが商品の財務パフォーマンスおよび投資リターンに影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、パフォーマンス比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス（JACI）USDを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、上記の一般的な投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場（「CIBM」）においてまたはボンドコネクト（債券通）を通じて取引さ

れる人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国（「PRC」または「中国」）の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場（CIBM）において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ（IRS/NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。）、先渡契約／ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証券／流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格未満または同等格付の債券に投資することができる。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）および債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券（ABS）／モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク」または「債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク」の項に記載される。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ４ 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g）（「ファンドが認可している投資対象」）に明記された商品である。

基準通貨は、米ドルである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および／または社会的な特性を推進するサブ・ファンドならびにユーロ建ての低格付のハイイールド債による分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドは、環境的および／または社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合（EU）規則2019／2088（「SFDR」）第8条を遵守する。環境的および／または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDR細則第14条（2））。サステナビリティ・リスクは、投資判断に影響を及ぼし得る財務上重要な要因を特定することにより、投資戦略に統合されている。これらが商品の財務パフォーマンスおよび投資リターンに影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ・ユーロ・ハイ・イールド3%コンストレインド・インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を推進することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建てまたはユーロにヘッジしたCCC格からBB+格（スタンダード・アンド・プアーズ）までの格付、公認格付機関による同等の格付または（未だ格付を受けていない新規銘柄もしくは全く格付のない銘柄について）上記に相当するUBS内部の格付を有する債務証券および債権に投資する。CCC格未満等の債券には、その資産の10%を超えて投資することができない。

低格付の投資対象は、市場平均以上の利回りを提供するが、高格付発行体の投資対象よりも信用リスクが高い。また、サブ・ファンドの投資対象にはEMU加盟国のすべての通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨が含まれる。

- ・ サブ・ファンドは、さらに、その資産の3分の1を上限としてユーロ以外の通貨建ての債務証券および債権にも投資することができる。
- ・ サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債に投資することができる。
- ・ サブ・ファンドは、さらに、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラント、株式オプション、株式先物、株式の上場投資信託または株価指数ならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する利益配当証書、ならびにエクストラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する普通株式に投資することができる。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保证券（ABS）、モーゲージ担保证券（MBS）、商業用不動産担保证券（CMBS）および債務担保证券（CDO）／ローン担保证券（CLO）に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保证券（ABS）／モーゲージ

担保証券（MBS）の利用に関連するリスク」または「債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品が含まれる。

基準通貨は、ユーロである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境および／または社会的な特性を追求するサブ・ファンドにおける債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドは、環境的および／または社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合（EU）規則2019／2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的な特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDR細則第14条（2））。サステナビリティ・リスクは、投資判断に影響を及ぼし得る財務上重要な要因を特定することにより、投資戦略に統合されている。これらが商品の財務パフォーマンスおよび投資リターンに影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス比較のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル・アグレゲートTR（CHFヘッジ）インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。ここには、政府機関モーゲージ・バック証券（MBS）、不動産担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）、資産担保証券（ABS）およびCDOが含まれる。MBSは、米連邦政府抵当金庫（GNMAもしくはジニー・メイ）、連邦住宅抵当公庫（FNMAもしくはファニー・メイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディ・マック）等の政府および準政府機関により発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているため、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様のヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CMBS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権のプール（ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。）のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主か

ら完全に分離している事業体により発行される。（利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期支払により構成される）原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSへの投資に伴うリスクは「資産担保証券（ABS）／モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドはTBA取引（すなわち先渡し決済のモーゲージ担保証券（MBS））に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場（「CIBM」）においてまたはボンドコネクト（債券通）を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国（「PRC」または「中国」）の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場（CIBM）において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦

略の実行において、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットティング（相殺）することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

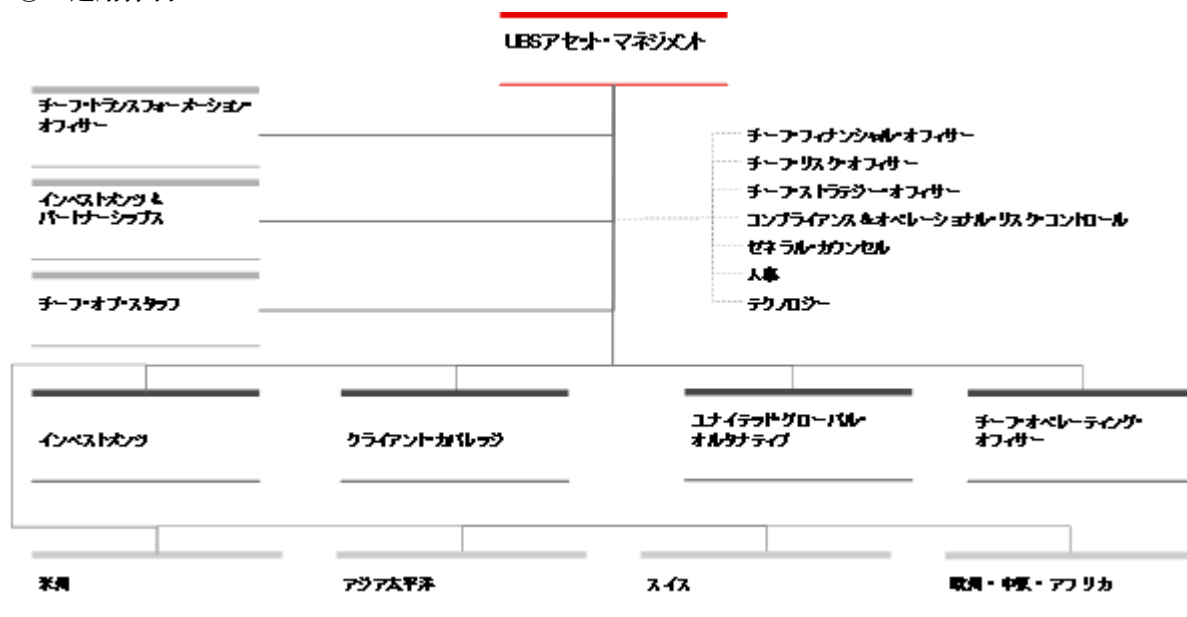
基準通貨は、スイス・フランである。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

① 運用体制



2026年2月現在

2025年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約700名の運用のプロフェッショナルを配している。

② 運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることを運用の目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割が重視される。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して限なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

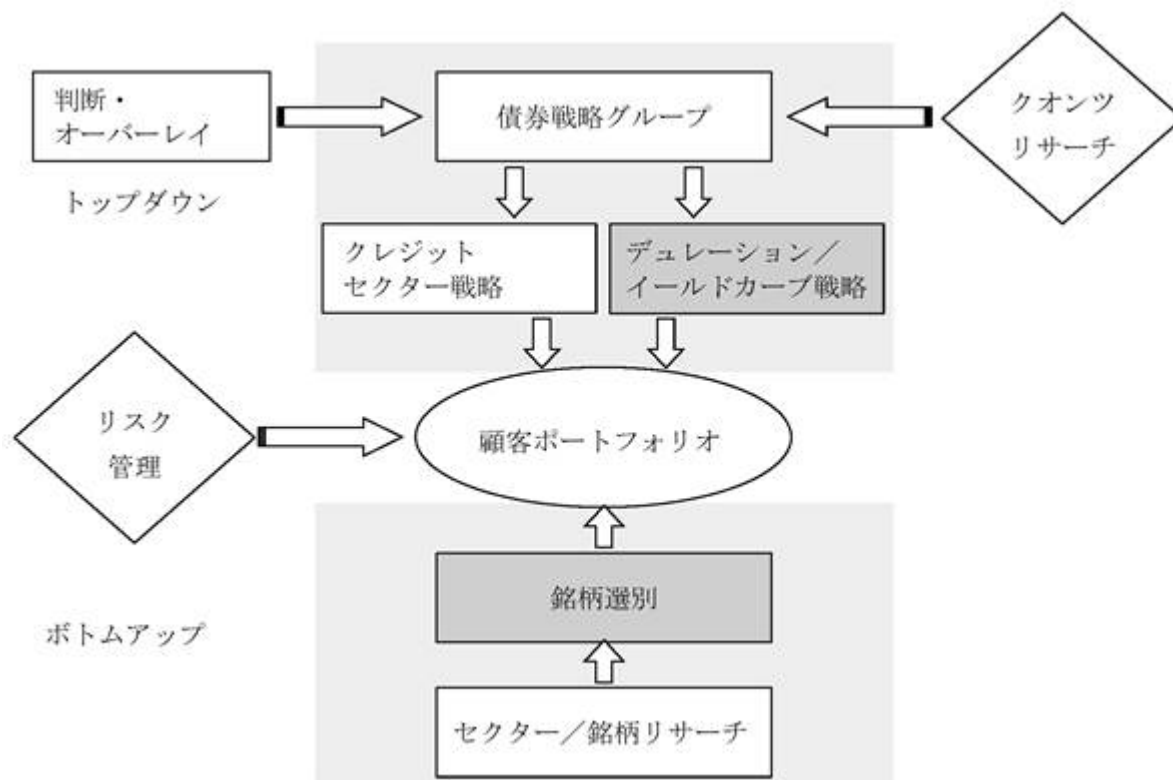
投資運用会社は、２段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- － ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。投資運用会社は、ブローカーや企業だけではなく、企業の納入業者、競合相手および他の業界の専門家とも話し合う。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- － 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

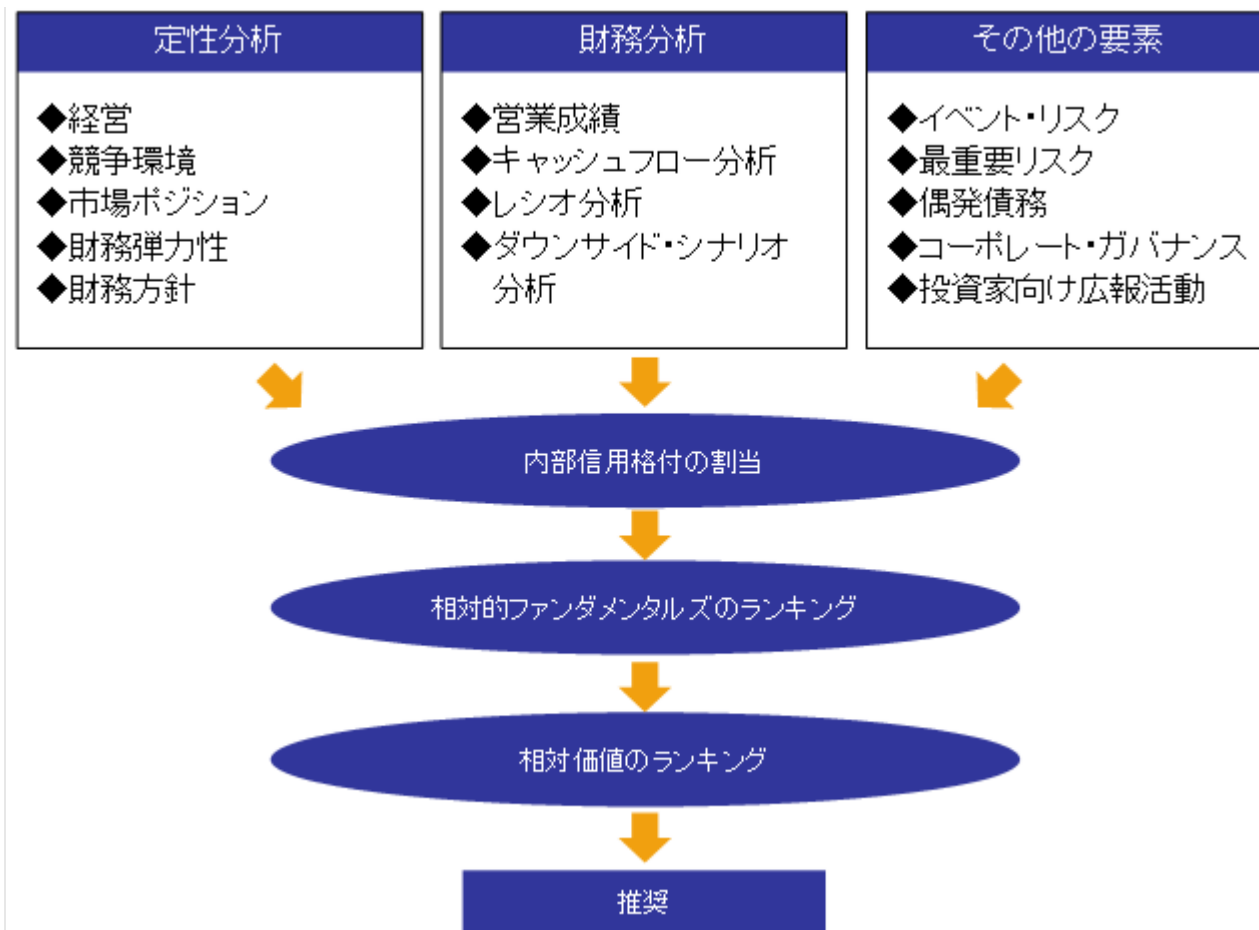
投資プロセスは、投資価値を決定し定量化するための継続した努力を基盤とする。社内クレジット・リサーチ・アナリストが行う長期的ファンダメンタル・リサーチに重点を置く。投資決定は、「トップダウン」プロセスと「ボトムアップ」銘柄選別の組合せに基づく。トップダウン・アプローチは、デュレーション目標設定、イールドカーブのポジショニングおよびセクター選択を含む。これに対し、ボトムアップ銘柄選別プロセスも同様に重要であり、セクター専門家がクレジット・アナリストと緊密に協力して実行する。リスク管理は、ポートフォリオ構築プロセスに統合される。投資対象の各特質（デュレーション、イールドカーブのポジショニング、セクター選択および銘柄選別）に対し、その相対的な魅力に応じてトラッキング・エラーを配分する。



クレジット・リサーチ

投資運用会社の専門家の債券のクレジット・リサーチ・チームは、各市場におけるすべての実際の企業のクレジット・ポジションと起こり得る可能性を分析し、監視する。かかるプロセスは、トップダウン・アプローチ（各業種に作用するマクロ経済力を計測）およびボトムアップ・アプローチ（経営力、市場ポジションおよび重要な財務比率を評価）を伴っている。上記専門家はまた、新たなリサーチ上の識見を求めて外部アナリスト、エコノミスト、コンサルタントおよび研究者とも協議する。かかる者の専門知識は、投資専門家の定性的見解と相俟って戦略の基盤を提供する。リサーチはコンピュータ上で保有され、世界中で利用できる。

ボトムアップ・クレジット・リサーチ



ポートフォリオ構築

ポートフォリオの構築プロセスは、アクティブ運用の投資対象の四つの特質（デュレーション目標設定、イールドカーブのポジショニング、セクター選択および銘柄選別）に沿って編成される。

デュレーション目標

債券ポートフォリオを運用する際の非常に重要な決定は、デュレーションの決定である。デュレーションは、金利の変動に対するポートフォリオの価格感応度の基準となる。ファンドの運用は、市場が割安に評価されている場合に追加収益を得ること、または市場が割高に評価されている場合に値下がりを抑えることを目的とする。投資運用会社は、投資専門家の経験と定性的評価（市場行動の分析）に依拠しており、かかる専門家はまた、投資運用会社独自の評価モデルにより支えられている。モデルは、基本的価値を算出し、市場価格との違いを示している。

かかるモデルについては、上級投資専門家が参加する定期的投資委員会で議論され、課題として検討される。参考指標のデュレーションに比べより長期、中立または短期いずれのデュレーション・スタンスをとるべきか決定するにあたり、定性分析を定量分析との組合せを基礎とする。

イールドカーブのポジショニング

金利リスクに関する次のステップは、イールドカーブに沿ったポートフォリオのポジショニングである。原則として、イールドカーブは、より急勾配になった後により平坦になるかまたはイールドカーブ全体が同方向に上方もしくは下方に動く可能性がある。こうした動きを捉える3つの異なるイールドカーブ戦略を、「ブレット」戦略、「バーベル」戦略および「ラダー」戦略と区別する。イールドカーブに沿ってポートフォリオのポジションを取るため、評価モデルとともに投資専門家の経験豊富な判断に依拠する。市場全体の特別利益および価格予想は、イールドカーブの満期範囲に沿った同一基準の参考指標加重額である。実際、カーブのすべての満期時点についてこうした二種の

シグナルを得ることができる。これは、評価の観点から、投資につき最も魅力的であるかまたは最も魅力的ではない満期または満期範囲を見極める手助けとなる。投資専門家の市場行動分析を加味した上で、次に、参考指標から乖離するため目標イールドカーブ戦略を利用することができ、よって顧客のため付加価値を提供することができる。

セクター選択

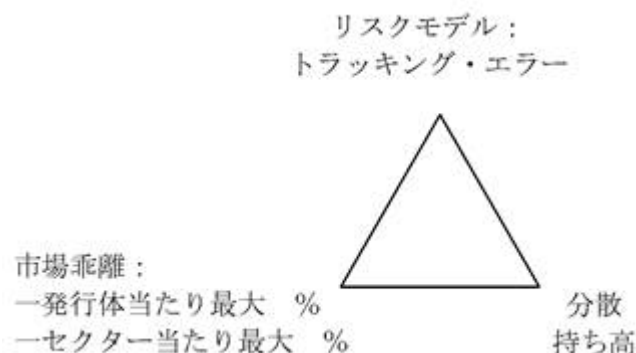
信用判断は、個々の銘柄の他、個々のセクターの選別を含む。セクターの選択により、投資運用会社は、政府、企業、国際機関／国家および担保付等の借り手のカテゴリーまたは公認格付機関により定められたクレジット・クオリティのカテゴリーへのポートフォリオの分類についてとらえでる。経験豊富な投資専門家の定性分析を用いて、個々のセクター間のリスクとリターンの相殺を特定することができ、これにより、参考指標に比べ一部セクターの組入比率を高くするかまたは低くする投資機会を創出することができる。

銘柄選別

銘柄選別は、投資プロセスにおける意思決定の最終段階を表す。プロセスにおける本段階の目標は、投資ユニバースから得た各銘柄証券の最適数で選択されたセクターを満たすことである。かかる有価証券は当該セクター特有のリスクを示すため、セクター内およびセクター全体での適切な分散が重要である。その指針となるのが、セクター特有のリスクの分散に必要な相関関係のない有価証券の数および最適組入比率を示す「分散スコア」分析である。定量分析に加え、上席ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・リサーチ・スタッフは、クレジット市場における最新の動向について定期的に協議する。各銘柄証券は、3要素、すなわち、信用見通し（経営、イベント・リスク等）、専門事項（流動性、供給量等）および評価（絶対および相対イールド・スプレッド）について分析される。

リスク管理

最適かつ選択的なリスクの引受けが、健全かつ積極的なポートフォリオ戦略の最も明確な二つの特徴である。投資の意思決定プロセスで成功するには、戦略上、見返りのありそうなリスクを引き受ける一方、適切に補償されそうにないリスク負担を避けることを確保しなければならない。リスク管理は単なるトラッキング・エラー・ツールというより広範な概念であり、これについて3つの重要なアプローチを実行している。



リスク管理の三角形の上記の3側面を同時に遂行することにより、予想されるトラッキング・エラーから実際にかなり乖離するリスクが確実に最低限に保たれる。ポートフォリオの保有銘柄数により主にコントロールされる銘柄特有リスクの十分な分散は、銘柄選別による付加価値と、同一銘柄が大惨事によりポートフォリオの運用成績に重大な影響を及ぼすリスクとを相殺することになる。ポートフォリオと参考指標の間で、デュレーションまたはスプレッド・デュレーション等の市場リスク・

エクスポージャーをコントロールすることにより、金融危機のような極端な市況においても、ポートフォリオの運用成績が参考指標の実績から大幅に乖離しないことが保証される。

③ 委員会その他の内部機関

リスク管理およびリスク・コントロール

リスク管理グループの重要な目的は、社内のポートフォリオ・マネジャーによるリスク調整後収益の最大化を手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびシステムは、投資プロセスに関連して開発される。特製リスク管理ツールの必要性から、既製のリスク管理商品への依拠からの脱却が促進された。すべての資産クラスのための意思決定プロセスと一致する最先端の独自モデルの開発に相当の資金が投入されている。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多数の資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜間に処理される。結果は、社内ネットを通じポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、正確かつ最新のリスク情報を受け取ることができる。

リスク・コントロールは、特に債務と評判のダメージを防止するため、資産運用業務における重要な側面である。最高基準のリスク識別、リスク管理およびリスク・コントロールは、事業グループの成功、評判および実力の継続にとって必要不可欠であり、このため、グループの経営陣およびスタッフは、最良の市場実務を展開し、これをすべてのリスク関連活動に応用することに専念する。

UBSアセット・マネジメントにおけるリスク管理は、強力な内部コントロールというファンダメンタルズに基づいており、これには適切な責任の分離を含む。UBSアセット・マネジメント内のリスク管理およびリスク・コントロールは、すべての事業分野とともに投資運用・リサーチ部門により遂行され、事業グループ内の強化されたリスク・コントロール機能により独立して監視されており、またグループはグループの最高リスク責任者との間で綿密に調整を行っている。

法務およびコンプライアンス

法務・コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門とは明確に分離されている。コンプライアンス担当役員および法務スタッフは、規制と業務手続の精査を行っている。さらに、顧客ガイドラインおよび契約上のコンプライアンスについて、定期的なポートフォリオ検討委員会が開催されている。

（４）【分配方針】

管理会社は、約款第10条に従い、年次決算の終了後に、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うか、およびその金額を決定する。分配は、収益（分配収入および利息収入）または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資家は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、分配型クラス受益証券（－d i s t クラス受益証券、－m d i s t クラス受益証券）より成長型クラス受益証券（－a c c クラス受益証券）の申込みを、選好する投資家もいる。成長型クラス受益証券（－a c c クラス受益証券）の収益および元本に関する投資家への課税時期が、分配型クラス受益証券（－d i s t クラス受益証券）の場合よりも、遅くなる場合がある。投資家は、個々の状況に関する税務面の助言のために、資格を有する専門家に相談すべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格から直ちに控除される。分配により、ファンドの純資産が2010年法が定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払を行うか、および分配金の支払を停止するかを決定する権限を有している。

支払日から5年以内に請求されない分配金および分配受益証券についての権限は消滅し、関係するサブ・ファンドまたはクラス受益証券に帰属する。かかるサブ・ファンドまたはクラス受益証券が既に清算されている場合、分配金および分配受益証券は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存するクラス受益証券に対して発生する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に一致するよう、収益平準化額を算出する。

「－a c c」を名称に含むクラス受益証券は、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行わない。

「－d i s t」を名称に含むクラス受益証券は、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行う。

「－m d i s t」を名称に含むクラス受益証券は、報酬および費用を控除した上で月次で分配を行うことができる。当該分配は、元本を原資として行うことができる。元本を原資とする分配により、サブ・ファンドに投資した投資家の当初の投資元本が目減りすることがある。また、収益を原資とする分配、または元本および／もしくはキャピタル・ゲインに関わる分配により、サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格が直ちに低下することがある。

分配の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

<参考情報>

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

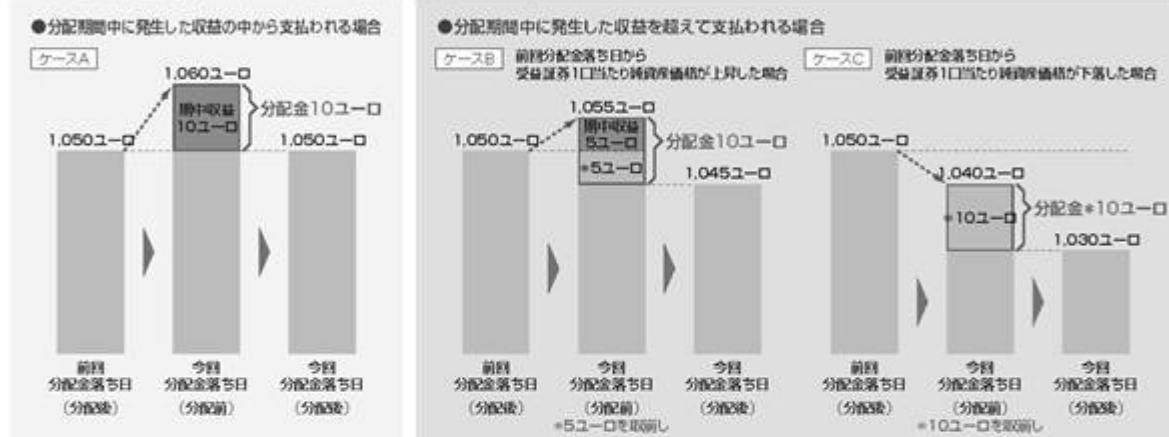
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※「分配期間」とはある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいいます。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注)上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんので留意下さい。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

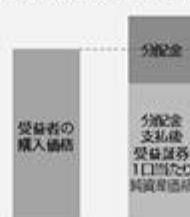
ケースA：分配金受取額10ユーロ+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 0ユーロ = 10ユーロ
 ケースB：分配金受取額10ユーロ+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲5ユーロ = 5ユーロ
 ケースC：分配金受取額10ユーロ+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲20ユーロ = ▲10ユーロ

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断下さい。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．ファンドが認可している投資対象

1.1 サブ・ファンドの投資対象は、主として、以下のものより構成されなければならない。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日付の欧州議会／理事会の通達2004／39／ECにより定義される規制を受ける市場に上場されるか、またはかかる市場で取引される有価証券および短期金融商品
 - b) 規制を受け、公認かつ公開の定期的に取りが行われるEU加盟国内の別の市場で取引される有価証券および短期金融市場商品。「EU加盟国」とは、欧州連合の加盟国をいう。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるものの、EU加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内において、EU加盟国に相当するとみなされる。
 - c) EU非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカもしくはオーストラレイシア諸国（以下「承認された国」という。）の公認かつ公開の定期的に取りが行われる別の市場で取引される、有価証券および短期金融商品
 - d) 新規発行される有価証券および短期金融商品。ただし、発行要項において、1.1項a) からc) に定める証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場申請を行い、かつ有価証券の発行から1年以内に申請が承認されることを要する旨を定めなければならない。
 - e) 2010年法に定義されるEU加盟国もしくはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、通達2009／65／ECに従い認可されるUCITSならびに／または通達2009／65／EC第1条（2）a) およびb) に規定されるその他のUCIの受益証券。ただし、以下を条件とする。
 - － かかるその他のUCIが、ヨーロッパ共同体法に基づき適用されるものと同等の健全性の監督に服することを求める法令に従い承認されているとCSSFが判断していること、および監督当局間の協力を確保するための十分な条項が存在すること。
 - － その他のUCIの受益者に与えられる保護水準が、ファンドの受益者に与えられる保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに有価証券および短期金融商品の空売りを規定する通達2009／65／ECの規定と同等の規定を適用すること。
 - － その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生する資産および負債、収益ならびに取引が評価されること。
 - － 受益証券が取得される予定のUCITSまたはこのような他のUCIが、その約款または設立文書に従い、その資産額の10%を上限として別のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できること。
- サブ・ファンドの投資方針に反する場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のUCITSまたはUCIの資産に投資することができる。
- f) 満期までの残存期間が12か月以下の、金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあるか、または（当該金融機関の登記上の事務所がEU非加盟国にある場合には）ルクセンブルグの監督当局がヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等であると判断する監督規則に従うことを条件とする。
 - g) 上記a)、b) およびc) に掲げる規制を受ける市場で取引される、現金等価物で決済される商品を含む、金融派生商品（「派生商品」）、ならびに／または証券取引所もしくは規制を受ける市場で取引されない派生商品（「OTC派生商品」）。ただし、以下を条件とする。
 - － 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致し、かつその目標の達成に適していること。

- － 投資対象が2010年法第41条（1）に規定される商品で、サブ・ファンドの投資方針に従い直接的にまたは他の既存のUCI／UCITSを通して間接的に投資を行うことができるマクロ経済指数、金利または為替レート等の金融指数であること。
 - － サブ・ファンドが、投資先の資産の適切な分散を通じて、サブ・ファンドに適用される後記「リスク分散」の項に記載される分散要件の遵守を徹底すること。
 - － OTC派生商品に関する取引の相手方当事者が健全性の監督に服し、金融監督委員会が承認する範疇に属し、かつ取締役会が明示的に承認している金融機関であること。取締役会による承認手続が、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成される原則に基づき、かつ特に同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に加え、取引相手方の資本提供の意思に関していること。取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること。
 - － OTC派生商品が、日次ベースで、信頼に値する検証可能な評価が行われ、ファンドの主導により、かつ公正価値で、バック・ツー・バック・ローン取引によりいつでも売却、清算、または決済できること。
 - － 取引相手方が、該当するサブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等）、または該当するOTC派生商品の原資産の構成に関する裁量権を付与されていないこと。
- h) 規制を受ける市場で取引されていない、2010年法第1条が定める短期金融場商品。ただし、かかる商品の発行証券または発行体は、投資者および投資対象の保護を定める規則による規制を受け、かつ、当該商品が以下の条件に従うものとする。
- － 政府、地域機関もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合（EU）もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、もしくは最低でも一つのEU加盟国が属する公的国際機関より発行または保証されていること。
 - － 1.1項a）、b）およびc）に記載される規制を受ける市場で有価証券が取引されている企業が発行体であること。
 - － ユーロッパ共同体法が定める基準に従う健全性の監督に服する機関、またはヨーロッパ共同体法による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSSFが判断する監督に服し、かつこれを遵守している機関により、発行または保証されていること。または、
 - － CSSFにより承認される範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。ただし、上記の箇条書き1番目、2番目または3番目に相当する投資者の保護が当該商品への投資に対して適用され、かつ、かかる発行体が、最低1,000万ユーロの株主資本を有し、第4回理事会通達78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成および公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場企業を擁し、その資金調達に責任を有するグループ内の法主体か、銀行が提供する与信枠を利用して債務証券による資金調達を行う法主体であることを条件とする。
- 1.2 各サブ・ファンドは、1.1項に定める投資制限に関わらず、サブ・ファンドの純資産額の10%を上限として、1.1項に記載される証券以外の証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的なリスクがファンドの組入銘柄の純資産総額を超えないことを確保しなければならない。各サブ・ファンドは、投資戦略の一環として、裏付商品の全般的なリスクが第2項に定める投資制限を越えないことを条件に、2.2項および2.3項の制限内で、派生商品に投資することができる。
- 1.4 各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがOTC派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項f)に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容エクスポージャーは、他の相手方との取引においては、5%まで引き下げられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金またはかかる金融機関のOTC派生商品の取引には、適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、
- － 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、
 - － かかる金融機関への預金、ならびに／または
 - － かかる金融機関を取引相手とするOTC派生商品
- を組み合わせて、純資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.3 上記に反し、下記が適用される。
- a) 2.1項に定める10%の上限は、欧州議会および欧州理事会のEU指令2019/2162第3条第1項におけるカバード・ボンドの定義に該当する債券、ならびにEU加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により2022年7月8日より前に発行された債務証券においては、25%まで引き上げられる。特に、2022年7月8日より前に発行されたかかる債券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。一サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。
- b) 10%の上限は、EU加盟国またはその地方機関、別の承認された国または一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する有価証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。
- 2.3項a) およびb) に記載の特別規定に該当する有価証券および短期金融商品は、上記40%のリスク分散の制限の算出には含まれない。
- c) 2.1項、2.2項、2.3項a) およびb) に記載される制限を累積してはならない。そのため、かかる各項で列挙される、同一金融機関の有価証券もしくは短期金融商品への投資、または当該機関の預金もしくは派生商品への投資が、特定のサブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。
- d) 理事会通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従う連結決算書の目的において同一グループに属する企業は、本項に定める投資制限の計算上、同一発行体とみなされなければならない。
- ただし、同一の企業グループの有価証券および短期金融商品への一サブ・ファンドによる投資の上限は、合計で当該サブ・ファンドの資産の20%とする。
- e) 管理会社は、リスク分散のために、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国またはその地方機関、別の承認されているOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は、少なくとも6銘柄の証券に分割しなければならず、同一発行体の有価証券または短期金融商品が、一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。
- 2.4 その他のUCITSまたは他のUCIへの投資には、以下の規定が適用される。

- a) 管理会社は、一サブ・ファンドの純資産の20%を上限として同一のUCITSまたは他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の実施上、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、独立した発行体とみなされるが、各サブ・ファンドが第三者に対して個別に責任を負うことを条件とする。
- b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資が、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。サブ・ファンドが投資するUCITSまたは他のUCIの資産は、2.1項、2.2項および2.3項に定める上限の算出の際には、含まれない。
- c) サブ・ファンドがその投資方針に従い、その資産の大半を他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、サブ・ファンド自身ならびにサブ・ファンドが投資する他のUCITSおよび／またはその他のUCIが請求する上限管理報酬は、後記「4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるか、または発行された受益証券を買付、取得および／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － 投資先のサブ・ファンド自身が、かかる投資先のサブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- － 取得される投資先のサブ・ファンドが、同一のUCIの他の投資先のサブ・ファンドの受益証券に投資できる自身の資産の上限が、その販売目論見書または定款に従い、10%を超えないこと。
- － 財務書類および定期報告書における適正な評価に関係なく、かかる有価証券に付随する議決権が、当該サブ・ファンドにより保有される期間中、停止されていること。
- － サブ・ファンドがこれらの有価証券を保有する限り、その価値が、いかなる場合にも、2010年法に従うサブ・ファンドの最低純資産の検証のために同法が定める純資産価格の計算に含まれないこと。
- － サブ・ファンドの水準、およびサブ・ファンドが投資する投資対象のサブ・ファンドの水準において、管理事務／買付または買戻しの手数料が重複して請求されないこと。

2.6 ファンドは、あるサブ・ファンドの方針が、当該サブ・ファンドの投資方針に従い、CSSFが承認する特定の株式または債券指数に連動することである場合、当該サブ・ファンドの資産の20%を上限として、同一発行体の株式および／または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- － 指数の構成が十分に分散されていること。
- － 指数がその参照市場の適切なベンチマークであること。
- － 指数が適切な方法で公表されていること。

例外的な市況、および特に一部の有価証券または短期金融商品の比率が高い、規制を受ける市場であることを理由に正当であると判断されることを条件に、上限を35%とする。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合に限り、認められる。

第1項および第2項が定める制限を、故意にではなく、または引受権行使の結果として超過する場合、管理会社は、受益者の最善の利益を図りつつ、事態の収拾を最優先するために、有価証券の売却に努めなければならない。

新たに設定されるサブ・ファンドは、リスク分散投資の原則を遵守し続けるという条件で、正式な認可を取得してから6か月間、特定のリスク分散の制限を逸れることができる。

3. 投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

3.1 継続的な販売が何らかの契約上の取決めにより制限される有価証券を、ファンドのために取得すること。

- 3.2 管理会社が、管理会社が運用する他の投資信託と共同で、当該発行体の経営に重大な影響を及ぼす権利を行使できるような議決権付の株式を取得すること。
- 3.3 以下の割合を超えて取得すること。
- － 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - － 同一発行体の債務証券の10%
 - － 同一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
 - － 同一発行体の短期金融商品の10%
- 上記の2番目から4番目について、債務商品または短期金融商品の総額ならびに発行済受益証券の純合計額を取得時に決定できない場合、かかる証券対象の証券の制限を遵守する必要はない。
- 以下の場合、3.2項および3.3項の規定の適用が免除される。
- － EU加盟国、その地方機関または別の承認された国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
 - － EU非加盟国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
 - － 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行する有価証券および短期金融商品
 - － EU非加盟国の法律において、かかる株式保有が当該EU非加盟国の発行体の有価証券への唯一の適法な投資方法である場合に、当該EU非加盟国を本拠地とする発行体の有価証券に主に投資する企業の株式。このような場合、2010年法を遵守しなければならない。
 - － 子会社が所在する国において、ファンドのみのために、受益者の請求による受益証券の買戻しに関する運用、助言、もしくは販売等の業務を行う子会社の株式
- 3.4 有価証券、短期金融証券または1.1項 f) および g) に列挙されるその他の商品の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証券を取得すること。
- 3.6 不動産への投資、および商品または商品契約の売買。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除く。
- － 外国通貨の買付のためのバック・ツー・バック・ローンによる借入れ
 - － 一時的な、かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のための借入れを認めること、または保証人になること。本制限は、全額払込済でない有価証券、短期金融商品または1.1項 e) 、 g) および h) に列挙されるその他の商品の取得を妨げるものではない。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令規制の遵守を徹底するために必要がある場合、受益者の利益のために、いつでも投資制限を追加する権限を有している。

4. 資産のプール

取締役会は、効率性のために特定のサブ・ファンドの資産の内部統合および／または共同管理を認めることができる。このような場合、異なるサブ・ファンドの資産を一括して管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して利用される。プールは公式のファンドではなく、受益者が直接プールを利用することはできない。

プール

取締役会は、複数のサブ・ファンド（かかる文脈上、「参加サブ・ファンド」という。）の組入資産のすべてまたは一部をプール形式で投資および運用することができる。このような資産プールは、各々の特定の参加サブ・ファンドから、現金およびその他の資産（これらの資産が該当するプールの投資方針に合致している場合に限る。）を資産プールに移し替えることにより、設定される。その

後、管理会社は、さらに資産プールへの移し替えを行うことができる。参加額の全額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

特定の資産プール内の参加サブ・ファンドの持分は、同じ価値を有する受益証券を基準にして算出される。資産プールを設定する際、取締役会は、想定上の受益証券の当初価値を（管理会社が適切であると判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）に相当する参加サブ・ファンドの想定上の受益証券に割り当てなければならない。その後、資産プールの純資産を既存の想定上の受益証券の口数で除すことにより、想定上の受益証券の価値を算出する。

追加の現金または資産が資産プールに拠出されるか、または資産プールから引き出される場合、関係する参加サブ・ファンドに配分される想定上の受益証券の口数は、資産プールに拠出されるか、または資産プールから引き出される現金または資産を、参加サブ・ファンドの資産プールにおける持分の現在価値で除すことにより算出される口数の分だけ、増減する。現金を資産プールに拠出する場合、計算目的上、税務費用ならびに現金投資のためのクロージング手数料および取得費用に充当するために管理会社が適切であると判断する金額を減額する。現金を引き出す場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を計上するためにその分の減額を行うことがある。

ある資産プール内の資産から発生する配当、利息および収益と同様のその他の配当が、当該プールに配分されると、純資産が増加する。ファンドが清算される場合、資産プールの資産は資産プール内の各々の持分に比例して参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営および管理費用を削減しつつ、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は一または複数のサブ・ファンドの資産のすべてまたは一部を別のサブ・ファンドまたはその他の投資信託の資産と一括して管理することを決定できる。以下の項において「共同管理ファンド」とは、ファンドおよびその各サブ・ファンド、ならびに共同管理の取決めが存在し得る一切のファンドをいう。「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従い管理される共同管理ファンドの資産全体をいう。

各投資運用会社は、共同管理契約の一環として、共同管理ファンドに関して統一的に、ファンドおよびファンドの各サブ・ファンドのポートフォリオ構成に影響を与える投資対象および資産の売却を決定する権限を有する。各々の共同管理ファンドは、共同管理資産の総評価額に対して自身の純資産が占める比率に相当する、共同管理資産における持分を有している。この保有比率（かかる文脈において、「持分割合」と称する。）は、共同管理の下で保有または取得されるすべての資産クラスに適用される。投資および／または売却に関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響を及ぼさないが、将来の投資分は当該割合により割り当てられる。資産を売却する場合、個々の共同管理ファンドが保有する割合に応じて共同管理資産から控除される。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがある場合、購入申込金は、申込みが行われる共同管理ファンドの調整後の持分割合を考慮した上で、各共同管理ファンドに配分され、このような調整が、かかる共同管理ファンドの純資産の増加に対応する。共同管理ファンド間で資産を移し替えると、各共同ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。同様に、ある共同管理ファンドが買戻請求を受ける場合、買戻しの現金が、買戻しが適用される共同管理ファンドの純資産の減少額を調整後の持分割合に基づき、共同管理ファンドの準備金から引き出される。この場合も、各共同ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。

受益者は、共同管理契約により、特定のサブ・ファンドの資産構成が、取締役会または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、別の共同管理ファンドに関連する事態（申込みおよび買戻し等）から影響を受ける可能性があるという事実、に留意すべきである。そのため、その他の点がすべて等しければ、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けると、当該サブ・ファンドの手元現金が増加する。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが買戻しを受け

ると、サブ・ファンドの手元現金が減少する。ただし、購入申込みおよび買戻しを、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドのために開設される購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことができる。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができ、かつ、管理会社または管理会社の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加の終了をいつでも決定できるため、当該サブ・ファンドは、ファンドおよび受益者の利益に悪影響を及ぼすおそれがある場合、ポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドに関連する買戻し、または別の共同管理ファンドに関連する（該当するサブ・ファンドに属するものとして計上できない）報酬および費用の支払の結果として生じる、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成の変更により、当該サブ・ファンドの投資制限の違反が起こり得る場合、該当する資産が上記の調整による影響を受けないようにするために、かかる資産は、変更の実施前に、共同管理契約の対象から外される。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従い投資される資産に限り、共同で管理される。これは、投資決定がすべての点において該当するサブ・ファンドの投資方針と一致することを徹底させるためである。共同管理資産は、同一の投資運用会社が投資および投資対象の売却の決定を行う権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限り、共同で管理される。これは、保管受託銀行が、2010年法およびその他の法規定に従いファンドおよびそのサブ・ファンドの義務を完全に履行できることを徹底させるためである。保管受託銀行は、常に、ファンドの資産をその他の共同管理資産と分別保管しなければならない。これにより、保管受託銀行は、いつでも、各サブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針が、個々のサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないため、共同管理ファンドの投資方針が、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも厳しい制限を受けることがある。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約の終了を決定することができる。

受益者は、いつでも、共同管理契約を締結している共同管理資産および共同管理ファンドの間合せ時点における比率を、管理会社の登記上の事務所に問い合わせることができる。

共同管理資産の構成と比率を年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、かつルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者、清算者、もしくは破産管財人に対してもサブ・ファンドの資産を利用させないことと、かかる資産の凍結を認めない各共同管理ファンドの権利が定められることを条件に、許可される。

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（「技法」）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。「証券金融取引のエクスポーチャー」の項に記載される技法は継続して適用されるが、市況に応じて証券貸付取引のエクスポーチャーの停止または低減を随時決定することができる。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借

主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

証券貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じ、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、貸付契約の締結時に少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグの法律の規定により認められる金融上の担保の形で発行されなければならない。クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア、または貸付証券の返済をファンドに保証する他の機関を通じて取引が行われる場合には、かかる担保は要求されない。

前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内でファンドに提供される担保の運用に対して適用されるものとする。前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの受益証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

ファンドに証券貸付の分野で業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで見直され、採用される。

現在、アームズレングスな状況で行われる証券貸付取引から取得する総収益の60%を該当するサブ・ファンドに貸方計上し、総収益の30%を継続的な証券貸付業務および担保の運用に責任を有する証券貸付のサービス提供者であるユービーエス・スイス・エイ・ジーが手数料として受領し、総収益の10%を取引の管理、継続的な運営業務および担保の預かり保管に責任を有する証券貸付のエージェントであるUBSヨーロッパSE、ルクセンブルグ支店が手数料として受領する。証券貸付プログラムの実行に伴うすべての手数料は、総収益に対する証券貸付のエージェントの取り分から払い出される。これにより証券貸付業務に関連して発生するすべての直接的および間接的な費用をカバーする。UBSヨーロッパSE、ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一部である。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびにファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付証券	
G10参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡 ^{**} を含む。）により発行された証券。	0 %
格付がA以上の債券。	2 %
国際的組織によって発行された証券。	2 %
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4 %
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4 %
株式	8 %

以下の指数に組み入れられている資本は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグ I D
オーストラリア (S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア (AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー (BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ (S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク (OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州 (Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド (OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス (CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ (DAX INDEX)	DAX
香港 (HANG SENG INDEX)	HSI
日本 (NIKKEI 225)	NKY
オランダ (AEX-Index)	AEX
ニュージーランド (NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー (OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール (Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン (OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス (SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス (SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）の格付が、これに相当するそれぞれの基準に合わせて利用されている。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの国が発行する無格付の債券も認められる。これらの債券に対してヘアカットは適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- (ii) 管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- (iii) 管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契

約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。

- (iv) ファンドがレポ契約を締結する場合、ファンドは、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、ファンドがいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- (vi) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

- (i) トータル・リターン・スワップにより取得される純リターンの100%（直接的および間接的な運営コスト／手数料を控除後）がサブ・ファンドに送金される。
- (ii) トータル・リターン・スワップに関連して発生するすべての直接的および間接的な運営コスト／手数料はファンドの年次および半期報告書に記載される会社に支払われる。
- (iii) トータル・リターン・スワップに関連して手数料を分担する取決めは締結されていない。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（これらの技法を利用しない場合等）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、前記「（１）投資方針」の「効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

① 公社債などの価格変動リスク

ファンドは、各種通貨建て公社債等への投資を行う。また、一部のファンドについては、スワップ等金融派生商品によりファンドの金利リスク感応度等の調整を行う。したがって、ファンドに組み入れられた公社債や金融派生商品等（以下、併せて「組入資産」という。）の値動きによりファンドの純資産価格は変動し、これにより投資元本に損失が生じることがある。なお、一般に、公社債などの市場価格は、金利が低下した場合には上昇傾向となり、金利の上昇局面では下落傾向となる。また、公社債の価格変動は、残存期間、発行体、証券の種類等に左右される。

② 為替リスク

ファンドは、世界各国の各種通貨建て公社債等に投資する各基準通貨建ての外国投資信託であり、その円換算資産価値は、為替レートの動向により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの円換算価値も大きく変動する場合がある。

為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

③ 信用リスク

ファンドの純資産価格は、組入資産の発行者や契約相手方の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価または市場の変化等により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。

④ 金融派生商品を用いた投資手法のリスク

管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主たる要因として、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方について、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ活用される。証券のワラントについても同様である。

一般的なりスク情報

リスクの注記

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なりスクの概要である。

－ 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

－ 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

－ ボラティリティ

新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなることがある。

－ 通貨の変動

サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

－ 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するため、多数の市場に投資する。

－ 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

－ 売買の制限

新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過したために、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家の収益、資本および配当への参加に対し、制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が、外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努力する。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。

－ 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で、先進国市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

以下のリスクは、特に、中華人民共和国（以下「PRC」という。）への投資に適用される。

中国銀行間債券市場（C I B M）において取引される投資対象に関するリスク情報

中国本土の債券市場は、銀行間債券市場と上場債券市場で構成されている。中国銀行間債券市場（以下「C I B M」という。）は、店頭（以下「O T C」という。）市場として1997年に開設され、中国における債券取引全体の90%を占めている。同市場では、主に、国債、社債、国有銀行が発行する債券および中期債務証券が取引されている。中国本土の適用ある規制に従い、C I B Mにおける直接投資を希望する海外機関投資家は、管轄機関における投資家の登録および口座開設について責任を負うオンショア決済代行機関を通じてこれを行うことができる。投資割当てに関する規制はない。

C I B Mは、現在、発展および国際化の段階にある。取引量が少ないことにより、市場ボラティリティが発生し、流動性が不足する可能性があるため、同市場で取引されている一部の債務証券の価格が大幅に変動する可能性がある。したがって、同市場に投資するサブ・ファンドは、流動性リスクおよび価格変動リスクにさらされ、中国本土の債券の取引により損失を被ることがある。特に、中国本土の債券の呼値スプレッドが広くなることがあり、したがって、かかる投資対象の売却により、当該サブ・ファンドにおいて多額の取引コストおよび換金コストが生じる場合がある。また、サブ・ファンドは、決済プロセスおよび取引相手方の不履行に関連するリスクを負うこともある。サブ・ファンドが、その時点で適切な証券の受渡しまたは支払いにより自らの義務を履行することができない取引相手方と取引を行う可能性がある。

C I B Mには、規制リスクもある。

ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてC I B Mで取引される投資対象に関するリスク情報

ボンドコネクト（債券通）とは、2017年7月に導入された、香港と中国本土の間で相互の債券市場にアクセスすることができる新しいスキーム（以下「ボンドコネクト」という。）である。ボンドコネクトは、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心（以下「C F E T S」という。）、中央国債登記結算有限責任公司（以下「C C D C」という。）、上海清算所（以下「S C H」という。）、香港証券取引所（以下「H K E x」という。）および香港証券保管決済機関（以下「C M U」という。）により始動された。中国本土の適用ある規制に従い、適格外国人投資家は、ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてC I B Mにおいて債券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクでは、投資割当ては課されない。ノースバウンド取引リンクの一環として、適格外国人投資家は、C F E T Sまたは中国人民銀行（以下「P B C」という。）により承認された他の機関を登録事務所に任命しなければならず、かかる任命により、適格外国人投資家はP B Cに登録することができる。

ノースバウンド取引リンクは、C F E T Sに接続された中国本土外の取引プラットフォームを利用し、適格外国人投資家は、ボンドコネクトによりC I B Mで債券の取引注文を出すことができる。H K E xおよびC F E T Sは、C F E T Sを通じて適格外国人投資家と中国本土の適格オンショアトレーダーの間の直接取引を可能にする電子取引サービスおよびプラットフォームを提供するために、オフショア債券電子取引プラットフォームと提携している。適格外国人投資家は、トレードウェブやブルームバークなどのオフショア債券電子取引プラットフォームを介して利用可能なノースバウンド取引リンクを通じて、C I B Mで債券の取引注文を出すことができる。その後、これらのプラットフォームは、投資家の呼値提示リクエストをC F E T Sに送信する。C F E T Sは、当該呼値提示リクエストを中国本土の適格オンショアトレーダー（マーケットメイキング業務に従事するマーケットメイカーおよびその他のブローカーを含む。）に対し広範囲に送信する。適格オンショアトレーダーは、C F E T Sを通じて当該呼値提示リクエストに応じ、その後、当該オフショア債券電子取引プラットフォームを通じて適格外国人投資家にレスポンスを送信する。適格外国人投資家が提示された呼値を承諾した場合は、C F E T Sにおいて当該取引が手仕舞いされる。

一方、ボンドコネクトを利用してC I B Mで取引されている債券の決済および保管は、オフショア預託機関であるCMUと、中国本土のオンショア預託機関兼清算機関であるCCDCおよびSCHの間にける決済・保管リンクを通じて実行される。決済リンクにおいて、CCDCまたはSCHは、約定されたオンショア取引をグロスベースで決済し、一方、CMUは、適格外国人投資家のために、適用ある規則に従い、CMU参加者からの債券決済指図の処理を行う。

中国本土の適用ある規制に従い、香港金融管理局（以下「HKMA」という。）により認可されたオフショア預託機関であるCMUは、PBCにより承認されたオンショア預託機関（すなわち、CCDCおよび香港銀行同業結算有限公司）に名義人口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、CMU名義で登録され、CMUは当該債券の名義人保有者となる。

資産の分別

ボンドコネクトの下では、資産は、オンショアおよびオフショアの中央証券預託機関（以下「C S D」という。）により、厳格に分けられた3つのレベルで保管される。ボンドコネクトを利用して取引を行う投資家は、自己の債券を、最終投資家の名義でオフショア預託機関により維持される個別勘定で保有することが義務付けられている。ボンドコネクトを利用して取得された債券は、HKMAの名義でCCDCのオンショア口座にて保有される。最終的に、投資家は、香港のCMUにおける分別口座の仕組みにより、当該債券の実質所有者となる。

清算および決済リスク

CMUおよびCCDCは清算ネットワークを構築しており、かかるネットワークにおいて、それぞれ他方の清算参加者となっている。これは、クロスボーダー取引の清算および決済の促進に資するものとなっている。一つの市場で開始されたクロスボーダー取引において、当該市場の清算機関は、自己の清算参加者との間で当該取引の清算／決済を行い、これと同時に、取引相手方の清算機関に対し、自己の清算参加者の清算および決済義務の履行を保証する。中国証券市場の国内清算機関として、CCDCは、包括的な債券の清算、決済および保管ネットワークを運営している。CCDCは、PBCにより承認され、監視下に置かれているリスク管理フレームワークおよび対策を構築している。CCDCによる債務不履行リスクは、極めて低いものと考えられる。清算参加者との契約に基づき、万が一CCDCが債務不履行に陥った場合、ボンドコネクトの債券に関するCMUの義務は、清算参加者によるCCDCに対する請求の主張を支援することに限定される。CMUは、利用可能な法的手段またはCCDCの清算により、未償還の債券および金額をCCDCから回収するよう誠実にあらゆる努力を尽くす。かかる場合、関連するサブ・ファンドにおいて、これらの金額の回収に遅れが生じることがある。一定の状況下において、関連するサブ・ファンドは、CCDCから損失を全額回復することができない場合がある。

規制リスク

ボンドコネクトは、これまでにない構想である。したがって、現段階における条件等はまだ実証されておらず、実際にどのように運用されるかは不透明である。また、現行の規制は変更（遡及適用される場合がある。）される可能性があるとともに、ボンドコネクトのスキームが恒久的であるとの保証はない。時が経過すれば、中国および香港の監督当局が、ボンドコネクトの下での事業活動、請求権の法律に基づく強制執行およびクロスボーダー取引に関連する新たな規制を導入する可能性がある。かかる変更が行われた場合、関連するサブ・ファンドが悪影響を受けることがある。マクロ経済政策の改革および変更（金融および財政政策に対するものなど）により、金利が影響を受けることがある。これにより、ポートフォリオにおいて保有されている債券の価格および利回りが悪影響を受ける可能性がある。

外国為替リスク

ボンドコネクトを利用してC I B Mで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、C I B M債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンドコネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト

(<http://www.chinabondconnect.com/en/index.htm>) 上で確認することができる。

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分をその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資する、ファンド・オブ・ファンズの仕組みになっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行う投資信託に比べて、分散水準が高いこと（またはリスクの分散）にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（投資先の投資信託）が厳しいリスク分散原則にも従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能になるので、個別の投資対象に固有のリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、ファンドの投資方針にできる限り従うことが求められる。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券への間接投資を行う。

既存の投資信託に投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資先のUCIおよび／またはUCITSの発行／買戻し手数料）が何重かで発生することがある。このような手数料および費用は、投資先の投資信託およびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

サブ・ファンドは、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、または共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。この場合、発行または買戻し手数料は、これらの受益証券の買付または買戻しに対して請求されない。

既存の投資信託に投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。

資産担保证券（ABS）／モーゲージ担保证券（MBS）の利用に関連するリスク

投資者は、資産担保证券（ABS）、モーゲージ担保证券（MBS）および商業用不動産担保证券（CMBS）への投資が非常に複雑で、かつ透明性が低くなる可能性があることに留意すべきである。これらの商品は、債権のプール（ABSの債権の場合は自動車もしくは学生ローンまたはクレジット

カード契約に起因するその他の債権である可能性がある。MBSまたはCMBSの場合は担保である。）のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点からプール内の債権の貸主から完全に独立している事業体により発行される。原債権（利息、債権の返済および一切の予定外の返済を含む。）からの支払のキャッシュフローは、商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層構造に伴う種々のトランシェを含む。かかる仕組みにより、トランシェ間の返済および予定外の特別返済の順位が決定される。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換のオプションが良くなるか悪くなるかにより原債権に対する返済計画にない特定の支払が上昇または低下したときに、投資者の返済または再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSにおけるサブ・ファンドの投資の平均期間は債券に設定された償還日とは異なることが多い。平均期間は一般的に最終償還日よりも短く、通常は証券の仕組みおよびキャッシュフローならびに／または借換、返済および不履行に関する借主の立場の優先順位に基づいている。

ABS/MBSは法的な仕組みが異なる別々の国で組成される。

ABS/MBSは投資適格格付であるか、投資適格格付未満であるか、または格付を付与されていない場合がある。

債務担保证券（CDO）／ローン担保证券（CLO）の利用に関連するリスク

投資者は、サブ・ファンドが債務担保证券（CDO）として知られる一定の種類の資産担保证券、または投資先がローンである場合にローン担保证券（CLO）に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは投資先の資産プールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ（エクイティ・トランシェ）まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

偶発転換債券への投資に伴うリスク

偶発転換債券とは、該当する特定の条件に従い、事前に定められた価格で株式資本に転換されるか、放棄されるかまたは事前に定められたトリガー・イベントの発生直後に価値が減額される可能性があるハイブリッド証券である。

偶発転換債券の利用により、流動性リスクおよび転換リスクを含む仕組み特有のリスクが生じる。場合によっては、発行体が転換証券を普通株式に転換するアレンジを行うことがある。転換証券が普通株式に転換されると、ファンドが普通株式に通常投資していなくても、これらの普通株式をそのポートフォリオ内で保有することになる。

偶発転換債券はトリガー・レベル・リスクも負担する。これらのトリガー・レベルはトリガー・レベルと自己資本比率の差額に応じて転換リスクの水準を調整および決定する。サブ・ファンドの投資運用会社は債務証券を株式資本に転換することを求められるトリガーを予測することが困難である可能性がある。

さらに、偶発転換債券は、資本構成逆転のリスクにさらされている。発行体の資本構成において、偶発転換債券は、原則として、伝統的な転換社債に劣後するものとして分類されている。場合によっては、偶発転換債券への投資者が元本を失うことになる一方で、株主はその後になって影響を受けるか、まったく影響を受けないことがある。

偶発転換債券の利用により、リターン・リスクおよび評価リスクにさらされることにも留意すべきである。偶発転換債券の評価は、発行体の信用力、自己資本比率の変動、偶発転換債券の需給状況、一般的な市況および利用可能な流動性、または発行体、発行体が営業活動を行う市場もしくは金融市場一般に影響を与える経済的、政治的事象等、多数の予測不可能な要因に影響される。

さらに、偶発転換債券は、利息の支払停止のリスクにさらされる。偶発転換債券の利払いは、発行体の裁量に基づくもので、いつでも、理由を問わず、期限の定めなく発行体により停止されることがある。任意での支払いの停止は支払いのデフォルトとはみなされない。利払いの再開または停止された利払いの事後的な支払いを要求することはできない。利払いには発行体の管轄官庁の承認も求められ、十分な支払資金を利用できる場合に停止されることがある。利払いを巡る不透明感の結果として、偶発転換債券の変動が大きくなる。利払いの停止の結果として価格が急落することがある。

偶発転換債券は期間延長リスクにもさらされる。偶発転換債券は無期限の商品で、管轄官庁による承認後に予め決められた日にのみ償還できる。サブ・ファンドが偶発転換債券に投資した元本が回収されるとの保証はない。

最後に、偶発転換債券は未知のリスクにさらされる。これは、当該商品が比較的新しく、その結果として市場および当該商品のための規制環境がいまだに進展中であるためである。したがって、偶発転換債券の市場全般がトリガーまたは発行体に関連する利払い遅延に対してどのような反応を示すかは不透明である。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引とは、それ自体は投資商品ではないが、その評価額が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および予測に基づく権利のことである。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを負う。

ただし、金融派生商品取引の特定の特徴により、上記のリスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、投資先の商品への投資に伴うリスクよりも高くなることがある。レバレッジを活用した金融派生商品の利用により、対象となるサブ・ファンドの純資産総額の変動が裏付商品への直接的な投資の結果として生じる変動よりも大きくなる可能性がある。したがって、裏付となる金融派生商品の価格変動が相対的に小さい場合であっても、レバレッジの効果により大きな損失が生じることがある。

そのため、金融派生商品の利用には、投資先の商品への理解だけではなく、金融派生商品取引そのものに関する深い知識が必要である。

取引所で取引される金融派生商品における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済機関が維持する日払制度に支えられ、この制度において、保証を求められる資産が計算される。公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品の場合には、これに相当する決済機関の保証がないため、管理会社は、潜在的な不履行リスクを評価するために、各取引相手方の信用力を考慮しなければならない。

一定の金融派生商品の売買が困難となる可能性があるため、流動性リスクも存在する。金融派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品の場合等）、一定の状況下で、取引の完全な履行が必ずしも可能ではないか、または追加費用の発生によってしかポジションを清算できないことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品がその投資先の資産、金利または指数に完全に連動しない可能性がある。金融派生商品取引の多くは複雑であり、主観的に評価されることが多い。不適切な評価により、取引相手方から求められる現金需要が上昇したり、各サブ・ファンドの評価額が損失を被ることがある。金融派生商品取引と、その源泉となる資産の金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、常にファンドの投資目的を達成するための効率的な方法であるとは限らず、ときに逆効果を及ぼすこともある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュフローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、受益証券の価格による影響を控除した受益証券のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれ未満の格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げると、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、

該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（「CDS」）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項が効果を発揮するとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的な市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイイールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイイールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイイールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイイールド債は、高格付けの債券よりも信用リスクおよび債務不履行リスクが高くなる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券よりも市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイイールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイイールド債は、規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行されることが頻繁にあり、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払えないことが多い。

効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券取引には、貸し付けた証券が適時に返却されないか、または返却できなくなるリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の不正確な評価、不利な市場変動、証券の発行体の信用格付の悪化、証券が取引される市場の流動性の低下、証券を保有する保管者の怠慢もしくは不履行、または法的契約の解除（例えば不履行を根拠とするもの）によるか否かに関係なく、証券の借主がサブ・ファンドが貸し付けた証券を返却しない場合、受領した証券が貸し付けた証券よりも低い金額で換金されるリスクがあり、これによりサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがある。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利

用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル	0%	0%	0%	0%	20%	50%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル	0%～20%	50%	0%	10%	20%	75%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）	0%～10%	40%	0%	10%	30%	75%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	0%～7%	15%	0%	10%	10%	50%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル・フレキシブル	0%～20%	50%	0%	10%	30%	75%

リスク管理

コミットメント手法およびバリュアット・リスク（VaR）法に従うリスク管理は、適用法および規制条項に基づき行われる。また、リスク管理手続は、上場投資信託（ETF）およびその他のUCITSの銘柄に関するESMAガイドラインについてのCSSF通達14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびに効率的なポートフォリオ運用のための技法および手段（後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項を参照のこと。）におけるリスク管理手続きの範囲内でも適用される。

レバレッジ

バリュアット・リスク（「VaR」）手法を利用するUCITSのレバレッジは、CSSF通達11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義されている。受益者は、かかる定義が人為的な高レバレッジを発生させる場合があること、およびこのようなレバレッジが、とりわけ以下の理由により、実際の経済的リスクを正確に反映していない可能性があることに、留意すべきである。

- 一 派生商品が投資またはヘッジ目的のいずれかのために利用されるか否かに関わらず、派生商品により、想定元本の総額による手法に従い算出されるレバレッジ額が上昇すること。

- ー 金利派生商品のデュレーションを考慮していないこと。その結果、短期金利の派生商品の経済的リスクが著しく低いにもかかわらず、短期金利の派生商品において長期金利の派生商品と同程度のレバレッジが発生する。

VaR手法に従うUCITSの経済的リスクは、UCITSのリスク管理プロセスの一部として決定される。ここには、（とりわけ）VaRの制限条項が含まれ、その中に派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクが含まれている。VaRは、包括的な資産査定テストのプログラムにより補完されている。

VaR手法を利用する各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に記載される範囲に収まる見通しである。レバレッジは、想定元本の総額と当該サブ・ファンドの純資産価格との間の比率で表示される。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドのレバレッジ額が大きくなることもある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジの 範囲	参考指標
UBS（Lux）ボンド・ファンド－オーストラリア・ドル	コミットメント手法	該当なし	該当なし
UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・フレキシブル	絶対VaR （バリュー・アット ・リスク）手法	0～10	該当なし
UBS（Lux）ボンド・ファンド－アジア・フレキシブル（米ドル）	相対VaR （バリュー・アット ・リスク）手法	0～2	JPモルガン・アジア・ クレジット・インデッ クス（JACI）USD
UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	コミットメント手法	該当なし	該当なし
UBS（Lux）ボンド・ファンド－グローバル・フレキシブル	絶対VaR （バリュー・アット ・リスク）手法	0～10	該当なし

担保の運用

ファンドは、店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドはまた、先物契約もしくはオプションを締結するか、またはその他の派生技法を利用する場合、店頭取引相手方が単一または複数の契約に基づく自らの債務を履行しない（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手方リスクは、有価証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後に）適切な期間内に換金が可能である金融商品のみを、担保として認めている。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変動する場合がある。

もっとも、それぞれの評価後、かかる担保は、必ず、（適切な場合は、追加の担保を請求すること）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していなければならない（値洗い）。管理会社は、当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。

管理会社は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託される流動性のある資金の投資方針の関連事項を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意を決定するものとする。管理会社は、かかる枠組み合意を定期的に見直し、適切な場合に容認する。

管理会社は、OTC派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、かかる商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定している。

OTC派生商品取引からの担保に対し、以下のヘアカットが認められる。

資産クラス	最小ヘアカット率 (時価に対する 控除率(%))
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0%
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（残存期間1年以内）	1%
上記と同等の基準を満たし、かつ平均的な残存期間（1年から5年）の商品	3%
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が長期（5年から10年）の商品	4%
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が超長期（10年超）の商品	5%
残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7%
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債（残存期間を問わない）	8%
残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

証券の貸付による担保として利用されるヘアカットは、該当ある場合、「5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載される。

担保として預託される有価証券が、各々の店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭取市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このような理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託される有価証券は、ファンドに代わり保管受託銀行が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、必ず、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に適切に分散する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の段落に関わらず、かつ2014年8月1日付のETFおよびその他のUCITS債券に関するESMAのガイドライン43（e）の修正点に従い、管理会社は、EU加盟国、一もしくは複数のEU加盟国の規制当局、EU非加盟国、または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際団体が発行または保証する、各種の譲渡性のある有価証券および短期金融商品により完全な担保を設定することができる。このような場合、ファンドは、必ず、少なくとも6つの異なる発行証券から有価証券を受領しなければならないが、いずれか一発行体の証券の上限が、各サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の適用除外規定を利用することを決定し、各サブ・ファンドの純資産の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスが発行または保証する国債から担保を受領する。

ファンドは、流動性のある資金として預託される担保に投資することができる。投資対象は、後記「（５）投資制限 １．ファンドが認可している投資 第1.1（f）項」に従う当座預金または通知預金、高格付の政府債、後記「５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定されるレポ契約（当該取引の相手方が、「１．ファンドが認可している投資 第1.1（f）項」が定める金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049が定める短期のマネー・マーケット・ファンドのみに限定される。

前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワーク内の破産および支払不能事由またはその他の信用関連事由により、担保に関連するファンドの権利行使が遅延またはその他の方法で制限されることがある。ファンドが当該契約に基づき店頭取引相手方から担保を提供されている場合、当該担保はファンドと店頭取引相手方との合意に基づき店頭取引相手方に移転されることになる。店頭取引相手方、保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用関連事由により、担保に関連するファンドの請求の権利または認定が遅延、制限、ひいては削減され、担保が当該債務をカバーするために予め提供されていたか否かにかかわらず、ファンドが、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなることもある。

（２）リスクに対する管理体制

前記「２ 投資方針、（３）運用体制」の「② 運用方針の意思決定プロセス、リスク管理」および「③ 委員会その他の内部機関、リスク管理およびリスク・コントロール」を参照のこと。

UBSアセット・マネジメントにおけるリスク管理体制は、職務の分離を始め、厳しい内部統制に基づいている。また、投資管理・調査部門を含むすべての部門がリスク管理を行い、グループ・チーフ・リスク・オフィサーのもとで、権限を与えられたリスク管理機能による独立したモニターを行っている。さらに、法務・コンプライアンス部門は、投資管理部門および顧客口座管理部門から完全に分離されている。

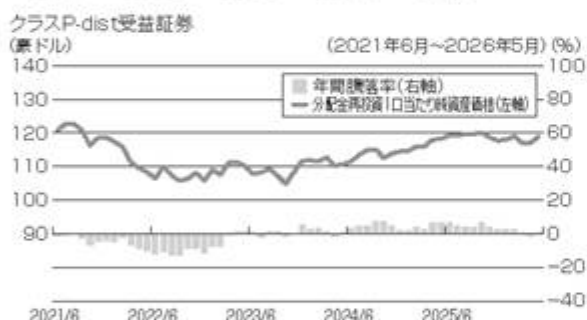
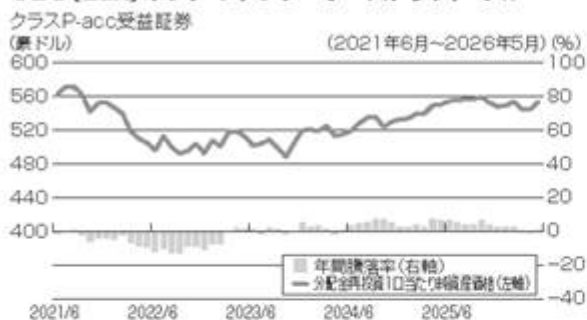
ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブルは、2016年1月1日以降、相対VaR（バリュエーション・アット・リスク）手法を用いていたが、2019年12月30日以降は絶対VaR（バリュエーション・アット・リスク）手法を用いている。UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）は、2019年12月30日以降、相対VaR（バリュエーション・アット・リスク）手法を用いている。UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル・フレキシブルは絶対VaR（バリュエーション・アット・リスク）手法を用いている。

(3) リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間総落率の推移

2021年6月～2026年5月までの期間におけるファンドの各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間総落率（各月末時点）の推移を示したものです。

UBS(Lux)ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

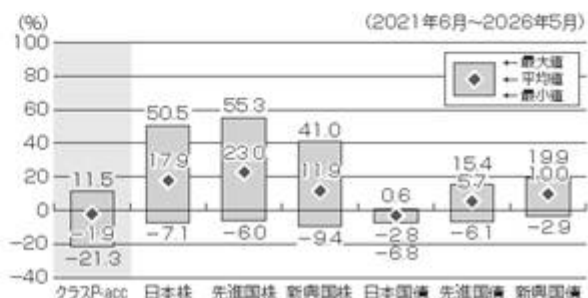
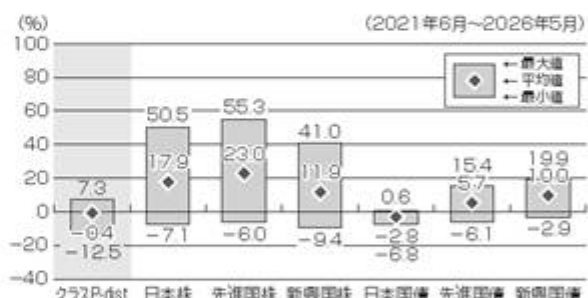
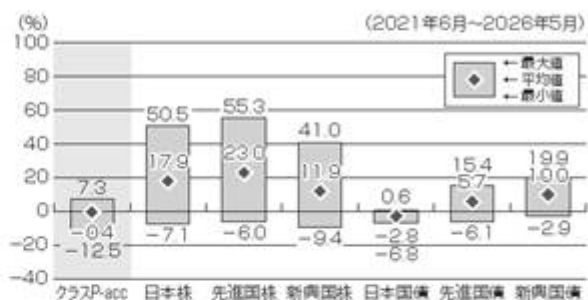


UBS(Lux)ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間総落率の比較

2021年6月～2026年5月の5年間にわたる年間総落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、ファンドの各クラス受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移



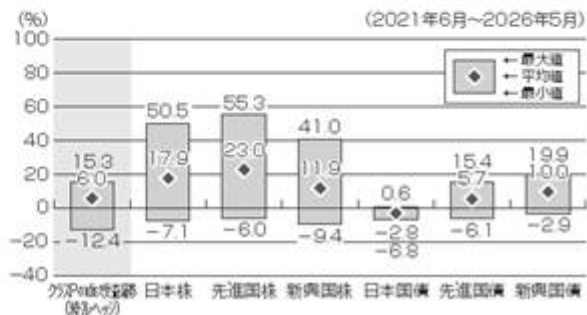
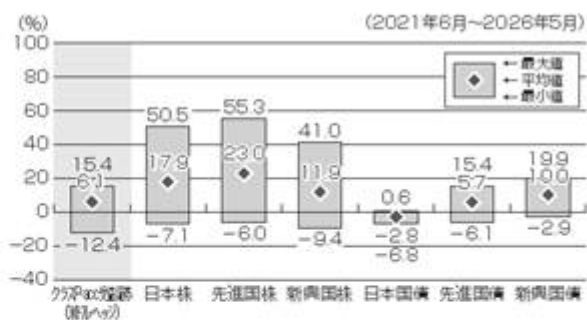
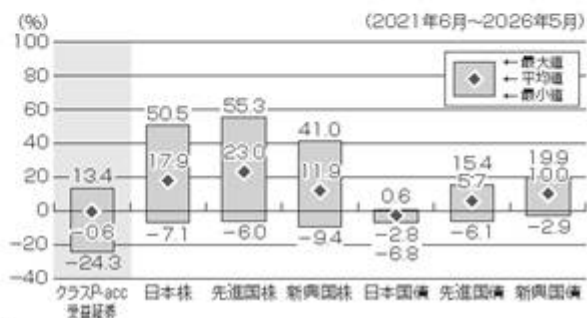
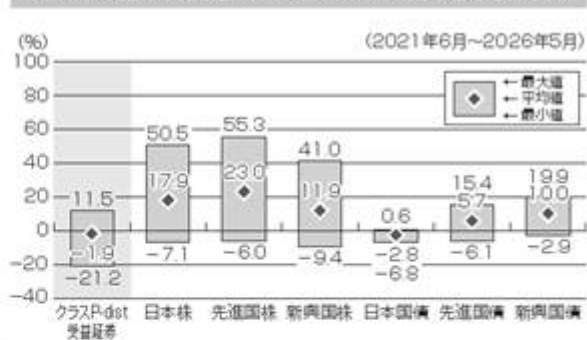
UBS(Lux)ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル(米ドル)



UBS(Lux)ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)



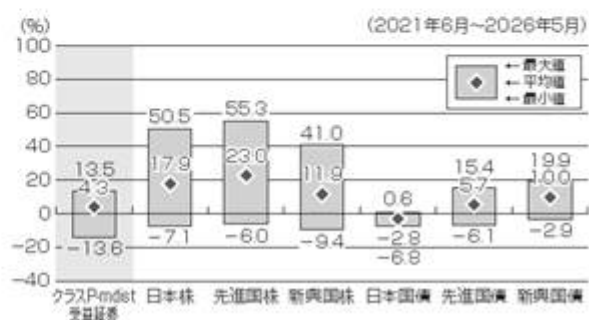
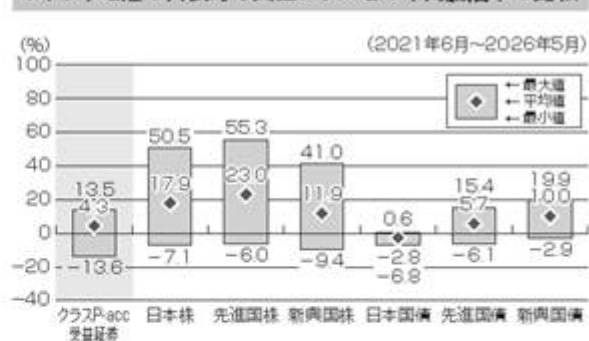
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所 Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・田松本法律事務所外国法共同事業所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金をファンドの各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。クラスP-dist受益証券、クラスP-mdist受益証券(米ドルヘッジ)およびクラスP-mdist受益証券では分配の支払が行われていますが、クラスP-acc受益証券では分配の支払が行われていません。
- ファンドの各クラス受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの各クラス受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX(配当込み)
先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株…S&P新興国総合指数
日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券の純資産総額に基づき算出される発行手数料（最大3.00%）とする。

② 日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の上限2.20%（税抜2.00%）である。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。具体的な手数料の金額または料率については本書「第一部 証券情報 （８）申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

② 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドの以下の規定に従い、ファンドの管理、管理事務、ポートフォリオ運用および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンドの純資産価額に基づき、ファンドの資産から上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。

かかる上限定率報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

定率報酬に実際に適用される最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率)	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率) 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
UBS (Lux) ボンド・ファンドー オーストラリア・ドル	年率0.900% (0.720%)	年率0.950% (0.760%)
UBS (Lux) ボンド・ファンドー ユーロ・フレキシブル	年率0.900% (0.720%)	年率0.950% (0.760%)
UBS (Lux) ボンド・ファンドー アジア・フレキシブル (米ドル)	年率1.300% (1.040%)	年率1.350% (1.080%)
UBS (Lux) ボンド・ファンドー ユーロ・ハイ・イールド (ユーロ)	年率1.260% (1.010%)	年率1.310% (1.050%)
UBS (Lux) ボンド・ファンドー グローバル・フレキシブル	年率1.140% (0.910%)	年率1.190% (0.950%)

(注) 括弧内の料率は、上限定率報酬料率の80%にあたる上限管理報酬料率を示している。

2026年3月31日に終了した会計年度中の報酬は、以下のとおりである。

サブ・ファンド名	報酬
----------	----

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル	1,373,827.32豪ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル	875,937.00ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）	2,124,985.79米ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	23,410,693.14ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル・フレキシブル	1,254,484.77スイス・フラン

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬には、以下の報酬およびファンドの資産から控除される追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「資産の評価」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）（外国の監査当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し（例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および／またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など）、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・投資者が保有するUBS集团投資スキームの資産総額、および／または
- ・投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

定率報酬を採用していない各々の業務提供会社の報酬規定の全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」の料率は、定率報酬の80%に定められている。

個々のサブ・ファンドに帰属する一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々のクラス受益証券に配分される費用は、当該クラス受益証券に請求される。

費用が一部またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産価額に比例して、かかる関係があるサブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの費用は、サブ・ファンドおよびかかる投資先の投資信託の双方において発生することがある。サブ・ファンドの資産を投資する投資先の投資信託の管理報酬の上限は、すべての販売手数料を考慮し、3%である。

直接的に、または管理会社自らの委託により、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じて間接的に運用している投資信託の受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドに対して、投資先の投資信託に関する発行または買戻手数料が請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料（KIID）に記載されている。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

2026年3月31日に終了した会計年度中のその他費用は、以下のとおりである。

サブ・ファンド名	その他の費用
UBS (Lux) ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル	148,113.02豪ドル
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル	4,768,861.89ユーロ
UBS (Lux) ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）	169,124.27米ドル
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	2,016,394.91ユーロ
UBS (Lux) ボンド・ファンドーグローバル・フレキシブル	8,206,881.93スイス・フラン

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限等を表示することができない。

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（i）UCITS通達2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS通達およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ii）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（iii）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF通達10/437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理環境を促し、投資主の利益を守り、かつかかる譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）／オルタナティブ投資ファンド（AIFs）の法人のリスク特性、約款および定款に従わないリスクを負担することを防いでいる。

かかる方針は、さらに、管理会社およびUCITS／AIFsの戦略、方針、価値および利益（利益相反の防止措置を含む。）の遵守を目指している。

この手法は、さらに、以下の項目に特に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスの評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、サブ・ファンドの長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、報酬の成功ベースの部分の実際の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ すべての人材の報酬が、固定報酬部分および変動報酬部分の間で、適切なバランスを取っている。固定報酬部分は、報酬総額のかなりの部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略（変動報酬部分を支払わない可能性を含む。）を認めている。ここには、変動報酬分を支払わないオプション規定が含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）を考慮した上で決定される。管理会社が、自身の裁量により、一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の重要な部分である。

UCITS通達2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において関連する開示を行うものとする。

受益者は、管理会社の直近の報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、

www.ubs.com/ame-regulatorydisclosuresで閲覧することができる。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

2026年8月31日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （i）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ii）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (iii) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (iv) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。）。

- (v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。

- (vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (i) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (iii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(iv) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。

(v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。

(vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^{（注）}に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%の軽減税率の適用を受けるための条件を充足しなくなる場合、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^{（注）}は0.05%の税率を課されることがある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付のEU規則2020/852の第3条において定義される、環境的に持続可能な経済活動に投資される純資産部分に対し、0.01%から0.04%（年率）の軽減税率の適用を受ける場合がある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該受益者がルクセンブルグに住所地もしくは居住地を有するか、または恒久的施設を維持しているか、あるいはルクセンブルグに以前居住し、かつファンドの受益証券の10%超を保有する場合は、この限りではない。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

情報自動交換－FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の投資信託として、ファンドは、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かつ当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供することを義務付けられ、さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資家が税務上の居住者となっている法域の税務当局と交換することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（「FATCA」）に基づき、ファンドは、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（「IGA」）に定義される特定米国人が所有する金融口座を米国財務省に報告するために作成された、徹底的なデューディリジェンスの実施および報告義務を遵守することを義務付けられている。ファンドが、上記の義務を遵守しない場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対して米国の源泉徴収税を徴収されることとなる。ファンドは、IGAに基づき、「遵守（Compliant）」と見なされ、特定米国人が所有する金融口座の身元確認を行い、かつルクセンブルグの税務当局に直接通知する場合、源泉徴収税を課されず、ルクセンブルグの税務当局は、これを受け、当該情報を米国内国歳入庁に提供する。

経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、共通報告基準（「CRS」）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関（ファンド等）は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、ファンドがFATCAおよびCRSに基づく義務を履行し、かつ当該情報を継続的に更新できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供する義務を負う。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負うことに留意する必要がある。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しない場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者に負担させることを徹底するため、投資者のファンドにおける保有資産に関して必要であると考える措置を講じることができる点に、留意する必要がある。また、上記により、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および／または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは償還について責任を負う場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、自らの税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（i）米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または（ii）一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関するすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の

法律に基づき、パートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人として設立される会社または信託を指している。本項は、米国内国歳入法に従わなければならない。

③ PRCの税制

C I B Mを通じてPRCの国内債券に直接投資することにより、サブ・ファンドは、PRC税務当局により課される源泉徴収税およびその他の税に服する可能性がある。

a) 法人所得税

PRCの一般税法に従い、サブ・ファンドがPRCの税務上の居住者とみなされる場合には、世界規模の課税所得に25%の法人所得税（以下「C I T」という。）を課される。サブ・ファンドがPRCに恒久的施設（以下「P E」という。）を有するPRCの税務上の非居住者とみなされる場合には、当該P Eに係る利益に25%のC I Tを課される。サブ・ファンドがPRCの税務上の非居住者とみなされ、かつ、そこにP Eを有しない場合、PRCの国内債券によるサブ・ファンドの所得は、通常、PRCで稼得した所得（受動的所得（例えば、利息）およびPRCの国内債券の譲渡から生じる利得を含むが、それらに限らない。）が適用ある二重課税防止条約または国内税法の特定の規定に従って源泉徴収所得税（以下「W I T」という。）を免除されない場合、かかる所得に10%のW I Tを課される。

投資運用会社は、サブ・ファンドが、C I Tの適用上、PRCの税務上の居住者またはPRCにP Eを有する税務上の非居住者として取り扱われない方法でサブ・ファンドを運営する予定である。ただし、このことは、PRCにおける税法および税務上の慣行に関する不確実性により、保証されるものではない。

利息

PRCの税法および税規則または関連する租税条約に明確な免税または減税についての規定がない場合、PRCにP Eを有しない税務上の非居住企業は、一般に、10%の源泉徴収税の形でC I Tを課される。

2018年11月22日、PRCの財政部（以下「M O F」という。）および国家税務総局（以下「S A T」という。）は、PRCの債券市場への投資から海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に関する税務問題に対処するため、財税2018年第108号通達（以下「通達第108号」という。）を共同で発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、PRCにP Eを有しない（またはPRCにP Eを有するが、PRCにおいて生じたかかる収入が事実上P Eに関連しない。）海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入は、一時的にC I Tを免除される。通達第108号に加えて、2021年11月22日にM O FおよびS A Tは、2025年12月31日まで通達第108号に基づく免除を延長する、M O F／S T A P N 2018年第34号（「P N第34号」）を共同で発表した。通達第108号およびP N第34号に基づくこの免除は一時的なものにすぎないため、2025年12月31日以後もかかる免除が適用されるかは不確かなままである。PRCの適用ある税法に従い、管轄権を有する国务院の財務局により発行された国債および／または国务院により承認された地方債の利息はC I Tを免除される。

キャピタル・ゲイン

外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに対する課税について明確な規則はない。明確な規則がない場合、C I Tの適用はPRCのC I Tに関する法律の一般税務規定に服することとなり、PRC税務当局の解釈次第となる。PRCの国内債券の処分に係るキャピタル・ゲインに関して、PRC税務当局は、かかるキャピタル・ゲインはPRCにおいて生じたとはみなされず、よってPRCにおいて適用されるW I Tを課されないと何度も口頭で指摘してきた。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインにW I Tは適用されていない。PRC税務当局が将来当該所得を課税することを決定した場合、投資運用会社はPRC税務

当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの居住者として取り扱い、PRCとルクセンブルグの二重課税条約に規定されているキャピタル・ゲイン税の免除を適用するよう要請するが、これは保証できない。

b) 増値税（以下「VAT」という。）

2016年5月1日に施行されたVAT改革の最終段階に関する財税[2016年]第36号通達（以下「通達第36号」という。）により、特別の免除規定が適用されない限り、2016年5月1日からPRCの国内証券の譲渡による利得にVATが課されることになった。

通達第36号および財税2016年第70号通達（以下「通達第70号」という。）に従い、中国人民銀行（以下「PBOC」という。）によりCIBMへの直接のアクセスを認められた海外機関投資家によるPRC国内債券の譲渡による利得は、VATを免除される。

外国人投資家が稼得したPRCの国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%のVATが課される（下記の通達第108号およびPN第34号に対する注記を参照のこと。）。通達第36号に従い、預金に係る利息収入にVATは課されず、国債に係る利息収入もVATを免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に中国の債券市場に投資した海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に対するVATの免除を規定し、PN第34号により2025年12月31日までさらに延長された。通達第108号およびPN第34号に基づきこの免除は一時的なものにすぎないため、2025年12月31日以後もかかる免除が適用されるかは不透明である。

VATが適用される場合、適用あるVATの最大12%に相当する追加税（都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。）も適用される。

PRCにおける税務リスク

（遡及的に適用される場合がある）サブ・ファンドによるPRCの証券への投資に係る実現キャピタル・ゲインおよび実現利息収入に関するPRCの適用ある税法および税規則ならびに現在の税務上の慣行には、リスクおよび不確実性が伴う。サブ・ファンドの税金債務が多額である場合、サブ・ファンドの価額に悪影響が及ぶ可能性がある。

サブ・ファンドの税金引当金の設定には、独立した専門家による税務上の助言に基づき策定された以下の原則が適用される。

－10%のWITについては、PRCの国債以外の国内債券に関して、PRCにおいて発行体による源泉徴収税としてWITを課されなかった2018年11月7日より前に稼得された利息収入に対して引当金を設定する。

－6.339%のVAT（加算税を含む。）については、PRCの国債以外の国内債券に関して、PRCにおいて発行体による源泉徴収税としてVATを課されなかった2018年11月7日より前に稼得された利息収入に対して引当金を設定する（このVATの制度は、2016年5月1日から適用されている。）。

サブ・ファンドの資産に係る実際の税金債務のうち税金引当金ではカバーされない部分は、サブ・ファンドの純資産価額から控除する。実際の税金債務は、税金引当金を下回る場合がある。投資者は、申込みおよび／または買戻しの時期によっては、税金引当金の不足による悪影響を被ることがある／剰余金の配分を受領する権利を有しない。受益者は、サブ・ファンドへの投資に係る自らの税金債務に関して自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

④ DAC6—報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（EU）2018/822（以下「DAC6」という。）が

発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6により課される要請は2020年7月1日までは適用されず、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントを報告しなければならない。同通達はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドは報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関して所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。これらの法規定は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

（オーストラリア・ドル）

（2026年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（%）
債券	オーストラリア	172,221,200.00	80.22
	米国	12,277,416.00	5.72
	スウェーデン	6,167,829.00	2.87
	イギリス	5,209,318.00	2.43
	国際機関	4,605,865.00	2.15
	カナダ	3,767,506.00	1.75
	ニュージーランド	3,201,840.00	1.49
	ルクセンブルグ	1,951,220.00	0.91
	オランダ	948,475.00	0.44
	小計	210,350,669.00	97.98
投資有価証券合計		210,350,669.00	97.98
現金・その他の資産（負債控除後）		4,339,403.19	2.02
合計 （純資産総額）		214,690,072.19 （約23,951百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）資産別及び地域別の投資状況は、各サブ・ファンドの資産がどのような商品にどれくらい投資されているかを示している。以下同じ。

（注3）本「5 運用状況」に記載されているファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

（ユーロ・フレキシブル）

（2026年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
債券	ニュージーランド	8,404,563.88	8.82
	イタリア	8,197,617.74	8.60
	ドイツ	7,381,629.93	7.74
	フランス	7,134,107.98	7.48
	米国	7,099,721.40	7.45
	オランダ	6,830,538.84	7.17
	スペイン	6,215,874.17	6.52
	イギリス	5,128,455.48	5.38
	ルクセンブルグ	3,848,532.23	4.04
	ベルギー	3,356,675.23	3.52
	オーストリア	2,883,303.42	3.02
	国際機関	2,342,375.61	2.46
	スロベニア	2,031,105.40	2.13
	ブラジル	1,962,021.67	2.06
	日本	1,891,677.22	1.98
	メキシコ	1,424,225.33	1.49
	オーストラリア	1,133,139.85	1.19
	スロバキア	1,099,416.64	1.15
	ポルトガル	1,079,658.92	1.13
	ポーランド	904,682.10	0.95
	スウェーデン	895,277.78	0.94
	ルーマニア	798,621.90	0.84
	カザフスタン	792,376.00	0.83
	アイルランド	735,545.58	0.77
	チリ	614,600.00	0.64
	リトアニア	508,320.45	0.53
	フィリピン	489,000.00	0.51
	インド	388,170.02	0.41
	ペルー	339,984.00	0.36
	エジプト	328,253.14	0.34
	コロンビア	327,009.72	0.34
	ノルウェー	276,830.37	0.29
	デンマーク	270,489.21	0.28
	エクアドル	220,225.80	0.23
	トルコ	218,518.35	0.23
	ケイマン諸島	187,269.98	0.20
	コートジボワール	186,490.43	0.20
	スイス	185,409.12	0.19
	ギリシャ	180,017.37	0.19

	チェコ共和国	175,130.90	0.18
	韓国	172,859.17	0.18
	バミューダ	156,907.50	0.16
	ロシア連邦	0.33	0.00
	小計	88,796,630.16	93.16
モーゲージ担保証券／ 資産担保証券／ その他割引債	米国	1,531,412.82	1.61
投資有価証券合計		90,328,042.98	94.77
現金・その他の資産（負債控除後）		4,988,902.66	5.23
合計 （純資産総額）		95,316,945.64 （約17,667百万円）	100.00

（アジア・フレキシブル（米ドル））

（2026年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
債券	香港	29,236,458.48	11.75
	ケイマン諸島	28,297,337.58	11.38
	シンガポール	28,124,089.28	11.31
	韓国	27,719,833.60	11.15
	日本	15,045,592.14	6.05
	英領ヴァージン諸島	12,482,675.33	5.02
	フィリピン	11,142,836.38	4.48
	インド	10,679,951.24	4.29
	イギリス	9,769,178.80	3.93
	タイ	8,365,085.55	3.36
	インドネシア	8,345,989.78	3.36
	マレーシア	4,879,273.20	1.96
	オーストラリア	4,471,518.28	1.80
	米国	3,755,097.50	1.51
	スリランカ	2,945,641.77	1.18
	中国	2,453,427.16	0.99
	パキスタン	2,129,503.12	0.86
	オランダ	1,753,507.00	0.71
	モンゴル	1,435,500.00	0.58
	マン島	986,250.00	0.40
	モーリシャス	745,240.00	0.30
	ジャージー	665,945.00	0.27
	バミューダ	513,875.12	0.21
	マカオ	505,965.50	0.20
	ルクセンブルグ	399,140.00	0.16
	小計	216,848,911.81	87.19
投資信託	香港	13,585,903.66	5.46
	ルクセンブルグ	9,314,483.90	3.75
	小計	22,900,387.56	9.21
短期金融商品	米国	3,981,925.00	1.60
投資有価証券合計		243,731,224.37	98.00
現金・その他の資産（負債控除後）		4,985,692.92	2.00
合計 （純資産総額）		248,716,917.29 （約40,389百万円）	100.00

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

（2026年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
債券	フランス	507,024,268.06	14.56
	イギリス	418,761,464.60	12.03
	ルクセンブルグ	409,544,973.61	11.76
	オランダ	368,765,188.54	10.59
	ドイツ	314,739,650.54	9.04
	イタリア	263,098,891.72	7.56
	スウェーデン	173,783,911.79	4.99
	米国	159,265,533.31	4.57
	スペイン	141,711,751.53	4.07
	ジャージー	99,035,691.17	2.84
	日本	98,844,130.52	2.84
	オーストリア	68,296,196.47	1.96
	アイルランド	67,176,221.73	1.93
	チェコ共和国	40,994,500.00	1.18
	ポルトガル	33,907,975.70	0.97
	ノルウェー	30,108,035.24	0.86
	パナマ	18,272,476.22	0.52
	エストニア	17,694,664.65	0.51
	多国籍	17,564,979.53	0.50
	デンマーク	14,886,314.76	0.43
	カナダ	14,776,475.04	0.42
	イスラエル	13,688,147.18	0.39
	フィンランド	11,760,455.28	0.34
	ギリシャ	10,390,257.47	0.30
	ルーマニア	8,028,882.00	0.23
	スロベニア	7,676,303.76	0.22
	ジブラルタル	6,448,587.17	0.19
	小計	3,336,245,927.59	95.83
投資信託	ルクセンブルグ	25,240,287.08	0.72
	アイルランド	108,500.00	0.00
	小計	25,348,787.08	0.73
投資有価証券合計		3,361,594,714.67	96.56
現金・その他の資産（負債控除後）		119,908,939.19	3.44
合計 （純資産総額）		3,481,503,653.86 （約645,297百万円）	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】
（オーストラリア・ドル）

（2026年５月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	満期日	口数／数量 (1,000)	取得価額 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
1	AUSTRALIA-REG-S 4.75000% 11-21.04.27	オーストラリア	債券	4.7500	2027年４月21日	6,000	6,041,400.00	6,007,740.00	2.80
2	AUSTRALIA-REG-S 1.00000% 20-21.12.30	オーストラリア	債券	1.0000	2030年12月21日	6,000	5,168,640.00	5,141,280.00	2.39
3	NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.35000% 23-19.09.28	米国	債券	5.3500	2028年９月19日	5,100	5,098,215.00	5,102,346.00	2.38
4	WESTPAC BANKING CORP-REG-S 4.80000% 23-16.02.28	オーストラリア	債券	4.8000	2028年２月16日	4,900	4,924,039.80	4,878,930.00	2.27
5	BENDIGO & ADELAIDE BANK LTD-REG-S 5.10000% 23-16.06.28	オーストラリア	債券	5.1000	2028年６月16日	4,800	4,821,288.00	4,800,048.00	2.24
6	QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 1.50000% 21-20.08.32	オーストラリア	債券	1.5000	2032年８月20日	5,500	4,621,208.00	4,468,420.00	2.08
7	BENDIGO & ADELAIDE BANK LTD 5.10000% 24-14.05.27	オーストラリア	債券	5.1000	2027年５月14日	4,300	4,323,137.00	4,297,936.00	2.00
8	BENDIGO&ADELAIDE BANK LTD-REG-S 4.95800% 24-28.11.29	オーストラリア	債券	4.9580	2029年11月28日	4,300	4,300,000.00	4,266,546.00	1.99
9	LLOYDS BANKING GROUP PLC 5.80200% 23-17.03.29	イギリス	債券	5.8020	2029年３月17日	3,700	3,765,529.90	3,723,643.00	1.73
10	QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 1.75000% 20-20.07.34	オーストラリア	債券	1.7500	2034年７月20日	4,800	3,578,592.00	3,681,408.00	1.71
11	REGISTRY FINANCE PTY LTD REG-S 5.47200% 24-19.12.31	オーストラリア	債券	5.4720	2031年12月19日	3,100	3,100,000.00	3,086,236.00	1.44
12	TREASURY CORP OF VICTORIA 1.50000% 20-20.11.30	オーストラリア	債券	1.5000	2030年11月20日	3,500	2,969,262.50	3,032,750.00	1.41
13	AUSTRALIA-REG-S 4.25000% 24-21.06.34	オーストラリア	債券	4.2500	2034年６月21日	3,000	3,060,928.18	2,902,110.00	1.35
14	TASMANIAN PUBLIC FINANCE-REG-S 2.50000% 21-21.01.33	オーストラリア	債券	2.5000	2033年１月21日	3,300	2,930,640.99	2,796,849.00	1.30
15	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 5.03000% 26-15.01.31	オーストラリア	債券	5.0300	2031年１月15日	2,800	2,800,000.00	2,778,216.00	1.29
16	TREASURY CORP OF VICTORIA 2.00000% 20-20.11.37	オーストラリア	債券	2.0000	2037年11月20日	4,000	2,762,827.92	2,764,960.00	1.29
17	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 1.75000% 21-20.03.34	オーストラリア	債券	1.7500	2034年３月20日	3,500	2,792,038.48	2,726,920.00	1.27
18	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 4.75000% 22-20.02.35	オーストラリア	債券	4.7500	2035年２月20日	2,800	2,820,274.05	2,693,908.00	1.25
19	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 3.50000% 17-20.11.37	オーストラリア	債券	3.5000	2037年11月20日	3,200	2,738,533.20	2,632,992.00	1.23
20	NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 4.45000% 25-05.09.30	米国	債券	4.4500	2030年９月５日	2,700	2,696,058.00	2,593,647.00	1.21
21	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.00000% 20-08.03.33	オーストラリア	債券	2.0000	2033年３月８日	3,100	2,659,389.40	2,556,198.00	1.19
22	PACIFIC NATIONAL FINANCE PTY LTD-REG-S 3.80000% 21-08.09.31	オーストラリア	債券	3.8000	2031年９月８日	2,900	2,673,022.95	2,549,622.00	1.19
23	AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	オーストラリア	債券	3.0000	2047年３月21日	3,500	3,353,561.55	2,506,630.00	1.17
24	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK GRP 4.95000% 24-05.02.29	オーストラリア	債券	4.9500	2029年２月５日	2,500	2,496,275.00	2,489,275.00	1.16
25	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION 4.40000% 23-13.01.28	国際機関	債券	4.4000	2028年１月13日	2,500	2,477,300.00	2,484,575.00	1.16
26	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 4.23900% 25-21.08.30	オーストラリア	債券	4.2390	2030年８月21日	2,500	2,500,000.00	2,409,150.00	1.12
27	SVENSKA HANDELSBANKEN 4.30000% 25-02.09.30	スウェーデン	債券	4.3000	2030年９月２日	2,500	2,492,325.00	2,408,825.00	1.12
28	AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 5.25000% 24-23.10.36	オーストラリア	債券	5.2500	2036年10月23日	2,400	2,401,337.74	2,326,200.00	1.08
29	AUSTRALIA-REG-S 2.000%/CPI LINKED 13-21.08.35	オーストラリア	債券	2.8234	2035年８月21日	1,700	2,292,875.00	2,309,960.00	1.08
30	CPPIB CAPITAL INC-REG-S 4.20000% 23-02.05.28	カナダ	債券	4.2000	2028年５月２日	2,300	2,300,460.00	2,280,381.00	1.06

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年５月末日現在）

種類	投資比率（％）
債券	97.98

（ユーロ・フレキシブル）

（2026年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	満期日	口数／数量 (1,000)	取得価額 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	NEW ZEALAND-REG-S 2.75000% 16-15.04.37	ニュージーランド	債券	2.7500	2037年4月15日	13,150	6,162,675.23	5,672,377.62	5.95
2	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 2.50000% 23-24.09.26	フランス	債券	2.5000	2026年9月24日	2,100	2,101,183.00	2,101,029.00	2.20
3	ITALY, REPUBLIC OF-BTP-REG-S 2.10000% 19-15.07.26	イタリア	債券	2.1000	2026年7月15日	2,000	1,999,240.00	1,999,740.00	2.10
4	ITALY, REPUBLIC OF-BTP-REG-S 3.10000% 24-28.08.26	イタリア	債券	3.1000	2026年8月28日	1,900	1,904,911.00	1,903,477.00	2.00
5	BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.90000% 15-22.06.38	ベルギー	債券	1.9000	2038年6月22日	2,230	2,427,013.06	1,855,052.26	1.95
6	AUSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.40000% 13-23.05.34	オーストリア	債券	2.4000	2034年5月23日	1,920	2,327,424.00	1,837,032.96	1.93
7	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 0.37500% 15-23.04.30	ドイツ	債券	0.3750	2030年4月23日	2,000	1,977,460.00	1,830,113.52	1.92
8	EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S STEP-UP 16-14.04.32	国際機関	債券	1.0000	2032年4月14日	2,000	2,073,800.00	1,801,722.00	1.89
9	ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 3.250% 14-01.09.46	イタリア	債券	3.2500	2046年9月1日	2,050	2,624,107.06	1,780,744.80	1.87
10	NEW ZEALAND 1.75000% 20-15.05.41	ニュージーランド	債券	1.7500	2041年5月15日	5,100	2,128,407.69	1,750,595.31	1.84
11	SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.70000% 18-31.10.48	スペイン	債券	2.7000	2048年10月31日	2,100	2,845,594.01	1,719,644.36	1.80
12	FMS WERTMANAGEMENT-REG-S 0.37500% 15-29.04.30	ドイツ	債券	0.3750	2030年4月29日	1,800	1,745,436.55	1,630,082.07	1.71
13	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 3.25000% 12-25.05.45	フランス	債券	3.2500	2045年5月25日	1,700	2,485,212.00	1,508,756.80	1.58
14	SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 1.50000% 15-25.03.35	スロベニア	債券	1.5000	2035年3月25日	1,600	1,611,478.41	1,397,373.04	1.47
15	BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 10.00000% 24-01.01.35	ブラジル	債券	10.0000	2035年1月1日	10	1,237,591.26	1,369,935.89	1.44
16	MEXICO, UNITED MEXICAN STATES 7.75000% 11-13.11.42	メキシコ	債券	7.7500	2042年11月13日	300	1,149,633.77	1,255,933.63	1.32
17	COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 1.50000% 18-26.04.38	オランダ	債券	1.5000	2038年4月26日	1,500	1,498,710.00	1,217,493.39	1.28
18	EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FAC-REG-S 1.80000% 17-10.07.48	ルクセンブルグ	債券	1.8000	2048年7月10日	1,700	1,818,660.00	1,207,642.04	1.27
19	ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 2.70000% 16-01.03.47	イタリア	債券	2.7000	2047年3月1日	1,300	1,260,519.00	1,027,145.60	1.08
20	SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.85000% 19-30.07.35	スペイン	債券	1.8500	2035年7月30日	1,150	1,131,940.00	1,024,496.86	1.07
21	BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.00000% 15-22.06.31	ベルギー	債券	1.0000	2031年6月22日	1,100	1,072,467.00	1,004,026.19	1.05
22	GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A VAR 17-01.01.43	米国	モーゲージ担保証券／資産保証証券／その他割引債	3.5406	2043年1月1日	1,225	1,119,058.20	981,570.42	1.03
23	JAPAN 0.80000% 18-20.03.58	日本	債券	0.8000	2058年3月20日	400,000	1,653,468.89	968,095.64	1.02
24	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 2.50000% 13-25.05.30	フランス	債券	2.5000	2030年5月25日	900	895,132.50	888,496.20	0.93
25	SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.95000% 15-30.07.30	スペイン	債券	1.9500	2030年7月30日	900	832,635.00	873,311.23	0.92
26	WESTPAC BANKING CORP-REG-S 0.01000% 21-22.09.28	オーストラリア	債券	0.0100	2028年9月22日	925	929,995.00	867,624.88	0.91
27	SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.90000% 16-31.10.46	スペイン	債券	2.9000	2046年10月31日	1,000	1,234,147.42	862,218.00	0.90
28	KAZAKHSTAN, REPUBLIC OF-REG-S 2.37500% 18-09.11.28	カザフスタン	債券	2.3750	2028年11月9日	800	914,260.00	792,376.00	0.83
29	SLOVAKIA, REPUBLIC OF-REG-S 0.75000% 19-09.04.30	スロバキア	債券	0.7500	2030年4月9日	800	847,432.00	740,421.78	0.78
30	IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.70000% 17-15.05.37	アイルランド	債券	1.7000	2037年5月15日	850	977,081.50	735,545.52	0.77

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年5月末日現在）

種類	投資比率（%）
債券	93.16
モーゲージ担保証券／資産保証証券／その他割引債	1.61

（アジア・フレキシブル（米ドル））

（2026年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期日	口数／数量 （1,000）	取得価額 （米ドル）		時価 （米ドル）		投資比率 （%）
							単価	金額	単価	金額	
1	UBS (HK) FUND SERIES - ASIA INCOME BOND (USD) -E USD ACC	香港	投資信託	—	—	1.37	10,000.02	13,700,028.77	9,916.72	13,585,903.66	5.46
2	UBS (LUX) BD SICAV-EMERGIN ECONOMIES LOC CUR BD (USD) -I-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	38.30	114.53	4,386,662.00	121.75	4,663,025.00	1.87
3	UBS (LUX) BOND SICAV- ASIAN INVEST GRADE BONDS(USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	0.33	10,000.00	3,300,000.00	14,095.33	4,651,458.90	1.87
4	SINGAPORE AIRLINES-REG-S 3.37500% 22-19.01.29	シンガポール	債券	3.3750	2029年1月19日	4,400	0.96	4,220,398.69	0.97	4,264,359.26	1.71
5	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 15.01.26-16.07.26	米国	短期金融商品	0.0000	2026年7月16日	4,000	0.99	3,963,544.39	1.00	3,981,925.00	1.60
6	DEVELOPMENT BK OF THE PHILIPPINES-REG-S 2.37500% 21-11.03.31	フィリピン	債券	2.3750	2031年3月11日	4,100	0.87	3,557,907.99	0.90	3,677,618.00	1.48
7	KUAISHOU TECHNOLOGY-REG-S 4.75000% 26-22.01.36	ケイマン諸島	債券	4.7500	2036年1月22日	3,250	0.98	3,187,832.50	0.97	3,150,160.00	1.27
8	MTR CORP LTD-REG-S 5.25000% 25-01.04.55	香港	債券	5.2500	2055年4月1日	3,100	1.01	3,118,061.00	1.00	3,105,697.80	1.25
9	PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 5.34000% 25-03.04.35	マレーシア	債券	5.3400	2035年4月3日	3,000	1.04	3,106,443.00	1.03	3,092,261.70	1.24
10	DAH SING BANK LTD-REG-S-SUB 3.000%/VAR 21-02.11.31	香港	債券	3.0000	2031年11月2日	2,800	0.98	2,730,588.00	0.99	2,777,438.27	1.12
11	TEMASEK FINANCIAL I LTD-REG-S 2.37500% 21-02.08.41	シンガポール	債券	2.3750	2041年8月2日	3,750	0.73	2,725,287.50	0.73	2,735,147.97	1.10
12	SOFTBANK CORP-REG-S 5.33200% 25-09.07.35	日本	債券	5.3320	2035年7月9日	2,600	1.02	2,642,484.00	0.99	2,580,465.27	1.04
13	BANGKOK BANK PCL/HONG KONG-REG-S-SUB 6.056%/VAR 25-25.03.40	タイ	債券	6.0560	2040年3月25日	2,500	1.01	2,533,650.00	1.02	2,540,425.00	1.02
14	LENOVO GROUP LTD-REG-S 6.53600% 22-27.07.32	香港	債券	6.5360	2032年7月27日	2,350	1.07	2,506,516.27	1.08	2,536,449.00	1.02
15	LG CHEM LTD-REG-S 1.60000% 23-18.07.30	韓国	債券	1.6000	2030年7月18日	2,500	0.95	2,378,574.92	1.00	2,493,400.00	1.00
16	SINGTEL GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 2.37500% 19-28.08.29	シンガポール	債券	2.3750	2029年8月28日	2,600	0.95	2,471,326.00	0.94	2,449,143.29	0.98
17	PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT-REG-S 6.15000% 18-21.05.48	インドネシア	債券	6.1500	2048年5月21日	2,500	1.00	2,490,000.00	0.97	2,419,725.00	0.97
18	JERA CO INC-REG-S 4.54400% 25-02.09.30	日本	債券	4.5440	2030年9月2日	2,400	1.00	2,405,736.00	0.98	2,362,593.60	0.95
19	BANK OF EAST ASIA LTD/THE-REG-S 5.375%/VAR 26-13.05.32	香港	債券	5.3750	2032年5月13日	2,305	1.00	2,309,955.35	1.00	2,312,383.91	0.93
20	SINGAPORE EXCHANGE LTD-REG-S 1.23400% 21-03.09.26	シンガポール	債券	1.2340	2026年9月3日	2,275	0.99	2,246,470.00	0.99	2,257,891.22	0.91
21	RELiance INDUSTRIES LTD-REG-S 3.62500% 22-12.01.52	インド	債券	3.6250	2052年1月12日	2,900	0.71	2,068,367.03	0.72	2,081,272.00	0.84
22	GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S 2.98000% 21-18.03.31	タイ	債券	2.9800	2031年3月18日	2,300	0.90	2,081,325.31	0.90	2,074,025.00	0.83
23	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GRP INC-SUB 5.334%/VAR 26-03.03.41	日本	債券	5.3340	2041年3月3日	2,100	1.00	2,100,000.00	0.98	2,056,453.29	0.83
24	INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 5.10000% 24-10.02.54	インドネシア	債券	5.1000	2054年2月10日	2,200	0.98	2,152,256.13	0.93	2,035,000.00	0.82
25	CLIFFORD CAPITAL HOLDINGS PTE LTD-REG-S 3.97000% 25-30.09.28	シンガポール	債券	3.9700	2028年9月30日	2,000	1.00	2,000,000.00	0.99	1,981,894.48	0.80
26	CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 3.00000% 20-22.09.30	香港	債券	3.0000	2030年9月22日	2,100	0.89	1,874,880.00	0.94	1,974,010.50	0.79
27	SUMITOMO MITSUI TRUST GROUP-REG-S-SUB 5.416%/VAR 25-11.09.36	日本	債券	5.4160	2036年9月11日	2,000	0.98	1,966,020.00	0.99	1,971,477.09	0.79
28	PRUDENTIAL FUNDING PLC-REG-S-SUB 2.950%/VAR 21-03.11.33	イギリス	債券	2.9500	2033年11月3日	2,000	0.96	1,913,800.00	0.96	1,916,628.22	0.77
29	HUTCHISON WHAMPOA INTL 03/33 LTD-REG-S 7.45000% 03-24.11.33	ケイマン諸島	債券	7.4500	2033年11月24日	1,650	1.17	1,922,513.51	1.16	1,912,457.24	0.77
30	SK ON CO LTD-REG-S 4.37500% 26-07.05.29	韓国	債券	4.3750	2029年5月7日	1,900	1.00	1,896,561.00	1.00	1,892,761.00	0.76

種別別投資比率（全銘柄）

（2026年5月末日現在）

種類	投資比率（%）
債券	87.19
投資信託	9.21
短期金融商品	1.60

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

（2026年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期日	口数／数量（1,000）	取得価額（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
							単価	金額	単価	金額	
1	ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 7.00000% 25-12.06.30	オランダ	債券	7.0000	2030年6月12日	53,700.00	1.03	55,102,671.82	1.07	57,202,652.31	1.64
2	NIDDA HEALTHCARE HOLDING GMBH-REG-S 5.62500% 24-21.02.30	ドイツ	債券	5.6250	2030年2月21日	51,069.00	1.02	52,261,688.60	1.02	51,849,656.06	1.49
3	PINNACLE BIDCO PLC-REG-S 10.00000% 23-11.10.28	イギリス	債券	10.0000	2028年10月11日	36,859.00	1.22	44,848,952.68	1.20	44,302,152.02	1.27
4	ALTICE FRANCE SA-REG-S 7.25000% 25-01.11.29	フランス	債券	7.2500	2029年11月1日	41,473.68	1.10	45,451,124.70	0.99	41,101,517.54	1.18
5	CZECHOSLOVAK GROUP AS-REG-S 5.25000% 25-10.01.31	チェコ共和国	債券	5.2500	2031年1月10日	40,240.00	1.03	41,507,092.00	1.02	40,994,500.00	1.18
6	ARDONAGH FINCO LTD-REG-S 6.87500% 24-15.02.31	ジャージー	債券	6.8750	2031年2月15日	40,735.00	1.02	41,692,308.05	1.00	40,841,949.74	1.17
7	LIMC FINCO 2 SARL-REG-S(PIK) 9.37500% 25-15.05.30	ルクセンブルグ	債券	9.3750	2030年9月15日	39,301.04	1.03	40,533,425.01	1.04	40,831,908.57	1.17
8	GRIFOLS SA-REG-S 7.50000% 24-01.05.30	スペイン	債券	7.5000	2030年5月1日	62,130.00	0.65	40,134,677.02	0.64	39,810,254.37	1.14
9	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 7.87500% 23-15.09.31	オランダ	債券	7.8750	2031年9月15日	33,710.00	1.20	40,478,106.10	1.17	39,440,700.00	1.13
10	RAKUTEN GROUP INC-REG-S-SUB 4.250%VAR 21-PRP	日本	債券	4.2500	2099年12月31日	39,395.00	0.93	36,744,521.51	0.99	38,955,089.44	1.12
11	GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 0.00000% 16-15.08.26	ドイツ	債券	0.0000	2026年8月15日	34,960.00	0.99	34,652,002.40	1.00	34,806,036.16	1.00
12	AEGIS LUX 1A SARL-REG-S(PIK) 5.62500% 25-29.10.31	ルクセンブルグ	債券	5.6250	2031年10月29日	30,605.00	1.00	30,708,436.00	1.01	31,039,499.19	0.89
13	BAYER AG-REG-S-SUB 7.000%/VAR 23-25.09.83	ドイツ	債券	7.0000	2083年9月25日	28,100.00	1.08	30,306,607.00	1.10	30,882,363.65	0.89
14	CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 4.875%/VAR 20-PRP	ルクセンブルグ	債券	4.8750	2099年12月31日	31,195.00	0.84	26,102,087.44	0.96	30,056,382.50	0.86
15	UNITED GROUP BV-REG-S 6.500000% 24-31.10.31	オランダ	債券	6.5000	2031年10月31日	28,585.00	1.01	28,825,127.75	1.03	29,321,532.54	0.84
16	HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 6.250%/VAR 24-PRP	スウェーデン	債券	6.2500	2099年12月31日	27,810.00	1.00	27,822,069.10	1.03	28,593,841.54	0.82
17	INEOS FINANCE PLC-REG-S 7.25000% 25-31.03.31	イギリス	債券	7.2500	2031年3月31日	28,950.00	0.90	26,051,112.35	0.97	28,190,275.57	0.81
18	SES SA-REG-S-SUB 5.500%/VAR 24-12.09.54	ルクセンブルグ	債券	5.5000	2054年9月12日	27,420.00	0.95	26,152,949.50	1.01	27,769,572.09	0.80
19	CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 7.500%/VAR 25-PRP	ルクセンブルグ	債券	7.5000	2099年12月31日	29,328.00	0.78	22,948,630.21	0.93	27,289,410.72	0.78
20	CARNIVAL PLC-REG-S 4.12500% 25-15.07.31	イギリス	債券	4.1250	2031年7月15日	27,150.00	1.01	27,390,635.90	1.00	27,031,841.57	0.78
21	AROUNDTOWN FINANCE SARL-SUB 5.000%/VAR 24-PRP	ルクセンブルグ	債券	5.0000	2099年12月31日	27,525.00	0.82	22,703,527.74	0.97	26,653,124.43	0.77
22	NEOPHARMED GENTILI SPA-REG-S 7.12500% 24-08.04.30	イタリア	債券	7.1250	2030年4月8日	25,505.00	1.03	26,201,810.01	1.03	26,390,444.34	0.76
23	WEBUILD SPA-REG-S 4.12500% 25-03.07.31	イタリア	債券	4.1250	2031年7月3日	26,195.00	1.00	26,265,565.70	1.00	26,156,985.82	0.75
24	STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.250%/VAR 26-PRP	オランダ	債券	6.2500	2099年12月31日	25,885.00	0.99	25,553,604.05	0.99	25,705,653.19	0.74
25	ATOS SE-REG-S STEP-UP 24-18.12.29	フランス	債券	9.3600	2029年12月18日	22,098.47	1.07	23,659,374.97	1.15	25,462,634.90	0.73
26	UBS(LUX)KEY SELECTION SICAV-EUROPEAN FINANCI DEBT(EUR)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	1.96	10,456.38	20,536,330.52	12,851.47	25,240,287.08	0.72
27	VAR ENERGI ASA-REG-S-SUB 7.862%/VAR 23-15.11.83	ノルウェー	債券	7.8620	2083年11月15日	23,230.00	1.08	25,011,662.00	1.09	25,218,704.04	0.72
28	INEOS FINANCE PLC-REG-S 7.87500% 26-15.11.31	イギリス	債券	7.8750	2031年11月15日	24,665.00	1.00	24,677,317.50	0.99	24,421,173.65	0.70
29	NISSAN MOTOR CO LTD-REG-S 5.25000% 25-17.07.29	日本	債券	5.2500	2029年7月17日	23,835.00	1.00	23,887,347.49	1.01	24,118,738.99	0.69
30	OAK-EAGLE ACQUIRECO INC-REG-S 6.25000% 26-01.07.33	米国	債券	6.2500	2033年7月1日	22,940.00	1.03	23,717,252.60	1.04	23,908,916.78	0.69

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年5月末日現在）

種類	投資比率（%）
債券	95.83
投資信託	0.73

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末ならびに2026年５月末日および同日前１年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（オーストラリア・ドル）

	純資産総額		１口当たりの純資産価格		
	千豪ドル	百万円	受益証券の クラス	豪ドル	円
第28会計年度末 (2017年３月31日)	306,123	34,151	P－d i s t P－a c c	117.26 489.83	13,082 54,645
第29会計年度末 (2018年３月31日)	297,162	33,151	P－d i s t P－a c c	117.02 504.20	13,055 56,249
第30会計年度末 (2019年３月31日)	289,344	32,279	P－d i s t P－a c c	120.95 535.72	13,493 59,765
第31会計年度末 (2020年３月31日)	341,436	38,091	P－d i s t P－a c c	124.80 566.20	13,923 63,165
第32会計年度末 (2021年３月31日)	382,901	42,716	P－d i s t P－a c c	119.04 554.17	13,280 61,823
第33会計年度末 (2022年３月31日)	381,372	42,546	P－d i s t P－a c c	109.36 518.32	12,200 57,824
第34会計年度末 (2023年３月31日)	330,530	36,874	P－d i s t P－a c c	107.32 517.55	11,973 57,738
第35会計年度末 (2024年３月31日)	259,236	28,920	P－d i s t P－a c c	106.78 525.06	11,912 58,576
第36会計年度末 (2025年３月31日)	392,055	43,738	P－d i s t P－a c c	107.23 539.66	11,963 60,204
第37会計年度末 (2026年３月31日)	211,919	23,642	P－d i s t P－a c c	105.40 544.60	11,758 60,756
2025年６月末日	337,945	37,701	P－d i s t P－a c c	107.37 554.74	11,978 61,887
７月末日	230,786	25,746	P－d i s t P－a c c	107.44 555.10	11,986 61,927
８月末日	230,996	25,770	P－d i s t P－a c c	107.81 557.05	12,027 62,144
９月末日	227,961	25,431	P－d i s t P－a c c	107.82 557.10	12,028 62,150
10月末日	229,765	25,633	P－d i s t P－a c c	108.21 559.09	12,072 62,372
11月末日	225,062	25,108	P－d i s t P－a c c	106.93 552.47	11,929 61,634
12月末日	220,238	24,570	P－d i s t P－a c c	106.05 547.93	11,831 61,127

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千豪ドル	百万円	受益証券の クラス	豪ドル	円
2026年1月末日	203,527	22,705	P-d i s t P-a c c	106.33 549.40	11,862 61,291
2月末日	202,015	22,537	P-d i s t P-a c c	107.23 554.05	11,963 61,810
3月末日	211,919	23,642	P-d i s t P-a c c	105.40 544.60	11,758 60,756
4月末日	211,800	23,628	P-d i s t P-a c c	105.50 545.11	11,770 60,812
5月末日	214,690	23,951	P-d i s t P-a c c	107.17 553.74	11,956 61,775

（注1）2009年5月15日付でクラスA受益証券およびクラスB受益証券は、各々クラスP-d i s t 受益証券、クラスP-a c c 受益証券に名称が変更された。以下同じ。

（注2）2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある。

（注3）「1口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

<参考情報>

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



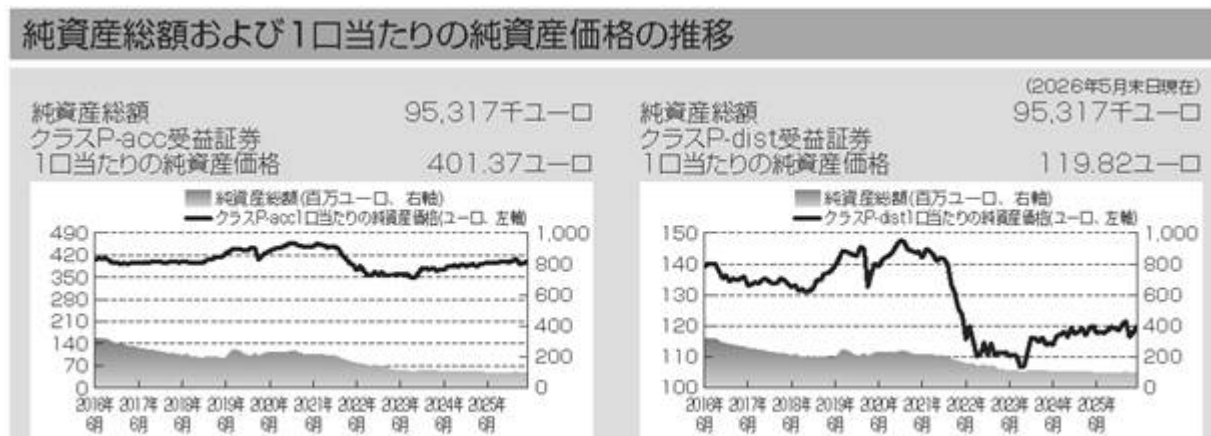
サブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

（ユーロ・フレキシブル）

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券の クラス	ユーロ	円
第28会計年度末 (2017年3月31日)	269,927	50,031	P－d i s t P－a c c	134.74 393.05	24,974 72,852
第29会計年度末 (2018年3月31日)	222,619	41,262	P－d i s t P－a c c	135.26 401.01	25,070 74,327
第30会計年度末 (2019年3月31日)	200,013	37,072	P－d i s t P－a c c	136.81 411.77	25,358 76,322
第31会計年度末 (2020年3月31日)	202,291	37,495	P－d i s t P－a c c	132.57 404.54	24,572 74,981
第32会計年度末 (2021年3月31日)	217,572	40,327	P－d i s t P－a c c	144.27 447.97	26,740 83,031
第33会計年度末 (2022年3月31日)	177,741	32,944	P－d i s t P－a c c	130.35 410.37	24,160 76,062
第34会計年度末 (2023年3月31日)	117,400	21,760	P－d i s t P－a c c	111.34 357.65	20,637 66,290
第35会計年度末 (2024年3月31日)	110,755	20,528	P－d i s t P－a c c	116.25 378.71	21,547 70,194
第36会計年度末 (2025年3月31日)	100,770	18,678	P－d i s t P－a c c	117.02 383.92	21,690 71,160
第37会計年度末 (2026年3月31日)	97,032	17,985	P－d i s t P－a c c	116.56 390.46	21,604 72,372
2025年6月末日	99,843	18,506	P－d i s t P－a c c	117.72 394.34	21,819 73,091
7月末日	99,111	18,370	P－d i s t P－a c c	117.86 394.82	21,845 73,180
8月末日	98,241	18,209	P－d i s t P－a c c	117.70 394.29	21,816 73,082
9月末日	98,124	18,187	P－d i s t P－a c c	118.46 396.82	21,957 73,551
10月末日	98,512	18,259	P－d i s t P－a c c	119.62 400.69	22,172 74,268
11月末日	97,801	18,127	P－d i s t P－a c c	119.32 399.71	22,116 74,086
12月末日	98,490	18,255	P－d i s t P－a c c	118.53 397.06	21,970 73,595
2026年1月末日	101,315	18,779	P－d i s t P－a c c	120.23 402.74	22,285 74,648
2月末日	101,975	18,901	P－d i s t P－a c c	121.48 406.95	22,516 75,428

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券の クラス	ユーロ	円
3月末日	97,032	17,985	P-d i s t P-a c c	116.56 390.46	21,604 72,372
4月末日	95,091	17,625	P-d i s t P-a c c	117.83 394.70	21,840 73,158
5月末日	95,317	17,667	P-d i s t P-a c c	119.82 401.37	22,209 74,394

<参考情報>



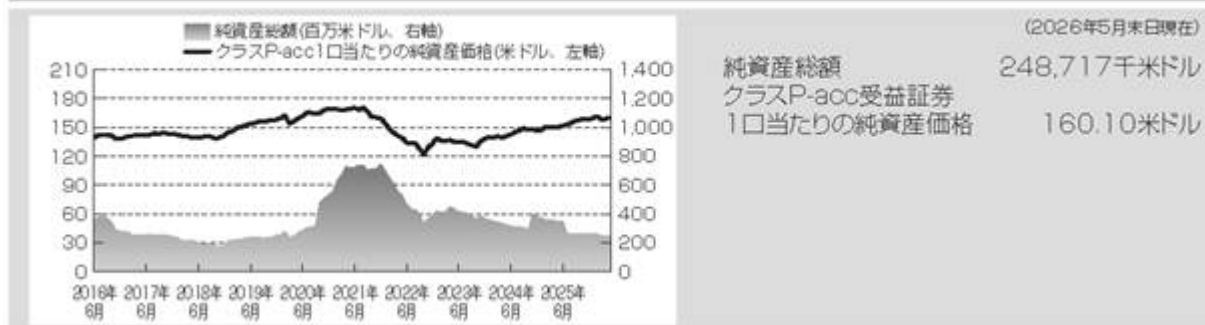
サブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

（アジア・フレキシブル（米ドル））

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千米ドル	百万円	受益証券の クラス	米ドル	円
第28会計年度末 (2017年3月31日)	252,509	41,005	P－a c c	141.43	22,967
第29会計年度末 (2018年3月31日)	214,517	34,835	P－a c c	141.15	22,921
第30会計年度末 (2019年3月31日)	226,462	36,775	P－a c c	149.70	24,310
第31会計年度末 (2020年3月31日)	239,902	38,958	P－a c c	153.78	24,972
第32会計年度末 (2021年3月31日)	670,961	108,957	P－a c c	168.13	27,303
第33会計年度末 (2022年3月31日)	611,977	99,379	P－a c c	144.49	23,464
第34会計年度末 (2023年3月31日)	412,455	66,979	P－a c c	136.44	22,156
第35会計年度末 (2024年3月31日)	344,858	56,001	P－a c c	141.03	22,902
第36会計年度末 (2025年3月31日)	358,854	58,274	P－a c c	150.51	24,441
第37会計年度末 (2026年3月31日)	247,095	40,126	P－a c c	157.89	25,640
2025年6月末日	346,443	56,259	P－a c c	151.84	24,657
7月末日	265,403	43,099	P－a c c	153.03	24,851
8月末日	260,927	42,372	P－a c c	155.09	25,185
9月末日	262,996	42,708	P－a c c	156.86	25,472
10月末日	262,012	42,548	P－a c c	158.11	25,675
11月末日	267,085	43,372	P－a c c	158.10	25,674
12月末日	264,545	42,959	P－a c c	158.28	25,703
2026年1月末日	266,975	43,354	P－a c c	159.87	25,961
2月末日	258,259	41,939	P－a c c	161.63	26,247
3月末日	247,095	40,126	P－a c c	157.89	25,640
4月末日	249,729	40,553	P－a c c	159.28	25,865
5月末日	248,717	40,389	P－a c c	160.10	25,999

<参考情報>

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



サブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

(ユーロ・ハイ・イールド (ユーロ))

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券のクラス	—	円
第28会計年度末 (2017年3月31日)	3,003,735	556,742	P-a c c (米ドル・ヘッジ) P-m d i s t (米ドル・ヘッジ) P-a c c P-m d i s t	117.83米ドル 96.77米ドル 197.57ユーロ 138.77ユーロ	19,134 15,714 36,620 25,721
第29会計年度末 (2018年3月31日)	2,213,589	410,289	P-a c c (米ドル・ヘッジ) P-m d i s t (米ドル・ヘッジ) P-a c c P-m d i s t	125.43米ドル 97.03米ドル 205.63ユーロ 137.78ユーロ	20,369 15,757 38,114 25,538
第30会計年度末 (2019年3月31日)	2,074,758	384,556	P-a c c (米ドル・ヘッジ) P-m d i s t (米ドル・ヘッジ) P-a c c P-m d i s t	129.17米ドル 93.38米ドル 206.22ユーロ 131.73ユーロ	20,976 15,164 38,223 24,416
第31会計年度末 (2020年3月31日)	1,597,049	296,013	P-a c c (米ドル・ヘッジ) P-m d i s t (米ドル・ヘッジ) P-a c c P-m d i s t	117.54米ドル 79.39米ドル 182.68ユーロ 111.15ユーロ	19,087 12,892 33,860 20,602
第32会計年度末 (2021年3月31日)	1,730,168	320,687	P-a c c (米ドル・ヘッジ) P-m d i s t (米ドル・ヘッジ) P-a c c P-m d i s t	145.21米ドル 92.28米ドル 222.72ユーロ 129.33ユーロ	23,581 14,985 41,281 23,971

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券のクラス	—	円
第33会計年度末 (2022年3月31日)	1,431,122	265,258	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	143.32米ドル	23,274
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.36米ドル	14,024
			P-a c c	218.27ユーロ	40,456
			P-m d i s t	121.09ユーロ	22,444
第34会計年度末 (2023年3月31日)	1,148,200	212,819	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	141.59米ドル	22,993
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	79.93米ドル	12,980
			P-a c c	210.32ユーロ	38,983
			P-m d i s t	111.29ユーロ	20,628
第35会計年度末 (2024年3月31日)	1,748,876	324,154	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	159.84米ドル	25,956
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	83.83米ドル	13,613
			P-a c c	233.55ユーロ	43,288
			P-m d i s t	117.33ユーロ	21,747
第36会計年度末 (2025年3月31日)	2,569,284	476,217	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	175.13米ドル	28,439
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	85.61米ドル	13,902
			P-a c c	251.91ユーロ	46,692
			P-m d i s t	119.78ユーロ	22,201
第37会計年度末 (2026年3月31日)	3,312,870	614,040	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	184.39米ドル	29,943
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	83.53米ドル	13,564
			P-a c c	259.63ユーロ	48,122
			P-m d i s t	116.59ユーロ	21,610
2025年6月末日	2,724,804	505,042	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	179.60米ドル	29,165
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.27米ドル	14,009
			P-a c c	256.81ユーロ	47,600
			P-m d i s t	120.44ユーロ	22,324
7月末日	2,930,826	543,229	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	182.01米ドル	29,557
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.92米ドル	14,115
			P-a c c	259.76ユーロ	48,147
			P-m d i s t	121.26ユーロ	22,476

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券のクラス	—	円
8月末日	3,043,573	564,126	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	182.94米ドル	29,708
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.79米ドル	14,094
			P-a c c	260.57ユーロ	48,297
			P-m d i s t	121.06ユーロ	22,438
9月末日	3,044,255	564,253	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	184.33米ドル	29,933
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.88米ドル	14,108
			P-a c c	262.04ユーロ	48,569
			P-m d i s t	121.15ユーロ	22,455
10月末日	3,136,132	581,282	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	185.49米ドル	30,122
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.85米ドル	14,104
			P-a c c	263.25ユーロ	48,793
			P-m d i s t	121.13ユーロ	22,451
11月末日	3,245,518	601,557	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	185.79米ドル	30,170
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.42米ドル	14,034
			P-a c c	263.21ユーロ	48,786
			P-m d i s t	120.52ユーロ	22,338
12月末日	3,305,905	612,749	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	186.86米ドル	30,344
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.34米ドル	14,021
			P-a c c	264.19ユーロ	48,968
			P-m d i s t	120.38ユーロ	22,312
2026年1月末日	3,304,350	612,461	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	188.72米ドル	30,646
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.63米ドル	14,068
			P-a c c	266.37ユーロ	49,372
			P-m d i s t	120.79ユーロ	22,388
2月末日	3,495,344	647,862	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	189.27米ドル	30,736
			P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	86.31米ドル	14,016
			P-a c c	266.89ユーロ	49,468
			P-m d i s t	120.45ユーロ	22,325

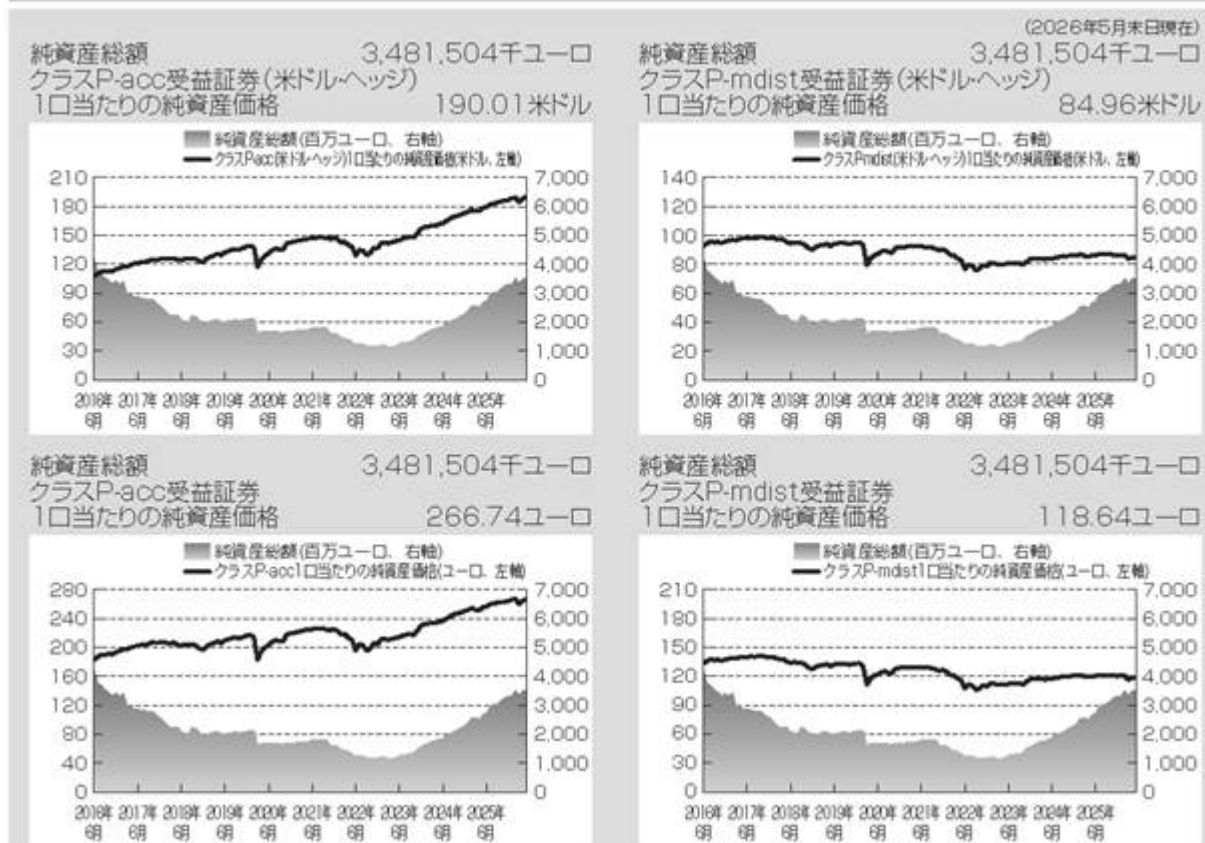
	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券のクラス	—	円
3月末日	3,312,870	614,040	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	184.39米ドル	29,943
			P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	83.53米ドル	13,564
			P－a c c	259.63ユーロ	48,122
			P－m d i s t	116.59ユーロ	21,610
4月末日	3,495,159	647,828	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	188.21米ドル	30,563
			P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	84.71米ドル	13,756
			P－a c c	264.58ユーロ	49,040
			P－m d i s t	118.25ユーロ	21,918
5月末日	3,481,504	645,297	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	190.01米ドル	30,856
			P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	84.96米ドル	13,797
			P－a c c	266.74ユーロ	49,440
			P－m d i s t	118.64ユーロ	21,990

（注1）本サブ・ファンドは、1998年5月18日から運用を開始した。

（注2）クラスP－a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）は2013年11月27日に、クラスP－m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）は2013年6月11日に、クラスP－m d i s t 受益証券は2009年7月2日に、それぞれ運用を開始した。

<参考情報>

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



サブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

②【分配の推移】

（オーストラリア・ドル）（クラスP-d i s t 受益証券）

期間	1口当たりの分配金額（豪ドル）
第28会計年度	3.64 （約406円）
第29会計年度	3.19 （約356円）
第30会計年度	2.92 （約326円）
第31会計年度	3.18 （約355円）
第32会計年度	2.14 （約239円）
第33会計年度	1.82 （約203円）
第34会計年度	2.04 （約228円）
第35会計年度	2.4172 （約270円）
第36会計年度	2.8351 （約316円）
第37会計年度	3.2277 （約360円）

（注1）分配金のデータは、税引前の数字である。以下同じ。

（注2）上記の分配金は、年次決算の終了時に決定された金額である。以下同じ。

（ユーロ・フレキシブル）（クラスP－d i s t 受益証券）

期間	1口当たりの分配金額（ユーロ）
第28会計年度	2.18 （約404円）
第29会計年度	2.00 （約371円）
第30会計年度	1.89 （約350円）
第31会計年度	2.42 （約449円）
第32会計年度	1.97 （約365円）
第33会計年度	2.45 （約454円）
第34会計年度	1.5651 （約290円）
第35会計年度	0.8075 （約150円）
第36会計年度	2.4718 （約458円）
第37会計年度	2.3912 （約443円）

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））（クラスP－m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ））

期間	1口当たりの分配金額（米ドル）
第28会計年度	5.88 （約955円）
第29会計年度	5.92 （約961円）
第30会計年度	6.36 （約1,033円）
第31会計年度	6.28 （約1,020円）
第32会計年度	5.39 （約875円）
第33会計年度	4.78 （約776円）
第34会計年度	5.35 （約869円）
第35会計年度	5.9941 （約973円）
第36会計年度	6.0084 （約976円）
第37会計年度	6.6160 （約1,074円）
2025年6月	0.5032 （約82円）
2025年7月	0.5722 （約93円）
2025年8月	0.5714 （約93円）
2025年9月	0.5720 （約93円）
2025年10月	0.5718 （約93円）
2025年11月	0.5689 （約92円）
2025年12月	0.5684 （約92円）
2026年1月	0.5703 （約93円）
2026年2月	0.5682 （約92円）
2026年3月	0.5499 （約89円）
2026年4月	0.5577 （約91円）
2026年5月	0.5593 （約91円）
直近1年累計	6.7333 （約1,093円）
設定来累計	78.5855 （約12,761円）

（注）上記の分配金は、各月末に宣言された金額である。

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））（クラスP－m d i s t 受益証券）

期間	1口当たりの分配金額（ユーロ）
第28会計年度	7.35 （約1,362円）
第29会計年度	6.58 （約1,220円）
第30会計年度	6.36 （約1,179円）
第31会計年度	6.29 （約1,166円）
第32会計年度	5.89 （約1,092円）
第33会計年度	5.75 （約1,066円）
第34会計年度	5.29 （約981円）
第35会計年度	6.0098 （約1,114円）
第36会計年度	6.5842 （約1,220円）
第37会計年度	6.8861 （約1,276円）
2025年6月	0.5520 （約102円）
2025年7月	0.5861 （約109円）
2025年8月	0.5851 （約108円）
2025年9月	0.5856 （約109円）
2025年10月	0.5855 （約109円）
2025年11月	0.5825 （約108円）
2025年12月	0.5818 （約108円）
2026年1月	0.5838 （約108円）
2026年2月	0.5822 （約108円）
2026年3月	0.5635 （約104円）
2026年4月	0.5715 （約106円）
2026年5月	0.5734 （約106円）
直近1年累計	6.9330 （約1,285円）
設定来累計	124.8450 （約23,140円）

（注）上記の分配金は、各月末に宣言された金額である。

③【収益率の推移】

（オーストラリア・ドル）

会計年度	収益率（％）（注）	
	クラスP－d i s t 受益証券	クラスP－a c c 受益証券
第28会計年度	1.76	1.76
第29会計年度	2.90	2.93
第30会計年度	6.08	6.25
第31会計年度	5.60	5.69
第32会計年度	－2.07	－2.12
第33会計年度	－6.33	－6.47
第34会計年度	－0.20	－0.15
第35会計年度	1.40	1.45
第36会計年度	2.69	2.78
第37会計年度	0.94	0.92

（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配額の額）

上記は、前会計年度末に受益証券を保有していた受益者が、当会計年度末まで受益証券を継続して保有している場合の収益率の数値である。収益率には、当該会計年度中に支払われる分配金が含まれる。

以下同じ。

（注2）「収益率」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ユーロ・フレキシブル）

会計年度	収益率（％）	
	クラスP－d i s t 受益証券	クラスP－a c c 受益証券
第28会計年度	－1.35	－1.38
第29会計年度	2.00	2.03
第30会計年度	2.62	2.68
第31会計年度	－1.72	－1.76
第32会計年度	10.65	10.74
第33会計年度	－8.28	－8.39
第34会計年度	－12.70	－12.85
第35会計年度	5.82	5.89
第36会計年度	1.36	1.38
第37会計年度	1.72	1.70

（アジア・フレキシブル（米ドル））

会計年度	収益率（％）
	クラス P－a c c 受益証券
第28会計年度	4.03
第29会計年度	－0.20
第30会計年度	6.06
第31会計年度	2.73
第32会計年度	9.33
第33会計年度	－14.06
第34会計年度	－5.57
第35会計年度	3.36
第36会計年度	6.72
第37会計年度	4.90

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

会計年度	収益率（％）			
	クラス P－a c c 受益証券 (米ドル・ヘッジ)	クラス P－m d i s t 受益証券 (米ドル・ヘッジ)	クラス P－a c c 受益証券	クラス P－m d i s t 受益証券
第28会計年度	10.97	10.65	9.44	9.21
第29会計年度	6.45	6.34	4.08	4.04
第30会計年度	2.98	2.79	0.29	0.22
第31会計年度	－9.00	－8.17	－11.41	－10.79
第32会計年度	23.54	23.06	21.92	21.61
第33会計年度	－1.30	－1.19	－2.00	－1.89
第34会計年度	－1.21	－1.40	－3.64	－3.72
第35会計年度	12.89	12.40	11.05	10.76
第36会計年度	9.57	9.28	7.86	7.69
第37会計年度	5.29	5.24	3.06	3.07

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配額の額）。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績および下記会計年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

（オーストラリア・ドル）

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第28会計年度	P－d i s t	79,019.8570 (0)	162,712.8410 (1,602)	847,796.7430 (5,802)
	P－a c c	116,650.5430 (200)	185,899.2190 (0)	379,696.2930 (7,197)
第29会計年度	P－d i s t	55,623.2540 (0)	114,264.2020 (314)	789,155.7950 (5,488)
	P－a c c	34,175.5730 (0)	93,436.2150 (4,780)	320,435.6510 (2,417)
第30会計年度	P－d i s t	63,181.0100 (0)	134,948.6100 (1,299)	717,388.1950 (4,189)
	P－a c c	101,036.9940 (0)	121,900.6090 (1,400)	299,572.0360 (1,017)
第31会計年度	P－d i s t	182,749.4800 (0)	135,680.1370 (233)	764,457.5380 (3,956)
	P－a c c	46,292.2230 (446.6190)	58,376.4630 (0)	287,487.7960 (2,124.6190)
第32会計年度	P－d i s t	105,638.1690 (0)	186,637.3280 (0)	683,458.3790 (3,956)
	P－a c c	64,761.1930 (0)	57,787.5100 (0)	294,461.4790 (2,124.6190)
第33会計年度	P－d i s t	76,705.2540 (0)	139,566.0110 (0)	620,597.6220 (3,956)
	P－a c c	68,268.1850 (0)	38,072.3740 (513.6190)	324,657.2900 (1,611)
第34会計年度	P－d i s t	21,000.5440 (0)	103,686.5860 (254)	537,911.5800 (3,702)
	P－a c c	11,976.5540 (0)	46,186.3370 (200)	290,447.5070 (1,411)
第35会計年度	P－d i s t	21,085.0640 (0)	78,511.3240 (2,489)	480,485.3200 (1,213)
	P－a c c	9,666.2520 (0)	111,650.2580 (0)	188,463.5010 (1,411)
第36会計年度	P－d i s t	7,296.3150 (0)	91,883.5140 (0)	395,898.1210 (1,213)
	P－a c c	3,048.2450 (0)	28,317.6120 (315)	163,194.1340 (1,096)
第37会計年度	P－d i s t	8,477.7150 (0)	51,009.0720 (0)	353,366.7640 (1,213)
	P－a c c	11,346.2080 (3,427.182)	38,282.3110 (0)	136,258.0310 (4,523.1820)

（注１）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。

一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下同じ。

（注２）第31会計年度中に、UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドルのP－a c c受益証券661口が海外から国内に移管された。

（ユーロ・フレキシブル）

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第28会計年度	P－d i s t	91,765.0460 (0)	100,713.6290 (459)	577,094.8840 (19,925)
	P－a c c	30,427.6450 (1,956)	150,816.3500 (0)	445,933.5340 (2,623.3610)
第29会計年度	P－d i s t	33,863.8490 (0)	120,832.8640 (221)	490,125.8690 (19,704)
	P－a c c	9,583.3100 (1,879.1250)	106,500.4180 (3,873.1250)	349,016.4260 (629.3610)
第30会計年度	P－d i s t	21,495.0170 (0)	79,598.6950 (0)	432,022.1910 (19,704)
	P－a c c	33,786.5640 (0)	80,673.7990 (0)	302,129.1910 (629.3610)
第31会計年度	P－d i s t	19,573.9610 (0)	122,419.2520 (18,850)	329,176.9000 (854)
	P－a c c	30,804.9240 (0)	45,825.7070 (0)	287,108.4080 (629.3610)
第32会計年度	P－d i s t	12,367.0440 (0)	30,233.3120 (0)	311,310.6320 (854)
	P－a c c	28,759.5050 (0)	29,248.0970 (0)	286,619.8160 (629.3610)
第33会計年度	P－d i s t	10,207.9190 (0)	30,688.1130 (0)	290,830.4380 (854)
	P－a c c	7,393.7550 (0)	41,447.0830 (66)	252,566.4880 (563.3610)
第34会計年度	P－d i s t	11,752.9910 (0)	26,620.7410 (0)	275,962.6880 (854)
	P－a c c	2,971.8060 (0)	29,858.8280 (0)	225,679.4660 (563.3610)
第35会計年度	P－d i s t	16,172.6140 (0)	28,503.3480 (0)	263,631.9540 (854)
	P－a c c	4,281.1940 (0)	29,561.5580 (0)	200,399.1020 (913.3610)
第36会計年度	P－d i s t	14,032.0540 (0)	23,897.8990 (0)	253,766.1090 (854)
	P－a c c	3,172.7610 (0)	27,819.2610 (0)	175,752.6020 (913.3610)
第37会計年度	P－d i s t	11,461.5380 (0)	41,920.4750 (0)	223,307.1720 (854)
	P－a c c	3,046.6100 (0)	17,933.7510 (350)	160,865.4610 (563.3610)

（注）第35会計年度中に、UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・フレキシブルのP－a c c受益証券350口が海外から国内に移管された。

（アジア・フレキシブル（米ドル））

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第28会計年度	P－a c c	330,102.2610 (42,013.0100)	439,586.6970 (31,590)	489,490.5510 (25,972.0100)
第29会計年度	P－a c c	138,727.3900 (0)	239,183.0960 (10,911)	389,034.8450 (15,061.0100)
第30会計年度	P－a c c	338,015.2540 (0)	208,073.7480 (1,080)	518,976.3510 (13,981.0100)
第31会計年度	P－a c c	272,887.8310 (1,297.1000)	483,714.0140 (320)	308,150.1680 (14,958.1100)
第32会計年度	P－a c c	195,751.1790 (10,692.9570)	187,084.0160 (0)	316,817.3310 (25,651.0670)
第33会計年度	P－a c c	66,912.0600 (0)	134,300.1460 (10,803.4690)	249,429.2450 (14,847.5980)
第34会計年度	P－a c c	24,077.0630 (0)	51,963.8820 (0)	221,542.4260 (14,847.5980)
第35会計年度	P－a c c	3,189.8070 (0)	39,467.1960 (2,718.9850)	185,265.0370 (12,128.6130)
第36会計年度	P－a c c	119,647.6850 (0)	49,305.4240 (0)	255,607.2980 (12,128.6130)
第37会計年度	P－a c c	8,942.5950 (0)	66,203.5080 (7,600)	198,346.3850 (4,528.6130)

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第28会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	480,649.1460 (0)	1,853,226.2980 (113,709)	1,253,500.4370 (57,429)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	584,322.5300 (3,985)	7,377,078.8620 (54,526)	7,522,155.3350 (57,563)
	P－a c c	1,801,481.0720 (6,199.3400)	2,564,960.7580 (12,865)	2,595,158.3010 (15,809.3400)
	P－m d i s t	188,414.3060 (500)	865,213.3380 (22,443)	1,703,662.8160 (2,772)
第29会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	841,848.8880 (0)	1,257,061.0210 (23,130)	838,288.3040 (34,299)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	1,120,441.9580 (5,134.7940)	2,841,784.6000 (9,512.0190)	5,800,812.6930 (53,185.7750)
	P－a c c	1,290,608.1790 (23,044.4320)	1,685,501.3050 (20,563.9880)	2,200,265.1750 (18,289.7840)
	P－m d i s t	451,336.5270 (3,500)	652,268.9260 (0)	1,502,730.4170 (6,272)
第30会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	731,377.1240 (0)	940,293.0990 (8,977)	629,372.3290 (25,322)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	266,881.9770 (0)	2,052,280.1400 (24,206.7090)	4,015,414.5300 (28,979.0660)
	P－a c c	505,943.5020 (0)	1,164,901.4480 (0)	1,541,307.2290 (18,289.7840)
	P－m d i s t	282,534.7690 (0)	449,883.4790 (1,200)	1,335,381.7070 (5,072)
第31会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	335,098.3830 (18,317.2800)	619,081.1640 (7,394)	345,389.5480 (36,245.2800)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	753,219.0320 (134,201.9640)	1,486,294.3190 (15,479.0660)	3,282,339.2430 (147,701.9640)
	P－a c c	363,343.2620 (20,712.3150)	815,297.4270 (1,400.1970)	1,089,353.0640 (37,601.9020)
	P－m d i s t	414,000.1950 (0)	667,542.2680 (1,072)	1,081,839.6340 (4,000)
第32会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	439,485.5440 (1,386.2030)	424,065.8580 (7,680.3610)	360,809.2340 (29,951.1220)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	396,762.6990 (10,045.7640)	718,484.0250 (2,000)	2,960,617.9170 (155,747.7280)
	P－a c c	134,342.1910 (0)	280,709.2280 (12,842.0370)	942,986.0270 (24,759.8650)
	P－m d i s t	130,956.6810 (0)	269,976.4790 (3,500)	942,819.8360 (500)

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第33会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	226,032.3510 (0)	275,296.2500 (6,122.9060)	311,545.3350 (23,828.2160)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	269,082.4970 (0)	744,547.7430 (110,119.7980)	2,485,152.6710 (45,627.9300)
	P－a c c	84,077.6820 (894.2940)	231,499.2360 (5,519.3400)	795,564.4730 (20,134.8190)
	P－m d i s t	143,605.3540 (5,736.4340)	293,389.4340 (0)	793,035.7560 (6,236.4340)
第34会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	123,086.3640 (0)	261,521.7810 (2,864.9190)	173,109.9180 (20,963.2970)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	91,651.8540 (0)	595,561.9560 (0)	1,981,242.5690 (45,627.9300)
	P－a c c	72,172.7670 (2,099.2700)	176,423.0360 (0)	691,314.2040 (22,234.0890)
	P－m d i s t	36,495.5910 (0)	154,714.8370 (0)	674,816.5100 (6,236.4340)
第35会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	295,972.1120 (0)	207,525.9560 (0)	261,556.0740 (20,963.2970)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	190,874.6310 (0)	337,736.4530 (13,212.6180)	1,834,380.7470 (32,415.3120)
	P－a c c	356,502.8310 (4,593.8990)	145,120.8390 (0)	902,696.1960 (26,827.9880)
	P－m d i s t	150,785.6040 (0)	109,965.0830 (500)	715,637.0310 (5,736.4340)
第36会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	162,379.9400 (0)	235,051.9630 (2,165.127)	188,884.0510 (18,798.170)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	941,260.0920 (1,466.384)	565,196.4860 (1,889.565)	2,210,444.3530 (31,992.131)
	P－a c c	600,775.3670 (1,521.216)	262,440.8690 (0)	1,241,030.6940 (28,349.204)
	P－m d i s t	302,557.8080 (0)	150,367.1130 (0)	867,827.7260 (5,736.434)
第37会計年度	P－a c c (米ドル・ヘッジ)	28,279.1390 (0)	53,052.1170 (140)	164,111.0730 (18,658.1700)
	P－m d i s t (米ドル・ヘッジ)	237,528.0550 (811.6880)	537,557.3690 (0)	1,910,415.0390 (32,803.8190)
	P－a c c	816,127.0580 (0)	298,520.9890 (4,580.4320)	1,758,636.7630 (23,768.7720)
	P－m d i s t	620,096.7640 (0)	125,500.2770 (0)	1,362,424.2130 (5,736.4340)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」における規定に従って決定される。

本書に別途記載されない限り、採用される方法について投資家に事前に通知した各販売会社に応じて、発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される（もしくはこれに上乗せされる）か、または純資産価格に上乗せされることがあり、これらの販売会社またはサブ・ファンドの受益証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。さらに詳細な情報については各国の目論見書（該当ある場合）を参照のこと。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

以下のサブ・ファンドにおいて、サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の3営業日後の日（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

サブ・ファンド
オーストラリア・ドル
アジア・フレキシブル（米ドル）

以下のサブ・ファンドにおいて、サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の2営業日後の日（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

サブ・ファンド
ユーロ・フレキシブル
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
グローバル・フレキシブル

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配／口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

さらに、以下の表に記載される銀行休業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）を以下のサブ・ファンドの非営業日に追加する。

サブ・ファンド	銀行休業日
オーストラリア・ドル	オーストラリア
ユーロ・フレキシブル	イギリス
アジア・フレキシブル（米ドル）	シンガポール、香港
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	イギリス
グローバル・フレキシブル	米国、イギリス

銀行休業日とは以下をいう。

- － 米国：元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デー、ワシントン誕生日（プレジデント・デイ）、メモリアル・デー、奴隷解放記念日、独立記念日、レイバー・デー、コロンブス・デー、復員軍人の日、サンクスギビング・デー、クリスマス・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（<http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm>）。
- － イギリス：元旦、グッド・フライデー、イースター・マンデー、アーリー・メイ・バンク・ホリデー、スプリング・バンク・ホリデー、サマー・バンク・ホリデー、クリスマス・デー、ボクシング・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（www.londonstockexchange.com/equities-trading/business-days）。
- － シンガポール：チャイニーズ・ニュー・イヤーに相当する2日間（<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/public-holidays> において定める。）。
- － 香港：香港証券取引所の休日スケジュール（www.hkex.com.hk）を参照のこと。
- － オーストラリア：<https://www.nsw.gov.au/about-nsw/public-holidays> を参照のこと。

決済日、または注文日から決済日までのいずれかの日が「営業日」でない場合、当該日は決済日を計算する目的上、算入されない。決済日は営業日でなければならない。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の15時00分（中央ヨーロッパ標準時間）（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日（「評価日」）の締切時間後に計算される純資産価格に基づき処理する。上記にかかわらず、以下の締切時間が以下のサブ・ファンドに適用される。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
オーストラリア・ドル アジア・フレキシブル（米ドル）	13時00分（中央ヨーロッパ標準時間）

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われる、サブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

適用法令により別途義務付けられる場合を除き、受領する注文を処理する販売会社は、書面による契約、書面による注文書またはこれに相当する方法（電子的な注文の受領を含む。）をベースに、投資者から申込みの注文を要請および受領する。書面による書式に相当するこのような手段の利用は、管理会社により、および／またはその裁量によりUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）により事前に承認されなければならない。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、ファンドと契約を締結した際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。受益者から提供されたデータは、（v）ファンドの受益者名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- － 本「データ保護」の項の上記（ii）および（vi）に記載されたデータ処理の目的
- － ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- － 適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記のファンドの住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。ファンドはまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記のファンドの住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データ

にアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。）

- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）、ならびにC S S Fの関連法令規定および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売会社または販売代理店に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。自然人は、旅券／身分証明書の認証付謄本（販売会社もしくは販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）を提示しなければならず、企業またはその他の法人は、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写しおよび実質的所有者の姓名を提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、状況に応じて、受益証券の申込または買戻しを行う者に本人確認のための追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続を厳守することを徹底しなければならない。管理事務代行会社および管理会社は、いつでも、手続が忠実に実行されている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代理店がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはヨーロッパ共同体法と同等の要件に服していない国々の販売会社または販売代理店から受領するすべての販売および買戻しの申込みを、上記規定の遵守について監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネーロンダリング防止およびテロリストのための資金供与の防止のためのすべての規則に従わなければならない。

(2) 日本における申込（販売）手続等

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営

業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS SuMi TRUSTの申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。詳細については、UBS SuMi TRUSTに照会のこと。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位である。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS SuMi TRUSTの場合、申込価額の2.20%（税抜2.00%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における申込（販売）手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

買戻請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の授權された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、以下のサブ・ファンドにおいて、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の対価は、遅くとも注文日の3営業日後の日（「決済日」）までに支払われる。

サブ・ファンド
オーストラリア・ドル
アジア・フレキシブル（米ドル）

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、以下のサブ・

ファンドにおいて、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、遅くとも注文日の2営業日後の日（「決済日」）までに支払われる。

サブ・ファンド
ユーロ・フレキシブル
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
グローバル・フレキシブル

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるスウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。

適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の報酬（例えば、関連する銀行により課される報酬等）は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

販売国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬（関係する銀行により課される報酬を含む。）も請求される。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移は、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高いかまたは低いかにより決定される。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、（不必要に遅れることなく）相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、受益者の要求に応じて、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の受益証券の買戻しを投資者に申し出ることができる。

その場合、元本が現物により買い戻された後でも、残存する組入資産は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取扱われるものとし、サブ・ファンドの残存する投資者が現物による買い戻しで不利益を被ることはない。

当該支払は、管理会社が任命する監査人により監査され、ファンドの残存する投資者が不利益を被ってはならない。関連費用は投資者に請求される。

受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

さらに、以下の表に記載される銀行休業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）を以下のサブ・ファンドの非営業日に追加する。

サブ・ファンド	銀行休業日
オーストラリア・ドル	オーストラリア
ユーロ・フレキシブル	イギリス
アジア・フレキシブル（米ドル）	シンガポール、香港
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	イギリス
グローバル・フレキシブル	米国、イギリス

銀行休業日とは以下をいう。

- － 米国：元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デー、ワシントン誕生日（プレジデント・デイ）、メモリアル・デー、奴隷解放記念日、独立記念日、レイバー・デー、コロンブス・デー、復員軍人の日、サンクスギビング・デー、クリスマス・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（<http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm>）。
- － イギリス：元旦、グッド・フライデー、イースター・マンデー、アーリー・メイ・バンク・ホリデー、スプリング・バンク・ホリデー、サマー・バンク・ホリデー、クリスマス・デー、ボクシング・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（www.londonstockexchange.com/equities-trading/business-days）。
- － シンガポール：チャイニーズ・ニュー・イヤーに相当する2日間（<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/public-holidays> において定める。）。
- － 香港：香港証券取引所の休日スケジュール（www.hkex.com.hk）を参照のこと。
- － オーストラリア：<https://www.nsw.gov.au/about-nsw/public-holidays> を参照のこと。

決済日、または注文日から決済日までのいずれかの日が「営業日」でない場合、当該日は決済日を計算する目的上、算入されない。決済日は営業日でなければならない。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の15時00分（中央ヨーロッパ標準時間）（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日（「評価日」）の締切時間後に計算される純資産価格に基づき処理する。上記にかかわらず、以下の締切時間が以下のサブ・ファンドに適用される。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
オーストラリア・ドル アジア・フレキシブル（米ドル）	13時00分（中央ヨーロッパ標準時間）

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

適用法令により別途義務付けられる場合を除き、受領する注文を処理する販売会社は、書面による契約、書面による注文書またはこれに相当する方法（電子的な注文の受領を含む。）をベースに、投資者から買戻しおよび／または乗換の注文を要請および受領する。書面による書式に相当するこのような手段の利用は、管理会社により、および／またはその裁量によりUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）により事前に承認されなければならない。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS SuMi TRUSTの申込受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え（スイッチング）】

（１）海外における乗換え

受益者は、いつでも、一サブ・ファンドから別のサブ・ファンドへまたは同一サブ・ファンド内の一クラス受益証券から別のクラス受益証券に乘換えることができる。受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が、乗換請求の提出にも適用される。

受益者が乗換えを希望するサブ・ファンドの受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- － A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- － B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- － C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- － D 関係するサブ・ファンドまたはクラス受益証券間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたはクラス受益証券が同一の基準通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- － E 乗換えを行うサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

最大発行手数料に相当する最大乗換手数料が、投資家の投資元本から控除（もしくは追加請求）されるか、または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売代行会社および／または金融取次機関に支払われる。この場合、「海外における買戻し手続等」に定める通り、買戻手数料は徴収されない。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および／または乗換え予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生するその他の手数料、公租公課および印紙税が、受益者に対し請求される。

（２）日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各クラス受益証券の1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、関係する各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、また毎ファンド営業日に、各クラス受益証券が指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより計算される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、各受益証券の発行および買戻しに応じて変動する。クラス受益証券について請求される手数料を斟酌して、各クラス受益証券の発行済口数のサブ・ファンドにおける総発行済口数に対する割合によって決定される。

各サブ・ファンドにより保有される資産の評価は、以下のように計算される。

- a) 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも額面で評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値を表すために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。
有価証券、派生商品およびその他の資産が証券取引所において通常取引されず、かつ通常の市場価格決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。
証券取引所に上場されていない証券、派生商品およびその他の投資対象が公認で公開の定期的取引が行われている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制された市場で取引されており、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（O T Cデリバティブ）は、独立価格決定ソースに基づき評価される。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、管理会社およびファンドの監査人が派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づいて認められる評価方法によって確認される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託（「U C I T S」）および／または投資信託（「U C I」）の受益証券は、それらの直近の純資産価格で評価される。
- f) 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドという要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグで認知されている売買金利の仲値または、入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場金利により評価される。
- h) 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- i) スワップ取引の価値は、外部のサービス・プロバイダーにより計算されさらに2次的な独立の評価が他の外部のサービス・プロバイダーにより提供される。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいている。（コンピューターおよびブルームバーグから入手される市場データに基づく）内部による計算および／またはブローカーの説明書による評価が利用されることがある。計算方法は、各有価証券に依拠し、グローバル評価ポリシーに従い決定される。

特別事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

特別事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて有効となる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たりの純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たりの純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たりの純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たりの純資産価格が適用される。取締役会はそのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たりの純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たりの純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、

市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たりの純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを、一時的に停止することができる。

- － 純資産の大部分を評価するために利用する一もしくは複数の証券取引所または他の市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されている場合、当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられるか、一時的に大幅な変動が生じている場合。
- － 管理会社の支配、責任または影響力が及ばない事由により、通常の市況下で受益者の利益を大きく損うことなく純資産を取り扱うことができない場合。
- － 通信ネットワークの障害またはその他の事由により、純資産の大部分の評価額を算出できない場合。
- － 管理会社が当該サブ・ファンドの買戻注文の支払のための資金の本国送金を行うことができないか、あるいは、投資対象の販売もしくは取得または受益証券の買戻しによる支払のための資金の振込を通常の為替レートにより行うことができないと、管理会社が判断する場合。
- － 管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況により、受益者の利益を著しく損うことなく通常の状況下でファンドの資産の処分を行うことができない場合。
- － その他の理由により、サブ・ファンドが保有する資産の評価を迅速または正確に決定できない場合。
- － ファンドの償還に関する管理会社の決定が公告される場合。
- － 管理会社による一または複数のサブ・ファンドの併合についての公告が、受益者の保護のために当該停止が正当であることを示している場合。
- － 為替または資本取引に関する制限により、ファンドが取引を決済できない場合。

純資産価格の計算、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えが停止される場合、ファンドの受益証券の公衆への販売が承認されている国々のすべての管轄当局に遅滞なく通知され、ルクセンブルグの日刊新聞紙上に公告され、ファンド証券を販売している各国の公的刊行物にも、本書に記載される方法で公告される。

管理会社は、さらに、投資家がクラス受益証券の要件を充足しなくなる場合、以下の行為を該当する投資家に要求する権利を有している。

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、保有する受益証券を30暦日以内に返却すること。
- b) かかるクラス受益証券を取得するための上記の要件を充足する者に、受益証券を譲渡すること。
または
- c) かかるクラス受益証券の取得要件を充足する、当該サブ・ファンドの別のクラス受益証券に、受益証券を転換すること。

管理会社は、さらに、以下の行為を行うことを認められている。

- a) 自らの裁量により、受益証券の購入申込みを拒否すること。

b) 免除要項に違反して申込みまたは購入される受益証券をいつでも買い戻すこと。

（２）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社または販売取扱会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年３月31日である。

（５）【その他】

① ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還

受益者、その相続人およびその他の利害関係者は、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または償還を要求することができない。ただし、管理会社は、受益者の利益を考慮に入れた上で、管理会社もしくはファンドの保護のために、または投資方針を理由に、償還が適切または必要であるとみなされる場合に限り、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する権限を有している。

償還が決まっているサブ・ファンドは各々の期間の満了に伴い自動的に清算および償還される。

あるサブ・ファンドまたはあるサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要である最低額を割りこむか、もしくはその水準に満たない場合、政治、経済もしくは金融環境に著しい変化がある場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または決定の効力発生時の純資産価額（実際の投資の換金率および費用を考慮する。）で、影響を受ける受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻すことを決定できる。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する旨の決議は、前記「開示制度の概要」の「① ルクセンブルグにおける開示」の項に記載される方法で公告される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、関連サブ・ファンド／受益証券クラスの乗換えはすべて停止される。受益証券の買戻しまたは関連するサブ・ファンド／受益証券クラスからの乗換えは、当該決定が行われた後でも可能であり、サブ・ファンドまたは関連する受益証券クラスが償還費用を算入することを徹底する。償還決定が行われる時点でサブ・ファンド／受益証券クラスの受益証券を保有する者が、かかる費用を最終的に負担する。償還が行われる場合、管理会社は、受益者の最大の利益のために、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還により生じる純手取金を各々の保有口数に応じてかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に配分することを保管受託銀行に指示する。償還を開始するとの決定後遅くとも９か月後に、（i）償還の終了時に受益者に分配できないまたはできなかった償還手取金は、時効期間の満了までルクセンブルグの「供託機関」に預託され、（ii）償還は終了する。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを償還しなければならない。かかる償還の通知は、会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）およびルクセンブルグの日刊紙ならびに必要な場合には販売が行われる各国の官報において公告される。かかる償還手続は、ファンドおよびそのサブ・ファンドについて同様

であるが、ファンドの償還の場合には、償還手続終了時に受益者に分配されなかった償還手取金は直ちに「供託機関」に預託される。

ファンド、またはサブ・ファンドと他の投資信託（UCITS）もしくはファンドのサブ・ファンドとの併合、サブ・ファンド間の併合

「併合」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収先UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金支払を受領する。
- b) 複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を、自らまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立する別のUCITS（「吸収先UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収先UCITSの受益証券、および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金支払を受領する。
- c) 負債を完済するまで存続し続ける、一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、その純資産すべてを、同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立する別のUCITSまたは当該UCITSの別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先UCITS」）に移転する。

併合は、2010年法が定める条件により行われる。併合の法律上の効果は、2010年法に定められている。

「ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の資産を、他の既存のサブ・ファンドもしくはファンドのクラス受益証券または2010年法パート I に基づく他のルクセンブルグのUCIに配分することを決定することができる。また、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を（必要な場合、統合により、および受益者の比例的権限に応じた金額の支払を通じて）別のサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券として指定し直すことを決定することができる。

受益者は、前記「開示制度の概要」の「① ルクセンブルグにおける開示」の項に記載される方法により管理会社からかかる決定を通知される。

管理会社がかかる併合を決定する場合、かかる併合は、当該決定の公告日から30日間、関連するサブ・ファンドのすべての受益者を拘束するものとする。この期間内に、受益者は、解約手数料または事務手数料を支払わずに受益証券の買戻請求を行うことができる。買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率の決定日と同じ日に計算される、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。

② 約款

統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の商業および法人登記所に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、受益者の利益のため、保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合にはファンドに関して管轄権ある監督当局の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に保管された日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

③ ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

本契約は、やむを得ない理由がある場合、一方当事者から相手方当事者への通知により、解約することができる。やむを得ない理由とは、本契約により課される義務に関する故意および重大な過失によるものである。管理会社は、受益者の利益となる場合、本契約の条項を直ちに撤回する権利を付与される。

同契約のいかなる条項も、同契約の両当事者が署名した書面による場合を除き、変更、放棄、解除または無視することはできない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

管理会社および保管受託銀行は、書留郵便により3か月前までに通知することにより保管および支払事務代行契約をいつでも終了させることができる。特定の状況下では、例えばいずれか一方の当事者の重大な義務に違反した場合などにおいては、それより短い通知期間内に同契約を終了させることもできる。後任の保管受託銀行が任命されるまでの間において（同契約の終了通知が発効した時点から2か月以内に任命しなければならない。）、保管受託銀行はファンドの投資家の利益を確保するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。管理会社が当該期間内に後任の保管受託銀行を任命しない場合、保管受託銀行はルクセンブルクの監督当局（「金融監督委員会（C S S F）」）にそのような状況を報告することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

中央管理契約

中央管理契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- － 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- － 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- － 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

⑤ 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management.html

⑥ インデックス提供者

J.P.モルガン

この情報は、信頼性があると確信する情報源から入手したものであるが、J.P.モルガンは、その完全性または正確性を保証しない。指数は、許可を得て使用される。指数をJ.P.モルガンの事前の書面による同意なしに複製、配布または何らかの形で使用してはならない。2016年著作権所有。J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。不許複製。

ブルームバーグ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社（ブルームバーグ・インデックス・サービスズ・リミテッドを含む。）（総称して、以下「ブルームバーグ」という。）またはブルームバーグのライセンサーは、本書に記載されるブルームバーグの指数におけるすべての所有権を有する。

リフィニティブ

リフィニティブ・データにより提供され、リフィニティブにより計算されるリフィニティブ・グローバル・コンバーティブル・インデックス・グローバル・バニラ・ヘッジド・ユーロ・インデックス

ICEバンクオブアメリカ

ICEデータ・インディシズ（以下「ICEデータ」という。）は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、指数、指数データおよびこれらに関係し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性または特定の目的もしくは使用に対する適合性の保証を含め、明示・黙示を問わず、一切の保証および表明を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよびその関連会社についても、これらの商品およびサービスについて後援せず、保証せずかつ推奨しない。この免責事項は英語版が優先する。

スイス証券取引所

SIXエクスチェンジ・アーゲー（「スイス証券取引所」）はSBI® フォーリンAAA-BBB（TR）インデックスおよび当該インデックスに含まれるデータの情報源である。スイス証券取引所は報告される一切の情報の作成に一切関与してきていない。スイス証券取引所は、いかなる目的に対しても正確性、適格性、正当性、完全性、適時性（これらを含むがこれらに限られない。）を保証するものではなく、一切の報告される情報に関してまたはSBI® フォーリンAAA-BBB（TR）インデックスおよび当該インデックスに含まれるデータの一切の誤り、中断または停止に関連して（過失またはその他であるかを問わず）一切の責任を負うものではない。スイス証券取引所に関連する当該情報の一切の発信または今後の配布は禁止される。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下の者により提供および公表される。

- （i）ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。
- （ii）イギリスの2019年ベンチマーク規則（修正および経過措置規定）（EU離脱）（「イギリスのベンチマーク規則」）に基づき認可を受けているベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則の条件に基づき第三国に所在するベンチマーク管理者としての適格性を有し、FCAが保管するベンチマーク管理者登録簿（<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>において入手可能である。）に含まれている。
- （iii）ベンチマーク規則により与えられる経過措置の取り決めに該当するベンチマーク管理者。したがって、ベンチマーク規則の条件に基づきESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿にまだ記載されていない。

ベンチマーク管理者の経過措置期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての承認または登録のための申請を行う期限は、いずれも該当するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の本籍地に応じている。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（2）で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

クラスP－d i s t 受益証券、クラスP－m d i s t 受益証券およびクラスP－m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）の受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、いつでもファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合にのみ、受益者としての権利から利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的に投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- ② 日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、UBS（Lux）ボンド・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- | | |
|----------------------|--|
| 1) -オーストラリア・ドル | = クラスP-a c c 受益証券
クラスP-d i s t 受益証券 |
| 2) -ユーロ・フレキシブル | = クラスP-a c c 受益証券
クラスP-d i s t 受益証券 |
| 3) -アジア・フレキシブル（米ドル） | = クラスP-a c c 受益証券 |
| 4) -ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） | = クラスP-a c c 受益証券
クラスP-m d i s t 受益証券
クラスP-a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）
クラスP-m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ） |
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、オーストラリア・ドル、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、それぞれ株式会社三菱UFJ銀行の2026年6月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1オーストラリア・ドル=111.56円、1ユーロ=185.35円、1米ドル=162.39円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- e. ファンドの独立監査人は、2025年3月31日終了年度より、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブに変更された。

1【財務諸表】

(1)【2026年3月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2026年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド	
	結 合	
	ユーロ	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	4,378,217,631.73	811,502,638
投資有価証券未実現評価（損）益	(101,995,662.46)	(18,904,896)
投資有価証券合計（注1）	4,276,221,969.27	792,597,742
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	211,208,367.18 *	39,147,471
その他の流動資産（委託証拠金）	6,502,633.50	1,205,263
有価証券売却未収金（注1）	43,061,108.66	7,981,376
発行受益証券未収金	1,092,079.97	202,417
未収有価証券利息	72,111,491.36	13,365,865
流動資産に係る未収利息	287.93	53
その他の資産	145,017.91	26,879
その他の未収金	150,728.01	27,937
金融先物に係る未実現利益（注1）	89,411.34	16,572
為替予約契約に係る未実現利益（注1）	2,019,746.65	374,360
スワップに係る未実現利益（注1）	1,660,065.03	307,693
資産合計	4,614,262,906.81	855,253,630
負 債		
金融先物に係る未実現損失（注1）	(274,820.50)	(50,938)
為替予約契約に係る未実現損失（注1）	(1,597,610.12)	(296,117)
スワップに係る未実現損失（注1）	(1,669,344.62)	(309,413)
当座借越	(8,663,723.74)	(1,605,821)
当座借越に係る未払利息	(1.12)	(0)
有価証券購入未払金（注1）	(23,669,342.02)	(4,387,113)
買戻受益証券未払金	(3,086,984.77)	(572,173)
報酬引当金（注2）	(2,838,998.17)	(526,208)
年次税引当金（注3）	(327,474.65)	(60,697)
引当金合計	(3,166,472.82)	(586,906)
負債合計	(42,128,299.71)	(7,808,480)
期末現在純資産額	4,572,134,607.10	847,445,149

* 2026年3月31日現在、銀行預金には、取引相手方であるゴールドマン・サックスに対する担保となっている1,030,000.00ユーロおよび取引相手方であるJPモルガンに対する担保となっている777,356.38ユーロが含まれる。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2026年3月31日現在

UBS（Lux）ボンド・ファンド

ーオーストラリア・ドル

オーストラリア・ドル 千 円

資 産		
投資有価証券取得原価	215,877,627.43	24,083,308
投資有価証券未実現評価（損）益	(8,131,919.63)	(907,197)
投資有価証券合計（注1）	207,745,707.80	23,176,111
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	3,350,772.20	373,812
その他の流動資産（委託証拠金）	595,979.78	66,488
発行受益証券未収金	2,127.31	237
未収有価証券利息	2,027,928.00	226,236
資産合計	213,722,515.09	23,842,884
負 債		
金融先物に係る未実現損失（注1）	(106,655.96)	(11,899)
有価証券購入未払金（注1）	(1,421,982.00)	(158,636)
買戻受益証券未払金	(155,473.98)	(17,345)
報酬引当金（注2）	(100,873.40)	(11,253)
年次税引当金（注3）	(18,912.68)	(2,110)
引当金合計	(119,786.08)	(13,363)
負債合計	(1,803,898.02)	(201,243)
期末現在純資産額	211,918,617.07	23,641,641

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2026年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーユーロ・フレキシブル	
	ユーロ	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	108,822,096.62	20,170,176
投資有価証券未実現評価（損）益	(17,159,636.61)	(3,180,539)
投資有価証券合計（注1）	91,662,460.01	16,989,637
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	4,558,690.35	844,953
その他の流動資産（委託証拠金）	1,339,242.34	248,229
有価証券売却未収金（注1）	454,690.21	84,277
発行受益証券未収金	46,808.04	8,676
未収有価証券利息	1,269,985.25	235,392
その他の資産	30,775.42	5,704
金融先物に係る未実現利益（注1）	81,237.14	15,057
為替予約契約に係る未実現利益（注1）	5,480.87	1,016
スワップに係る未実現利益（注1）	958,863.81	177,725
資産合計	100,408,233.44	18,610,666
負 債		
当座借越	(3,040,659.70)	(563,586)
有価証券購入未払金（注1）	(219,974.80)	(40,772)
買戻受益証券未払金	(31,048.77)	(5,755)
報酬引当金（注2）	(72,626.06)	(13,461)
年次税引当金（注3）	(11,961.32)	(2,217)
引当金合計	(84,587.38)	(15,678)
負債合計	(3,376,270.65)	(625,792)
期末現在純資産額	97,031,962.79	17,984,874

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2026年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーアジア・フレキシブル（米ドル）	
	米ドル	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	243,366,636.48	39,520,308
投資有価証券未実現評価（損）益	(865,441.81)	(140,539)
投資有価証券合計（注1）	242,501,194.67	39,379,769
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	3,857,315.75	626,390
その他の流動資産（委託証拠金）	661,536.65	107,427
有価証券売却未収金（注1）	315,572.25	51,246
発行受益証券未収金	41,217.76	6,693
未収有価証券利息	2,712,134.96	440,424
その他の資産	80,243.37	13,031
資産合計	250,169,215.41	40,624,979
負 債		
金融先物に係る未実現損失（注1）	(242,078.03)	(39,311)
為替予約契約に係る未実現損失（注1）	(913,766.81)	(148,387)
当座借越に係る未払利息	(1.18)	(0)
有価証券購入未払金（注1）	(1,597,725.36)	(259,455)
買戻受益証券未払金	(138,642.03)	(22,514)
報酬引当金（注2）	(163,168.28)	(26,497)
年次税引当金（注3）	(19,067.52)	(3,096)
引当金合計	(182,235.80)	(29,593)
負債合計	(3,074,449.21)	(499,260)
期末現在純資産額	247,094,766.20	40,125,719

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2026年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	3,086,437,656.59	572,071,220
投資有価証券未実現評価（損）益	(24,394,164.69)	(4,521,458)
投資有価証券合計（注1）	3,062,043,491.90	567,549,761
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	171,897,949.59 *	31,861,285
有価証券売却未収金（注1）	36,014,895.52	6,675,361
発行受益証券未収金	980,989.68	181,826
未収有価証券利息	61,349,969.12	11,371,217
為替予約契約に係る未実現利益（注1）	1,907,209.01	353,501
資産合計	3,334,194,504.82	617,992,951
負 債		
スワップに係る未実現損失（注1）	(1,047,845.62)	(194,218)
当座借越	(3.27)	(1)
当座借越に係る未払利息	(0.10)	(0)
有価証券購入未払金（注1）	(15,209,178.73)	(2,819,021)
買戻受益証券未払金	(2,704,353.92)	(501,252)
報酬引当金（注2）	(2,139,381.71)	(396,534)
年次税引当金（注3）	(223,965.79)	(41,512)
引当金合計	(2,363,347.50)	(438,046)
負債合計	(21,324,729.14)	(3,952,539)
期末現在純資産額	3,312,869,775.68	614,040,413

* 2026年3月31日現在、銀行預金には、取引相手方であるゴールドマン・サックスに対する担保となっている1,030,000.00ユーロおよび取引相手方であるJPモルガンに対する担保となっている740,000.00ユーロが含まれる。

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド		
結 合		
	ユーロ	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	3,927,411.17	727,946
有価証券に係る利息	205,930,686.38	38,169,253
配当金	146,889.67	27,226
スワップに係る受取利息（注1）	14,472,269.64	2,682,435
貸付有価証券に係る純収益（注14）	1,972,212.29	365,550
その他の収益	2,603,588.01	482,575
収益合計	229,053,057.16	42,454,984
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(14,708,082.24)	(2,726,143)
報酬（注2）	(32,131,968.63)	(5,955,660)
年次税（注3）	(1,297,197.23)	(240,436)
その他の手数料および報酬（注2）	(845,770.72)	(156,764)
現金および当座借越に係る利息	(458,639.28)	(85,009)
費用合計	(49,441,658.10)	(9,164,011)
投資に係る純（損）益	179,611,399.06	33,290,973
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	31,708,029.81	5,877,083
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る		
実現（損）益	582,340.45	107,937
金融先物に係る実現（損）益	(895,523.57)	(165,985)
為替予約契約に係る実現（損）益	(13,948,177.07)	(2,585,295)
スワップに係る実現（損）益	2,675,156.72	495,840
外国為替に係る実現（損）益	(2,208,018.30)	(409,256)
実現（損）益合計	17,913,808.04	3,320,324
当期実現純（損）益	197,525,207.10	36,611,297
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	(96,637,181.18)	(17,911,702)
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る		
未実現評価（損）益	(184,166.60)	(34,135)
TBAモーゲージ・バック証券に係る		
未実現評価（損）益	4,879.48	904
金融先物に係る未実現評価（損）益	54,297.21	10,064
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	(1,061,420.32)	(196,734)
スワップに係る未実現評価（損）益	(2,568,782.26)	(476,124)
未実現評価（損）益の変動合計	(100,392,373.67)	(18,607,726)
運用の結果による純資産の純増（減）	97,132,833.43	18,003,571

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド		
ーオーストラリア・ドル		
	オーストラリア・ドル	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	111,841.92	12,477
有価証券に係る利息	9,742,527.42	1,086,876
その他の収益	97,858.54	10,917
収益合計	9,952,227.88	1,110,271
費 用		
報酬（注2）	(1,373,827.32)	(153,264)
年次税（注3）	(85,379.33)	(9,525)
その他の手数料および報酬（注2）	(61,337.74)	(6,843)
現金および当座借越に係る利息	(1,395.95)	(156)
費用合計	(1,521,940.34)	(169,788)
投資に係る純（損）益	8,430,287.54	940,483
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	(1,379,605.95)	(153,909)
金融先物に係る実現（損）益	(264,052.82)	(29,458)
外国為替に係る実現（損）益	(1,651.38)	(184)
実現（損）益合計	(1,645,310.15)	(183,551)
当期実現純（損）益	6,784,977.39	756,932
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	265,900.85	29,664
金融先物に係る未実現評価（損）益	(302,530.52)	(33,750)
未実現評価（損）益の変動合計	(36,629.67)	(4,086)
運用の結果による純資産の純増（減）	6,748,347.72	752,846

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・フレキシブル	
	ユーロ	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	126,016.66	23,357
有価証券に係る利息	3,342,523.07	619,537
配当金	1,704.57	316
スワップに係る受取利息（注1）	4,483,239.87	830,969
貸付有価証券に係る純収益（注14）	29,353.96	5,441
その他の収益	4,503.73	835
収益合計	7,987,341.86	1,480,454
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(4,543,384.06)	(842,116)
報酬（注2）	(875,937.00)	(162,355)
年次税（注3）	(49,185.68)	(9,117)
その他の手数料および報酬（注2）	(29,799.91)	(5,523)
現金および当座借越に係る利息	(146,492.24)	(27,152)
費用合計	(5,644,798.89)	(1,046,263)
投資に係る純（損）益	2,342,542.97	434,190
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	(1,019,547.24)	(188,973)
金融先物に係る実現（損）益	(4,244.70)	(787)
為替予約契約に係る実現（損）益	2,411,640.05	446,997
スワップに係る実現（損）益	67,743.92	12,556
外国為替に係る実現（損）益	(737,954.73)	(136,780)
実現（損）益合計	717,637.30	133,014
当期実現純（損）益	3,060,180.27	567,204
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	(1,077,789.45)	(199,768)
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る		
未実現評価（損）益	(31,025.77)	(5,751)
金融先物に係る未実現評価（損）益	493,442.67	91,460
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	(666,874.15)	(123,605)
スワップに係る未実現評価（損）益	(43,531.08)	(8,068)
未実現評価（損）益の変動合計	(1,325,777.78)	(245,733)
運用の結果による純資産の純増（減）	1,734,402.49	321,472

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運用計算書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーアジア・フレキシブル（米ドル）	
	米ドル	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	209,668.96	34,048
有価証券に係る利息	11,257,032.88	1,828,030
貸付有価証券に係る純収益（注14）	238,450.95	38,722
その他の収益	539,235.21	87,566
収益合計	12,244,388.00	1,988,366
費 用		
報酬（注2）	(2,124,985.79)	(345,076)
年次税（注3）	(83,398.05)	(13,543)
その他の手数料および報酬（注2）	(85,654.64)	(13,909)
現金および当座借越に係る利息	(71.58)	(12)
費用合計	(2,294,110.06)	(372,541)
投資に係る純（損）益	9,950,277.94	1,615,826
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	1,075,337.19	174,624
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る		
実現（損）益	628,059.82	101,991
金融先物に係る実現（損）益	(663,317.89)	(107,716)
為替予約契約に係る実現（損）益	7,484,620.85	1,215,428
外国為替に係る実現（損）益	(865,638.30)	(140,571)
実現（損）益合計	7,659,061.67	1,243,755
当期実現純（損）益	17,609,339.61	2,859,581
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	4,668,395.12	758,101
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(251,562.01)	(40,851)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(377,421.85)	(61,290)
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	(201,895.34)	(32,786)
未実現評価（損）益の変動合計	3,837,515.92	623,174
運用の結果による純資産の純増（減）	21,446,855.53	3,482,755

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド		
ーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）		
	ユーロ	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	3,035,029.23	562,543
有価証券に係る利息	170,587,637.98	31,618,419
配当金	142,054.09	26,330
スワップに係る受取利息（注1）	803,125.01	148,859
貸付有価証券に係る純収益（注14）	1,648,944.30	305,632
その他の収益	1,627,379.75	301,635
収益合計	177,844,170.36	32,963,417
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(627,777.78)	(116,359)
報酬（注2）	(23,410,693.14)	(4,339,172)
年次税（注3）	(862,980.65)	(159,953)
その他の手数料および報酬（注2）	(508,031.48)	(94,164)
現金および当座借越に係る利息	(17,605.00)	(3,263)
費用合計	(25,427,088.05)	(4,712,911)
投資に係る純（損）益	152,417,082.31	28,250,506
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	24,081,774.40	4,463,557
金融先物に係る実現（損）益	(80,041.46)	(14,836)
為替予約契約に係る実現（損）益	(28,898,738.27)	(5,356,381)
スワップに係る実現（損）益	2,289,251.42	424,313
外国為替に係る実現（損）益	2,157,470.96	399,887
実現（損）益合計	(450,282.95)	(83,460)
当期実現純（損）益	151,966,799.36	28,167,046
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	(96,157,044.56)	(17,822,708)
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る		
未実現評価（損）益	27,583.44	5,113
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	936,362.73	173,555
スワップに係る未実現評価（損）益	(1,972,748.76)	(365,649)
未実現評価（損）益の変動合計	(97,165,847.15)	(18,009,690)
運用の結果による純資産の純増（減）	54,800,952.21	10,157,356

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
純資産変動計算書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド	
	結 合	
	ユーロ	千 円
期首現在純資産額	4,046,640,033.91 *	750,044,730
受益証券発行	2,011,165,407.30	372,769,508
受益証券買戻し	(1,529,781,976.79)	(283,545,089)
受益証券発行（買戻し）純額合計	481,383,430.51	89,224,419
支払分配金（注4）	(53,021,690.75)	(9,827,570)
純投資（損）益	179,611,399.06	33,290,973
実現（損）益合計	17,913,808.04	3,320,324
未実現評価（損）益の変動合計	(100,392,373.67)	(18,607,726)
運用の結果による純資産の純増（減）	97,132,833.43	18,003,571
期末現在純資産額	4,572,134,607.10	847,445,149

* 2026年3月31日の為替レートを使用して計算された。2025年3月31日の為替レートを使用して計算された当期の期首現在の結合純資産は、4,041,208,293.12ユーロであった。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
純資産変動計算書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーオーストラリア・ドル	
	オーストラリア・ドル	千 円
期首現在純資産額	392,055,185.95	43,737,677
受益証券発行	38,777,590.08	4,326,028
受益証券買戻し	(222,927,210.14)	(24,869,760)
受益証券発行（買戻し）純額合計	(184,149,620.06)	(20,543,732)
支払分配金（注4）	(2,735,296.54)	(305,150)
純投資（損）益	8,430,287.54	940,483
実現（損）益合計	(1,645,310.15)	(183,551)
未実現評価（損）益の変動合計	(36,629.67)	(4,086)
運用の結果による純資産の純増（減）	6,748,347.72	752,846
期末現在純資産額	211,918,617.07	23,641,641

発行済受益証券数の変動
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

クラス	P-acc	P-dist
期首現在発行済受益証券数	163,194.1340	395,898.1210
発行受益証券数	11,346.2080	8,477.7150
買戻受益証券数	(38,282.3110)	(51,009.0720)
期末現在発行済受益証券数	136,258.0310	353,366.7640

年次分配金¹				
UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル				
	権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
			オーストラリア・ドル	
P-dist	2025年6月2日	2025年6月5日		2.8351

¹ 注記4を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux） ボンド・ファンド
純 資 産 変 動 計 算 書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux） ボンド・ファンド ーユーロ・フレキシブル	
	ユーロ	千 円
期首現在純資産額	100,769,954.76	18,677,711
受益証券発行	7,803,464.95	1,446,372
受益証券買戻し	(12,661,171.20)	(2,346,748)
受益証券発行（買戻し）純額合計	(4,857,706.25)	(900,376)
支払分配金（注4）	(614,688.21)	(113,932)
純投資（損）益	2,342,542.97	434,190
実現（損）益合計	717,637.30	133,014
未実現評価（損）益の変動合計	(1,325,777.78)	(245,733)
運用の結果による純資産の純増（減）	1,734,402.49	321,472
期末現在純資産額	97,031,962.79	17,984,874

発行済受益証券数の変動
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

クラス	P-acc	P-dist
期首現在発行済受益証券数	175,752.6020	253,766.1090
発行受益証券数	3,046.6100	11,461.5380
買戻受益証券数	(17,933.7510)	(41,920.4750)
期末現在発行済受益証券数	160,865.4610	223,307.1720

年次分配金¹

UBS（Lux） ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル

	権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
P-dist	2025年6月2日	2025年6月5日	ユーロ	2.4718

四半期毎分配金¹

UBS（Lux） ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル

	権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
--	-------	-----	----	---------

該当なし。

¹ 注記4を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
純資産変動計算書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーアジア・フレキシブル（米ドル）	
	米ドル	千 円
期首現在純資産額	358,853,560.22	58,274,230
受益証券発行	52,119,706.84	8,463,719
受益証券買戻し	(179,842,584.08)	(29,204,637)
受益証券発行（買戻し）純額合計	(127,722,877.24)	(20,740,918)
支払分配金（注4）	(5,482,772.31)	(890,347)
純投資（損）益	9,950,277.94	1,615,826
実現（損）益合計	7,659,061.67	1,243,755
未実現評価（損）益の変動合計	3,837,515.92	623,174
運用の結果による純資産の純増（減）	21,446,855.53	3,482,755
期末現在純資産額	247,094,766.20	40,125,719

発行済受益証券数の変動
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

クラス	P-acc
期首現在発行済受益証券数	255,607.2980
発行受益証券数	8,942.5950
買戻受益証券数	(66,203.5080)
期末現在発行済受益証券数	198,346.3850

年次分配金¹

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
該当なし。			

月次分配金¹

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
該当なし。			

¹ 注記4を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
純資産変動計算書
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千 円
期首現在純資産額	2,569,283,848.36	476,216,761
受益証券発行	1,802,951,765.38	334,177,110
受益証券買戻し	(1,070,948,638.49)	(198,500,330)
受益証券発行（買戻し）純額合計	732,003,126.89	135,676,780
支払分配金（注4）	(43,218,151.78)	(8,010,484)
純投資（損）益	152,417,082.31	28,250,506
実現（損）益合計	(450,282.95)	(83,460)
未実現評価（損）益の変動合計	(97,165,847.15)	(18,009,690)
運用の結果による純資産の純増（減）	54,800,952.21	10,157,356
期末現在純資産額	3,312,869,775.68	614,040,413

発行済受益証券数の変動
 自2025年4月1日 至2026年3月31日

クラス	P-acc	P-acc （米ドル・ヘッジ）		P-mdist （米ドル・ヘッジ）
			P-mdist	
期首現在発行済受益証券数	1,241,030.6940	188,884.0510	867,827.7260	2,210,444.3530
発行受益証券数	816,127.0580	28,279.1390	620,096.7640	237,528.0550
買戻受益証券数	(298,520.9890)	(53,052.1170)	(125,500.2770)	(537,557.3690)
期末現在発行済受益証券数	1,758,636.7630	164,111.0730	1,362,424.2130	1,910,415.0390

年次分配金¹

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
該当なし。			

¹ 注記4を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

月次分配金¹

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

	権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額
P-mdist	2025年4月15日	2025年4月22日	ユーロ	0.5490
P-mdist	2025年5月15日	2025年5月20日	ユーロ	0.5464
P-mdist	2025年6月16日	2025年6月19日	ユーロ	0.5516
P-mdist	2025年7月15日	2025年7月18日	ユーロ	0.5520
P-mdist	2025年8月18日	2025年8月21日	ユーロ	0.5861
P-mdist	2025年9月15日	2025年9月18日	ユーロ	0.5851
P-mdist	2025年10月15日	2025年10月20日	ユーロ	0.5856
P-mdist	2025年11月17日	2025年11月20日	ユーロ	0.5855
P-mdist	2025年12月15日	2025年12月18日	ユーロ	0.5825
P-mdist	2026年1月15日	2026年1月20日	ユーロ	0.5818
P-mdist	2026年2月13日	2026年2月18日	ユーロ	0.5838
P-mdist	2026年3月16日	2026年3月19日	ユーロ	0.5822
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年4月15日	2025年4月18日	米ドル	0.4994
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年5月15日	2025年5月20日	米ドル	0.4973
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年6月16日	2025年6月20日	米ドル	0.5024
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年7月15日	2025年7月18日	米ドル	0.5032
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年8月18日	2025年8月21日	米ドル	0.5722
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年9月15日	2025年9月18日	米ドル	0.5714
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年10月15日	2025年10月20日	米ドル	0.5720
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年11月17日	2025年11月20日	米ドル	0.5718
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2025年12月15日	2025年12月18日	米ドル	0.5689
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2026年1月15日	2026年1月20日	米ドル	0.5684
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2026年2月13日	2026年2月18日	米ドル	0.5703
P-mdist（米ドル・ヘッジ）	2026年3月16日	2026年3月19日	米ドル	0.5682

¹ 注記4を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、継続企業の前提に基づき、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、それぞれのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、当該サブ・ファンドの当該クラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより決定される。ただし、以下の項に記載されるとおり、受益証券の発行または買戻しが行われない日にも、受益証券1口当たりの純資産価格が計算される場合がある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬の算出を目的としてのみ使用することができ、いかなる状況においても申込みおよび買戻しの注文の基準として使用してはならない。

「営業日」とは、12月24日および31日、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の証券取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）である。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が休業する日をいう。

各サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、当該クラス受益証券に課せられる手数料を考慮して、各クラス受益証券の発行済受益証券口数とサブ・ファンドの発行済受益証券総口数との比率により決定され、受益証券が発行されまたは買い戻される毎に変動する。

報酬および手数料、ならびに投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買にかかる実際の費用は、最終利用可能価格または該当する場合には、受益証券1口当たり純資産価格の計算に使用される純資産価額と異なる場合がある。これらの費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を与え、「希薄化」と呼ばれる。取締役会は、希薄化の影響を軽減するため、自らの裁量により、受益証券1口当たり純資産価格を希薄化調整（スウィング・プライシング）することができる。

受益証券は、単一の価格、すなわち受益証券1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。それにもかかわらず、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に述べる評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが該当する評価日において正味発行または正味買戻しポジションにあるかどうかにかかわらず行われる。特定の評価日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスで取引が行われていない場合には、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況で希薄化調整が行われるべきかを決定する裁量を有している。希薄化調整を行うための要件は、一般的に、関連するサブ・ファンドの受益証券の発行または買戻しの規模に依拠する。取締役会は、その見解において、既存の受益者（発行の場合）または残りの受益者（買戻しの場合）が、そうでなければ不利になる可能性がある場合には、希薄化調整を適用することができる。希薄化調整は、以下の場合に行うことができる：

- (a) サブ・ファンドは、着実な下落（すなわち、買戻しによる純流出）を記録する場合；
- (b) サブ・ファンドは、その規模に比してかなりの量の正味発行を記録する場合；
- (c) サブ・ファンドは、特定の評価日における正味発行ポジションまたは正味買戻しポジションを示す場合；

- （d）その他のすべての場合において、取締役会は、受益者の利益のために希薄化調整が必要であると考える場合。

評価調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味発行ポジションまたは正味買戻しポジションにあるかどうかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に増額または減額される。評価調整の範囲は、取締役会の意見により、報酬および手数料ならびに売買スプレッドを適切にカバーするものとする。特に、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額は、（i）見積み税金費用を反映した金額、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性のある取引費用、および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の見積み買値売値スプレッドを反映した金額が（上方または下方に）調整される。株式市場および国によっては、買い手側と売り手側に異なる報酬体系を示すことがあり、純流入と流出の調整は異なる可能性がある。通常、調整は関連する該当する受益証券1口当たり純資産価格の2%を上限とする。例外的な状況（例：高い市場のボラティリティおよび／または非流動性、異常な市況、市場の混乱など）の下では、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または評価日に関連する該当する受益証券1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができるが、これは現行の市況を表わすものであり、受益者にとって最善の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。この希薄化調整は、取締役会が定めた手続きに従って計算されるものとする。受益者は、一時的措置が導入された時およびその一時的措置が終了した時はいつでも、通常の経路を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は別々に計算される。しかし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額にパーセント単位で同程度の影響を与える。

すべてのサブ・ファンドについて、スウィング・プライシング方法が適用されている。

会計年度末時点で純資産額へのスウィング・プライシング調整があった場合は、サブ・ファンドの3年間の比較の純資産額の情報から見る事ができる。受益証券1口当たり発行および買戻価格が、調整後の純資産額を表している。

かかる調整はサブ・ファンドのためであり、「その他の収益」として運用計算書に記載されている。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる金額が控除され、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。これらの有価証券、派生商品およびその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が一般的でなく、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない有価証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における直近の入手可能価格で評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当

性は、当該派生商品の裏付けとなる市場価額に基づき管理会社に認められた算定方法によって確認される。

- － 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近資産価格で評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドにより計算される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託預金は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、該当する有価証券に依拠し、UBS評価方針に従い選別される。

異常事態のため上記規定に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ検証可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日を通じて行うことができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用されるものとする。

c) 為替予約契約の評価

未決済の為替予約契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現（損）益および未実現（損）益の変動は運用計算書に計上される。実現（損）益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純（損）益

有価証券売却に係る実現純（損）益は、売却有価証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産および保有する投資有価証券の評価額は、評価日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日に適用されるスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る利益または損失は、運用計算書に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップションおよびクレジット・デフォルト・スワップに係る金利スワップ契約ならびに金利先渡契約を締結することができる。

未実現（損）益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」として反映されている。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

i) 結合財務書類

結合財務書類はユーロで表示されている。投資会社の2026年3月31日現在の結合純資産計算書、結合運用計算書および結合純資産変動計算書の様々な項目は、以下のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2026年3月31日現在の結合財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ	=	1.682289	オーストラリア・ドル
1 ユーロ	=	0.925850	スイス・フラン
1 ユーロ	=	1.152200	米ドル

j) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の所有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現（損）益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

「モーゲージ・バック証券」に関して、評価日において証券の額面価格に適用される係数が1より大きい場合、財務諸表に表示されている額面価格は当該係数を反映するべく調整される。その他の場合、表示されている額面価格は1に相当する係数で処理されている。

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定には、外国為替取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定には、外国為替取引からの未払金も含まれることがある。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

l) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、「配当落ち」日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

注2. 報酬

ファンドは、個々のサブ・ファンドおよびクラス受益証券について、下記の表に記載されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月額上限定率報酬を支払う。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.300%	1.350%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	0.900% ¹	0.950%

¹ 上限：0.900%/実効：0.810%。

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・フレキシブル

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	0.900%	0.950%

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.260%	1.310%

上述の定率報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

1. ファンドの運用、管理、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、以下の規定に従い、ファンドの資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬は、通貨リスクをヘッジするための手数料を含むことがある。類似のクラス受益証券が発売されるまでは、関連する上限定率報酬は請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドの投資対象および投資方針」の項に記載されている。

当該報酬は、運用計算書において「報酬」として表示される。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬およびファンドの資産から差引かれる追加の費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための一切のその他のファンドの資産管理費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生する当該追加費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁に対する費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対して支払われる一切の手数料。
 - c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および承認に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供される業務のために監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト。該当する場合、前述の外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。

- i) ファンドの名義で登録される知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネージャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、当該管理事務費用が証明可能でありかつ開示され、ファンドの総費用率（TER）の公示において考慮される。

当該手数料および報酬は、運用計算書において「その他の手数料および報酬」として表示される。

3. 管理会社は、ファンドの販売のためにサービス手数料を支払うことができる。

クラスI－B受益証券については、ファンドの管理事務費用（管理会社、UCI管理事務代行および保管受託銀行の費用により構成される。）をカバーする手数料が課せられる。資産運用および販売に係る当該費用については、投資家およびUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは授權された代理人の一人と別個に締結された契約に基づき、ファンド外で直接課せられる。

クラスI－X受益証券、クラスK－X受益証券およびクラスU－X受益証券の資産運用に関して提供されるサービスに係る費用について、ファンドの管理事務費用（管理会社、UCI管理事務代行および保管受託銀行の費用により構成される。）および販売報酬は、投資家と別個に締結された契約に基づき、その権利を有するUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーへの補償によりカバーされる。

クラスK－B受益証券に関して提供される資産運用サービスに係る費用は、投資家と別個に締結された契約に基づき、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその権利を有する正規販売会社への補償によりカバーされる。

個々のサブ・ファンドに帰属する一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々のサブ・ファンドまたはクラス受益証券に配分できる費用は、当該クラス受益証券に請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンドに関係する場合、それぞれのサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産価格に比例して当該サブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドに関して、関係する対象ファンドのレベルと当該サブ・ファンドのレベルの両方において、手数料が請求されることがある。サブ・ファンドがその資産に投資する対象ファンドの管理報酬（パフォーマンス報酬を除く）は、トレイル・フィーを考慮に入れ、最大で3%にのぼることがある。

管理会社自らもしくは共同経営または支配または実質的な直接／間接保有を通じて管理会社と関連がある他の会社により直接管理されるかまたは委任により管理されるファンドの受益証券にサブ・ファンドが投資する場合、当該対象ファンドの受益証券に関連する発行手数料または買戻手数料を全く請求されないことがある。

ファンドの現行の費用（または現行の手数料）については、KIDで参照することができる。

注3. 年次税

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%（クラスF、I－A1、I－A2、I－A3、I－A4、I－B、I－X、およびU－Xクラスについては年率0.01%に軽減される）のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%の低減税率の適用条件が満たされなくなった場合、クラスF、I－A

1、I－A2、I－A3、I－A4、I－B、I－XおよびU－Xのすべての投資証券については0.05%の税率を課されることがある。

注4．分配

約款第10条に従い、管理会社は、年次決算の終了後、各サブ・ファンドが支払う分配金の金額を決定する。

分配金の支払いにより、ファンドの純資産が2010年法の定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、支払いは会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間配当金を支払うか否かおよび分配金の支払いを停止するか否かを決定する権限を有する。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注5．関係者間取引

本注記の文脈における関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関するSFCコードに定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で年度中に締結されたすべての取引は、通常の商取引および通常の商取引条件で行われた。

a) 有価証券および金融派生商品に係る取引

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通じて行われた、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間において香港で売買を許可された以下のサブ・ファンドの、有価証券および金融派生商品取引高（オプションを除く）は、以下の通りである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	有価証券および金融派生商品における 関係者間取引高	有価証券取引合計に 占める割合
－アジア・フレキシブル（米ドル）	955,035,964.56 米ドル	55.83%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	216,548,571.91 ユーロ	1.23%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	有価証券および金融派生商品における 関係者間取引にかかる手数料	手数料の平均割合
－アジア・フレキシブル（米ドル）	10,792.31 米ドル	0.00%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	572.00 ユーロ	0.00%

注10. 「取引費用」に開示されているように、固定利付投資、取引所で取引される先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資の売買価格に含まれているため、ここでは個別には記載されていない。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	（株式、株式類似証券および金融派生商品を除く）その他の有価証券における関係者間取引高	有価証券取引合計に占める割合
－アジア・フレキシブル（米ドル）	19,995,291.26 米ドル	1.17%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	65,706,254.16 ユーロ	0.37%

通常の市場慣行に従って、関係者間で取引される「その他の有価証券（株式および株式類似証券を除く。）」に係る手数料は、ファンドに対して請求されていない。

当該取引は、通常の商取引および通常の商取引条件で行われた。

関係者間取引の取引高のサブ・ファンドの通貨への換算には、2026年3月31日現在の財務書類の換算レートが使用された。

b) ファンドの受益証券による取引

関連当事者は、シード・キャピタル（「直接投資」）を提供する目的で、サブ・ファンド／受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資し続ける意図で、新しいサブ・ファンド／受益証券クラスに投資することができる。このような投資は、独立企業間原則に則ったものであり、後発取引／マーケット・タイミング防止の要件をすべて満たしている。関連当事者は、いかなるファンドまたは会社に対しても、管理または支配力行使する目的で投資することはできない。

2026年3月31日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港で登録されているサブ・ファンド／受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役の持ち分

管理会社の取締役会およびその関連者は、サブ・ファンドの受益証券に申込み、解約することができる。

2026年3月31日現在、管理会社の取締役会で、香港で販売許可を受けたサブ・ファンドの受益証券を保有している者はいなかった。

注6. ソフト・コミッション・アレンジメント

「投資運用会社」を規定する法律で認められている場合、投資運用会社およびその関係会社は、投資判断をサポートするために使用される特定の商品およびサービスが見返りに直接支払われずに受領されるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を締結することができる。このような手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引執行が最良の執行基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する執行および／またはブローカー・サービスの価値に関連して、ブローカー報酬が妥当であることが誠実に判断されている場合にのみ行われる。

受領した商品およびサービスのみが、リサーチ・サービスに含まれる。ブローカーから受領したリサーチの相対的な費用または便益は、受領したリサーチが概して投資運用会社およびその関係会社が彼らが管理する顧客またはファンドに対して全体的な責任を遂行するための支援であると考えられるため、特定の顧客またはファンドには配分されない。2025年4月1日から2026年3月31日までの年度において、ソフト・コミッション契約を締結しているブローカーとの間で実行された取引はないため、これらの取引に係るサブ・ファンドからの関連手数料は支払われていない。

注7．金融先物およびスワップに係る契約債務

2026年3月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物およびスワップに係る契約債務は、以下のとおり要約される。

a) 金融先物

UBS (Lux) ボンド・ファンド	債券に係る金融先物（買い）	債券に係る金融先物（売り）
－アジア・フレキシブル（米ドル）	39,819,664.15 米ドル	－ 米ドル
－オーストラリア・ドル	23,490,324.04 オーストラリア・ドル	22,182,148.60 オーストラリア・ドル
－ユーロ・フレキシブル	45,723,573.56 ユーロ	41,165,484.19 ユーロ

UBS (Lux) ボンド・ファンド	金利に係る金融先物（買い）	金利に係る金融先物（売り）
該当なし		

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

b) スワップ

UBS (Lux) ボンド・ファンド	クレジット・デフォルト・スワップ（買い）	クレジット・デフォルト・スワップ（売り）
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	11,531,803.95 ユーロ	－ ユーロ

UBS (Lux) ボンド・ファンド	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ（買い）	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ（売り）
－ユーロ・フレキシブル	50,974,582.84 ユーロ	－ ユーロ

注8．総経費率（TER）

当比率は、今期版のスイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）による「TERの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS (Lux) ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－アジア・フレキシブル（米ドル） クラスP-a c c 受益証券	1.38%
－オーストラリア・ドル クラスP-a c c 受益証券	0.88%
－オーストラリア・ドル クラスP-d i s t 受益証券	0.88%
－ユーロ・フレキシブル クラスP-a c c 受益証券	0.98%
－ユーロ・フレキシブル クラスP-d i s t 受益証券	0.98%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP-a c c 受益証券	1.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP-a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）	1.37%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP-m d i s t 受益証券	1.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP-m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）	1.38%

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

取引費用、利息費用、貸付有価証券費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

注9．ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{参照期間中の平均純資産}}$$

参照期間中の平均純資産

参照期間中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	ポートフォリオ回転率（PTR）
－アジア・フレキシブル（米ドル）	188.24%
－オーストラリア・ドル	38.69%
－ユーロ・フレキシブル	115.10%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	75.16%

注10．取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2026年3月31日に終了した会計年度において、サブ・ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入または売却に関連する取引費用は、以下の通りである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	取引費用
－アジア・フレキシブル（米ドル）	11,201.51 米ドル
－オーストラリア・ドル	11,075.85 オーストラリア・ドル
－ユーロ・フレキシブル	9,535.93 ユーロ
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	572.00 ユーロ

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注11．デフォルト証券

債券がデフォルト（そのため英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）状態に陥ったが相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待され、したがって当該債券のポートフォリオ組み入れは維持される。

相場価格が存在せず、過去にデフォルトした証券が存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。これらの証券から生じる可能性のあるリターン（配当など）をサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されている。それらは投資有価証券明細表に表示されず、この注記において別個に表示される。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

株式	通貨	株式数
SNS BANK 06.250% 26/10/20	ユーロ	1,300,000.00
SNS REAAL FRN PERPET	ユーロ	1,000,000.00

注12．後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注13. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託会社は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、英語版が正式書類であり、かかる英語版のみが監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注14. OTC派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、OTCの取引相手方が特定のまたは複数の契約に基づく債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を預託した場合、当該有価証券は、ファンドのために保管受託会社の保護預りに置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管受託会社／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利またはファンドについての認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

貸付有価証券および／またはOTC派生商品に関して受領したすべての担保の時価は、販売目論見書に定義されたヘアカットにより減額されている。

担保の内訳はすべて、当該ヘアカット調整後の価値に基づいて計算されている。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドのOTC派生商品は、無担保である代わりにマージン勘定が設定されている。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現（損）益	受取担保
UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）		
パークレイズ	18,634.55米ドル	0.00米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	-232,463.06米ドル	0.00米ドル
HSBC	-146,188.87米ドル	0.00米ドル
モルガン・スタンレー	1,468.86米ドル	0.00米ドル
スタンダード・チャータード・バンク	-151,035.64米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	1,657.32米ドル	0.00米ドル
ウエストバック・バンキング・コーポレーション	-405,839.97米ドル	0.00米ドル

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・フレキシブル		
バンク・オブ・アメリカ	-6,765.64ユーロ	0.00ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	12,145.43ユーロ	0.00ユーロ
シティバンク	-21,901.28ユーロ	0.00ユーロ
ドイツ銀行	-122,577.40ユーロ	0.00ユーロ
ゴールドマン・サックス	-7,403.93ユーロ	0.00ユーロ
HSBC	-38,222.67ユーロ	0.00ユーロ
LCHグループ・ホールディングス	1,235,829.29ユーロ	0.00ユーロ
スタンダード・チャータード・バンク	27,208.26ユーロ	0.00ユーロ
ステート・ストリート	-1,336.51ユーロ	0.00ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	-9,732.76ユーロ	0.00ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	153,037.18ユーロ	0.00ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）		
バンク・オブ・アメリカ	-11,318.28ユーロ	0.00ユーロ
パークレイズ	-826,126.72ユーロ	0.00ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	-1,073,968.72ユーロ	0.00ユーロ
シティバンク	-59,698.11ユーロ	230,000.00ユーロ
ゴールドマン・サックス	2,496,865.15ユーロ	0.00ユーロ
HSBC	581,239.23ユーロ	0.00ユーロ
JPMorgan	-470,314.73ユーロ	0.00ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	-15,574.29ユーロ	0.00ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	8,259.86ユーロ	0.00ユーロ

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
資産種類別の担保構成	比率 （％）
シティバンク	
現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

貸付有価証券

	2026年3月31日現在の貸付有価証券 からの取引相手方エクスポージャー*		2026年3月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ボンド・ファンド	貸付有価証券の 時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
－アジア・フレキシブル（米ドル）	43,244,542.60 米ドル	45,975,543.99 米ドル	51.96	48.04	0.00
－ユーロ・フレキシブル	12,750,637.92 ユーロ	13,405,528.65 ユーロ	51.96	48.04	0.00
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	232,063,743.46 ユーロ	246,202,120.53 ユーロ	51.96	48.04	0.00

* 取引相手方エクスポージャーの価格および為替レートの情報、2026年3月31日に証券貸付業者から直接入手されるため、2026年3月31日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる場合がある。

	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －アジア・フレキシブル （米ドル）	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －ユーロ・ フレキシブル	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －ユーロ・ハイ・ イールド（ユーロ）
貸付証券収益	397,418.25 米ドル	48,923.27 ユーロ	2,748,240.50 ユーロ
貸付証券コスト*			
ユービーエス・スイス・ エイ・ジー	119,225.48 米ドル	14,676.98 ユーロ	824,472.15 ユーロ
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	39,741.82 米ドル	4,892.33 ユーロ	274,824.05 ユーロ
純貸付証券収益	238,450.95 米ドル	29,353.96 ユーロ	1,648,944.30 ユーロ

* 2022年6月1日より、総収益の30%は証券貸付サービス提供者を務めるユービーエス・スイス・エイ・ジーが費用／報酬として受領し、10%は証券貸付業者を務めるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店が受領する。

③【投資有価証券明細表等】

U B S（Lux） ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル
2026年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 オーストラリア・ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
AUD			
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 3.50000% 17-20.11.37	3 200 000.00	2 585 664.00	1.22
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.00000% 20-08.03.33	3 100 000.00	2 512 736.00	1.19
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.25000% 20-07.05.41	500 000.00	316 275.00	0.15
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.25000% 20-20.11.40	500 000.00	319 700.00	0.15
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 1.75000% 21-20.03.34	3 500 000.00	2 673 335.00	1.26
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 4.75000% 22-20.02.35	2 800 000.00	2 655 716.00	1.25
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 5.25000% 25-24.02.38	1 400 000.00	1 334 634.00	0.63
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 1.50000% 20-20.11.30	3 500 000.00	2 988 510.00	1.41
Total AUD		15 386 570.00	7.26
固定利付ノート合計		15 386 570.00	7.26
固定利付メディアム・ターム・ノート			
AUD			
AUD AROUNDTOWN SA 6.00000% 26-06.02.31	2 000 000.00	1 940 020.00	0.92
AUD AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 2.90000% 20-02.09.30	1 900 000.00	1 667 383.00	0.79
AUD AUSNET SERVICES HOLDINGS PTY LTD 2.60000% 19-31.07.29	500 000.00	454 395.00	0.22
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 2.50000% 22-22.10.32	800 000.00	675 304.00	0.32
AUD BANK OF AMERICA NA/AUSTRALIA-REG-S 5.81500% 23-30.10.28	2 000 000.00	2 021 500.00	0.95
AUD CPPIB CAPITAL INC 5.30000% 26-10.03.36	1 000 000.00	976 920.00	0.46
AUD GTA FINANCE CO PTY LTD 5.40000% 24-04.12.29	700 000.00	686 595.00	0.32
AUD HOUSING AUSTRALIA-REG-S 1.52000% 19-27.05.30	1 400 000.00	1 214 906.00	0.57
AUD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 1.00000% 21-04.08.28	2 300 000.00	2 100 153.00	0.99
AUD KIWIBANK LTD 4.50900% 25-16.09.30	2 100 000.00	2 003 085.00	0.95
AUD LLOYDS BANKING GROUP PLC 5.80200% 23-17.03.29	3 700 000.00	3 711 914.00	1.75
AUD NATWEST MARKETS PLC-REG-S 5.02600% 25-12.06.29	1 500 000.00	1 473 465.00	0.70
AUD PACIFIC NATIONAL FINANCE PTY LTD-REG-S 3.80000% 21-08.09.31	2 900 000.00	2 508 645.00	1.18
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE-REG-S 2.50000% 21-21.01.33	3 300 000.00	2 749 164.00	1.30
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.50000% 19-22.10.29	700 000.00	644 175.00	0.30
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.00000% 14-20.11.40	500 000.00	446 990.00	0.21
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.25000% 20-20.11.41	500 000.00	305 580.00	0.14
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.00000% 20-20.11.37	4 000 000.00	2 701 840.00	1.28
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 4.75000% 22-15.09.36	2 300 000.00	2 127 799.00	1.00
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.50000% 25-15.09.39	1 400 000.00	1 336 902.00	0.63
Total AUD		31 746 735.00	14.98
固定利付メディアム・ターム・ノート合計		31 746 735.00	14.98

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 オーストラリア・ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 （注１）	純資産 割合 （％）
固定利付債券			
AUD			
AUD AUSTRALIA 1.50000% 19-21.06.31	2 000 000.00	1 705 840.00	0.81
AUD AUSTRALIA-REG-S 1.00000% 20-21.12.30	6 000 000.00	5 071 560.00	2.39
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 18-21.05.41	1 900 000.00	1 420 630.00	0.67
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 22-21.11.33	2 100 000.00	1 851 549.00	0.87
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	3 500 000.00	2 474 395.00	1.17
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.25000% 24-21.06.34	3 000 000.00	2 869 410.00	1.35
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.50000% 13-21.04.33	2 000 000.00	1 960 860.00	0.93
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.75000% 11-21.04.27	6 000 000.00	6 007 020.00	2.83
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 1.75000% 19-23.10.31	1 300 000.00	1 082 445.00	0.51
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 4.50000% 23-23.10.34	1 900 000.00	1 754 327.00	0.83
AUD NORTHERN TERRITORY CORP-REG-S 3.50000% 18-21.05.30	900 000.00	845 163.00	0.40
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 1.75000% 20-20.07.34	4 800 000.00	3 609 408.00	1.70
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 2.25000% 20-20.11.41	500 000.00	307 075.00	0.14
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 1.25000% 20-10.03.31	1 500 000.00	1 251 600.00	0.59
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 1.50000% 21-20.08.32	5 500 000.00	4 388 010.00	2.07
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 5.25000% 25-13.08.38	1 300 000.00	1 229 878.00	0.58
AUD SOUTH AUSTRALIAN GOV FIN AUTHOR-REG-S 1.75000% 21-24.05.34	2 100 000.00	1 591 086.00	0.75
AUD SOUTH AUSTRALIAN GOVERNMENT FIN-REG-S 2.00000% 21-23.05.36	1 700 000.00	1 221 569.00	0.58
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.00000% 21-17.09.35	1 200 000.00	879 372.00	0.42
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.25000% 24-15.09.38	800 000.00	754 792.00	0.36
AUD WESTERN AUSTRALIAN TREASURY-REG-S 4.75000% 25-24.10.35	1 100 000.00	1 041 678.00	0.49
AUD WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP-REG-S 5.00000% 25-21.10.37	1 500 000.00	1 416 855.00	0.67
Total AUD		44 734 522.00	21.11
固定利付債券合計		44 734 522.00	21.11
変動利付債券			
AUD			
AUD AUSTRALIA-REG-S 1.004%/CPI LINKED 18-21.02.50	1 700 000.00	1 400 868.00	0.66
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.000%/CPI LINKED 13-21.08.35	1 700 000.00	2 258 705.00	1.07
Total AUD		3 659 573.00	1.73
変動利付債券合計		3 659 573.00	1.73
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		95 527 400.00	45.08
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
AUD			
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 4.00000% 23-20.01.34	1 300 000.00	1 170 169.00	0.55
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 4.75000% 24-25.01.35	1 800 000.00	1 679 886.00	0.79
Total AUD		2 850 055.00	1.34
固定利付ノート合計		2 850 055.00	1.34
固定利付メディアム・ターム・ノート			
AUD			
AUD AGI FINANCE PTY LTD-REG-S 4.83200% 25-25.09.31	1 000 000.00	951 690.00	0.45
AUD AIRSERVICES AUSTRALIA 5.25000% 24-15.05.34	500 000.00	487 080.00	0.23

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 オーストラリア・ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
AUD AIRSERVICES AUSTRALIA-REG-S 5.45000% 25-15.05.35	800 000.00	780 880.00	0.37
AUD AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK GRP 4.95000% 24-05.02.29	2 500 000.00	2 474 050.00	1.17
AUD BANK OF QUEENSLAND LTD 1.40000% 21-06.05.26	1 500 000.00	1 495 215.00	0.71
AUD BENDIGO&ADELAIDE BANK LTD-REG-S 4.95800% 24-28.11.29	4 300 000.00	4 233 565.00	2.00
AUD BWP PROPERTY GROUP LT-REG-S 4.55000% 25-29.10.30	1 400 000.00	1 331 078.00	0.63
AUD CIP FUNDING PTY LTD 3.02600% 21-16.12.27	2 000 000.00	1 920 260.00	0.91
AUD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 4.23900% 25-21.08.30	2 500 000.00	2 382 225.00	1.12
AUD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 5.03000% 26-15.01.31	2 800 000.00	2 748 872.00	1.30
AUD COMPUTERSHARE US INC 3.14700% 21-30.11.27	1 100 000.00	1 054 999.00	0.50
AUD CPIF FINANCE PTY LTD-REG-S 2.48500% 20-28.10.30	900 000.00	773 757.00	0.36
AUD CPPIB CAPITAL INC-REG-S 4.20000% 23-02.05.28	2 300 000.00	2 270 445.00	1.07
AUD CPPIB CAPITAL INC-REG-S 5.20000% 24-04.03.34	500 000.00	493 095.00	0.23
AUD DWPF FINANCE PTY-REG-S 1.90000% 21-04.08.28	1 500 000.00	1 378 800.00	0.65
AUD EDITH COWAN UNIVERSITY 3.00000% 19-11.04.29	1 300 000.00	1 207 622.00	0.57
AUD ELECTRANET PTY LTD 2.47370% 21-15.12.28	550 000.00	506 990.00	0.24
AUD ETSA UTILITIES FINANCE PTY LTD-REG-S 5.10820% 24-03.06.27	1 800 000.00	1 799 748.00	0.85
AUD FONTERRA CO-OPERATIVE GROUP LTD-REG-S 5.23600% 25-19.05.32	1 200 000.00	1 169 916.00	0.55
AUD GAIF BOND ISSUER PTY LTD-REG-S 4.90400% 25-13.11.31	1 100 000.00	1 052 535.00	0.50
AUD GTA FINANCE CO PTY LTD 2.20000% 20-26.08.27	600 000.00	571 284.00	0.27
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD 4.83700% 24-22.03.27	500 000.00	498 735.00	0.24
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD-REG-S 4.28400% 25-15.08.30	1 900 000.00	1 815 621.00	0.86
AUD MACQUARIE UNIVERSITY-REG-S 3.50000% 18-07.09.28	990 000.00	943 588.80	0.44
AUD MACQUARIE UNIVERSITY-REG-S 2.25000% 19-22.05.30	1 700 000.00	1 487 041.00	0.70
AUD MONASH UNIVERSITY 4.05000% 22-06.04.29	600 000.00	576 690.00	0.27
AUD NETWORK FINANCE CO PTY LTD 6.06100% 23-19.06.30	2 100 000.00	2 120 706.00	1.00
AUD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.35000% 23-19.09.28	5 100 000.00	5 076 081.00	2.39
AUD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.10000% 24-24.07.29	1 500 000.00	1 479 870.00	0.70
AUD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 4.45000% 25-05.09.30	2 700 000.00	2 570 292.00	1.21
AUD NORFINA LTD 4.75000% 24-19.03.29	2 000 000.00	1 962 080.00	0.93
AUD PORT OF NEWCASTLE INVESTMENT-REG-S 6.10000% 25-18.07.33	550 000.00	535 293.00	0.25
AUD QUBE TREASURY PTY LTD-REG-S 5.60000% 24-11.12.31	2 400 000.00	2 334 720.00	1.10
AUD SVENSK EXPORTKREDIT AB 4.30000% 23-30.05.28	1 700 000.00	1 666 986.00	0.79
AUD SVENSKA HANDELSBANKEN 4.30000% 25-02.09.30	2 500 000.00	2 382 175.00	1.12
AUD SVENSKA HANDELSBANKEN AB 5.13700% 26-17.02.31	2 100 000.00	2 060 856.00	0.97
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 5.50000% 26-16.01.37	1 000 000.00	969 170.00	0.46
AUD UNITED ENERGY DISTRIBUTION PTY-REG-S 5.41700% 25-03.02.32	1 500 000.00	1 470 285.00	0.69
AUD UNIVERSITY OF MELBOURNE 4.67400% 22-22.08.29	1 200 000.00	1 178 868.00	0.56
AUD UNIVERSITY OF TECHNOLOGY SYDNEY-REG-S 3.75000% 17-20.07.27	600 000.00	588 630.00	0.28
AUD UNIVERSITY OF WOLLONGONG/THE 3.50000% 17-08.12.27	700 000.00	677 768.00	0.32
AUD VICTORIA POWER NETWORKS FINANCE PTY LTD 2.13200% 21-21.04.28	1 400 000.00	1 311 744.00	0.62
AUD VICTORIA POWER NETWORKS FINAN PTY-REG-S 4.71400% 25-27.04.32	1 500 000.00	1 413 870.00	0.67
AUD WESTCONNEX FIN CO PTY LTD-REG-S 3.15000% 21-31.03.31	1 900 000.00	1 660 429.00	0.78
AUD WESTCONNEX FINANCE CO PTY LTD 6.15000% 23-09.10.30	1 300 000.00	1 311 063.00	0.62
AUD WESTPAC BANKING CORP-REG-S 4.80000% 23-16.02.28	4 900 000.00	4 861 192.00	2.29
AUD WORLEY FINANCIAL SERVICES PTY LTD-REG-S 5.95000% 23-13.10.28	1 900 000.00	1 904 465.00	0.90
AUD WORLEY FINANCIAL SERVICES PTY LTD-REG-S 5.86800% 25-13.05.32	1 500 000.00	1 475 580.00	0.70
AUD WSO FINANCE PTY LTD-REG-S STEP UP 17-31.03.27	2 200 000.00	2 186 294.00	1.03
Total AUD		79 604 198.80	37.57
固定利付メディアム・ターム・ノート合計		79 604 198.80	37.57

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 オーストラリア・ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
固定利付債券			
AUD			
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 5.25000% 24-23.10.36	2 400 000.00	2 287 848.00	1.08
AUD BENDIGO & ADELAIDE BANK LTD-REG-S 5.10000% 23-16.06.28	4 800 000.00	4 779 216.00	2.26
AUD BNG BANK NV-REG-S 1.60000% 20-27.11.30	1 100 000.00	932 261.00	0.44
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD-REG-S 4.50000% 22-26.05.29	2 000 000.00	1 951 820.00	0.92
AUD NORFINA LTD-REG-S 5.20000% 23-12.07.28	1 300 000.00	1 297 595.00	0.61
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP 2.50000% 21-21.05.32	1 600 000.00	1 357 648.00	0.64
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP 5.25000% 24-21.03.34	1 400 000.00	1 361 234.00	0.64
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP 5.75000% 25-21.04.37	800 000.00	783 728.00	0.37
AUD NSW ELECTRICITY NETWORKS FIN PTY-REG-S 2.54300% 20-23.09.30	1 900 000.00	1 649 086.00	0.78
Total AUD		16 400 436.00	7.74
固定利付債券合計		16 400 436.00	7.74
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		98 854 689.80	46.65
その他の譲渡性のある有価証券			
固定利付ノート			
AUD			
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 5.25000% 25-23.01.36	2 300 000.00	2 206 873.00	1.04
Total AUD		2 206 873.00	1.04
固定利付ノート合計		2 206 873.00	1.04
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
AUD			
AUD BENDIGO & ADELAIDE BANK LTD 5.10000% 24-14.05.27	4 300 000.00	4 290 325.00	2.02
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD 5.21300% 26-13.02.31	1 300 000.00	1 281 553.00	0.61
AUD NORFINA LTD-REG-S 4.60000% 25-21.05.30	2 100 000.00	2 030 721.00	0.96
AUD REGISTRY FINANCE PTY LTD REG-S 5.47200% 24-19.12.31	3 100 000.00	3 058 956.00	1.44
Total AUD		10 661 555.00	5.03
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		10 661 555.00	5.03
固定利付債券			
AUD			
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP-REG-S 6.00000% 26-21.04.39	500 000.00	495 190.00	0.23
Total AUD		495 190.00	0.23
固定利付債券合計		495 190.00	0.23
その他の譲渡性のある有価証券合計		13 363 618.00	6.30
投資有価証券合計		207 745 707.80	98.03

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 オーストラリア・ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
派生商品			
公認の証券取引所に上場されている派生商品			
債券に係る金融先物			
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.06.26	218.00	-205 645.94	-0.10
AUD AUSTRALIA 3YR BOND FUTURE 15.06.26	-214.00	98 989.98	0.05
債券に係る金融先物合計		-106 655.96	-0.05
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		-106 655.96	-0.05
派生商品合計		-106 655.96	-0.05
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産		3 946 751.98	1.86
その他の資産および負債		332 813.25	0.16
純資産合計		211 918 617.07	100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・フレキシブル
2026年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
BRL			
BRL BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 10.00000% 20-01.01.31	4 000.00	580 492.60	0.60
BRL BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 10.00000% 24-01.01.35	10 000.00	1 350 574.67	1.39
Total BRL		1 931 067.27	1.99
EUR			
EUR ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV-REG-S 3.70000% 20-02.04.40	100 000.00	94 041.86	0.10
EUR AT&T INC 3.95000% 23-30.04.31	250 000.00	253 203.40	0.26
EUR BARRY CALLEBAUT SERVICES NV-REG-S 3.75000% 25-19.02.28	100 000.00	99 793.90	0.10
EUR CHILE, REPUBLIC OF 0.83000% 19-02.07.31	700 000.00	601 741.00	0.62
EUR CTP NV-REG-S 3.62500% 25-10.03.31	400 000.00	388 576.50	0.40
EUR CTP NV-REG-S 3.87500% 24-21.11.32	350 000.00	336 998.58	0.35
EUR DOVER CORP 3.50000% 25-12.11.33	265 000.00	255 768.22	0.26
EUR FISERV INC 4.50000% 23-24.05.31	100 000.00	101 265.44	0.10
EUR FORVIA SE-REG-S 5.62500% 25-15.06.30	195 000.00	196 542.43	0.20
EUR GIVAUDAN FINANCE EUROPE BV-REG-S 4.12500% 23-28.11.33	130 000.00	132 427.48	0.14
EUR MACIF-REG-S-SUB 0.62500% 21-21.06.27	300 000.00	290 153.14	0.30
EUR PERU, REPUBLIC OF 1.25000% 21-11.03.33	400 000.00	331 000.00	0.34
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 4.12500% 25-01.06.31	200 000.00	196 862.50	0.20
EUR TITANIUM RUTH HOLDCO LTD-REG-S 0.95000% 21-02.06.26	240 000.00	239 107.15	0.25
EUR VEB FINANCE PLC-REG-S LPN 4.03200% 13-21.02.23*	610 000.00	0.06	0.00
EUR VERISURE MIDHOLDING AB-REG-S 5.25000% 21-15.02.29	145 000.00	144 373.07	0.15
EUR WINTERSHALL DEA FINANCE BV-REG-S 4.35700% 24-03.10.32	300 000.00	297 591.87	0.31
Total EUR		3 959 446.60	4.08
GBP			
GBP ASSURA FINANCING PLC-REG-S 1.50000% 20-15.09.30	150 000.00	144 059.47	0.15
GBP GREAT PORTLAND ESTATES PLC-REG-S 5.37500% 24-25.09.31	200 000.00	225 057.04	0.23
GBP UNITED KING OF GREAT BRIT & N IRL-REG-S 3.75000% 23-22.10.53	315 000.00	269 127.76	0.28
Total GBP		638 244.27	0.66
USD			
USD AMPHENOL CORP 5.30000% 25-15.11.55	85 000.00	69 279.86	0.07
USD BRAZIL, FEDERAL REPUBLIC OF 6.62500% 25-15.03.35	525 000.00	466 130.01	0.48
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 7.25000% 25-12.01.56	370 000.00	314 381.18	0.32
USD CHARTER COMMUNICATIONS OPERATING LLC 5.85000% 25-01.12.35	280 000.00	239 024.70	0.25
USD CHINA, PEOPLE S REPUBLIC OF-REG-S 3.62500% 25-13.11.28	200 000.00	173 702.48	0.18
USD CHINA, PEOPLE S REPUBLIC OF-REG-S 3.75000% 25-13.11.30	200 000.00	174 032.28	0.18
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 8.00000% 23-14.11.35	273 000.00	248 085.96	0.26
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 6.50000% 26-21.01.33	205 000.00	173 917.29	0.18
USD CONCENTRIX CORP 6.65000% 23-02.08.26	46 000.00	40 099.42	0.04
USD ECUADOR, REPUBLIC OF-REG-S 9.25000% 26-29.01.39	250 000.00	212 853.67	0.22
USD EVERSOURCE ENERGY 4.45000% 25-15.12.30	60 000.00	51 365.27	0.05
USD FORD MOTOR CREDIT CO LLC 5.91800% 25-20.03.28	315 000.00	276 855.06	0.29
USD FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.97000% 26-06.04.29	230 000.00	197 155.32	0.20
USD GLOBAL PAYMENTS INC 5.20000% 25-15.11.32	185 000.00	155 858.97	0.16

* 公正価値で評価される。

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
USD LG ENERGY SOLUTION LTD-REG-S 5.25000% 25-02.04.28	200 000.00	174 771.74	0.18
USD META PLATFORMS INC 4.87500% 25-15.11.35	220 000.00	187 319.15	0.19
USD MEXICO, UNITED STATES OF 6.12500% 26-09.02.38	200 000.00	169 588.62	0.17
USD NTT FINANCE CORP-REG-S 4.56700% 25-16.07.27	200 000.00	173 976.12	0.18
USD ORACLE CORP 4.80000% 25-26.09.32	215 000.00	177 707.69	0.18
USD ORACLE CORP 5.20000% 25-26.09.35	170 000.00	138 395.37	0.14
USD ORACLE CORP 5.70000% 26-04.02.36	240 000.00	200 275.29	0.21
USD SOUTH AFRICA, REPUBLIC OF 7.30000% 22-20.04.52	250 000.00	201 136.96	0.21
USD TURKEY, REPUBLIC OF 7.12500% 24-17.07.32	250 000.00	215 926.05	0.22
USD VEDANTA RESOURCES-REG-S 9.12500% 25-15.10.32	330 000.00	286 766.62	0.30
Total USD		4 718 605.08	4.86

固定利付ノート合計	11 247 363.22	11.59
------------------	----------------------	--------------

変動利付ノート

EUR			
EUR COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-SUB 4.266%/VAR 24-04.06.34	260 000.00	262 021.66	0.27
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 4.875%/VAR 20-PRP	100 000.00	93 804.00	0.10
EUR ENI SPA-REG-S-SUB 3.375%/VAR 20-PRP	100 000.00	96 875.72	0.10
EUR MORGAN STANLEY 0.406%/VAR 21-29.10.27	300 000.00	295 887.16	0.30
EUR RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG-REG-S-SUB 7.375%/VAR 24-PRP	600 000.00	618 777.00	0.64
EUR SES SA-REG-S-SUB 5.500%/VAR 24-12.09.54	150 000.00	146 067.28	0.15
EUR STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.250%/VAR 26-PRP	305 000.00	291 118.42	0.30
EUR VAR ENERGI ASA-REG-S-SUB 7.862%/VAR 23-15.11.83	255 000.00	275 032.06	0.28
EUR WESTPAC BANKING CORP-REG-SUB 0.766%/VAR 21-13.05.31	250 000.00	249 436.50	0.26
EUR WINTERSHALL DEA FINANCE 2 BV-REG-S-SUB 2.498%/VAR 21-PRP	300 000.00	297 762.60	0.31
Total EUR		2 626 782.40	2.71

USD			
USD CITIGROUP INC-SUB 6.750%/VAR 24-PRP	400 000.00	347 005.59	0.36
USD PHILLIPS 66 CO-SUB 5.875%/VAR 25-15.03.56	225 000.00	192 302.18	0.20
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 5.046%/VAR 26-15.01.37	200 000.00	170 707.95	0.18
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 5.570%/VAR 26-15.01.47	200 000.00	167 974.62	0.17
USD UBS GROUP AG-REG-S-SUB COCO 9.250%/VAR 23-PRP	200 000.00	185 006.98	0.19
USD UBS GROUP AG-REG-S-SUB 7.000%/VAR 25-PRP	285 000.00	244 971.68	0.25
Total USD		1 307 969.00	1.35

変動利付ノート合計	3 934 751.40	4.06
------------------	---------------------	-------------

固定利付ミディアム・ターム・ノート

EUR			
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S 1.25000% 18-10.01.33	500 000.00	442 140.17	0.46
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S 3.87500% 24-15.01.32	100 000.00	100 191.35	0.10
EUR AEROPORTI DI ROMA SPA-REG-S 3.62500% 25-15.06.32	200 000.00	196 082.09	0.20
EUR AIR LIQUIDE FINANCE SA-REG-S 3.50000% 25-05.11.37	300 000.00	285 474.02	0.29
EUR AMPRION GMBH-REG-S 4.07200% 26-15.01.38	300 000.00	294 532.20	0.30
EUR AMPRION GMBH-REG-S 4.58000% 26-15.01.46	200 000.00	195 487.00	0.20
EUR ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV-REG-S 1.15000% 18-22.01.27	200 000.00	197 461.45	0.20
EUR AROUNDTOWN SA-REG-S 3.50000% 25-13.05.30	300 000.00	287 308.85	0.30
EUR AROUNDTOWN SA-REG-S 3.25000% 25-02.01.31	300 000.00	282 649.80	0.29
EUR ASTRAZENECA PLC-REG-S 0.37500% 21-03.06.29	185 000.00	168 601.43	0.17
EUR BANK OF AMERICA CORP-REG-S 4.13400% 23-12.06.28	605 000.00	614 699.66	0.63
EUR BANQUE FEDER DU CRE MUTUEL SA-REG-S-SUB 5.12500% 23-13.01.33	100 000.00	105 150.86	0.11

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR BLUE OWL CREDIT INCOME CORP-REG-S 4.25000% 25-31.01.31	130 000.00	120 776.50	0.12
EUR CAIXABANK SA-REG-S 4.25000% 23-06.09.30	300 000.00	309 591.06	0.32
EUR CELLNEX FINANCE CO SA-REG-S 3.87500% 26-19.01.36	200 000.00	191 721.60	0.20
EUR COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 1.50000% 18-26.04.38	1 500 000.00	1 201 229.89	1.24
EUR COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 4.00000% 23-10.01.30	300 000.00	305 426.94	0.32
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 6.00000% 24-27.01.32	250 000.00	237 500.00	0.24
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 4.75000% 25-22.07.30	545 000.00	501 400.00	0.52
EUR DEUTSCHE TELEKOM AG-REG-S 3.62500% 25-03.02.45	200 000.00	179 698.55	0.19
EUR DSV FINANCE BV-REG-S 3.25000% 24-06.11.30	130 000.00	128 415.42	0.13
EUR DSV FINANCE BV-REG-S 3.37500% 24-06.11.32	300 000.00	293 051.17	0.30
EUR EDENRED SE-REG-S 3.75000% 26-15.01.33	200 000.00	196 319.30	0.20
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 2.00000% 19-09.12.49	300 000.00	177 312.65	0.18
EUR ELM BV FOR SWISS PRIME SITE AG-REG-S 3.12500% 25-01.10.31	200 000.00	192 167.61	0.20
EUR EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FAC-REG-S 1.80000% 17-10.07.48	1 700 000.00	1 199 293.51	1.24
EUR FASTIGHETS AB BALDER-REG-S 3.62500% 26-25.08.31	450 000.00	433 268.37	0.45
EUR FMS WERTMANAGEMENT-REG-S 0.37500% 15-29.04.30	1 800 000.00	1 613 467.08	1.66
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.77800% 25-16.09.29	340 000.00	333 639.54	0.34
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.08700% 26-17.02.33	520 000.00	500 744.84	0.52
EUR GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC-REG-S 3.10000% 25-04.08.29	290 000.00	284 184.44	0.29
EUR IDS FINANCING PLC-REG-S 4.00000% 25-01.10.32	160 000.00	154 389.01	0.16
EUR IDS FINANCING PLC-REG-S 3.25000% 25-01.10.29	210 000.00	204 880.84	0.21
EUR IMPERIAL BRANDS FINANCE PLC-REG-S 3.87500% 26-02.08.33	265 000.00	257 180.13	0.27
EUR KAZAKHSTAN, REPUBLIC OF-REG-S 2.37500% 18-09.11.28	800 000.00	783 250.00	0.81
EUR KONINKLIJKE KPN NV-REG-S 3.37500% 25-17.02.35	200 000.00	190 104.62	0.20
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 0.37500% 15-23.04.30	2 000 000.00	1 812 825.44	1.87
EUR LITHUANIA, REPUBLIC OF-REG-S 4.25000% 25-10.09.45	515 000.00	502 686.35	0.52
EUR MAGNUM ICC FINANCE BV-REG-S 4.00000% 25-26.11.37	190 000.00	182 067.50	0.19
EUR MAGNUM ICC FINANCE BV-REG-S 3.75000% 25-26.11.34	310 000.00	300 470.00	0.31
EUR METRO AG-REG-S 4.00000% 25-05.03.30	200 000.00	205 087.88	0.21
EUR METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 4.00000% 23-05.04.28	340 000.00	343 069.11	0.35
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 4.12500% 26-04.02.38	105 000.00	102 380.17	0.11
EUR NOVONESIS NOVOZYMES B-REG-S 4.00000% 26-19.03.37	315 000.00	311 044.10	0.32
EUR P3 GROUP SARL-REG-S 4.62500% 24-13.02.30	445 000.00	454 417.09	0.47
EUR PERNOD RICARD SA-REG-S 3.75000% 25-04.02.37	100 000.00	95 022.40	0.10
EUR PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 0.87500% 19-17.05.27	500 000.00	486 688.55	0.50
EUR POLAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 19-08.03.49	560 000.00	367 707.20	0.38
EUR POLAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.87500% 26-15.01.31	335 000.00	327 954.95	0.34
EUR REDEXIS SA-REG-S 4.37500% 24-30.05.31	300 000.00	300 927.69	0.31
EUR REN FINANCE BV-REG-S 3.37500% 26-18.02.34	180 000.00	175 003.87	0.18
EUR ROMANIA-REG-S 4.62500% 19-03.04.49	500 000.00	375 000.00	0.39
EUR SAGE GROUP PLC/THE-REG-S 3.82100% 26-25.02.33	355 000.00	344 203.66	0.35
EUR SES SA-REG-S 4.12500% 25-24.06.30	100 000.00	98 986.61	0.10
EUR SES SA-REG-S 4.87500% 25-24.06.33	170 000.00	167 006.25	0.17
EUR SOCIETATE NATION DE GAZ NATUR ROM-REG-S 4.62500% 25-04.11.31	160 000.00	157 280.00	0.16
EUR TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA-REG-S 1.00000% 16-11.10.28	400 000.00	378 976.09	0.39
EUR WESTPAC BANKING CORP-REG-S 0.01000% 21-22.09.28	925 000.00	860 833.36	0.89
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 7.00000% 25-12.06.30	200 000.00	204 014.50	0.21
Total EUR		21 712 444.72	22.38
GBP			
GBP MARKS & SPENCER PLC-REG-S 5.12500% 26-18.08.32	175 000.00	195 080.38	0.20
Total GBP		195 080.38	0.20

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
USD			
USD EGYPT, REPUBLIC OF-REG-S 8.70020% 19-01.03.49	400 000.00	302 982.13	0.31
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.25200% 25-22.09.30	200 000.00	172 846.03	0.18
USD PIRAMAL FINANCE LTD-REG-S 7.80000% 24-29.01.28	200 000.00	174 774.34	0.18
Total USD		650 602.50	0.67
固定利付メディアム・ターム・ノート合計		22 558 127.60	23.25
メディアム・ターム・ノート、ゼロ・クーポン			
EUR			
EUR STEDIN HOLDING NV-REG-S 0.00000% 21-16.11.26	270 000.00	265 280.08	0.27
Total EUR		265 280.08	0.27
メディアム・ターム・ノート、ゼロ・クーポン合計		265 280.08	0.27
変動利付メディアム・ターム・ノート			
EUR			
EUR ALPHA BANK SA-REG-S-SUB 4.308%/VAR 25-23.07.36	180 000.00	174 468.92	0.18
EUR AXA SA-REG-S-SUB 3.250%/VAR 18-28.05.49	100 000.00	98 102.65	0.10
EUR AXA SA-REG-S-SUB COCO 6.375%/VAR 24-PRP	160 000.00	166 105.37	0.17
EUR BANCO DE CREDITO SOCIAL CO SA-REG-S 7.500%/VAR 23-14.09.29	400 000.00	435 466.92	0.45
EUR BANCO DE CREDITO SOCIAL-REG-S-SUB 4.250%/VAR 25-13.10.37	200 000.00	193 123.27	0.20
EUR BANCO DE SABADELL SA-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-16.08.33	200 000.00	208 171.70	0.21
EUR BANCO DE SABADELL SA-REG-S 4.000%/VAR 24-15.01.30	200 000.00	202 849.48	0.21
EUR BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 3.625%/VAR 25-19.05.32	200 000.00	199 149.23	0.20
EUR BARCLAYS PLC-REG-S 3.792%/VAR 25-31.10.36	100 000.00	95 671.86	0.10
EUR BPCE SA-REG-S 4.125%/VAR 26-27.02.39	300 000.00	289 222.07	0.30
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB 4.450%/VAR 26-15.05.41	300 000.00	287 921.70	0.30
EUR ENI SPA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 26-PRP	190 000.00	182 875.00	0.19
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE-REG-S 3.509%/VAR 26-17.08.33	470 000.00	456 758.22	0.47
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE-REG-S 4.142%/VAR 26-17.02.39	320 000.00	309 657.60	0.32
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 4.250%/VAR 24-26.08.35	200 000.00	200 382.24	0.21
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 3.875%/VAR 25-20.08.37	100 000.00	97 016.59	0.10
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 3.756%/VAR 26-25.02.37	250 000.00	241 789.05	0.25
EUR RAIFFEISEN BANK INT AG-REG-S-SUB 5.250%/VAR 24-02.01.35	200 000.00	205 858.40	0.21
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S-SUB 4.381%/VAR 26-PRP	300 000.00	289 769.47	0.30
EUR UNICREDIT SPA-REG-S 3.800%/VAR 25-16.01.33	400 000.00	396 561.02	0.41
Total EUR		4 730 920.76	4.88
GBP			
GBP CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 8.875%/VAR 25-PRP	260 000.00	267 368.09	0.27
Total GBP		267 368.09	0.27
変動利付メディアム・ターム・ノート合計		4 998 288.85	5.15
固定利付債券			
EUR			
EUR ALTRIA GROUP INC 2.20000% 19-15.06.27	400 000.00	396 081.69	0.41
EUR AMCOR UK FINANCE PLC 3.75000% 25-20.02.33	260 000.00	251 080.71	0.26
EUR ATHORA HOLDING LTD-REG-S 6.62500% 23-16.06.28	150 000.00	156 144.00	0.16
EUR AUSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.40000% 13-23.05.34	1 920 000.00	1 813 336.32	1.87
EUR BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUT-REG-S 0.25000% 21-19.07.28	300 000.00	279 441.95	0.29
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.00000% 15-22.06.31	1 100 000.00	992 261.41	1.02
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.90000% 15-22.06.38	2 230 000.00	1 819 557.35	1.88
EUR CTP NV-REG-S 3.62500% 25-13.04.32	310 000.00	294 879.41	0.30
EUR EATON CAPITAL ULC 4.00000% 26-10.03.38	140 000.00	138 044.34	0.14
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S STEP-UP 16-14.04.32	2 000 000.00	1 780 476.00	1.84
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 3.00000% 22-04.03.53	650 000.00	535 592.20	0.55
EUR EXOR NV-REG-S 3.75000% 25-05.11.35	245 000.00	234 011.82	0.24

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 3.25000% 12-25.05.45	1 700 000.00	1 481 040.00	1.53
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 2.50000% 13-25.05.30	900 000.00	881 064.00	0.91
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 1.50000% 19-25.05.50	700 000.00	405 236.30	0.42
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 3.20000% 24-25.05.35	250 000.00	240 981.75	0.25
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.20000% 25-10.10.30	850 000.00	831 691.00	0.86
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.60000% 24-15.05.41	175 000.00	159 997.25	0.16
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.50000% 25-15.02.35	650 000.00	627 231.80	0.65
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.70000% 17-15.05.37	850 000.00	722 688.70	0.74
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 3.250% 14-01.09.46	2 210 000.00	1 871 671.10	1.93
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 2.70000% 16-01.03.47	1 300 000.00	1 000 212.20	1.03
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 2.45000% 20-01.09.50	300 000.00	210 807.60	0.22
EUR JAPAN BANK FOR INTL COOPERATION 3.12500% 23-15.02.28	300 000.00	300 756.93	0.31
EUR KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV-REG-S 3.62500% 26-12.03.34	125 000.00	122 959.16	0.13
EUR LONZA FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 3.87500% 23-25.05.33	200 000.00	200 479.88	0.21
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 4.00000% 05-15.01.37	700 000.00	750 442.01	0.77
EUR PFIZER NETHERLANDS INTERNATIONAL FINANC 3.25000% 25-19.05.32	165 000.00	162 321.72	0.17
EUR PORTUGAL, REPUBLIC OF-144A-REG-S 4.10000% 15-15.02.45	300 000.00	308 108.40	0.32
EUR PORTUGAL, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.25000% 18-18.04.34	500 000.00	465 037.00	0.48
EUR PORTUGAL, REPUBLIC OF-144A-REG-S 1.95000% 19-15.06.29	300 000.00	293 052.00	0.30
EUR POSTNL NV-REG-S 4.00000% 25-02.10.30	100 000.00	100 101.83	0.10
EUR ROMANIA-REG-S 6.50000% 25-07.10.45	245 000.00	234 048.50	0.24
EUR SIG COMBIBLOC PURCHASECO SARL-REG-S 4.00000% 26-07.04.31	190 000.00	188 218.39	0.19
EUR SLOVAKIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.75000% 23-23.02.35	350 000.00	351 948.63	0.36
EUR SLOVAKIA, REPUBLIC OF-REG-S 0.75000% 19-09.04.30	800 000.00	732 498.89	0.75
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 1.50000% 15-25.03.35	1 800 000.00	1 539 879.55	1.59
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.12500% 15-07.08.45	700 000.00	621 860.67	0.64
EUR SMURFIT KAPPA TREASURY ULC 3.48900% 25-24.11.31	100 000.00	97 798.84	0.10
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.95000% 15-30.07.30	900 000.00	866 052.00	0.89
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.90000% 16-31.10.46	1 000 000.00	847 500.00	0.87
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.70000% 18-31.10.48	2 100 000.00	1 689 851.10	1.74
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.85000% 19-30.07.35	1 150 000.00	1 007 248.20	1.04
EUR SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S 3.25000% 24-27.08.31	410 000.00	403 338.31	0.42
EUR SYMRISE AG-REG-S 3.25000% 25-24.09.32	295 000.00	288 173.61	0.30
EUR TAURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05.07.27	200 000.00	196 766.00	0.20
EUR VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.25000% 25-29.10.32	200 000.00	193 688.17	0.20
EUR WINTERSHALL DEA FINANCE BV-REG-S 1.82300% 19-25.09.31	500 000.00	440 933.57	0.45
EUR WP CAREY INC 3.25000% 26-02.10.31	420 000.00	404 467.38	0.42
EUR WP CAREY INC 3.75000% 26-10.05.35	765 000.00	715 770.52	0.74
Total EUR		30 646 830.16	31.59
GBP			
GBP BERKELEY GROUP PLC/THE-REG-S 2.50000% 21-11.08.31	160 000.00	154 344.20	0.16
GBP SUPERMARKET INCOME REIT PLC-REG-S 5.12500% 25-30.07.31	500 000.00	557 741.92	0.57
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN-REG-S 4.25000% 06-07.12.46	275 000.00	266 985.85	0.28
GBP WHITBREAD GROUP PLC-REG-S 5.50000% 25-31.05.32	220 000.00	246 192.69	0.25
Total GBP		1 225 264.66	1.26
JPY			
JPY JAPAN 0.50000% 19-20.03.59	135 000 000.00	294 630.23	0.30
JPY JAPAN 0.80000% 18-20.03.58	400 000 000.00	1 016 107.19	1.05
Total JPY		1 310 737.42	1.35
MXN			
MXN MEXICO, UNITED MEXICAN STATES 7.75000% 11-13.11.42	300 000.00	1 197 407.10	1.24
Total MXN		1 197 407.10	1.24
NZD			
NZD NEW ZEALAND 1.50000% 19-15.05.31	800 000.00	346 207.01	0.36
NZD NEW ZEALAND 1.75000% 20-15.05.41	5 100 000.00	1 638 088.12	1.69
NZD NEW ZEALAND 2.75000% 21-15.05.51	1 800 000.00	573 648.32	0.59
NZD NEW ZEALAND-REG-S 2.75000% 16-15.04.37	13 400 000.00	5 457 566.74	5.62
Total NZD		8 015 510.19	8.26

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
RUB			
RUB RUSSIA, FEDERATION OF 7.65000% 19-10.04.30*	270 000 000.00	0.29	0.00
Total RUB		0.29	0.00
USD			
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 6.12500% 09-18.01.41	200 000.00	151 241.10	0.16
USD COUNTRY GARDEN HOLD CO REG-S (PIK) STEP-DOWN 25-31.12.34	3 957.00	292.01	0.00
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO REG-S (PIK) 2.50000% 25-31.12.32	51 277.00	5 993.81	0.01
USD CZECHOSLOVAK GROUP AS-REG-S 6.50000% 25-10.01.31	200 000.00	177 833.71	0.18
USD IVORY COAST, REPUBLIC OF-REG-S 8.07500% 25-01.04.36	200 000.00	176 373.39	0.18
USD REPUBLIC OF AZERBAIJAN-REG-S 3.50000% 17-01.09.32	300 000.00	238 531.19	0.24
USD TRADE & DEVELOPMNT BK OF MONGOLIA-REG-S 8.50000% 24-23.12.27	125 000.00	106 284.44	0.11
Total USD		856 549.65	0.88
固定利付債券合計		43 252 299.47	44.58
変動利付債券			
EUR			
EUR BP CAPITAL MARKETS PLC-REG-S 3.250%/VAR 20-PRP	280 000.00	279 622.00	0.29
EUR BP CAPITAL MARKETS PLC-REG-S-SUB 3.625%/VAR 20-PRP	100 000.00	98 619.59	0.10
EUR COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S-SUB COCO 3.250%/VAR 19-PRP	200 000.00	199 020.00	0.21
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.375%/VAR 21-17.02.32	300 000.00	266 259.59	0.27
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 5.000%/VAR 26-PRP	180 000.00	167 546.80	0.17
EUR HEMSO FASTIGHETS AB-REG-S-SUB 4.200%/VAR 26-18.02.58	105 000.00	100 968.33	0.10
EUR IBERCAJA BANCO SA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 25-18.08.36	300 000.00	293 598.36	0.30
EUR IBERCAJA BANCO SA-REG-S 4.375%/VAR 24-30.07.28	200 000.00	202 828.86	0.21
EUR RAIFFEISEN BANK INTERNATION-REG-S-SUB COCO 6.200%/VAR 26-PRP	200 000.00	191 711.00	0.20
EUR STONEGATE PUB CO FIN-REG-S 3M EURIBOR+662.50BP 24-31.07.29	100 000.00	97 821.96	0.10
Total EUR		1 897 996.49	1.95
GBP			
GBP STELLANTIS NV-REG-S-SUB 8.250%/VAR 26-PRP	275 000.00	300 781.13	0.31
Total GBP		300 781.13	0.31
USD			
USD ROTHESAY LIFE PLC-REG-S-SUB COCO 7.000%/VAR 25-PRP	380 000.00	319 078.63	0.33
Total USD		319 078.63	0.33
変動利付債券合計		2 517 856.25	2.59
変動利付米国中期国債			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.000%/CPI LINKED 19-15.02.49	550 000.00	436 570.67	0.45
Total USD		436 570.67	0.45
変動利付米国中期国債合計		436 570.67	0.45

* 公正価値で評価される。

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
転換社債、ゼロ・クーポン			
USD			
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO-REG-S 0.00000% 25-31.12.31	140 658.00	13 428.55	0.01
Total USD		13 428.55	0.01
転換社債、ゼロ・クーポン合計		13 428.55	0.01
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			
		89 223 966.09	91.95
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
変動利付モーゲージ・バック証券			
USD			
USD AVENTURA MALL TRUST-144A 4.112%/VAR 18-01.07.40	650 000.00	556 540.74	0.57
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A VAR 17-01.01.43	1 225 000.00	996 984.14	1.03
Total USD		1 553 524.88	1.60
変動利付モーゲージ・バック証券合計		1 553 524.88	1.60
固定利付ノート			
USD			
USD STELLANTIS FINANCE US INC-144A 5.75000% 25-18.03.30	400 000.00	345 273.51	0.36
Total USD		345 273.51	0.36
固定利付ノート合計		345 273.51	0.36
変動利付ノート			
USD			
USD EVERSOURCE ENERGY-SUB 6.100%/VAR 26-15.08.56 90 000.00		77 145.86	0.08
Total USD		77 145.86	0.08
変動利付ノート合計		77 145.86	0.08
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
USD			
USD JSW INFRASTRUCTURE LTD-REG-S 4.95000% 22-21.01.29	250 000.00	211 796.99	0.22
Total USD		211 796.99	0.22
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		211 796.99	0.22
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		2 187 741.24	2.26
その他の譲渡性のある有価証券			
変動利付債券			
USD			
USD CREDIT SUISSE GROUP AG VAR 18-PRP	500 000.00	0.04	0.00
Total USD		0.04	0.00
変動利付債券合計		0.04	0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
転換社債、ゼロ・クーポン			
USD			
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD-REG-S 0.00000% 25-31.12.34	2 131.00	52.92	0.00
Total USD		52.92	0.00
転換社債、ゼロ・クーポン合計			
		52.92	0.00
その他の譲渡性のある有価証券合計			
		52.96	0.00
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
USD			
USD APOLLO DEBT SOLUTIONS BDC-144A 5.20000% 25-08.12.28	96 000.00	82 284.68	0.09
USD NEPTUNE BIDCO US INC-144A 9.50000% 26-15.02.33	200 000.00	168 415.04	0.17
Total USD		250 699.72	0.26
固定利付ノート合計			
		250 699.72	0.26
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			
		250 699.72	0.26
投資有価証券合計			
		91 662 460.01	94.47
派生商品			
公認の証券取引所に上場されている派生商品			
債券に係る金融先物			
EUR EURO-SCHATZ FUTURE 08.06.26	7.00	1 785.00	0.00
EUR EURO-BUXL FUTURE 08.06.26	-1.00	2 940.00	0.00
EUR EURO-OAT FUTURE 08.06.26	93.00	-284 580.00	-0.29
EUR EURO BTP ITALY GOVERNMENT FUTURE 08.06.26	36.00	-131 340.00	-0.14
EUR EURO-BUND FUTURE 08.06.26	13.00	-25 860.30	-0.03
EUR EURO-BOBL FUTURE 08.06.26	99.00	-138 530.00	-0.14
GBP LONG GILT FUTURE 26.06.26	-46.00	251 505.23	0.26
USD US LONG BOND FUTURE 18.06.26	-25.00	38 601.43	0.04
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	-81.00	105 118.23	0.11
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 18.06.26	-26.00	41 198.36	0.04
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	8.00	-7 831.49	-0.01
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 18.06.26	-15.00	47 497.46	0.05
USD US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 18.06.26	-127.00	226 455.37	0.23
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 19.06.26	9.00	-11 530.19	-0.01
JPY JAPAN GOVERNMENT 10Y BOND (OSE) FUTURE 15.06.26	-4.00	30 986.86	0.03
CAD CAN 5YR BOND FUTURE 19.06.26	3.00	-2 612.02	0.00
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.06.26	64.00	-21 173.81	-0.02
AUD AUSTRALIA 3YR BOND FUTURE 15.06.26	178.00	-41 392.99	-0.04
債券に係る金融先物合計			
		81 237.14	0.08
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計			
		81 237.14	0.08

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)	
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない派生商品				
金利に係るスワップおよびフォワード・スワップ				
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.67500% 24-30.10.29	-18 000 000.00	617 861.48	0.64
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3MFRA 24-30.10.29			
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.58300% 24-24.09.29	-19 000 000.00	688 523.40	0.71
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3MFRA 24-24.09.29			
CNY	CITI/INTEREST RATE SWAP PAY 2.80500% 21-02.04.26	-55 000 000.00	-21 030.19	-0.02
CNY	CITI/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 21-02.04.26			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.19431% 23-10.03.53	-1 800 000.00	240 055.83	0.25
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR 0/N 23-10.03.53			
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.10500% 24-27.02.29	-2 100 000.00	-62 626.41	-0.06
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON 0/N 24-27.02.29			
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.09000% 24-05.03.29	-2 200 000.00	-64 365.17	-0.07
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON 0/N 24-05.03.29			
ZAR	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 8.13500% 24-18.06.29	-41 000 000.00	-40 957.87	-0.04
ZAR	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3M 24-18.06.29			
JPY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0.55000% 25-29.09.27	-600 000 000.00	33 935.94	0.03
JPY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 12M LIBOR 25-29.09.27			
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.82000% 24-10.10.29	-14 000 000.00	-17 053.18	-0.02
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 24-10.10.29			
JPY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0.56800% 25-19.03.27	-1 100 000 000.00	29 501.83	0.03
JPY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC IRJPY TONA 25-19.03.27			
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0.20900% 24-26.11.26	-2 500 000.00	-6 099.57	-0.01
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON 0/N 24-26.11.26			
CAD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 2.48000% 25-17.03.30	-2 400 000.00	19 931.82	0.02
CAD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC CAONREPO 25-17.03.30			
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY -0.00170% 25-03.06.30	-1 500 000.00	17 705.38	0.02
CHF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON 0/N 25-03.06.30			
PLN	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.77900% 26-13.01.31	-3 500 000.00	27 113.31	0.03
PLN	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6MWIB 26-13.01.31			
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.61000% 26-29.01.31	-30 500 000.00	-2 610.25	0.00
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 26-29.01.31			
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.63600% 26-05.02.31	-9 000 000.00	-2 161.23	0.00
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 26-05.02.31			
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.62200% 26-06.02.31	-9 000 000.00	-201.55	0.00
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 26-06.02.31			
PLN	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.74750% 26-17.02.31	-4 750 000.00	38 566.11	0.04
PLN	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6MWIB 26-17.02.31			
PLN	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.71500% 26-17.02.31	-4 750 000.00	40 152.58	0.04
PLN	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6MWIB 26-17.02.31			
JPY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.38740% 26-11.03.29	-500 000 000.00	9 804.09	0.01
JPY	LCH/IINTEREST RATE SWAP REC IRJPY TONA 0/N 26-11.03.29			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 4.13563% 26-30.03.56	-350 000.00	-1 384.99	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 0/N 26-30.03.36			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.90618% 26-30.03.36	-1 400 000.00	-5 617.05	-0.01
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 0/N 26-30.03.36			
MXN	CME/INTEREST RATE SWAP REC 8.07000% 18-26.06.28	75 000 000.00	18 772.53	0.02
MXN	CME/INTEREST RATE SWAP PAY MXI 18-26.06.28			
MXN	CME/INTEREST RATE SWAP REC 8.13500% 18-12.07.28	120 000 000.00	33 682.11	0.03
MXN	CME/INTEREST RATE SWAP PAY MXI 18-12.07.28			
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 1.32000% 21-22.06.26	11 000 000.00	742.92	0.00
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MFRA 21-22.06.26			
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.65000% 22-19.12.27	4 000 000.00	67 364.56	0.07
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MFRA 22-19.12.27			
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.67500% 22-19.12.27	4 000 000.00	68 329.36	0.07
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MFRA 22-19.12.27			

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄		数量／額面		評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)		純資産 割合 (%)
ZAR	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 9.10100% 23-05.04.33	17	500 000.00	58	770.73	0.06
ZAR	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MZAR 23-05.04.33					
ZAR	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 9.08000% 23-05.04.33	7	500 000.00	24	737.99	0.03
ZAR	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MZAR 23-05.04.33					
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.76250% 24-03.07.26	10	000 000.00	-19	371.93	-0.02
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY SOFR 0/N 24-03.07.26					
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.95880% 24-27.11.26	10	000 000.00	18	970.30	0.02
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SOFR 0/N 23-27.11.26					
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.65250% 24-23.02.29	3	000 000.00	41	846.76	0.04
NZD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MFRA 24-23.02.29					
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.31070% 24-21.02.27	3	500 000.00	4	806.86	0.00
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 24-21.02.27					
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP REC 9.93600% 24-04.01.27	12	000 000.00	-158	267.87	-0.16
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP PAY BZD 24-04.01.27					
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.27532% 24-07.03.27	3	500 000.00	2	502.46	0.00
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 24-07.03.27					
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.38850% 25-25.09.27	3	500 000.00	-61	870.21	-0.06
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 25-25.09.27					
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 1.57750% 24-30.09.26	50	000 000.00	2	728.14	0.00
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY CNRR007 24-30.09.26					
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 1.66100% 24-10.10.26	35	000 000.00	5	182.09	0.01
CNY	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY CNRR007 24-10.10.26					
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP REC 14.23000% 25-03.01.28	20	000 000.00	7	573.82	0.01
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP PAY BZD 25-03.01.28					
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.95638% 25-29.02.28	3	000 000.00	-19	403.98	-0.02
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 25-29.02.28					
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.90170% 26-09.03.28	6	000 000.00	-46	470.96	-0.05
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 26-09.03.28					
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.93000% 25-04.01.27	30	000 000.00	-37	036.17	-0.04
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP PAY BZD 25-04.01.27					
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.31000% 25-02.01.29	30	000 000.00	-63	552.68	-0.07
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP PAY BZD 25-02.01.29					
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.18250% 25-02.01.29	19	000 000.00	-44	991.08	-0.05
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP PAY BZD 25-02.01.29					
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.28200% 25-07.10.30	300	000 000.00	-27	691.87	-0.03
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6ML 25-07.10.30					
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.28500% 25-07.10.30	300	000 000.00	-27	593.55	-0.03
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6ML 25-07.10.30					
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.30100% 25-08.10.30	300	000 000.00	-27	069.02	-0.03
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6ML 25-08.10.30					
AUD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.99500% 26-02.12.28	5	500 000.00	-42	121.47	-0.04
AUD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M 26-02.12.28					
AUD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.09600% 26-04.12.28	5	500 000.00	-35	886.26	-0.04
AUD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M 26-04.12.28					
INR	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 5.90750% 25-22.12.30	245	000 000.00	-61	734.50	-0.06
INR	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0/N MIBOR 25-22.12.30					
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.47750% 25-02.01.30	11	000 000.00	-12	115.95	-0.01
BRL	CME/INTEREST RATE SWAP PAY BZD 25-02.01.30					
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.04600% 26-13.01.31	365	000 000.00	-42	237.08	-0.04
HUF	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6ML 26-13.01.31					
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.67050% 27-27.01.29	4	600 000.00	-55	389.25	-0.06
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 27-27.01.29					
INR	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.15250% 26-29.01.31	250	000 000.00	-42	479.17	-0.04
INR	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0/N MIBOR 26-29.01.31					
KRW	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.46000% 26-05.02.31	2	000 000 000.00	-13	686.68	-0.01
KRW	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MKWCD 26-05.02.31					
KRW	LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.42500% 26-06.02.31	2	000 000 000.00	-15	572.14	-0.02
KRW	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3MKWCD 26-06.02.31					

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
CZK LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.60100% 26-17.02.31	27 000 000.00	-36 488.68	-0.04
CZK LCH/INTEREST RATE TP SWAP PAY PRIBOR 6M 26-17.02.31			
CZK LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.60250% 26-17.02.31	27 000 000.00	-36 414.61	-0.04
CZK LCH/INTEREST RATE TP SWAP PAY PRIBOR 6M 26-17.02.31			
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.64500% 26-13.03.31	280 000 000.00	-14 232.01	-0.01
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6ML 26-13.03.31			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.33695% 27-22.03.29	2 400 000.00	5 485.99	0.01
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONIA 0/N 27-22.03.29			
金利に係るスワップおよびフォワード・スワップ合計		958 863.81	0.99

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない

派生商品合計	958 863.81	0.99
--------	------------	------

派生商品合計	1 040 100.95	1.07
--------	--------------	------

為替予約契約

購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日

NGN	384 790 000.00	USD	245 558.39	29.4.2026	24 913.17	0.03
KZT	228 562 500.00	USD	402 739.11	30.4.2026	61 453.59	0.06
NGN	326 180 000.00	USD	235 000.00	29.4.2026	-2 179.82	0.00
EGP	11 604 000.00	USD	240 000.00	18.5.2026	-31 156.94	-0.03
TWD	15 173 800.00	USD	484 001.95	8.4.2026	-9 697.79	-0.01
KRW	1 989 165 200.00	USD	1 388 790.90	8.4.2026	-74 181.36	-0.08
USD	881 914.89	BRL	4 583 100.00	8.4.2026	4 443.49	0.00
USD	962 982.19	COP	3 633 331 800.00	8.4.2026	-24 890.85	-0.03
KRW	683 259 000.00	USD	475 000.00	8.4.2026	-23 713.32	-0.02
EUR	800 110.17	THB	29 340 600.00	8.4.2026	27 858.26	0.03
EGP	12 079 000.00	USD	235 000.00	17.6.2026	-22 024.04	-0.02
CHF	371 934.45	AUD	675 000.00	8.4.2026	772.13	0.00
EUR	7 027 440.68	NZD	13 885 000.00	8.4.2026	153 642.00	0.16
EUR	361 706.67	CAD	575 100.00	8.4.2026	4 050.16	0.00
TRY	23 385 000.00	EUR	443 751.30	8.4.2026	9 547.55	0.01
EUR	14 507 795.65	USD	16 861 700.00	8.4.2026	-122 577.40	-0.13
EUR	499 527.62	CZK	12 171 500.00	8.4.2026	4 189.00	0.00
AUD	358 400.00	EUR	216 912.77	8.4.2026	-3 944.52	0.00
EUR	1 342 854.97	HUF	521 512 900.00	8.4.2026	-6 765.64	-0.01
EUR	2 929 605.37	GBP	2 560 200.00	8.4.2026	279.9	0.00
EUR	652 534.68	MXN	13 290 000.00	8.4.2026	13 689.25	0.01
EUR	1 088 554.75	JPY	198 977 500.00	8.4.2026	2 805.06	0.00
EUR	297 754.30	SEK	3 199 300.00	8.4.2026	6 266.23	0.01
PLN	4 900 000.00	EUR	1 143 416.54	8.4.2026	-3 004.00	0.00
EUR	135 915.85	ZAR	2 590 000.00	8.4.2026	4 689.56	0.01
EUR	701 678.87	CHF	639 000.00	8.4.2026	11 248.34	0.01
EUR	334 215.44	CNH	2 678 200.00	8.4.2026	-2 393.49	0.00
USD	513 956.04	TRY	23 385 000.00	8.4.2026	-7 403.93	-0.01
USD	320 000.00	EUR	274 510.39	8.4.2026	3 143.66	0.00
USD	480 000.00	CAD	650 608.80	8.4.2026	11 865.53	0.01
NZD	795 000.00	CAD	635 272.58	8.4.2026	-1 511.61	0.00
HUF	79 944 000.00	EUR	200 000.00	8.4.2026	6 886.68	0.01
GBP	145 000.00	EUR	167 187.72	8.4.2026	-1 281.86	0.00
USD	463 348.73	BRL	2 430 000.00	8.4.2026	-1 336.51	0.00
EUR	214 449.98	USD	250 000.00	8.4.2026	-2 467.25	0.00
CZK	3 630 000.00	EUR	148 876.23	8.4.2026	-1 147.59	0.00
MXN	2 860 000.00	EUR	139 470.12	8.4.2026	-1 990.97	0.00
EUR	73 258.96	AUD	120 000.00	8.4.2026	1 952.63	0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面				評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
為替予約契約（つづき）						
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日						
CHF	372 427.25	CAD	650 000.00	8.4.2026	-1 834.64	0.00
EUR	89 191.06	ZAR	1 700 000.00	8.4.2026	3 057.97	0.00
USD	57 205.76	AUD	80 000.00	8.4.2026	2 098.85	0.00
EUR	155 617.40	USD	180 000.00	8.4.2026	-563.01	0.00
USD	130 000.00	EUR	113 106.23	8.4.2026	-309.27	0.00
EUR	230 988.49	GBP	200 000.00	8.4.2026	2 152.82	0.00
CAD	629 776.80	USD	460 000.00	8.4.2026	-7 469.54	-0.01
USD	330 000.00	EUR	287 057.99	8.4.2026	-727.25	0.00
EUR	54 097.92	CAD	85 000.00	8.4.2026	1 236.15	0.00
EUR	147 504.78	USD	170 000.00	8.4.2026	1.06	0.00
CAD	624 067.86	NZD	780 000.00	8.4.2026	1 969.30	0.00
EUR	156 424.92	AUD	255 000.00	8.4.2026	4 898.96	0.01
CHF	368 244.00	NZD	800 000.00	8.4.2026	1 840.96	0.00
GBP	120 000.00	USD	160 886.28	8.4.2026	-2 295.25	0.00
EUR	392 355.70	USD	455 000.00	8.4.2026	-2 433.66	0.00
AUD	225 000.00	USD	157 789.13	8.4.2026	-3 210.23	0.00
GBP	145 000.00	EUR	167 626.98	8.4.2026	-1 721.12	0.00
JPY	10 000 000.00	EUR	54 266.46	8.4.2026	300	0.00
USD	474 077.55	TWD	15 173 800.00	8.4.2026	1 089.68	0.00
TWD	15 173 800.00	USD	473 264.30	6.5.2026	-1 959.81	0.00
COP	3 633 331 800.00	USD	990 818.60	8.4.2026	694.43	0.00
USD	984 456.01	COP	3 633 331 800.00	6.5.2026	-140.34	0.00
USD	170 000.00	EUR	148 285.00	8.4.2026	-781.28	0.00
MXN	3 200 000.00	EUR	154 295.46	8.4.2026	-472.63	0.00
BRL	7 013 100.00	USD	1 344 775.81	8.4.2026	-2 680.33	0.00
USD	1 337 135.14	BRL	7 013 100.00	6.5.2026	2 711.75	0.00
為替予約契約合計					5 480.87	0.01
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産					5 897 932.69	6.08
当座借越およびその他の短期負債					-3 040 659.70	-3.13
その他の資産および負債					1 466 647.97	1.50
純資産合計					97 031 962.79	100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

U B S（Lux） ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）
2026年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
USD			
USD AIA GROUP LTD-REG-S 5.62500% 22-25.10.27	200 000.00	204 454.78	0.08
USD AIRPORT AUTHORITY-REG-S 3.25000% 22-12.01.52	200 000.00	150 247.99	0.06
USD AIRPORT AUTHORITY-REG-S 4.75000% 23-12.01.28	275 000.00	277 998.54	0.11
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 3.15000% 21-09.02.51	2 100 000.00	1 409 247.00	0.57
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 5.25000% 25-26.05.35	1 800 000.00	1 853 010.00	0.75
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 5.62500% 25-26.11.54	400 000.00	398 472.00	0.16
USD AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK-REG-S-SUB-4.40000% 16-19.05.26	500 000.00	500 155.99	0.20
USD CFAMC III CO LTD-REG-S 4.75000% 17-27.04.27	500 000.00	500 240.00	0.20
USD CHAMPION PATH HOLDINGS-REG-S 4.85000% 21-27.01.28	200 000.00	190 575.19	0.08
USD CLIFFORD CAPITAL ASSET FIN PT LTD-REG-S 4.25700% 23-16.05.26	700 000.00	700 000.28	0.28
USD CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 3.87500% 19-19.06.29	1 400 000.00	1 376 438.00	0.56
USD CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 3.00000% 20-22.09.30	2 100 000.00	1 966 198.50	0.80
USD CNOOC FINANCE 2013 LTD 3.30000% 19-30.09.49	200 000.00	151 878.00	0.06
USD CNOOC FINANCE 2015 USA LLC 4.37500% 18-02.05.28	1 050 000.00	1 052 121.00	0.43
USD DEVELOPMENT BK OF THE PHILIPPINES-REG-S 2.37500% 21-11.03.31	4 100 000.00	3 691 681.00	1.49
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 5.12500% 23-11.01.33	350 000.00	363 811.00	0.15
USD FORTUNE STAR BVI LTD-REG-S 8.50000% 24-19.05.28	495 000.00	494 993.81	0.20
USD FORTUNE STAR BVI LTD-REG-S 6.80000% 25-09.09.29	600 000.00	566 955.00	0.23
USD GLOBE TELECOM INC-REG-S 3.00000% 20-23.07.35	300 000.00	250 383.00	0.10
USD GMR HYDERABAD INTNATL AIRPORT LTD-REG-S 4.25000% 17-27.10.27	200 000.00	196 222.00	0.08
USD GS-CALTEX CORP-REG-S 5.37500% 23-07.08.28	500 000.00	509 270.00	0.21
USD HANWHA Q CELLS AMERICAS HOLDINGS-REG-S 5.00000% 23-27.07.28	775 000.00	785 803.50	0.32
USD HEALTH & HAPPINESS H&H INTL-REG-S 9.12500% 25-24.07.28	375 000.00	387 656.25	0.16
USD HKT CAPITAL NO 6 LTD-REG-S 3.00000% 22-18.01.32	200 000.00	183 370.92	0.07
USD HONG KONG AIRPORT AUTHORITY-REG-S 3.50000% 22-12.01.62	400 000.00	301 575.01	0.12
USD ICTSI TREASURY BV REG-S 3.50000% 21-16.11.31	1 400 000.00	1 302 000.00	0.53
USD INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 5.10000% 24-10.02.54	2 200 000.00	1 996 500.00	0.81
USD INTERNATIONAL CONT TERM SERV-REG-S 4.75000% 20-17.06.30	250 000.00	249 270.00	0.10
USD JSW HYDRO ENERGY LTD-REG-S 4.12500% 21-18.05.31	200 000.00	127 254.50	0.05
USD JSW STEEL LTD-REG-S 3.95000% 21-05.04.27	300 000.00	294 150.00	0.12
USD KEB HANA BANK-REG-S 3.25000% 22-30.03.27	500 000.00	494 920.00	0.20
USD KIOXIA HOLDINGS CORP-REG-S 6.25000% 25-24.07.30	300 000.00	304 838.68	0.12
USD KOREA DEVELOPMENT BANK/THE 5.37500% 23-23.10.26	400 000.00	402 872.00	0.16
USD KOREA ELECTRIC POWER CORP-REG-S 5.12500% 04-23.04.34	1 450 000.00	1 489 518.66	0.60
USD KOREA ELECTRIC POWER CORP-REG-S 5.37500% 23-31.07.26	400 000.00	401 204.00	0.16
USD KOREA MINE REHABILITATION & MIN-REG-S 4.12500% 22-20.04.27	1 100 000.00	1 096 733.00	0.44
USD KOREA NATIONAL OIL CORP-REG-S 4.87500% 24-03.04.29	200 000.00	202 854.00	0.08
USD KOREA, REPUBLIC OF 2.75000% 17-19.01.27	200 000.00	197 882.00	0.08
USD KOREA, REPUBLIC OF 4.12500% 14-10.06.44	200 000.00	180 096.00	0.07
USD KRAKATAU POSCO PT-REG-S 6.37500% 24-11.06.29	1 400 000.00	1 406 664.00	0.57
USD KT CORP-REG-S 2.50000% 16-18.07.26	600 000.00	596 508.00	0.24
USD KUAISHOU TECHNOLOGY-REG-S 4.75000% 26-22.01.36	3 250 000.00	3 150 777.50	1.28
USD LAI SUN MTN LTD-REG-S 5.00000% 21-28.07.26	850 000.00	689 352.43	0.28
USD LENOVO GROUP LTD-REG-S 6.53600% 22-27.07.32	2 350 000.00	2 518 401.00	1.02
USD LG ENERGY SOLUTION LTD-REG-S 5.87500% 25-02.04.35	350 000.00	350 448.00	0.14

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
USD LLPL CAPITAL PTE LTD-REG-S 6.87500% 19-04.02.39	2 225 000.00	1 512 323.05	0.61
USD LOGAN PROP HLD CO LTD-REG-S *DEFAULTED* 6.90000% 19-09.06.24	1 125 000.00	118 125.00	0.05
USD MEITUAN-REG-S 4.50000% 25-05.05.31	855 000.00	831 632.85	0.34
USD MEITUAN-REG-S 4.62500% 24-02.10.29	1 050 000.00	1 044 319.50	0.42
USD MELCO RESORTS FINANCE LTD-REG-S 5.75000% 20-21.07.28	400 000.00	391 400.11	0.16
USD MELCO RESORTS FINANCE LTD-REG-S 6.50000% 25-24.09.33	200 000.00	191 956.14	0.08
USD MGM CHINA HOLDINGS LTD-REG-S 5.87500% 19-15.05.26	200 000.00	199 022.94	0.08
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP INC-REG-S 3.47700% 16-12.04.26	200 000.00	199 938.80	0.08
USD MONGOLIAN MINING CORP-REG-S 8.44000% 25-03.04.30	200 000.00	198 250.00	0.08
USD MUANGTHAI CAPITAL PCL-REG-S 7.55000% 25-21.07.30	600 000.00	594 000.00	0.24
USD NICKEL INDUSTRIES LTD-REG-S 9.00000% 25-30.09.30	200 000.00	199 500.00	0.08
USD NTT FINANCE CORP-REG-S 1.16200% 21-03.04.26	250 000.00	249 953.47	0.10
USD NTT FINANCE CORP-REG-S 5.11000% 24-02.07.29	900 000.00	913 109.30	0.37
USD NTT FINANCE CORP-REG-S 4.87600% 25-16.07.30	225 000.00	226 422.39	0.09
USD NTT FINANCE CORP-REG-S 5.50200% 25-16.07.35	800 000.00	811 383.72	0.33
USD PAKISTAN, ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 7.87500% 06-31.03.36	200 000.00	179 250.00	0.07
USD PAKISTAN, ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 6.87500% 17-05.12.27	375 000.00	369 562.50	0.15
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 5.34000% 25-03.04.35	4 000 000.00	4 107 760.00	1.66
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 5.84800% 25-03.04.55	700 000.00	716 156.00	0.29
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF 2.65000% 20-10.12.45	375 000.00	235 875.00	0.10
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.17000% 22-13.10.27	400 000.00	404 260.00	0.16
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.50000% 23-17.01.48	200 000.00	192 200.00	0.08
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 4.62500% 23-17.07.28	200 000.00	200 780.00	0.08
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.60000% 24-14.05.49	850 000.00	820 940.63	0.33
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 4.75000% 24-05.03.35	1 800 000.00	1 728 000.00	0.70
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 4.20000% 22-29.03.47	300 000.00	239 456.25	0.10
USD POSCO REG-S 4.87500% 24-23.01.27	370 000.00	371 039.70	0.15
USD POSCO-REG-S 5.75000% 23-17.01.28	500 000.00	509 460.00	0.21
USD RAIZEN FUELS FINANCE SA-REG-S 5.70000% 24-17.01.35	700 000.00	381 080.00	0.15
USD RELIANCE INDUSTRIES LTD-REG-S 2.87500% 22-12.01.32	400 000.00	360 000.00	0.15
USD RELIANCE INDUSTRIES LTD-REG-S 3.62500% 22-12.01.52	2 900 000.00	2 041 919.00	0.83
USD RENEW TREASURY IFSC PVT LTD-REG-S 6.50000% 26-02.02.31	605 000.00	586 660.94	0.24
USD RENEW WIND ENER AP2 / RENEW POWER-REG-S 4.50000% 21-14.07.28	600 000.00	565 312.50	0.23
USD RKPF OVERSEAS 2020 A-REG-S *DEFAULTED* 5.20000% 21-12.07.29	500 000.00	93 653.65	0.04
USD SANDS CHINA LTD STEP-UP/DOWN 19-08.08.28	500 000.00	503 746.50	0.20
USD SANTOS FINANCE LTD-REG-S 6.87500% 23-19.09.33	800 000.00	870 987.20	0.35
USD SF HOLDING INVESTMENT 2021 LTD-REG-S 3.00000% 21-17.11.28	200 000.00	193 654.00	0.08
USD SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD-REG-S 5.00000% 23-24.07.28	500 000.00	506 135.00	0.20
USD SK HYNIX INC-REG-S 5.50000% 24-16.01.27	200 000.00	201 752.00	0.08
USD SK HYNIX INC-REG-S 6.50000% 23-17.01.33	3 600 000.00	3 924 468.00	1.59
USD SOFTBANK CORP-REG-S 5.33200% 25-09.07.35	2 600 000.00	2 558 862.26	1.04
USD SP GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 4.62500% 24-21.11.29	250 000.00	253 635.88	0.10
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.01.30	569 950.00	525 778.87	0.21
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP-UP 24-15.03.33	1 086 170.00	903 421.90	0.37
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.05.36	234 779.00	207 485.94	0.08
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.02.38	843 114.00	753 533.14	0.31
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.06.35	428 540.00	324 619.05	0.13
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.29600% 23-06.07.34	200 000.00	211 080.65	0.09
USD STAR ENERGY GEOTHERMAL WAYANG-REG-S 6.75000% 18-24.04.33	200 000.00	127 500.00	0.05
USD STUDIO CITY FINANCE LTD-REG-S 6.50000% 20-15.01.28	350 000.00	345 990.64	0.14
USD STUDIO CITY FINANCE LTD-REG-S 5.00000% 21-15.01.29	500 000.00	468 836.72	0.19
USD VEDANTA RESOURCES FINANCE II PLC-REG-S 11.25000% 24-03.12.31	200 000.00	212 812.00	0.09
USD VEDANTA RESOURCES FINANCE II PLC-REG-S 9.85000% 25-24.04.33	800 000.00	819 080.00	0.33
USD VEDANTA RESOURCES-REG-S 9.12500% 25-15.10.32	210 000.00	210 262.50	0.09
USD WEST CHINA CEMENT LTD-REG-S 9.90000% 25-04.12.28	200 000.00	180 182.00	0.07
USD WYNN MACAU LTD-REG-S 5.12500% 19-15.12.29	200 000.00	191 754.21	0.08
USD WYNN MACAU LTD-REG-S 6.75000% 25-15.02.34	200 000.00	195 184.71	0.08
Total USD		72 390 469.14	29.30
固定利付ノート合計		72 390 469.14	29.30

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
変動利付ノート			
USD			
USD CLI OVERSEAS CO LTD/HK-REG-S-SUB 5.350%/VAR 23-15.08.33	550 000.00	561 305.25	0.23
USD DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD-REG-S-SUB 6.200%/VAR 25-PRP	1 400 000.00	1 408 331.40	0.57
USD GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S-SUB 6.500%/VAR 25-PRP	480 000.00	464 784.00	0.19
USD GLP PTE LTD-REG-S-SUB 4.500%/VAR 21-PRP	1 900 000.00	950 717.74	0.39
USD KYOBO LF INSURANCE CO LTD REG-S-SUB 5.900%/VAR 22-15.06.52	500 000.00	505 320.00	0.20
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 4.254%/VAR 18-11.09.29	500 000.00	496 691.03	0.20
USD NANYANG COMMERCIAL BANK LTD-REG-S-SUB 6.000%/VAR 24-06.08.34	250 000.00	256 641.70	0.10
USD PRUDENTIAL FUNDING PLC-REG-S-SUB 2.950%/VAR 21-03.11.33	2 000 000.00	1 905 972.06	0.77
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.301%/VAR 23-09.01.29	600 000.00	616 290.60	0.25
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB COCO 7.875%/VAR 24-PRP	200 000.00	207 717.20	0.08
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 7.625%/VAR 25-PRP	600 000.00	612 802.65	0.25
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 4.866%/VAR 18-15.03.33	1 000 000.00	996 208.04	0.40
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 3.265%/VAR 20-18.02.36	2 000 000.00	1 818 803.04	0.74
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GRP INC-SUB 5.334%/VAR 26-03.03.41	2 100 000.00	2 036 299.09	0.82
USD SUMITOMO MITSUI TRUST GROUP-REG-S-SUB 5.416%/VAR 25-11.09.36	2 000 000.00	1 966 731.68	0.80
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 2.668%/VAR 20-15.11.35	1 600 000.00	1 437 182.59	0.58
Total USD		16 241 798.07	6.57
変動利付ノート合計		16 241 798.07	6.57
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
SGD			
SGD PSA TREASURY PTE LTD-REG-S 2.23000% 25-20.08.35	1 500 000.00	1 133 936.70	0.46
Total SGD		1 133 936.70	0.46
USD			
USD AMBANK M BHD-REG-S 5.25200% 25-23.01.30	1 400 000.00	1 425 382.00	0.58
USD BANGKOK BANK PCL/HONG KONG-REG-S 5.08200% 25-26.11.35	800 000.00	784 952.00	0.32
USD BANGKOK BANK PCL/HONG KONG-REG-S 5.50000% 23-21.09.33	200 000.00	204 100.00	0.08
USD CDBL FUNDING I-REG-S 3.50000% 20-24.10.27	608 000.00	598 351.04	0.24
USD CDBL FUNDING I-REG-S 4.75000% 25-27.05.30	500 000.00	503 920.00	0.20
USD CFAMC III CO LTD-REG-S 4.25000% 17-07.11.27	700 000.00	695 282.00	0.28
USD CHINA CINDA 2020 I MANAGEMENT LTD-REG-S 5.75000% 24-28.05.29	1 000 000.00	1 032 540.00	0.42
USD CHINA CINDA FINANCE 2017 I LTD-REG-S 4.75000% 18-08.02.28	500 000.00	502 672.50	0.20
USD CHINA GRT WALL INT HLDGS III LTD-REG-S 3.87500% 17-31.08.27	200 000.00	197 750.00	0.08
USD CITIC LTD-REG-S 4.00000% 18-11.01.28	850 000.00	846 583.00	0.34
USD EXPORT IMPORT BANK OF THAILAND-REG-S 5.35400% 24-16.05.29	200 000.00	204 932.00	0.08
USD EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA-REG-S 3.25000% 20-15.01.30	700 000.00	667 800.00	0.27
USD FAR EAST HORIZON LTD-REG-S 4.25000% 21-26.10.26	200 000.00	198 500.00	0.08
USD FAR EAST HORIZON LTD-REG-S 6.62500% 24-16.04.27	675 000.00	679 218.75	0.28
USD FAR EAST HORIZON LTD-REG-S 6.00000% 25-01.10.28	1 640 000.00	1 635 900.00	0.66
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.25200% 25-22.09.30	1 020 000.00	1 015 681.30	0.41
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.83600% 25-22.09.35	400 000.00	397 158.32	0.16
USD GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S 2.98000% 21-18.03.31	3 200 000.00	2 821 024.00	1.14
USD HDFC BANK LTD-REG-S 5.18000% 24-15.02.29	400 000.00	404 900.00	0.16
USD HONG KONG MORTGAGE CORP LTD-REG-S 4.87500% 23-13.09.28	800 000.00	814 159.68	0.33
USD HONGKONG ELECTRIC FINANCE LTD-REG-S 1.87500% 20-27.08.30	550 000.00	496 851.87	0.20
USD HONGKONG ELECTRIC FINANCE LTD-REG-S 4.75000% 26-03.02.36	580 000.00	575 132.23	0.23
USD HUTAMA KARYA PERSERO PT-REG-S 3.75000% 20-11.05.30	200 000.00	189 550.00	0.08
USD INDONESIA, REPUBLIC OF-REG-S 5.12500% 15-15.01.45	400 000.00	374 400.00	0.15
USD INDONESIA, REPUBLIC OF-REG-S 4.75000% 17-18.07.47	300 000.00	263 325.00	0.11

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
USD KHAZANAH GLOBAL SUKUK BHD-REG-S 4.68700% 23-01.06.28	500 000.00	502 750.00	0.20
USD KOOKMIN BANK-REG-S-SUB 4.50000% 19-01.02.29	200 000.00	199 030.00	0.08
USD KOREA HOUSING FINANCE CORP-REG-S 4.87500% 24-27.08.27	500 000.00	504 400.00	0.20
USD KOREA HYDRO & NUCLEAR POWER CO-REG-S 5.00000% 23-18.07.28	800 000.00	812 184.00	0.33
USD KWG GROUP HOLDING LTD-REG-S *DEFAULTED* 7.40000% 19-05.03.24	400 000.00	19 000.00	0.01
USD LI & FUNG LTD-REG-S-SUB 5.25000% 16-PRP	200 000.00	105 076.00	0.04
USD MISC CAPITAL TWO LABUAN LTD-REG-S 3.75000% 22-06.04.27	200 000.00	198 067.00	0.08
USD MTR CORP LTD-REG-S 5.25000% 25-01.04.55	3 100 000.00	3 070 716.06	1.24
USD MUTHOOT FINANCE LTD-REG-S 6.37500% 24-23.04.29	795 000.00	789 276.00	0.32
USD NBN CO LTD-REG-S 5.75000% 23-06.10.28	200 000.00	206 536.58	0.08
USD PAKISTAN, ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 7.37500% 21-08.04.31	900 000.00	834 300.00	0.34
USD PAKISTAN, ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 8.87500% 21-08.04.51	700 000.00	621 901.00	0.25
USD PERTAMINA PERSERO PT-REG-S 4.70000% 19-30.07.49	200 000.00	159 772.00	0.07
USD PERTAMINA PERSERO PT-REG-S 4.15000% 20-25.02.60	900 000.00	627 131.25	0.25
USD PERTAMINA PT-REG-S 6.50000% 18-07.11.48	900 000.00	910 125.00	0.37
USD PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT-REG-S 5.45000% 18-21.05.28	200 000.00	201 900.00	0.08
USD PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT-REG-S 6.15000% 18-21.05.48	2 500 000.00	2 385 000.00	0.97
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 4.55000% 20-21.04.50	200 000.00	172 154.00	0.07
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 4.80000% 20-21.04.60	500 000.00	436 057.15	0.18
USD PIRAMAL FINANCE LTD-REG-S 7.80000% 24-29.01.28	200 000.00	201 375.00	0.08
USD PSA TREASURY PTE LTD-REG-S 2.50000% 16-12.04.26	1 500 000.00	1 499 236.29	0.61
USD PTT TREASURY CENTER CO LTD-REG-S 3.70000% 20-16.07.70	600 000.00	405 699.00	0.16
USD RH INTERNATIONAL SINGAPORE CORP-REG-S 4.50000% 18-27.03.28	500 000.00	494 565.00	0.20
USD SATS TREASURY PTE LTD-REG-S 4.82800% 24-23.01.29	800 000.00	809 964.64	0.33
USD SHINHAN BANK CO LTD-REG-S-SUB 3.75000% 17-20.09.27	500 000.00	494 245.00	0.20
USD SHINHAN BANK CO LTD-REG-S-SUB 4.37500% 22-13.04.32	200 000.00	194 938.00	0.08
USD SINGAPORE AIRLINES-REG-S 3.37500% 22-19.01.29	4 400 000.00	4 264 631.67	1.73
USD SINGAPORE EXCHANGE LTD-REG-S 1.23400% 21-03.09.26	2 275 000.00	2 246 312.28	0.91
USD SINGTEL GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 2.37500% 19-28.08.29	2 600 000.00	2 448 624.77	0.99
USD SMIC SG HOLDINGS PTE LTD-REG-S 5.37500% 24-24.07.29	700 000.00	706 125.00	0.29
USD SP GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 3.37500% 19-27.02.29	350 000.00	342 487.89	0.14
USD STATE BANK OF INDIA/LONDON-REG-S 1.80000% 21-13.07.26	300 000.00	297 630.00	0.12
USD STATE BANK OF INDIA/LONDON-REG-S 5.00000% 24-17.01.29	200 000.00	201 454.00	0.08
USD STATE GRID OVERSEAS INVESTMENT-REG-S 3.50000% 17-04.05.27	1 250 000.00	1 242 650.00	0.50
USD STATE GRID OVERSEAS INVESTMENT-REG-S 4.25000% 18-02.05.28	1 000 000.00	1 002 830.00	0.41
USD SUMITOMO MITSUI FINANCE & LEASING-REG-S 5.23600% 25-01.05.30	230 000.00	233 593.59	0.10
USD TATA CAPITAL LTD-REG-S 5.38900% 25-21.07.28	400 000.00	404 276.00	0.16
USD TEMASEK FINANCIAL I LTD-REG-S 2.37500% 21-02.08.41	3 750 000.00	2 734 422.00	1.11
USD TENCENT HOLDINGS LTD-REG-S 3.24000% 20-03.06.50	600 000.00	417 888.00	0.17
USD TENCENT HOLDINGS LTD-REG-S 3.84000% 21-22.04.51	1 000 000.00	772 100.00	0.31
USD VANKE REAL ESTAT HONG KONG CO LTD-REG-S 3.97500% 17-09.11.27	1 850 000.00	693 750.00	0.28
Total USD		52 394 239.86	21.20
固定利付メディアム・ターム・ノート合計		53 528 176.56	21.66

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
変動利付ミディアム・ターム・ノート			
EUR			
EUR AIA GROUP LTD-REG-S-SUB 0.880%/VAR 21-09.09.33	1 500 000.00	1 622 920.15	0.66
Total EUR		1 622 920.15	0.66
USD			
USD AXIS BANK LTD/GANDHINAGAR-REG-S-SUB COCO 4.100%/VAR 21-PRP	600 000.00	592 500.00	0.24
USD BANGKOK BANK PCL/HONG KONG-REG-S-SUB 3.733%/VAR 19-25.09.34	1 150 000.00	1 088 130.00	0.44
USD BOCOM LEASING MANAGEMENT HK-REG-S SOFR1X+77BP 25-07.03.30	295 000.00	296 198.44	0.12
USD CHINA CITIC BNK INTER-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-05.12.33	400 000.00	414 869.02	0.17
USD DAH SING BANK LTD-REG-S-SUB 3.000%/VAR 21-02.11.31	2 800 000.00	2 766 567.02	1.12
USD DAH SING BANK LTD-REG-S-SUB 7.375%/VAR 23-15.11.33	250 000.00	262 797.78	0.11
USD KASIKORNBANK PCL/HONG KONG-REG-S-SUB 3.343%/VAR 19-02.10.31	1 050 000.00	1 039 636.50	0.42
USD KEB HANA BANK-REG-S-SUB 3.500%/VAR 21-PRP	200 000.00	198 400.00	0.08
USD OVERSEA-CHINESE BANKING CRP-REG-S-SUB 5.520%/VAR 24-21.05.34	200 000.00	204 559.92	0.08
USD OVERSEA-CHINESE-REG-S-SUB 4.550%/VAR 25-08.09.35	2 700 000.00	2 664 591.50	1.08
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 5.400%/VAR 25-12.08.36	870 000.00	857 592.97	0.35
USD THAI OIL TREASURY CENTER CO LTD-REG-S-SUB 6.100%/VAR 26-PRP	485 000.00	466 839.47	0.19
USD UNITED OVERSEAS BANK LTD-REG-S-SUB 3.863%/VAR 22-07.10.32	600 000.00	594 214.87	0.24
USD WOORI BANK-REG-S-SUB 6.375%/VAR 24-PRP	925 000.00	954 195.31	0.38
Total USD		12 401 092.80	5.02
変動利付ミディアム・ターム・ノート合計		14 024 012.95	5.68

固定利付債券

USD			
USD BIOCON BIOLOGICS GLOBAL PLC-REG-S 6.67000% 24-09.10.29	200 000.00	197 200.00	0.08
USD CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD-REG-S (PIK) 2.75000% 25-30.12.29	775 479.00	75 273.08	0.03
USD CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD-REG-S 1.00000% 25-30.06.31	54 000.00	3 443.02	0.00
USD CLIFFORD CAPITAL HOLDINGS PTE LTD-REG-S 3.97000% 25-30.09.28	2 000 000.00	1 985 794.00	0.80
USD CMHI FINANCE BVI CO LTD-REG-S 5.00000% 18-06.08.28	1 450 000.00	1 472 257.50	0.60
USD CONTINUUM ENERGY AURA PTE LTD-REG-S 9.50000% 23-24.02.27	900 000.00	905 343.75	0.37
USD COUNTRY GARDEN HOLD CO REG-S (PIK) STEP-DOWN 25-31.12.34	51 095.00	4 344.61	0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO REG-S (PIK) 2.50000% 25-31.12.32	1 204 038.00	162 161.53	0.07
USD CS TREASURY MANAGEMENT SERVICES P LTD 9.00000% 25-PRP	360 000.00	360 080.32	0.15
USD EHI CAR SERVICES LTD-REG-S 12.00000% 24-26.09.27	620 000.00	317 861.60	0.13
USD GARUDA INDONESIA PERSERO-REG-S (PIK) 6.50000% 22-28.12.31	200 000.00	192 928.18	0.08
USD HPHT FINANCE 25 LTD-REG-S 5.00000% 25-21.02.30	1 300 000.00	1 304 776.20	0.53
USD HUTCHISON WHAMPOA INTL 03/33 LTD-REG-S 7.45000% 03-24.11.33	1 650 000.00	1 907 790.73	0.77
USD HYUNDAI CARD CO LTD-REG-S 5.75000% 24-24.04.29	750 000.00	772 965.00	0.31
USD JERA CO INC-REG-S 4.54400% 25-02.09.30	2 400 000.00	2 374 464.15	0.96
USD KOREA LAND & HOUSING CORP-REG-S 4.25000% 24-22.10.27	1 295 000.00	1 294 922.30	0.52
USD KOREAN AIR-REG-S 4.00000% 25-30.09.30	1 770 000.00	1 738 334.70	0.70
USD KWG GROUP HOLDING LTD-REG-S *DEFAULTED* 5.87500% 17-10.11.24	750 000.00	36 075.00	0.02
USD LG ENERGY SOLUTION LTD-REG-S 5.87500% 26-02.04.36	1 220 000.00	1 209 477.50	0.49
USD LI & FUNG LTD-REG-S 8.37500% 25-05.02.29	390 000.00	390 953.32	0.16
USD LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 3.95000% 19-16.09.29	200 000.00	156 250.00	0.06
USD LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 3.85000% 20-13.01.32	920 000.00	632 500.00	0.26
USD MALAYSIA WAKALA SUKUK BHD-REG-S 3.07500% 21-28.04.51	250 000.00	176 542.50	0.07
USD MINEJESA CAPITAL BV-REG-S 4.62500% 17-10.08.30	2 900 000.00	1 853 868.50	0.75
USD MINMETALS BOUNTEOUS FIN BVI LTD-REG-S 4.20000% 16-27.07.26	200 000.00	199 750.00	0.08
USD MODERNLAND OVERSEAS PTE LTD (PIK) 3.00000% 25-30.04.27	1 271 447.00	415 857.25	0.17
USD NANSHAN LIFE PTE LTD-REG-S-SUB 5.45000% 24-11.09.34	200 000.00	193 090.00	0.08
USD NWD MTN LTD-REG-S 4.12500% 19-18.07.29	500 000.00	397 880.13	0.16
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 3.95000% 15-20.01.40	500 000.00	421 000.00	0.17
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 3.70000% 16-01.03.41	400 000.00	321 600.00	0.13
USD RKI OVERSEAS FINANCE 2017-REG-S *DEFAULTED* 7.00000% 17-PRP	200 000.00	38 340.00	0.02
USD RKP OVERSEAS FINANCE-REG-S *DEFAULTED* 7.95000% 17-PRP	500 000.00	95 445.00	0.04
USD RKPF OVERSEAS 2020 A-REG-S *DEFAULTED* 5.12500% 21-26.01.30	2 000 000.00	374 654.76	0.15
USD ROP SUKUK TRUST-REG-S 5.04500% 23-06.06.29	1 575 000.00	1 587 600.00	0.64
USD SANTOS FINANCE LTD-REG-S 5.75000% 25-13.11.35	400 000.00	400 927.33	0.16
USD SEAZEN GROUP LTD-REG-S 11.88000% 25-26.06.28	470 000.00	446 500.00	0.18
USD SHINHAN CARD CO LTD-REG-S 1.37500% 21-23.06.26	300 000.00	297 900.00	0.12
USD SHUI ON DEVELOPMENT HOLDING LTD-REG-S 9.75000% 26-26.01.29	300 000.00	300 030.00	0.12
USD SJM INTERNATIONAL LTD-REG-S 6.50000% 26-15.01.31	1 015 000.00	968 719.33	0.39
USD SK BATTERY AMERICA INC-REG-S 4.25000% 26-22.01.29	1 075 000.00	1 071 033.25	0.43
USD SK BROADBAND CO LTD-REG-S 4.87500% 23-28.06.28	1 400 000.00	1 412 054.00	0.57
USD SK ON CO LTD-REG-S 5.37500% 23-11.05.26	1 300 000.00	1 301 209.00	0.53
USD TALENT YIELD INTERNATIONAL LTD-REG-S 3.12500% 21-06.05.31	200 000.00	186 844.00	0.08
USD TIANJIN STATE-OWNED CAPITAL INV&MANG 1.60000% 19-17.12.39	234 000.00	111 107.88	0.05
USD TML HOLDINGS PTE LTD-REG-S 4.35000% 21-09.06.26	1 100 000.00	1 097 250.00	0.44
USD TRADE & DEVELOPMNT BK OF MONGOLIA-REG-S 8.50000% 24-23.12.27	925 000.00	906 210.94	0.37
USD TS-OWNED CAP INVEST & MA CO LTD-REG-S 1.55000% 19-17.12.29	350 000.00	250 127.50	0.10
USD VEDANTA RESOURCES FINANCE II PLC-REG-S 9.47500% 25-24.07.30	200 000.00	202 750.00	0.08
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PIK) 4.00000% 25-30.06.28	136 293.00	3 918.42	0.00
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PIK) 4.50000% 25-30.06.29	237 912.00	6 245.19	0.00
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PIK) 5.00000% 25-30.06.30	318 332.00	7 958.30	0.00
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PIK) 5.50000% 25-30.06.31	447 635.00	11 186.40	0.01
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PIK) 1.00000% 25-30.06.34	156 574.00	782.87	0.00
USD ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 5.98000% 24-30.01.28	400 000.00	380 160.00	0.15
Total USD		32 933 739.04	13.33
固定利付債券合計		32 933 739.04	13.33

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
変動利付債券			
USD			
USD BANK OF COMMUNICATIONS H/K-REG-S 2.304%/VAR 21-08.07.31	300 000.00	298 322.33	0.12
USD FEC FINANCE LTD-REG-S 7.375%/VAR 19-PRP	500 000.00	405 074.27	0.16
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.500%/VAR 18-PRP	1 000 000.00	993 300.00	0.40
USD GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S-SUB 7.125%/VAR 25-PRP	980 000.00	949 228.00	0.38
USD GLOBE TELECOM INC-REG-S 4.200%/VAR 21-PRP	200 000.00	198 592.00	0.08
USD GLP PTE LTD-REG-S-SUB 4.600%/VAR 21-PRP	300 000.00	138 000.00	0.06
USD HANWHA LIFE INSURANCE CO LT-REG-S-SUB 6.300%/VAR 25-24.06.55	2 200 000.00	2 254 780.00	0.91
USD HDFC BANK LTD-REG-S-SUB COCO 3.700%/VAR 21-PRP	700 000.00	689 073.00	0.28
USD NANSHAN LIFE PTE LTD-REG-S-SUB 5.875%/VAR 25-17.03.41	1 100 000.00	1 066 736.00	0.43
USD NETWORK I2I LTD-REG-S-SUB 3.975%/VAR 21-PRP	250 000.00	249 182.50	0.10
USD NWD FINANCE BVI LTD-REG-S 5.250%/VAR 20-PRP	1 150 000.00	908 378.50	0.37
USD NWD FINANCE BVI LTD-REG-S 4.125%/VAR 21-PRP	650 000.00	481 179.56	0.20
USD OVERSEA-CHINESE BNKNG CORP-REG-S-SUB 4.602%/VAR 22-15.06.32	1 200 000.00	1 200 419.28	0.49
USD PEAK RE BVI HOLDING LTD-REG-S-SUB 5.625%/VAR 25-PRP	2 550 000.00	2 506 726.40	1.01
USD RKPF OVERSEAS 2019 E LTD-REG-S *DEFAULTED* 7.750%/VAR 19-PRP	2 850 000.00	534 375.00	0.22
USD ROYAL CAPITAL BV-REG-S 5.000%/VAR 20-PRP	300 000.00	299 250.00	0.12
USD SAN MIGUEL GLOBAL POWER HOLDNGS CORP-REG-S 8.750%/VAR 24-PRP	300 000.00	297 096.00	0.12
USD SAN MIGUEL GLOBAL POWER HD CORP-REG-S 8.125%/VAR 24-PRP	300 000.00	292 173.00	0.12
USD SOFTBANK GROUP CORP-REG-S-SUB 7.625%/VAR 25-29.04.61	600 000.00	538 362.09	0.22
USD TONGYANG LIFE INSURANCE CO-REG-S-SUB 6.250%/VAR 25-07.05.35	1 500 000.00	1 543 200.00	0.62
Total USD		15 843 447.93	6.41
変動利付債券合計		15 843 447.93	6.41
固定利付転換社債			
USD			
USD JD.COM INC 0.25000% 24-01.06.29	650 000.00	645 654.10	0.26
USD LG CHEM LTD-REG-S 1.60000% 23-18.07.30	3 000 000.00	2 923 140.00	1.19
USD WYNN MACAU LTD-144A 4.50000% 23-07.03.29	450 000.00	449 106.75	0.18
USD WYNN MACAU LTD-REG-S 4.50000% 23-07.03.29	200 000.00	199 603.00	0.08
Total USD		4 217 503.85	1.71
固定利付転換社債合計		4 217 503.85	1.71
転換社債、ゼロ・クーポン			
USD			
USD BAIDU INC-REG-S 0.00000% 25-12.03.32	600 000.00	547 086.00	0.22
USD CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD-REG-S 0.00000% 29-30.06.29	1 550 958.00	64 426.80	0.03
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO-REG-S 0.00000% 25-31.12.31	2 407 052.00	264 775.72	0.11
USD GOLDMAN SACHS FIN CORP INTER LTD-REG-S 0.00000% 25-07.03.30	500 000.00	499 840.00	0.20
USD JPMORGAN CHASE FINANCIAL CO LLC-REG-S 0.00000% 25-11.04.28	900 000.00	859 779.00	0.35
USD SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD-REG-S 0.00000% 25-27.03.27	496 986.00	3 727.40	0.00
USD SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD-REG-S 0.00000% 25-27.03.27	745 117.00	2 473.79	0.00
USD SUNAC CHINA HOLDINGS LTD-REG-S 0.00000% 25-23.06.26	1 570 291.00	230 801.37	0.09
USD SUNAC CHINA HOLDINGS LTD-REG-S 0.00000% 25-23.06.28	1 185 727.00	295 720.31	0.12
Total USD		2 768 630.39	1.12
転換社債、ゼロ・クーポン合計		2 768 630.39	1.12
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		211 947 777.93	85.78

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
変動利付ノート			
USD			
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 5.354%/VAR 22-13.09.28	500 000.00	506 026.07	0.20
Total USD		506 026.07	0.20
変動利付ノート合計		506 026.07	0.20
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
USD			
USD MUTHOOT FINANCE LTD-REG-S 5.75000% 26-04.08.30	335 000.00	321 767.50	0.13
USD SHRIRAM FINANCE LTD-REG-S 6.15000% 24-03.04.28	500 000.00	502 435.00	0.20
Total USD		824 202.50	0.33
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		824 202.50	0.33
固定利付債券			
USD			
USD ADANI GREEN ENERGY UP LTD-REG-S 6.70000% 24-12.03.42	200 000.00	183 442.19	0.07
USD IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPERS LTD-REG-S 7.11000% 24-11.03.32	200 000.00	200 000.00	0.08
USD SAMMAAN CAPITAL LTD-REG-S 8.95000% 25-28.08.28	680 000.00	685 950.00	0.28
Total USD		1 069 392.19	0.43
固定利付債券合計		1 069 392.19	0.43
転換社債、ゼロ・クーポン			
USD			
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD-REG-S COCO 0.00000% 25-15.09.32	570 000.00	546 755.40	0.23
Total USD		546 755.40	0.23
転換社債、ゼロ・クーポン合計		546 755.40	0.23
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		2 946 376.16	1.19
その他の譲渡性のある有価証券			
転換社債、ゼロ・クーポン			
USD			
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD-REG-S 0.00000% 25-31.12.34	27 512.00	787.12	0.00
Total USD		787.12	0.00
転換社債、ゼロ・クーポン合計		787.12	0.00
その他の譲渡性のある有価証券合計		787.12	0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法（改訂済）第41条(1)h)に準拠したその他の短期金融商品			
財務省証券、ゼロ・クーポン			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 23.12.25-21.04.26	5 200 000.00	5 189 519.09	2.10
Total USD		5 189 519.09	2.10
財務省証券、ゼロ・クーポン合計		5 189 519.09	2.10
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法（改訂済）第41条(1)h)に準拠したその他の短期金融商品合計			
		5 189 519.09	2.10
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法（改訂済）第41条(1)e)に準拠した投資信託／その他の投資信託			
投資信託、オープン・エンド型			
香港			
USD UBS (HK) FUND SERIES - ASIA INCOME BOND (USD)-E USD ACC	1 370.00	13 374 242.77	5.41
香港合計		13 374 242.77	5.41
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BD SICAV-EMERGIN ECONOMIES LOC CUR BD(USD)-I-X-ACC	38 300.00	4 442 417.00	1.80
USD UBS (LUX) BOND SICAV- ASIAN INVEST GRADE BONDS (USD) U-X-ACC	330.00	4 600 074.60	1.86
ルクセンブルグ合計		9 042 491.60	3.66
投資信託、オープン・エンド型合計		22 416 734.37	9.07
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法（改訂済）第41条(1)e)に準拠した投資信託／その他の投資信託合計			
		22 416 734.37	9.07
投資有価証券合計		242 501 194.67	98.14
派生商品			
公認の証券取引所に上場されている派生商品			
債券に係る金融先物			
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	45.00	-65 390.64	-0.03
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 18.06.26	59.00	-25 875.00	-0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	218.00	-152 499.89	-0.06
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 18.06.26	3.00	1 687.50	0.00
債券に係る金融先物合計		-242 078.03	-0.10
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		-242 078.03	-0.10
派生商品合計		-242 078.03	-0.10

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面				評価額 米ドル 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
為替予約契約						
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日						
KRW	1 876 000 000.00	USD	1 262 398.56	13.4.2026	-32 289.67	-0.01
CNH	8 831 719.68	USD	1 280 000.00	13.4.2026	-373.63	0.00
SGD	9 438 400.00	USD	7 434 410.14	13.4.2026	-113 899.20	-0.05
GBP	9 694 200.00	USD	13 034 245.48	13.4.2026	-250 754.73	-0.10
CHF	4 064 900.00	USD	5 237 385.68	13.4.2026	-173 606.05	-0.07
USD	1 192 331.49	SGD	1 513 700.00	13.4.2026	18 291.67	0.01
USD	1 650 024.10	EUR	1 420 000.00	13.4.2026	13 195.72	0.00
EUR	44 928 800.00	USD	52 195 089.90	13.4.2026	-405 839.97	-0.16
USD	104 358.78	SGD	133 200.00	13.4.2026	1 047.62	0.00
USD	175 398.15	GBP	131 800.00	13.4.2026	1 596.90	0.00
USD	74 095.09	CHF	58 300.00	13.4.2026	1 468.86	0.00
USD	1 252 679.30	KRW	1 876 000 000.00	13.4.2026	22 570.41	0.01
USD	824 544.64	EUR	710 600.00	13.4.2026	5 438.83	0.00
SGD	218 800.00	USD	171 141.10	13.4.2026	-1 437.78	0.00
USD	518 423.71	EUR	449 000.00	13.4.2026	863.19	0.00
USD	87 837.56	SGD	113 300.00	13.4.2026	-38.98	0.00
為替予約契約合計					-913 766.81	-0.37
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産					4 518 852.40	1.83
その他の資産および負債					1 230 563.97	0.50
純資産合計					247 094 766.20	100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
2026年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
EUR			
EUR ALLWYN ENTERTAINMENT FINANCING UK-REG-S 7.25000% 23-30.04.30	7 610 000.00	7 080 153.75	0.21
EUR ARDAGH METAL PACKAGING FINANCE -REG-S 3.00000% 21-01.09.29	14 865 000.00	13 410 575.85	0.40
EUR BALL CORP 4.25000% 25-01.07.32	12 410 000.00	12 264 654.83	0.37
EUR CARNIVAL CORP-REG-S 5.75000% 24-15.01.30	16 755 000.00	17 369 908.50	0.52
EUR CELANESE US HOLDINGS LLC 5.00000% 25-15.04.31	4 670 000.00	4 576 173.03	0.14
EUR CROWN EUROPEAN HOLDINGS SACA-REG-S 4.75000% 23-15.03.29	10 270 000.00	10 432 137.63	0.32
EUR FORVIA SE-REG-S 5.62500% 25-15.06.30	18 925 000.00	19 074 694.86	0.58
EUR FR BONDCO SAS-REG-S 6.87500% 25-31.10.32	17 365 000.00	16 529 039.17	0.50
EUR GRIFOLS SA-REG-S 3.87500% 21-15.10.28	8 270 000.00	8 070 170.58	0.24
EUR GRUPO ANTOLIN-IRAUSA SA-REG-S 10.37500% 24-30.01.30	8 435 000.00	4 812 167.50	0.15
EUR ILIAD HOLDING SAS-REG-S 5.62500% 21-15.10.28	9 940 000.00	9 983 956.66	0.30
EUR ILIAD HOLDING SAS-REG-S 5.37500% 24-15.04.30	8 593 000.00	8 693 766.67	0.26
EUR ILIAD SA-REG-S 5.37500% 24-02.05.31	8 900 000.00	9 262 279.84	0.28
EUR LABORATOIRE EIMER SELARL-REG-S 5.00000% 21-01.02.29	4 655 000.00	4 295 818.06	0.13
EUR MAHLE GMBH-REG-S 6.50000% 24-02.05.31	4 280 000.00	4 327 674.92	0.13
EUR ODIDO GROUP HOLDING BV-REG-S 5.50000% 21-15.01.30	15 500 000.00	14 953 780.31	0.45
EUR OVH GROUPE SAS-REG-S 4.75000% 25-05.02.31	17 185 000.00	16 665 763.99	0.50
EUR PERRIGO FINANCE UNLIMITED CO 5.37500% 24-30.09.32	7 405 000.00	6 919 527.17	0.21
EUR SCHAEFFLER AG-REG-S 5.37500% 25-01.04.31	5 200 000.00	5 257 081.96	0.16
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV 4.37500% 21-09.05.30	13 105 000.00	13 134 748.35	0.40
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 7.87500% 23-15.09.31	32 740 000.00	37 978 400.00	1.15
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV 7.37500% 23-15.09.29	14 668 000.00	15 951 890.04	0.48
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 4.12500% 25-01.06.31	24 565 000.00	24 179 636.56	0.73
EUR ZIGGO BOND CO BV-REG-S 6.12500% 24-15.11.32	13 985 000.00	11 868 433.46	0.36
Total EUR		297 092 433.69	8.97
GBP			
GBP BRACKEN MIDCO1 PLC-REG-S 6.75000% 21-01.11.27	27 638 000.00	31 221 413.24	0.94
GBP KIER GROUP PLC-REG-S 9.00000% 24-15.02.29	17 952 000.00	21 319 171.02	0.64
GBP VIRGIN MEDIA SECURED FINANCE PLC-REG-S 4.25000% 19-15.01.30	12 990 000.00	13 137 182.86	0.40
Total GBP		65 677 767.12	1.98
固定利付ノート合計		362 770 200.81	10.95

変動利付ノート

EUR			
EUR ABANCA CORP BANCARIA SA-REG-S-SUB COCO 10.625%/VAR 23-PRP	4 600 000.00	5 152 000.00	0.16
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S-SUB COCO 6.875%/VAR 24-PRP	6 300 000.00	6 654 475.80	0.20
EUR ALSTOM SA-REG-S-SUB 5.868%/VAR 24-PRP	6 200 000.00	6 378 574.88	0.19
EUR BANCO BPM SPA-REG-S-SUB COCO 9.500%/VAR 23-PRP	3 500 000.00	3 841 250.00	0.12
EUR BANCO COMERCIAL PORTUGUES-REG-S-SUB COCO 8.125%/VAR 24-PRP	7 800 000.00	8 335 310.10	0.25
EUR BANCO DE SABADELL SA-REG-S-SUB 6.500%/VAR 25-PRP	7 600 000.00	7 677 413.60	0.23
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB COCO 3.625%/VAR 21-PRP	5 000 000.00	4 676 725.00	0.14
EUR BAWAG GROUP AG-REG-S-SUB COCO 7.250%/VAR 24-PRP	10 600 000.00	10 898 146.20	0.33

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR BAYER AG-REG-S-SUB 5.375%/VAR 22-25.03.82	19 300 000.00	19 205 727.03	0.58
EUR BAYER AG-REG-S-SUB 7.000%/VAR 23-25.09.83	26 700 000.00	28 305 110.55	0.85
EUR BPER BANCA SPA-REG-S-SUB 8.375%/VAR 24-PRP	5 305 000.00	5 630 864.93	0.17
EUR BPER BANCA SPA-REG-S-SUB COCO 6.500%/VAR 24-PRP	6 180 000.00	6 206 876.82	0.19
EUR CASTELLUM AB-REG-S 3.125%/VAR 21-PRP	13 210 000.00	12 817 938.96	0.39
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 4.875%/VAR 20-PRP	29 195 000.00	27 386 077.80	0.83
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 3.750%/VAR 21-PRP	1 900 000.00	1 621 384.00	0.05
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB COCO 7.375%/VAR 24-PRP	8 400 000.00	8 696 856.00	0.26
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB COCO 7.125%/VAR 25-PRP	9 600 000.00	9 762 854.40	0.29
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB COCO 4.500%/VAR 21-PRP	3 000 000.00	2 958 837.00	0.09
EUR EDP SA-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-16.09.54	3 400 000.00	3 378 379.26	0.10
EUR EESTI ENERGIA AS-REG-S-SUB 7.875%/VAR 24-PRP	16 465 000.00	16 661 098.15	0.50
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 3.375%/VAR 20-PRP	12 200 000.00	11 472 760.08	0.35
EUR EUROFINS SCIENTIFIC SE-REG-S-SUB 6.750%/VAR 23-PRP	5 900 000.00	6 118 969.65	0.18
EUR EUROFINS SCIENTIFIC SE-REG-S-SUB 5.750%/VAR 25-PRP	5 990 000.00	6 146 529.48	0.19
EUR FINECOBANK BANCA FINECO SPA-REG-S-SUB COCO 7.500%/VAR 24-PRP	10 380 000.00	10 739 843.46	0.32
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 6.250%/VAR 24-PRP	26 770 000.00	26 744 003.66	0.81
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S-SUB COCO 9.125%/VAR 23-PRP	6 385 000.00	7 119 275.00	0.21
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S-SUB COCO 7.000%/VAR 24-PRP	4 210 000.00	4 404 901.95	0.13
EUR KAPLA HOLDING SAS-REG-S 3M EURIBOR+350BP 24-31.07.30	3 640 000.00	3 626 143.76	0.11
EUR KING US BIDCO INC-REG-S 3M EURIBOR+325BP 25-01.12.32	15 525 000.00	15 448 898.93	0.47
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S-SUB COCO 3.875%/VAR 19-PRP	12 600 000.00	12 552 750.00	0.38
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S-SUB COCO 3.000%/VAR 21-PRP	13 200 000.00	12 263 328.00	0.37
EUR ORSTED AS-REG-S-SUB 5.125%/VAR 24-PRP	14 220 000.00	14 217 457.18	0.43
EUR PERMANENT TSB GRUP HOLDNGS-REG-S-SUB COCO 13.250%/VAR 22-PRP	6 110 000.00	6 865 623.70	0.21
EUR RAIFFEISEN BANK INT AG-REG-S-SUB COCO 6.375%/VAR 25-PRP	8 000 000.00	7 873 792.00	0.24
EUR RAIFFEISEN BANK INTER-REG-S-SUB 7.375%/VAR 22-20.12.32	2 500 000.00	2 613 048.75	0.08
EUR RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG-REG-S-SUB 7.375%/VAR 24-PRP	9 400 000.00	9 694 173.00	0.29
EUR RAKUTEN GROUP INC-REG-S-SUB 4.250%VAR 21-PRP	25 565 000.00	24 788 181.91	0.75
EUR SAMHALLSBYGGNADSBOLAGET I NORDEN-REG-S-SUB 2.875%/VAR 21-PRP	2 840 000.00	1 896 663.64	0.06
EUR SES SA-REG-S-SUB 5.500%/VAR 24-12.09.54	25 620 000.00	24 948 291.25	0.75
EUR STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.250%/VAR 26-PRP	15 275 000.00	14 579 783.28	0.44
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 6.135%/VAR 23-PRP	8 800 000.00	9 139 695.84	0.28
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 5.752%/VAR 24-PRP	8 600 000.00	8 788 716.68	0.27
EUR UNICAJA BANCO SA-REG-S-SUB COCO 4.875%/VAR 21-PRP	24 600 000.00	24 569 250.00	0.74
EUR VAR ENERGI ASA-REG-S-SUB 7.862%/VAR 23-15.11.83	22 560 000.00	24 332 248.17	0.73
Total EUR		487 190 229.85	14.71
GBP			
GBP COVENTRY BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB COCO 8.750%/VAR 24-PRP	5 705 000.00	6 696 580.07	0.20
Total GBP		6 696 580.07	0.20
USD			
USD AEGON LTD-SUB VAR/10YR CMS+10BP 04-PRP	9 210 000.00	5 916 548.12	0.18
USD ROTHESAY LIFE PLC-REG-S-SUB 4.875%/VAR 21-PRP	8 338 000.00	6 989 956.27	0.21
Total USD		12 906 504.39	0.39
変動利付ノート合計		506 793 314.31	15.30
固定利付メディアム・ターム・ノート			
EUR			
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 7.00000% 24-07.05.29	5 755 000.00	5 979 445.00	0.18
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 6.00000% 24-27.01.32	5 360 000.00	5 092 000.00	0.15
EUR HEIMSTADEN AB-REG-S 8.37500% 25-29.01.30	13 345 000.00	13 634 000.65	0.41
EUR HEIMSTADEN AB-REG-S 7.36100% 25-24.01.31	19 085 000.00	18 614 747.70	0.56
EUR LOXAM SAS-REG-S 6.37500% 23-15.05.28	8 655 000.00	8 800 736.36	0.27
EUR NEW IMMO HOLDING SA-REG-S 4.87500% 22-08.12.28	6 300 000.00	6 152 881.90	0.18
EUR NEW IMMO HOLDING SA-REG-S 6.00000% 23-22.03.29	7 900 000.00	7 903 445.98	0.24
EUR NEW IMMO HOLDING SA-REG-S 4.95000% 25-14.11.30	8 700 000.00	8 363 776.93	0.25

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR VALEO SE-REG-S 4.62500% 25-23.03.32	7 600 000.00	7 349 090.02	0.22
EUR VALEO SE-REG-S 5.12500% 25-20.05.31	9 300 000.00	9 300 345.96	0.28
EUR VF CORP 4.25000% 23-07.03.29	9 115 000.00	9 014 620.61	0.27
EUR VIVION INVESTMENTS SARL-REG-S (PIK) STEP UP/DOWN 23-31.08.28	1 776 933.00	1 774 617.76	0.05
EUR VIVION INVESTMENTS SARL-REG-S PIK STEP-UP/DOWN 23-28.02.29	4 511 003.00	4 504 562.05	0.14
EUR WORLDLINE SA/FRANC-REG-S 5.50000% 25-10.06.30	8 200 000.00	7 018 455.28	0.21
EUR WORLDLINE SA/FRANCE-REG-S 4.12500% 23-12.09.28	3 500 000.00	3 180 331.38	0.10
EUR WORLDLINE SA/FRANCE-REG-S 5.25000% 24-27.11.29	3 800 000.00	3 280 447.93	0.10
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 6.12500% 23-13.03.29	5 800 000.00	5 823 933.70	0.18
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 7.00000% 25-12.06.30	51 900 000.00	52 941 762.75	1.60
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 5.50000% 26-17.02.32	9 000 000.00	8 490 949.02	0.26
Total EUR		187 220 150.98	5.65
固定利付メディアム・ターム・ノート合計		187 220 150.98	5.65
変動利付メディアム・ターム・ノート			
EUR			
EUR ABERTIS INFRAESTRUC FIN BV-REG-S-SUB 4.746%/VAR 25-PRP	17 900 000.00	17 597 240.30	0.53
EUR AIB GROUP PLC-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-20.05.35	1 730 000.00	1 753 719.17	0.05
EUR ALPHA BANK SA-REG-S-SUB 4.308%/VAR 25-23.07.36	3 525 000.00	3 416 683.02	0.10
EUR AROUNDTOWN SA-REG-S-SUB 1.625%/VAR 21-PRP	4 000 000.00	3 916 606.12	0.12
EUR AXA SA-REG-S-SUB COCO 5.750%/VAR 25-PRP	3 335 000.00	3 361 706.68	0.10
EUR AXA SA-SUB 6.00000%/EUSA10+5BP 04-PRP	5 210 000.00	5 171 051.81	0.16
EUR BANCO BPM SPA-REG-S-SUB 5.000%/VAR 24-18.06.34	4 000 000.00	4 071 224.00	0.12
EUR BANCO DE SABADELL SA-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-16.08.33	2 000 000.00	2 081 717.00	0.06
EUR BANK OF CYPRUS HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.250%/VAR 25-18.09.36	6 120 000.00	5 951 271.60	0.18
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 7.500%/VAR 25-PRP	27 608 000.00	24 401 330.80	0.74
EUR DEUTSCHE PFANDBRIEFBANK AG-REG-S-SUB 7.125%/VAR 25-04.10.35	2 800 000.00	2 630 054.00	0.08
EUR EDP SA-REG-S-SUB 4.375%/VAR 25-02.12.55	10 400 000.00	9 993 430.20	0.30
EUR EDP SA-REG-S-SUB 4.500%/VAR 25-27.05.55	7 800 000.00	7 616 747.89	0.23
EUR EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL-REG-S-SUB 4.750%/VAR 24-29.05.54	6 300 000.00	6 332 569.74	0.19
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 24-PRP	20 400 000.00	20 860 729.92	0.63
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S-SUB 6.375%/VAR 25-PRP	6 600 000.00	6 700 339.80	0.20
EUR GRAND CITY PROPERTIES SA-SUB 1.500%/VAR 20-PRP	2 100 000.00	2 057 612.18	0.06
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 3.625%/VAR 21-PRP	7 040 000.00	6 944 463.68	0.21
EUR HSBC HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.750%/VAR 17-PRP	9 000 000.00	8 791 425.00	0.27
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S-SUB 6.184%/VAR 23-20.02.34	1 800 000.00	1 905 669.00	0.06
EUR NOVA LJUBLJANSKA BANKA DD-REG-S-SUB 6.875%/VAR 24-24.01.34	7 200 000.00	7 663 474.08	0.23
EUR PIRAEUS BANK SA-REG-S-SUB 7.250%/VAR 24-17.04.34	7 375 000.00	7 841 073.44	0.24
EUR PIRAEUS BANK SA-REG-S-SUB 5.375%/VAR 24-18.09.35	2 320 000.00	2 359 467.84	0.07
EUR RAIFFEISEN BANK INT AG-REG-S-SUB 5.250%/VAR 24-02.01.35	17 600 000.00	18 115 539.20	0.55
EUR RAIFFEISEN BANK SA-REG-S 4.136%/VAR 26-22.01.32	8 100 000.00	7 935 096.15	0.24
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S-SUB 4.381%/VAR 26-PRP	7 800 000.00	7 534 006.12	0.23
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S-SUB 4.881%/VAR 26-PRP	4 300 000.00	4 084 547.21	0.12
Total EUR		201 088 795.95	6.07
GBP			
GBP CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 8.875%/VAR 25-PRP	6 805 000.00	6 997 845.44	0.21
Total GBP		6 997 845.44	0.21
変動利付メディアム・ターム・ノート合計		208 086 641.39	6.28
固定利付債券			
EUR			
EUR ADLER FINANCING SARL (PIK) 8.25000% 25-31.12.28	17 790 000.00	15 166 950.37	0.46
EUR ADLER FINANCING SARL 10.00000% 25-31.12.29	5 561 000.00	5 960 448.30	0.18

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR AEGIS LUX 1A SARL-REG-S (PIK) 5.62500% 25-29.10.31	29 705 000.00	29 323 378.09	0.89
EUR AFFLELOU SAS-REG-S 6.00000% 24-25.07.29	6 430 000.00	6 537 152.10	0.20
EUR ALLWYN ENTERTAINMENT FINANCING UK-REG-S 4.12500% 25-15.02.31	17 790 000.00	16 722 600.00	0.50
EUR ALTICE FRANCE SA-REG-S 7.25000% 25-01.11.29	39 923 684.00	39 176 310.92	1.18
EUR ALTICE FRANCE SA-REG-S 4.75000% 25-15.10.30	1 463 190.00	1 370 812.09	0.04
EUR ALTICE FRANCE SA-REG-S 5.50000% 25-15.10.31	4 481 982.00	4 227 435.21	0.13
EUR AMBER FINCO PLC-REG-S 6.62500% 24-15.07.29	6 935 000.00	7 116 549.28	0.21
EUR ARDONAGH FINCO LTD-REG-S 6.87500% 24-15.02.31	39 545 000.00	39 272 206.33	1.19
EUR ATOS SE-REG-S STEP UP 24-18.12.30	20 806 000.00	19 634 830.06	0.59
EUR ATOS SE-REG-S STEP-UP 24-18.12.29	21 458 468.00	24 192 182.41	0.73
EUR AZELIS FINANCE NV-REG-S 4.12500% 26-10.03.31	7 450 000.00	7 252 161.90	0.22
EUR BCP V MODULAR SERVICES-REG-S 4.75000% 21-30.11.28	2 175 000.00	2 046 074.35	0.06
EUR BEACH ACQUISITION BIDCO LLC-REG-S 5.25000% 25-15.07.32	5 545 000.00	5 318 164.14	0.16
EUR BETCLIC EVEREST GROUP SAS-REG-S 5.12500% 26-10.12.31	13 310 000.00	13 154 570.48	0.40
EUR CARNIVAL PLC-REG-S 4.12500% 25-15.07.31	26 260 000.00	25 567 794.28	0.77
EUR CELSA OPCO SA-REG-S 8.25000% 25-15.12.30	10 400 000.00	10 308 641.82	0.31
EUR CHEPLAPHARM ARZNEIMITTEL GMBH-REG-S 7.12500% 25-15.06.31	17 725 000.00	17 723 949.26	0.54
EUR CIRSA FINANCE INTERNATIONAL SARL-REG-S 7.87500% 23-31.07.28	9 551 000.00	9 748 968.35	0.29
EUR CIRSA FINANCE INTERNATIONAL SARL-REG-S 6.50000% 24-15.03.29	7 780 000.00	7 916 595.79	0.24
EUR CROWN EUROPEAN HOLDINGS SACA-REG-S 4.50000% 24-15.01.30	10 845 000.00	10 947 984.12	0.33
EUR CZECHOSLOVAK GROUP AS-REG-S 5.25000% 25-10.01.31	39 070 000.00	40 022 331.25	1.21
EUR DOLCETTO HOLDCO SPA-REG-S 5.62500% 25-14.07.32	11 285 000.00	11 209 309.70	0.34
EUR EDREAMS ODIGEO SA-REG-S 4.87500% 25-30.12.30	10 650 000.00	9 077 752.97	0.27
EUR EIRCOM FINANCE DAC-REG-S 5.75000% 24-15.12.29	5 700 000.00	5 838 588.09	0.18
EUR EIRCOM FINANCE DAC-REG-S 5.00000% 25-30.04.31	11 750 000.00	11 671 804.92	0.35
EUR ENGINEERING - INGEGNERIA INFORMAT-REG-S 8.62500% 25-15.02.30	7 095 000.00	6 807 159.40	0.21
EUR ENGINEERING-INGEGNERIA INFORMATI-REG-S 11.12500% 23-15.05.28	14 870 000.00	15 079 620.90	0.46
EUR ESSENDI SA-REG-S 6.37500% 24-15.10.29	10 370 000.00	10 422 708.63	0.31
EUR EUTELSAT COMMUNICATIONS SACA-REG-S 6.25000% 26-15.03.33	10 025 000.00	10 073 878.90	0.30
EUR FIBERCOP SPA-REG-S 4.75000% 25-30.06.30	18 465 000.00	18 313 933.77	0.55
EUR FIBERCOP SPA-REG-S 5.12500% 25-30.06.32	3 780 000.00	3 742 212.24	0.11
EUR FIS FABBRICA ITALIANA SINTETICI S-REG-S 5.25000% 26-05.02.31	8 355 000.00	8 071 913.80	0.24
EUR FLUTTER TREASURY DAC-REG-S 4.00000% 25-04.06.31	5 150 000.00	4 970 840.66	0.15
EUR FORVIA SE-REG-S 5.37500% 25-15.03.31	19 110 000.00	18 816 351.53	0.57
EUR FORVIA SE-REG-S 5.50000% 24-15.06.31	7 705 000.00	7 628 675.12	0.23
EUR GRIFOLS SA-REG-S 7.50000% 24-01.05.30	53 040 000.00	54 858 725.69	1.66
EUR GRUPO ANTOLIN-IRAUSA SA-REG-S 3.50000% 21-30.04.28	2 124 000.00	1 211 347.42	0.04
EUR IHO VERWALTUNGS GMBH-REG-S (PIK) 8.75000% 23-15.05.28	12 230 000.00	12 516 822.85	0.38
EUR IHO VERWALTUNGS GMBH-REG-S (PIK) 6.75000% 24-15.11.29	18 157 000.00	18 828 440.42	0.57
EUR IHO VERWALTUNGS GMBH-REG-S (PIK) 7.00000% 24-15.11.31	12 350 000.00	12 911 958.35	0.39
EUR INEOS FINANCE PLC-REG-S 5.62500% 25-15.08.30	8 030 000.00	6 985 833.80	0.21
EUR INEOS FINANCE PLC-REG-S 7.25000% 25-31.03.31	16 010 000.00	14 552 805.67	0.44
EUR INEOS QUATTRO FINANCE 2 PLC-REG-S 6.75000% 24-15.04.30	2 995 000.00	2 299 504.68	0.07
EUR INTRALOT CAPITAL LUXEMBOURG SA-REG-S 6.75000% 25-15.10.31	2 655 000.00	2 536 087.01	0.08
EUR ION PLATFORM FINANCE SARL-REG-S 6.50000% 25-30.09.30	6 210 000.00	5 146 689.46	0.16
EUR IPD 3 BV-REG-S 5.50000% 25-15.06.31	4 055 000.00	3 808 222.43	0.11
EUR ITALMATCH CHEMICALS SPA-REG-S 6.25000% 26-05.02.31	13 825 000.00	13 115 383.35	0.40
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 1.60000% 16-01.06.26	17 270 000.00	17 255 165.07	0.52
EUR KAPLA HOLDING SAS-REG-S 5.00000% 25-30.04.31	15 330 000.00	15 073 975.36	0.46
EUR LHMC FINCO 2 SARL-REG-S (PIK) 9.37500% 25-15.05.30	39 301 035.00	41 149 130.80	1.24
EUR LOTTOMATICA GROUP SPA-REG-S 4.87500% 25-31.01.31	9 625 000.00	9 701 002.85	0.29
EUR LOXAM SAS-REG-S 6.37500% 23-31.05.29	11 819 000.00	10 912 599.82	0.33
EUR MAHLE GMBH-REG-S 7.12500% 25-15.07.32	7 840 000.00	8 035 855.74	0.24
EUR MARKET BIDCO FINCO PLC-REG-S 6.75000% 25-31.01.31	3 585 000.00	3 443 864.50	0.10
EUR MEHILAINEN YHTIOT OY-REG-S 5.12500% 25-30.06.32	8 480 000.00	8 450 469.08	0.26
EUR MOBILUX FINANCE SAS-REG-S 7.00000% 24-15.05.30	7 385 000.00	7 526 907.94	0.23
EUR MOTION FINCO SARL-REG-S 7.37500% 23-15.06.30	9 979 000.00	8 617 552.85	0.26
EUR MPT OPERATING PARTNER/FIN CORP-REG-S 7.00000% 25-15.02.32	10 300 000.00	10 136 390.07	0.31

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR NEINOR HOMES SA-REG-S 5.87500% 24-15.02.30	17 636 000.00	17 668 298.57	0.53
EUR NEOPHARMED GENTILI SPA-REG-S 7.12500% 24-08.04.30	24 775 000.00	25 284 822.43	0.76
EUR NIDDA HEALTHCARE HOLDING GMBH-REG-S 7.00000% 24-21.02.30	16 628 000.00	16 909 522.02	0.51
EUR NIDDA HEALTHCARE HOLDING GMBH-REG-S 5.62500% 24-21.02.30	49 229 000.00	49 127 302.24	1.48
EUR NIDDA HEALTHCARE HOLDING GMBH-REG-S 5.37500% 25-23.10.30	21 130 000.00	21 033 950.21	0.63
EUR NISSAN MOTOR CO LTD-REG-S 5.25000% 25-17.07.29	25 315 000.00	25 059 041.30	0.76
EUR NISSAN MOTOR CO LTD-REG-S 6.37500% 25-17.07.33	7 165 000.00	7 128 719.80	0.22
EUR OAK-EAGLE ACQUIRECO INC-REG-S 6.25000% 26-01.07.33	7 360 000.00	7 517 554.05	0.23
EUR OPAL BIDCO SAS-REG-S 5.50000% 25-31.03.32	11 965 000.00	11 678 206.61	0.35
EUR PICARD GROUPE SAS-REG-S 6.37500% 24-01.07.29	5 825 000.00	5 888 103.38	0.18
EUR PINNACLE BIDCO PLC-REG-S 8.25000% 23-11.10.28	19 245 000.00	19 866 929.12	0.60
EUR PLT VII FINANCE SARL-REG-S 6.00000% 24-15.06.31	480 000.00	482 870.88	0.01
EUR ROSSINI SARL-REG-S 6.75000% 24-31.12.29	13 080 000.00	13 443 099.49	0.41
EUR SAMHALLSBYGGNADSBO NORDEN HOLD AB-REG-S 5.00000% 24-20.10.29	9 360 000.00	8 384 734.99	0.25
EUR SAMHALLSBYGGNADSBO NORDEN HOLD AB-REG-S 2.25000% 24-12.07.27	15 890 000.00	14 990 437.39	0.45
EUR SAMHALLSBYGNADSB I NORDEN HOLD AB-REG-S 1.12500% 24-26.09.29	3 730 000.00	2 909 982.63	0.09
EUR SAMHALSBYGNADSBO I NORDEN HOLD AB-REG-S 2.37500% 24-04.08.26	17 810 000.00	17 652 221.03	0.53
EUR SHERWOOD FINANCING PLC-REG-S 7.62500% 24-15.12.29	12 235 000.00	11 869 624.36	0.36
EUR SOFTBANK GROUP CORP-REG-S 5.25000% 25-10.10.29	13 280 000.00	13 062 648.10	0.39
EUR SOFTBANK GROUP CORP-REG-S 5.87500% 25-10.07.31	6 880 000.00	6 701 580.76	0.20
EUR SUMMER BIDCO BV-REG-S (PIK) 8.87500% 26-31.01.31	19 930 000.00	19 568 811.80	0.59
EUR TRIVIUM PACKAGING FINANCE BV-REG-S 6.62500% 25-15.07.30	8 755 000.00	8 798 016.81	0.27
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 5.25000% 22-01.02.30	1 400 000.00	1 365 441.34	0.04
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 6.75000% 24-15.02.31	4 520 000.00	4 546 002.66	0.14
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 6.50000% 24-31.10.31	28 585 000.00	28 157 989.26	0.85
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 6.25000% 25-31.01.32	3 895 000.00	3 778 991.95	0.11
EUR VZ VENDOR FINANCING II BV-REG-S 2.87500% 20-15.01.29	8 800 000.00	8 019 183.22	0.24
EUR WEBUILD SPA-REG-S 4.12500% 25-03.07.31	25 425 000.00	24 629 662.02	0.74
Total EUR		1 185 031 325.16	35.77
GBP			
GBP BCP V MODULAR SERVICES-REG-S 6.12500% 21-30.11.28	5 170 000.00	5 531 739.11	0.17
GBP BIFFA GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 7.37500% 25-15.06.31	9 775 000.00	10 924 556.13	0.33
GBP GALAXY BIDCO LTD-REG-S 8.12500% 24-19.12.29	11 430 000.00	13 373 559.58	0.40
GBP ICELAND BONDCO PLC-REG-S 10.87500% 23-15.12.27	11 148 035.00	13 179 337.29	0.40
GBP JERROLD FINCO PLC-REG-S 7.50000% 25-15.06.31	11 110 000.00	12 523 604.16	0.38
GBP KANE BIDCO LTD-REG-S 7.75000% 25-15.07.31	11 970 000.00	13 584 860.30	0.41
GBP PINNACLE BIDCO PLC-REG-S 10.00000% 23-11.10.28	35 759 000.00	42 441 789.78	1.28
GBP SHERWOOD FINANCING PLC-REG-S 9.62500% 24-15.12.29	6 835 000.00	7 641 274.94	0.23
GBP STONEGATE PUB CO FINANCING 2019-REG-S 10.75000% 24-31.07.29	7 020 000.00	7 954 911.90	0.24
GBP TVL FINANCE PLC-REG-S 10.25000% 23-28.04.28	14 640 000.00	16 127 668.63	0.48
GBP VIRGIN MEDIA O2 VENDOR FINANCING-REG-S 7.87500% 24-15.03.32	15 285 000.00	15 496 263.43	0.47
Total GBP		158 779 565.25	4.79
固定利付債券合計		1 343 810 890.41	40.56
債券、ゼロ・クーポン			
EUR			
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 0.00000% 16-15.08.26	34 960 000.00	34 679 585.84	1.05
Total EUR		34 679 585.84	1.05
債券、ゼロ・クーポン合計		34 679 585.84	1.05

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
変動利付債券			
EUR			
EUR 888 ACQUISITIONS LTD-REG-S 3M EURIBOR+550BP 22-15.07.28	6 595 000.00	6 256 551.79	0.19
EUR AEGON LTD-SUB 10 YR GNTH+10BP 04-PRP	4 390 000.00	3 329 847.05	0.10
EUR AIB GROUP PLC-REG-S-SUB COCO 7.125%/VAR 24-PRP	8 045 000.00	8 395 391.93	0.25
EUR AROUNDTOWN FINANCE SARL-SUB 5.000%/VAR 24-PRP	25 545 000.00	23 882 931.44	0.72
EUR AROUNDTOWN FINANCE SARL-REG-S-SUB 5.250%/VAR 25-PRP	24 555 000.00	22 344 183.21	0.67
EUR AROUNDTOWN FINANCE SARL-REG-S-SUB 5.125%/VAR 26-PRP	21 255 000.00	19 173 072.75	0.58
EUR BANCO DE SABADELL SA-REG-S-SUB COCO 5.000%/VAR 21-PRP	2 200 000.00	2 197 734.00	0.07
EUR CELSA OPCO SA-REG-S 3M EURIBOR+550BP 25-15.12.30	1 800 000.00	1 754 640.34	0.05
EUR DUOMO BIDCO SPA-REG-S 3M EURIBOR+325BP 25-15.01.32	11 260 000.00	11 075 022.07	0.33
EUR FIBERCOP SPA-REG-S 3M EURIBOR+300BP 25-30.06.31	3 650 000.00	3 648 540.51	0.11
EUR GOLDEN GOOSE SPA/MILANO-REG-S 3M EURIBOR+375BP 25-15.05.31	6 685 000.00	6 690 423.54	0.20
EUR GRAND CITY PROPERTIES FINANCE-REG-S-SUB 4.750%/VAR 25-PRP	27 210 000.00	25 292 070.77	0.76
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 2.625%/VAR 21-PRP	5 240 000.00	5 071 411.96	0.15
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 5.000%/VAR 26-PRP	12 260 000.00	11 411 798.27	0.34
EUR ICELAND BONDCO PLC-REG-S 3M EURIBOR+550BP 23-15.12.27	18 665 000.00	18 621 987.07	0.56
EUR IPD 3 BV-REG-S 3M EURIBOR+337.5BP 24-15.06.31	3 395 000.00	3 217 495.82	0.10
EUR KANE BIDCO LTD-REG-S 3M EURIBOR+375BP 25-15.07.32	2 375 000.00	2 363 808.69	0.07
EUR LA DORIA SPA-REG-S 3M EURIBOR+337.5BP 25-30.12.30	12 470 000.00	12 473 418.03	0.38
EUR LION/POLARIS LUX MIDCO-REG-S 3M EURIBOR+362BP 24-01.07.29	1 500 000.00	1 496 929.11	0.05
EUR LOTTOMATICA GROUP SPA-REG-S 3M EURIBOR+325BP 24-01.06.31	4 580 000.00	4 588 435.90	0.14
EUR NEXTURE SPA-REG-S 3M EURIBOR+312.5BP 26-30.07.32	10 030 000.00	9 860 809.85	0.30
EUR NIDDA HEALTHCARE HOLDING-REG-S 3M EURIBOR+325BP 25-15.10.32	15 865 000.00	15 738 720.47	0.48
EUR NIDDA HEATHCARE HLDG GMBH-REG-S 3M EURIBOR+375BP 25-23.10.30	7 011 000.00	7 009 125.89	0.21
EUR PLT VII FINANCE SARL-REG-S 3M EURIBOR+350BP 24-15.06.31	12 410 000.00	12 343 485.75	0.37
EUR RAIFFEISEN BANK INTERNATION-REG-S-SUB COCO 6.200%/VAR 26-PRP	4 000 000.00	3 834 220.00	0.12
EUR RCI BANQUE SA-REG-S-SUB COCO 6.125%/VAR 25-PRP	8 000 000.00	7 841 800.00	0.24
EUR ROSSINI SARL-REG-S 3M EURIBOR+387.5BP 24-31.12.29	6 980 000.00	2 969 286.41	0.09
EUR SAMHALLSBYGGNADSBOLAGET I NOR-REG-S-SUB 2.624%/VAR 20-PRP	4 350 000.00	2 935 115.30	0.09
EUR SHERWOOD FINANCING PLC-REG-S 3M EURIBOR+550BP 24-15.12.29	6 320 000.00	6 129 323.01	0.19
EUR SOFTBANK GROUP CORP-REG-S-SUB 6.500%/VAR 25-29.10.62	5 610 000.00	4 806 894.84	0.15
EUR STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.875%/VAR 26-PRP	2 890 000.00	2 724 271.76	0.08
EUR TVL FINANCE PLC-REG-S 3M EURIBOR+375BP 24-30.06.30	3 380 000.00	3 009 937.18	0.09
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 3M EURIBOR+325BP 26-31.01.33	12 865 000.00	12 650 048.88	0.38
EUR VIVION INVESTMENTS SARL-REG-S-SUB 8.125%/VAR 25-PRP	3 700 000.00	3 096 377.44	0.09
EUR WINTERSHALL DEA FINANCE 2 BV-REG-S-SUB 6.117%/VAR 25-PRP	12 635 000.00	12 768 488.78	0.39
Total EUR		301 003 599.81	9.09
GBP			
GBP HSBC HOLDINGS PLC-SUB COCO 5.875%/VAR 18-PRP	13 031 000.00	14 867 647.23	0.45
Total GBP		14 867 647.23	0.45
USD			
USD AROUNDTOWN FINANCE SARL-SUB 7.875%/VAR 24-PRP	12 270 000.00	10 550 879.38	0.32
Total USD		10 550 879.38	0.32
変動利付債券合計		326 422 126.42	9.86
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		2 969 782 910.16	89.65

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
----	-------	--	------------------

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

固定利付ノート

USD				
USD	BREAD FINANCIAL HOLDINGS INC-144A 6.75000% 25-15.05.31	9 230 000.00	7 948 655.37	0.24
USD	CARNIVAL CORP-144A 6.12500% 25-15.02.33	5 800 000.00	5 090 479.08	0.15
USD	DIRECTV FINANCING LLC-144A 8.87500% 24-01.02.30	9 400 000.00	8 120 287.33	0.25
USD	ZF NORTH AMERICA CAPITAL INC-144A 7.12500% 23-14.04.30	3 680 000.00	3 149 054.43	0.09
Total USD			24 308 476.21	0.73

固定利付ノート合計			24 308 476.21	0.73
-----------	--	--	---------------	------

固定利付債券

EUR				
EUR	ALTICE FRANCE SA-REG-S 5.37500% 25-15.03.32	3 885 154.00	3 653 013.39	0.11
EUR	ALTICE FRANCE SA-REG-S 5.62500% 25-15.06.32	1 870 000.00	1 762 005.57	0.05
Total EUR			5 415 018.96	0.16

USD				
USD	CLOUD SOFTWARE GROUP INC-144A 9.000000% 23-30.09.29	11 230 000.00	9 402 260.48	0.29
Total USD			9 402 260.48	0.29

固定利付債券合計			14 817 279.44	0.45
----------	--	--	---------------	------

変動利付債券

CAD				
CAD	BANK OF NOVA SCOTIA DN-SUB 3.700%/VAR 21-27.07.81	22 698 000.00	13 844 352.11	0.42
Total CAD			13 844 352.11	0.42

変動利付債券合計			13 844 352.11	0.42
----------	--	--	---------------	------

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			52 970 107.76	1.60
---------------------------------------	--	--	---------------	------

最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品

固定利付ノート

USD				
USD	BEACH ACQUISITION BIDCO LLC-144A (PIK) 10.000000% 25-15.07.33	5 286 323.00	4 886 326.60	0.15
USD	NEPTUNE BIDCO US INC-144A 9.500000% 26-15.02.33	11 550 000.00	9 725 968.10	0.29
Total USD			14 612 294.70	0.44

固定利付ノート合計			14 612 294.70	0.44
-----------	--	--	---------------	------

最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			14 612 294.70	0.44
------------------------------	--	--	---------------	------

2010年12月17日のルクセンブルグ投信法（改訂済）第41条(1)e)に準拠した投資信託／その他の投資信託

投資信託、オープン・エンド型

アイルランド				
EUR	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	10.85	108 500.00	0.00
アイルランド合計			108 500.00	0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
ルクセンブルグ			
EUR UBS(LUX)KEY SELECTION SICAV-EUROPEN FINANCI DEBT (EUR)U-X-ACC	1 964.00	24 569 679.28	0.74
ルクセンブルグ合計		24 569 679.28	0.74
投資信託、オープン・エンド型合計		24 678 179.28	0.74
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法（改訂済）第41条(1)e)に準拠した 投資信託／その他の投資信託合計		24 678 179.28	0.74
投資有価証券合計		3 062 043 491.90	92.43

派生商品

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない派生商品

クレジット・デフォルト・スワップ *

EUR GS/CMACG CREDIT DEFAULT SWAP PAY 5.00000% 25-20.12.30	-10 000 000.00	-747 832.78	-0.02
EUR JPMORGAN/CMACG CREDIT DEFAULT SWAP PAY 5.00000% 25- 20.12.30	-10 000 000.00	-747 832.78	-0.02
EUR CITI/ALGSCO CREDIT DEFAULT SWAP REC 5.00000% 22-20.12.26	2 000 000.00	68 120.76	0.00
EUR CITI/ALGSCO CREDIT DEFAULT SWAP REC 5.00000% 21-20.12.26	3 000 000.00	102 181.13	0.00
EUR JPMORGAN/UNITED GROUP BV CREDIT DEFAULT SWAP REC 5.00000% 22-20.12.27	4 500 000.00	277 518.05	0.01
クレジット・デフォルト・スワップ合計		-1 047 845.62	-0.03

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない

派生商品合計		-1 047 845.62	-0.03
--------	--	---------------	-------

派生商品合計		-1 047 845.62	-0.03
--------	--	---------------	-------

* 額面がプラスの場合：サブ・ファンドは「受取側」であり、額面がマイナスの場合：サブ・ファンドは「支払側」である。

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／額面				評価額 ユーロ 先物／為替予約契約／ スワップに係る 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
為替予約契約						
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日						
AUD	44 035 500.00	EUR	27 082 901.15	20.4.2026	-933 174.63	-0.03
EUR	13 554 688.61	CAD	21 420 000.00	20.4.2026	234 556.30	0.01
GBP	15 535 300.00	EUR	17 955 427.71	20.4.2026	-189 801.24	-0.01
CAD	22 453 600.00	EUR	14 208 756.13	20.4.2026	-245 874.58	-0.01
HKD	214 859 300.00	EUR	23 751 708.04	20.4.2026	36 481.02	0.00
JPY	16 159 903 300.00	EUR	88 152 949.01	20.4.2026	71 050.17	0.00
EUR	324 907 794.56	GBP	281 115 000.00	20.4.2026	3 434 499.17	0.11
EUR	79 006 763.22	USD	91 325 000.00	20.4.2026	-191 633.16	-0.01
CNH	37 272 500.00	EUR	4 700 722.71	20.4.2026	-14 783.51	0.00
USD	369 060 600.00	EUR	319 280 409.95	20.4.2026	774 423.75	0.02
SGD	39 652 200.00	EUR	26 933 692.79	20.4.2026	-248 325.28	-0.01
CHF	35 428 900.00	EUR	39 132 821.56	20.4.2026	-826 126.72	-0.01
EUR	311 540.14	HKD	2 827 900.00	20.4.2026	-1 551.36	0.00
EUR	405 985.27	AUD	672 800.00	20.4.2026	6 454.53	0.00
EUR	406 606.29	SGD	601 500.00	20.4.2026	1 805.33	0.00
EUR	1 029 699.30	GBP	891 900.00	20.4.2026	9 753.61	0.00
EUR	260 565.66	CAD	414 700.00	20.4.2026	2 682.43	0.00
EUR	3 337 571.73	USD	3 866 700.00	20.4.2026	-15 687.94	0.00
EUR	71 477.38	CNH	571 000.00	20.4.2026	-309.36	0.00
EUR	47 598.25	CNH	379 900.00	20.4.2026	-163.19	0.00
EUR	274 298.76	AUD	459 700.00	20.4.2026	1 313.80	0.00
EUR	246 322.59	HKD	2 210 200.00	20.4.2026	1 619.87	0.00
為替予約契約合計					1 907 209.01	0.06
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産					171 897 949.59	5.19
当座借越およびその他の短期負債					-3.27	0.00
その他の資産および負債					78 068 974.07	2.35
純資産合計					3 312 869 775.68	100.00

* 2026年3月31日現在、銀行預金には、取引相手方であるゴールドマン・サックスに対する担保となっている1,030,000.00ユーロおよび取引相手方であるJPモルガンに対する担保となっている740,000.00ユーロが含まれる。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

3年間の比較

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
純資産額、オーストラリア・ドル		211,918,617.07	392,055,185.95	259,236,128.84
クラスP-a c c 受益証券	LU0035338325			
発行済受益証券		136,258.0310	163,194.1340	188,463.5010
受益証券1口当たりの純資産価格、		544.60	539.66	525.06
オーストラリア・ドル				
受益証券1口当たり発行および買戻価格、		544.60	539.66	525.06
オーストラリア・ドル ¹				
クラスP-d i s t 受益証券	LU0035338242			
発行済受益証券		353,366.7640	395,898.1210	480,485.3200
受益証券1口当たりの純資産価格、		105.40	107.23	106.78
オーストラリア・ドル				
受益証券1口当たり発行および買戻価格、		105.40	107.23	106.78
オーストラリア・ドル ¹				

¹ 注記1を参照のこと。

運用成績

	通貨	2025／2026	2024／2025	2023／2024
クラスP-a c c 受益証券	オーストラリア・ドル	0.9%	2.8%	1.5%
クラスP-d i s t 受益証券	オーストラリア・ドル	0.9%	2.8%	1.4%
ベンチマーク： ²				
Bloomberg AusBond Composite Index	オーストラリア・ドル	1.5%	3.2%	1.5%

過去の成績は、現在または将来の成績を示唆するものではない。
運用成績データの受益証券申込時および買戻時に課せられる手数料および費用については考慮されない。
運用成績データは監査されていない。

² 当該サブ・ファンドは、アクティブ運用されている。当該インデックスは、当該サブ・ファンドの運用成績測定に対する評価基準である。

投資有価証券の構成

地域別分類	純資産割合%
オーストラリア	81.33
アメリカ合衆国	5.76
スウェーデン	2.88
イギリス	2.45
カナダ	1.76
ニュージーランド	1.50
国際機関	0.99
ルクセンブルグ	0.92
オランダ	0.44
合計	98.03

業種別分類	純資産割合%
銀行およびその他の金融機関	24.17
金融および持株会社	23.27
公益、非営利団体	22.61
国債および中央政府債	12.75
郡、連邦州	2.74
不動産	2.32
交通および運輸	1.89
石油	1.81
ヘルスケアおよび社会福祉	1.72
エネルギーおよび水道	1.47
国際機関	0.99
各種サービス	0.63
航空宇宙産業	0.60
各種消費財	0.55
その他の非分類会社	0.27
電気機器および部品	0.24
合計	98.03

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・フレキシブル

3年間の比較

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
純資産額、ユーロ		97,031,962.79	100,769,954.76	110,754,654.40
クラスP－a c c 受益証券	LU0033050237			
発行済受益証券		160,865.4610	175,752.6020	200,399.1020
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		390.46	383.92	378.71
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ¹		390.46	383.92	378.71
クラスP－d i s t 受益証券	LU0033049577			
発行済受益証券		223,307.1720	253,766.1090	263,631.9540
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		116.56	117.02	116.25
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ¹		116.56	117.02	116.25

¹ 注記1を参照のこと。

運用成績

	通貨	2025／2026	2024／2025	2023／2024
クラスP－a c c 受益証券	ユーロ	1.7%	1.4%	5.9%
クラスP－d i s t 受益証券	ユーロ	1.7%	1.4%	5.9%
ベンチマーク： ¹				
Bloomberg Barclays Euro Aggregate 500mio+	ユーロ	1.5%	2.0%	4.6%

過去の成績は、現在または将来の成績を示唆するものではない。
運用成績データの受益証券申込時および買戻時に課せられる手数料および費用については考慮されない。
運用成績データは監査されていない。

¹ 当該サブ・ファンドは、アクティブ運用されている。当該インデックスは、当該サブ・ファンドの運用成績測定に対する評価基準である。

投資有価証券の構成

地域別分類	純資産割合%	業種別分類	純資産割合%
アメリカ合衆国	10.84	国債および中央政府債	44.51
オランダ	9.09	銀行およびその他の金融機関	14.63
ニュージーランド	8.26	金融および持株会社	9.55
スペイン	7.25	不動産	5.72
ドイツ	6.97	国際機関	3.62
イギリス	5.36	モーゲージおよび貸付機関	2.10
フランス	5.35	通信	1.81
イタリア	4.47	公益、非営利団体	1.66
ルクセンブルグ	4.04	エネルギーおよび水道	1.41
ベルギー	3.51	インターネット、ソフトウェアおよびITサービス	1.19
オーストリア	2.92	自動車	1.11
ブラジル	2.79	保険	1.08
国際機関	2.39	タバコおよびアルコール飲料	1.06
スロベニア	2.23	石油	0.93
日本	2.19	各種サービス	0.85
オーストラリア	1.41	交通および運輸	0.63
メキシコ	1.41	化学	0.62
スウェーデン	1.29	医薬品、化粧品および医療製品	0.34
アイルランド	1.19	小売業および百貨店	0.33
スロバキア	1.12	食品および清涼飲料	0.31
ポルトガル	1.10	機械工学および産業機器	0.26
ポーランド	0.92	電子および半導体	0.22
カザフスタン	0.81	航空宇宙産業	0.18
ルーマニア	0.79	電気機器および部品	0.18
チリ	0.62	投資信託	0.13
コロンビア	0.59	コンピューター・ハードウェアおよびネットワーク設備	0.04
リトアニア	0.52	合計	94.47
フィリピン	0.50		
スイス	0.44		
インド	0.40		
中国	0.36		
ペルー	0.34		
デンマーク	0.32		
エジプト	0.31		
ノルウェー	0.28		
アゼルバイジャン	0.25		
トルコ	0.22		
エクアドル	0.22		
南アフリカ	0.21		
ケイマン諸島	0.20		
チェコ共和国	0.18		
コートジボワール	0.18		
韓国	0.18		
ギリシャ	0.18		
バミューダ	0.16		
モンゴル国	0.11		
合計	94.47		

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

3年間の比較

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
純資産額、米ドル		247,094,766.20	358,853,560.22	344,857,628.51
クラスP-a-c-c受益証券	LU0464244333			
発行済受益証券		198,346.3850	255,607.2980	185,265.0370
受益証券1口当たりの純資産価格、米ドル		157.89	150.51	141.03
受益証券1口当たり発行および買戻価格、米ドル ¹		157.89	150.51	141.03

¹ 注記1を参照のこと。

運用成績

	通貨 米ドル	2025／2026	2024／2025	2023／2024
クラスP-a-c-c受益証券		4.9%	6.7%	3.4%
ベンチマーク ³				
JP Morgan Asia Credit Index (JACI)	米ドル	5.3%	6.6%	5.9%

過去の成績は、現在または将来の成績を示唆するものではない。
運用成績データの受益証券申込時および買戻時に課せられる手数料および費用については考慮されない。
運用成績データは監査されていない。

³ 当該サブ・ファンドは、アクティブ運用されている。当該インデックスは、当該サブ・ファンドの運用成績測定に対する評価基準である。

投資有価証券の構成

地域別分類	純資産割合%	業種別分類	純資産割合%
香港	16.39	金融および持株会社	29.21
シンガポール	12.37	銀行およびその他の金融機関	14.26
韓国	12.31	投資信託	9.07
ケイマン諸島	9.13	国債および中央政府債	7.15
日本	6.00	インターネット、ソフトウェアおよびITサービス	4.66
英領ヴァージン諸島	5.76	交通および運輸	4.34
フィリピン	4.51	保険	4.25
インド	4.05	化学	3.51
ルクセンブルグ	3.81	エネルギーおよび水道	2.73
イギリス	3.71	通信	2.29
アメリカ合衆国	3.63	石油	2.13
インドネシア	3.52	電気機器および部品	2.07
マレーシア	3.13	電子および半導体	1.79
タイ	2.79	各種サービス	1.59
オーストラリア	1.46	鉱業、石炭採掘および鉄鋼業	1.57
オランダ	1.40	不動産	1.37
スリランカ	1.10	宿泊、ケータリングおよび娯楽施設	1.03
中国	0.99	コンピューター・ハードウェアおよびネットワーク設備	1.02
パキスタン	0.81	建築業および資材	0.80
モンゴル国	0.37	公益、非営利団体	0.73
マカオ	0.28	各種貿易会社	0.44
ジャージー島	0.28	機械工学および産業機器	0.43
バミューダ	0.24	繊維、衣類および革製品	0.39
モーリシャス	0.10	市および地方自治体	0.30
合計	98.14	モーゲージおよび貸付機関	0.28
		小売業および百貨店	0.26
		非鉄金属	0.16
		各種消費財	0.16
		自動車	0.15
		合計	98.14

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

3年間の比較

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
純資産額、ユーロ		3,312,869,775.68	2,569,283,848.36	1,748,876,315.30
クラスP-a c c 受益証券	LU0086177085			
発行済受益証券		1,758,636.7630	1,241,030.6940	902,696.1960
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		259.63	251.91	233.55
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		259.63	251.91	233.55
クラスP-a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）	LU0994471687			
発行済受益証券		164,111.0730	188,884.0510	261,556.0740
受益証券1口当たりの純資産価格、米ドル		184.39	175.13	159.84
受益証券1口当たり発行および買戻価格、米ドル ²		184.39	175.13	159.84
クラスP-m d i s t 受益証券	LU0417441200			
発行済受益証券		1,362,424.2130	867,827.7260	715,637.0310
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		116.59	119.78	117.33
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		116.59	119.78	117.33
クラスP-m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）	LU0937166394			
発行済受益証券		1,910,415.0390	2,210,444.3530	1,834,380.7470
受益証券1口当たりの純資産価格、米ドル		83.53	85.61	83.83
受益証券1口当たり発行および買戻価格、米ドル ²		83.53	85.61	83.83

² 注記1を参照のこと。

運用成績

	通貨	2025／2026	2024／2025	2023／2024
クラスP-a c c 受益証券	ユーロ	3.1%	7.9%	11.0%
クラスP-a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）	米ドル	5.3%	9.6%	12.9%
クラスP-m d i s t 受益証券	ユーロ	3.1%	7.9%	11.0%
クラスP-m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）	米ドル	5.3%	9.6%	12.9%

ベンチマーク：³

ICE BofAML EUR High Yield 3% Constrained Index	ユーロ	2.7%	7.6%	10.9%
ICE BofAML EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged USD)	米ドル	5.0%	9.3%	13.0%

過去の成績は、現在または将来の成績を示唆するものではない。

運用成績データの受益証券申込時および買戻時に課せられる手数料および費用については考慮されない。

運用成績データは監査されていない。

³ 当該サブ・ファンドは、アクティブ運用されている。当該インデックスは、当該サブ・ファンドの運用成績測定に対する評価基準である。

投資有価証券の構成

地域別分類	純資産割合%	業種別分類	純資産割合%
フランス	13.31	金融および持株会社	36.29
ルクセンブルグ	12.91	銀行およびその他の金融機関	9.30
オランダ	10.39	不動産	7.81
イギリス	10.10	通信	3.99
ドイツ	8.92	自動車	3.90
イタリア	7.41	インターネット、ソフトウェアおよびI Tサービス	3.70
スペイン	5.00	ヘルスケアおよび社会福祉	3.44
スウェーデン	4.35	エネルギーおよび水道	2.73
アメリカ合衆国	3.25	化学	2.21
ジャージー島	2.98	バイオテクノロジー	1.90
日本	2.46	宿泊、ケータリングおよび娯楽施設	1.88
アイルランド	2.05	医薬品、化粧品および医療製品	1.67
オーストリア	1.80	各種サービス	1.58
チェコ共和国	1.21	国債および中央政府債	1.57
ポルトガル	1.08	包装業	1.42
ノルウェー	0.73	建築業および資材	1.39
パナマ	0.68	航空宇宙産業	1.21
エストニア	0.50	各種貿易会社	0.78
デンマーク	0.43	小売業および百貨店	0.75
カナダ	0.42	保険	0.75
ギリシャ	0.41	投資信託	0.75
多国籍	0.40	コンピューター・ハードウェアおよびネットワーク設備	0.74
イスラエル	0.40	石油	0.73
フィンランド	0.26	その他の非分類会社	0.63
ルーマニア	0.24	繊維、衣類および革製品	0.47
スロベニア	0.23	食品および清涼飲料	0.38
ベルギー	0.22	交通および運輸	0.27
ジブラルタル	0.19	電気機器および部品	0.19
バミューダ	0.10	合計	92.43
合計	92.43		

[次へ](#)

UBS (Lux) Bond Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.3.2026
Investments in securities, cost	4 378 217 631.73
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-101 995 662.46
Total investments in securities (Note 1)	4 276 221 969.27
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	211 208 367.18*
Other liquid assets (Margins)	6 502 633.50
Receivable on securities sales (Note 1)	43 061 108.66
Receivable on subscriptions	1 092 079.97
Interest receivable on securities	72 111 491.36
Interest receivable on liquid assets	287.93
Other assets	145 017.91
Other receivables	150 728.01
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	89 411.34
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	2 019 746.65
Unrealized gain on Swaps (Note 1)	1 660 065.03
TOTAL Assets	4 614 262 906.81
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-274 820.50
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-1 597 610.12
Unrealized loss on Swaps (Note 1)	-1 669 344.62
Bank overdraft	-8 663 723.74
Interest payable on bank overdraft	-1.12
Payable on securities purchases (Note 1)	-23 669 342.02
Payable on redemptions	-3 086 984.77
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 838 998.17
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-327 474.65
Total provisions	-3 166 472.82
TOTAL Liabilities	-42 128 299.71
Net assets at the end of the financial year	4 572 134 607.10

* As at 31 March 2026, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty Goldman Sachs for an amount of EUR 1 030 000.00 and JP Morgan for an amount of EUR 777 356.38.

Combined Statement of Operations

	EUR
Income	1.4.2025-31.3.2026
Interest on liquid assets	3 927 411.17
Interest on securities	205 930 686.38
Dividends	146 889.67
Interest received on swaps (Note 1)	14 472 269.64
Net income on securities lending (Note 14)	1 972 212.29
Other income	2 603 588.01
TOTAL income	229 053 057.16
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-14 708 082.24
Flat fee (Note 2)	-32 131 968.63
Taxe d'abonnement (Note 3)	-1 297 197.23
Other commissions and fees (Note 2)	-845 770.72
Interest on cash and bank overdraft	-458 639.28
TOTAL expenses	-49 441 658.10
Net income (loss) on investments	179 611 399.06
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	31 708 029.81
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	582 340.45
Realized gain (loss) on financial futures	-895 523.57
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-13 948 177.07
Realized gain (loss) on swaps	2 675 156.72
Realized gain (loss) on foreign exchange	-2 208 018.30
TOTAL realized gain (loss)	17 913 808.04
Net realized gain (loss) of the financial year	197 525 207.10
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-96 637 181.18
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-184 166.60
Unrealized appreciation (depreciation) on TBA Mortgage Backed Securities	4 879.48
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	54 297.21
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-1 061 420.32
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-2 568 782.26
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-100 392 373.67
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	97 132 833.43

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.4.2025-31.3.2026
Net assets at the beginning of the financial year	4 046 640 033.91*
Subscriptions	2 011 165 407.30
Redemptions	-1 529 781 976.79
Total net subscriptions (redemptions)	481 383 430.51
Dividend paid (Note 4)	-53 021 690.75
Net income (loss) on investments	179 611 399.06
Total realized gain (loss)	17 913 808.04
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-100 392 373.67
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	97 132 833.43
Net assets at the end of the financial year	4 572 134 607.10

* Calculated using 31 March 2026 exchange rates. Using 31 March 2025 exchange rates, the combined net assets at the beginning of the year was EUR 4 041 208 293.12.

Statement of Net Assets

	AUD
Assets	31.3.2026
Investments in securities, cost	215 877 627.43
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-8 131 919.63
Total investments in securities (Note 1)	207 745 707.80
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	3 350 772.20
Other liquid assets (Margins)	595 979.78
Receivable on subscriptions	2 127.31
Interest receivable on securities	2 027 928.00
TOTAL Assets	213 722 515.09
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-106 655.96
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 421 982.00
Payable on redemptions	-155 473.98
Provisions for flat fee (Note 2)	-100 873.40
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-18 912.68
Total provisions	-119 786.08
TOTAL Liabilities	-1 803 898.02
Net assets at the end of the financial year	211 918 617.07

Statement of Operations

	AUD
Income	1.4.2025-31.3.2026
Interest on liquid assets	111 841.92
Interest on securities	9 742 527.42
Other income	97 858.54
TOTAL income	9 952 227.88
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 373 827.32
Taxe d'abonnement (Note 3)	-85 379.33
Other commissions and fees (Note 2)	-61 337.74
Interest on cash and bank overdraft	-1 395.95
TOTAL expenses	-1 521 940.34
Net income (loss) on investments	8 430 287.54
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-1 379 605.95
Realized gain (loss) on financial futures	-264 052.82
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 651.38
TOTAL realized gain (loss)	-1 645 310.15
Net realized gain (loss) of the financial year	6 784 977.39
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	265 900.85
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-302 530.52
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-36 629.67
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	6 748 347.72

Statement of Changes in Net Assets

	AUD
	1.4.2025-31.3.2026
Net assets at the beginning of the financial year	392 055 185.95
Subscriptions	38 777 590.08
Redemptions	-222 927 210.14
Total net subscriptions (redemptions)	-184 149 620.06
Dividend paid (Note 4)	-2 735 296.54
Net income (loss) on investments	8 430 287.54
Total realized gain (loss)	-1 645 310.15
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-36 629.67
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	6 748 347.72
Net assets at the end of the financial year	211 918 617.07

Development of the outstanding units

	1.4.2025-31.3.2026
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 603 0000
Number of units issued	16 0000
Number of units redeemed	0 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 619.0000
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 815 348.0140
Number of units issued	259 178.5930
Number of units redeemed	-1 723 988.3450
Number of units outstanding at the end of the financial year	350 538.2620
Class	I-B-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 515.0080
Number of units issued	0 0000
Number of units redeemed	-580 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 935.0080
Class	N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	3 364.5020
Number of units issued	40.0460
Number of units redeemed	0 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 404.5480
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	163 194.1340
Number of units issued	11 346.2080
Number of units redeemed	-38 282.3110
Number of units outstanding at the end of the financial year	136 258.0310
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	395 898.1210
Number of units issued	8 477.7150
Number of units redeemed	-51 009.0720
Number of units outstanding at the end of the financial year	353 366.7640

Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	147 271 9060
Number of units issued	23 258 9250
Number of units redeemed	-39 082 1630
Number of units outstanding at the end of the financial year	131 448.6680
Class	Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	106 035 0390
Number of units issued	6 028 2580
Number of units redeemed	-12 926 8360
Number of units outstanding at the end of the financial year	99 136.4610

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – AUD	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
I-B-dist	2.6.2025	5.6.2025	AUD	303.5587
P-dist	2.6.2025	5.6.2025	AUD	2.8351
Q-dist	2.6.2025	5.6.2025	AUD	2.8545

¹ See note 4

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.3.2026
Investments in securities, cost	108 822 096.62
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-17 159 636.61
Total investments in securities (Note 1)	91 662 460.01
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	4 558 690.35
Other liquid assets (Margins)	1 339 242.34
Receivable on securities sales (Note 1)	454 690.21
Receivable on subscriptions	46 808.04
Interest receivable on securities	1 269 985.25
Other assets	30 775.42
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	81 237.14
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	5 480.87
Unrealized gain on Swaps (Note 1)	958 863.81
TOTAL Assets	100 408 233.44
Liabilities	
Bank overdraft	-3 040 659.70
Payable on securities purchases (Note 1)	-219 974.80
Payable on redemptions	-31 048.77
Provisions for flat fee (Note 2)	-72 626.06
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-11 961.32
Total provisions	-84 587.38
TOTAL Liabilities	-3 376 270.65
Net assets at the end of the financial year	97 031 962.79

Statement of Operations

	EUR
Income	1.4.2025-31.3.2026
Interest on liquid assets	126 016.66
Interest on securities	3 342 523.07
Dividends	1 704.57
Interest received on swaps (Note 1)	4 483 239.87
Net income on securities lending (Note 14)	29 353.96
Other income	4 503.73
TOTAL income	7 987 341.86
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-4 543 384.06
Flat fee (Note 2)	-875 937.00
Taxe d'abonnement (Note 3)	-49 185.68
Other commissions and fees (Note 2)	-29 799.91
Interest on cash and bank overdraft	-146 492.24
TOTAL expenses	-5 644 798.89
Net income (loss) on investments	2 342 542.97
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-1 019 547.24
Realized gain (loss) on financial futures	-4 244.70
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	2 411 640.05
Realized gain (loss) on swaps	67 743.92
Realized gain (loss) on foreign exchange	-737 954.73
TOTAL realized gain (loss)	717 637.30
Net realized gain (loss) of the financial year	3 060 180.27
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-1 077 789.45
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-31 025.77
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	493 442.67
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-666 874.15
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-43 531.08
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-1 325 777.78
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	1 734 402.49

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.4.2025-31.3.2026
Net assets at the beginning of the financial year	100 769 954.76
Subscriptions	7 803 464.95
Redemptions	-12 661 171.20
Total net subscriptions (redemptions)	-4 857 706.25
Dividend paid (Note 4)	-614 688.21
Net income (loss) on investments	2 342 542.97
Total realized gain (loss)	717 637.30
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-1 325 777.78
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	1 734 402.49
Net assets at the end of the financial year	97 031 962.79

Development of the outstanding units

	1.4.2025-31.3.2026
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	197 7610
Number of units issued	0 0000
Number of units redeemed	-27 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	170.7610
Class	P-2%-qdlist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 036 8620
Number of units issued	232 7170
Number of units redeemed	0 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 269.5790
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	175 752 6020
Number of units issued	3 046 6100
Number of units redeemed	-17 933 7510
Number of units outstanding at the end of the financial year	160 865.4610
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	253 766 1090
Number of units issued	11 461 5380
Number of units redeemed	-41 920 4750
Number of units outstanding at the end of the financial year	223 307.1720
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	20 959 8500
Number of units issued	33 212 2230
Number of units redeemed	-3 762 9960
Number of units outstanding at the end of the financial year	50 409.0770
Class	Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 022 4720
Number of units issued	123 7440
Number of units redeemed	-54 1300
Number of units outstanding at the end of the financial year	4 092.0860

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	2.4718
Q-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	2.2145

Quarterly Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-2%-qdist	10.4.2025	15.4.2025	EUR	0.4172
P-2%-qdist	10.7.2025	15.7.2025	EUR	0.4264
P-2%-qdist	10.10.2025	15.10.2025	EUR	0.4269
P-2%-qdist	12.1.2026	15.1.2026	EUR	0.4250

¹ See note 4

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.3.2026
Investments in securities, cost	243 366 636.48
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-865 441.81
Total investments in securities (Note 1)	242 501 194.67
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	3 857 315.75
Other liquid assets (Margins)	661 536.65
Receivable on securities sales (Note 1)	315 572.25
Receivable on subscriptions	41 217.76
Interest receivable on securities	2 712 134.96
Other assets	80 243.37
TOTAL Assets	250 169 215.41
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-242 078.03
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-913 766.81
Interest payable on bank overdraft	-1.18
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 597 725.36
Payable on redemptions	-138 642.03
Provisions for flat fee (Note 2)	-163 168.28
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-19 067.52
Total provisions	+182 235.80
TOTAL Liabilities	-3 074 449.21
Net assets at the end of the financial year	247 094 766.20

Statement of Operations

	USD
Income	1.4.2025-31.3.2026
Interest on liquid assets	209 668.96
Interest on securities	11 257 032.88
Net income on securities lending (Note 14)	238 450.95
Other income	539 235.21
TOTAL income	12 244 388.00
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-2 124 985.79
Taxe d'abonnement (Note 3)	-83 398.05
Other commissions and fees (Note 2)	-85 654.64
Interest on cash and bank overdraft	-71.58
TOTAL expenses	-2 294 110.06
Net income (loss) on investments	9 950 277.94
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	1 075 337.19
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	628 059.82
Realized gain (loss) on financial futures	-663 317.89
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	7 484 620.85
Realized gain (loss) on foreign exchange	-865 638.30
TOTAL realized gain (loss)	7 659 061.67
Net realized gain (loss) of the financial year	17 609 339.61
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	4 668 395.12
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-251 562.01
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-377 421.85
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-201 895.34
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	3 837 515.92
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	21 446 855.53

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.4.2025-31.3.2026
Net assets at the beginning of the financial year	358 853 560.22
Subscriptions	52 119 706.84
Redemptions	-179 842 584.08
Total net subscriptions (redemptions)	-127 722 877.24
Dividend paid (Note 4)	-5 482 772.31
Net income (loss) on investments	9 950 277.94
Total realized gain (loss)	7 659 061.67
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	3 837 515.92
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	21 446 855.53
Net assets at the end of the financial year	247 094 766.20

Development of the outstanding units

	1.4.2025-31.3.2026
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	188 410 9990
Number of units issued	29 179 6390
Number of units redeemed	-38 955 2810
Number of units outstanding at the end of the financial year	178 635.3570
Class	(EUR hedged) F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	15 918 0390
Number of units issued	2 100 0000
Number of units redeemed	-2 579 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	15 439.0390
Class	(SGD hedged) F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	26 165 0000
Number of units issued	33 835 0000
Number of units redeemed	-11 820 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	48 180.0000
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	97 636 5790
Number of units issued	31 900 0000
Number of units redeemed	-64 121 9220
Number of units outstanding at the end of the financial year	65 414.6570
Class	(CHF hedged) I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	47 209 4440
Number of units issued	547 0000
Number of units redeemed	-8 081 7180
Number of units outstanding at the end of the financial year	39 674.7260
Class	(GBP hedged) I-A2-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	12 942 7590
Number of units issued	568 0840
Number of units redeemed	-12 764 2130
Number of units outstanding at the end of the financial year	746.6300
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	22 030 0000
Number of units issued	5 005 0000
Number of units redeemed	-590 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	26 445.0000
Class	(EUR hedged) I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	56 828 9250
Number of units issued	4 524 7470
Number of units redeemed	-12 720 0260
Number of units outstanding at the end of the financial year	48 633.6460
Class	I-A3-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	73 352 2320
Number of units issued	13 355 7530
Number of units redeemed	-56 661 5640
Number of units outstanding at the end of the financial year	30 046.4210
Class	(EUR hedged) I-A3-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	11 105 8490
Number of units issued	336 8830
Number of units redeemed	-10 517 7330
Number of units outstanding at the end of the financial year	924.9990

Class	(GBP hedged) I-A3-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	679 848.3510
Number of units issued	87 931.6540
Number of units redeemed	-681 314.5050
Number of units outstanding at the end of the financial year	86 465.5000
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	342 891.7030
Number of units issued	6 307.0000
Number of units redeemed	+102 783.8200
Number of units outstanding at the end of the financial year	246 414.8830
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	15 309.7170
Number of units issued	1 016.0000
Number of units redeemed	-1 626.9340
Number of units outstanding at the end of the financial year	14 698.7830
Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2.3790
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-0.4900
Number of units outstanding at the end of the financial year	1.8890
Class	(EUR hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.3330
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-0.1860
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.1470
Class	K-1-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2.0580
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-0.8640
Number of units outstanding at the end of the financial year	1.1940
Class	K-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	22 233.9280
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-22 233.9280
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(EUR hedged) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	9 371.6940
Number of units issued	181.9850
Number of units redeemed	-3 491.4740
Number of units outstanding at the end of the financial year	6 062.2050
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	255 607.2980
Number of units issued	8 942.5950
Number of units redeemed	-66 203.5080
Number of units outstanding at the end of the financial year	198 346.3850
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	158 945.8190
Number of units issued	30 560.6730
Number of units redeemed	-48 501.7620
Number of units outstanding at the end of the financial year	141 004.7300

Class	(SGD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 808.4600
Number of units issued	7 519.5590
Number of units redeemed	-139.5540
Number of units outstanding at the end of the financial year	10 188.4650
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	180 763.8790
Number of units issued	27.2730
Number of units redeemed	-39 057.7010
Number of units outstanding at the end of the financial year	141 733.4510
Class	(EUR hedged) P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	86 609.8750
Number of units issued	1 602.1860
Number of units redeemed	-6 776.4960
Number of units outstanding at the end of the financial year	81 435.5650
Class	P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	94 885.0550
Number of units issued	3 721.6860
Number of units redeemed	-33 551.8000
Number of units outstanding at the end of the financial year	65 054.9410
Class	(SGD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	45 696.2270
Number of units issued	998.9340
Number of units redeemed	-9 127.3760
Number of units outstanding at the end of the financial year	37 567.7850
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	174 280.4400
Number of units issued	31 863.9510
Number of units redeemed	-30 334.6600
Number of units outstanding at the end of the financial year	175 809.7310
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	23 845.9410
Number of units issued	360.0520
Number of units redeemed	-11 979.4630
Number of units outstanding at the end of the financial year	12 226.5300
Class	(EUR hedged) Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	15 107.3520
Number of units issued	127 909.0000
Number of units redeemed	-6 950.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	136 066.3520
Class	(GBP hedged) Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 315.6770
Number of units issued	5 9080
Number of units redeemed	-1 069.3160
Number of units outstanding at the end of the financial year	252.2690

Class	Q-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	32 476 1090
Number of units issued	7 137 7300
Number of units redeemed	-9 590 6580
Number of units outstanding at the end of the financial year	30 023.1810
Class	U-X-UKdist-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	611.0000
Number of units issued	171.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	782.0000

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
(GBP hedged) I-A2-dist	2.6.2025	5.6.2025	GBP	3.0891
I-A3-dist	2.6.2025	5.6.2025	USD	4.1004
(EUR hedged) I-A3-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	4.1187
(GBP hedged) I-A3-dist	2.6.2025	5.6.2025	GBP	4.2125
K-1-dist	2.6.2025	5.6.2025	USD	89 288.1323
P-dist	2.6.2025	5.6.2025	USD	1.4967
(EUR hedged) P-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	2.5570
(EUR hedged) Q-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	2.6477
(GBP hedged) Q-dist	2.6.2025	5.6.2025	GBP	2.8883

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-mdist	15.4.2025	18.4.2025	USD	0.3191
P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	USD	0.3167
P-mdist	16.6.2025	20.6.2025	USD	0.3159
P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	USD	0.3180
P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	USD	0.3191
P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	USD	0.3220
P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	USD	0.3244
P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	USD	0.3256
P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	USD	0.3242
P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	USD	0.3233
P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	USD	0.3252
P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	USD	0.3274
(SGD hedged) P-mdist	15.4.2025	21.4.2025	SGD	0.2156
(SGD hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	SGD	0.2138
(SGD hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	SGD	0.2131
(SGD hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	SGD	0.2144
(SGD hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	SGD	0.2150
(SGD hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	SGD	0.2168
(SGD hedged) P-mdist	15.10.2025	21.10.2025	SGD	0.2181
(SGD hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	SGD	0.2187
(SGD hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	SGD	0.2175
(SGD hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	SGD	0.2166
(SGD hedged) P-mdist	13.2.2026	19.2.2026	SGD	0.2177
(SGD hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	SGD	0.2190

¹ See note 4

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD) Annual report and audited financial statements as of 31 March 2026

26

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
Q-mdist	15.4.2025	18.4.2025	USD	0.3534
Q-mdist	15.5.2025	20.5.2025	USD	0.3508
Q-mdist	16.6.2025	20.6.2025	USD	0.3501
Q-mdist	15.7.2025	18.7.2025	USD	0.3525
Q-mdist	18.8.2025	21.8.2025	USD	0.3540
Q-mdist	15.9.2025	18.9.2025	USD	0.3574
Q-mdist	15.10.2025	20.10.2025	USD	0.3602
Q-mdist	17.11.2025	20.11.2025	USD	0.3617
Q-mdist	15.12.2025	18.12.2025	USD	0.3603
Q-mdist	15.1.2026	20.1.2026	USD	0.3594
Q-mdist	13.2.2026	18.2.2026	USD	0.3616
Q-mdist	16.3.2026	19.3.2026	USD	0.3643
U-X-UKdist-mdist	15.4.2025	18.4.2025	USD	47.4017
U-X-UKdist-mdist	15.5.2025	20.5.2025	USD	43.6818
U-X-UKdist-mdist	16.6.2025	20.6.2025	USD	35.3257
U-X-UKdist-mdist	15.7.2025	18.7.2025	USD	39.5468
U-X-UKdist-mdist	18.8.2025	21.8.2025	USD	42.1709
U-X-UKdist-mdist	15.9.2025	18.9.2025	USD	40.2759
U-X-UKdist-mdist	15.10.2025	20.10.2025	USD	28.4754
U-X-UKdist-mdist	17.11.2025	20.11.2025	USD	36.8963
U-X-UKdist-mdist	15.12.2025	18.12.2025	USD	36.1172
U-X-UKdist-mdist	15.1.2026	20.1.2026	USD	40.9305
U-X-UKdist-mdist	13.2.2026	18.2.2026	USD	39.7940
U-X-UKdist-mdist	16.3.2026	19.3.2026	USD	35.5983

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.3.2026
Investments in securities, cost	3 086 437 656.59
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-24 394 164.69
Total investments in securities (Note 1)	3 062 043 491.90
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	171 897 949.59*
Receivable on securities sales (Note 1)	36 014 895.52
Receivable on subscriptions	980 989.68
Interest receivable on securities	61 349 969.12
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	1 907 209.01
TOTAL Assets	3 334 194 504.82
Liabilities	
Unrealized loss on Swaps (Note 1)	-1 047 845.62
Bank overdraft	-3.27
Interest payable on bank overdraft	-0.10
Payable on securities purchases (Note 1)	-15 209 178.73
Payable on redemptions	-2 704 353.92
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 139 381.71
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-223 965.79
Total provisions	-2 363 347.50
TOTAL Liabilities	-21 324 729.14
Net assets at the end of the financial year	3 312 869 775.68

* As at 31 March 2026, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty Goldman Sachs for an amount of EUR 1 030 000.00 and JP Morgan for an amount of EUR 740 000.00.

Statement of Operations

	EUR
Income	1.4.2025-31.3.2026
Interest on liquid assets	3 035 029.23
Interest on securities	170 587 637.98
Dividends	142 054.09
Interest received on swaps (Note 1)	803 125.01
Net income on securities lending (Note 14)	1 648 944.30
Other income	1 627 379.75
TOTAL income	177 844 170.36
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-627 777.78
Flat fee (Note 2)	-23 410 693.14
Taxe d'abonnement (Note 3)	-862 980.65
Other commissions and fees (Note 2)	-508 031.48
Interest on cash and bank overdraft	-17 605.00
TOTAL expenses	-25 427 088.05
Net income (loss) on investments	152 417 082.31
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	24 081 774.40
Realized gain (loss) on financial futures	-80 041.46
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-28 898 738.27
Realized gain (loss) on swaps	2 289 251.42
Realized gain (loss) on foreign exchange	2 157 470.96
TOTAL realized gain (loss)	-450 282.95
Net realized gain (loss) of the financial year	151 966 799.36
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-96 157 044.56
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	27 583.44
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	936 362.73
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-1 972 748.76
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-97 165 847.15
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	54 800 952.21

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.4.2025-31.3.2026
Net assets at the beginning of the financial year	2 569 283 848.36
Subscriptions	1 802 951 765.38
Redemptions	-1 070 948 638.49
Total net subscriptions (redemptions)	732 003 126.89
Dividend paid (Note 4)	-43 218 151.78
Net income (loss) on investments	152 417 082.31
Total realized gain (loss)	-450 282.95
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-97 165 847.15
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	54 800 952.21
Net assets at the end of the financial year	3 312 869 775.68

Development of the outstanding units

	1.4.2025-31.3.2026
Class	(USD hedged) F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	226 654 5400
Number of units issued	5 778 0000
Number of units redeemed	-56 659 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	175 773.5400
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 137 214.5500
Number of units issued	1 312 119.2250
Number of units redeemed	-1 526 134.4070
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 923 199.3680
Class	(USD hedged) I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	106 606.6580
Number of units issued	13 539.0410
Number of units redeemed	-74 751.1320
Number of units outstanding at the end of the financial year	45 394.5670
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	189 842.0000
Number of units issued	304 966.0000
Number of units redeemed	-60 143.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	434 665.0000
Class	I-A2-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	211 370.0000
Number of units issued	96 200.0000
Number of units redeemed	-96 200.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	211 370.0000
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 878 681.8740
Number of units issued	5 831 991.3850
Number of units redeemed	-2 308 855.6750
Number of units outstanding at the end of the financial year	8 401 817.5840
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	144 347.2670
Number of units issued	153 394.8810
Number of units redeemed	-8 013.6380
Number of units outstanding at the end of the financial year	289 728.5100

Class	(USD hedged) I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	493 973.7960
Number of units issued	424 970.5860
Number of units redeemed	-224 371.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	694 573.3820
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	412 309.0010
Number of units issued	270 064.0010
Number of units redeemed	-218 094.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	464 279.0020
Class	(CHF hedged) I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	107 055.9030
Number of units issued	14 057.1280
Number of units redeemed	-6 634.4320
Number of units outstanding at the end of the financial year	114 478.5990
Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.6000
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.6000
Class	K-B-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	148 275.5260
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	148 275.5260
Class	N-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	45 792.0890
Number of units issued	22 885.3110
Number of units redeemed	-7 286.4800
Number of units outstanding at the end of the financial year	61 390.9200
Class	P-6%-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	354 656.3920
Number of units issued	239 046.6630
Number of units redeemed	-85 094.7630
Number of units outstanding at the end of the financial year	508 608.2920
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 241 030.6940
Number of units issued	816 127.0580
Number of units redeemed	-298 520.9890
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 758 636.7630
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	74 258.1070
Number of units issued	22 025.5010
Number of units redeemed	-19 297.0120
Number of units outstanding at the end of the financial year	76 986.5960
Class	(USD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	188 884.0510
Number of units issued	28 279.1390
Number of units redeemed	-53 052.1170
Number of units outstanding at the end of the financial year	164 111.0730

Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 530 692.7750
Number of units issued	707 209.6690
Number of units redeemed	-229 631.8400
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 008 270.6040
Class	P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	867 827.7260
Number of units issued	620 096.7640
Number of units redeemed	-125 500.2770
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 362 424.2130
Class	(AUD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	638 719.6730
Number of units issued	96 170.4410
Number of units redeemed	-200 304.7200
Number of units outstanding at the end of the financial year	534 585.3940
Class	(CAD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	254 987.1400
Number of units issued	30 485.3090
Number of units redeemed	-12 775.8840
Number of units outstanding at the end of the financial year	272 696.5650
Class	(GBP hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	213 301.8460
Number of units issued	39 957.8990
Number of units redeemed	-69 074.3580
Number of units outstanding at the end of the financial year	184 185.3870
Class	(HKD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	447 781.3210
Number of units issued	115 546.9330
Number of units redeemed	-298 694.1240
Number of units outstanding at the end of the financial year	264 634.1300
Class	(JPY hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 483 027.3580
Number of units issued	494 371.4880
Number of units redeemed	-973 333.7850
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 004 065.0610
Class	(RMB hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	53 433.3740
Number of units issued	3 740.0080
Number of units redeemed	-17 187.3000
Number of units outstanding at the end of the financial year	39 986.0820
Class	(SGD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	629 787.7540
Number of units issued	182 186.5820
Number of units redeemed	-327 909.8930
Number of units outstanding at the end of the financial year	484 064.4430
Class	(USD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 210 444.3530
Number of units issued	237 528.0550
Number of units redeemed	-537 557.3690
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 910 415.0390

Class	Q-6%-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	9 067 9860
Number of units issued	3 149 1730
Number of units redeemed	-1 976 2160
Number of units outstanding at the end of the financial year	10 240.9430
Class	(USD hedged) Q-6%-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 981 9520
Number of units issued	9 865 0000
Number of units redeemed	-823 0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	11 023.9520
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	784 117.8760
Number of units issued	627 361.3960
Number of units redeemed	-317 171.5050
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 094 307.7670
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	37 864.7780
Number of units issued	7 513.0000
Number of units redeemed	-5 856.3180
Number of units outstanding at the end of the financial year	39 521.4600
Class	(USD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	91 001.4810
Number of units issued	36 621.8520
Number of units redeemed	-61 656.3770
Number of units outstanding at the end of the financial year	65 966.9560
Class	Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	131 697.6980
Number of units issued	21 194.4500
Number of units redeemed	-28 203.7050
Number of units outstanding at the end of the financial year	124 688.4430
Class	Q-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	45 032.5090
Number of units issued	48 863.6270
Number of units redeemed	-3 397.9850
Number of units outstanding at the end of the financial year	90 498.1510
Class	(GBP hedged) Q-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 363.7840
Number of units issued	3 0000
Number of units redeemed	-294.8920
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 071.8920
Class	(USD hedged) Q-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	100 282.4160
Number of units issued	0 0000
Number of units redeemed	-28 118.4860
Number of units outstanding at the end of the financial year	72 163.9300
Class	QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	780 9420
Number of units issued	27 371.6890
Number of units redeemed	-3 098.7160
Number of units outstanding at the end of the financial year	25 053.9150

Class	(CHF hedged) QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	976.5150
Number of units issued	2.924.8020
Number of units redeemed	-46.2120
Number of units outstanding at the end of the financial year	3.855.1050
Class	(USD hedged) QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	100.0000
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-100.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	QL-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2.750.3340
Number of units issued	4.061.9870
Number of units redeemed	-462.3630
Number of units outstanding at the end of the financial year	6.349.9580
Class	(USD hedged) QL-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4.160.2880
Number of units issued	10.129.6810
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	14.289.9690
Class	(USD hedged) U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2.097.0000
Number of units issued	1.586.0000
Number of units redeemed	-1.922.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1.761.0000
Class	U-X-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	1.555.0000
Number of units redeemed	-234.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1.321.0000
Class	U-X-UKdist-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1.619.0000
Number of units issued	250.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1.869.0000

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
N-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	4.4455
P-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	2.2203
Q-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	5.4171
QL-dist	2.6.2025	5.6.2025	EUR	4.0337

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
I-A2-mdist	15.4.2025	22.4.2025	EUR	0.4937
I-A2-mdist	15.5.2025	20.5.2025	EUR	0.4917
I-A2-mdist	16.6.2025	19.6.2025	EUR	0.4967

¹ See note 4

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
I-A2-mdist	15.7.2025	18.7.2025	EUR	0.4973
I-A2-mdist	18.8.2025	21.8.2025	EUR	0.5284
I-A2-mdist	15.9.2025	18.9.2025	EUR	0.5278
I-A2-mdist	15.10.2025	20.10.2025	EUR	0.5285
I-A2-mdist	17.11.2025	20.11.2025	EUR	0.5288
I-A2-mdist	15.12.2025	18.12.2025	EUR	0.5264
I-A2-mdist	15.1.2026	20.1.2026	EUR	0.5262
I-A2-mdist	13.2.2026	18.2.2026	EUR	0.5282
I-A2-mdist	16.3.2026	19.3.2026	EUR	0.5270
K-B-mdist	15.4.2025	22.4.2025	EUR	0.4663
K-B-mdist	15.5.2025	20.5.2025	EUR	0.4646
K-B-mdist	16.6.2025	19.6.2025	EUR	0.4695
K-B-mdist	15.7.2025	18.7.2025	EUR	0.4702
K-B-mdist	18.8.2025	21.8.2025	EUR	0.4998
K-B-mdist	15.9.2025	18.9.2025	EUR	0.4994
K-B-mdist	15.10.2025	20.10.2025	EUR	0.5003
K-B-mdist	17.11.2025	20.11.2025	EUR	0.5008
K-B-mdist	15.12.2025	18.12.2025	EUR	0.4987
K-B-mdist	15.1.2026	20.1.2026	EUR	0.4987
K-B-mdist	13.2.2026	18.2.2026	EUR	0.5009
K-B-mdist	16.3.2026	19.3.2026	EUR	0.4999
P-6%-mdist	10.4.2025	15.4.2025	EUR	0.3677
P-6%-mdist	12.5.2025	15.5.2025	EUR	0.3658
P-6%-mdist	10.6.2025	13.6.2025	EUR	0.3691
P-6%-mdist	10.7.2025	15.7.2025	EUR	0.3692
P-6%-mdist	11.8.2025	14.8.2025	EUR	0.3716
P-6%-mdist	10.9.2025	15.9.2025	EUR	0.3691
P-6%-mdist	10.10.2025	15.10.2025	EUR	0.3712
P-6%-mdist	10.11.2025	13.11.2025	EUR	0.3710
P-6%-mdist	10.12.2025	15.12.2025	EUR	0.3691
P-6%-mdist	12.1.2026	15.1.2026	EUR	0.3686
P-6%-mdist	10.2.2026	13.2.2026	EUR	0.3698
P-6%-mdist	10.3.2026	13.3.2026	EUR	0.3687
P-mdist	15.4.2025	22.4.2025	EUR	0.5490
P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	EUR	0.5464
P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	EUR	0.5516
P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	EUR	0.5520
P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	EUR	0.5861
P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	EUR	0.5851
P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	EUR	0.5856
P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	EUR	0.5855
P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	EUR	0.5825
P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	EUR	0.5818
P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	EUR	0.5838
P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	EUR	0.5822
(AUD hedged) P-mdist	15.4.2025	22.4.2025	AUD	0.4623
(AUD hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	AUD	0.4601
(AUD hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	AUD	0.4647
(AUD hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	AUD	0.4653
(AUD hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	AUD	0.5287
(AUD hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	AUD	0.5279
(AUD hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	AUD	0.5283

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
(AUD hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	AUD	0.5280
(AUD hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	AUD	0.5253
(AUD hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	AUD	0.5247
(AUD hedged) P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	AUD	0.5261
(AUD hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	AUD	0.5241
(CAD hedged) P-mdist	15.4.2025	21.4.2025	CAD	0.4118
(CAD hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	CAD	0.4097
(CAD hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	CAD	0.4136
(CAD hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	CAD	0.4141
(CAD hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	CAD	0.4419
(CAD hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	CAD	0.4412
(CAD hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	CAD	0.4418
(CAD hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	CAD	0.4416
(CAD hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	CAD	0.4394
(CAD hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	CAD	0.4388
(CAD hedged) P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	CAD	0.4401
(CAD hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	CAD	0.4387
(GBP hedged) P-mdist	15.4.2025	22.4.2025	GBP	0.4825
(GBP hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	GBP	0.4803
(GBP hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	GBP	0.4850
(GBP hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	GBP	0.4856
(GBP hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	GBP	0.5485
(GBP hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	GBP	0.5474
(GBP hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	GBP	0.5479
(GBP hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	GBP	0.5477
(GBP hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	GBP	0.5449
(GBP hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	GBP	0.5442
(GBP hedged) P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	GBP	0.5459
(GBP hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	GBP	0.5440
(HKD hedged) P-mdist	15.4.2025	22.4.2025	HKD	4.4501
(HKD hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	HKD	4.4287
(HKD hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	HKD	4.4695
(HKD hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	HKD	4.4668
(HKD hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	HKD	4.2423
(HKD hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	HKD	4.2318
(HKD hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	HKD	4.2402
(HKD hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	HKD	4.2418
(HKD hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	HKD	4.2251
(HKD hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	HKD	4.2242
(HKD hedged) P-mdist	13.2.2026	20.2.2026	HKD	4.2409
(HKD hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	HKD	4.2283
(JPY hedged) P-mdist	15.4.2025	18.4.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	JPY	28

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
(JPY hedged) P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	JPY	28
(JPY hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	JPY	28
(RMB hedged) P-mdist	15.4.2025	22.4.2025	CNH	4.4651
(RMB hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	CNH	4.4426
(RMB hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	CNH	4.4795
(RMB hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	CNH	4.4822
(RMB hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	CNH	4.9120
(RMB hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	CNH	4.9027
(RMB hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	CNH	4.9012
(RMB hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	CNH	4.8963
(RMB hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	CNH	4.8697
(RMB hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	CNH	4.8605
(RMB hedged) P-mdist	13.2.2026	24.2.2026	CNH	4.8752
(RMB hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	CNH	4.8579
(SGD hedged) P-mdist	15.4.2025	21.4.2025	SGD	0.3920
(SGD hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	SGD	0.3902
(SGD hedged) P-mdist	16.6.2025	19.6.2025	SGD	0.3938
(SGD hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	SGD	0.3943
(SGD hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	SGD	0.4203
(SGD hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	SGD	0.4196
(SGD hedged) P-mdist	15.10.2025	21.10.2025	SGD	0.4197
(SGD hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	SGD	0.4193
(SGD hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	SGD	0.4170
(SGD hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	SGD	0.4162
(SGD hedged) P-mdist	13.2.2026	19.2.2026	SGD	0.4173
(SGD hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	SGD	0.4158
(USD hedged) P-mdist	15.4.2025	18.4.2025	USD	0.4994
(USD hedged) P-mdist	15.5.2025	20.5.2025	USD	0.4973
(USD hedged) P-mdist	16.6.2025	20.6.2025	USD	0.5024
(USD hedged) P-mdist	15.7.2025	18.7.2025	USD	0.5032
(USD hedged) P-mdist	18.8.2025	21.8.2025	USD	0.5722
(USD hedged) P-mdist	15.9.2025	18.9.2025	USD	0.5714
(USD hedged) P-mdist	15.10.2025	20.10.2025	USD	0.5720
(USD hedged) P-mdist	17.11.2025	20.11.2025	USD	0.5718
(USD hedged) P-mdist	15.12.2025	18.12.2025	USD	0.5689
(USD hedged) P-mdist	15.1.2026	20.1.2026	USD	0.5684
(USD hedged) P-mdist	13.2.2026	18.2.2026	USD	0.5703
(USD hedged) P-mdist	16.3.2026	19.3.2026	USD	0.5682
Q-6%-mdist	10.4.2025	15.4.2025	EUR	0.4233
Q-6%-mdist	12.5.2025	15.5.2025	EUR	0.4213
Q-6%-mdist	10.6.2025	13.6.2025	EUR	0.4253
Q-6%-mdist	10.7.2025	15.7.2025	EUR	0.4256
Q-6%-mdist	11.8.2025	14.8.2025	EUR	0.4286
Q-6%-mdist	10.9.2025	15.9.2025	EUR	0.4259
Q-6%-mdist	10.10.2025	15.10.2025	EUR	0.4284
Q-6%-mdist	10.11.2025	13.11.2025	EUR	0.4284
Q-6%-mdist	10.12.2025	15.12.2025	EUR	0.4264
Q-6%-mdist	12.1.2026	15.1.2026	EUR	0.4261
Q-6%-mdist	10.2.2026	13.2.2026	EUR	0.4276
Q-6%-mdist	10.3.2026	13.3.2026	EUR	0.4265
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.4.2025	15.4.2025	USD	0.4950

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
(USD hedged) Q-6%-mdist	12.5.2025	15.5.2025	USD	0.4936
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.6.2025	13.6.2025	USD	0.4993
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.7.2025	15.7.2025	USD	0.5008
(USD hedged) Q-6%-mdist	11.8.2025	14.8.2025	USD	0.5052
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.9.2025	15.9.2025	USD	0.5030
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.10.2025	15.10.2025	USD	0.5070
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.11.2025	13.11.2025	USD	0.5079
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.12.2025	15.12.2025	USD	0.5064
(USD hedged) Q-6%-mdist	12.1.2026	15.1.2026	USD	0.5070
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.2.2026	13.2.2026	USD	0.5097
(USD hedged) Q-6%-mdist	10.3.2026	13.3.2026	USD	0.5089
Q-mdist	15.4.2025	22.4.2025	EUR	0.4245
Q-mdist	15.5.2025	20.5.2025	EUR	0.4227
Q-mdist	16.6.2025	19.6.2025	EUR	0.4269
Q-mdist	15.7.2025	18.7.2025	EUR	0.4274
Q-mdist	18.8.2025	21.8.2025	EUR	0.4540
Q-mdist	15.9.2025	18.9.2025	EUR	0.4534
Q-mdist	15.10.2025	20.10.2025	EUR	0.4540
Q-mdist	17.11.2025	20.11.2025	EUR	0.4541
Q-mdist	15.12.2025	18.12.2025	EUR	0.4520
Q-mdist	15.1.2026	20.1.2026	EUR	0.4517
Q-mdist	13.2.2026	18.2.2026	EUR	0.4535
Q-mdist	16.3.2026	19.3.2026	EUR	0.4524
(GBP hedged) Q-mdist	15.4.2025	22.4.2025	GBP	0.5424
(GBP hedged) Q-mdist	15.5.2025	20.5.2025	GBP	0.5401
(GBP hedged) Q-mdist	16.6.2025	19.6.2025	GBP	0.5457
(GBP hedged) Q-mdist	15.7.2025	18.7.2025	GBP	0.5467
(GBP hedged) Q-mdist	18.8.2025	21.8.2025	GBP	0.6177
(GBP hedged) Q-mdist	15.9.2025	18.9.2025	GBP	0.6168
(GBP hedged) Q-mdist	15.10.2025	20.10.2025	GBP	0.6176
(GBP hedged) Q-mdist	17.11.2025	20.11.2025	GBP	0.6177
(GBP hedged) Q-mdist	15.12.2025	18.12.2025	GBP	0.6148
(GBP hedged) Q-mdist	15.1.2026	20.1.2026	GBP	0.6144
(GBP hedged) Q-mdist	13.2.2026	18.2.2026	GBP	0.6164
(GBP hedged) Q-mdist	16.3.2026	19.3.2026	GBP	0.6147
(USD hedged) Q-mdist	15.4.2025	18.4.2025	USD	0.5580
(USD hedged) Q-mdist	15.5.2025	20.5.2025	USD	0.5560
(USD hedged) Q-mdist	16.6.2025	20.6.2025	USD	0.5618
(USD hedged) Q-mdist	15.7.2025	18.7.2025	USD	0.5630
(USD hedged) Q-mdist	18.8.2025	21.8.2025	USD	0.6406
(USD hedged) Q-mdist	15.9.2025	18.9.2025	USD	0.6398
(USD hedged) Q-mdist	15.10.2025	20.10.2025	USD	0.6408
(USD hedged) Q-mdist	17.11.2025	20.11.2025	USD	0.6409
(USD hedged) Q-mdist	15.12.2025	18.12.2025	USD	0.6379
(USD hedged) Q-mdist	15.1.2026	20.1.2026	USD	0.6377
(USD hedged) Q-mdist	13.2.2026	18.2.2026	USD	0.6402
(USD hedged) Q-mdist	16.3.2026	19.3.2026	USD	0.6381
(USD hedged) QL-mdist	15.4.2025	18.4.2025	USD	0.5984
(USD hedged) QL-mdist	15.5.2025	20.5.2025	USD	0.5963
(USD hedged) QL-mdist	16.6.2025	20.6.2025	USD	0.6028
(USD hedged) QL-mdist	15.7.2025	18.7.2025	USD	0.6041

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
(USD hedged) QL-mdist	18.8.2025	21.8.2025	USD	0.6874
(USD hedged) QL-mdist	15.9.2025	18.9.2025	USD	0.6868
(USD hedged) QL-mdist	15.10.2025	20.10.2025	USD	0.6879
(USD hedged) QL-mdist	17.11.2025	20.11.2025	USD	0.6881
(USD hedged) QL-mdist	15.12.2025	18.12.2025	USD	0.6850
(USD hedged) QL-mdist	15.1.2026	20.1.2026	USD	0.6849
(USD hedged) QL-mdist	13.2.2026	18.2.2026	USD	0.6876
(USD hedged) QL-mdist	16.3.2026	19.3.2026	USD	0.6855
U-X-UKdist-mdist	15.4.2025	22.4.2025	EUR	54.9475
U-X-UKdist-mdist	15.5.2025	20.5.2025	EUR	43.0105
U-X-UKdist-mdist	16.6.2025	19.6.2025	EUR	46.6757
U-X-UKdist-mdist	15.7.2025	18.7.2025	EUR	47.7780
U-X-UKdist-mdist	18.8.2025	21.8.2025	EUR	50.5711
U-X-UKdist-mdist	15.9.2025	18.9.2025	EUR	45.4669
U-X-UKdist-mdist	15.10.2025	20.10.2025	EUR	51.7276
U-X-UKdist-mdist	17.11.2025	20.11.2025	EUR	53.5145
U-X-UKdist-mdist	15.12.2025	18.12.2025	EUR	37.7916
U-X-UKdist-mdist	15.1.2026	20.1.2026	EUR	58.5156
U-X-UKdist-mdist	13.2.2026	18.2.2026	EUR	47.1408
U-X-UKdist-mdist	16.3.2026	19.3.2026	EUR	42.2173

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds under the going concern basis of accounting in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per unit of each subfund or unit class are expressed in the currency of account of the respective subfund or unit class, and are calculated each business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units issued in this unit class of the subfund. However, the net asset value of a unit may also be calculated on days where no units are issued or redeemed, as described in the following section. In this case, the net asset value may be published, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December, individual, non-statutory days of rest in Luxembourg and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued. "Non-statutory days of rest" are days on which banks and financial institutions are closed.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of issued units in each unit class in relation to the total number of subfund units issued, taking into account the fees charged to that unit class.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement

to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

This adjustment is in favour of the subfund and mentioned in the statement of operations as "Other income".

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply.
In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.

- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) on outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized profit (loss) on the sales of securities

The realized profits or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates prevailing on the payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for on the bank business day following the transaction day.

h) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

i) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets at 31 March 2026 of the investment company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 March 2026:

Exchange rates

EUR 1 =	AUD	1.682289
EUR 1 =	CHF	0.925850
EUR 1 =	USD	1.152200

j) "Mortgage-backed securities"

The Fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in Net realized gain or loss on sales of securities in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Fund's expected yield.

For "Mortgage-backed securities", if the factor to be applied to the nominal of the security is greater than one at the valuation date, then the nominal shown in the financial statements is adjusted to reflect this factor. In the other cases the nominal shown reflects the effect of a factor equal to one.

k) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a maximum monthly flat fee for each of the subfunds and unit classes, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Unit classes with "N" in their name	1.560%	1.610%
Unit classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.480%	0.510%
Unit classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Unit classes with "QL" in their name	0.780%	0.830%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.480%	0.510%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.480%	0.510%
Unit classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – AUD

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	0.900% ¹	0.950%
Unit classes with "N" in their name	1.000% ²	1.050%
Unit classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.340% ³	0.370%

¹ Max. 0.900% / Eff. 0.810%

² Max. 1.000% / Eff. 0.900%

³ Max. 0.340% / Eff. 0.310%

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "Q" in their name	0.500% ⁴	0.550%
Unit classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

⁴ Max. 0.500% / Eff. 0.450%

UBS (Lux) Bond Fund – CHF Flexible

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	0.790%	0.840%
Unit classes with "K-1" in their name	0.470%	0.500%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with "Q" in their name	0.460%	0.510%
Unit classes with "QL" in their name	0.460%	0.510%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.370%	0.400%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.300%	0.400%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.340%	0.370%

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A4" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Unit classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Unit classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Unit classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Unit classes with "QL" in their name	0.520%	0.570%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.620%	0.650%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Global Flexible

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Unit classes with "K-1" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "F" in their name	0.320%	0.350%
Unit classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Unit classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.450%	0.480%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.320%	0.350%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.320%	0.350%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be found under the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. By derogation herefrom, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the Swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;

- b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
- d) Fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIDs, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) All expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) If the Management Company participates in class action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

- 3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the asset management services to be provided for unit classes "K-B" are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distributors is entitled under a separate agreement with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be allocated to individual unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details of the Fund's ongoing costs (or ongoing charges) can be found in the KIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

The Fund is subject to Luxembourg law. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Fund is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital gains or wealth taxes. From the total net assets of each subfund, however, a tax of 0.05% p.a. ("taxe d'abonnement") payable to the Grand Duchy of Luxembourg is due at the end of every quarter (reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for unit classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X). This tax is calculated on the total net assets of each subfund at the end of every quarter. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all units in classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X may be taxed at the rate of 0.05%.

Note 4 – Distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, the Management Company will decide the amount of distributions to be paid out by each subfund after closure of the annual accounts.

The payment of distributions must not result in the net assets of the Fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by the Law of 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is entitled to decide whether interim dividends will be paid and whether distribution payments will be suspended.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 April 2025 to 31 March 2026 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Bond Fund	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asia Flexible (USD)	955 035 964.56 USD	55.83%
– Euro High Yield (EUR)	216 548 571.91 EUR	1.23%

UBS (Lux) Bond Fund	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
– Asia Flexible (USD)	10 792.31 USD	0.00%
– Euro High Yield (EUR)	572.00 EUR	0.00%

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Bond Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asia Flexible (USD)	19 995 291.26 USD	1.17%
– Euro High Yield (EUR)	65 706 254.16 EUR	0.37%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the fund on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 March 2026 were used.

b) Transactions in units of the fund

Connected persons may invest in a new subfund/unitclass for the purpose of providing seed capital ("Direct Investment"), with the intent of remaining invested until the subfund/unitclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 31 March 2026, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / unit classes registered in Hong Kong.

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The Management Company and its connected persons are allowed to subscribe for, and redeem, units in the subfunds.

The Directors of the Management Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 31 March 2026.

Note 6 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. During the year from 1 April 2025 to 31 March 2026 there were no transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and therefore no related commissions have been paid by the subfunds for these transactions.

Note 7 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 31 March 2026 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asia Flexible (USD)	39 819 664.15 USD	– USD
– AUD	23 490 324.04 AUD	22 182 148.60 AUD
– CHF Flexible	14 825 610.78 CHF	– CHF
– EUR Flexible	45 723 573.56 EUR	41 165 484.19 EUR
– Global Flexible	58 356 807.79 CHF	41 671 695.57 CHF

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on interest rates (purchased)	Financial Futures on interest rates (sold)
– CHF Flexible	249 462 500.00 CHF	– CHF

The commitments on Financial Futures on bonds or indices (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Swaps

UBS (Lux) Bond Fund	Credit-Default -Swaps (purchased)	Credit-Default -Swaps (sold)
– Euro High Yield (EUR)	11 531 803.95 EUR	– EUR

UBS (Lux) Bond Fund	Swaps and forward swaps on interest rates (purchased)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– CHF Flexible	1 273 017.03 CHF	– CHF
– EUR Flexible	50 974 582.84 EUR	– EUR
– Global Flexible	90 336 934.66 CHF	– CHF

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current

version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Asia Flexible (USD) F-acc	0.52%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) F-acc	0.55%
– Asia Flexible (USD) (SGD hedged) F-acc	0.55%
– Asia Flexible (USD) I-A1-acc	0.64%
– Asia Flexible (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.67%
– Asia Flexible (USD) (GBP hedged) I-A2-dist	0.62%
– Asia Flexible (USD) I-A3-acc	0.52%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.55%
– Asia Flexible (USD) I-A3-dist	0.53%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) I-A3-dist	0.57%
– Asia Flexible (USD) (GBP hedged) I-A3-dist	0.57%
– Asia Flexible (USD) I-B-acc	0.15%
– Asia Flexible (USD) I-X-acc	0.04%
– Asia Flexible (USD) K-1-acc	0.68%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) K-1-acc	0.71%
– Asia Flexible (USD) K-1-dist	0.68%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) N-acc	1.69%
– Asia Flexible (USD) P-acc	1.38%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) P-acc	1.43%
– Asia Flexible (USD) (SGD hedged) P-acc	1.42%
– Asia Flexible (USD) P-dist	1.38%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) P-dist	1.43%
– Asia Flexible (USD) P-mdist	1.38%
– Asia Flexible (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.43%
– Asia Flexible (USD) Q-acc	0.86%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.90%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.92%
– Asia Flexible (USD) (GBP hedged) Q-dist	0.93%
– Asia Flexible (USD) Q-mdist	0.86%
– Asia Flexible (USD) U-X-UKdist-mdist	0.04%
– AUD F-acc	0.34%
– AUD I-A3-acc	0.39%
– AUD I-B-dist	0.10%
– AUD N-acc	0.97%
– AUD P-acc	0.88%
– AUD P-dist	0.88%
– AUD Q-acc	0.52%
– AUD Q-dist	0.52%
– CHF Flexible F-acc	0.27%
– CHF Flexible I-A1-acc	0.40%
– CHF Flexible I-A3-acc	0.27%
– CHF Flexible P-acc	0.86%
– CHF Flexible P-dist	0.86%
– CHF Flexible Q-acc	0.53%
– CHF Flexible Q-dist	0.53%
– Convert Europe (EUR) I-A1-acc	0.54%
– Convert Europe (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	0.57%
– Convert Europe (EUR) I-A1-dist	0.54%
– Convert Europe (EUR) I-A2-acc	0.50%

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Convert Europe (EUR) I-X-acc	0.04%
– Convert Europe (EUR) I-X-dist	0.04%
– Convert Europe (EUR) P-acc	1.88%
– Convert Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.93%
– Convert Europe (EUR) P-dist	1.88%
– Convert Europe (EUR) Q-acc	0.95%
– Convert Europe (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.03%
– Convert Europe (EUR) Q-dist	0.98%
– Convert Europe (EUR) U-X-dist	0.04%
– EUR Flexible I-A1-acc	0.50%
– EUR Flexible P-2%-qdist	0.98%
– EUR Flexible P-acc	0.98%
– EUR Flexible P-dist	0.98%
– EUR Flexible Q-acc	0.58%
– EUR Flexible Q-dist	0.58%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) F-acc	0.58%
– Euro High Yield (EUR) I-A1-acc	0.65%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) I-A1-acc	0.68%
– Euro High Yield (EUR) I-A2-acc	0.60%
– Euro High Yield (EUR) I-A2-mdist	0.61%
– Euro High Yield (EUR) I-A3-acc	0.54%
– Euro High Yield (EUR) I-B-acc	0.09%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.09%
– Euro High Yield (EUR) I-X-acc	0.03%
– Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Euro High Yield (EUR) K-1-acc	0.77%
– Euro High Yield (EUR) K-B-mdist	0.13%
– Euro High Yield (EUR) N-dist	1.81%
– Euro High Yield (EUR) P-6%-mdist	1.32%
– Euro High Yield (EUR) P-acc	1.32%
– Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.37%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-acc	1.37%
– Euro High Yield (EUR) P-dist	1.32%
– Euro High Yield (EUR) P-mdist	1.32%
– Euro High Yield (EUR) (AUD hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) (CAD hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) (GBP hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) (HKD hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) (JPY hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) P-mdist	1.37%
– Euro High Yield (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.38%
– Euro High Yield (EUR) Q-6%-mdist	0.78%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) Q-6%-mdist	0.82%
– Euro High Yield (EUR) Q-acc	0.78%
– Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.84%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) Q-acc	0.84%
– Euro High Yield (EUR) Q-dist	0.79%
– Euro High Yield (EUR) Q-mdist	0.79%
– Euro High Yield (EUR) (GBP hedged) Q-mdist	0.84%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) Q-mdist	0.84%
– Euro High Yield (EUR) QL-acc	0.59%
– Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) QL-acc	0.64%
– Euro High Yield (EUR) QL-dist	0.59%

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) QL-mdist	0.63%
– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) U-X-acc	0.03%
– Euro High Yield (EUR) U-X-dist	0.03%
– Euro High Yield (EUR) U-X-UKdist-mdist	0.03%
– Global Flexible (EUR hedged) I-X-acc	0.04%
– Global Flexible P-acc	1.22%
– Global Flexible (CAD hedged) P-acc	1.27%
– Global Flexible (EUR hedged) P-acc	1.27%
– Global Flexible (GBP hedged) P-acc	1.27%
– Global Flexible (USD hedged) P-acc	1.27%
– Global Flexible P-dist	1.22%
– Global Flexible (CAD hedged) P-dist	1.27%
– Global Flexible (EUR hedged) P-dist	1.27%
– Global Flexible (GBP hedged) P-dist	1.27%
– Global Flexible (USD hedged) P-dist	1.27%
– Global Flexible (EUR hedged) P-2%-qdist	1.27%
– Global Flexible Q-acc	0.68%
– Global Flexible (CAD hedged) Q-acc	0.73%
– Global Flexible (EUR hedged) Q-acc	0.73%
– Global Flexible (GBP hedged) Q-acc	0.73%
– Global Flexible (USD hedged) Q-acc	0.73%
– Global Flexible Q-dist	0.68%
– Global Flexible (CAD hedged) Q-dist	0.73%
– Global Flexible (GBP hedged) Q-dist	0.73%
– Global Flexible (USD hedged) Q-dist	0.73%

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Bond Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Asia Flexible (USD)	188.24%
– AUD	38.69%
– CHF Flexible	30.18%
– Convert Europe (EUR)	56.79%
– EUR Flexible	115.10%
– Euro High Yield (EUR)	75.16%
– Global Flexible	134.28%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 March 2026, the subfunds incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Bond Fund	Transaction costs
– Asia Flexible (USD)	11 201.51 USD
– AUD	11 075.85 AUD
– CHF Flexible	3 705.88 CHF
– Convert Europe (EUR)	1 656.65 EUR
– EUR Flexible	9 535.93 EUR
– Euro High Yield (EUR)	572.00 EUR
– Global Flexible	12 491.65 CHF

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfund.

Note 11 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

There are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the Fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)

Share	Currency	Number
SNS BANK 06 250% 26/10/20	EUR	1 300 000.00
SNS REAAL FRN PERPET	EUR	1 000 000.00

Note 12 – Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the financial statements.

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 14 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

All market values for collateral received for securities lending and/or OTC derivatives have been decreased by the haircuts as defined in the sales prospectus.

All collateral breakdowns are calculated using the haircut-adjusted values.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)		
Barclays	18 634.55 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-232 463.06 USD	0.00 USD
HSBC	-146 188.87 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	1 468.86 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-151 035.64 USD	0.00 USD
UBS AG	1 657.32 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-405 839.97 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond Fund – CHF Flexible		
LCH Group Holdings	-575 414.85 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)		
Canadian Imperial Bank	3 189.64 EUR	0.00 EUR
HSBC	-2 053.86 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-3 134.77 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	-8 405.90 EUR	0.00 EUR
State Street	302 748.54 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-185 286.88 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible		
Bank of America	-6 765.64 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	12 145.43 EUR	0.00 EUR
Citibank	-21 901.28 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	-122 577.40 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-7 403.93 EUR	0.00 EUR
HSBC	-38 222.67 EUR	0.00 EUR
LCH Group Holdings	1 235 829.29 EUR	0.00 EUR

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Standard Chartered Bank	27 208.26 EUR	0.00 EUR
State Street	+1 336.51 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-9 732.76 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	153 037.18 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)		
Bank of America	-11 318.28 EUR	0.00 EUR
Barclays	-826 126.72 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	+1 073 968.72 EUR	0.00 EUR
Citibank	-59 698.11 EUR	230 000.00 EUR
Goldman Sachs	2 496 865.15 EUR	0.00 EUR
HSBC	581 239.23 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	+470 314.73 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-15 574.29 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	8 259.86 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Global Flexible		
Bank of America	-106.79 CHF	0.00 CHF
Barclays	10 177.12 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	24 260.09 CHF	0.00 CHF
Citibank	-1 363.58 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	125 041.01 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	61 994.38 CHF	0.00 CHF
HSBC	-33 928.98 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	-17 749.21 CHF	0.00 CHF
LCH Group Holdings	1 550 455.05 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-4 982.49 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	60 338.87 CHF	0.00 CHF
State Street	8 386.20 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-1 090 964.42 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	99 056.31 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)		
Composition of collateral by type of assets	Weight %	
Citibank		
Cash	100.00%	
Bonds	0.00%	
Equities	0.00%	

Securities Lending

UBS (Lux) Bond Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 March 2026*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 March 2026		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asia Flexible (USD)	43 244 542.60 USD	45 975 543.99 USD	51.96	48.04	0.00
– CHF Flexible	22 656 421.87 CHF	23 675 874.41 CHF	51.96	48.04	0.00
– EUR Flexible	12 750 637.92 EUR	13 405 528.65 EUR	51.96	48.04	0.00
– Euro High Yield (EUR)	232 063 743.46 EUR	246 202 120.53 EUR	51.96	48.04	0.00
– Global Flexible	16 515 172.27 CHF	17 839 070.68 CHF	51.96	48.04	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 March 2026 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 March 2026.

	UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)	UBS (Lux) Bond Fund – CHF Flexible	UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible	UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)
Securities Lending revenues	397 418.25 USD	66 081.78 CHF	48 923.27 EUR	2 748 240.50 EUR
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	119 225.48 USD	19 824.53 CHF	14 676.98 EUR	824 472.15 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	39 741.82 USD	6 608.18 CHF	4 892.33 EUR	274 824.05 EUR
Net Securities Lending revenues	238 450.95 USD	39 649.07 CHF	29 353.96 EUR	1 648 944.30 EUR

	UBS (Lux) Bond Fund – Global Flexible
Securities Lending revenues	68 106.73 CHF
Securities Lending cost*	
UBS Switzerland AG	20 432.02 CHF
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	6 810.67 CHF
Net Securities Lending revenues	40 864.04 CHF

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 March 2026

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in AUD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
AUD			
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 3.50000% 17-20.11.37	3 200 000.00	2 585 664.00	1.22
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.00000% 20-08.03.33	3 100 000.00	2 512 736.00	1.19
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.25000% 20-07.05.41	500 000.00	316 275.00	0.15
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 2.25000% 20-20.11.40	500 000.00	319 700.00	0.15
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 1.75000% 21-20.03.34	3 500 000.00	2 673 335.00	1.26
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 4.75000% 22-20.02.35	2 800 000.00	2 655 716.00	1.25
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 5.25000% 25-24.02.38	1 400 000.00	1 334 634.00	0.63
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 1.50000% 20-20.11.30	3 500 000.00	2 988 510.00	1.41
TOTAL AUD		15 386 570.00	7.26
Total Notes, fixed rate		15 386 570.00	7.26

Medium term notes, fixed rate

AUD			
AUD AROUND TOWN SA 6.00000% 26-06.02.31	2 000 000.00	1 940 020.00	0.92
AUD ALBION NETWORK PTY LTD-REG-S 2.90000% 20-02.09.30	1 900 000.00	1 667 383.00	0.79
AUD ALPSNET SERVICES HOLDINGS PTY LTD 2.60000% 19-31.07.29	500 000.00	454 395.00	0.22
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 2.50000% 22-22.10.32	800 000.00	675 304.00	0.32
AUD BANK OF AMERICA NAUSTRALIA-REG-S 5.81500% 23-30.10.28	2 000 000.00	2 021 500.00	0.95
AUD CPRB CAPITAL INC 5.30000% 26-10.03.36	1 000 000.00	976 920.00	0.46
AUD GTA FINANCE CO PTY LTD 5.40000% 24-04.12.29	700 000.00	686 595.00	0.32
AUD HOUSING AUSTRALIA-REG-S 1.52000% 19-27.05.30	1 400 000.00	1 214 906.00	0.57
AUD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 1.00000% 21-04.08.28	2 300 000.00	2 100 153.00	0.99
AUD KWBIBANK LTD 4.50000% 25-16.09.30	2 100 000.00	2 003 085.00	0.95
AUD LLOYDS BANKING GROUP PLC 5.80200% 23-17.03.29	3 700 000.00	3 711 914.00	1.75
AUD NATWEST MARKETS PLC-REG-S 5.02600% 25-12.06.29	1 500 000.00	1 473 465.00	0.70
AUD PACIFIC NATIONAL FINANCE PTY LTD-REG-S 3.80000% 21-08.09.31	2 900 000.00	2 508 645.00	1.18
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE-REG-S 2.50000% 21-21.01.33	3 300 000.00	2 749 164.00	1.30
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.50000% 19-22.10.29	700 000.00	644 175.00	0.30
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.00000% 14-20.11.40	500 000.00	446 990.00	0.21
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.25000% 20-20.11.41	500 000.00	305 580.00	0.14
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.00000% 20-20.11.37	4 000 000.00	2 701 840.00	1.28
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 4.75000% 22-15.09.36	2 300 000.00	2 127 799.00	1.00
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.50000% 25-15.09.39	1 400 000.00	1 336 902.00	0.63
TOTAL AUD		31 746 735.00	14.98
Total Medium term notes, fixed rate		31 746 735.00	14.98

Bonds, fixed rate

AUD			
AUD AUSTRALIA 1.50000% 19-21.06.31	2 000 000.00	1 705 840.00	0.81
AUD AUSTRALIA-REG-S 1.00000% 20-21.12.30	6 050 000.00	5 071 560.00	2.39
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 18-21.05.41	1 900 000.00	1 420 630.00	0.67
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 22-21.11.33	2 100 000.00	1 851 549.00	0.87
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	3 500 000.00	2 474 395.00	1.17
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.25000% 24-21.06.34	3 000 000.00	2 869 410.00	1.35
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.50000% 13-21.04.33	2 000 000.00	1 960 860.00	0.93
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.75000% 11-21.04.27	6 000 000.00	6 007 020.00	2.83
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 1.75000% 19-23.10.31	1 300 000.00	1 082 445.00	0.51
AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY-REG-S 4.50000% 23-23.10.34	1 900 000.00	1 754 327.00	0.83
AUD NORTHERN TERRITORY CORP-REG-S 3.50000% 18-21.05.30	900 000.00	845 163.00	0.40
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-1444-REG-S 1.75000% 20-20.07.34	4 800 000.00	3 609 408.00	1.70
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-1444-REG-S 2.25000% 20-20.11.41	500 000.00	307 075.00	0.14
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-1444-REG-S 1.25000% 20-10.03.31	1 500 000.00	1 251 600.00	0.59
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-1444-REG-S 1.50000% 21-20.08.32	5 500 000.00	4 388 010.00	2.07
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-1444-REG-S 5.25000% 25-13.08.38	1 300 000.00	1 229 878.00	0.58
AUD SOUTH AUSTRALIAN GOV FIN AUTH-REG-S 1.75000% 21-24.05.34	2 100 000.00	1 591 086.00	0.75
AUD SOUTH AUSTRALIAN GOVERNMENT FIN-REG-S 2.00000% 21-23.05.36	1 700 000.00	1 221 569.00	0.58
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 2.00000% 21-17.09.35	1 700 000.00	879 372.00	0.42

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in AUD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.25000% 24-15.09.38	800 000.00	754 792.00	0.36
AUD WESTERN AUSTRALIAN TREASURY-REG-S 4.75000% 25-24.10.35	1 100 000.00	1 041 678.00	0.49
AUD WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP-REG-S 5.00000% 25-21.10.37	1 500 000.00	1 416 855.00	0.67
TOTAL AUD		44 734 522.00	21.11
Total Bonds, fixed rate		44 734 522.00	21.11

Bonds, floating rate

AUD			
AUD AUSTRALIA-REG-S 1.004%/CPI LINKED 18-21.02.50	1 700 000.00	1 400 868.00	0.66
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.000%/CPI LINKED 13-21.08.35	1 700 000.00	2 258 705.00	1.07
TOTAL AUD		3 659 573.00	1.73
Total Bonds, floating rate		3 659 573.00	1.73
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		95 527 400.00	45.08

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market

Notes, fixed rate

AUD			
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 4.00000% 23-20.01.34	1 300 000.00	1 170 169.00	0.55
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 4.75000% 24-25.01.35	1 800 000.00	1 679 886.00	0.79
TOTAL AUD		2 850 055.00	1.34
Total Notes, fixed rate		2 850 055.00	1.34

Medium term notes, fixed rate

AUD			
AUD AGI FINANCE PTY LTD-REG-S 4.83200% 25-25.09.31	1 000 000.00	951 690.00	0.45
AUD AIRSERVICES AUSTRALIA 5.25000% 24-15.05.34	500 000.00	487 080.00	0.23
AUD AIRSERVICES AUSTRALIA-REG-S 5.45000% 25-15.05.35	800 000.00	780 880.00	0.37
AUD AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK GRP 4.95000% 24-05.02.29	2 500 000.00	2 474 050.00	1.17
AUD BANK OF QUEENSLAND LTD 1.40000% 21-06.05.26	1 500 000.00	1 495 215.00	0.71
AUD BENDIGO&ADELAIDE BANK LTD-REG-S 4.55800% 24-28.11.29	4 300 000.00	4 233 565.00	2.00
AUD BWP PROPERTY GROUP LTD-REG-S 4.55000% 25-29.10.30	1 800 000.00	1 331 078.00	0.63
AUD CIFI FUNDING PTY LTD 3.02600% 21-16.12.27	2 000 000.00	1 920 260.00	0.91
AUD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 4.23900% 25-21.08.30	2 500 000.00	2 382 225.00	1.12
AUD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 5.03000% 26-15.01.31	2 800 000.00	2 748 872.00	1.30
AUD COMPUTERSHARE US-INC 3.14700% 21-30.11.27	1 100 000.00	1 054 999.00	0.50
AUD CPF FINANCE PTY LTD-REG-S 2.48500% 20-28.10.30	900 000.00	773 757.00	0.36
AUD CPPB CAPITAL INC-REG-S 4.20000% 23-02.05.28	2 300 000.00	2 270 445.00	1.07
AUD CPPB CAPITAL INC-REG-S 5.20000% 24-04.03.34	500 000.00	493 095.00	0.23
AUD DWP FINANCE PTY-REG-S 1.50000% 21-04.08.28	1 500 000.00	1 378 800.00	0.65
AUD EOTH COWAN UNIVERSITY 3.00000% 19-11.04.29	1 300 000.00	1 207 622.00	0.57
AUD ELECTRAMET PTY LTD 2.47370% 21-15.12.28	550 000.00	506 990.00	0.24
AUD ETSA UTILITIES FINANCE PTY LTD-REG-S 5.10820% 24-03.06.27	1 800 000.00	1 799 748.00	0.85
AUD FORTERRA CO-OPERATIVE GROUP LTD-REG-S 5.23600% 25-19.05.32	1 200 000.00	1 169 916.00	0.55
AUD GAF BOND ISSUER PTY LTD-REG-S 4.90400% 25-13.11.31	1 100 000.00	1 052 535.00	0.50
AUD G14 FINANCE CO PTY LTD 2.20000% 20-26.08.27	600 000.00	571 784.00	0.27
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD 4.83700% 24-22.02.27	500 000.00	498 735.00	0.24
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD-REG-S 4.28400% 25-15.08.30	1 900 000.00	1 815 621.00	0.86
AUD MACQUARIE UNIVERSITY-REG-S 3.50000% 18-07.09.28	990 000.00	943 588.80	0.44
AUD MACQUARIE UNIVERSITY-REG-S 2.25000% 19-22.05.30	1 700 000.00	1 487 041.00	0.70
AUD MONASH UNIVERSITY 4.05000% 22-06.04.29	600 000.00	576 690.00	0.27
AUD NETWORK FINANCE CO PTY LTD 6.06100% 23-19.06.30	2 100 000.00	2 120 706.00	1.00
AUD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.35000% 23-19.09.28	5 100 000.00	5 076 081.00	2.39
AUD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.10000% 24-24.07.29	1 500 000.00	1 479 870.00	0.70
AUD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 4.45000% 25-09.09.30	2 700 000.00	2 570 202.00	1.21
AUD NOBINA LTD 4.75000% 24-19.03.29	2 000 000.00	1 962 080.00	0.93
AUD PORT OF NEWCASTLE INVESTMENT-REG-S 6.10000% 25-18.07.33	550 000.00	535 293.00	0.25
AUD QUBE TREASURY PTY LTD-REG-S 5.60000% 24-11.12.31	2 400 000.00	2 334 720.00	1.10
AUD SVENSK EXPORTKREDIT AB 4.30000% 23-30.05.28	1 700 000.00	1 666 986.00	0.79
AUD SVENSKA HANDELSBANKEN 4.30000% 25-02.09.30	2 500 000.00	2 382 175.00	1.12
AUD SVENSKA HANDELSBANKEN AB 5.13700% 26-17.02.31	2 100 000.00	2 060 856.00	0.97
AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 5.50000% 26-16.01.37	1 000 000.00	969 170.00	0.46
AUD UNITED ENERGY DISTRIBUTION PTY-REG-S 5.41700% 25-03.02.32	1 500 000.00	1 470 285.00	0.69
AUD UNIVERSITY OF MELBOURNE 4.67400% 22-22.08.29	1 200 000.00	1 178 868.00	0.56
AUD UNIVERSITY OF TECHNOLOGY SYDNEY-REG-S 3.75000% 17-20.07.27	600 000.00	588 630.00	0.28

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in AUD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
AUD UNIVERSITY OF WOLLONGONG THE 3.50000% 17-08.12.27	700 000.00	677 768.00	0.32
AUD VICTORIA POWER NETWORKS FINANCE PTY LTD 2.13200% 21-21.04.28	1 400 000.00	1 311 794.00	0.62
AUD VICTORIA POWER NETWORKS FINANCE PTY REG-S 4.71400% 25-27.04.32	1 500 000.00	1 413 870.00	0.67
AUD WESTCONNEX FINCO PTY LTD REG-S 3.15000% 21-31.03.31	1 900 000.00	1 660 429.00	0.78
AUD WESTCONNEX FINANCE CO PTY LTD 6.15000% 23-09.10.30	1 300 000.00	1 311 063.00	0.62
AUD WESTPAC BANKING CORP REG-S 4.80000% 23-16.03.28	4 900 000.00	4 861 192.00	2.29
AUD WORLEYPARTIAL SERVICES PTY LTD REG-S 5.95000% 23-13.10.28	1 900 000.00	1 904 465.00	0.90
AUD WORLEYPARTIAL SERVICES PTY LTD REG-S 5.86800% 25-13.05.32	1 500 000.00	1 475 580.00	0.70
AUD WSO FINANCE PTY LTD REG-S STEP UP 17-31.03.27	2 200 000.00	2 186 294.00	1.03
TOTAL AUD		79 604 198.80	37.57
Total Medium term notes, fixed rate		79 604 198.80	37.57

Bonds, fixed rate

AUD

AUD AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY REG-S 5.25000% 24-23.10.36	2 400 000.00	2 287 848.00	1.08
AUD BENDIGO & ADELAIDE BANK LTD REG-S 5.10000% 23-16.06.28	4 800 000.00	4 779 216.00	2.26
AUD ING BANK NV REG-S 1.60000% 20-27.11.30	1 100 000.00	932 261.00	0.44
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD REG-S 4.50000% 22-26.05.29	2 000 000.00	1 951 820.00	0.92
AUD NORFOLK LTD REG-S 5.20000% 23-12.07.28	1 300 000.00	1 297 595.00	0.61
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP 2.50000% 21-21.05.32	1 600 000.00	1 357 648.00	0.64
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP 5.25000% 24-21.03.34	1 400 000.00	1 361 234.00	0.64
AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP 5.75000% 25-21.04.37	800 000.00	783 728.00	0.37
AUD NSW ELECTRICITY NETWORKS FIN PTY REG-S 2.54300% 20-23.09.30	1 900 000.00	1 649 085.00	0.78
TOTAL AUD		16 400 436.00	7.74
Total Bonds, fixed rate		16 400 436.00	7.74
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		98 854 689.80	46.65

Other transferable securities

Notes, fixed rate

AUD

AUD TASMANIAN PUBLIC FINANCE CORP 5.75000% 25-23.01.36	2 300 000.00	2 206 871.00	1.04
TOTAL AUD		2 206 873.00	1.04
Total Notes, fixed rate		2 206 873.00	1.04

Medium term notes, fixed rate

AUD

AUD BENDIGO & ADELAIDE BANK LTD 5.10000% 24-14.05.27	4 300 000.00	4 290 325.00	2.02
AUD ING BANK AUSTRALIA LTD 5.21300% 26-13.02.31	1 300 000.00	1 281 553.00	0.61
AUD NORFOLK LTD REG-S 4.60000% 25-21.05.30	2 100 000.00	2 030 721.00	0.96
AUD REGISTRY FINANCE PTY LTD REG-S 5.47200% 24-19.12.31	3 100 000.00	3 058 956.00	1.44
TOTAL AUD		10 661 555.00	5.03
Total Medium term notes, fixed rate		10 661 555.00	5.03

Bonds, fixed rate

AUD

AUD NORTHERN TERRITORY TREASURY CORP REG-S 6.00000% 26-21.04.39	500 000.00	495 190.00	0.23
TOTAL AUD		495 190.00	0.23
Total Bonds, fixed rate		495 190.00	0.23
Total Other transferable securities		13 363 618.00	6.30
Total Investments in securities		207 745 707.80	98.03

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in AUD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Derivative instruments			
Derivative instruments listed on an official stock exchange			
Financial Futures on bonds			
AUD - AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.06.26	218.00	-205 645.94	-0.10
AUD - AUSTRALIA 3YR BOND FUTURE 15.06.26	-214.00	98 589.58	0.05
TOTAL Financial Futures on bonds		-106 655.96	-0.05
Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		-106 655.96	-0.05
Total Derivative Instruments		-106 655.96	-0.05
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		3 946 751.98	1.88
Other assets and liabilities		332 813.25	0.16
Total net assets		211 918 617.07	100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 March 2026

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
BRL			
BRL BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 10.00000% 20-01.01.31	4 000 00	580 492.60	0.60
BRL BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 10.00000% 24-01.01.35	10 000 00	1 350 574.67	1.39
TOTAL BRL		1 931 067.27	1.99
EUR			
EUR ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV-REG-S 3.70000% 20-02.04.40	100 000 00	94 041.86	0.10
EUR AT&T INC 3.95000% 23-30.04.31	250 000 00	253 203.40	0.26
EUR BARRY CALLEBAUT SERVICES NV-REG-S 3.75000% 25-19.02.28	100 000 00	99 793.90	0.10
EUR CHILE, REPUBLIC OF 0.83000% 19-02.07.31	700 000 00	601 741.00	0.62
EUR CTP NV-REG-S 3.62500% 25-10.03.31	400 000 00	388 576.50	0.40
EUR CTP NV-REG-S 3.87500% 24-21.11.32	350 000 00	336 998.58	0.35
EUR DOVER CORP 3.50000% 25-12.11.33	265 000 00	255 768.22	0.26
EUR FISERV INC 4.50000% 23-24.05.31	100 000 00	101 265.44	0.10
EUR FORVIA SE-REG-S 5.62500% 25-15.06.30	195 000 00	196 542.43	0.20
EUR GVAUDAN FINANCE EUROPE BV-REG-S 4.12500% 23-28.11.33	130 000 00	132 427.48	0.14
EUR MACIF-REG-S-SUB 0.62500% 21-21.06.27	300 000 00	290 153.14	0.30
EUR PERU, REPUBLIC OF 1.25000% 21-11.03.33	400 000 00	331 000.00	0.34
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 4.12500% 25-01.06.31	200 000 00	196 862.50	0.20
EUR TITANIUM RUTH HOLD CO LTD-REG-S 0.95000% 21-02.06.26	240 000 00	239 107.15	0.25
EUR VERB FINANCE PLC-REG-S-UPN 4.03200% 13-21.02.23*	610 000 00	0.06	0.00
EUR VERSURE MACHOLDING AS-REG-S 5.25000% 21-15.02.29	145 000 00	144 371.07	0.15
EUR WINTERSHALL DEA FINANCE BV-REG-S 4.35700% 24-03.10.32	300 000 00	297 591.87	0.31
TOTAL EUR		3 959 446.60	4.08
GBP			
GBP ASSURA FINANCING PLC-REG-S 1.50000% 20-15.09.30	150 000 00	144 059.47	0.15
GBP GREAT PORTLAND ESTATES PLC-REG-S 5.37500% 24-25.09.31	200 000 00	225 057.04	0.23
GBP UNITED KING OF GREAT BRIT & NW IRL-REG-S 3.75000% 23-22.10.53	315 000 00	269 127.76	0.28
TOTAL GBP		638 244.27	0.66
USD			
USD AMPHENOL CORP 5.30000% 25-15.11.35	85 000 00	69 279.86	0.07
USD BRAZIL, FEDERAL REPUBLIC OF 6.62500% 25-15.03.35	525 000 00	466 130.01	0.48
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 7.25000% 25-12.01.56	370 000 00	314 381.18	0.32
USD CHARTER COMMUNICATIONS OPERATING LLC 5.85000% 25-01.12.35	280 000 00	239 024.70	0.25
USD CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF-REG-S 3.62500% 25-13.11.28	200 000 00	173 702.48	0.18
USD CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF-REG-S 3.75000% 25-13.11.30	200 000 00	174 032.28	0.18
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 8.00000% 23-14.11.35	273 000 00	248 085.96	0.26
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 6.50000% 26-21.01.33	205 000 00	173 917.29	0.18
USD CONCENTRIX CORP 6.65000% 23-02.08.26	46 000 00	40 099.42	0.04
USD ECUADOR, REPUBLIC OF-REG-S 9.25000% 26-29.01.39	250 000 00	212 853.67	0.22
USD EVERSOURCE ENERGY 4.45000% 25-15.12.30	60 000 00	51 365.77	0.05
USD FORD MOTOR CREDIT CO LLC 5.91800% 25-20.03.28	315 000 00	276 855.06	0.29
USD FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.97000% 26-06.04.29	230 000 00	197 155.32	0.20
USD GLOBAL PAYMENTS INC 5.20000% 25-15.11.32	185 000 00	155 858.97	0.16
USD LG ENERGY SOLUTION LTD-REG-S 5.25000% 25-02.04.28	200 000 00	174 771.74	0.18
USD META PLATFORMS INC 4.87500% 25-15.11.35	270 000 00	187 319.15	0.19
USD MEXICO, UNITED STATES OF 6.12500% 26-09.02.38	200 000 00	169 588.62	0.17
USD NIT FINANCE CORP-REG-S 4.56700% 25-16.07.27	200 000 00	173 976.12	0.18
USD ORACLE CORP 4.80000% 25-26.09.32	215 000 00	177 707.69	0.18
USD ORACLE CORP 5.20000% 25-26.09.35	170 000 00	138 395.37	0.14
USD ORACLE CORP 5.70000% 26-04.02.36	240 000 00	200 275.29	0.21
USD SOUTH AFRICA, REPUBLIC OF 7.30000% 22-20.04.52	250 000 00	201 136.96	0.21
USD TURKEY, REPUBLIC OF 7.12500% 24-17.07.32	250 000 00	215 926.05	0.22
USD VEDANTA RESOURCES-REG-S 9.12500% 25-15.10.32	330 000 00	286 766.62	0.30
TOTAL USD		4 718 605.08	4.86
Total Notes, fixed rate		11 247 363.22	11.59

* Fair-valued

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, floating rate			
EUR			
EUR COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-SUB 4.266%VAR 24-04.06.34	260 000.00	262 021.66	0.27
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 4.875%VAR 20-PRP	100 000.00	93 804.00	0.10
EUR ENI SPA-REG-S-SUB 3.375%VAR 20-PRP	100 000.00	96 875.72	0.10
EUR MORGAN STANLEY 0.406%VAR 21-29.10.27	300 000.00	295 887.16	0.30
EUR RAFFESSEN BANK INTERNATIONAL AG-REG-S-SUB 7.375%VAR 24-PRP	600 000.00	618 777.00	0.64
EUR SES SA-REG-S-SUB 5.500%VAR 24-12.09.54	150 000.00	146 067.28	0.15
EUR STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.250%VAR 26-PRP	305 000.00	291 118.42	0.30
EUR VARTENERG ASA-REG-S-SUB 7.862%VAR 23-15.11.83	255 000.00	275 032.06	0.28
EUR WESTPAC BANKING CORP-REG-S-SUB 0.766%VAR 21-13.05.31	250 000.00	249 436.50	0.26
EUR WINTERSHALL OIL & FINANCE 2 BV-REG-S-SUB 2.498%VAR 21-PRP	300 000.00	297 762.60	0.31
TOTAL EUR		2 626 782.40	2.71
USD			
USD CITIGROUP INC.-SUB 6.750%VAR 24-PRP	400 000.00	347 005.59	0.36
USD PHILLIPS 66 CO-SUB 5.875%VAR 25-15.03.56	225 000.00	192 302.18	0.20
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 5.046%VAR 26-15.01.37	200 000.00	170 707.95	0.18
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 5.570%VAR 26-15.01.47	200 000.00	167 974.62	0.17
USD UBS GROUP AG-REG-S-SUB COCO 9.250%VAR 23-PRP	200 000.00	185 006.98	0.19
USD UBS GROUP AG-REG-S-SUB 7.000%VAR 25-PRP	285 000.00	244 971.68	0.25
TOTAL USD		1 307 969.00	1.35
Total Notes, floating rate		3 934 751.40	4.06

Medium term notes, fixed rate

EUR			
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S 1.25000% 18-10.01.33	500 000.00	442 140.17	0.46
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S 3.87500% 24-15.01.32	100 000.00	100 191.35	0.10
EUR AEROPORT DE ROMA SPA-REG-S 3.62500% 25-15.06.32	200 000.00	196 082.09	0.20
EUR AIR LIQUIDE FINANCE SA-REG-S 3.50000% 25-05.11.37	300 000.00	285 474.02	0.29
EUR AMPHION GMBH-REG-S 4.07200% 26-15.01.38	300 000.00	294 532.20	0.30
EUR AMPHION GMBH-REG-S 4.58000% 26-15.01.46	200 000.00	195 487.00	0.20
EUR ANHEUSER-BUSCH INBEV SA-REG-S 1.15000% 18-22.01.27	200 000.00	197 461.45	0.20
EUR AROUNDTOWN SA-REG-S 3.50000% 25-13.05.30	300 000.00	287 308.85	0.30
EUR AROUNDTOWN SA-REG-S 3.25000% 25-02.01.31	300 000.00	282 649.80	0.29
EUR ASTRAZENECA PLC-REG-S 0.37500% 21-03.06.29	185 000.00	168 601.43	0.17
EUR BANK OF AMERICA CORP-REG-S 4.13400% 23-12.06.28	605 000.00	614 699.66	0.63
EUR BANQUE FEDER DU CRE MUTUEL SA-REG-S-SUB 5.12500% 23-13.01.33	100 000.00	105 150.86	0.11
EUR BLUE OVE CREDIT INCOME CORP-REG-S 4.75000% 25-31.01.31	130 000.00	120 776.50	0.12
EUR CAXABANK SA-REG-S 4.25000% 23-06.09.30	300 000.00	309 591.06	0.32
EUR CELLNEX FINANCE CO SA-REG-S 3.87500% 26-19.01.36	200 000.00	191 721.60	0.20
EUR COOPERATIVE RABOBANK UA-REG-S 1.50000% 18-26.04.38	1 500 000.00	1 201 229.89	1.24
EUR COOPERATIVE RABOBANK UA-REG-S 4.00000% 23-10.01.30	300 000.00	305 426.94	0.32
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S 6.00000% 24-27.01.32	250 000.00	237 500.00	0.24
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S 4.75000% 25-22.07.30	545 000.00	501 400.00	0.52
EUR DEUTSCHE TELEKOM AG-REG-S 3.62500% 25-03.02.45	200 000.00	179 698.55	0.19
EUR DSV FINANCE BV-REG-S 3.25000% 24-06.11.30	130 000.00	128 415.42	0.13
EUR DSV FINANCE BV-REG-S 3.37500% 24-06.11.32	300 000.00	293 051.17	0.30
EUR FOENRO SE-REG-S 3.75000% 26-15.01.33	200 000.00	196 319.30	0.20
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 2.00000% 19-09.12.49	300 000.00	177 312.65	0.18
EUR EUM BV FOR SWISS PRIME SITE AG-REG-S 3.12500% 25-01.10.31	200 000.00	192 167.61	0.20
EUR EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FAC-REG-S 1.80000% 17-10.07.48	1 700 000.00	1 199 293.51	1.24
EUR FASTIGHETS AB BALDER-REG-S 3.62500% 26-25.08.31	450 000.00	433 268.37	0.45
EUR FMS WERTMANAGEMENT AG-S 0.37500% 15-29.04.30	1 800 000.00	1 613 467.08	1.66
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.77800% 25-16.09.29	340 000.00	333 679.54	0.34
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.08700% 26-17.02.33	520 000.00	500 744.84	0.52
EUR GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC-REG-S 3.10000% 25-04.08.29	250 000.00	284 184.44	0.29
EUR IOS FINANCING PLC-REG-S 4.00000% 25-01.10.32	160 000.00	154 389.01	0.16
EUR IOS FINANCING PLC-REG-S 3.25000% 25-01.10.29	210 000.00	204 880.84	0.21
EUR IMPERIAL BRANDS FINANCE PLC-REG-S 3.87500% 26-02.08.33	265 000.00	257 180.13	0.27
EUR KAZAKHSTAN, REPUBLIC OF-REG-S 2.37500% 18-09.11.28	800 000.00	783 250.00	0.81
EUR KONINKRIJKE KPN NV-REG-S 3.37500% 25-17.02.35	200 000.00	190 104.62	0.20
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERANFBAU-REG-S 0.37500% 15-23.04.30	2 000 000.00	1 812 825.44	1.87
EUR LITHUANIA, REPUBLIC OF-REG-S 4.25000% 25-10.09.45	515 000.00	502 686.35	0.52
EUR MAGNUM ICC FINANCE BV-REG-S 4.00000% 25-26.11.37	190 000.00	182 067.50	0.19
EUR MAGNUM ICC FINANCE BV-REG-S 3.75000% 25-26.11.34	310 000.00	300 470.00	0.31

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR METRO AG-REG-S 4.00000% 25-05.03.30	200 000.00	205 087.88	0.21
EUR METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 4.00000% 23-05.04.28	340 000.00	343 065.11	0.35
EUR MOBILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 4.12500% 26-04.02.38	105 000.00	102 380.12	0.11
EUR NOVONESS NOVOTYMES B-REG-S 4.00000% 26-19.03.37	315 000.00	311 044.10	0.32
EUR P3 GROUP SARL-REG-S 4.62500% 24-13.02.30	445 000.00	454 417.09	0.47
EUR PERMO RICARDO SA-REG-S 3.75000% 25-04.02.37	100 000.00	95 022.40	0.10
EUR PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 0.87500% 19-17.05.27	500 000.00	486 688.55	0.50
EUR POLAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 19-08.03.49	560 000.00	367 707.20	0.38
EUR POLAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.87500% 26-15.01.31	335 000.00	327 554.55	0.34
EUR REXOS SA-REG-S 4.37500% 24-30.05.31	300 000.00	300 927.69	0.31
EUR REN FINANCE BV-REG-S 3.37500% 26-18.02.34	180 000.00	175 003.87	0.18
EUR ROMANIA-REG-S 4.62500% 19-03.04.49	500 000.00	375 000.00	0.39
EUR SAGE GROUP PLC/THE-REG-S 3.82100% 26-25.02.33	355 000.00	344 203.66	0.35
EUR SES SA-REG-S 4.12500% 25-24.06.30	100 000.00	98 986.61	0.10
EUR SES SA-REG-S 4.87500% 25-24.06.33	170 000.00	167 006.25	0.17
EUR SOCIETATE NATION DE GAZ NATUR ROM-REG-S 4.62500% 25-04.11.31	160 000.00	157 280.00	0.16
EUR TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA-REG-S 1.00000% 16-11.10.28	400 000.00	378 976.09	0.39
EUR WESTPAC BANKING CORP-REG-S 0.01000% 21-22.09.28	925 000.00	860 832.36	0.89
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 2.00000% 25-12.06.30	200 000.00	204 014.50	0.21
TOTAL EUR		21 712 444.72	22.38
GBP			
GBP MARKS & SPENCER PLC-REG-S 5.12500% 26-18.08.32	175 000.00	195 080.38	0.20
TOTAL GBP		195 080.38	0.20
USD			
USD EGYPT REPUBLIC OF-REG-S B 70020% 19-01.03.49	400 000.00	302 982.13	0.31
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.25200% 25-22.09.30	200 000.00	172 846.03	0.18
USD PRIMAAL FINANCE LTD-REG-S 2.80000% 24-29.01.28	200 000.00	174 774.34	0.18
TOTAL USD		650 602.50	0.67
Total Medium term notes, fixed rate		22 558 127.60	23.25
Medium term notes, zero coupon			
EUR			
EUR STEIN HOLDING NV-REG-S 0.00000% 21-16.11.26	270 000.00	265 280.08	0.27
TOTAL EUR		265 280.08	0.27
Total Medium term notes, zero coupon		265 280.08	0.27
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR ALPHA BANK SA-REG-S-SUB 4.308%/VAR 25-23.07.36	180 000.00	174 468.52	0.18
EUR AXA SA-REG-S-SUB 3.250%/VAR 18-28.05.49	100 000.00	98 102.65	0.10
EUR AXA SA-REG-S-SUB COCO 6.375%/VAR 24-PRP	160 000.00	166 105.37	0.17
EUR BANCO DE CREDITO SOCIAL CO SA-REG-S 7.500%/VAR 23-14.09.29	400 000.00	435 466.92	0.45
EUR BANCO DE CREDITO SOCIAL-REG-S-SUB 4.250%/VAR 25-13.10.37	200 000.00	193 123.27	0.20
EUR BANCO DE SARADELL SA-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-16.08.33	200 000.00	208 171.70	0.21
EUR BANCO DE SARADELL SA-REG-S 4.000%/VAR 24-15.01.30	200 000.00	202 849.48	0.21
EUR BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 3.625%/VAR 25-19.05.32	200 000.00	199 149.23	0.20
EUR BARCLAYS PLC-REG-S 3.792%/VAR 25-31.10.36	100 000.00	95 621.86	0.10
EUR BPCE SA-REG-S 4.125%/VAR 26-27.02.39	300 000.00	289 222.07	0.30
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB 4.450%/VAR 26-15.05.41	300 000.00	287 921.70	0.30
EUR EN SPA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 26-PRP	190 000.00	182 875.00	0.19
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE-REG-S 3.509%/VAR 26-17.08.33	470 000.00	456 758.22	0.47
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE-REG-S 4.142%/VAR 26-17.02.39	320 000.00	309 657.60	0.32
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 4.250%/VAR 24-26.08.35	200 000.00	200 382.24	0.21
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 3.875%/VAR 25-20.08.37	100 000.00	97 016.59	0.10
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 3.756%/VAR 26-25.02.37	250 000.00	241 789.05	0.25
EUR RAFFESSEN BANK INT AG-REG-S-SUB 5.250%/VAR 24-02.01.35	200 000.00	205 858.40	0.21
EUR TELEFONICA EMISONES SA-REG-S-SUB 4.381%/VAR 26-PRP	300 000.00	289 769.47	0.30
EUR UNICREDIT SPA-REG-S 3.800%/VAR 25-16.01.33	400 000.00	396 561.02	0.41
TOTAL EUR		4 730 920.76	4.88
GBP			
GBP CP PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 8.875%/VAR 25-PRP	240 000.00	267 398.00	0.27
TOTAL GBP		267 368.09	0.27
Total Medium term notes, floating rate		4 998 288.85	5.15

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible Annual report and audited financial statements as of 31 March 2026

79

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Bonds, fixed rate			
EUR			
EUR ALTRIA GROUP INC 2.20000% 19-15.06.27	400 000.00	396 081.60	0.41
EUR AMCOR UK FINANCE PLC 3.75000% 25-20.02.33	260 000.00	251 080.71	0.26
EUR ATHORA HOLDING LTD-REG-S 6.62500% 23-16.06.28	150 000.00	156 144.00	0.16
EUR AUSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.40000% 13-23.05.34	1 920 000.00	1 813 336.32	1.87
EUR BANQUE PARISIENNE D'INVESTISSEMENT-REG-S 0.25000% 21-19.07.28	300 000.00	279 441.95	0.29
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.00000% 15-22.06.31	1 100 000.00	992 261.41	1.02
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.50000% 15-22.06.38	2 230 000.00	1 819 557.35	1.88
EUR CTP NV-REG-S 3.62500% 25-13.04.32	310 000.00	294 879.41	0.30
EUR EATON CAPITAL LLC 4.00000% 26-10.03.38	140 000.00	138 044.34	0.14
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S STEP-UP 16-14.04.32	2 000 000.00	1 780 476.00	1.84
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 3.00000% 22-04.03.53	650 000.00	535 502.20	0.55
EUR EXOR NV-REG-S 3.75000% 25-05.11.35	245 000.00	234 011.82	0.24
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-043R-REG-S 3.25000% 12-25.05.45	1 700 000.00	1 481 040.00	1.53
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-04T 2.50000% 13-25.05.30	900 000.00	881 064.00	0.91
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-043-144A-REG-S 1.50000% 19-25.05.50	700 000.00	405 236.30	0.42
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-043-144A-REG-S 3.20000% 24-25.05.35	250 000.00	240 581.75	0.25
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.20000% 25-10.10.30	850 000.00	831 601.00	0.86
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.60000% 24-15.05.41	175 000.00	159 997.25	0.16
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.50000% 25-15.02.35	650 000.00	627 231.80	0.65
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.20000% 17-15.05.37	850 000.00	722 688.70	0.74
EUR ITALY, REPUBLIC OF-043-144A-REG-S 3.25000% 14-01.09.46	2 210 000.00	1 871 671.10	1.93
EUR ITALY, REPUBLIC OF-043-144A-REG-S 2.70000% 16-01.03.47	1 300 000.00	1 000 212.20	1.03
EUR ITALY, REPUBLIC OF-043-144A-REG-S 2.45000% 20-01.09.50	300 000.00	210 807.60	0.22
EUR JAPAN BANK FOR INTL COOPERATION 3.12500% 23-15.02.28	300 000.00	300 756.93	0.31
EUR KONINKRIJKE ABN-ROOIJ-REG-S 3.62500% 26-12.03.34	125 000.00	122 959.16	0.13
EUR LONZA FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 3.87500% 23-25.05.33	200 000.00	200 479.88	0.21
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 4.00000% 05-15.01.37	700 000.00	750 442.01	0.77
EUR PZIFER NETHERLANDS INTERNATIONAL FINANC 3.25000% 25-19.05.32	165 000.00	162 321.72	0.17
EUR PORTUGAL, REPUBLIC OF-144A-REG-S 4.10000% 15-15.02.45	300 000.00	308 108.40	0.32
EUR PORTUGAL, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.25000% 18-18.04.34	500 000.00	465 037.00	0.48
EUR PORTUGAL, REPUBLIC OF-144A-REG-S 1.95000% 19-15.06.29	300 000.00	293 052.00	0.30
EUR POSTNL NV-REG-S 4.00000% 25-02.10.30	100 000.00	100 101.83	0.10
EUR ROMANIA-REG-S 6.50000% 25-07.10.45	245 000.00	234 048.50	0.24
EUR SIG COMBIBLOC PUMCH-ASCO SARE-REG-S 4.00000% 26-07.04.31	190 000.00	188 218.39	0.19
EUR SLOVAKIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.75000% 23-23.02.35	350 000.00	351 948.63	0.36
EUR SLOVAKIA, REPUBLIC OF-REG-S 0.75000% 19-09.04.30	800 000.00	732 498.89	0.75
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 1.50000% 15-25.03.35	1 800 000.00	1 539 875.55	1.59
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.12500% 15-07.08.45	700 000.00	621 860.67	0.64
EUR SMURFIT KAPPA TREASURY LLC 3.48900% 25-24.11.31	100 000.00	97 798.84	0.10
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.95000% 15-30.07.30	900 000.00	866 052.00	0.89
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.90000% 16-31.10.46	1 000 000.00	847 500.00	0.87
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.70000% 18-31.10.48	2 100 000.00	1 689 851.10	1.74
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.85000% 19-30.07.35	1 150 000.00	1 007 248.20	1.04
EUR SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S 3.25000% 24-27.08.31	410 000.00	403 338.31	0.42
EUR SYMBIASE AG-REG-S 3.25000% 25-24.09.32	295 000.00	288 173.61	0.30
EUR TALURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05.07.27	200 000.00	196 766.00	0.20
EUR VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.25000% 25-29.10.32	200 000.00	193 688.17	0.20
EUR WINTERSHALL DEA FINANCE NV-REG-S 1.82300% 19-25.09.31	500 000.00	440 933.57	0.45
EUR WIP CARRY INC 3.25000% 26-02.10.31	420 000.00	404 467.38	0.42
EUR WIP CARRY INC 3.25000% 26-10.05.35	705 000.00	715 770.12	0.74
TOTAL EUR		30 646 830.16	31.59
GBP			
GBP BERKELEY GROUP PLC/THE-REG-S 2.50000% 21-11.08.31	160 000.00	154 344.20	0.16
GBP SUPERMARKET INCOME REIT PLC-REG-S 5.12500% 25-30.07.31	500 000.00	557 741.92	0.57
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN-REG-S 4.25000% 06-07.12.46	275 000.00	266 585.85	0.28
GBP WHITBREAD GROUP PLC-REG-S 5.00000% 25-31.05.32	270 000.00	246 192.69	0.25
TOTAL GBP		1 225 264.66	1.26
JPY			
JPY JAPAN O 500000% 19-20.01.50	135 000 000.00	294 630.23	0.30
JPY JAPAN O 800000% 18-20.01.58	400 000 000.00	1 016 107.19	1.05
TOTAL JPY		1 310 737.42	1.35
MXN			
MXN MEXICO, UNITED MEXICAN STATES 7.75000% 11-13.11.42	300 000.00	1 197 407.10	1.24
TOTAL MXN		1 197 407.10	1.24

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible Annual report and audited financial statements as of 31 March 2026

80

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
NZD			
NZD NEW ZEALAND 1.50000% 19-15.05.31	800 000.00	346 207.01	0.36
NZD NEW ZEALAND 1.75000% 20-15.05.41	5 100 000.00	1 638 088.12	1.69
NZD NEW ZEALAND 2.75000% 21-15.05.51	1 800 000.00	573 648.32	0.59
NZD NEW ZEALAND-REG-S 2.75000% 16-15.04.37	13 400 000.00	5 457 566.74	5.62
TOTAL NZD		8 015 510.19	8.26
RUB			
RUB RUSSIA, FEDERATION OF 7.65000% 19-10.04.30*	270 000 000.00	0.29	0.00
TOTAL RUB		0.29	0.00
USD			
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 6.12500% 09-18.01.41	200 000.00	151 241.10	0.16
USD COUNTRY GARDEN HOLD CO REG-S (PK) STEPDOWN 25-31.12.34	3 957.00	292.01	0.00
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO REG-S (PK) 2.50000% 25-31.12.32	51 277.00	5 993.81	0.01
USD CZECHOSLOVAK GROUP AS-REG-S 6.50000% 25-10.01.31	200 000.00	177 833.71	0.18
USD IVORY COAST, REPUBLIC OF-REG-S 8.07500% 25-01.04.36	200 000.00	176 373.39	0.18
USD REPUBLIC OF AZERBAIJAN-REG-S 3.50000% 17-01.09.32	300 000.00	238 531.19	0.24
USD TRADE & DEVELOPMENT BK OF MONGOLIA-REG-S 8.50000% 24-23.12.27	125 000.00	106 284.44	0.11
TOTAL USD		856 549.65	0.88
Total Bonds, fixed rate		43 252 299.47	44.58
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR BP CAPITAL MARKETS PLC-REG-S 3.250%/VAR 20-PRP	280 000.00	279 622.00	0.29
EUR BP CAPITAL MARKETS PLC-REG-S-SUB 3.625%/VAR 20-PRP	100 000.00	98 619.59	0.10
EUR COOPERATIVE RABOBANK (IA-REG-S-SUB COCO 3.250%/VAR 19-PRP	200 000.00	199 020.00	0.21
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.375%/VAR 21-17.02.32	300 000.00	266 259.59	0.27
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 5.000%/VAR 26-PRP	180 000.00	167 546.80	0.17
EUR HEMSO FASTIGHETS AB-REG-S-SUB 4.200%/VAR 26-18.02.58	105 000.00	100 968.33	0.10
EUR IBERCAJA BANCO SA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 25-18.08.36	300 000.00	293 598.36	0.30
EUR IBERCAJA BANCO SA-REG-S 4.375%/VAR 24-30.07.28	200 000.00	202 808.86	0.21
EUR RAFFESSEN BANK INTERNATION-REG-S-SUB COCO 6.200%/VAR 26-PRP	200 000.00	191 711.00	0.20
EUR STONEGATE PUB CO FIN-REG-S 3M EURBOR+662.50BP 24-31.07.29	100 000.00	97 821.96	0.10
TOTAL EUR		1 897 996.49	1.95
GBP			
GBP STELLANTIS NV-REG-S-SUB 8.750%/VAR 26-PRP	275 000.00	300 781.13	0.31
TOTAL GBP		300 781.13	0.31
USD			
USD BOTESAY LIFE PLC-REG-S-SUB COCO 7.000%/VAR 25-PRP	380 000.00	319 078.63	0.33
TOTAL USD		319 078.63	0.33
Total Bonds, floating rate		2 517 856.25	2.59
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.000%/CPI LINKED 19-15.02.49	550 000.00	436 570.67	0.45
TOTAL USD		436 570.67	0.45
Total Treasury notes, floating rate		436 570.67	0.45
Convertible bonds, zero coupon			
USD			
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO-REG-S 0.00000% 25-31.12.31	140 658.00	13 428.55	0.01
TOTAL USD		13 428.55	0.01
Total Convertible bonds, zero coupon		13 428.55	0.01
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		89 223 966.09	91.95

* Fair-valued

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD AVENTURA MALL TRUST-144A 4.112%VAR 18-01-07-40	650 000.00	556 540.74	0.57
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A VAR 17-01-01-43	1 225 000.00	996 984.14	1.01
TOTAL USD		1 553 524.88	1.60
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		1 553 524.88	1.60

Notes, fixed rate

USD			
USD STELLANTIS FINANCE US INC-144A 5.75000% 25-18-03-30	400 000.00	345 273.51	0.36
TOTAL USD		345 273.51	0.36
Total Notes, fixed rate		345 273.51	0.36

Notes, floating rate

USD			
USD EVERSOURCE ENERGY-SUB 6.100%VAR 26-35-08-56	90 000.00	77 145.86	0.08
TOTAL USD		77 145.86	0.08
Total Notes, floating rate		77 145.86	0.08

Medium term notes, fixed rate

USD			
USD ISW INFRASTRUCTURE LTD-REG-S 4.95000% 22-23-01-25	250 000.00	211 796.99	0.22
TOTAL USD		211 796.99	0.22
Total Medium term notes, fixed rate		211 796.99	0.22
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		2 187 741.34	2.26

Other transferable securities

Bonds, floating rate

USD			
USD CREDIT SUISSE GROUP AG VAR 18-PRP	500 000.00	0.04	0.00
TOTAL USD		0.04	0.00
Total Bonds, floating rate		0.04	0.00

Convertible bonds, zero coupon

USD			
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD-REG-S 0.00000% 25-31-12-34	2 131.00	52.92	0.00
TOTAL USD		52.92	0.00
Total Convertible bonds, zero coupon		52.92	0.00
Total Other transferable securities		52.96	0.00

Recently issued transferable securities and money market instruments

Notes, fixed rate

USD			
USD APOLLO DEBT SOLUTIONS SOC-144A 5.20000% 25-08-12-28	95 000.00	82 284.68	0.09
USD NEPTUNE BIOCD US INC-144A 9.50000% 26-15-02-33	200 000.00	168 415.04	0.17
TOTAL USD		250 699.72	0.26
Total Notes, fixed rate		250 699.72	0.26
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		250 699.72	0.26
Total Investments in securities		91 662 460.01	94.47

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Derivative instruments			
Derivative instruments listed on an official stock exchange			
Financial Futures on bonds			
EUR EURO-SCHATZ FUTURE 08.06.26	7.00	1 785.00	0.00
EUR EURO-BUX FUTURE 08.06.26	-1.00	2 940.00	0.00
EUR EURO-GAT FUTURE 08.06.26	53.00	-284 580.00	-0.29
EUR EURO-5Y ITALY GOVERNMENT FUTURE 08.06.26	36.00	-131 340.00	-0.14
EUR EURO-BUND FUTURE 08.06.26	13.00	-25 860.30	-0.03
EUR EURO-BOBI FUTURE 08.06.26	99.00	-138 530.00	-0.14
GBP LONG GILT FUTURE 26.06.26	-46.00	251 505.23	0.26
USD US LONG BOND FUTURE 18.06.26	-25.00	38 601.43	0.04
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	-81.00	105 118.23	0.11
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 18.06.26	-26.00	41 198.36	0.04
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	8.00	-7 831.49	-0.01
USD US ULTRA LONG BOND (CBI) FUTURE 18.06.26	-15.00	47 497.46	0.05
USD US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 18.06.26	-127.00	226 455.37	0.23
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 19.06.26	9.00	-11 530.19	-0.01
JPY JAPAN GOVERNMENT 10Y BOND (OSE) FUTURE 15.06.26	-4.00	30 586.86	0.03
CAD CAN 5YR BOND FUTURE 19.06.26	3.00	-2 612.02	0.00
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.06.26	64.00	-21 173.81	-0.02
AUD AUSTRALIA 5YR BOND FUTURE 15.06.26	178.00	-41 392.99	-0.04
TOTAL Financial Futures on bonds		81 237.14	0.08
Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		81 237.14	0.08

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Swaps and forward swaps on interest rates			
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.675000% 24-30.10.29	-18 000 000.00	617 861.48	0.64
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3M/FRA 24-30.10.29			
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.583000% 24-24.09.29	-19 000 000.00	688 523.40	0.71
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3M/FRA 24-24.09.29			
CNY CIT/INTEREST RATE SWAP PAY 2.805000% 21-02.04.26	-55 000 000.00	-21 030.19	-0.02
CNY CIT/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 21-02.04.26			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.19431% 23-10.03.53	-1 800 000.00	240 055.83	0.25
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOIR O/N 23-10.03.53			
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.105000% 24-27.02.29	-2 100 000.00	-62 626.41	-0.06
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON O/N 24-27.02.29			
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.090000% 24-05.03.29	-2 200 000.00	-64 365.17	-0.07
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON O/N 24-05.03.29			
ZAR LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 8.135000% 24-18.06.29	-41 000 000.00	-40 957.87	-0.04
ZAR LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3M 24-18.06.29			
JPY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0.550000% 25-29.09.27	-600 000 000.00	33 935.94	0.03
JPY LCH/INTEREST RATE SWAP REC 12M LIBOR 25-29.09.27			
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.820000% 24-10.10.29	-14 000 000.00	-17 053.18	-0.02
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 24-10.10.29			
JPY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0.568000% 25-19.03.27	-1 100 000 000.00	29 501.83	0.03
JPY LCH/INTEREST RATE SWAP REC JRPY TONA 25-19.03.27			
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 0.209000% 24-26.11.26	-2 500 000.00	-6 099.57	-0.01
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON O/N 24-26.11.26			
CAD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 2.480000% 25-17.03.30	-2 400 000.00	19 931.82	0.02
CAD LCH/INTEREST RATE SWAP REC CADNREPO 25-17.03.30			
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY -0.001700% 25-03.06.30	-1 500 000.00	17 705.38	0.02
CHF LCH/INTEREST RATE SWAP REC SARON O/N 25-03.06.30			
PLN LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.775000% 26-13.01.31	-3 500 000.00	27 113.31	0.03
PLN LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6M/WIS 26-13.01.31			
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.610000% 26-29.01.31	-30 500 000.00	-2 610.25	0.00
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 26-29.01.31			
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.636000% 26-05.02.31	-9 000 000.00	-2 161.23	0.00
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 26-05.02.31			
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.622000% 26-06.02.31	-9 000 000.00	-201.55	0.00
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP REC CNRR007 26-06.02.31			
PLN LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.747500% 26-17.02.31	-4 750 000.00	38 566.11	0.04
PLN LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6M/WIS 26-17.02.31			
PLN LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.715000% 26-17.02.31	-4 750 000.00	40 152.58	0.04
PLN LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6M/WIS 26-17.02.31			
JPY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 1.387400% 26-11.03.29	-500 000 000.00	9 804.09	0.01
JPY LCH/INTEREST RATE SWAP REC JRPY TONA O/N 26-11.03.29			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 4.13563% 26-30.03.56	-350 000.00	-1 384.99	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOIR O/N 26-30.03.56			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3.90618% 26-30.03.36	-1 400 000.00	-5 617.05	-0.01
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOIR O/N 26-30.03.36			
MXN CME/INTEREST RATE SWAP REC 8.070000% 18-26.06.28	75 000 000.00	18 772.53	0.02
MXN CME/INTEREST RATE SWAP PAY MXC 18-26.06.28			

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
MXN CME/INTEREST RATE SWAP REC 8.13500% 18-12.07.28	120 000 000.00	33 682.11	0.03
MXN CME/INTEREST RATE SWAP PAY MX 18-12.07.28			
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 1.32000% 21-22.06.26	11 000 000.00	742.52	0.00
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/RA 21-22.06.26			
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.65000% 22-19.12.27	4 000 000.00	67 364.56	0.07
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/RA 22-19.12.27			
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.67500% 22-19.12.27	4 000 000.00	68 329.36	0.07
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/RA 22-19.12.27			
ZAR LCH/INTEREST RATE SWAP REC 9.10100% 23-05.04.33	17 500 000.00	58 770.73	0.06
ZAR LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/ZAR 23-05.04.33			
ZAR LCH/INTEREST RATE SWAP REC 9.08000% 23-05.04.33	7 500 000.00	24 737.99	0.03
ZAR LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/ZAR 23-05.04.33			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.76250% 24-03.07.26	10 000 000.00	-19 371.93	-0.02
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY SOFR O/N 24-03.07.26			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.95880% 24-27.11.26	10 000 000.00	18 970.30	0.02
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SOFR O/N 23-27.11.26			
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.65250% 24-23.02.29	3 000 000.00	41 846.76	0.04
NZD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/RA 24-23.02.29			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.31070% 24-21.02.27	3 500 000.00	4 806.86	0.00
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 24-21.02.27			
BRL CME/INTEREST RATE SWAP REC 9.93600% 24-04.01.27	12 000 000.00	-158 267.87	-0.16
BRL CME/INTEREST RATE SWAP PAY B2D 24-04.01.27			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.27532% 24-07.03.27	3 500 000.00	2 502.46	0.00
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 24-07.03.27			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.38850% 25-25.09.27	3 500 000.00	-61 870.21	-0.06
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 25-25.09.27			
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP REC 1.57750% 24-30.09.26	50 000 000.00	2 728.14	0.00
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY CMBR007 24-30.09.26			
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP REC 1.66100% 24-10.10.26	35 000 000.00	5 182.09	0.01
CNY LCH/INTEREST RATE SWAP PAY CMBR007 24-10.10.26			
BRL CME/INTEREST RATE SWAP REC 14.23000% 25-03.01.28	20 000 000.00	7 573.82	0.01
BRL CME/INTEREST RATE SWAP PAY B2D 25-03.01.28			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.95638% 25-29.02.28	3 000 000.00	-19 403.98	-0.02
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 25-29.02.28			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.90170% 26-09.03.28	6 000 000.00	-46 470.96	-0.05
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 26-09.03.28			
BRL CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.93000% 25-04.01.27	30 000 000.00	-37 036.17	-0.04
BRL CME/INTEREST RATE SWAP PAY B2D 25-04.01.27			
BRL CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.31000% 25-02.01.29	30 000 000.00	-63 552.68	-0.07
BRL CME/INTEREST RATE SWAP PAY B2D 25-02.01.29			
BRL CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.18250% 25-02.01.29	19 000 000.00	-44 991.08	-0.05
BRL CME/INTEREST RATE SWAP PAY B2D 25-02.01.29			
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.28200% 25-07.10.30	300 000 000.00	-27 691.87	-0.03
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6M/ 25-07.10.30			
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.28500% 25-07.10.30	300 000 000.00	-27 593.55	-0.03
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6M/ 25-07.10.30			
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.30100% 25-08.10.30	300 000 000.00	-27 069.02	-0.03
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6M/ 25-08.10.30			
AUD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.99500% 26-02.12.28	5 500 000.00	-42 121.47	-0.04
AUD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M 26-02.12.28			
AUD LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.09600% 26-04.12.28	5 500 000.00	-35 886.26	-0.04
AUD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M 26-04.12.28			
NAR LCH/INTEREST RATE SWAP REC 5.90750% 25-22.12.30	245 000 000.00	-61 734.50	-0.06
NAR LCH/INTEREST RATE SWAP PAY O/N M/BOR 25-22.12.30			
BRL CME/INTEREST RATE SWAP REC 13.47750% 25-02.01.30	11 000 000.00	-12 115.55	-0.01
BRL CME/INTEREST RATE SWAP PAY B2D 25-02.01.30			
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.04600% 26-13.01.31	365 000 000.00	-42 237.08	-0.04
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6M/ 26-13.01.31			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.67050% 27-27.01.29	4 600 000.00	-55 389.25	-0.06
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 27-27.01.29			
NAR LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.15250% 26-29.01.31	290 000 000.00	-82 479.17	-0.04
NAR LCH/INTEREST RATE SWAP PAY O/N M/BOR 26-29.01.31			
KRW LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.46000% 26-05.02.31	2 000 000 000.00	-13 686.68	-0.01
KRW LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/KWCD 26-05.02.31			
KRW LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.42500% 26-06.02.31	2 000 000 000.00	-15 572.14	-0.02
KRW LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 3M/KWCD 26-06.02.31			
CZK LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.60100% 26-17.02.31	27 000 000.00	-36 488.68	-0.04
CZK LCH/INTEREST RATE TP SWAP PAY PRIBOR 6M 26-17.02.31			
CZK LCH/INTEREST RATE SWAP REC 3.60250% 26-17.02.31	27 000 000.00	-36 414.61	-0.04
CZK LCH/INTEREST RATE TP SWAP PAY PRIBOR 6M 26-17.02.31			
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP REC 6.64500% 26-13.03.31	280 000 000.00	-14 232.01	-0.01
HUF LCH/INTEREST RATE SWAP PAY 6M/ 26-13.03.31			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP REC 4.33695% 27-27.03.29	2 400 000.00	5 485.99	0.01
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY SONA O/N 27-27.03.29			
TOTAL Swaps and forward swaps on interest rates		958 863.81	0.99
Total Derivative Instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		958 863.81	0.99
Total Derivative Instruments		1 040 100.95	1.07

Description					Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts						
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date						
NGN	384 790 000.00	USD	245 558.39	29.4.2026	24 913.17	0.03
KZT	228 562 500.00	USD	402 739.11	30.4.2026	61 453.59	0.06
NGN	326 180 000.00	USD	235 000.00	29.4.2026	-2 179.82	0.00
EGP	11 604 000.00	USD	240 000.00	18.5.2026	-31 156.94	-0.02
TWD	15 173 800.00	USD	484 001.95	8.4.2026	-9 697.79	-0.01
KRW	1 980 165 200.00	USD	1 388 790.90	8.4.2026	-74 181.36	-0.08
USD	881 914.89	BRL	4 583 100.00	8.4.2026	4 443.49	0.00
USD	962 982.19	COP	3 633 331 800.00	8.4.2026	-24 890.85	-0.03
KRW	683 259 000.00	USD	475 000.00	8.4.2026	-23 713.32	-0.02
EUR	800 110.17	THB	29 340 600.00	8.4.2026	27 858.26	0.03
EGP	12 079 000.00	USD	235 000.00	17.6.2026	-22 024.04	-0.02
CHF	371 934.45	AUD	675 000.00	8.4.2026	772.13	0.00
EUR	7 027 440.68	NZD	13 885 000.00	8.4.2026	153 642.00	0.16
EUR	361 706.67	CAD	575 100.00	8.4.2026	4 050.16	0.00
TRY	23 385 000.00	EUR	443 751.30	8.4.2026	9 547.55	0.01
EUR	14 507 795.65	USD	16 861 700.00	8.4.2026	-122 577.40	-0.13
EUR	499 527.62	CZK	12 171 500.00	8.4.2026	4 189.00	0.00
AUD	358 400.00	EUR	216 912.77	8.4.2026	-3 944.52	0.00
EUR	1 342 854.97	HUF	521 512 900.00	8.4.2026	-6 765.64	-0.01
EUR	2 929 605.37	GBP	2 560 200.00	8.4.2026	279.90	0.00
EUR	652 534.68	MXN	13 290 000.00	8.4.2026	13 689.25	0.01
EUR	1 088 554.75	JPY	198 977 500.00	8.4.2026	2 805.06	0.00
EUR	297 754.30	SEK	3 199 300.00	8.4.2026	6 266.23	0.01
PLN	4 900 000.00	EUR	1 143 416.54	8.4.2026	-3 004.00	0.00
EUR	135 915.85	ZAR	2 590 000.00	8.4.2026	4 689.16	0.01
EUR	701 678.87	CHF	639 000.00	8.4.2026	11 248.34	0.01
EUR	334 215.44	CNH	2 678 200.00	8.4.2026	-2 393.49	0.00
USD	513 956.04	TRY	23 385 000.00	8.4.2026	-7 403.93	-0.01
USD	320 000.00	EUR	274 510.39	8.4.2026	3 143.66	0.00
USD	480 000.00	CAD	650 608.80	8.4.2026	11 865.53	0.01
NZD	795 000.00	CAD	635 272.58	8.4.2026	-1 511.61	0.00
HUF	79 944 000.00	EUR	200 000.00	8.4.2026	6 886.68	0.01
GBP	145 000.00	EUR	167 187.72	8.4.2026	-1 281.86	0.00
USD	463 348.73	BRL	2 430 000.00	8.4.2026	-1 336.51	0.00
EUR	214 449.98	USD	250 000.00	8.4.2026	-2 467.25	0.00
CZK	3 630 000.00	EUR	148 876.23	8.4.2026	-1 147.59	0.00
MXN	2 860 000.00	EUR	139 470.12	8.4.2026	-1 990.97	0.00
EUR	73 258.96	AUD	120 000.00	8.4.2026	1 952.63	0.00
CHF	972 427.25	CAD	650 000.00	8.4.2026	-1 834.64	0.00
EUR	89 191.06	ZAR	1 700 000.00	8.4.2026	3 057.97	0.00
USD	57 205.76	AUD	80 000.00	8.4.2026	2 098.85	0.00
EUR	155 617.40	USD	180 000.00	8.4.2026	-563.01	0.00
USD	130 000.00	EUR	113 166.23	8.4.2026	-309.27	0.00
EUR	230 988.49	GBP	200 000.00	8.4.2026	2 152.82	0.00
CAD	629 776.80	USD	460 000.00	8.4.2026	-7 469.54	-0.01
USD	330 000.00	EUR	287 057.99	8.4.2026	-727.25	0.00
EUR	54 097.92	CAD	85 000.00	8.4.2026	1 236.15	0.00
EUR	147 504.78	USD	170 000.00	8.4.2026	1.06	0.00
CAD	624 067.86	NZD	780 000.00	8.4.2026	1 969.30	0.00
EUR	156 424.92	AUD	255 000.00	8.4.2026	4 898.96	0.01
CHF	368 244.00	NZD	800 000.00	8.4.2026	1 840.96	0.00
GBP	120 000.00	USD	160 886.28	8.4.2026	-2 295.25	0.00
EUR	392 355.70	USD	455 000.00	8.4.2026	-2 433.66	0.00
AUD	225 000.00	USD	157 789.13	8.4.2026	-3 210.23	0.00
GBP	145 000.00	EUR	167 626.98	8.4.2026	-1 721.12	0.00
JPY	10 000 000.00	EUR	54 266.46	8.4.2026	300.00	0.00
USD	474 077.55	TWD	15 173 800.00	8.4.2026	1 089.68	0.00
TWD	15 173 800.00	USD	473 264.30	6.5.2026	-1 959.81	0.00
COP	3 633 331 800.00	USD	990 818.60	8.4.2026	694.43	0.00
USD	984 456.01	COP	3 633 331 800.00	6.5.2026	-140.34	0.00

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets			
Forward Foreign Exchange contracts (Continued)						
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date						
USD	170 000.00	EUR	148 285.00	8.4.2026	-781.28	0.00
MXN	3 200 000.00	EUR	154 295.46	8.4.2026	-472.63	0.00
BRL	7 013 100.00	USD	1 344 775.81	8.4.2026	-2 680.33	0.00
USD	1 337 135.14	BRL	7 013 100.00	6.5.2026	2 711.75	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts					5 480.87	0.01
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					5 897 932.69	6.08
Bank overdraft and other short-term liabilities					-3 040 659.70	-3.13
Other assets and liabilities					1 466 647.57	1.50
Total net assets					97 031 962.79	100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 March 2026

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
USD			
USD AIA GROUP LTD-REG-S 5.625000% 22-25.10.27	200 000.00	204 454.78	0.08
USD AIRPORT AUTHORITY-REG-S 3.250000% 22-12.01.52	200 000.00	150 247.99	0.06
USD AIRPORT AUTHORITY-REG-S 4.250000% 23-12.01.28	275 000.00	277 998.54	0.11
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 3.150000% 21-09.02.51	2 100 000.00	1 409 247.00	0.57
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 5.250000% 25-26.05.35	1 800 000.00	1 853 010.00	0.75
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 5.625000% 25-26.11.54	400 000.00	358 472.00	0.16
USD AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK-REG-S SUB-4 6.000000% 16-19.05.26	500 000.00	500 155.99	0.20
USD CFAMC II CO LTD-REG-S 4.750000% 17-27.04.27	500 000.00	500 240.00	0.20
USD CHAMPION PATH HOLDINGS-REG-S 4.850000% 21-27.01.28	200 000.00	180 575.19	0.08
USD CLIFFORD CAPITAL ASSET MGMT LTD-REG-S 4.250000% 23-16.05.26	700 000.00	700 000.28	0.28
USD CNAC HK FINBROGE CO LTD-REG-S 3.875000% 19-19.06.29	1 400 000.00	1 376 438.00	0.56
USD CNAC HK FINBROGE CO LTD-REG-S 3.000000% 20-22.05.30	2 100 000.00	1 966 198.50	0.80
USD CNOOC FINANCE 2013 LTD 3.300000% 19-30.09.49	200 000.00	151 878.00	0.06
USD CNOOC FINANCE 2015 USA LLC 4.375000% 18-02.05.28	1 050 000.00	1 052 123.00	0.43
USD DEVELOPMENT BK OF THE PHILIPPINES-REG-S 2.375000% 21-11.03.31	4 100 000.00	3 691 681.00	1.49
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 5.125000% 23-11.01.33	350 000.00	363 811.00	0.15
USD FORTUNE STAR BV LTD-REG-S 8.500000% 24-19.05.28	495 000.00	494 993.81	0.20
USD FORTUNE STAR BV LTD-REG-S 6.800000% 25-09.09.29	600 000.00	566 955.00	0.23
USD GLOBE TELECOM INC-REG-S 3.000000% 20-23.07.35	300 000.00	250 383.00	0.10
USD GMR HYDERABAD INTNATL AIRPORT LTD-REG-S 4.250000% 17-27.10.27	200 000.00	196 222.00	0.08
USD GS-CALTEX CORP-REG-S 5.375000% 23-07.08.28	500 000.00	509 270.00	0.21
USD HANWHA Q CELLS AMERICAS HOLDINGS-REG-S 5.000000% 23-27.07.28	775 000.00	785 803.50	0.32
USD HEALTH & HAPPINESS HSH INTL-REG-S 9.125000% 25-24.07.28	375 000.00	387 656.25	0.16
USD HKT CAPITAL NO 6 LTD-REG-S 3.000000% 22-18.01.32	200 000.00	183 370.92	0.07
USD HONG KONG AIRPORT AUTHORITY-REG-S 3.500000% 22-12.01.62	400 000.00	301 575.01	0.12
USD ICTSI TREASURY BV REG-S 3.500000% 21-16.11.31	1 400 000.00	1 302 000.00	0.53
USD INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 5.100000% 24-10.02.54	2 200 000.00	1 996 500.00	0.81
USD INTERNATIONAL CONT TERM SERV-REG-S 4.750000% 20-17.06.30	250 000.00	249 270.00	0.10
USD ISW HYDRO ENERGY LTD-REG-S 4.125000% 21-18.05.31	200 000.00	127 254.50	0.05
USD ISW STEEL LTD-REG-S 3.950000% 21-05.04.27	300 000.00	294 150.00	0.12
USD KEB HANA BANK-REG-S 3.250000% 22-30.03.27	500 000.00	494 620.00	0.20
USD KIOXIA HOLDINGS CORP-REG-S 6.250000% 25-24.07.30	300 000.00	304 838.68	0.12
USD KOREA DEVELOPMENT BANK THE 5.375000% 23-23.10.26	400 000.00	402 877.00	0.16
USD KOREA ELECTRIC POWER CORP-REG-S 5.125000% 04-23.04.34	1 450 000.00	1 489 518.66	0.60
USD KOREA ELECTRIC POWER CORP-REG-S 5.375000% 23-31.07.26	400 000.00	401 204.00	0.16
USD KOREA MINE REHABILITATION & M/N-REG-S 4.125000% 22-20.04.27	1 100 000.00	1 096 733.00	0.44
USD KOREA NATIONAL OIL CORP-REG-S 4.875000% 24-03.04.29	200 000.00	202 854.00	0.08
USD KOREA, REPUBLIC OF 2.750000% 17-19.01.27	200 000.00	197 882.00	0.08
USD KOREA, REPUBLIC OF 4.125000% 14-10.06.44	200 000.00	180 096.00	0.07
USD KRASATA IPOSCO PS-REG-S 6.375000% 24-11.06.29	1 400 000.00	1 406 664.00	0.57
USD KT CORP-REG-S 2.500000% 16-18.07.26	600 000.00	596 508.00	0.24
USD KUASHOU TECHNOLOGY-REG-S 4.750000% 26-22.01.36	3 250 000.00	3 150 777.50	1.28
USD LAI SUN MTN LTD-REG-S 5.000000% 21-28.07.26	850 000.00	689 352.43	0.28
USD LENOVO GROUP LTD-REG-S 6.536000% 22-27.07.32	2 350 000.00	2 518 401.00	1.02
USD LG ENERGY SOLUTION LTD-REG-S 5.875000% 25-02.04.35	350 000.00	350 448.00	0.14
USD LIP CAPITAL PTE LTD-REG-S 6.875000% 19-04.02.39	2 225 000.00	1 512 323.05	0.61
USD LOGAN PROPHILD CO LTD-REG-S "DEFALTED" 6.900000% 19-09.06.24	1 125 000.00	118 125.00	0.05
USD MEITUAN-REG-S 4.500000% 25-05.06.31	895 000.00	831 632.85	0.34
USD MEITUAN-REG-S 4.625000% 24-02.30.29	1 050 000.00	1 044 319.50	0.42
USD MELCO RESORTS FINANCE LTD-REG-S 5.750000% 20-21.07.28	400 000.00	391 400.11	0.16
USD MELCO RESORTS FINANCE LTD-REG-S 6.500000% 25-24.09.33	200 000.00	191 956.14	0.08
USD MGM CHINA HOLDINGS LTD-REG-S 5.875000% 19-15.05.26	200 000.00	199 022.94	0.08
USD MIUHO FINANCIAL GROUP INC-REG-S 3.477000% 16-12.04.26	200 000.00	199 938.80	0.08
USD MONGOLIAN MANGG CORP-REG-S 8.440000% 25-03.04.30	200 000.00	198 250.00	0.08
USD MUANGTHAI CAPITAL PLC-REG-S 7.550000% 25-21.07.30	600 000.00	594 000.00	0.24
USD NICKEL INDUSTRIES LTD-REG-S 9.000000% 25-30.09.30	200 000.00	199 500.00	0.08
USD NIT FINANCE CORP-REG-S 1.162000% 21-03.04.26	250 000.00	249 953.47	0.10
USD NIT FINANCE CORP-REG-S 5.110000% 24-02.07.29	900 000.00	913 109.30	0.37
USD NIT FINANCE CORP-REG-S 4.876000% 25-16.07.30	225 000.00	226 422.39	0.09
USD NIT FINANCE CORP-REG-S 5.502000% 25-16.07.35	800 000.00	811 383.72	0.33

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD PAKISTAN ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 7.87500% 06-31.03.36	200 000.00	179 250.00	0.07
USD PAKISTAN ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 6.87500% 17-05.12.27	375 000.00	369 562.50	0.15
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 5.34000% 25-03.04.35	4 000 000.00	4 107 760.00	1.66
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 5.84800% 25-03.04.55	700 000.00	716 156.00	0.29
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF 2.65000% 20-10.12.45	375 000.00	235 875.00	0.10
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.17000% 23-13.10.27	600 000.00	404 260.00	0.16
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.50000% 23-17.01.48	200 000.00	192 200.00	0.08
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 4.62500% 23-17.07.28	200 000.00	200 780.00	0.08
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.60000% 24-14.05.49	850 000.00	820 940.63	0.33
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 4.75000% 24-05.03.35	1 800 000.00	1 728 000.00	0.70
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 4.20000% 23-25.03.47	300 000.00	239 456.25	0.10
USD POSCO REG-S 4.87500% 24-23.01.27	370 000.00	371 039.70	0.15
USD POSCO-REG-S 5.75000% 23-17.01.28	500 000.00	509 460.00	0.21
USD RAZEN FUELS FINANCE SA-REG-S 5.70000% 24-17.01.35	700 000.00	381 080.00	0.15
USD RELIANCE INDUSTRIES LTD-REG-S 2.87500% 22-12.01.32	400 000.00	360 000.00	0.15
USD RELIANCE INDUSTRIES LTD-REG-S 3.62500% 22-12.01.52	2 900 000.00	2 041 919.00	0.83
USD RENEW TREASURY IFSC PVT LTD-REG-S 6.50000% 26-02.02.31	605 000.00	586 660.94	0.24
USD RENEW WIND ENER AP2 / RENEW POWER-REG-S 4.50000% 21-14.07.28	600 000.00	565 312.50	0.23
USD ROPF OVERSEAS 2020 A-REG-S *DEFAULTED* 5.20000% 21-12.07.25	500 000.00	93 653.65	0.04
USD SANES CHINA LTD STEP-UP/DOWN 19-08.08.28	500 000.00	503 746.50	0.20
USD SANTOS FINANCE LTD-REG-S 6.87500% 23-19.09.33	800 000.00	870 987.20	0.35
USD SF HOLDING INVESTMENT 2021 LTD-REG-S 3.00000% 21-17.11.28	200 000.00	193 654.00	0.08
USD SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD-REG-S 5.00000% 23-24.07.28	500 000.00	506 135.00	0.20
USD SK HYUNIC INC-REG-S 5.50000% 24-16.01.27	200 000.00	201 752.00	0.08
USD SK HYUNIC INC-REG-S 6.50000% 23-17.01.33	3 600 000.00	3 924 468.00	1.59
USD SOFTBANK CORP-REG-S 5.33200% 25-09.07.35	2 600 000.00	2 558 862.26	1.04
USD SP GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 4.62500% 24-21.11.29	250 000.00	253 635.88	0.10
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.01.30	560 950.00	525 778.87	0.21
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.03.33	1 086 170.00	903 471.90	0.37
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.05.36	234 779.00	207 485.94	0.08
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.07.38	843 114.00	753 533.14	0.31
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S STEP UP 24-15.06.35	428 540.00	324 619.05	0.13
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.29600% 23-06.07.34	200 000.00	211 080.65	0.09
USD STAR ENERGY GEOTHERMAL WAYANG-REG-S 6.75000% 18-24.04.33	200 000.00	127 500.00	0.05
USD STUDIO CITY FINANCE LTD-REG-S 6.50000% 20-15.01.28	350 000.00	345 990.64	0.14
USD STUDIO CITY FINANCE LTD-REG-S 5.00000% 21-15.01.29	500 000.00	468 836.72	0.19
USD VEDANTA RESOURCES FINANCE II PLC-REG-S 11.25000% 24-03.12.31	200 000.00	212 812.00	0.09
USD VEDANTA RESOURCES FINANCE II PLC-REG-S 9.85000% 25-24.04.33	800 000.00	819 080.00	0.33
USD VEDANTA RESOURCES-REG-S 9.12500% 25-15.10.32	210 000.00	210 262.50	0.09
USD WEST CHINA CEMENT LTD-REG-S 9.90000% 25-04.12.28	200 000.00	180 182.00	0.07
USD WYNN MACAU LTD-REG-S 5.12500% 19-15.12.29	200 000.00	191 754.21	0.08
USD WYNN MACAU LTD-REG-S 6.75000% 25-15.02.34	200 000.00	195 184.71	0.08
TOTAL USD		72 390 469.14	29.30
Total Notes, fixed rate		72 390 469.14	29.30
Notes, floating rate			
USD			
USD CUI OVERSEAS CO LTD-REG-S-SUB 5.350%/VAR 23-15.08.33	550 000.00	561 305.25	0.23
USD DA-CHI LIFE INSURANCE CO LTD-REG-S-SUB 6.200%/VAR 25-PRP	1 400 000.00	1 408 331.40	0.57
USD GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S-SUB 6.500%/VAR 25-PRP	480 000.00	464 784.00	0.19
USD GUP PTE LTD-REG-S-SUB 4.500%/VAR 21-PRP	1 900 000.00	950 717.74	0.39
USD KYODO LF INSURANCE CO LTD REG-S-SUB 5.900%/VAR 22-15.06.52	500 000.00	505 320.00	0.20
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 4.254%/VAR 18-11.09.29	500 000.00	496 691.03	0.20
USD NANYANG COMMERCIAL BANK LTD-REG-S-SUB 6.000%/VAR 24-06.08.34	250 000.00	256 641.70	0.10
USD PRUDENTIAL FUNDING PLC-REG-S-SUB 2.950%/VAR 21-03.11.33	2 000 000.00	1 905 972.06	0.77
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.301%/VAR 23-09.01.29	600 000.00	616 290.60	0.25
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB COCO 7.875%/VAR 24-PRP	200 000.00	207 717.20	0.08
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 7.625%/VAR 25-PRP	600 000.00	612 802.65	0.25
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 8.866%/VAR 18-15.03.33	1 000 000.00	996 208.04	0.40
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 3.265%/VAR 20-18.07.36	2 000 000.00	1 818 803.04	0.74
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GRP INC-SUB 5.334%/VAR 26-03.03.41	2 100 000.00	2 036 299.09	0.82
USD SUMITOMO MITSUI TRUST GROUP-REG-S-SUB 5.416%/VAR 25-11.09.36	2 000 000.00	1 966 731.68	0.80
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 2.668%/VAR 20-15.11.35	1 600 000.00	1 437 182.59	0.58
TOTAL USD		16 241 798.07	6.57
Total Notes, floating rate		16 241 798.07	6.57

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Medium term notes, fixed rate			
SGD			
SGD PSA TREASURY PTE LTD-REG-S 2.23000% 25-20.08.35	1 500 000.00	1 133 936.70	0.46
TOTAL SGD		1 133 936.70	0.46
USD			
USD AMBANK M BHD-REG-S 5.25200% 25-23.01.30	1 400 000.00	1 425 382.00	0.58
USD BANGKOK BANK PLC/HONG KONG-REG-S 5.08200% 25-26.11.35	800 000.00	784 952.00	0.32
USD BANGKOK BANK PLC/HONG KONG-REG-S 5.50000% 23-21.09.33	200 000.00	204 100.00	0.08
USD CDB FUNDING 1-REG-S 3.50000% 20-24.10.27	608 000.00	598 351.04	0.24
USD CDB FUNDING 1-REG-S 4.75000% 25-27.05.30	500 000.00	503 920.00	0.20
USD CIAMC II CO LTD-REG-S 4.25000% 17-07.11.27	200 000.00	695 282.00	0.28
USD CHINA CINDA 2020 I MANAGEMENT LTD-REG-S 5.75000% 24-28.05.29	1 000 000.00	1 032 540.00	0.42
USD CHINA CINDA FINANCE 2017 LTD-REG-S 4.75000% 18-08.02.28	500 000.00	502 672.50	0.20
USD CHINA GRI WALL INT HDGS II LTD-REG-S 3.87500% 17-31.08.27	200 000.00	197 750.00	0.08
USD CITIC LTD-REG-S 4.00000% 18-11.01.28	850 000.00	846 583.00	0.34
USD EXPORT IMPORT BANK OF THAILAND-REG-S 5.35400% 24-16.05.29	200 000.00	204 932.00	0.08
USD EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA-REG-S 3.25000% 20-15.01.30	700 000.00	667 800.00	0.27
USD FAR EAST HORIZON LTD-REG-S 4.25000% 21-26.10.26	200 000.00	198 500.00	0.08
USD FAR EAST HORIZON LTD-REG-S 6.62500% 24-16.04.27	675 000.00	679 218.75	0.28
USD FAR EAST HORIZON LTD-REG-S 6.00000% 25-01.10.28	1 640 000.00	1 635 900.00	0.66
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.25200% 25-22.09.30	1 020 000.00	1 015 681.30	0.41
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.83600% 25-22.09.35	400 000.00	397 158.32	0.16
USD GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S 2.98000% 21-18.03.31	3 200 000.00	2 821 024.00	1.14
USD HOPC BANK LTD-REG-S 5.18000% 24-15.02.29	400 000.00	404 900.00	0.16
USD HONG KONG MORTGAGE CORP LTD-REG-S 4.87500% 23-13.09.28	800 000.00	814 159.68	0.33
USD HONGKONG ELECTRIC FINANCE LTD-REG-S 1.87500% 20-27.08.30	550 000.00	496 851.87	0.20
USD HONGKONG ELECTRIC FINANCE LTD-REG-S 4.75000% 26-03.02.36	580 000.00	575 132.23	0.23
USD HUTAMA KARYA PERSERO PB-REG-S 3.75000% 20-11.05.30	200 000.00	189 550.00	0.08
USD INDONESIA REPUBLIC OF-REG-S 5.12500% 15-15.01.45	400 000.00	374 400.00	0.15
USD INDONESIA REPUBLIC OF-REG-S 4.75000% 17-18.07.47	300 000.00	263 325.00	0.11
USD KHAZANAH GLOBAL SUKUK BHD-REG-S 4.68700% 23-01.06.28	500 000.00	502 750.00	0.20
USD KIOKIM/NIBANK-REG-S-SUB 4.50000% 19-01.02.29	200 000.00	199 030.00	0.08
USD KOREA HOLDING FINANCE CORP-REG-S 4.87500% 24-27.08.27	500 000.00	504 400.00	0.20
USD KOREA HYDRO & NUCLEAR POWER CO-REG-S 5.00000% 23-18.07.28	800 000.00	812 184.00	0.33
USD KWG GROUP HOLDING LTD-REG-S "DEFAULTED" 7.40000% 19-05.03.24	400 000.00	19 000.00	0.01
USD LI & FUNG LTD-REG-S-SUB 5.25000% 16-08-01	200 000.00	105 075.00	0.04
USD MISC CAPITAL TWO LABUAN LTD-REG-S 3.75000% 22-06.04.27	200 000.00	198 067.00	0.08
USD MTR CORP LTD-REG-S 5.25000% 25-01.04.55	3 100 000.00	3 070 716.06	1.24
USD MUTHOOT FINANCE LTD-REG-S 6.37500% 24-23.04.29	795 000.00	789 276.00	0.32
USD NINCO LTD-REG-S 5.75000% 23-06.10.28	200 000.00	206 536.58	0.08
USD PAKISTAN ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 7.37500% 21-08.04.31	900 000.00	834 300.00	0.34
USD PAKISTAN ISLAMIC REPUBLIC OF-REG-S 8.87500% 21-08.04.31	700 000.00	623 901.00	0.25
USD PERTAMINA PERSERO PT-REG-S 4.70000% 19-30.07.49	200 000.00	159 772.00	0.07
USD PERTAMINA PERSERO PT-REG-S 4.15000% 20-25.02.60	900 000.00	627 131.25	0.25
USD PERTAMINA PT-REG-S 6.50000% 18-07.11.48	900 000.00	910 125.00	0.37
USD PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT-REG-S 5.45000% 18-21.05.28	200 000.00	201 900.00	0.08
USD PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT-REG-S 6.15000% 18-21.05.48	2 500 000.00	2 385 000.00	0.97
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 4.55000% 20-21.04.50	200 000.00	172 154.00	0.07
USD PETRONAS CAPITAL LTD-REG-S 4.80000% 20-21.04.60	500 000.00	436 057.15	0.18
USD PIRAMAL FINANCE LTD-REG-S 7.80000% 24-29.01.28	200 000.00	201 375.00	0.08
USD PSA TREASURY PTE LTD-REG-S 2.50000% 16-12.04.26	1 500 000.00	1 459 236.29	0.61
USD PTI TREASURY CENTER CO LTD-REG-S 3.70000% 20-16.07.20	600 000.00	405 699.00	0.16
USD RH INTERNATIONAL SINGAPORE CORP-REG-S 4.50000% 18-27.03.28	500 000.00	494 565.00	0.20
USD SATS TREASURY PTE LTD-REG-S 4.80800% 24-23.01.29	800 000.00	809 964.64	0.33
USD SHINHAN BANK CO LTD-REG-S-SUB 3.75000% 17-20.09.27	500 000.00	494 245.00	0.20
USD SHINHAN BANK CO LTD-REG-S-SUB 4.37500% 22-13.04.32	200 000.00	194 938.00	0.08
USD SINGAPORE AIRLINES-REG-S 3.37500% 22-19.01.29	4 400 000.00	4 264 631.67	1.73
USD SINGAPORE EXCHANGE LTD-REG-S 1.23400% 21-03.09.26	2 275 000.00	2 246 312.28	0.91
USD SINGTEL GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 2.37500% 19-28.08.29	2 600 000.00	2 448 624.77	0.99
USD SMIC SG HOLDINGS PTE LTD-REG-S 5.37500% 24-24.07.29	200 000.00	706 125.00	0.29
USD SP GROUP TREASURY PTE LTD-REG-S 3.37500% 19-27.02.29	350 000.00	342 487.89	0.14
USD STATE BANK OF INDIA/LONDON-REG-S 1.80000% 21-13.07.26	300 000.00	297 630.00	0.12
USD STATE BANK OF INDIA/LONDON-REG-S 5.00000% 24-17.01.29	200 000.00	201 454.00	0.08
USD STATE GRID OVERSEAS INVESTMENT-REG-S 3.50000% 17-04.05.27	1 250 000.00	1 242 650.00	0.50
USD STATE GRID OVERSEAS INVESTMENT-REG-S 4.25000% 18-02.05.28	1 000 000.00	1 002 830.00	0.41

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD SUMITOMO MITSUBI FINANCE & LEASING-REG-S 5.23600% 25-01.05.30	230 000.00	233 503.59	0.10
USD TATA CAPITAL LTD-REG-S 5.38900% 25-21.07.28	400 000.00	404 276.00	0.16
USD TEMASEK FINANCIAL LTD-REG-S 2.37500% 21-02.08.41	3 750 000.00	2 734 422.00	1.11
USD TENCENT HOLDINGS LTD-REG-S 3.24000% 20-03.06.50	600 000.00	417 888.00	0.17
USD TENCENT HOLDINGS LTD-REG-S 3.84000% 21-22.04.51	1 000 000.00	772 100.00	0.31
USD VANKE REAL ESTATE HONG KONG CO LTD-REG-S 3.97500% 17-09.11.27	1 850 000.00	693 750.00	0.28
TOTAL USD		52 394 239.86	21.20
Total Medium term notes, fixed rate		53 528 176.56	21.66

Medium term notes, floating rate

EUR

EUR AIA GROUP LTD-REG-S-SUB 0.880%VAR 21-09.09.33	1 500 000.00	1 622 920.15	0.66
TOTAL EUR		1 622 920.15	0.66

USD

USD AXIS BANK LTD/GANDHINAGAR-REG-S-SUB COCO 4.100%VAR 21-PRP	600 000.00	592 500.00	0.24
USD BANGKOK BANK PLC/HONG KONG-REG-S-SUB 3.733%VAR 19-25.09.34	1 150 000.00	1 088 130.00	0.44
USD BOCOM LEASING MANAGEMENT HK-REG-S SCF/RG+77RP 25-07.03.30	295 000.00	296 198.44	0.12
USD CHINA CITIC BNK INTER-REG-S-SUB 6.000%VAR 23-05.12.33	400 000.00	414 869.02	0.17
USD DAH SING BANK LTD-REG-S-SUB 3.000%VAR 21-02.11.31	2 800 000.00	2 766 567.02	1.12
USD DAH SING BANK LTD-REG-S-SUB 2.375%VAR 23-35.11.33	250 000.00	262 797.78	0.11
USD KASIKORN BANK PLC/HONG KONG-REG-S-SUB 3.343%VAR 19-02.10.31	1 050 000.00	1 039 636.50	0.42
USD KFB HANA BANK-REG-S-SUB 3.500%VAR 21-PRP	200 000.00	198 400.00	0.08
USD OVERSEA-CHINESE BANKING CORP-REG-S-SUB 5.520%VAR 24-21.05.34	200 000.00	204 555.92	0.08
USD OVERSEA-CHINESE-REG-S-SUB 4.550%VAR 25-08.09.35	2 700 000.00	2 664 593.50	1.08
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 5.400%VAR 25-12.08.36	870 000.00	857 592.97	0.35
USD THAI OIL TREASURY CENTER CO LTD-REG-S-SUB 6.100%VAR 26-PRP	485 000.00	466 839.47	0.19
USD UNITED OVERSEAS BANK LTD-REG-S-SUB 3.863%VAR 22-07.10.32	600 000.00	594 214.87	0.24
USD WOORI BANK-REG-S-SUB 6.375%VAR 24-PRP	925 000.00	954 195.31	0.38
TOTAL USD		12 401 092.80	5.02
Total Medium term notes, floating rate		14 024 012.95	5.68

Bonds, fixed rate

USD

USD BIOCON BIOLOGICS GLOBAL PLC-REG-S 6.67000% 24-09.10.29	200 000.00	197 200.00	0.08
USD CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD-REG-S (PRK) 2.75000% 25-30.12.29	775 479.00	75 273.08	0.03
USD CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD-REG-S 1.00000% 25-30.06.31	54 000.00	3 443.02	0.00
USD CLIFFORD CAPITAL HOLDINGS PTE LTD-REG-S 3.97000% 25-30.09.28	2 000 000.00	1 985 794.00	0.80
USD CMHI FINANCE BV CO LTD-REG-S 5.00000% 18-06.08.28	1 450 000.00	1 472 757.50	0.60
USD CONTINUM ENERGY AURA PTE LTD-REG-S 5.50000% 23-24.02.27	900 000.00	905 343.75	0.37
USD COUNTRY GARDEN HOLD CO REG-S (PRK) STEP-DOWN 25-31.12.34	51 095.00	4 344.61	0.00
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO REG-S (PRK) 2.50000% 25-31.12.32	1 204 038.00	162 161.53	0.07
USD CS TREASURY MANAGEMENT SERVICES P LTD 5.00000% 25-PRP	360 000.00	360 080.32	0.15
USD EHI CAR SERVICES LTD-REG-S 12.00000% 24-26.09.27	620 000.00	317 861.60	0.13
USD GARUDA INDONESIA PERSERO-REG-S (PRK) 6.50000% 22-28.12.31	200 000.00	192 928.18	0.08
USD HPMT FINANCE 25 LTD-REG-S 5.00000% 25-21.02.30	1 300 000.00	1 304 776.20	0.53
USD HUTCHISON WHAMPOA INTL 03/33 LTD-REG-S 7.45000% 03-24.11.33	1 650 000.00	1 907 790.73	0.77
USD HYUNDAI CARD CO LTD-REG-S 5.75000% 24-24.04.29	750 000.00	772 965.00	0.31
USD IERA CO INC-REG-S 4.54400% 25-02.09.30	2 400 000.00	2 374 464.15	0.96
USD KOREA LAND & HOUSING CORP-REG-S 4.25000% 24-22.10.27	1 295 000.00	1 294 622.30	0.52
USD KOREAN AIR-REG-S 4.00000% 25-30.09.30	1 270 000.00	1 738 334.70	0.70
USD KWS GROUP HOLDINGS LTD-REG-S *DEFAULTED* 5.87500% 17-10.11.24	750 000.00	36 075.00	0.02
USD LG ENERGY SOLUTION LTD-REG-S 5.87500% 26-02.04.36	1 220 000.00	1 209 477.50	0.49
USD LI & FUNG LTD-REG-S 8.37500% 25-05.02.29	390 000.00	390 953.32	0.16
USD LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 3.95000% 19-16.09.29	200 000.00	156 250.00	0.06
USD LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 3.85000% 20-13.01.32	920 000.00	632 500.00	0.26
USD MALAYSIA WAKA LA SURUC (BHD)-REG-S 3.07500% 21-28.04.51	250 000.00	176 542.50	0.07
USD MINERSA CAPITAL BV-REG-S 4.62500% 17-10.08.30	2 900 000.00	1 853 868.50	0.75
USD MINMETALS BOUTRELOUS FIN BV LTD-REG-S 4.20000% 16-27.07.26	200 000.00	199 750.00	0.08
USD MODERLAND OVERSEAS PTE LTD (PRK) 3.00000% 25-30.04.27	1 271 447.00	415 857.25	0.17
USD NANSHAN LIFE PTE LTD-REG-S-SUB 5.45000% 24-11.09.34	200 000.00	193 090.00	0.08
USD NWD MTN LTD-REG-S 4.12500% 19-18.07.29	500 000.00	397 880.13	0.16
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 3.95000% 15-20.01.40	500 000.00	421 000.00	0.17
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 3.70000% 16-01.03.41	400 000.00	321 600.00	0.13
USD RBC OVERSEAS FINANCE 2017-REG-S *DEFAULTED* 7.00000% 17-PRP	200 000.00	38 340.00	0.02
USD RBC OVERSEAS FINANCE-REG-S *DEFAULTED* 7.95000% 17-PRP	500 000.00	95 445.00	0.04

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD ROP OVERSEAS 2020 A-REG-S *DEFAULTED* 5.125000% 21-26.01.30	2 000 000.00	374 654.76	0.15
USD ROP SUKUR TRUS-S-REG-S 5.045000% 23-06.06.29	1 575 000.00	1 587 600.00	0.64
USD SANTOS FINANCE LTD-REG-S 5.750000% 25-13.11.35	400 000.00	400 927.33	0.16
USD SEAZEN GROUP LTD-REG-S 11.880000% 25-26.06.28	470 000.00	446 500.00	0.18
USD SHINHAN CARD CO LTD-REG-S 1.375000% 21-23.06.26	300 000.00	297 900.00	0.12
USD SHI ON DEVELOPMENT HOLDINGS LTD-REG-S 9.750000% 26-26.01.29	300 000.00	300 030.00	0.12
USD SIM INTERNATIONAL LTD-REG-S 6.500000% 26-15.01.31	1 015 000.00	968 719.33	0.39
USD SK BATTERY AMERICA INC-REG-S 4.250000% 26-22.01.29	1 075 000.00	1 071 033.25	0.43
USD SK BROADBAND CO LTD-REG-S 4.875000% 23-28.06.28	1 400 000.00	1 412 054.00	0.57
USD SK ON CO LTD-REG-S 5.375000% 23-11.05.26	1 300 000.00	1 301 209.00	0.53
USD TALENT YIELD INTERNATIONAL LTD-REG-S 3.125000% 21-06.05.31	200 000.00	186 844.00	0.08
USD TIANBIN STATE-OWNED CAPITAL INVMANG 1.600000% 19-17.12.39	234 000.00	111 107.88	0.05
USD TME HOLDINGS PTE LTD-REG-S 4.350000% 21-09.06.26	1 100 000.00	1 097 250.00	0.44
USD TRADE & DEVELOPMNT BK OF MONGOLIA-REG-S 8.500000% 24-23.12.27	925 000.00	906 210.94	0.37
USD TS-OWNED CAP INVEST & M.A.CO LTD-REG-S 1.550000% 19-17.12.39	350 000.00	250 127.50	0.10
USD VEDANTA RESOURCES FINANCE II PLC-REG-S 9.475000% 25-24.07.30	200 000.00	202 750.00	0.08
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PRK) 4.000000% 25-30.06.28	136 250.00	3 918.42	0.00
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PRK) 4.500000% 25-30.06.29	237 912.00	6 245.19	0.00
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PRK) 5.000000% 25-30.06.30	318 332.00	7 958.30	0.00
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PRK) 5.500000% 25-30.06.31	447 635.00	11 186.40	0.01
USD YUZHOU GROUP HOLDING CO LTD-REG-S (PRK) 1.000000% 25-30.06.34	156 574.00	782.87	0.00
USD ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 5.980000% 24-30.01.28	400 000.00	380 160.00	0.15
TOTAL USD		32 933 739.04	13.33
Total Bonds, fixed rate		32 933 739.04	13.33

Bonds, floating rate

USD

USD BANK OF COMMUNICATIONS HK-REG-S 2.304%VAR 21-08.07.31	300 000.00	298 322.33	0.12
USD FEC FINANCE LTD-REG-S 7.375%VAR 19-PRP	500 000.00	405 074.27	0.16
USD FWD GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 5.500%VAR 18-PRP	1 000 000.00	953 300.00	0.40
USD GC TREASURY CENTER CO LTD-REG-S-SUB 7.125%VAR 25-PRP	980 000.00	949 278.00	0.38
USD GLOBE TELCOM INC-REG-S 4.200%VAR 21-PRP	200 000.00	198 592.00	0.08
USD GUP PTE LTD-REG-S-SUB 4.600%VAR 21-PRP	300 000.00	138 000.00	0.06
USD HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD-REG-S-SUB 6.300%VAR 25-24.06.55	2 200 000.00	2 254 780.00	0.91
USD HOFC BANK LTD-REG-S-SUB COCO 3.700%VAR 21-PRP	700 000.00	689 073.00	0.28
USD NANSHAN LIFE PTE LTD-REG-S-SUB 5.875%VAR 25-17.03.41	1 100 000.00	1 066 736.00	0.43
USD NETWORK QI LTD-REG-S-SUB 3.975%VAR 21-PRP	250 000.00	249 182.50	0.10
USD NWD FINANCE BVI LTD-REG-S 5.250%VAR 20-PRP	1 150 000.00	908 378.50	0.37
USD NWD FINANCE BVI LTD-REG-S 4.125%VAR 21-PRP	650 000.00	481 179.56	0.20
USD OVERSEA-CHINESE BNKONG CORP-REG-S-SUB 4.602%VAR 22-15.06.32	1 200 000.00	1 200 419.28	0.49
USD PEAK RE BVI HOLDING LTD-REG-S-SUB 5.625%VAR 25-PRP	2 550 000.00	2 506 726.40	1.01
USD ROP OVERSEAS 2019 E LTD-REG-S *DEFAULTED* 7.750%VAR 19-PRP	2 850 000.00	534 375.00	0.22
USD ROYAL CAPITAL BV-REG-S 5.000%VAR 20-PRP	300 000.00	299 250.00	0.12
USD SAN MIGUEL GLOBAL POWER HOLDINGS CORP-REG-S 8.750%VAR 24-PRP	300 000.00	297 096.00	0.12
USD SAN MIGUEL GLOBAL POWER HD CORP-REG-S 8.125%VAR 24-PRP	300 000.00	292 173.00	0.12
USD SOFTBANK GROUP CORP-REG-S-SUB 7.625%VAR 25-29.04.61	600 000.00	538 362.09	0.22
USD TONGYANG LIFE INSURANCE CO-REG-S-SUB 6.250%VAR 25-07.05.35	1 500 000.00	1 543 200.00	0.62
TOTAL USD		15 843 447.93	6.41
Total Bonds, floating rate		15 843 447.93	6.41

Convertible bonds, fixed rate

USD

USD JO.COM INC 0.250000% 24-01.06.29	650 000.00	645 654.10	0.26
USD LG CHEM LTD-REG-S 1.600000% 23-18.07.30	3 000 000.00	2 923 140.00	1.19
USD WYNN MACAU LTD-148A 4.500000% 23-07.03.29	450 000.00	449 106.75	0.18
USD WYNN MACAU LTD-REG-S 4.500000% 23-07.03.29	200 000.00	199 603.00	0.08
TOTAL USD		4 217 503.85	1.71
Total Convertible bonds, fixed rate		4 217 503.85	1.71

Convertible bonds, zero coupon

USD

USD BAIDU INC-REG-S 0.000000% 25-12.03.32	600 000.00	547 086.00	0.22
USD CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD-REG-S 0.000000% 29-30.06.29	1 550 958.00	64 426.80	0.03
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO-REG-S 0.000000% 25-31.12.31	2 407 052.00	264 775.72	0.11
USD GOLDMAN SACHS FIN CORP INTER LTD-REG-S 0.000000% 25-07.03.30	500 000.00	499 840.00	0.20

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD JPMORGAN CHASE FINANCIAL CO LLC-REG-S 0.00000% 25-11.04.28	900 000.00	859 779.00	0.35
USD SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD-REG-S 0.00000% 25-27.03.27	456 986.00	3 727.40	0.00
USD SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD-REG-S 0.00000% 25-27.03.27	745 117.00	2 473.70	0.00
USD SUNAC CHINA HOLDINGS LTD-REG-S 0.00000% 25-23.06.26	1 570 291.00	230 801.37	0.09
USD SUNAC CHINA HOLDINGS LTD-REG-S 0.00000% 25-23.06.28	1 185 727.00	295 720.11	0.12
TOTAL USD		2 768 630.39	1.12
Total Convertible bonds, zero coupon		2 768 630.39	1.12
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		211 947 777.93	85.78

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market

Notes, floating rate

USD			
USD MITSUBISHI UFI FINANCIAL GROUP INC S. 354%VAR 22-11.09.28	500 000.00	506 026.07	0.20
TOTAL USD		506 026.07	0.20
Total Notes, floating rate		506 026.07	0.20

Medium term notes, fixed rate

USD			
USD MUTHOOT FINANCE LTD-REG-S 5.75000% 26-04.08.30	335 000.00	321 767.50	0.13
USD SHRI RAM FINANCE LTD-REG-S 6.15000% 24-03.04.28	500 000.00	502 435.00	0.20
TOTAL USD		824 202.50	0.33
Total Medium term notes, fixed rate		824 202.50	0.33

Bonds, fixed rate

USD			
USD ADANI GREEN ENERGY LP LTD-REG-S 6.70000% 24-12.03.42	200 000.00	183 442.19	0.07
USD IBS INFRASTRUCTURE DEVELOPERS LTD-REG-S 7.11000% 24-11.03.32	200 000.00	200 000.00	0.08
USD SAMMAAN CAPITAL LTD-REG-S 8.95000% 25-28.08.28	680 000.00	685 950.00	0.28
TOTAL USD		1 069 392.19	0.43
Total Bonds, fixed rate		1 069 392.19	0.43

Convertible bonds, zero coupon

USD			
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD-REG-S COCO 0.00000% 25-15.09.32	570 000.00	546 755.40	0.23
TOTAL USD		546 755.40	0.23
Total Convertible bonds, zero coupon		546 755.40	0.23
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		2 946 376.16	1.19

Other transferable securities

Convertible bonds, zero coupon

USD			
USD COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD-REG-S 0.00000% 25-31.12.34	27 512.00	787.12	0.00
TOTAL USD		787.12	0.00
Total Convertible bonds, zero coupon		787.12	0.00
Total Other transferable securities		787.12	0.00

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Treasury bills, zero coupon

USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 23.12.25-21.04.26	5 200 000.00	5 189 519.09	2.10
TOTAL USD		5 189 519.09	2.10
Total Treasury bills, zero coupon		5 189 519.09	2.10
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		5 189 519.09	2.10

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Hong Kong			
USD UBS (HONG KONG) FUND SERIES - ASIA INCOME BOND (USD)-E USD ACC	1 370.00	13 374 242.77	5.41
TOTAL Hong Kong		13 374 242.77	5.41
Luxembourg			
USD UBS (LUXEMBOURG) SICAV MERG/N ECONOMIES LOC CUR BOND(USD)-X-ACC	38 300.00	4 442 417.00	1.80
USD UBS (LUXEMBOURG) SICAV-ASIAN INVEST GRADE BONDS (USD)-UNX-ACC	330.00	4 600 074.60	1.86
TOTAL Luxembourg		9 042 491.60	3.66
Total Investment funds, open end		22 416 734.37	9.07
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		22 416 734.37	9.07
Total Investments in securities		242 501 194.67	98.14

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	45.00	-65 350.64	-0.03
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 18.06.26	59.00	-25 875.00	-0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.06.26	218.00	-152 499.89	-0.06
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 18.06.26	3.00	1 687.50	0.00
TOTAL Financial Futures on bonds		-242 078.03	-0.10
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		-242 078.03	-0.10
Total Derivative instruments		-242 078.03	-0.10

Forward Foreign Exchange contracts

Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date

KRW	1 876 000 000.00	USD	1 262 358.56	13.4.2026	-32 289.67	-0.01
CNH	8 831 719.68	USD	1 280 000.00	13.4.2026	-373.63	0.00
SGD	9 438 400.00	USD	7 434 410.34	13.4.2026	-113 899.20	-0.05
GBP	9 694 200.00	USD	13 034 245.48	13.4.2026	-250 754.73	-0.10
CHF	4 064 900.00	USD	5 237 385.68	13.4.2026	-173 606.05	-0.07
USD	1 192 331.49	SGD	1 513 700.00	13.4.2026	18 291.67	0.01
USD	1 650 024.10	EUR	1 420 000.00	13.4.2026	13 195.72	0.00
EUR	44 928 800.00	USD	52 195 089.90	13.4.2026	-405 839.97	-0.16
USD	104 358.78	SGD	133 200.00	13.4.2026	1 047.62	0.00
USD	175 358.15	GBP	131 800.00	13.4.2026	1 596.90	0.00
USD	74 095.09	CHF	58 300.00	13.4.2026	1 468.86	0.00
USD	1 252 679.30	KRW	1 876 000 000.00	13.4.2026	22 570.41	0.01
USD	824 544.64	EUR	710 600.00	13.4.2026	5 438.83	0.00
SGD	218 800.00	USD	171 141.10	13.4.2026	-1 437.78	0.00
USD	518 423.71	EUR	449 000.00	13.4.2026	863.19	0.00
USD	87 837.56	SGD	113 300.00	13.4.2026	-38.98	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts					-913 766.81	-0.37
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					4 518 852.40	1.83
Other assets and liabilities					1 230 563.97	0.50
Total net assets					247 094 766.20	100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 March 2026

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
EUR			
EUR ALLIWIN ENTERTAINMENT FINANCING UK-REG-S 7.25000% 23-30.04.30	7 610 000.00	7 080 153.75	0.21
EUR ARDAGH METAL PACKAGING FINANCE -REG-S 3.00000% 21-01.09.29	14 865 000.00	13 410 575.85	0.40
EUR BALL CORP 4.25000% 25-01.07.32	12 410 000.00	12 264 654.83	0.37
EUR CARNIVAL CORP-REG-S 5.75000% 24-15.01.30	16 755 000.00	17 369 908.50	0.52
EUR CELANESE US HOLDINGS LLC 5.00000% 25-15.04.31	4 670 000.00	4 576 173.03	0.14
EUR CROWN EUROPEAN HOLDINGS SACA-REG-S 4.75000% 23-15.03.29	10 270 000.00	10 432 137.63	0.32
EUR FORVIA SE-REG-S 5.62500% 25-15.06.30	18 925 000.00	19 074 694.86	0.58
EUR FR BONOCO SAS-REG-S 6.87500% 25-31.10.32	17 365 000.00	16 529 039.17	0.50
EUR GEFOLS SA-REG-S 3.87500% 21-15.10.28	8 270 000.00	8 070 170.58	0.24
EUR GRUPO ANTOLIN-RAUSA SA-REG-S 10.37500% 24-30.01.30	8 435 000.00	4 812 167.50	0.15
EUR LIAD HOLDING SAS-REG-S 5.62500% 21-15.10.28	9 940 000.00	9 983 956.66	0.30
EUR LIAD HOLDING SAS-REG-S 5.37500% 24-15.04.30	8 593 000.00	8 693 766.67	0.26
EUR LIAD SA-REG-S 5.37500% 24-02.05.31	8 900 000.00	9 262 279.84	0.28
EUR LABORATOIRE EIMER SELAR-REG-S 5.00000% 21-01.02.29	4 655 000.00	4 295 818.06	0.13
EUR MAHLE GMBH-REG-S 6.50000% 24-02.05.31	4 280 000.00	4 327 674.92	0.13
EUR ODOO GROUP HOLDING BV-REG-S 5.50000% 21-15.01.30	15 500 000.00	14 953 780.31	0.45
EUR OVR GROUPE SAS-REG-S 4.75000% 25-05.02.31	17 185 000.00	16 665 763.99	0.50
EUR PERREGO FINANCE UNLIMITED CO 5.37500% 24-30.09.32	7 405 000.00	6 919 527.17	0.21
EUR SCHAEFFLER AG-REG-S 5.37500% 25-01.04.31	5 200 000.00	5 257 081.96	0.16
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE I BV 4.37500% 21-09.05.30	13 105 000.00	13 134 748.35	0.40
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 7.87500% 23-15.09.31	32 740 000.00	37 978 400.00	1.15
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE I BV 7.37500% 23-15.09.29	14 668 000.00	15 951 899.04	0.48
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS 4.12500% 25-01.06.31	24 565 000.00	24 179 636.56	0.73
EUR ZIGGO BOND CO BV-REG-S 6.12500% 24-15.11.32	13 985 000.00	11 868 433.46	0.36
TOTAL EUR		297 092 433.69	8.97
GBP			
GBP BRACKEN MOCO1 PLC-REG-S 6.75000% 21-01.11.27	27 638 000.00	31 221 413.24	0.94
GBP KIER GROUP PLC-REG-S 9.00000% 24-15.02.29	17 952 000.00	21 319 171.02	0.64
GBP VIRGIN MEDIA SECURED FINANCE PLC-REG-S 4.25000% 19-15.01.30	12 950 000.00	13 137 182.86	0.40
TOTAL GBP		65 677 767.12	1.98
Total Notes, fixed rate		362 770 200.81	10.95
Notes, floating rate			
EUR			
EUR ABANCA CORP BANCARIA SA-REG-S-SUB COCO 10.625%/VAR 23-PRP	4 600 000.00	5 152 000.00	0.16
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S-SUB COCO 6.875%/VAR 24-PRP	6 300 000.00	6 654 475.80	0.20
EUR ALSTOM SA-REG-S-SUB 5.868%/VAR 24-PRP	6 200 000.00	6 378 574.88	0.19
EUR BANCO BPM SPA-REG-S-SUB COCO 9.500%/VAR 23-PRP	3 500 000.00	3 841 750.00	0.12
EUR BANCO COMERCIAL PORTUGUES-REG-S-SUB COCO 8.125%/VAR 24-PRP	7 800 000.00	8 335 310.10	0.25
EUR BANCO DE SABADEL SA-REG-S-SUB 6.500%/VAR 25-PRP	7 600 000.00	7 677 413.60	0.23
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB COCO 3.625%/VAR 21-PRP	5 000 000.00	4 676 725.00	0.14
EUR BAWAG GROUP AG-REG-S-SUB COCO 7.250%/VAR 24-PRP	10 600 000.00	10 858 146.20	0.33
EUR BAYER AG-REG-S-SUB 5.375%/VAR 22-25.03.82	19 300 000.00	19 205 727.03	0.58
EUR BAYER AG-REG-S-SUB 7.000%/VAR 23-25.09.83	26 700 000.00	28 305 110.55	0.85
EUR BPER BANCA SPA-REG-S-SUB 8.375%/VAR 24-PRP	5 305 000.00	5 630 864.93	0.17
EUR BPER BANCA SPA-REG-S-SUB COCO 6.500%/VAR 24-PRP	6 180 000.00	6 206 876.82	0.19
EUR CASTELLUM AB-REG-S 3.125%/VAR 21-PRP	13 210 000.00	12 817 938.96	0.39
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 4.875%/VAR 20-PRP	29 195 000.00	27 386 077.80	0.83
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 3.750%/VAR 21-PRP	1 900 000.00	1 621 384.00	0.05
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB COCO 7.375%/VAR 24-PRP	8 400 000.00	8 696 856.00	0.26
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB COCO 7.125%/VAR 25-PRP	9 600 000.00	9 762 854.40	0.29
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S-SUB COCO 4.500%/VAR 21-PRP	3 000 000.00	2 958 837.00	0.09
EUR EOP SA-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-16.09.54	3 400 000.00	3 378 379.26	0.10
EUR ESTI ENERGIA AS-REG-S-SUB 7.875%/VAR 24-PRP	16 405 000.00	16 661 098.15	0.50
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 3.375%/VAR 20-PRP	12 200 000.00	11 472 760.08	0.35
EUR EUROFINS SCIENTIFIC SE-REG-S-SUB 6.750%/VAR 23-PRP	5 900 000.00	6 118 969.65	0.18
EUR EUROFINS SCIENTIFIC SE-REG-S-SUB 5.750%/VAR 25-PRP	5 950 000.00	6 146 529.48	0.19
EUR FINECOBANCA BANCA FINECO SPA-REG-S-SUB COCO 7.500%/VAR 24-PRP	10 380 000.00	10 739 843.46	0.32

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 6.250%/VAR 24-PRP	26 770 000.00	26 744 003.66	0.81
EUR INTESA SANPAOLO SRL-REG-S-SUB COCO 9.125%/VAR 23-PRP	6 385 000.00	7 119 275.00	0.21
EUR INTESA SANPAOLO SRL-REG-S-SUB COCO 7.000%/VAR 24-PRP	4 210 000.00	4 404 901.55	0.13
EUR KAPLA HOLDING SAS-REG-S 3M EURBOR+350BP 24-31.07.30	3 640 000.00	3 626 143.76	0.11
EUR KING US BDOCO INC-REG-S 3M EURBOR+325BP 25-01.12.32	15 525 000.00	15 448 868.93	0.47
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S-SUB COCO 3.875%/VAR 15-PRP	12 600 000.00	12 552 750.00	0.38
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S-SUB COCO 3.000%/VAR 21-PRP	13 200 000.00	12 263 328.00	0.37
EUR ORSTED AS-REG-S-SUB 5.125%/VAR 24-PRP	14 220 000.00	14 217 457.18	0.43
EUR PERMANENT TSB GROUP HOLDINGS-REG-S-SUB COCO 13.250%/VAR 22-PRP	6 110 000.00	6 865 623.70	0.21
EUR RAFFESSEN BANK INT AG-REG-S-SUB COCO 6.375%/VAR 25-PRP	8 000 000.00	7 873 792.00	0.24
EUR RAFFESSEN BANK INTER-REG-S-SUB 7.375%/VAR 22-20.12.32	2 500 000.00	2 613 048.75	0.08
EUR RAFFESSEN BANK INTERNATIONAL AG-REG-S-SUB 7.375%/VAR 24-PRP	9 400 000.00	9 694 173.00	0.29
EUR RAKUTEN GROUP INC-REG-S-SUB 4.250%/VAR 21-PRP	25 565 000.00	24 788 181.91	0.75
EUR SAMHALLSBYGGNADSBOLAGET I NORDEN-REG-S-SUB 2.875%/VAR 21-PRP	2 840 000.00	1 896 663.64	0.06
EUR SES SA-REG-S-SUB 5.900%/VAR 24-12.09.54	25 620 000.00	24 948 291.25	0.75
EUR STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.250%/VAR 26-PRP	15 275 000.00	14 579 783.28	0.44
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 6.135%/VAR 23-PRP	8 800 000.00	9 139 695.84	0.28
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 5.752%/VAR 24-PRP	8 600 000.00	8 788 716.68	0.27
EUR UNICAJA BANCO SA-REG-S-SUB COCO 4.875%/VAR 21-PRP	24 600 000.00	24 569 250.00	0.74
EUR VAR ENERGI ASA-REG-S-SUB 7.862%/VAR 23-15.11.83	22 560 000.00	24 332 748.17	0.73
TOTAL EUR		487 190 229.85	14.71
GBP			
GBP COVENTRY BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB COCO 8.750%/VAR 24-PRP	5 705 000.00	6 696 580.07	0.20
TOTAL GBP		6 696 580.07	0.20
USD			
USD AEGION LTD-SUB VAR/TOVR CMS+100P 04-PRP	9 210 000.00	5 916 548.12	0.18
USD BROTHERLY LIFE PLC-REG-S-SUB 4.875%/VAR 21-PRP	8 138 000.00	6 989 956.27	0.21
TOTAL USD		12 906 504.39	0.39
Total Notes, floating rate		506 793 314.31	15.30

Medium term notes, fixed rate

EUR			
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S 7.00000% 24-07.05.29	5 755 000.00	5 979 445.00	0.18
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S 6.00000% 24-27.01.32	5 360 000.00	5 092 000.00	0.15
EUR HEIMSTADEN AB-REG-S 8.37500% 25-29.01.30	13 345 000.00	13 634 000.65	0.41
EUR HEIMSTADEN AB-REG-S 7.36100% 25-24.01.31	19 085 000.00	18 614 747.70	0.56
EUR LOKAM SAS-REG-S 6.37500% 23-15.05.28	8 655 000.00	8 800 736.36	0.27
EUR NEW IMMO HOLDING SA-REG-S 4.87500% 22-08.12.28	6 300 000.00	6 152 881.90	0.18
EUR NEW IMMO HOLDING SA-REG-S 6.00000% 23-22.03.29	7 900 000.00	7 903 445.58	0.24
EUR NEW IMMO HOLDING SA-REG-S 4.95000% 25-14.11.30	8 700 000.00	8 363 776.93	0.25
EUR VALEO SE-REG-S 4.62500% 25-23.03.32	7 600 000.00	7 349 090.02	0.22
EUR VALEO SE-REG-S 5.12500% 25-20.05.31	9 300 000.00	9 300 345.96	0.28
EUR VI CORP 4.25000% 23-07.03.29	9 115 000.00	9 014 620.61	0.27
EUR VIVON INVESTMENTS SARL-REG-S (PK) STEP UP/DOWN 23-31.08.28	1 776 933.00	1 774 617.76	0.05
EUR VIVON INVESTMENTS SARL-REG-S PK STEP UP/DOWN 23-28.02.29	4 511 003.00	4 504 562.06	0.14
EUR WORLDLINE SA-FRANC-REG-S 5.50000% 25-10.06.30	8 200 000.00	7 018 455.28	0.21
EUR WORLDLINE SA-FRANCE-REG-S 4.12500% 23-12.09.28	3 500 000.00	3 180 331.38	0.10
EUR WORLDLINE SA-FRANCE-REG-S 5.25000% 24-27.11.29	3 800 000.00	3 280 447.93	0.10
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 6.12500% 23-13.03.29	5 800 000.00	5 823 933.70	0.18
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 7.00000% 25-12.06.30	51 900 000.00	52 941 762.75	1.60
EUR ZF EUROPE FINANCE BV-REG-S 5.50000% 26-17.02.32	9 000 000.00	8 490 549.02	0.26
TOTAL EUR		187 220 150.98	5.65
Total Medium term notes, fixed rate		187 220 150.98	5.65

Medium term notes, floating rate

EUR			
EUR ALBERTS INFRASTRUCTURE NV-REG-S-SUB 4.746%/VAR 25-PRP	17 900 000.00	17 597 240.30	0.53
EUR AIE GROUP PLC-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-20.05.35	1 730 000.00	1 753 719.17	0.05
EUR ALPHA BANK SA-REG-S-SUB 4.308%/VAR 25-23.07.36	3 525 000.00	3 416 683.02	0.10
EUR ARDUNTOWN SA-REG-S-SUB 1.625%/VAR 21-PRP	4 000 000.00	3 916 606.12	0.12
EUR AXA SA-REG-S-SUB COCO 5.750%/VAR 25-PRP	3 335 000.00	3 361 706.68	0.10
EUR AXA SA-SUB 6.00000%/USA10+5BP 04-PRP	5 210 000.00	5 171 051.81	0.16
EUR BANCO BPM SPA-REG-S-SUB 5.000%/VAR 24-18.06.34	4 000 000.00	4 071 224.00	0.12
EUR BANCO DE SANTIAGO SA-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-16.08.33	2 000 000.00	2 081 717.00	0.06

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR	
		Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR BANK OF CYPRUS HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.250%/VAR 25-18.09.36	6 120 000.00	5 951 271.60	0.18
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 7.500%/VAR 25-PRP	27 608 000.00	24 401 330.80	0.74
EUR DEUTSCHE PFANDBRIEFBANK AG-REG-S-SUB 7.125%/VAR 25-04.10.35	2 800 000.00	2 630 054.00	0.08
EUR EOP SA-REG-S-SUB 4.375%/VAR 25-02.12.55	10 400 000.00	9 993 430.20	0.30
EUR EOP SA-REG-S-SUB 4.500%/VAR 25-27.05.55	7 800 000.00	7 616 747.89	0.23
EUR EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL-REG-S-SUB 4.750%/VAR 24-29.05.54	6 300 000.00	6 332 569.74	0.19
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 24-PRP	20 400 000.00	20 860 729.92	0.63
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S-SUB 6.375%/VAR 25-PRP	6 600 000.00	6 700 339.80	0.20
EUR GRAND CITY PROPERTIES SA-SUB 1.500%/VAR 20-PRP	2 100 000.00	2 057 612.18	0.06
EUR HEINSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 3.625%/VAR 21-PRP	7 040 000.00	6 944 463.68	0.21
EUR HSBC HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.750%/VAR 17-PRP	9 000 000.00	8 791 425.00	0.27
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S-SUB 6.184%/VAR 23-20.02.34	1 800 000.00	1 905 669.00	0.06
EUR NOVA LJUBJANSKA BANKA DO-REG-S-SUB 6.875%/VAR 24-24.01.34	7 200 000.00	7 663 474.08	0.23
EUR PIRAEUS BANK SA-REG-S-SUB 7.750%/VAR 24-17.04.34	7 375 000.00	7 841 073.44	0.24
EUR PIRAEUS BANK SA-REG-S-SUB 5.375%/VAR 24-18.09.35	2 320 000.00	2 359 467.84	0.07
EUR RAFFESSEN BANK INT AG-REG-S-SUB 5.250%/VAR 24-02.01.35	17 600 000.00	18 115 539.20	0.55
EUR RAFFESSEN BANK SA-REG-S 4.136%/VAR 26-22.01.32	8 100 000.00	7 935 096.15	0.24
EUR TELEFONICA EMISIOES SA-REG-S-SUB 4.381%/VAR 26-PRP	7 800 000.00	7 534 006.12	0.23
EUR TELEFONICA EMISIOES SA-REG-S-SUB 4.881%/VAR 26-PRP	4 300 000.00	4 084 547.21	0.17
TOTAL EUR		201 088 795.95	6.07
GBP			
GBP CP PROPERTY GROUP SA-REG-S-SUB 8.875%/VAR 25-PRP	6 805 000.00	6 997 845.44	0.21
TOTAL GBP		6 997 845.44	0.21
Total Medium term notes, floating rate		208 086 641.39	6.28
Bonds, fixed rate			
EUR			
EUR ADLER FINANCING SARL (PIK) 8.25000% 25-31.12.28	17 750 000.00	15 166 950.37	0.46
EUR ADLER FINANCING SARL 10.00000% 25-31.12.29	5 561 000.00	5 960 448.30	0.18
EUR AEGIS LUX 1A SARL-REG-S (PIK) 5.62500% 25-29.10.31	29 705 000.00	29 323 378.09	0.89
EUR AFFLUOUS SAS-REG-S 6.00000% 24-25.07.29	6 430 000.00	6 537 152.10	0.20
EUR ALIYVYN ENTERTAINMENT FINANCING UK-REG-S 4.12500% 25-15.02.31	17 750 000.00	16 722 600.00	0.50
EUR ALTICE FRANCE SA-REG-S 7.25000% 25-01.11.29	39 923 684.00	39 176 310.52	1.18
EUR ALTICE FRANCE SA-REG-S 4.75000% 25-15.10.30	1 463 150.00	1 370 812.09	0.04
EUR ALTICE FRANCE SA-REG-S 5.50000% 25-15.10.31	4 481 982.00	4 227 435.21	0.13
EUR AMBER FINCO PLC-REG-S 6.62500% 24-15.07.29	6 935 000.00	7 116 549.28	0.21
EUR ARDONAGH FINCO LTD-REG-S 6.87500% 24-15.02.31	39 545 000.00	39 272 206.33	1.19
EUR ATOS SE-REG-S STEP-UP 24-18.12.30	20 806 000.00	19 634 830.06	0.59
EUR ATOS SE-REG-S STEP-UP 24-18.12.29	21 458 468.00	24 102 182.41	0.73
EUR AZEUS FINANCE NV-REG-S 4.12500% 26-10.03.31	7 450 000.00	7 252 161.90	0.22
EUR BCP V MODULAR SERVICES-REG-S 4.75000% 21-30.11.28	2 175 000.00	2 046 074.35	0.06
EUR BEACH ACQUISITION BOCG LLC-REG-S 5.25000% 25-15.07.32	5 545 000.00	5 318 164.14	0.16
EUR BETCLIC EVEREST GROUP SAS-REG-S 5.12500% 26-10.12.31	13 310 000.00	13 154 570.48	0.40
EUR CARINVAL PLC-REG-S 4.12500% 25-15.07.31	26 260 000.00	25 567 794.28	0.77
EUR CFI SA OPCO SA-REG-S 8.25000% 25-15.12.30	10 400 000.00	10 308 641.82	0.31
EUR CHERAPHARM ARZNEIMITTEL GMBH-REG-S 7.12500% 25-15.06.31	17 725 000.00	17 723 949.26	0.54
EUR CIRSA FINANCE INTERNATIONAL SARL-REG-S 7.87500% 23-31.07.28	9 551 000.00	9 748 968.35	0.29
EUR CIRSA FINANCE INTERNATIONAL SARL-REG-S 6.50000% 24-15.03.29	7 780 000.00	7 916 595.79	0.24
EUR CROWN EUROPEAN HOLDINGS SACA-REG-S 4.50000% 24-15.01.30	10 845 000.00	10 947 984.12	0.33
EUR CZECHOSLOVAK GROUP AS-REG-S 5.25000% 25-10.01.31	39 070 000.00	40 022 331.25	1.21
EUR DOCCETTO HOLDING SPA-REG-S 5.62500% 25-14.07.32	11 285 000.00	11 209 309.70	0.34
EUR FORBANS ODIGO SA-REG-S 4.87500% 25-30.12.30	10 650 000.00	9 077 752.97	0.27
EUR EIRCOM FINANCE DAC-REG-S 5.75000% 24-15.12.29	5 700 000.00	5 838 588.09	0.18
EUR EIRCOM FINANCE DAC-REG-S 5.00000% 25-30.04.31	11 750 000.00	11 671 804.92	0.35
EUR ENGINEERING-INGENIERIA INFORMATICA-REG-S 8.62500% 25-15.02.30	7 095 000.00	6 807 159.40	0.21
EUR ENGINEERING-INGENIERIA INFORMATICA-REG-S 11.12500% 23-15.05.28	14 870 000.00	15 079 620.90	0.46
EUR ESSENDO SA-REG-S 6.37500% 24-15.10.29	10 370 000.00	10 422 708.63	0.31
EUR EUTELSAT COMMUNICATIONS SACA-REG-S 6.75000% 26-15.03.33	10 025 000.00	10 073 878.90	0.30
EUR FIBEROP SPA-REG-S 4.75000% 25-30.06.30	18 465 000.00	18 313 933.77	0.55
EUR FIBEROP SPA-REG-S 5.12500% 25-30.06.32	3 780 000.00	3 742 212.24	0.11
EUR FIS FABBRICAZIONE ITALIANA SNTTETI S-REG-S 5.25000% 26-05.02.31	8 355 000.00	8 071 913.80	0.24
EUR FLUTTER TREASURY DAC-REG-S 4.00000% 25-04.06.31	5 150 000.00	4 970 840.66	0.15
EUR FORIVA SE-REG-S 5.37500% 25-15.03.31	19 110 000.00	18 816 351.53	0.57
EUR FORIVA SE-REG-S 5.50000% 24-15.06.31	7 705 000.00	7 628 675.12	0.23
EUR GRIFFOLS SA-REG-S 7.50000% 24-01.05.30	53 040 000.00	54 858 725.69	1.66

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR GRUPO ANTOLIN-ITALIA SA-REG-S 3.50000% 21-30.04.28	2 124 000.00	1 211 347.42	0.04
EUR IHO VERWALTUNGS GMBH-REG-S (PIK) 8.75000% 23-15.05.28	12 230 000.00	12 516 822.85	0.38
EUR IHO VERWALTUNGS GMBH-REG-S (PIK) 6.75000% 24-15.11.29	18 157 000.00	18 828 440.42	0.57
EUR IHO VERWALTUNGS GMBH-REG-S (PIK) 7.00000% 24-15.11.31	12 350 000.00	12 911 958.35	0.39
EUR INEOS FINANCE PLC-REG-S 5.62500% 25-15.08.30	8 030 000.00	6 985 833.80	0.21
EUR INEOS FINANCE PLC-REG-S 7.25000% 25-31.03.31	16 010 000.00	14 552 805.67	0.44
EUR INEOS QUATERO FINANCE 2 PLC-REG-S 6.75000% 24-15.04.30	2 995 000.00	2 799 504.68	0.07
EUR INTRALOT CAPITAL LUXEMBOURG SA-REG-S 6.75000% 25-15.10.31	2 655 000.00	2 536 087.01	0.08
EUR ION PLATFORM FINANCE SARL-REG-S 6.50000% 25-30.09.30	6 210 000.00	5 146 689.46	0.16
EUR IPO 3 BV-REG-S 5.50000% 25-15.06.31	4 055 000.00	3 808 222.43	0.11
EUR ITALMATCH CHEMICALS SPA-REG-S 6.25000% 26-05.02.31	13 825 000.00	13 115 383.35	0.40
EUR ITALY REPUBLIC OF-ETP 1.60000% 16-01.06.26	17 270 000.00	17 255 165.07	0.52
EUR KAPLA HOLDINGS SAS-REG-S 5.00000% 25-30.04.31	15 330 000.00	15 073 975.36	0.46
EUR LHMIC FINCO 2 SARL-REG-S (PIK) 9.37500% 25-15.05.30	39 301 035.00	41 149 130.80	1.24
EUR LOTTO MATICA GROUP SPA-REG-S 4.87500% 25-31.01.31	9 625 000.00	9 701 002.85	0.29
EUR LOXAM SAS-REG-S 6.37500% 23-31.05.29	11 819 000.00	10 912 599.82	0.33
EUR MAHLE GMBH-REG-S 7.12500% 25-15.07.32	7 840 000.00	8 035 855.74	0.24
EUR MARKET BICO FINCO PLC-REG-S 6.75000% 25-31.01.31	3 585 000.00	3 443 864.50	0.10
EUR MEHLA RENTYNOT OY-REG-S 5.12500% 25-30.06.32	8 480 000.00	8 450 469.08	0.26
EUR MOBILUX FINANCE SAS-REG-S 7.00000% 24-15.05.30	7 385 000.00	7 526 907.94	0.23
EUR MOTION FINCO SARL-REG-S 7.37500% 23-15.06.30	9 979 000.00	8 617 552.85	0.26
EUR MPT OPERATING PARTNERYN CORP-REG-S 7.00000% 25-15.02.32	10 300 000.00	10 136 360.07	0.31
EUR NENOR HOMES SA-REG-S 5.87500% 24-15.02.30	17 636 000.00	17 668 298.57	0.53
EUR NICHARMED GENTILI SPA-REG-S 7.12500% 24-08.04.30	24 775 000.00	25 284 822.43	0.76
EUR NODA HEALTHCARE HOLDINGS GMBH-REG-S 7.00000% 24-21.02.30	16 678 000.00	16 909 522.02	0.51
EUR NODA HEALTHCARE HOLDINGS GMBH-REG-S 5.62500% 24-21.02.30	49 229 000.00	49 127 302.24	1.48
EUR NODA HEALTHCARE HOLDINGS GMBH-REG-S 5.37500% 25-23.10.30	21 130 000.00	21 033 950.21	0.63
EUR NISSAN MOTOR CO LTD-REG-S 5.25000% 25-17.07.29	25 315 000.00	25 059 041.30	0.76
EUR NISSAN MOTOR CO LTD-REG-S 6.37500% 25-17.07.33	7 165 000.00	7 128 719.80	0.22
EUR OAK-LEAGUE ACQUISITION INC-REG-S 6.25000% 26-01.07.33	7 360 000.00	7 517 554.05	0.23
EUR OPAL BICO SAS-REG-S 5.50000% 25-31.03.32	11 965 000.00	11 678 206.61	0.35
EUR PICARD GROUPE SAS-REG-S 6.37500% 24-01.07.29	5 825 000.00	5 888 103.38	0.18
EUR PINNACLE BICO PLC-REG-S 8.25000% 23-11.10.28	19 245 000.00	19 866 929.12	0.60
EUR PJT VI FINANCE SARL-REG-S 6.00000% 24-15.06.31	480 000.00	482 870.88	0.01
EUR ROSSINI SARL-REG-S 6.75000% 24-31.12.29	13 080 000.00	13 443 099.49	0.41
EUR SAMHALLSBYGGNADSBODEN HOLD AS-REG-S 5.00000% 24-20.10.29	9 360 000.00	8 384 734.99	0.25
EUR SAMHALLSBYGGNADSBODEN HOLD AS-REG-S 2.25000% 24-12.07.27	15 890 000.00	14 990 437.39	0.45
EUR SAMHALLSBYGGNADSBODEN HOLD AS-REG-S 1.12500% 24-26.09.29	3 730 000.00	2 909 582.63	0.09
EUR SAMHALLSBYGGNADSBODEN HOLD AS-REG-S 2.37500% 24-04.08.26	17 810 000.00	17 652 221.03	0.53
EUR SHERWOOD FINANCING PLC-REG-S 7.62500% 24-15.12.29	12 235 000.00	11 869 624.36	0.36
EUR SOFTBANK GROUP CORP-REG-S 5.25000% 25-10.10.29	13 280 000.00	13 062 648.10	0.39
EUR SOFTBANK GROUP CORP-REG-S 5.87500% 25-10.07.31	6 880 000.00	6 701 580.76	0.20
EUR SUMMER BICO BV-REG-S (PIK) 8.87500% 26-31.01.31	19 930 000.00	19 568 811.80	0.59
EUR TRIVULM PACKAGING FINANCE BV-REG-S 6.62500% 25-15.07.30	8 755 000.00	8 798 016.81	0.27
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 5.25000% 22-01.02.30	1 400 000.00	1 365 441.34	0.04
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 6.75000% 24-15.02.31	4 520 000.00	4 546 002.66	0.14
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 6.5000000% 24-31.10.31	28 585 000.00	28 157 989.26	0.85
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 6.25000% 25-31.01.32	3 895 000.00	3 778 991.95	0.11
EUR VZ VENDOR FINANCING I BV-REG-S 2.87500% 20-15.01.29	8 800 000.00	8 019 183.22	0.24
EUR WEBUILD SPA-REG-S 4.12500% 25-03.07.31	25 425 000.00	24 629 662.02	0.74
TOTAL EUR		1 185 031 325.16	35.77
GBP			
GBP BCPV MODULAR SERVICES-REG-S 6.12500% 21-30.11.28	5 170 000.00	5 531 739.11	0.17
GBP BFFA GROUP HOLDINGS LTD-REG-S 7.37500% 25-15.06.31	9 775 000.00	10 924 556.13	0.33
GBP GALAXY BICO LTD-REG-S 8.12500% 24-19.12.29	11 430 000.00	13 373 559.58	0.40
GBP ICELAND BONDO PLC-REG-S 10.87500% 23-15.12.27	11 148 035.00	13 179 337.29	0.40
GBP JERROLD FINCO PLC-REG-S 7.50000% 25-15.06.31	11 110 000.00	12 523 604.16	0.38
GBP KANE BICO LTD-REG-S 7.75000% 25-15.07.31	11 970 000.00	13 584 860.30	0.41
GBP PINNACLE BICO PLC-REG-S 10.00000% 23-11.10.28	35 750 000.00	42 441 789.78	1.28
GBP SHERWOOD FINANCING PLC-REG-S 9.62500% 24-15.12.29	6 835 000.00	7 641 274.94	0.23
GBP STONEGATE PLUS CO FINANCING 2019-REG-S 10.75000% 24-31.07.29	7 020 000.00	7 954 911.90	0.24
GBP TVI FINANCE PLC-REG-S 10.25000% 23-28.04.28	14 640 000.00	16 127 668.63	0.48
GBP VIRGIN MEDIA O2 VENDOR FINANCING-REG-S 7.87500% 24-15.03.32	15 285 000.00	15 496 263.43	0.47
TOTAL GBP		158 779 565.25	4.79
Total Bonds, fixed rate		1 343 810 890.41	40.56

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Bonds, zero coupon			
EUR			
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-BEG-S 0.00000% 16-15.08.26	34 960 000.00	34 679 585.84	1.05
TOTAL EUR		34 679 585.84	1.05
Total Bonds, zero coupon		34 679 585.84	1.05

Bonds, floating rate

EUR			
EUR 888 ACQUISITIONS LTD-REG-S 3M EURBOR+550BP 22-15.07.28	6 595 000.00	6 256 551.79	0.19
EUR AEGON LTD-SUB 10 YR GNTH+10BP 04-PRP	4 390 000.00	3 329 847.05	0.10
EUR AIS GROUP PLC-REG-S-SUB COCO 7.125%VAR 24-PRP	8 045 000.00	8 395 391.93	0.25
EUR AROUNDTOWN FINANCE SARL-SUB 5.000%VAR 24-PRP	25 545 000.00	23 882 931.44	0.72
EUR AROUNDTOWN FINANCE SARL-REG-S-SUB 5.250%VAR 25-PRP	24 555 000.00	22 344 183.21	0.67
EUR AROUNDTOWN FINANCE SARL-REG-S-SUB 5.125%VAR 26-PRP	21 255 000.00	19 173 072.75	0.58
EUR BANCO DE SABADELL SA-REG-S-SUB COCO 5.000%VAR 21-PRP	2 200 000.00	2 197 734.00	0.07
EUR CELSA ORO SA-REG-S 3M EURBOR+550BP 25-15.12.30	1 800 000.00	1 754 640.34	0.05
EUR DUOMO BICO SPA-REG-S 3M EURBOR+325BP 25-15.01.32	11 260 000.00	11 075 027.07	0.33
EUR FIBEROP SPA-REG-S 3M EURBOR+300BP 25-30.06.31	3 650 000.00	3 648 540.51	0.11
EUR GOLDEN GOOSE SPA/MILANO-REG-S 3M EURBOR+375BP 25-15.05.31	6 685 000.00	6 690 423.54	0.20
EUR GRAND CITY PROPERTIES FINANCE-REG-S-SUB 4.750%VAR 25-PRP	27 210 000.00	25 262 070.77	0.76
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 2.625%VAR 21-PRP	5 240 000.00	5 071 411.96	0.15
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S-SUB 5.000%VAR 26-PRP	12 260 000.00	11 411 798.27	0.34
EUR ICELAND BONDICO PLC-REG-S 3M EURBOR+550BP 23-15.12.27	18 665 000.00	18 621 587.07	0.56
EUR IPD 3 BV-REG-S 3M EURBOR+337.5BP 24-15.06.31	3 395 000.00	3 217 495.82	0.10
EUR KANE BICO LTD-REG-S 3M EURBOR+375BP 25-15.07.32	2 375 000.00	2 363 808.69	0.07
EUR LA DORIA SPA-REG-S 3M EURBOR+337.5BP 25-30.12.30	12 470 000.00	12 473 418.03	0.38
EUR LIONPOLARS LUX MOCO-REG-S 3M EURBOR+362BP 24-03.07.29	1 500 000.00	1 496 929.11	0.05
EUR LOTTOMATICA GROUP SPA-REG-S 3M EURBOR+325BP 24-01.06.31	4 580 000.00	4 588 435.90	0.14
EUR NEXTURE SPA-REG-S 3M EURBOR+312.5BP 26-30.07.32	10 030 000.00	9 860 809.85	0.30
EUR NODA HEALTHCARE HOLDINGS-REG-S 3M EURBOR+325BP 25-15.10.32	15 865 000.00	15 738 720.47	0.48
EUR NODA HEALTHCARE HDG GWB-REG-S 3M EURBOR+375BP 25-23.10.30	7 011 000.00	7 009 125.85	0.21
EUR PLT VI FINANCE SARL-REG-S 3M EURBOR+350BP 24-15.06.31	12 410 000.00	12 343 485.75	0.37
EUR RAFFAËSEN BANK INTERNATIONAL-REG-S-SUB COCO 6.200%VAR 26-PRP	4 000 000.00	3 834 220.00	0.12
EUR RCI BANQUE SA-REG-S-SUB COCO 6.125%VAR 25-PRP	8 000 000.00	7 841 800.00	0.24
EUR ROSSINI SARL-REG-S 3M EURBOR+387.5BP 24-31.12.29	6 980 000.00	2 969 286.41	0.09
EUR SAMHALLSBYGGNADSBOLAGET I NOR-REG-S-SUB 2.624%VAR 26-PRP	4 350 000.00	2 935 115.30	0.09
EUR SHERWOOD FINANCING PLC-REG-S 3M EURBOR+550BP 24-15.12.29	6 320 000.00	6 129 321.01	0.19
EUR SOFTBANK GROUP CORP-REG-S-SUB 6.500%VAR 25-29.10.62	5 610 000.00	4 806 894.84	0.15
EUR STELLANTIS NV-REG-S-SUB 6.875%VAR 26-PRP	2 890 000.00	2 724 271.76	0.08
EUR TVL FINANCE PLC-REG-S 3M EURBOR+375BP 24-30.06.30	3 380 000.00	3 009 537.18	0.09
EUR UNITED GROUP BV-REG-S 3M EURBOR+325BP 26-31.01.33	12 865 000.00	12 650 048.88	0.38
EUR VIVON INVESTMENTS SARL-REG-S-SUB 8.125%VAR 25-PRP	3 700 000.00	3 096 377.44	0.09
EUR WINTERSHALL OEA FINANCE 2 BV-REG-S-SUB 6.117%VAR 25-PRP	12 635 000.00	12 768 488.78	0.39
TOTAL EUR		301 003 599.81	9.09

GBP

GBP HSBC HOLDINGS PLC-SUB COCO 5.875%VAR 18-PRP	13 011 000.00	14 867 647.23	0.45
TOTAL GBP		14 867 647.23	0.45

USD

USD AROUNDTOWN FINANCE SARL-SUB 7.875%VAR 24-PRP	12 270 000.00	10 550 879.38	0.32
TOTAL USD		10 550 879.38	0.32
Total Bonds, floating rate		326 422 126.42	9.86
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		2 969 782 910.16	89.65

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market**Notes, fixed rate**

USD			
USD BREAD FINANCIAL HOLDINGS INC-144A 6.75000% 25-15.05.31	9 230 000.00	7 948 655.37	0.24
USD CARNEVAL CORP-144A 6.12500% 25-15.02.33	5 800 000.00	5 090 479.08	0.15
USD DIRECTV FINANCING LLC-144A 8.87500% 24-01.02.30	9 400 000.00	8 120 287.33	0.25
USD ZF NORTH AMERICA CAPITAL INC-144A 7.12500% 23-14.04.30	3 680 000.00	3 149 054.43	0.09
TOTAL USD		24 308 476.21	0.73
Total Notes, fixed rate		24 308 476.21	0.73

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR) Annual report and audited financial statements as of 31 March 2026

110

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Bonds, fixed rate			
EUR			
EUR ALICE FRANCE SA-REG-S 5.37500% 25-15.03.32	3 885 154.00	3 653 013.39	0.11
EUR ALICE FRANCE SA-REG-S 5.62500% 25-15.06.32	1 870 000.00	1 762 005.57	0.05
TOTAL EUR		5 415 018.96	0.16
USD			
USD CLOUD SOFTWARE GROUP INC-144A 9.00000% 23-30.09.29	81 230 000.00	9 402 260.48	0.29
TOTAL USD		9 402 260.48	0.29
Total Bonds, fixed rate		14 817 279.44	0.45

Bonds, floating rate

CAD			
CAD BANK OF NOVA SCOTIA DR-SUB 3.700%VAR 21-27.07.81	22 698 000.00	13 844 352.11	0.42
TOTAL CAD		13 844 352.11	0.42
Total Bonds, floating rate		13 844 352.11	0.42
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		52 970 107.76	1.60

Recently issued transferable securities and money market instruments

Notes, fixed rate

USD			
USD BEACH ACQUISITION BOCO LLC-144A (PK) 10.00000% 25-15.07.33	5 286 323.00	4 886 326.60	0.15
USD NEPTUNE BOCO US INC-144A 9.50000% 26-15.02.33	11 550 000.00	9 725 968.10	0.29
TOTAL USD		14 612 294.70	0.44
Total Notes, fixed rate		14 612 294.70	0.44
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		14 612 294.70	0.44

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Ireland			
EUR LBS (BIL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	10.85	108 500.00	0.00
TOTAL Ireland		108 500.00	0.00
Luxembourg			
EUR LBS LOCKEY SELECTION SCAR-EUROPEAN FINANCIAL DEBT BIL-MX-ACC	1 964.00	24 569 679.28	0.74
TOTAL Luxembourg		24 569 679.28	0.74
Total Investment funds, open end		24 678 179.28	0.74
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		24 678 179.28	0.74
Total Investments in securities		3 062 043 491.90	92.43

Derivative instruments**Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market****Credit default swaps***

EUR GSC/MAC G CREDIT DEFAULT SWAP PAY 5.00000% 25-20.12.30	-10 000 000.00	-747 832.78	-0.02
EUR IPM/ORGANIC/MAC G CREDIT DEFAULT SWAP PAY 5.00000% 25-20.12.30	-10 000 000.00	-747 832.78	-0.02
EUR CITI/ALGSCO CREDIT DEFAULT SWAP REC 5.00000% 22-20.12.26	2 000 000.00	68 120.76	0.00
EUR CITI/ALGSCO CREDIT DEFAULT SWAP REC 5.00000% 21-20.12.26	3 000 000.00	102 181.13	0.00
EUR IPM/ORGANIC/UNITED GROUP INV CREDIT DEFAULT SWAP REC 5.00000% 22-20.12.27	4 500 000.00	277 518.05	0.01
TOTAL Credit default swaps		-1 047 845.62	-0.03
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		-1 047 845.62	-0.03
Total Derivative instruments		-1 047 845.62	-0.03

* Positive nominal: the subfund is "Receiver", negative nominal: the subfund is "Payer".

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets		
Forward Foreign Exchange contracts					
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date					
AUD	44 035 500.00	EUR 27 082 901.15	20.4.2026	-933 174.63	-0.03
EUR	13 554 688.61	CAD 21 420 000.00	20.4.2026	234 556.30	0.01
GBP	15 535 300.00	EUR 17 955 427.71	20.4.2026	-189 801.24	-0.01
CAD	22 453 600.00	EUR 14 208 756.13	20.4.2026	-245 874.58	-0.01
HKD	214 859 300.00	EUR 23 751 708.04	20.4.2026	36 481.02	0.00
JPY	16 159 903 300.00	EUR 88 152 949.01	20.4.2026	71 050.17	0.00
EUR	324 907 794.56	GBP 281 115 000.00	20.4.2026	3 434 499.17	0.11
EUR	79 006 763.22	USD 91 325 000.00	20.4.2026	-191 633.16	-0.01
CNH	37 272 500.00	EUR 4 700 722.71	20.4.2026	-14 783.51	0.00
USD	369 060 600.00	EUR 319 280 409.95	20.4.2026	774 423.75	0.02
SGD	39 652 200.00	EUR 26 933 692.79	20.4.2026	-248 325.28	-0.01
CHF	35 428 900.00	EUR 39 132 821.56	20.4.2026	-826 126.72	-0.01
EUR	311 540.14	HKD 2 827 900.00	20.4.2026	-1 551.36	0.00
EUR	405 985.27	AUD 672 800.00	20.4.2026	6 454.53	0.00
EUR	406 606.29	SGD 601 500.00	20.4.2026	1 805.33	0.00
EUR	1 029 699.30	GBP 891 900.00	20.4.2026	9 753.61	0.00
EUR	260 565.66	CAD 414 700.00	20.4.2026	2 682.43	0.00
EUR	3 337 571.73	USD 3 866 700.00	20.4.2026	-15 687.94	0.00
EUR	71 477.38	CNH 571 000.00	20.4.2026	-309.36	0.00
EUR	47 598.25	CNH 379 900.00	20.4.2026	-163.19	0.00
EUR	274 298.76	AUD 459 700.00	20.4.2026	1 313.80	0.00
EUR	246 322.59	HKD 2 210 200.00	20.4.2026	3 619.87	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts				1 907 209.01	0.06
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets				171 897 949.59*	5.19
Bank overdraft and other short-term liabilities				-3.27	0.00
Other assets and liabilities				78 068 974.07	2.35
Total net assets				3 312 869 775.68	100.00

* As at 31 March 2026, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty Goldman Sachs for an amount of EUR 1 030 000.00 and JP Morgan for an amount of EUR 740 000.00.

UBS (Lux) Bond Fund – AUD

Three-year comparison

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Net assets in AUD		211 918 617.07	392 055 185.95	259 236 128.84
Class F-acc	LU0415157832			
Units outstanding		2 619 0000	2 603 0000	2 818 0000
Net asset value per unit in AUD		585.82	577.38	558.71
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		585.82	577.38	558.71
Class I-A3-acc²	LU2838539422			
Units outstanding		350 538 2620	1 815 348 0140	-
Net asset value per unit in AUD		106.09	104.59	-
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		106.09	104.59	-
Class I-B-dist	LU2199642260			
Units outstanding		3 935 0080	4 515 0080	4 974 0080
Net asset value per unit in AUD		8 747.32	8 897.63	8 859.77
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		8 747.32	8 897.63	8 859.77
Class I-X-acc³	LU0415159374			
Units outstanding		-	-	97 1120
Net asset value per unit in AUD		-	-	114.78
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		-	-	114.78
Class N-acc	LU0415156602			
Units outstanding		3 404 5480	3 364 5020	3 916 2720
Net asset value per unit in AUD		128.69	127.64	124.30
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		128.69	127.64	124.30
Class P-acc	LU0035338325			
Units outstanding		136 258 0310	163 194 1340	188 463 5010
Net asset value per unit in AUD		544.60	539.66	525.06
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		544.60	539.66	525.06
Class P-dist	LU0035338242			
Units outstanding		353 366 7640	395 898 1210	480 485 3200
Net asset value per unit in AUD		105.40	107.23	106.78
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		105.40	107.23	106.78
Class Q-acc	LU0415158053			
Units outstanding		131 448 6680	147 271 9060	406 026 6070
Net asset value per unit in AUD		133.89	132.20	128.17
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		133.89	132.20	128.17
Class Q-dist	LU0415157915			
Units outstanding		99 136 4610	106 035 0390	113 752 3040
Net asset value per unit in AUD		93.65	95.27	94.87
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		93.65	95.27	94.87

¹ See note 1

² First NAV: 9.7.2024

³ The unit class I-X-acc was in circulation until 24.2.2025

Performance

	Currency	2025/2026	2024/2025	2023/2024
Class F-acc	AUD	1.5%	3.3%	2.0%
Class I-A3-acc	AUD	1.4%	-	-
Class I-B-dist	AUD	1.7%	3.6%	2.2%
Class I-X-acc ¹	AUD	-	-	2.3%
Class N-acc	AUD	0.8%	2.7%	1.4%
Class P-acc	AUD	0.9%	2.8%	1.5%
Class P-dist	AUD	0.9%	2.8%	1.4%
Class Q-acc	AUD	1.3%	3.1%	1.8%
Class Q-dist	AUD	1.3%	3.2%	1.8%
Benchmark: ²				
Bloomberg AusBond Composite Index	AUD	1.5%	3.2%	1.5%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

¹ The unit class I-X-acc was in circulation until 24.2.2025. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Report of the Portfolio Manager

During the 1 April 2025 to 31 March 2026 financial year, the Reserve Bank of Australia (RBA) moved through a rate cutting as well as a tightening cycle. Earlier in the year, the RBA delivered 50 basis points (bps) of rate cuts to reach a cycle low of 3.60% in August 2025, as inflation outcomes continued to show an encouraging trend, with the trimmed mean measure moving within the 2–3% target band and communication from the Board and the Governor shifting notably more dovish. However, as the year progressed, inflation readings exceeded the RBA's forecasts and the labor market remained tight. As such, the Governor became less committal on the outlook for further rate cuts, with Board discussions downplaying any prospect of additional easing. This ultimately culminated in two consecutive 25 bps hikes in February and March, leaving the official cash rate at 4.10%.

Australian government bond yields were quite volatile throughout the year, mirroring shifts in domestic monetary policy expectations as well as global developments. Specifically, 10-year Australian government bond yields ended the financial year 59 bps higher. Additionally, the spread of the Bloomberg Ausbond Credit 0+ Year Index tightened by 6 bps, closing at 76 bps. The subfund posted positive performance for the financial year, driven primarily by spread tightening and carry.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

Australia	81.33
United States	5.76
Sweden	2.88
United Kingdom	2.45
Canada	1.76
New Zealand	1.50
Supranationals	0.99
Luxembourg	0.92
The Netherlands	0.44
TOTAL	98.03

Economic Breakdown as a % of net assets

Banks & credit institutions	24.17
Finance & holding companies	23.27
Public, non-profit institutions	22.61
Countries & central governments	12.75
Cantons, federal states	2.74
Real Estate	2.32
Traffic & transportation	1.89
Petroleum	1.81
Healthcare & social services	1.72
Energy & water supply	1.47
Supranational organisations	0.99
Miscellaneous services	0.63
Aerospace industry	0.60
Miscellaneous consumer goods	0.55
Miscellaneous unclassified companies	0.27
Electrical devices & components	0.24
TOTAL	98.03

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible

Three-year comparison

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Net assets in EUR		97 031 962.79	100 769 954.76	110 754 654.40
Class I-A1-acc	LU2092777270			
Units outstanding		170.7610	197.7610	288.6970
Net asset value per unit in EUR		92.44	90.46	88.79
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		92.44	90.46	88.79
Class P-2%-qdist	LU1669358142			
Units outstanding		1 269.5790	1 036.8620	1 229.8390
Net asset value per unit in EUR		83.17	83.43	83.97
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		83.17	83.43	83.97
Class P-acc	LU0033050237			
Units outstanding		160 865.4610	175 752.6020	200 399.1020
Net asset value per unit in EUR		390.46	383.92	378.71
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		390.46	383.92	378.71
Class P-dist	LU0033049577			
Units outstanding		223 307.1720	253 766.1090	263 631.9540
Net asset value per unit in EUR		116.56	117.02	116.25
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		116.56	117.02	116.25
Class Q-acc	LU0358407707			
Units outstanding		50 409.0770	20 959.8500	23 470.0890
Net asset value per unit in EUR		152.99	149.83	147.20
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		152.99	149.83	147.20
Class Q-dist	LU0415166585			
Units outstanding		4 092.0860	4 022.4720	7 226.8310
Net asset value per unit in EUR		87.72	88.07	87.47
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		87.72	88.07	87.47

¹ See note 1

Performance

	Currency	2025/2026	2024/2025	2023/2024
Class I-A1-acc	EUR	2.2%	1.9%	6.4%
Class P-2%-qdist	EUR	1.7%	1.4%	5.9%
Class P-acc	EUR	1.7%	1.4%	5.9%
Class P-dist	EUR	1.7%	1.4%	5.9%
Class Q-acc	EUR	2.1%	1.8%	6.3%
Class Q-dist	EUR	2.1%	1.8%	6.3%
Benchmark: ¹				
Bloomberg Euro Aggregate 500mio+ Index	EUR	1.5%	2.0%	4.6%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

¹ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Report of the Portfolio Manager

The 1 April 2025 to 31 March 2026 financial year started with higher than expected US tariff announcements leading to rising US Treasury yields in the second quarter of 2025, before an eventual ceasefire in the Israel-Iran war led to a swift turnaround in risk appetite. This volatility continued in the third and fourth quarter of 2025, fueled by a mix of sticky inflation, employment concerns in the US and dovish central bank signals, before the market saw some stabilization driven by improved risk sentiment. In contrast to the US, the eurozone saw a push towards policy normalization early in the period amid weak growth momentum. Over this period, US fed funds rate dipped from 4.375% to 3.625%, driven by "insurance cuts" in the second half of 2025, whilst the ECB cut its policy rate from 2.50% to 2.00%. The period was characterized with significant volatility, although credit spreads remained tight across IG and HY sectors supported by resilient corporate fundamentals and a constructive backdrop for risk assets. This volatility continued into the first quarter of 2026 as markets grappled with the implications of tight energy commodities supply driven by the escalation of Middle East conflict.

The subfund posted positive performance in the financial year on the back of the underlying market movements described above. Rates generated a small positive performance, while credit contributed the most, where a combination of spreads grinding tighter and carry supported the positive total return.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

United States	10.84
The Netherlands	9.09
New Zealand	8.26
Spain	7.25
Germany	6.97
United Kingdom	5.36
France	5.35
Italy	4.47
Luxembourg	4.04
Belgium	3.51
Austria	2.92
Brazil	2.79
Supranationals	2.39
Slovenia	2.23
Japan	2.19
Australia	1.41
Mexico	1.41
Sweden	1.29
Ireland	1.19
Slovakia	1.12
Portugal	1.10
Poland	0.92
Kazakhstan	0.81
Romania	0.79
Chile	0.62
Colombia	0.59
Lithuania	0.52
Philippines	0.50
Switzerland	0.44
India	0.40
China	0.36
Peru	0.34
Denmark	0.32
Egypt	0.31
Norway	0.28
Azerbaijan	0.25
Turkey	0.22
Ecuador	0.22
South Africa	0.21
Cayman Islands	0.20
Czech Republic	0.18
Ivory Coast	0.18
South Korea	0.18
Greece	0.18
Bermuda	0.16
Mongolia	0.11
TOTAL	94.47

Economic Breakdown as a % of net assets

Countries & central governments	44.51
Banks & credit institutions	14.63
Finance & holding companies	9.55
Real Estate	5.72
Supranational organisations	3.62
Mortgage & funding institutions	2.10
Telecommunications	1.81
Public, non-profit institutions	1.66
Energy & water supply	1.41
Internet, software & IT services	1.19
Vehicles	1.11
Insurance	1.08
Tobacco & alcohol	1.06
Petroleum	0.93
Miscellaneous services	0.85
Traffic & transportation	0.63
Chemicals	0.62
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	0.34
Retail trade, department stores	0.33
Food & soft drinks	0.31
Mechanical engineering & industrial equipment	0.26
Electronics & semiconductors	0.22
Aerospace industry	0.18
Electrical devices & components	0.18
Investment funds	0.13
Computer hardware & network equipment providers	0.04
TOTAL	94.47

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)

Three-year comparison

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Net assets in USD		247 094 766.20	358 853 560.22	344 857 628.51
Class F-acc	LU0464245496			
Units outstanding		178 635.3570	188 410.9990	169 363.7140
Net asset value per unit in USD		118.91	112.39	104.41
Issue and redemption price per unit in USD ¹		118.91	112.39	104.41
Class (EUR hedged) F-acc	LU0464251627			
Units outstanding		15 439.0390	15 918.0390	18 274.0390
Net asset value per unit in EUR		146.15	141.17	133.34
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		146.15	141.17	133.34
Class (SGD hedged) F-acc	LU0964819261			
Units outstanding		48 180.0000	26 165.0000	26 940.0000
Net asset value per unit in SGD		112.17	108.80	102.84
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		112.17	108.80	102.84
Class I-A1-acc	LU0464245819			
Units outstanding		65 414.6570	97 636.5790	49 214.6130
Net asset value per unit in USD		156.47	148.06	137.71
Issue and redemption price per unit in USD ¹		156.47	148.06	137.71
Class (CHF hedged) I-A1-acc²	LU2816771286			
Units outstanding		39 674.7260	47 209.4440	-
Net asset value per unit in CHF		101.84	100.64	-
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		101.84	100.64	-
Class (GBP hedged) I-A2-dist	LU2215770434			
Units outstanding		746.6300	12 942.7590	21 613.9180
Net asset value per unit in GBP		81.99	80.81	78.15
Issue and redemption price per unit in GBP ¹		81.99	80.81	78.15
Class I-A3-acc	LU0464246205			
Units outstanding		26 445.0000	22 030.0000	386 035.3750
Net asset value per unit in USD		97.17	91.83	85.31
Issue and redemption price per unit in USD ¹		97.17	91.83	85.31
Class (EUR hedged) I-A3-acc²	LU2300343543			
Units outstanding		48 633.6460	56 828.9250	-
Net asset value per unit in EUR		106.06	102.45	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		106.06	102.45	-
Class I-A3-dist	LU2478388304			
Units outstanding		30 046.4210	73 352.2320	76 554.9540
Net asset value per unit in USD		105.52	103.84	100.24
Issue and redemption price per unit in USD ¹		105.52	103.84	100.24
Class (EUR hedged) I-A3-dist	LU2521230677			
Units outstanding		924.9990	11 105.8490	11 579.4480
Net asset value per unit in EUR		103.98	104.61	102.72
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		103.98	104.61	102.72
Class (GBP hedged) I-A3-dist	LU2521230750			
Units outstanding		86 465.5000	679 848.3510	927 860.3410
Net asset value per unit in GBP		110.41	108.80	105.21
Issue and redemption price per unit in GBP ¹		110.41	108.80	105.21

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Class I-B-acc LU1881004490				
Units outstanding		246 414 8830	342 891 7030	281 012 0000
Net asset value per unit in USD		124.27	117.02	108.31
Issue and redemption price per unit in USD ¹		124.27	117.02	108.31
Class I-X-acc LU0464246890				
Units outstanding		14 698 7830	15 309 7170	127 555 2330
Net asset value per unit in USD		189.95	178.67	165.18
Issue and redemption price per unit in USD ¹		189.95	178.67	165.18
Class I-X-dist² LU0464246627				
Units outstanding		-	-	20 089 0000
Net asset value per unit in USD		-	-	86.39
Issue and redemption price per unit in USD ¹		-	-	86.39
Class K-1-acc² LU0464244929				
Units outstanding		1 8890	2 3790	-
Net asset value per unit in USD		5 407 641.33	5 118 940.04	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		5 407 641.33	5 118 940.04	-
Class (EUR hedged) K-1-acc³ LU0464251205				
Units outstanding		0.1470	0.3330	-
Net asset value per unit in EUR		3 154 147.96	3 051 435.38	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		3 154 148.03	3 051 435.38	-
Class K-1-dist² LU2816771799				
Units outstanding		1.1940	2.0580	-
Net asset value per unit in USD ¹		5 317 846.20	5 123 424.91	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		5 317 846.20	5 123 424.91	-
Class K-B-acc² LU2333664980				
Units outstanding		-	22 233 9280	30 090 2700
Net asset value per unit in USD		-	91.90	85.09
Issue and redemption price per unit in USD ¹		-	91.90	85.09
Class (EUR hedged) N-acc LU0464250819				
Units outstanding		6 062 2050	9 371 6940	7 324 4950
Net asset value per unit in EUR		111.77	109.20	104.34
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		111.77	109.20	104.34
Class P-acc LU0464244333				
Units outstanding		198 346 3850	255 607 2980	185 265 0370
Net asset value per unit in USD		157.89	150.51	141.03
Issue and redemption price per unit in USD ¹		157.89	150.51	141.03
Class (EUR hedged) P-acc LU0464250652				
Units outstanding		141 004 7300	158 945 8190	155 351 6150
Net asset value per unit in EUR		129.31	126.01	120.07
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		129.31	126.01	120.07
Class (SGD hedged) P-acc LU0464247518				
Units outstanding		10 188 4650	2 808 4600	3 494 6340
Net asset value per unit in SGD		140.95	137.93	131.54
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		140.95	137.93	131.54
Class P-dist² LU2816771872				
Units outstanding		141 733 4510	180 763 8790	-
Net asset value per unit in USD		105.48	102.05	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		105.48	102.05	-

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Class (EUR hedged) P-dist LU0464250496				
Units outstanding		81 435 5650	86 609 8750	47 097 4170
Net asset value per unit in EUR		79.31	79.86	78.52
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		79.31	79.86	78.52
Class P-mdist LU0464244259				
Units outstanding		65 054 9410	94 885 0550	150 148 6470
Net asset value per unit in USD		76.42	76.59	74.87
Issue and redemption price per unit in USD ¹		76.42	76.59	74.87
Class (SGD hedged) P-mdist LU0464247435				
Units outstanding		37 567 7850	45 696 2270	58 665 1870
Net asset value per unit in SGD		74.02	74.98	73.44
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		74.02	74.98	73.44
Class Q-acc LU0464245652				
Units outstanding		175 809 7310	174 280 4400	67 279 9310
Net asset value per unit in USD		127.91	121.31	113.08
Issue and redemption price per unit in USD ¹		127.91	121.31	113.08
Class (EUR hedged) Q-acc LU0464251973				
Units outstanding		12 226 5300	23 845 9410	34 540 0590
Net asset value per unit in EUR		106.48	103.22	97.84
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		106.48	103.22	97.84
Class (EUR hedged) Q-dist LU0464251890				
Units outstanding		136 066 3520	15 107 3520	24 635 5650
Net asset value per unit in EUR		73.25	73.69	72.39
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		73.25	73.69	72.39
Class (GBP hedged) Q-dist LU2215770780				
Units outstanding		252 2690	1 315 6770	3 016 0820
Net asset value per unit in GBP		82.64	81.44	80.50
Issue and redemption price per unit in GBP ¹		82.64	81.44	80.50
Class Q-mdist LU0464245579				
Units outstanding		30 023 1810	32 476 1090	34 067 3120
Net asset value per unit in USD		85.07	84.82	82.48
Issue and redemption price per unit in USD ¹		85.07	84.82	82.48
Class U-X-UKdist-mdist LU1896727721				
Units outstanding		782 0000	611 0000	1 201 6270
Net asset value per unit in USD		8 991.56	8 907.63	8 657.13
Issue and redemption price per unit in USD ¹		8 991.56	8 907.63	8 657.13

¹ See note 1² First NAV: 4.11.2024³ First NAV: 19.12.2024⁴ The unit class I-X-dist was in circulation until 10.12.2024⁵ The unit class K-B-acc was in circulation until 25.8.2025

Performance

	Currency	2025/2026	2024/2025	2023/2024
Class F-acc	USD	5.8%	7.6%	4.3%
Class (EUR hedged) F-acc	EUR	3.5%	5.9%	2.5%
Class (SGD hedged) F-acc	SGD	3.1%	5.8%	2.7%
Class I-A1-acc	USD	5.7%	7.5%	4.1%
Class (CHF hedged) I-A1-acc	CHF	1.2%	-	-
Class (GBP hedged) I-A2-dist	GBP	5.5%	7.4%	3.8%
Class I-A3-acc	USD	5.8%	7.6%	4.3%
Class (EUR hedged) I-A3-acc	EUR	3.5%	-	-
Class I-A3-dist	USD	5.8%	7.6%	4.2%
Class (EUR hedged) I-A3-dist	EUR	3.5%	5.9%	2.4%
Class (GBP hedged) I-A3-dist	GBP	5.6%	7.4%	3.8%
Class I-B-acc	USD	6.2%	8.0%	4.6%
Class I-X-acc	USD	6.3%	8.2%	4.7%
Class I-X-dist ¹	USD	-	-	4.8%
Class K-1-acc	USD	5.6%	-	-
Class (EUR hedged) K-1-acc	EUR	3.4%	-	-
Class K-1-dist	USD	5.6%	-	-
Class K-B-acc ²	USD	-	8.0%	4.6%
Class (EUR hedged) N-acc	EUR	2.4%	4.7%	1.3%
Class P-acc	USD	4.9%	6.7%	3.4%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	2.6%	4.9%	1.6%
Class (SGD hedged) P-acc	SGD	2.2%	4.9%	1.8%
Class P-dist	USD	4.9%	-	-
Class (EUR hedged) P-dist	EUR	2.6%	4.9%	1.6%
Class P-mdist	USD	4.9%	6.7%	3.4%
Class (SGD hedged) P-mdist	SGD	2.2%	4.9%	1.8%
Class Q-acc	USD	5.4%	7.3%	3.9%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	3.2%	5.5%	2.1%
Class (EUR hedged) Q-dist	EUR	3.1%	5.5%	2.1%
Class (GBP hedged) Q-dist	GBP	5.2%	7.0%	3.5%
Class Q-mdist	USD	5.5%	7.3%	3.9%
Class U-X-UKdist-mdist	USD	6.3%	8.2%	4.7%
Benchmark: ³				
JP Morgan Asia Credit Index (JACI)	USD	5.3%	6.6%	5.9%
JP Morgan Asia Credit Index (JACI) (hedged CHF)	CHF	0.7%	-	-
JP Morgan Asia Credit Index (JACI) (hedged EUR)	EUR	3.1%	4.8%	3.8%
JP Morgan Asia Credit Index (JACI) (hedged GBP)	GBP	5.2%	6.4%	5.2%
JP Morgan Asia Credit Index (JACI) (hedged SGD)	SGD	2.6%	4.7%	4.1%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

¹ The unit class I-X-dist was in circulation until 10.12.2024. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The unit class K-B-acc was in circulation until 25.8.2025. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Report of the Portfolio Manager

The 1 April 2025 to 31 March 2026 financial year was defined by shifting global macro dynamics. Q2 began with April and May bringing about a partial reversal of early-year moves, as renewed tariff announcements lifted US Treasury yields. This was followed by a swift ceasefire in the Israel-Iran conflict and accelerating trade negotiations, which fueled a strong risk-on tone in June. The second half of the year saw alternating bouts of volatility and stabilization as markets digested a mix of resilient economic data, softening growth indicators and increasingly dovish central bank rhetoric. In Q3, yields initially rose on sticky inflation and robust activity data before reversing lower as growth moderated and rate cut expectations strengthened. Credit spreads responded by tightening across investment grade and high yield sectors. Q4 brought further yield declines early in the quarter amid mounting evidence of slowing global growth. This was followed by stabilization as risk sentiment improved and investors reassessed the likely pace of easing, while credit remained well supported by resilient corporate fundamentals and strong demand for carry. Q1 2026 began on a cautiously optimistic note, as markets responded positively to early signs of economic stabilization. However, this optimism was quickly overturned by concerns over AI investment and renewed geopolitical events.

On the policy front, the Fed funds rate fell from 4.375% to 3.625%, the ECB deposit rate declined from 2.50% to 2.00% and the BOE policy rate eased from 4.50% to 3.75%. Over this period, 10-year US Treasury yields rose 11 basis points to 4.32%, Bund yields rose 26 basis points to 3.00% and gilt yields slipped 24 basis points to 4.91%. Fixed income markets ended the financial year firmly supported by tighter credit spreads despite slightly higher US Treasury yields, underscoring the resilience of fixed income markets despite shifting macro drivers.

Returns in the Asia credit space were strongly positive over the financial year, with Asia credit outperforming developed market counterparts, driven by strong credit spread compression. Subfund performance over the financial year was correspondingly positive, reflecting the broad strength across the Asian markets.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

Hong Kong	16.39
Singapore	12.37
South Korea	12.31
Cayman Islands	9.13
Japan	6.00
British Virgin Islands	5.76
Philippines	4.51
India	4.05
Luxembourg	3.81
United Kingdom	3.71
United States	3.63
Indonesia	3.52
Malaysia	3.13
Thailand	2.79
Australia	1.46
The Netherlands	1.40
Sri Lanka	1.10
China	0.99
Pakistan	0.81
Mongolia	0.37
Macau	0.28
Jersey	0.28
Bermuda	0.24
Mauritius	0.10
TOTAL	98.14

Economic Breakdown as a % of net assets

Finance & holding companies	29.21
Banks & credit institutions	14.26
Investment funds	9.07
Countries & central governments	7.15
Internet, software & IT services	4.66
Traffic & transportation	4.34
Insurance	4.25
Chemicals	3.51
Energy & water supply	2.73
Telecommunications	2.29
Petroleum	2.13
Electrical devices & components	2.07
Electronics & semiconductors	1.79
Miscellaneous services	1.59
Mining, coal & steel	1.57
Real Estate	1.37
Lodging, catering & leisure	1.03
Computer hardware & network equipment providers	1.02
Building industry & materials	0.80
Public, non-profit institutions	0.73
Miscellaneous trading companies	0.44
Mechanical engineering & industrial equipment	0.43
Textiles, garments & leather goods	0.39
Cities & municipal authorities	0.30
Mortgage & funding institutions	0.28
Retail trade, department stores	0.26
Non-ferrous metals	0.16
Miscellaneous consumer goods	0.16
Vehicles	0.15
TOTAL	98.14

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Net assets in EUR		3 312 869 775.68	2 569 283 848.36	1 748 876 315.30
Class (USD hedged) F-acc	LU1611257251			
Units outstanding		175 773 5400	226 654 5400	315 527 5400
Net asset value per unit in USD ¹		163.87	154.39	139.78
Issue and redemption price per unit in USD ¹		163.87	154.39	139.78
Class I-A1-acc	LU0415181899			
Units outstanding		1 923 199 3680	2 137 214 5500	1 716 317 1310
Net asset value per unit in EUR		189.40	182.52	168.06
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		189.40	182.52	168.06
Class (USD hedged) I-A1-acc	LU2704483648			
Units outstanding		45 394 5670	106 606 6580	13 835 8840
Net asset value per unit in USD ¹		124.94	117.83	106.80
Issue and redemption price per unit in USD ¹		124.94	117.83	106.80
Class I-A2-acc²	LU1368322555			
Units outstanding		434 665 0000	189 842 0000	-
Net asset value per unit in EUR		110.45	106.40	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		110.45	106.40	-
Class I-A2-mdlist	LU2605908396			
Units outstanding		211 370 0000	211 370 0000	211 370 0000
Net asset value per unit in EUR		105.62	107.72	104.76
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		105.62	107.72	104.76
Class I-A3-acc	LU2094083099			
Units outstanding		8 401 817 5840	4 878 681 8740	2 252 762 5110
Net asset value per unit in EUR		125.32	120.65	110.98
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		125.32	120.65	110.98
Class I-B-acc	LU0415182517			
Units outstanding		289 728 5100	144 347 2670	187 711 2020
Net asset value per unit in EUR		291.63	279.48	255.89
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		291.63	279.48	255.89
Class (USD hedged) I-B-acc	LU2107562485			
Units outstanding		694 573 3820	493 973 7960	97 348 0000
Net asset value per unit in USD		145.39	136.32	122.82
Issue and redemption price per unit in USD ¹		145.39	136.32	122.82
Class I-X-acc	LU0415182780			
Units outstanding		464 279 0020	412 309 0010	371 061 5950
Net asset value per unit in EUR		175.05	167.65	153.40
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		175.05	167.65	153.40
Class (CHF hedged) I-X-acc	LU0654646750			
Units outstanding		114 478 5990	107 055 9030	103 837 4490
Net asset value per unit in CHF		146.45	143.26	134.47
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		146.45	143.26	134.47
Class K-1-acc	LU0415180909			
Units outstanding		0.6000	0.6000	0.6000
Net asset value per unit in EUR		7 372 695.18	7 113 347.73	6 557 519.12
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		7 372 695.18	7 113 347.73	6 557 519.12

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Class K-B-mdist LU2208382932				
Units outstanding		148 275 5260	148 275 5260	137 371 0930
Net asset value per unit in EUR		100.23	101.74	98.46
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		100.23	101.74	98.46
Class N-dist LU0415180495				
Units outstanding		61 390 9200	45 792 0890	38 815 4160
Net asset value per unit in EUR		99.87	101.76	98.64
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		99.87	101.76	98.64
Class P-6%-mdist LU1076698254				
Units outstanding		508 608 2920	354 656 3920	239 550 2770
Net asset value per unit in EUR		71.36	73.53	72.39
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		71.36	73.53	72.39
Class P-acc LU0086177085				
Units outstanding		1 758 636 7630	1 241 030 6940	902 696 1960
Net asset value per unit in EUR		259.63	251.91	233.55
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		259.63	251.91	233.55
Class (CHF hedged) P-acc LU0776290842				
Units outstanding		76 986 5960	74 258 1070	59 496 5080
Net asset value per unit in CHF		172.43	170.97	162.69
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		172.43	170.97	162.69
Class (USD hedged) P-acc LU0994471687				
Units outstanding		164 111 0730	188 884 0510	261 556 0740
Net asset value per unit in USD		184.39	175.13	159.84
Issue and redemption price per unit in USD ¹		184.39	175.13	159.84
Class P-dist LU0085995990				
Units outstanding		2 008 270 6040	1 530 692 7750	1 401 464 0790
Net asset value per unit in EUR		47.68	48.45	46.78
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		47.68	48.45	46.78
Class P-mdist LU0417441200				
Units outstanding		1 362 424 2130	867 827 7260	715 637 0310
Net asset value per unit in EUR		116.59	119.78	117.33
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		116.59	119.78	117.33
Class (AUD hedged) P-mdist LU0945635778				
Units outstanding		534 585 3940	638 719 6730	680 049 3600
Net asset value per unit in AUD		81.22	83.43	81.32
Issue and redemption price per unit in AUD ¹		81.22	83.43	81.32
Class (CAD hedged) P-mdist LU0945635851				
Units outstanding		272 696 5650	254 987 1400	258 238 6450
Net asset value per unit in CAD		82.17	84.47	82.96
Issue and redemption price per unit in CAD ¹		82.17	84.47	82.96
Class (GBP hedged) P-mdist LU0997192736				
Units outstanding		184 185 3870	213 301 8460	191 307 7620
Net asset value per unit in GBP		79.98	82.13	80.41
Issue and redemption price per unit in GBP ¹		79.98	82.13	80.41
Class (HKD hedged) P-mdist LU0973218331				
Units outstanding		264 634 1300	447 781 3210	119 127 2390
Net asset value per unit in HKD		804.61	827.92	814.20
Issue and redemption price per unit in HKD ¹		804.61	827.92	814.20

ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Class (JPY hedged) P-mdist LU1545771492			
Units outstanding	2 004 065.0610	2 483 027.3580	2 423 941.2950
Net asset value per unit in JPY	8 100	8 302	8 296
Issue and redemption price per unit in JPY ¹	8 100	8 302	8 296
Class (RMB hedged) P-mdist LU0968750884			
Units outstanding	39 986.0820	53 433.3740	81 291.0040
Net asset value per unit in CNH	924.36	956.81	930.84
Issue and redemption price per unit in CNH ¹	924.36	956.81	930.84
Class (SGD hedged) P-mdist LU0989134753			
Units outstanding	484 064.4430	629 787.7540	476 629.7610
Net asset value per unit in SGD	81.77	84.46	82.84
Issue and redemption price per unit in SGD ¹	81.77	84.46	82.84
Class (USD hedged) P-mdist LU0937166394			
Units outstanding	1 910 415.0390	2 210 444.3530	1 834 380.7470
Net asset value per unit in USD	83.53	85.61	83.83
Issue and redemption price per unit in USD ¹	83.53	85.61	83.83
Class Q-6%-mdist LU1240770286			
Units outstanding	10 240.9430	9 067.9860	9 931.2900
Net asset value per unit in EUR	82.60	84.65	82.88
Issue and redemption price per unit in EUR ¹	82.60	84.65	82.88
Class (USD hedged) Q-6%-mdist LU1317082110			
Units outstanding	11 023.9520	1 981.9520	1 981.9520
Net asset value per unit in USD ¹	98.70	99.00	95.42
Issue and redemption price per unit in USD ¹	98.70	99.00	95.42
Class Q-acc LU0358408267			
Units outstanding	1 094 307.7670	784 117.8760	483 958.3600
Net asset value per unit in EUR	246.54	237.92	219.38
Issue and redemption price per unit in EUR ¹	246.54	237.92	219.38
Class (CHF hedged) Q-acc LU1240769437			
Units outstanding	39 521.4600	37 864.7780	53 267.8430
Net asset value per unit in CHF	135.88	134.00	126.81
Issue and redemption price per unit in CHF ¹	135.88	134.00	126.81
Class (USD hedged) Q-acc LU1240770013			
Units outstanding	65 966.9560	91 001.4810	36 294.9860
Net asset value per unit in USD	183.02	172.89	156.95
Issue and redemption price per unit in USD ¹	183.02	172.89	156.95
Class Q-dist LU0415181543			
Units outstanding	124 688.4430	131 697.6980	80 948.4210
Net asset value per unit in EUR	101.36	103.15	99.41
Issue and redemption price per unit in EUR ¹	101.36	103.15	99.41
Class Q-mdist LU1240770369			
Units outstanding	90 498.1510	45 032.5090	37 007.4780
Net asset value per unit in EUR	90.64	92.61	90.23
Issue and redemption price per unit in EUR ¹	90.64	92.61	90.23
Class (GBP hedged) Q-mdist LU1240769510			
Units outstanding	1 071.8920	1 363.7840	1 591.3340
Net asset value per unit in GBP	90.40	92.33	89.90
Issue and redemption price per unit in GBP ¹	90.40	92.33	89.90

	ISIN	31.3.2026	31.3.2025	31.3.2024
Class (USD hedged) Q-mdist LU1240770104				
Units outstanding		72 163 9300	100 282 4160	112 731 5410
Net asset value per unit in USD		93.83	95.65	93.16
Issue and redemption price per unit in USD ¹		93.83	95.65	93.16
Class QL-acc² LU2845058754				
Units outstanding		25 053 9150	780 9420	-
Net asset value per unit in EUR		110.36	106.29	-
Issue and redemption price per unit in EUR ³		110.36	106.29	-
Class (CHF hedged) QL-acc⁴ LU2845058838				
Units outstanding		3 855 1050	976 5150	-
Net asset value per unit in CHF		105.98	104.32	-
Issue and redemption price per unit in CHF ³		105.98	104.32	-
Class (USD hedged) QL-acc⁴ LU2845058911				
Units outstanding		-	100 0000	-
Net asset value per unit in USD		-	107.49	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		-	107.49	-
Class QL-dist⁵ LU2845059059				
Units outstanding		6 349 9580	2 750 3340	-
Net asset value per unit in EUR		106.24	106.29	-
Issue and redemption price per unit in EUR ³		106.24	106.29	-
Class (USD hedged) QL-mdist³ LU2845059133				
Units outstanding		14 289 9690	4 160 2880	-
Net asset value per unit in USD ¹		100.82	102.59	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		100.82	102.59	-
Class (USD hedged) U-X-acc LU2272237822				
Units outstanding		1 761 0000	2 097 0000	2 340 0000
Net asset value per unit in USD		13 606.07	12 749.00	11 478.94
Issue and redemption price per unit in USD ¹		13 606.07	12 749.00	11 478.94
Class U-X-dist³ LU3079949767				
Units outstanding		1 321 0000	-	-
Net asset value per unit in EUR		10 245.53	-	-
Issue and redemption price per unit in EUR ³		10 245.53	-	-
Class U-X-UKdist-mdist LU1839734958				
Units outstanding		1 869 0000	1 619 0000	2 430 8400
Net asset value per unit in EUR		9 485.33	9 641.77	9 397.70
Issue and redemption price per unit in EUR ³		9 485.33	9 641.77	9 397.70

¹ See note 1² The unit class I-A2-acc was in circulation until 21.12.2022 - reactivated 27.6.2024³ First NAV: 11.7.2024⁴ For the period from 11.7.2024 to 2.6.2025 the share class (USD hedged) QL-acc was in circulation⁵ First NAV: 5.6.2025

Performance

	Currency	2025/2026	2024/2025	2023/2024
Class (USD hedged) F-acc	USD	6.1%	10.5%	13.8%
Class I-A1-acc	EUR	3.8%	8.6%	11.8%
Class (USD hedged) I-A1-acc	USD	6.0%	10.3%	-
Class I-A2-acc	EUR	3.8%	-	-
Class I-A2-mdist	EUR	3.8%	8.6%	-
Class I-A3-acc	EUR	3.9%	8.7%	-
Class I-B-acc	EUR	4.3%	9.2%	12.4%
Class (USD hedged) I-B-acc	USD	6.7%	11.0%	14.3%
Class I-X-acc	EUR	4.4%	9.3%	12.5%
Class (CHF hedged) I-X-acc	CHF	2.2%	6.5%	10.1%
Class K-1-acc	EUR	3.6%	8.5%	11.7%
Class K-B-mdist	EUR	4.3%	9.2%	12.4%
Class N-dist	EUR	2.5%	7.3%	10.5%
Class P-6%-mdist	EUR	3.1%	7.9%	11.0%
Class P-acc	EUR	3.1%	7.9%	11.0%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	0.9%	5.1%	8.6%
Class (USD hedged) P-acc	USD	5.3%	9.6%	12.9%
Class P-dist	EUR	3.0%	7.8%	11.0%
Class P-mdist	EUR	3.1%	7.9%	11.0%
Class (AUD hedged) P-mdist	AUD	4.7%	8.9%	11.5%
Class (CAD hedged) P-mdist	CAD	3.4%	8.6%	12.2%
Class (GBP hedged) P-mdist	GBP	5.1%	9.4%	12.4%
Class (HKD hedged) P-mdist	HKD	3.4%	8.6%	11.9%
Class (JPY hedged) P-mdist	JPY	1.6%	4.1%	7.0%
Class (RMB hedged) P-mdist	CNH	2.5%	7.2%	10.2%
Class (SGD hedged) P-mdist	SGD	2.6%	7.7%	11.3%
Class (USD hedged) P-mdist	USD	5.3%	9.6%	12.9%
Class Q-6%-mdist	EUR	3.6%	8.5%	11.6%
Class (USD hedged) Q-6%-mdist	USD	5.9%	10.2%	13.5%
Class Q-acc	EUR	3.6%	8.5%	11.6%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	1.4%	5.7%	9.2%
Class (USD hedged) Q-acc	USD	5.9%	10.2%	13.5%
Class Q-dist	EUR	3.6%	8.5%	11.7%
Class Q-mdist	EUR	3.6%	8.4%	11.6%
Class (GBP hedged) Q-mdist	GBP	5.7%	10.0%	13.0%
Class (USD hedged) Q-mdist	USD	5.9%	10.2%	13.5%
Class QL-acc	EUR	3.8%	-	-
Class (CHF hedged) QL-acc	CHF	1.6%	-	-
Class (USD hedged) QL-acc ¹	USD	-	-	-
Class QL-dist	EUR	3.8%	-	-
Class (USD hedged) QL-mdist	USD	6.0%	-	-
Class (USD hedged) U-X-acc	USD	6.7%	11.1%	14.4%
Class U-X-dist ²	EUR	-	-	-
Class U-X-UKdist-mdist	EUR	4.4%	9.3%	12.5%
Benchmark: ³				
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index	EUR	2.7%	7.6%	10.9%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged USD)	USD	5.0%	9.3%	13.0%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged CHF)	CHF	0.3%	4.7%	8.3%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged AUD)	AUD	4.4%	8.6%	11.3%

	Currency	2025/2026	2024/2025	2023/2024
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged CAD)	CAD	3.0%	8.1%	12.2%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged GBP)	GBP	4.8%	9.2%	12.4%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged HKD)	HKD	3.2%	8.3%	11.8%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged JPY)	JPY	1.0%	3.7%	6.4%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged RMB)	CNH	2.1%	6.7%	10.0%
ICE BoFA EUR High Yield 3% Constrained Index (hedged SGD)	SGD	2.2%	7.3%	11.1%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

¹ For the period from 11.7.2024 to 2.6.2025 the share class (USD hedged) QI-acc was in circulation. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Report of the Portfolio Manager

In the 1 April 2025 to 31 March 2026 financial year, the euro high yield market generated a positive absolute total performance driven predominately by spread tightening and income. The period started with higher than expected US tariff announcements leading to rising US Treasury yields in the second quarter of 2025, before an eventual ceasefire in the Israel-Iran war led to a swift turnaround in risk appetite. This volatility continued in the third and fourth quarter of 2025, fueled by a mix of sticky inflation, employment concerns in the US and dovish central bank signals, before the market saw some stabilization driven by improved risk sentiment. In contrast to the US, the eurozone saw a push towards policy normalization early in the period throughout the last three quarters of 2025 amid weak growth momentum. Over this period, the US fed funds rate dipped from 4.375% to 3.625%, driven by "insurance cuts" in the second half of 2025, whilst the ECB cut its policy rate from 2.50% to 2.00%. The period was characterized with significant volatility, although credit spreads remained tight across IG and HY sectors supported by resilient corporate fundamentals and a constructive backdrop for risk assets. This volatility continued into the first quarter of 2026 as markets grappled with the implications of tight energy commodities supply driven by escalation of Middle East conflict.

The subfund posted a positive performance in the financial year. Positive contributors to performance included the transportation, homebuilders & real estate, financial services and telecoms sectors. Detractors included energy and utilities. We maintained our preference for single-B whilst retaining a cautious stance towards BBs. From a sector perspective, we closed the period favoring homebuilders & real estate and banks, while being cautious on sectors such as utilities and telecoms. We closed the period on a shorter duration.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

France	13.31
Luxembourg	12.91
The Netherlands	10.39
United Kingdom	10.10
Germany	8.92
Italy	7.41
Spain	5.00
Sweden	4.35
United States	3.25
Jersey	2.98
Japan	2.46
Ireland	2.05
Austria	1.80
Czech Republic	1.21
Portugal	1.08
Norway	0.73
Panama	0.68
Estonia	0.50
Denmark	0.43
Canada	0.42
Greece	0.41
Multinationals	0.40
Israel	0.40
Finland	0.26
Romania	0.24
Slovenia	0.23
Belgium	0.22
Gibraltar	0.19
Bermuda	0.10
TOTAL	92.43

Economic Breakdown as a % of net assets

Finance & holding companies	36.29
Banks & credit institutions	9.30
Real Estate	7.81
Telecommunications	3.99
Vehicles	3.90
Internet, software & IT services	3.70
Healthcare & social services	3.44
Energy & water supply	2.73
Chemicals	2.21
Biotechnology	1.90
Lodging, catering & leisure	1.88
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	1.67
Miscellaneous services	1.58
Countries & central governments	1.57
Packaging industry	1.42
Building industry & materials	1.39
Aerospace industry	1.21
Miscellaneous trading companies	0.78
Retail trade, department stores	0.75
Insurance	0.75
Investment funds	0.75
Computer hardware & network equipment providers	0.74
Petroleum	0.73
Miscellaneous unclassified companies	0.63
Textiles, garments & leather goods	0.47
Food & soft drinks	0.38
Traffic & transportation	0.27
Electrical devices & components	0.19
TOTAL	92.43

（２）【2025年３月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2025年３月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド	
	結 合	
	ユーロ	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	3,807,178,070.44	705,660,455
投資有価証券未実現評価（損）益	(4,463,107.92)	(827,237)
投資有価証券合計（注１）	3,802,714,962.52	704,833,218
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	214,797,334.33 *	39,812,686
その他の流動資産（委託証拠金）	6,091,987.11	1,129,150
定期預金および信託預金	815,361.60	151,127
有価証券売却未収金（注１）	18,813,684.58	3,487,116
発行受益証券未収金	2,496,737.59	462,770
未収有価証券利息	57,911,653.08	10,733,925
流動資産に係る未収利息	91.61	17
その他の資産	76,876.80	14,249
その他の未収金	180,077.28	33,377
金融先物に係る未実現利益（注１）	350,504.02	64,966
為替予約契約に係る未実現利益（注１）	2,165,510.95	401,377
スワップに係る未実現利益（注１）	2,843,500.31	527,043
資産合計	4,109,258,281.78	761,651,023
負 債		
T B Aモーゲージ・バック証券に係る未実現損失（注１）	(4,727.04)	(876)
金融先物に係る未実現損失（注１）	(583,899.10)	(108,226)
為替予約契約に係る未実現損失（注１）	(739,979.14)	(137,155)
スワップに係る未実現損失（注１）	(303,748.18)	(56,300)
当座借越	(8,231,669.32)	(1,525,740)
当座借越に係る未払利息	(15.16)	(3)
有価証券購入未払金（注１）	(53,691,843.22)	(9,951,783)
買戻受益証券未払金	(1,596,504.63)	(295,912)
報酬引当金（注２）	(2,541,989.06)	(471,158)
年次税引当金（注３）	(301,505.81)	(55,884)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注２）	(54,108.00)	(10,029)
引当金合計	(2,897,602.87)	(537,071)
負債合計	(68,049,988.66)	(12,613,065)
期末現在純資産額	4,041,208,293.12	749,037,957

* 2025年３月31日現在、115,846.32ユーロの現金が取引相手方であるＪＰモルガンに対する担保となっている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純 資 産 計 算 書

2025年3月31日現在

UBS（Lux）ボンド・ファンド

ーオーストラリア・ドル

オーストラリア・ドル 千 円

資 産		
投資有価証券取得原価	394,654,186.88	44,027,621
投資有価証券未実現評価（損）益	(8,397,820.48)	(936,861)
投資有価証券合計（注1）	386,256,366.40	43,090,760
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	429,817.58	47,950
その他の流動資産（委託証拠金）	778,293.44	86,826
定期預金および信託預金	1,413,389.38	157,678
発行受益証券未収金	184,807.23	20,617
未収有価証券利息	3,302,651.94	368,444
金融先物に係る未実現利益（注1）	195,874.56	21,852
資産合計	392,561,200.53	43,794,128
負 債		
買戻受益証券未払金	(288,111.52)	(32,142)
報酬引当金（注2）	(167,083.64)	(18,640)
年次税引当金（注3）	(25,499.38)	(2,845)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注2）	(25,320.04)	(2,825)
引当金合計	(217,903.06)	(24,309)
負債合計	(506,014.58)	(56,451)
期末現在純資産額	392,055,185.95	43,737,677

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2025年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーユーロ・フレキシブル	
	ユーロ	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	110,982,130.89	20,570,538
投資有価証券未実現評価（損）益	(16,050,821.39)	(2,975,020)
投資有価証券合計（注1）	94,931,309.50	17,595,518
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	4,884,186.57 *	905,284
その他の流動資産（委託証拠金）	1,741,483.07	322,784
有価証券売却未収金（注1）	406,826.44	75,405
発行受益証券未収金	4.99	1
未収有価証券利息	1,273,159.92	235,980
その他の資産	13,995.47	2,594
為替予約契約に係る未実現利益（注1）	672,355.02	124,621
スワップに係る未実現利益（注1）	1,002,394.89	185,794
資産合計	104,925,715.87	19,447,981
負 債		
金融先物に係る未実現損失（注1）	(412,205.53)	(76,402)
当座借越	(2,870,241.28)	(531,999)
有価証券購入未払金（注1）	(759,391.49)	(140,753)
買戻受益証券未払金	(25,444.13)	(4,716)
報酬引当金（注2）	(76,056.69)	(14,097)
年次税引当金（注3）	(12,421.99)	(2,302)
引当金合計	(88,478.68)	(16,400)
負債合計	(4,155,761.11)	(770,270)
期末現在純資産額	100,769,954.76	18,677,711

* 2025年3月31日現在、76,000.00ユーロの現金が取引相手方であるJ Pモルガンに対する担保となっている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2025年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーアジア・フレキシブル（米ドル）	
	米ドル	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	358,227,170.18	58,172,510
投資有価証券未実現評価（損）益	(5,282,274.92)	(857,789)
投資有価証券合計（注1）	352,944,895.26	57,314,722
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	16,134,524.25	2,620,085
その他の流動資産（委託証拠金）	932,701.64	151,461
有価証券売却未収金（注1）	6,021,084.87	977,764
発行受益証券未収金	100,722.11	16,356
未収有価証券利息	3,333,505.09	541,328
その他の資産	39,951.53	6,488
その他の未収金	2,131.72	346
金融先物に係る未実現利益（注1）	135,343.82	21,978
資産合計	379,644,860.29	61,650,529
負 債		
為替予約契約に係る未実現損失（注1）	(711,871.47)	(115,601)
当座借越に係る未払利息	(1.15)	(0)
有価証券購入未払金（注1）	(19,564,389.01)	(3,177,061)
買戻受益証券未払金	(266,874.28)	(43,338)
報酬引当金（注2）	(216,937.21)	(35,228)
年次税引当金（注3）	(22,976.24)	(3,731)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注2）	(8,250.71)	(1,340)
引当金合計	(248,164.16)	(40,299)
負債合計	(20,791,300.07)	(3,376,299)
期末現在純資産額	358,853,560.22	58,274,230

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2025年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千 円
資 産		
投資有価証券取得原価	2,306,861,859.15	427,576,846
投資有価証券未実現評価（損）益	71,735,296.43	13,296,137
投資有価証券合計（注1）	2,378,597,155.58	440,872,983
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	156,858,690.36	29,073,758
有価証券売却未収金（注1）	11,991,618.46	2,222,646
発行受益証券未収金	2,220,234.22	411,520
未収有価証券利息	45,914,998.66	8,510,345
為替予約契約に係る未実現利益（注1）	970,846.28	179,946
スワップに係る未実現利益（注1）	924,903.14	171,431
資産合計	2,597,478,446.70	481,442,630
負 債		
当座借越	(3.01)	(1)
有価証券購入未払金（注1）	(25,650,000.00)	(4,754,228)
買戻受益証券未払金	(620,936.98)	(115,091)
報酬引当金（注2）	(1,723,448.13)	(319,441)
年次税引当金（注3）	(186,213.31)	(34,515)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注2）	(13,996.91)	(2,594)
引当金合計	(1,923,658.35)	(356,550)
負債合計	(28,194,598.34)	(5,225,869)
期末現在純資産額	2,569,283,848.36	476,216,761

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
自2024年4月1日 至2025年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド		
結 合		
	ユーロ	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	5,234,337.50	970,184
有価証券に係る利息	158,408,973.80	29,361,103
配当金	503,010.94	93,233
スワップに係る受取利息（注1）	24,636,537.44	4,566,382
貸付有価証券に係る純収益（注4）	1,539,962.61	285,432
その他の収益	3,093,681.15	573,414
収益合計	193,416,503.44	35,849,749
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(23,912,840.40)	(4,432,245)
報酬（注2）	(26,740,811.30)	(4,956,409)
年次税（注3）	(1,115,718.17)	(206,798)
その他の手数料および報酬（注2）	(906,663.22)	(168,050)
現金および当座借越に係る利息	(693,996.75)	(128,632)
費用合計	(53,370,029.84)	(9,892,135)
投資に係る純（損）益	140,046,473.60	25,957,614
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	20,024,425.63	3,711,527
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る実現（損）益	(150,270.60)	(27,853)
金融先物に係る実現（損）益	(3,070,205.98)	(569,063)
為替予約契約に係る実現（損）益	2,152,079.72	398,888
スワップに係る実現（損）益	(1,456,273.98)	(269,920)
外国為替に係る実現（損）益	(12,394,473.14)	(2,297,316)
実現（損）益合計	5,105,281.65	946,264
当期実現純（損）益	145,151,755.25	26,903,878
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	79,183,626.48	14,676,685
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る未実現評価（損）益	157,451.57	29,184
TBAモーゲージ・バック証券に係る		
未実現評価（損）益	7,895.23	1,463
金融先物に係る未実現評価（損）益	(812,170.70)	(150,536)
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	2,762,672.72	512,061
スワップに係る未実現評価（損）益	(1,672,001.73)	(309,906)
未実現評価（損）益の変動合計	79,627,473.57	14,758,952
運用の結果による純資産の純増（減）	224,779,228.82	41,662,830

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2024年4月1日 至2025年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド		
ーオーストラリア・ドル		
	オーストラリア・ドル	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	166,242.13	18,546
有価証券に係る利息	11,850,329.29	1,322,023
貸付有価証券に係る純収益（注14）	2,207.57	246
その他の収益	118,795.29	13,253
収益合計	12,137,574.28	1,354,068
費 用		
報酬（注2）	(1,846,832.37)	(206,033)
年次税（注3）	(143,243.95)	(15,980)
その他の手数料および報酬（注2）	(125,870.96)	(14,042)
現金および当座借越に係る利息	(3,863.07)	(431)
費用合計	(2,119,810.35)	(236,486)
投資に係る純（損）益	10,017,763.93	1,117,582
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	(4,841,512.83)	(540,119)
金融先物に係る実現（損）益	(1,242,864.87)	(138,654)
外国為替に係る実現（損）益	2,381.43	266
実現（損）益合計	(6,081,996.27)	(678,508)
当期実現純（損）益	3,935,767.66	439,074
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	4,688,390.35	523,037
金融先物に係る未実現評価（損）益	201,490.50	22,478
未実現評価（損）益の変動合計	4,889,880.85	545,515
運用の結果による純資産の純増（減）	8,825,648.51	984,589

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2024年4月1日 至2025年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・フレキシブル		
	ユーロ	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	195,220.75	36,184
有価証券に係る利息	3,315,787.94	614,581
配当金	12,520.40	2,321
スワップに係る受取利息（注1）	8,573,150.63	1,589,033
貸付有価証券に係る純収益（注14）	44,940.47	8,330
収益合計	12,141,620.19	2,250,449
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(8,603,014.99)	(1,594,569)
報酬（注2）	(950,876.79)	(176,245)
年次税（注3）	(52,752.01)	(9,778)
その他の手数料および報酬（注2）	(32,190.37)	(5,966)
現金および当座借越に係る利息	(215,152.85)	(39,879)
費用合計	(9,853,987.01)	(1,826,436)
投資に係る純（損）益	2,287,633.18	424,013
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	(1,102,861.40)	(204,415)
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る実現（損）益	16,669.92	3,090
金融先物に係る実現（損）益	847,871.70	157,153
為替予約契約に係る実現（損）益	1,184,799.78	219,603
スワップに係る実現（損）益	(204,338.03)	(37,874)
外国為替に係る実現（損）益	(1,353,622.29)	(250,894)
実現（損）益合計	(611,480.32)	(113,338)
当期実現純（損）益	1,676,152.86	310,675
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	470,119.28	87,137
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(6,931.19)	(1,285)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(657,182.28)	(121,809)
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	597,152.06	110,682
スワップに係る未実現評価（損）益	(574,349.67)	(106,456)
未実現評価（損）益の変動合計	(171,191.80)	(31,730)
運用の結果による純資産の純増（減）	1,504,961.06	278,945

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2024年4月1日 至2025年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド ーアジア・フレキシブル（米ドル）	
	米ドル	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	306,040.08	49,698
有価証券に係る利息	14,299,950.39	2,322,169
貸付有価証券に係る純収益（注14）	281,497.20	45,712
その他の収益	274,816.36	44,627
収益合計	15,162,304.03	2,462,207
費 用		
報酬（注2）	(2,261,577.54)	(367,258)
年次税（注3）	(72,684.63)	(11,803)
その他の手数料および報酬（注2）	(103,581.54)	(16,821)
現金および当座借越に係る利息	(214.22)	(35)
費用合計	(2,438,057.93)	(395,916)
投資に係る純（損）益	12,724,246.10	2,066,290
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	(7,838,411.39)	(1,272,880)
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る実現（損）益	166,585.88	27,052
金融先物に係る実現（損）益	(322,692.53)	(52,402)
為替予約契約に係る実現（損）益	1,102,984.57	179,114
外国為替に係る実現（損）益	(487,562.03)	(79,175)
実現（損）益合計	(7,379,095.50)	(1,198,291)
当期実現純（損）益	5,345,150.60	867,999
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	18,764,999.99	3,047,248
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る未実現評価（損）益	117,686.62	19,111
金融先物に係る未実現評価（損）益	83,960.97	13,634
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	1,358,332.11	220,580
未実現評価（損）益の変動合計	20,324,979.69	3,300,573
運用の結果による純資産の純増（減）	25,670,130.29	4,168,572

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド
運 用 計 算 書
 自2024年4月1日 至2025年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千 円
収 益		
流動資産に係る利息	3,753,097.03	695,637
有価証券に係る利息	119,457,969.55	22,141,535
配当金	467,622.92	86,674
スワップに係る受取利息（注1）	734,375.01	136,116
貸付有価証券に係る純収益（注14）	1,147,405.91	212,672
その他の収益	2,193,173.17	406,505
収益合計	127,753,643.59	23,679,138
費 用		
報酬（注2）	(17,772,833.72)	(3,294,195)
年次税（注3）	(675,651.45)	(125,232)
その他の手数料および報酬（注2）	(472,789.74)	(87,632)
現金および当座借越に係る利息	(52,613.86)	(9,752)
費用合計	(18,973,888.77)	(3,516,810)
投資に係る純（損）益	108,779,754.82	20,162,328
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	33,580,143.83	6,224,080
金融先物に係る実現（損）益	(4,888,686.54)	(906,118)
為替予約契約に係る実現（損）益	(661,600.14)	(122,628)
スワップに係る実現（損）益	694.44	129
外国為替に係る実現（損）益	(7,577,183.06)	(1,404,431)
実現（損）益合計	20,453,368.53	3,791,032
当期実現純（損）益	129,233,123.35	23,953,359
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	33,995,109.26	6,300,994
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	588,358.49	109,052
スワップに係る未実現評価（損）益	(425,288.08)	(78,827)
未実現評価（損）益の変動合計	34,158,179.67	6,331,219
運用の結果による純資産の純増（減）	163,391,303.02	30,284,578

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

サブ・ファンドまたはクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の流通している受益証券口数で除することにより決定される。

「営業日」とは、12月24日および31日、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の証券取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）である。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定され、発行されまたは買い戻される毎に変動する。対象となるクラス受益証券に帰属する純資産価額は、受領額または支払額の分だけ増減することになる。

報酬および手数料、ならびに投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買にかかる実際の費用は、最終利用可能価格または該当する場合には、受益証券1口当たり純資産価格の計算に使用される純資産価額と異なる場合がある。これらの費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を与え、「希薄化」と呼ばれる。取締役会は、希薄化の影響を軽減するため、自らの裁量により、受益証券1口当たり純資産価格を希薄化調整（スウィング・プライシング）することができる。

受益証券は、単一の価格、すなわち受益証券1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。それにもかかわらず、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に述べる評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが該当する評価日において正味発行または正味買戻しポジションにあるかどうかにかかわらず行われる。特定の評価日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスで取引が行われていない場合には、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況で希薄化調整が行われるべきかを決定する裁量を有している。希薄化調整を行うための要件は、一般的に、関連するサブ・ファンドの受益証券の発行または買戻しの規模に依拠する。取締役会は、その見解において、既存の受益者（発行の場合）または残りの受益者（買戻しの場合）が、そうでなければ不利になる可能性がある場合には、希薄化調整を適用することができる。希薄化調整は、以下の場合に行うことができる：

- (a) サブ・ファンドは、着実な下落（すなわち、買戻しによる純流出）を記録する場合；
- (b) サブ・ファンドは、その規模に比してかなりの量の正味発行を記録する場合；
- (c) サブ・ファンドは、特定の評価日における正味発行ポジションまたは正味買戻しポジションを示す場合；
- (d) その他のすべての場合において、取締役会は、受益者の利益のために希薄化調整が必要であると考える場合。

評価調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味発行ポジションまたは正味買戻しポジションにあるかどうかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に増額または減額される。評価調整の範囲は、取締

役会の意見により、報酬および手数料ならびに売買スプレッドを適切にカバーするものとする。特に、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額は、（i）見積り税金費用を反映した金額、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性のある取引費用、および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の見積り買値売値スプレッドを反映した金額が（上方または下方に）調整される。株式市場および国によっては、買い手側と売り手側に異なる報酬体系を示すことがあり、純流入と流出の調整は異なる可能性がある。通常、調整は関連する該当する受益証券1口当たり純資産価格の2%を上限とする。例外的な状況（例：高い市場のボラティリティおよび／または非流動性、異常な市況、市場の混乱など）の下では、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または評価日に関連する該当する受益証券1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができるが、これは現行の市況を表わすものであり、受益者にとって最善の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。この希薄化調整は、取締役会が定めた手続きに従って計算されるものとする。受益者は、一時的措置が導入された時およびその一時的措置が終了した時はいつでも、通常の経路を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は別々に計算される。しかし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額にパーセント単位で同程度の影響を与える。

すべてのサブ・ファンドについて、スウィング・プライシング方法が適用されている。

会計年度末時点で純資産額へのスウィング・プライシング調整があった場合は、サブ・ファンドの3年間の比較の純資産額の情報から見る事ができる。受益証券1口当たり発行および買戻価格が、調整後の純資産額を表している。

かかる調整はサブ・ファンドのためであり、「その他の収益」として運用計算書に記載されている。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる金額が控除され、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。これらの有価証券、派生商品およびその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が一般的でなく、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない有価証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における直近の入手可能価格で評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、当該派生商品の裏付けとなる市場価額に基づき管理会社に認められた算定方法によって確認される。
- 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近資産価格で評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプ

レッドにより計算される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託預金は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、該当する有価証券に依拠し、UBS評価方針に従い選別される。

異常事態のため上記規定に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ検証可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日を通じて行うことができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用されるものとする。

c) 為替予約契約の評価

未決済の為替予約契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現（損）益および未実現（損）益の変動は運用計算書に計上される。実現（損）益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純（損）益

有価証券売却に係る実現純（損）益は、売却有価証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産および投資有価証券の評価額は、評価日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る（損）益は運用計算書に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップションおよびクレジット・デフォルト・スワップに係る金利スワップ契約ならびに金利先渡契約を締結することができる。

未実現（損）益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」として反映されている。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

i) 結合財務書類

結合財務書類はユーロで表示されている。投資会社の2025年3月31日現在の結合純資産計算書、結合運用計算書および結合純資産変動計算書の様々な項目は、以下のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2025年3月31日現在の結合財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ	=	1.733451	オーストラリア・ドル
1 ユーロ	=	0.955707	スイス・フラン
1 ユーロ	=	1.080200	米ドル

j) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の保有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現（損）益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

「モーゲージ・バック証券」に関して、評価日において証券の額面価格に適用される係数が1より大きい場合、財務諸表に表示されている額面価格は当該係数を反映するべく調整される。その他の場合、表示されている額面価格は1に相当する係数で処理されている。

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定には、外国為替取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定には、外国為替取引からの未払金も含まれることがある。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

l) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

m) 発表予定（「T B A」）モーゲージ・バック証券

T B A ポジションは、モーゲージ・プール（ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マック）からの証券が、将来日において定められた価格で取得される場合のモーゲージ・バック証券市場に係る一般的な取引慣行のことをいう。かかる証券の正確な構成については購入時点では知ることは出来ないが、その主な特性についてはすでに定義されている。額面価格はまだ明確に設定されていないものの、この時点で価格も設定される。

注2．報酬

ファンドは、個々のサブ・ファンド／クラス受益証券に、下記の表に列挙されているサブ・ファンド／クラス受益証券の平均純資産額への一定料率に基づき計算された上限定率報酬を支払う。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.300%	1.350%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	0.900% ¹	0.950%

¹ 上限：0.900%／実効：0.810%。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	0.900%	0.950%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券の 上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.260%	1.310%

上述の上限定率報酬には、以下が含まれる。

1. ファンドの運用、管理、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、以下の規定に従い、ファンドの資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限管理報酬）。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬は、通貨リスクをヘッジするための手数料を含むことがある。類似のクラス受益証券が発売されるまでは、関連する上限管理報酬は請求されない。上限管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドの投資対象および投資方針」に記載されている。

当該報酬は、運用計算書において「報酬」として表示される。

2. 上限管理報酬は、以下の報酬およびファンドの資産から差引かれる追加の費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための一切のその他のファンドの資産管理費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生する当該追加費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁に対する費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対して支払われる一切の手数料。
 - c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および承認に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供される業務のために監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。

- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト。該当する場合、前述の外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録される知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネージャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、当該管理事務費用が証明可能でありかつ開示され、ファンドの総費用率（T E R）の公示において考慮される。

当該手数料および報酬は、運用計算書において「その他の手数料および報酬」として表示される。

3. 管理会社は、ファンドの販売のためにサービス手数料を支払うことができる。

クラスI－B受益証券については、ファンドの管理事務費用（管理会社、UCI管理事務代行および保管受託銀行の費用により構成される。）をカバーする手数料が課せられる。資産運用および販売に係る当該費用については、投資家およびUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは授權された代理人の一人と別個に締結された契約に基づき、ファンド外で直接課せられる。

クラスI－X受益証券、クラスK－X受益証券およびクラスU－X受益証券の資産運用に関して提供されるサービスに係る費用について、ファンドの管理事務費用（管理会社、UCI管理事務代行および保管受託銀行の費用により構成される。）および販売報酬は、投資家と別個に締結された契約に基づき、その権利を有するUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーへの補償によりカバーされる。

クラスK－B受益証券に関して提供される資産運用サービスに係る費用は、投資家と別個に締結された契約に基づき、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその権利を有する正規販売会社への補償によりカバーされる。

個々のサブ・ファンドに帰属する一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々のサブ・ファンドまたはクラス受益証券に配分できる費用は、当該クラス受益証券に請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンドに関係する場合、それぞれのサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産価格に比例して当該サブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドに関して、関係する対象ファンドのレベルと当該サブ・ファンドのレベルの両方において、手数料が請求されることがある。サブ・ファンドがその資産に投資する対象ファンドの管理報酬（パフォーマンス報酬を除く）は、トレイル・フィーを考慮に入れ、最大で3%にのぼることがある。

管理会社自らもしくは共同経営または支配または実質的な直接／間接保有を通じて管理会社と関連がある他の会社により直接管理されるかまたは委任により管理されるファンドの受益証券にサブ・ファンドが投資する場合、当該対象ファンドの受益証券に関連する発行手数料または買戻手数料を全く請求されないことがある。

ファンドの現行の費用（または現行の手数料）については、K I Dで参照することができる。

注３．年次税

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%（クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-A 4、I-B、I-X、およびU-Xクラスについては年率0.01%に軽減される）のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。

かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%の低減税率の適用条件が満たされなくなった場合、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-A 4、I-B、I-XおよびU-Xのすべての投資証券については0.05%の税率を課されることがある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を年率0.01%から年率0.04%の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該受益者がルクセンブルグに住所地もしくは居住地を有するか、または恒久的施設を維持しているか、あるいはルクセンブルグに以前居住し、かつファンドの受益証券の10%超を保有する場合は、この限りではない。

上記は税効果に関する概要にすぎず、網羅的であると主張するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

注４．利益分配

約款第10条に従い、管理会社は、年次決算の終了とともに、各サブ・ファンドが分配金の支払いを行うか否かおよび分配の程度を決定する。分配金の支払いにより、ファンドの純資産が2010年法の定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、支払いは会計年度の終了から4か月以内に行われる。

分配の詳細については、未監査である。

取締役会は、中間配当金を支払う権限および分配の支払いを停止する権限を有する。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注５．関係者間取引

本注記の文脈における関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関するSFCコードに定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で年度中に締結されたすべての取引は、通常の商取引および通常の商取引条件で行われた。

a) 有価証券および金融派生商品に係る取引

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通じて行われた、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間において香港で売買を許可された以下のサブ・ファンドの、有価証券および金融派生商品取引高（オプションを除く）は、以下の通りである。

UBS (Lux) ボンド・ファンド	有価証券および金融派生商品における 関係者間取引高	有価証券取引合計に 占める割合
－アジア・フレキシブル（米ドル）	46,966,547.31 米ドル	1.65%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	433,037,747.61 ユーロ	2.78%

UBS (Lux) ボンド・ファンド	有価証券および金融派生商品における 関係者間取引にかかる手数料	手数料の平均割合
－アジア・フレキシブル（米ドル）	369.76 米ドル	0.00%

－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	－ ユーロ	0.00%
-------------------	-------	-------

注10. 「取引費用」に開示されているように、固定利付投資、取引所で取引される先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資の売買価格に含まれているため、ここでは個別には記載されていない。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	（株式、株式類似証券および金融派生商品を除く）その他の有価証券における関係者間取引高	有価証券取引合計に占める割合
－アジア・フレキシブル（米ドル）	21,332,615.33 米ドル	0.75%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	76,145,491.56 ユーロ	0.49%

通常の市場慣行に従って、関係者間で取引される「その他の有価証券（株式および株式類似証券を除く。）」に係る手数料は、ファンドに対して請求されていない。

当該取引は、通常の商取引および通常の商取引条件で行われた。

関係者間取引の取引高のサブ・ファンドの通貨への換算には、2025年3月31日現在の財務書類の換算レートが使用された。

b) ファンドの受益証券による取引

関連当事者は、シード・キャピタル（「直接投資」）を提供する目的で、サブ・ファンド／受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資し続ける意図で、新しいサブ・ファンド／受益証券クラスに投資することができる。このような投資は、独立企業間原則に則ったものであり、後発取引／マーケット・タイミング防止の要件をすべて満たしている。関連当事者は、いかなるファンドまたは会社に対しても、管理または支配力行使する目的で投資することはできない。

2025年3月31日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港で登録されているサブ・ファンド／受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役の持ち分

管理会社の取締役会およびその関連者は、サブ・ファンドの受益証券に申込み、解約することができる。2025年3月31日現在、管理会社の取締役会および本投資法人の取締役会で、香港で販売許可を受けたサブ・ファンドの受益証券を保有している者はいなかった。

注6. ソフト・コミッション・アレンジメント

「投資運用会社」を規定する法律で認められている場合、投資運用会社およびその関係会社は、投資判断をサポートするために使用される特定の商品およびサービスが見返りに直接支払われずに受領されるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を締結することができる。このような手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引執行が最良の執行基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する執行および／またはブローカー・サービスの価値に関連して、ブローカー報酬が妥当であることが誠実に判断されている場合にのみ行われる。

受領した商品およびサービスのみが、リサーチ・サービスに含まれる。ブローカーから受領したリサーチの相対的な費用または便益は、受領したリサーチが概して投資運用会社およびその関係会社が彼らが管理する顧客またはファンドに対して全体的な責任を遂行するための支援であると考えられるため、特定の顧客またはファンドには配分されない。2024年4月1日から2025年3月31日までの年度において、ソフト・コミッション契約を締結しているブローカーとの間で実行された取引はないため、これらの取引に係るサブ・ファンドからの関連手数料は支払われていない。

注7．金融先物およびスワップに係る契約債務

2025年3月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物およびスワップに係る契約債務は、以下のとおり要約される。

a) 金融先物

UBS (Lux) ボンド・ファンド	債券に係る金融先物（買い）	債券に係る金融先物（売り）
－アジア・フレキシブル（米ドル）	63,184,843.75 米ドル	－ 米ドル
－オーストラリア・ドル	44,227,237.11 オーストラリア・ドル	－ オーストラリア・ドル
－ユーロ・フレキシブル	68,803,041.51 ユーロ	57,036,556.18 ユーロ

UBS (Lux) ボンド・ファンド	金利に係る金融先物（買い）	金利に係る金融先物（売り）
－ユーロ・フレキシブル	10,044,104.00 ユーロ	10,260,252.73 ユーロ

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

b) スワップ

UBS (Lux) ボンド・ファンド	クレジット・デフォルト・ スワップ（買い）	クレジット・デフォルト・ スワップ（売り）
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	－ ユーロ	15,403,444.80 ユーロ

UBS（Lux） ボンド・ファンド	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ（買い）	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ（売り）
－ユーロ・フレキシブル	72,983,035.69 ユーロ	115,517,755.85 ユーロ

注8．総経費率（TER）

当比率は、今期版のスイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）による「TERの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－アジア・フレキシブル（米ドル） クラスP－a c c受益証券	1.39%
－オーストラリア・ドル クラスP－a c c受益証券	0.91%
－オーストラリア・ドル クラスP－d i s t受益証券	0.91%
－ユーロ・フレキシブル クラスP－a c c受益証券	0.99%
－ユーロ・フレキシブル クラスP－d i s t受益証券	0.99%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－a c c受益証券	1.34%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）	1.39%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－m d i s t受益証券	1.34%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－m d i s t受益証券（米ドル・ヘッジ）	1.39%

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

取引費用、利息費用、貸付有価証券費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

注9．ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{参照期間中の平均純資産}}$$

参照期間中の平均純資産

参照期間中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	ポートフォリオ回転率 （PTR）
－アジア・フレキシブル（米ドル）	182.18%
－オーストラリア・ドル	-84.80%
－ユーロ・フレキシブル	114.78%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	89.23%

注10．取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2025年3月31日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入または売却に関連する取引費用は、以下の通りである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	取引費用
------------------	------

－アジア・フレキシブル（米ドル）	16,089.80 米ドル
－オーストラリア・ドル	16,294.47 オーストラリア・ドル
－ユーロ・フレキシブル	15,061.88 ユーロ
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	8,071.80 ユーロ

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注11. デフォルト証券

債券がデフォルト（そのため英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）状態に陥ったが相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待され、したがって当該債券のポートフォリオ組み入れは維持される。

相場価格が存在せず、過去にデフォルトした証券が存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。これらの証券から生じる可能性のあるリターン（配当など）をサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されている。それらは投資有価証券明細表に表示されず、この注記において別個に表示される。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

株式	通貨	株式数
SNS BANK 06.250% 26/10/20	ユーロ	1,300,000.00
SNS REAAL FRN PERPET	ユーロ	1,000,000.00

注12. 後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注13. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託会社は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、英語版が正式書類であり、かかる英語版のみが監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注14. OTC派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、OTCの取引相手方が特定のまたは複数の契約に基づく債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を預託した場合、当該有価証券は、ファンドのために保管受託会社の保護預りに置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管受託会社／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利またはファンドについての認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドのOTC派生商品は、無担保である代わりにマージン勘定が設定されている。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現（損）益	受取担保
UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）		
カナディアン・インペリアル・バンク	-49,881.54米ドル	0.00米ドル
ゴールドマン・サックス	-436,626.53米ドル	0.00米ドル
HSBC	-31,277.14米ドル	0.00米ドル
モルガン・スタンレー	-198,661.30米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	4,575.04米ドル	0.00米ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル		
バンク・オブ・アメリカ	-35,739.09ユーロ	0.00ユーロ
パークレイズ	112,912.95ユーロ	0.00ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	-252.67ユーロ	0.00ユーロ
シティバンク	-89,145.73ユーロ	0.00ユーロ
ゴールドマン・サックス	4,398.10ユーロ	0.00ユーロ
HSBC	27,530.13ユーロ	0.00ユーロ
JPMorgan	5,248.75ユーロ	0.00ユーロ
LCHグループ・ホールディングス	1,614,097.86ユーロ	0.00ユーロ
モルガン・スタンレー	371,504.45ユーロ	0.00ユーロ
スタンダード・チャータード・バンク	164,527.26ユーロ	0.00ユーロ
ステート・ストリート	-11,738.36ユーロ	0.00ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	38,293.77ユーロ	0.00ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	641.39ユーロ	0.00ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド ーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）		
パークレイズ	129,612.10ユーロ	0.00ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	152,867.51ユーロ	0.00ユーロ
シティバンク	2,347,225.22ユーロ	510,000.00ユーロ
HSBC	-43,416.09ユーロ	0.00ユーロ
JPMorgan	535,057.69ユーロ	550,000.00ユーロ
ステート・ストリート	-1,037,990.34ユーロ	0.00ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	-10,697.93ユーロ	0.00ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	-176,908.74ユーロ	0.00ユーロ

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
資産種類別の担保構成	比率 （%）
シティバンク	
現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
資産種類別の担保構成	比率 （％）
J Pモルガン	
現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

貸付有価証券

	2025年3月31日現在の貸付有価証券 からの取引相手方エクスポージャー*		2025年3月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ボンド・ファンド	貸付有価証券の 時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
－アジア・フレキシブル（米ドル）	68,284,338.78 米ドル	72,087,311.24 米ドル	47.75	52.25	0.00
－ユーロ・フレキシブル	11,069,495.18 ユーロ	11,737,547.92 ユーロ	47.75	52.25	0.00
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	180,439,685.24 ユーロ	190,067,742.21 ユーロ	47.75	52.25	0.00

* 取引相手方エクスポージャーの価格および為替レートの情報は、2025年3月31日に証券貸付業者から直接入手されるため、2025年3月31日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる場合がある。

	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －アジア・フレキシブル （米ドル）	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －オーストラリア・ ドル	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －ユーロ・ フレキシブル
貸付証券収益	469,162.00 米ドル	3,679.28 オーストラリア・ドル	74,900.78 ユーロ
貸付証券コスト*			
ユービーエス・スイス・ エイ・ジー	140,748.60 米ドル	1,103.78 オーストラリア・ドル	22,470.23 ユーロ
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	46,916.20 米ドル	367.93 オーストラリア・ドル	7,490.08 ユーロ
純貸付証券収益	281,497.20 米ドル	2,207.57 オーストラリア・ドル	44,940.47 ユーロ

	UBS（Lux）ボンド・ ファンド －ユーロ・ハイ・ イールド（ユーロ）
貸付証券収益	1,912,343.18 ユーロ
貸付証券コスト*	
ユービーエス・スイス・ エイ・ジー	573,702.95 ユーロ
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	191,234.32 ユーロ
純貸付証券収益	1,147,405.91 ユーロ

* 2022年6月1日より、総収益の30%は証券貸付サービス提供者を務めるユービーエス・スイス・エイ・ジーが費用／報酬として受領し、10%は証券貸付業者を務めるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店が受領する。

[次へ](#)

UBS (Lux) Bond Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.3.2025
Investments in securities, cost	3 807 178 070.44
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-4 463 107.92
Total investments in securities (Note 1)	3 802 714 962.52
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	214 797 334.33*
Other liquid assets (Margins)	6 091 987.11
Time deposits and fiduciary deposits	815 361.60
Receivable on securities sales (Note 1)	18 813 684.58
Receivable on subscriptions	2 496 737.59
Interest receivable on securities	57 911 653.08
Interest receivable on liquid assets	91.61
Other assets	76 876.80
Other receivables	180 077.28
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	350 504.02
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	2 165 510.95
Unrealized gain on Swaps (Note 1)	2 843 500.31
TOTAL Assets	4 109 258 281.78
Liabilities	
Unrealized loss on TBA Mortgage Backed Securities (Note 1)	-4 727.04
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-583 899.10
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-739 979.14
Unrealized loss on Swaps (Note 1)	-303 748.18
Bank overdraft	-8 231 669.32
Interest payable on bank overdraft	-15.16
Payable on securities purchases (Note 1)	-53 691 843.22
Payable on redemptions	-1 596 504.63
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 541 989.06
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-301 505.81
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-54 108.00
Total provisions	-2 897 602.87
TOTAL Liabilities	-68 049 988.66
Net assets at the end of the financial year	4 041 208 293.12

* As at 31 March 2025, cash amount serves as collateral for the counterparty JP Morgan for an amount of EUR 115 846.32.

Combined Statement of Operations

	EUR
Income	1.4.2024-31.3.2025
Interest on liquid assets	5 234 337.50
Interest on securities	158 408 973.80
Dividends	503 010.94
Interest received on swaps (Note 1)	24 636 537.44
Net income on securities lending (Note 14)	1 539 962.61
Other income	3 093 681.15
TOTAL income	193 416 503.44
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-23 912 840.40
Flat fee (Note 2)	-26 740 811.30
Taxe d'abonnement (Note 3)	-1 115 718.17
Other commissions and fees (Note 2)	-906 663.22
Interest on cash and bank overdraft	-693 996.75
TOTAL expenses	-53 370 029.84
Net income (loss) on investments	140 046 473.60
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	20 024 425.63
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-150 270.60
Realized gain (loss) on financial futures	-3 070 205.98
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	2 152 079.72
Realized gain (loss) on swaps	-1 456 273.98
Realized gain (loss) on foreign exchange	-12 394 473.14
TOTAL realized gain (loss)	5 105 281.65
Net realized gain (loss) of the financial year	145 151 755.25
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	79 183 626.48
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	157 451.57
Unrealized appreciation (depreciation) on TBA Mortgage Backed Securities	7 895.23
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-812 170.70
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	2 762 672.72
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-1 672 001.73
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	79 627 473.57
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	224 779 228.82

Statement of Net Assets

	AUD
Assets	31.3.2025
Investments in securities, cost	394 654 186.88
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-8 397 820.48
Total investments in securities (Note 1)	386 256 366.40
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	429 817.58
Other liquid assets (Margins)	778 293.44
Time deposits and fiduciary deposits	1 413 389.38
Receivable on subscriptions	184 807.23
Interest receivable on securities	3 302 651.94
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	195 874.56
TOTAL Assets	392 561 200.53
Liabilities	
Payable on redemptions	-288 111.52
Provisions for flat fee (Note 2)	-167 083.64
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-25 499.38
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-25 320.04
Total provisions	-217 903.06
TOTAL Liabilities	-506 014.58
Net assets at the end of the financial year	392 055 185.95

Statement of Operations

	AUD
Income	1.4.2024-31.3.2025
Interest on liquid assets	166 242.13
Interest on securities	11 850 329.29
Net income on securities lending (Note 14)	2 207.57
Other income	118 795.29
TOTAL income	12 137 574.28
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 846 832.37
Taxe d'abonnement (Note 3)	-143 243.95
Other commissions and fees (Note 2)	-125 870.96
Interest on cash and bank overdraft	-3 863.07
TOTAL expenses	-2 119 810.35
Net income (loss) on investments	10 017 763.93
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-4 841 512.83
Realized gain (loss) on financial futures	-1 242 864.87
Realized gain (loss) on foreign exchange	2 381.43
TOTAL realized gain (loss)	-6 081 996.27
Net realized gain (loss) of the financial year	3 935 767.66
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	4 688 390.35
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	201 490.50
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	4 889 880.85
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	8 825 648.51

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.3.2025
Investments in securities, cost	110 982 130.89
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-16 050 821.39
Total investments in securities (Note 1)	94 931 309.50
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	4 884 186.57*
Other liquid assets (Margins)	1 741 483.07
Receivable on securities sales (Note 1)	406 826.44
Receivable on subscriptions	4.99
Interest receivable on securities	1 273 159.92
Other assets	13 995.47
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	672 355.02
Unrealized gain on Swaps (Note 1)	1 002 394.89
TOTAL Assets	104 925 715.87
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-412 205.53
Bank overdraft	-2 870 241.28
Payable on securities purchases (Note 1)	-759 391.49
Payable on redemptions	-25 444.13
Provisions for flat fee (Note 2)	-76 056.69
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-12 421.99
Total provisions	-88 478.68
TOTAL Liabilities	-4 155 761.11
Net assets at the end of the financial year	100 769 954.76

* As at 31 March 2025, cash amount serves as collateral for the counterparty JP Morgan for an amount of EUR 76 000.00.

Statement of Operations

	EUR
Income	1.4.2024-31.3.2025
Interest on liquid assets	195 220.75
Interest on securities	3 315 787.94
Dividends	12 520.40
Interest received on swaps (Note 1)	8 573 150.63
Net income on securities lending (Note 14)	44 940.47
TOTAL income	12 141 620.19
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-8 603 014.99
Flat fee (Note 2)	-950 876.79
Taxe d'abonnement (Note 3)	-52 752.01
Other commissions and fees (Note 2)	-32 190.37
Interest on cash and bank overdraft	-215 152.85
TOTAL expenses	-9 853 987.01
Net income (loss) on investments	2 287 633.18
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-1 102 861.40
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	16 669.92
Realized gain (loss) on financial futures	847 871.70
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	1 184 799.78
Realized gain (loss) on swaps	-204 338.03
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 353 622.29
TOTAL realized gain (loss)	-611 480.32
Net realized gain (loss) of the financial year	1 676 152.86
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	470 119.28
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-6 931.19
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-657 182.28
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	597 152.06
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-574 349.67
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-171 191.80
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	1 504 961.06

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.3.2025
Investments in securities, cost	358 227 170.18
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-5 282 274.92
Total investments in securities (Note 1)	352 944 895.26
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	16 134 524.25
Other liquid assets (Margins)	932 701.64
Receivable on securities sales (Note 1)	6 021 084.87
Receivable on subscriptions	100 722.11
Interest receivable on securities	3 333 505.09
Other assets	39 951.53
Other receivables	2 131.72
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	135 343.82
TOTAL Assets	379 644 860.29
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-711 871.47
Interest payable on bank overdraft	-1.15
Payable on securities purchases (Note 1)	-19 564 389.01
Payable on redemptions	-266 874.28
Provisions for flat fee (Note 2)	-216 937.21
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-22 976.24
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-8 250.71
Total provisions	-248 164.16
TOTAL Liabilities	-20 791 300.07
Net assets at the end of the financial year	358 853 560.22

Statement of Operations

	USD
Income	1.4.2024-31.3.2025
Interest on liquid assets	306 040.08
Interest on securities	14 299 950.39
Net income on securities lending (Note 14)	281 497.20
Other income	274 816.36
TOTAL income	15 162 304.03
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-2 261 577.54
Taxe d'abonnement (Note 3)	-72 684.63
Other commissions and fees (Note 2)	-103 581.54
Interest on cash and bank overdraft	-214.22
TOTAL expenses	-2 438 057.93
Net income (loss) on investments	12 724 246.10
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-7 838 411.39
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	166 585.88
Realized gain (loss) on financial futures	-322 692.53
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	1 102 984.57
Realized gain (loss) on foreign exchange	-487 562.03
TOTAL realized gain (loss)	-7 379 095.50
Net realized gain (loss) of the financial year	5 345 150.60
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	18 764 999.99
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	117 686.62
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	83 960.97
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 358 332.11
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	20 324 979.69
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	25 670 130.29

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.3.2025
Investments in securities, cost	2 306 861 859.15
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	71 735 296.43
Total investments in securities (Note 1)	2 378 597 155.58
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	156 858 690.36
Receivable on securities sales (Note 1)	11 991 618.46
Receivable on subscriptions	2 220 234.22
Interest receivable on securities	45 914 998.66
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	970 846.28
Unrealized gain on Swaps (Note 1)	924 903.14
TOTAL Assets	2 597 478 446.70
Liabilities	
Bank overdraft	-3.01
Payable on securities purchases (Note 1)	-25 650 000.00
Payable on redemptions	-620 936.98
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 723 448.13
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-186 213.31
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-13 996.91
Total provisions	-1 923 658.35
TOTAL Liabilities	-28 194 598.34
Net assets at the end of the financial year	2 569 283 848.36

Statement of Operations

	EUR
Income	1.4.2024-31.3.2025
Interest on liquid assets	3 753 097.03
Interest on securities	119 457 969.55
Dividends	467 622.92
Interest received on swaps (Note 1)	734 375.01
Net income on securities lending (Note 14)	1 147 405.91
Other income	2 193 173.17
TOTAL income	127 753 643.59
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-17 772 633.72
Taxe d'abonnement (Note 3)	-675 651.45
Other commissions and fees (Note 2)	-472 789.74
Interest on cash and bank overdraft	-52 613.86
TOTAL expenses	-18 973 888.77
Net income (loss) on investments	108 779 754.82
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	33 580 143.83
Realized gain (loss) on financial futures	-4 888 686.54
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-661 600.14
Realized gain (loss) on swaps	694.44
Realized gain (loss) on foreign exchange	-7 577 183.06
TOTAL realized gain (loss)	20 453 368.53
Net realized gain (loss) of the financial year	129 233 123.35
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	33 995 109.26
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	588 358.49
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-425 288.08
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	34 158 179.67
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	163 391 303.02

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of any subfund or of any unit class are expressed in the currency of account of the subfund or of the unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in the respective unit class of this subfund.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December, individual, non-statutory days of rest in Luxembourg and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of units in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class. The net asset value attributable to the unit class concerned is increased or reduced by the amount received or paid out.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

This adjustment is in favour of the subfund and mentioned in the statement of operations as "Other income".

b) Valuation principles

- liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.

- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply.

In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.

- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized profit (loss) on the sales of securities

The realized profits or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of the securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction date.

h) Swaps

The fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

i) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets at 31 March 2025 of the investment company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 March 2025:

Exchange rates

EUR 1 = AUD	1.733451
EUR 1 = CHF	0.955707
EUR 1 = USD	1.080200

j) "Mortgage-backed securities"

The fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in Net realized gain or loss on sales of securities in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the fund's expected yield.

For "Mortgage-backed securities", if the factor to be applied to the nominal of the security is greater than one at the valuation date, then the nominal shown in the financial statements is adjusted to reflect this factor. In the other cases the nominal shown reflects the effect of a factor equal to one.

k) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

m) To Be Announced ("TBA") Mortgage Backed Securities

TBA positions refer to general trading practice on the mortgage-backed securities market where a security from a mortgage pool (Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) is acquired at a fixed price on a future date. The precise composition of the security is not known at the time of the purchase,

but its main characteristics have already been defined. The price is also set at this point, although the Nominal value has not yet been definitively established.

Note 2 – Flat fee

The fund pays for each of the subfunds/unit classes a maximum flat fee calculated on the average net asset value of the subfunds/unit classes as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Unit classes with "N" in their name	1.560%	1.610%
Unit classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.480%	0.510%
Unit classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Unit classes with "QL" in their name	0.780%	0.830%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.480%	0.510%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.480%	0.510%
Unit classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – AUD

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	0.900% ¹	0.950%
Unit classes with "N" in their name	1.000% ²	1.050%
Unit classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%

¹ Max. 0.900% / Eff. 0.810%

² Max. 1.000% / Eff. 0.900%

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.340% ³	0.370%
Unit classes with "Q" in their name	0.500% ⁴	0.550%
Unit classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

³ Max. 0.340% / Eff. 0.310%⁴ Max. 0.500% / Eff. 0.450%

UBS (Lux) Bond Fund – CHF Flexible

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	0.790%	0.840%
Unit classes with "K-1" in their name	0.470%	0.500%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with "Q" in their name	0.460%	0.510%
Unit classes with "QL" in their name	0.460%	0.510%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.370%	0.400%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.300%	0.400%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.340%	0.370%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Unit classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Unit classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Unit classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Unit classes with "QL" in their name	0.520%	0.570%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.620%	0.650%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Global Flexible

	Maximum flat fee	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Unit classes with "K-1" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.320%	0.350%
Unit classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Unit classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.450%	0.480%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.320%	0.350%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.320%	0.350%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

Out of the aforementioned maximum Flat fee the following is included:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
- a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the Swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
 - d) Fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIDs, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
 - i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
 - k) If the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the asset management services to be provided for unit classes "K-B" are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distributors is entitled under a separate agreement with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to individual unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details of the Fund's ongoing costs (or ongoing charges) can be found in the KIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

The Fund is subject to Luxembourg law. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Fund is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital gains or wealth taxes. From the total net assets of each subfund,

however, a tax of 0.05% p.a. ("taxe d'abonnement") payable to the Grand Duchy of Luxembourg is due at the end of every quarter (reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for unit classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X).

This tax is calculated on the total net assets of each subfund at the end of every quarter. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all units in classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X may be taxed at the rate of 0.05%.

Subfunds may benefit from reduced taxe d'abonnement rates ranging from 0.01% to 0.04% p.a. for the portion of net assets that are invested into environmentally sustainable economic activities as defined in Article 3 of EU Regulation 2020/852 of 18 June 2020.

The taxable values provided are based on the most recently available data at the time they were calculated.

Unitholders are not required, under current tax law, to pay any income, gift, inheritance or other tax in Luxembourg, unless they are domiciled or resident or maintain their usual place of abode in Luxembourg, or were previously resident in Luxembourg and hold more than 10% of the units in the Fund.

The aforementioned represents a summary of the fiscal impact and makes no claim to be exhaustive. It is the responsibility of purchasers of units to seek information on the laws and regulations governing the purchase, possession and sale of units in connection with their place of residence and their nationality.

Note 4 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by law of 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The details of the distributions are unaudited.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 April 2024 to 31 March 2025 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Bond Fund	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asia Flexible (USD)	46 966 547.31 USD	1.65%
– Euro High Yield (EUR)	433 037 747.61 EUR	2.78%

UBS (Lux) Bond Fund	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
– Asia Flexible (USD)	369.76 USD	0.00%
– Euro High Yield (EUR)	- EUR	0.00%

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Bond Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asia Flexible (USD)	21 332 615.33 USD	0.75%
– Euro High Yield (EUR)	76 145 491.56 EUR	0.49%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the fund on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 March 2025 were used.

b) Transactions in units of the fund

Connected persons may invest in a new subfund/unitclass for the purpose of providing seed capital ("Direct Investment"), with the intent of remaining invested until the subfund/unitclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 31 March 2025, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / unit classes registered in Hong Kong.

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The Management Company and its connected persons are allowed to subscribe for, and redeem, shares in the subfunds.

The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 31 March 2025.

Note 6 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. During the year from 1 April 2024 to 31 March 2025 there were no transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and therefore no related commissions have been paid by the subfunds for these transactions.

Note 7 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 31 March 2025 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asia Flexible (USD)	63 184 843.75 USD	- USD
– AUD	44 227 237.11 AUD	- AUD
– CHF Flexible	38 095 026.51 CHF	- CHF
– EUR Flexible	68 803 041.51 EUR	57 036 556.18 EUR
– Global Flexible	75 257 871.88 CHF	61 700 694.34 CHF

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on interest rates (purchased)	Financial Futures on interest rates (sold)
– EUR Flexible	10 044 104.00 EUR	10 260 252.73 EUR
– Global Flexible	13 713 171.43 CHF	14 069 183.91 CHF

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Swaps

UBS (Lux) Bond Fund	Credit-Default -Swaps (purchased)	Credit-Default -Swaps (sold)
– Euro High Yield (EUR)	- EUR	15 403 444.80 EUR

UBS (Lux) Bond Fund	Swaps and forward swaps on interest rates (purchased)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– CHF Flexible	25 000 000.00 CHF	23 892 673.75 CHF
– EUR Flexible	72 983 035.69 EUR	115 517 755.85 EUR
– Global Flexible	122 150 899.58 CHF	195 906 519.10 CHF

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Asia Flexible (USD) F-acc	0.52%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) F-acc	0.55%
– Asia Flexible (USD) (SGD hedged) F-acc	0.55%
– Asia Flexible (USD) I-A1-acc	0.64%
– Asia Flexible (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.67%
– Asia Flexible (USD) (GBP hedged) I-A2-dist	0.60%
– Asia Flexible (USD) I-A3-acc	0.53%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.55%
– Asia Flexible (USD) I-A3-dist	0.52%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) I-A3-dist	0.55%
– Asia Flexible (USD) (GBP hedged) I-A3-dist	0.55%
– Asia Flexible (USD) I-B-acc	0.15%
– Asia Flexible (USD) I-X-acc	0.04%
– Asia Flexible (USD) K-1-acc	0.68%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) K-1-acc	0.65%
– Asia Flexible (USD) K-1-dist	0.67%
– Asia Flexible (USD) K-B-acc	0.19%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) N-acc	1.70%
– Asia Flexible (USD) P-acc	1.39%
– Asia Flexible (USD) (EUR hedged) P-acc	1.44%
– Asia Flexible (USD) (SGD hedged) P-acc	1.44%

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)	UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Asia Flexible (USD) P-dist	1.38%	- Euro High Yield (EUR) K-B-mdist	0.14%
- Asia Flexible (USD) (EUR hedged) P-dist	1.44%	- Euro High Yield (EUR) N-dist	1.84%
- Asia Flexible (USD) P-mdist	1.39%	- Euro High Yield (EUR) P-6%-mdist	1.34%
- Asia Flexible (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.44%	- Euro High Yield (EUR) P-acc	1.34%
- Asia Flexible (USD) Q-acc	0.87%	- Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.39%
- Asia Flexible (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.91%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-acc	1.39%
- Asia Flexible (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.91%	- Euro High Yield (EUR) P-dist	1.34%
- Asia Flexible (USD) (GBP hedged) Q-dist	0.91%	- Euro High Yield (EUR) P-mdist	1.34%
- Asia Flexible (USD) Q-mdist	0.86%	- Euro High Yield (EUR) (AUD hedged) P-mdist	1.39%
- Asia Flexible (USD) U-X-UKdist-mdist	0.04%	- Euro High Yield (EUR) (CAD hedged) P-mdist	1.39%
- AUD F-acc	0.36%	- Euro High Yield (EUR) (GBP hedged) P-mdist	1.39%
- AUD I-A3-acc	0.44%	- Euro High Yield (EUR) (HKD hedged) P-mdist	1.39%
- AUD I-B-dist	0.12%	- Euro High Yield (EUR) (JPY hedged) P-mdist	1.39%
- AUD N-acc	1.00%	- Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) P-mdist	1.39%
- AUD P-acc	0.91%	- Euro High Yield (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.39%
- AUD P-dist	0.91%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.39%
- AUD Q-acc	0.53%	- Euro High Yield (EUR) Q-6%-mdist	0.80%
- AUD Q-dist	0.54%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) Q-6%-mdist	0.84%
- CHF Flexible F-acc	0.28%	- Euro High Yield (EUR) Q-acc	0.80%
- CHF Flexible I-A1-acc	0.41%	- Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.85%
- CHF Flexible I-A3-acc	0.26%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) Q-acc	0.85%
- CHF Flexible P-acc	0.88%	- Euro High Yield (EUR) Q-dist	0.80%
- CHF Flexible P-dist	0.88%	- Euro High Yield (EUR) Q-mdist	0.80%
- CHF Flexible Q-acc	0.54%	- Euro High Yield (EUR) (GBP hedged) Q-mdist	0.85%
- CHF Flexible Q-dist	0.54%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) Q-mdist	0.85%
- Convert Europe (EUR) I-A1-acc	0.54%	- Euro High Yield (EUR) QL-acc	0.60%
- Convert Europe (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	0.57%	- Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) QL-acc	0.67%
- Convert Europe (EUR) I-A1-dist	0.54%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) QL-acc	0.67%
- Convert Europe (EUR) I-A2-acc	0.50%	- Euro High Yield (EUR) QL-dist	0.60%
- Convert Europe (EUR) I-X-acc	0.04%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) QL-mdist	0.66%
- Convert Europe (EUR) I-X-dist	0.04%	- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) U-X-acc	0.03%
- Convert Europe (EUR) P-acc	1.90%	- Euro High Yield (EUR) U-X-UKdist-mdist	0.03%
- Convert Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.95%	- Global Flexible (EUR hedged) I-X-acc	0.04%
- Convert Europe (EUR) P-dist	1.90%	- Global Flexible P-acc	1.23%
- Convert Europe (EUR) Q-acc	0.99%	- Global Flexible (CAD hedged) P-acc	1.28%
- Convert Europe (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.04%	- Global Flexible (EUR hedged) P-acc	1.28%
- Convert Europe (EUR) Q-dist	0.99%	- Global Flexible (GBP hedged) P-acc	1.28%
- Convert Europe (EUR) U-X-dist	0.04%	- Global Flexible (USD hedged) P-acc	1.28%
- EUR Flexible I-A1-acc	0.49%	- Global Flexible P-dist	1.23%
- EUR Flexible P-2%-qdist	0.99%	- Global Flexible (CAD hedged) P-dist	1.28%
- EUR Flexible P-acc	0.99%	- Global Flexible (EUR hedged) P-dist	1.28%
- EUR Flexible P-dist	0.99%	- Global Flexible (GBP hedged) P-dist	1.28%
- EUR Flexible Q-acc	0.58%	- Global Flexible (USD hedged) P-dist	1.28%
- EUR Flexible Q-dist	0.58%	- Global Flexible (EUR hedged) P-2%-qdist	1.28%
- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) F-acc	0.59%	- Global Flexible Q-acc	0.68%
- Euro High Yield (EUR) I-A1-acc	0.66%	- Global Flexible (CAD hedged) Q-acc	0.73%
- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) I-A1-acc	0.68%	- Global Flexible (EUR hedged) Q-acc	0.74%
- Euro High Yield (EUR) I-A2-acc	0.61%	- Global Flexible (GBP hedged) Q-acc	0.74%
- Euro High Yield (EUR) I-A2-mdist	0.62%	- Global Flexible (USD hedged) Q-acc	0.73%
- Euro High Yield (EUR) I-A3-acc	0.55%	- Global Flexible Q-dist	0.68%
- Euro High Yield (EUR) I-B-acc	0.10%	- Global Flexible (CAD hedged) Q-dist	0.74%
- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.10%	- Global Flexible (GBP hedged) Q-dist	0.74%
- Euro High Yield (EUR) I-X-acc	0.03%	- Global Flexible (USD hedged) Q-dist	0.73%
- Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%		
- Euro High Yield (EUR) K-1-acc	0.78%		

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Bond Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Asia Flexible (USD)	182.18%
– AUD	-84.80%
– CHF Flexible	15.66%
– Convert Europe (EUR)	74.76%
– EUR Flexible	114.78%
– Euro High Yield (EUR)	89.23%
– Global Flexible	108.71%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 March 2025, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Bond Fund	Transaction costs
– Asia Flexible (USD)	16 089.80 USD
– AUD	16 294.47 AUD
– CHF Flexible	2 602.88 CHF
– Convert Europe (EUR)	3 397.79 EUR
– EUR Flexible	15 061.88 EUR
– Euro High Yield (EUR)	8 071.80 EUR
– Global Flexible	23 936.23 CHF

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfund.

Note 11 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/ principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

There are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the Fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)

Share	Currency	Number
SNS BANK 06 250% 26/10/20	EUR	1 300 000.00
SNS REAAL FRN PERPET	EUR	1 000 000.00

Note 12 – Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the fund.

Note 14 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond Fund – Asia Flexible (USD)		
Canadian Imperial Bank	-49 881.54 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-436 626.53 USD	0.00 USD
HSBC	-31 277.14 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-198 661.30 USD	0.00 USD
UBS AG	4 575.04 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond Fund – CHF Flexible		
LCH Group Holdings	-290 294.26 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)		
Deutsche Bank	-2 268.68 EUR	0.00 EUR
State Street	-89 615.12 EUR	0.00 EUR
UBS AG	4 033.99 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	6 888.88 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – EUR Flexible		
Bank of America	-35 739.09 EUR	0.00 EUR
Barclays	112 912.95 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-252.67 EUR	0.00 EUR
Citibank	-89 145.73 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	4 398.10 EUR	0.00 EUR
HSBC	27 530.13 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	5 248.75 EUR	0.00 EUR
LCH Group Holdings	1 614 097.86 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	371 504.45 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	164 527.26 EUR	0.00 EUR
State Street	-11 738.36 EUR	0.00 EUR
UBS AG	38 293.77 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	641.39 EUR	0.00 EUR

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)		
Barclays	129 612.10 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	152 867.51 EUR	0.00 EUR
Citibank	2 347 225.22 EUR	510 000.00 EUR
HSBC	-43 416.09 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	535 057.69 EUR	550 000.00 EUR
State Street	-1 037 990.34 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-10 697.93 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-176 908.74 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Global Flexible		
Bank of America	137 461.63 CHF	0.00 CHF
Barclays	4 610.09 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-439.24 CHF	0.00 CHF
Citibank	-99 516.33 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	-29 269.82 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-35 191.74 CHF	0.00 CHF
HSBC	66 722.71 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	223 249.43 CHF	0.00 CHF
LCH Group Holdings	2 248 484.67 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	12.08 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	-16 628.30 CHF	0.00 CHF
State Street	-35 675.79 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-9 369.56 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	184 202.35 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Citibank		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
JP Morgan		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Bond Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 March 2025*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 March 2025		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
- Asia Flexible (USD)	68 284 338.78 USD	72 087 311.24 USD	47.75	52.25	0.00
- CHF Flexible	11 117 880.29 CHF	11 866 104.62 CHF	47.75	52.25	0.00
- EUR Flexible	11 069 495.18 EUR	11 737 547.92 EUR	47.75	52.25	0.00
- Euro High Yield (EUR)	180 439 685.24 EUR	190 067 742.21 EUR	47.75	52.25	0.00
- Global Flexible	8 215 960.28 CHF	8 959 716.97 CHF	47.75	52.25	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 March 2025 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 March 2025.

	UBS (Lux) Bond Fund - Asia Flexible (USD)	UBS (Lux) Bond Fund - AUD	UBS (Lux) Bond Fund - CHF Flexible	UBS (Lux) Bond Fund - EUR Flexible	UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Securities Lending revenues	469 162.00 USD	3 679.28 AUD	35 119.53 CHF	74 900.78 EUR	1 912 343.18 EUR
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	140 748.60 USD	1 103.78 AUD	10 535.86 CHF	22 470.23 EUR	573 702.95 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	46 916.20 USD	367.93 AUD	3 511.95 CHF	7 490.08 EUR	191 234.32 EUR
Net Securities Lending revenues	281 497.20 USD	2 207.57 AUD	21 071.72 CHF	44 940.47 EUR	1 147 405.91 EUR

	UBS (Lux) Bond Fund - Global Flexible
Securities Lending revenues	101 459.63 CHF
Securities Lending cost*	
UBS Switzerland AG	30 437.89 CHF
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	10 145.96 CHF
Net Securities Lending revenues	60 875.78 CHF

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(オーストラリア・ドル)

(2026年5月末日現在)

I. 資産総額		214,904,303.33豪ドル	23,974,724,079円
II. 負債総額		214,231.14豪ドル	23,899,626円
III. 純資産総額（I.－II.）		214,690,072.19豪ドル	23,950,824,454円
IV. 発行済口数	P－d i s t	346,150.3040口	
	P－a c c	135,581.9740口	
V. 1口当たりの 純資産価格	P－d i s t	107.17豪ドル	11,956円
	P－a c c	553.74豪ドル	61,775円

(ユーロ・フレキシブル)

(2026年5月末日現在)

I. 資産総額		100,555,302.67ユーロ	18,637,925,350円
II. 負債総額		5,238,357.03ユーロ	970,929,476円
III. 純資産総額（I.－II.）		95,316,945.64ユーロ	17,666,995,874円
IV. 発行済口数	P－d i s t	220,377.5650口	
	P－a c c	157,110.2580口	
V. 1口当たりの 純資産価格	P－d i s t	119.82ユーロ	22,209円
	P－a c c	401.37ユーロ	74,394円

(アジア・フレキシブル（米ドル）)

(2026年5月末日現在)

I. 資産総額		249,855,828.59米ドル	40,574,088,005円
II. 負債総額		1,138,911.30米ドル	184,947,806円
III. 純資産総額（I.－II.）		248,716,917.29米ドル	40,389,140,199円
IV. 発行済口数	P－a c c	193,757.10口	
V. 1口当たりの 純資産価格	P－a c c	160.10米ドル	25,999円

(ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）)

(2026年5月末日現在)

I. 資産総額		3,519,801,895.75ユーロ	652,395,281,377円
II. 負債総額		38,298,241.89ユーロ	7,098,579,134円
III. 純資産総額（I. - II.）		3,481,503,653.86ユーロ	645,296,702,243円
IV. 発行済口数	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	215,537.3380口	
	P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	1,781,827.8410口	
	P-a c c	1,767,207.6040口	
	P-m d i s t	1,374,732.7540口	
V. 1口当たりの 純資産価格	P-a c c (米ドル・ヘッジ)	190.01米ドル	30,856円
	P-m d i s t (米ドル・ヘッジ)	84.96米ドル	13,797円
	P-a c c	266.74ユーロ	49,440円
	P-m d i s t	118.64ユーロ	21,990円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ、ルードラング、L-3364、シャトー・デュー通り10番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

株式資本の13,750,000ユーロ（約25億円）は、1株2,000ユーロ（370,070円）の株式6,875株によって表章される。2026年6月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

2022年6月末日現在 13,000,000ユーロ

2023年6月末日現在 13,000,000ユーロ

2024年6月末日現在 13,738,000ユーロ

2025年6月末日現在 13,742,000ユーロ

2026年6月末日現在 13,750,000ユーロ

（2）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会により任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）により構成される取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬金額を定め、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合には、一または複数の副会長を選任する。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命される。

取締役会は、会長により、または、会長が行為できない場合には、副会長により、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役により、招集され、開催される。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集される。取締役会は、会長が、または、会長が行為できない場合には、副会長が、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役が、議長を務める。

取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決議を行う。

決議は、出席または代理出席取締役の単純過半数によって行われる。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、ケーブル、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会に代理出席し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員について代理出席することができる。

取締役会の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書にかかる決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有する。かかる決定の日付は、最後の署名が行われた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIまたはAIFの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

管理会社は、ファンドの運用を、各投資運用会社に委託している。詳細については、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況、2 投資方針、（3）運用体制」を参照のこと。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるUBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー）、UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）およびUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行業務をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行業務をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託している。

管理会社は、2026年5月末日現在、以下のとおり、649本の投資信託／投資法人等のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人等	538	217,221,045.83オーストラリア・ドル
			3,437,243,431.32カナダ・ドル
			20,124,942,566.12スイス・フラン
			3,419,683,026.23中国元
			4,802,082,522.24デンマーク・クローネ
			92,082,635,443.34ユーロ
			4,274,732,518.76英ポンド
			1,087,315,792.07香港ドル
			1,723,275,028,618.67日本円
			58,822,656.24シンガポール・ドル
			161,260,768,310.08米ドル
アイルランド		107	828,214,531.22オーストラリア・ドル
			399,606,618.40カナダ・ドル
			734,906,272.97スイス・フラン
			6,969,024,027.93ユーロ
			2,158,486,545.56英ポンド
			40,008,874,533日本円
			112,355,274,357.43米ドル
フランス		2	116,741,040.40ユーロ
イタリア		2	851,071,046.00ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則および法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.35円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
貸借対照表

2025年12月31日および2024年12月31日現在

	注記	2025年12月31日		2024年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A. 未払込資本		0.00	0	0.00	0
B. 創業費		0.00	0	0.00	0
C. 固定資産		23,274,427.76	4,313,915	20,031,006.76	3,712,747
I. 無形資産		23,258,890.41	4,311,035	20,008,968.09	3,708,662
1. 開発費		0.00	0	0.00	0
2. 譲許、特許、認可、登録商標 ならびに類似する権利および 資産、以下に該当する場合：		0.00	0	0.00	0
a) 有価約因として取得し、かつ、 C. I. 3により表示が不要な場 合		0.00	0	0.00	0
b) 関連会社自身による創出		0.00	0	0.00	0
3. 有価約因として取得された 範囲内ののれん	3	23,258,890.41	4,311,035	20,008,968.09	3,708,662
II. 有形資産	4	2,521.85	467	9,290.77	1,722
1. 土地および建物		0.00	0	0.00	0
2. 工場および機械		0.00	0	0.00	0
3. その他の什器・備品、器具 および機器		2,521.85	467	9,290.77	1,722
III. 金融資産	5	13,015.50	2,412	12,747.90	2,363
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分		0.00	0	0.00	0
4. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
5. 固定資産として保有の投資		0.00	0	0.00	0
6. その他の債権		13,015.50	2,412	12,747.90	2,363
D. 流動資産		380,343,308.48	70,496,632	387,228,673.92	71,772,835
I. 棚卸資産		0.00	0	0.00	0
II. 債権		214,984,506.47	39,847,378	249,175,773.24	46,184,730
1. 売掛金	6	102,176,048.21	18,938,331	103,242,532.50	19,136,003
a) 1年以内に期限到来		102,176,048.21	18,938,331	103,242,532.50	19,136,003
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権	7,22	57,350,985.64	10,630,005	82,887,284.95	15,363,158
a) 1年以内に期限到来		57,350,985.64	10,630,005	82,887,284.95	15,363,158
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
4. その他の債権		55,457,472.62	10,279,043	63,045,955.79	11,685,568
a) 1年以内に期限到来		1,020,693.23	189,185	210,906.74	39,092
b) 1年を超えて期限到来	13	54,436,779.39	10,089,857	62,835,049.05	11,646,476
III. 投資	8	402,764.45	74,652	166,879.80	30,931
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 自己株式		0.00	0	0.00	0
3. その他の投資		402,764.45	74,652	166,879.80	30,931
IV. 銀行預金および手元現金	9	164,956,037.56	30,574,602	137,886,020.88	25,557,174

E. 前払金	<u>13,862,480.21</u>	<u>2,569,411</u>	<u>6,127,826.34</u>	<u>1,135,793</u>
資産合計	<u>417,480,216.45</u>	<u>77,379,958</u>	<u>413,387,507.02</u>	<u>76,621,374</u>

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2025年12月31日		2024年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A. 資本金および準備金		188,728,806.24	34,980,884	138,548,803.37	25,680,021
I. 払込資本金	10	13,746,000.00	2,547,821	13,742,000.00	2,547,080
II. 資本剰余金	11	107,000,940.06	19,832,624	92,553,616.17	17,154,813
III. 再評価積立金		0.00	0	0.00	0
IV. 準備金	12	31,375,536.84	5,815,456	8,491,175.00	1,573,839
1. 法定準備金		1,374,200.00	254,708	1,373,800.00	254,634
2. 自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3. 定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4. 公正価値準備金を含む その他の準備金		30,001,336.84	5,560,748	7,117,375.00	1,319,205
a) その他の分配可能準備金		150,000.00	27,803	150,000.00	27,803
b) その他の分配不能準備金		29,851,336.84	5,532,945	6,967,375.00	1,291,403
V. 繰越損益		39,508.14	7,323	214,262.44	39,714
VI. 当期損益		36,566,821.20	6,777,660	23,547,749.76	4,364,575
VII. 中間配当金		0.00	0	0.00	0
VIII. 資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B. 引当金		37,163,574.36	6,888,269	43,124,292.43	7,993,088
1. 年金および類似の債務に対する 引当金		0.00	0	0.00	0
2. 納税引当金	13	35,905,979.37	6,655,173	40,723,896.54	7,548,174
3. その他の引当金	14	1,257,594.99	233,095	2,400,395.89	444,913
C. 債務		191,587,835.85	35,510,805	231,714,411.22	42,948,266
1. 社債		0.00	0	0.00	0
2. 金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
3. 支払額		0.00	0	0.00	0
4. 買掛金		0.00	0	0.00	0
5. 未払為替手形		0.00	0	0.00	0
6. 関連会社に対する債務	15,22	135,912,483.18	25,191,379	189,184,091.74	35,065,271
a) 1年以内に期限到来		135,912,483.18	25,191,379	189,184,091.74	35,065,271
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
8. その他の債務	16	55,675,352.67	10,319,427	42,530,319.48	7,882,995
a) 税金債務		3,447,985.44	639,084	2,403,273.85	445,447
b) 社会保障債務		2,096,082.09	388,509	984,563.45	182,489
c) その他の債務		50,131,285.14	9,291,834	39,142,482.18	7,255,059
i) 1年以内に期限到来		50,129,551.50	9,291,512	39,142,482.18	7,255,059
ii) 1年を超えて期限到来		1,733.64	321	0.00	0
D. 繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		417,480,216.45	77,379,958	413,387,507.02	76,621,374

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
損益計算書

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した年度

	注記	2025年1月1日から 2025年12月31日まで		2024年1月1日から 2024年12月31日まで	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純取引高	17	906,487,596.30	168,017,476	815,396,455.95	151,133,733
4. その他の営業収益	18,22	44,520,788.28	8,251,928	22,415,125.62	4,154,644
5. 原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	19	795,933,347.94	147,526,246	744,343,056.30	137,963,985
a) 原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用		795,933,347.94	147,526,246	744,343,056.30	137,963,985
6. 人件費	20	33,270,266.38	6,166,644	23,119,728.13	4,285,242
a) 賃金および給与		27,265,107.09	5,053,588	19,588,891.81	3,630,801
b) 社会保障費		4,603,558.12	853,269	2,847,954.33	527,868
i) 年金に関連するもの		2,496,365.27	462,701	1,987,164.09	368,321
ii) その他の社会保障費		2,107,192.85	390,568	860,790.24	159,547
c) その他の人件費		1,401,601.17	259,787	682,881.99	126,572
7. 評価額調整	3,4	2,760,293.21	511,620	2,463,854.50	456,675
a) 創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの		2,760,293.21	511,620	2,463,854.50	456,675
b) 流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
8. その他の営業費用	18,22	72,123,818.15	13,368,150	37,769,267.85	7,000,534
11. 受取利息および類似収益		1,942,740.86	360,087	1,749,243.73	324,222
a) 関連会社に関連するもの		1,557,307.69	288,647	1,174,744.82	217,739
b) その他の受取利息および類似収益		385,433.17	71,440	574,498.91	106,483
14. 支払利息および類似費用		154,110.06	28,564	23,877.87	4,426
a) 関連会社に関連するもの		1,307.64	242	0.00	0
b) その他の支払利息および類似費用		152,802.42	28,322	23,877.87	4,426
15. 損益にかかる税金	13	12,142,468.50	2,250,607	8,293,290.89	1,537,161
16. 税引後損益		36,566,821.20	6,777,660	23,547,749.76	4,364,575
17. 上記科目に含まれないその他の税金		0.00	0	0.00	0
18. 当期損益		36,566,821.20	6,777,660	23,547,749.76	4,364,575

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記－2025年12月31日

注1－概要

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「UBS FML」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。UBS FMLは、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。UBS FMLは当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

UBS FMLの登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L-1855、J. F. ケネディ通り33A番です。

UBS FMLの目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、UBS FMLの目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、UBS FMLはまた、ポートフォリオ一任運用業務の認可を受けています。2022年10月26日以降、UBS FMLの認可は、M i F I D投資助言／RTO業務に拡張されています。

UBS FMLは、2016年4月28日以降、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ CH-8098、UBSグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

UBS FMLは、オーストリア支店（2021年7月1日）、オランダ支店（2023年3月1日）、スウェーデン支店（2024年7月1日）およびスペイン支店（2024年8月1日）を設立しました。

2024年10月1日、UBS FMLおよびクレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エス・エイ（以下「CSFM」といいます。）の臨時株主総会は、両者間で合意された共通の合併条件案をそれぞれ承認しました。これにより、同日付でCSFMがUBS FMLに吸収合併されました。同日、UBS FMLの唯一の株主は、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「UBS AME」または「当社」といいます。）への名称変更を決定しました。

UBS AMEは、フランス支店（2025年7月1日）、イタリア支店（2025年9月1日）およびドイツ支店（2025年10月1日）を設立しました。

当社の連結財務書類には、オーストリア支店、オランダ支店、スウェーデン支店、スペイン支店、フランス支店、イタリア支店およびドイツ支店の業務が含まれています。これらの支店の業務をルクセンブルグで適用される会計原則に適合させるために必要な調整が行われました。

注２－重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これにしたがって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注3－無形資産

2025年7月1日付で、当社は、UBS ESE フランス支店からUBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ フランス支店へのUBSアセット・マネジメント事業の移管を完了しました。関連する無形資産は、10年間にわたって償却されます。

	<u>2025年12月31日</u>	<u>2024年12月31日</u>
	ユーロ	ユーロ
<u>購入費用</u>		
期首残高	24,500,777.49	24,500,777.39
追加	6,000,000.00	0.00
減損	0.00	0.00
期末残高	30,500,777.39	24,500,777.39
<u>減価償却累計額</u>	<u>2025年12月31日</u>	<u>2024年12月31日</u>
期首残高	(4,491,809.30)	(2,041,731.50)
減価償却費	(2,750,077.68)	(2,450,077.80)
期末残高	(7,241,886.98)	(4,491,809.30)
<u>簿価純額</u>	<u>23,258,890.41</u>	<u>20,008,968.09</u>

注４－有形資産

	什器および その他の 有形資産 ユーロ	I T機器 ユーロ	合計 ユーロ
<u>購入費用</u>			
2025年１月１日現在	0.00	46,431.67	46,431.67
追加	3,446.61	0.00	3,446.61
売却	0.00	0.00	0.00
2025年12月31日現在	3,446.61	46,431.67	49,878.28
<u>減価償却累計額</u>			
2025年１月１日現在	0.00	37,140.90	37,140.90
追加	1,525.33	8,690.20	10,215.53
売却	0.00	0.00	0.00
2025年12月31日現在	1,525.33	45,831.10	47,356.43
2025年12月31日現在簿価純額	1,921.28	600.57	2,521.85
2024年12月31日現在簿価純額	0.00	9,290.77	9,290.77

有形資産は、28か月間または36か月間の経済的耐用年数にわたって償却されます。

注５－金融資産

その他の債権は、ウィーンの事務所に対するオーストリア支店の賃料保証金を表示しています。

注６－売掛金

102,176,048.21ユーロ（2024年：103,242,532.50ユーロ）の売掛金は、組み入れられた投資信託からの未収運用報酬およびその他の未収手数料です。

注７－関連会社に対する債権

2025年12月31日現在、関連会社に対する債権57,350,985.64ユーロ（2024年：82,887,284.95ユーロ）は、その他のUBSの事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。この残高には、主に、サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する債権26,267,920.28ユーロ（2024年：71,855,513.47ユーロ）が含まれています（注22）。

注8－投資

2025年12月31日および2024年12月31日現在、その他の投資残高は、運用目的の投資信託のために管理されUBSが出資する事業体が保有する金融資産の評価を表しています。

注9－銀行預金および手元現金

164,956,037.56ユーロの手元現金には、UBSグループに帰属する事業体に預託された130,249,713.00ユーロ（2024年：126,456,737.13ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2025年12月31日	2024年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	16,379,416.00	9,607,704.98
UBSヨーロッパSE	113,870,297.00	116,849,032.15
その他の銀行	34,706,324.56	38,509,194.53
残高	164,956,037.56	164,965,921.66

注10－発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日付で、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2023年3月1日付で、臨時株主総会は、1株当たり2,000.00ユーロの株式369株の発行による738,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2024年10月1日付で、臨時株主総会は、1株当たり2,000.00ユーロの株式2株の発行による4,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2025年8月7日付で、臨時株主総会は、2025年9月1日を効力発生日として、1株当たり2,000.00ユーロの株式2株の発行による4,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2025年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,746,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式6,873株に表章されています。

注11－株式プレミアム

2025年12月31日現在、当社の株式プレミアムの金額は、107,000,940.06ユーロ（2024年：92,553,616.17ユーロ）でした。

2025年9月1日付で、UBSアセット・マネジメント（イタリア）エス・ジー・アール・エス・ピー・エーの資産および負債は、当社が取得し、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ イタリア支店に拠出されました。当該拠出は、当社の新規株式2株の発行および株式プレミアムとして計上される13,502,954.00ユーロの合併プレミアムによる現物出資で行われました。

2025年10月1日付で、UBSアセット・マネジメント（ドイツ）ゲー・エム・ベー・ハーの資産および負債は、当社が取得し、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ ドイツ支店に拠出されました。18,106,227.66ユーロの合併プレミアムが株式プレミアムとして計上されました。

2025年12月11日付で、「株式プレミアム」から「その他の分配不能準備金」への16,000,000スイス・フラン（17,161,857.77ユーロ相当（ユーロ／スイス・フラン：0.9323））の組替えが承認されました。これは、過去のCSFMの純資産税準備金の資本分類の継続性を確保するためのものです（注12）。

注12－準備金

損益の配分は、2025年6月6日に開催された年次株主総会、2025年8月7日および2025年10月1日に開催された臨時株主総会、ならびに2025年12月11日に採択された決議に基づく、唯一の株主の決定によるものです。

ユーロ	発行済資本金	株式プレミアム	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2024年12月31日現在	13,742,000.00	92,553,616.17	1,373,800.00	7,117,375.00	214,262.44	23,547,749.76	138,548,803.37
2024年の利益配分			400.00	2,801,200.00	(174,754.30)	(5,547,749.76)	(2,920,904.06)
配当分配金							
株式プレミアム		14,447,323.89					14,447,323.89
資本注入	4,000.00						4,000.00
その他の分配不能準備金				17,161,857.77			17,161,857.77
分配不能利益				2,920,904.07			2,920,904.07
当期利益						36,566,821.20	36,566,821.20
2025年12月31日現在	13,746,000.00	107,000,940.06	1,374,200.00	30,001,336.84	39,508.14	36,566,821.20	188,728,806.24

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

その他の分配不能準備金

その他の分配不能準備金には、富裕税（以下「NWT」といいます。）に対する準備金および過年度の未分配利益が含まれています。

ルクセンブルクの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する分配不能特別準備金が5年間にわたって設定されていることを条件に、NWTを減額することを規定しています。2015年11月19日にルクセンブルクの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降のNWTの減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることにしました。

2025年6月6日に開催された総会において、株主は、2024年の利益から3,436,250.00ユーロを2025年NWT準備金に割り当て、また2024年の利益から467,950.00ユーロを2021年から2024年までのUBS FMLの過去のNWT準備金に追加で割り当てることを決定しました。唯一の株主はまた、UBS FMLの2020事業年度に関連する1,103,000.00ユーロを解除することを決定しました。

CSFMとの合併に関連して、当社は、取得したCSFMのNWT準備金の性質および目的を維持し、適用あるNWT規則に従って、分配不能準備金としての分類の継続性を確保しています。CSFMの過去のNWT準備金は、2019年から2024年までの期間について16百万スイス・フラン、17,161,857.77ユーロ相当（ユーロ／スイス・フラン：0.9323）でした。

2025年12月31日現在、NWT準備金の総額は26,930,432.77ユーロとなります。

NWT準備金（ユーロ）	CSFM	UBS FML	UBS AME
2019年（2018年利益）	3,754,156.39	該当なし	3,754,156.39
2020年（2019年利益）	3,217,848.33	該当なし	3,217,848.33
2021年（2020年利益）	2,145,232.22	1,475,975.00	3,621,207.22
2022年（2021年利益）	3,153,491.37	1,949,500.00	5,102,991.37
2023年（2022年利益）	2,681,540.28	1,370,425.00	4,051,965.28
2024年（2023年利益）	2,209,589.18	1,536,425.00	3,746,014.18
2025年（2024年利益）	該当なし	3,436,250.00	3,436,250.00
合計	17,161,857.77	6,332,325.00	26,930,432.77
2024年の分配不能利益			2,920,904.07
その他の分配不能準備金合計			29,851,336.84

注13－課税

当社は、ルクセンブルクの税法に準拠した課税対象法人です。

2024年10月1日、当社は、2022年度、2023年度および2024年1月1日から2024年9月30日までの会計期間にかかるC S F Mの前払税金および納税引当金を吸収しました。

2025年12月31日現在、54,436,779.39ユーロのその他の債権（D.4.b）には、2024年および2025年のC I T／M B Tに関する前払税金が反映されています（2024年：2023年および2024年のC I T／M B Tに関する62,835,049.05ユーロ）。

同日において、35,905,979.37ユーロの納税引当金（B.2）には、2023年、2024年および2025年のC I T／M B Tに関する未決済の引当金が反映されています（2024年：2022年、2023年および2024年のC I T／M B Tに関する40,320,951.53ユーロ）。

ユーロ	C I T／M B T	N W T	合計
2024年12月31日現在の納税引当金	40,320,951.53	402,945.00	40,723,896.53
新設支店負担額	4,039,254.87	0.00	4,039,254.87
前年の課税評価額の支払い	(21,173,535.27)	0.00	(21,173,535.27)
2025年の税金費用	12,316,363.24	0.00	12,316,363.24
2025年12月31日現在の納税引当金	35,503,034.37	402,945.00	35,905,979.37

ユーロ	C I T／M B T	N W T	合計
2024年12月31日現在の前払税金	62,835,049.05	0.00	62,835,049.05
新設支店負担額	1,370,299.75	0.00	1,370,299.75
前年の課税評価額の支払い	(18,644,740.81)	0.00	(18,644,740.81)
2025年前払金	8,876,171.40	0.00	8,876,171.40
2025年12月31日現在の前払税金	54,436,779.39	0.00	54,436,779.39

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

2023年12月22日付で、ルクセンブルクは、経済協力開発機構（以下「O E C D」といいます。）の税源浸食および利益移転（以下「B E P S」といいます。）に関する第2の柱モデルルール（以下「第2の柱ルール」といいます。）に準拠した、新たなグローバル最低税率ルールを制定しました。この法律は、2024年12月20日付でさらに改正され、所得合算ルール（以下「I I R」といいます。）、軽課税所得ルール（以下「U T P R」といいます。）および適格国内ミニマムトップアップ税（以下「Q D M T T」といいます。）の導入が含まれます。これらのルールは、O E C Dの第2の柱モデルルールに基づき、当グループが事業を展開する各法域に適用される最低15%の実効税率を課しています。

2025年12月31日に終了した会計年度において、当社は、I I RおよびQ D M T Tの適用範囲に該当します。当グループが実施した分析に基づき、当社はグループの構成事業体としての資格を有し、グループ内の低税率の構成事業体に対する課税権を有しません。

ルクセンブルクは、2026年12月31日以前に開始する会計年度に適用される、国別セーフハーバー（以下「TSH」といいます。）移行ガイダンスも採用しています。TSHは、一定の基準が満たされた場合、管轄区域内で適用されるグローバル最低税率ルールを制限します。

当グループは、2025年12月31日に終了した年度についてTSH分析を実施しており、ルクセンブルクおよび支店の管轄区域においてTSHの要件を満たしているため、QDMTTは発生しません。その前提に基づき、2025年12月31日に終了した年度において第2の柱に関連する当期税金費用は、当社に発生していません。

注14－その他の引当金

その他の引当金には、退職金引当金が含まれています。

注15－関連会社に対する債務

2025年12月31日現在、135,912,483.18ユーロ（2024年：189,184,091.74ユーロ）の関連会社に対する債務には、組み入れられた投資信託に係る未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬が含まれています。当該残高には、サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する未払金26,481,711.52ユーロ（2024年：71,791,010.61ユーロ）が含まれています（注22）。

注16－その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2025年12月31日	2024年12月31日
給与にかかる源泉徴収税	760,546.85	483,563.32
付加価値税	2,687,438.59	1,919,710.53
税金合計	3,447,985.44	2,403,273.85
社会保障費	2,096,082.09	984,563.45
給与および賞与引当金	30,443,338.81	7,389,030.77
専門家報酬	2,117,571.52	2,152,829.52
キャップ費用*	2,124,504.35	3,040,558.97
集団訴訟	945,119.57	864,659.05
委託された役割からの業務	12,264,478.23	23,149,649.08
その他**	2,236,272.66	2,545,754.79
その他合計	50,131,285.14	39,142,482.18
その他の債務合計	55,675,352.67	42,530,319.48

給与および賞与引当金の年間増加は、新設された支店に関連する従業員の追加および当該従業員の年金制度への加入を反映しています。委託された役割からの業務の年間減少は、主にCSFMからのレガシー・ポジションの決済に起因しています。

*特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

**「その他」には、ファンド・プラットフォームの未決済報酬に関する追加の見越額が反映されています。

注17－純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記19「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2025年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、906,487,596.30ユーロ（2024年：815,396,455.95ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
Alp i num S I C A V－S I F	x	マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	x
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオA S.C.S., S I C A F－F I S	x	メディアバンカ／UBS (Lux) グローバル・リアル・ エステート・コインベストメント・オポチュニティーズ	x
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオS.C.A., S I C A V－F I S	x	SCA S I C A V－R A I F	
APPIA IIグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオ・フィーダーSCA S I C A V－R A I F	x	ミグロス・バンク (Lux) F o n d s	
APPIA IIグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオSCS p	x	マルチ・マネージャー・アクセス	
APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオ・フィーダーSCA S I C A V－R A I F	x	マルチ・マネージャー・アクセスII	
APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオSCS p	x	ニュー・スタイルS.à r.l., S I C A V－R A I F	x
APPIA IVグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオSCS p	x	OnC a p i t a l S I C A V	
APPIA IVグローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオ・フィーダーSCA S I C A V－R A I F	x	プライベート・エクイティ (Lux) エバーグリーン・ セカンダリー・ファンド	x
Archmoreインフラストラクチャー・デット・ プラットフォーム, SCA－S I C A V S I F	x	PSY E N P A P	
Archmore インターナショナル・インフラストラク チャー・ファンドIII－ファンドB (USD) S C S p	x	SDGアウトカムズ・ファンドS C S p, S I C A V－R A I F	x
Archmore インターナショナル・インフラストラク チャー・ファンドIII－ファンドC (EUR) S C S p	x	S F (Lux) S I C A V 2	
Archmore S C S p, S I C A V－S I F	x	S F (Lux) S I C A V 3	x
Archmoreインフラストラクチャー・デット・ アトラスS I C A V－F I S	x	S t e l i (Lux) S i c a v	
BCCインベストメント・パートナーズS I C A V	x	UBS (I) ダイヤモンド・ユーロゾーン・オフィシーズ	x
BOSインターナショナル・ファンド	x	UBS (I) チューリッヒ・イタリー ーリアル・エステート・ファンド	x
BPERインターナショナルS I C A V	x	UBS (Lux) ボンドS i c a v	
クレディ・スイス・ノヴァ (Lux)	x	UBS (Lux) エクイティS i c a v	
クレディ・スイス・ヴィルトゥオーソS I C A V－S I F	x	UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ	
CSアドバンテージ (Lux)	x	UBS (Lux) ファンド・ソリューションズII	
CSインベストメント・ファンズ1	x	UBS (Lux) グローバル・インフラストラクチャー・ ポートフォリオIV SCA S I C A V－R A I F	x
CSインベストメント・ファンズ2	x	UBS (Lux) グローバル・リビング・ファンド・エス・エイ S I C A V－R A I F	x
CSインベストメント・ファンズ4	x	UBS (Lux) インスティテュショナルS I C A V	
エコ・トランスポート (Lux) ファンドS C S p	x	UBS (Lux) インベストメントS i c a v	
S I C A V－R A I F	x	UBS (Lux) キー・セレクションS i c a v	
Eul e r I L S S I C A V－S I F	x	UBS (Lux) プライベート・エクイティ・グロウスV S C S p S I C A V－R A I F	x
ヨーロッパ・ライフ・サイエンシーズ・プロパティ S C S p S I C A V－R A I F	x	UBS (Lux) プライベート・マーケッツ	x
フォーカストS i c a v	x	UBS (Lux) リアル・エステート・ファンズ・セレクション	x
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	x	UBS (Lux) S i c a v I	
グローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIV S C S p－S I C A V－S I F	x	UBS (Lux) ストラテジーS i c a v	
エスペランジュ・ファンドS C S p, S I C A V－R A I F	x	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラS i c a v	x
HHPEファンドSCA, S I C A V－R A I F	x	UBSグローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIII フィーダーSCA, S I C A V－S I F	x
インベストメント・アクセスII S I C A V R A I F	x	UBSグローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIII S L P－S I F	x
ユスケS I C A V		UBSロジスティクス・プロパティ・パートナーズ	x
K e r s i o L u x		UBSリアル・エステートS I C A V－S I F I	x
ラグナ・ダイレクト・レンディング・ファンドI (Lux) S C S p S I C A V－R A I F	x	VALORI S I C A V	

契約ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	契約ストラクチャー（フランス籍）	A I F
A&Q (Lux) セレクトFCP RAIF	x	Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム・ハイ・イールド・クレジット	x
AeK Wien SIF	x	インフラストラクチャー・デット・プラットフォームII	x
コンスタンス・ロング・ターム・ファンド	x	フォンドゥ・プロフェッショナル・スペシャリゼ	
CSインベストメント・ファンズ13			
CSインベストメント・ファンズ14			
フォーカスト・ファンド			
ルクセンブルグ・プレイスメント・ファンド			
ルクセンブルグ・セレクション・ファンド			
UBS (Lux) ボンド・ファンド			
UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド			
UBS (Lux) エクイティ・ファンド			
UBS (Lux) インフラストラクチャー・コインベスト	x/*		
SCSp SICAV-SIF			
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド			
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド			
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド			
ヴィクトリアIIファンド	x		
Zilux FCP-SIF	x		

「x」はAIFを表します

「*」はまだ設定されていないAIF/UCITSまたは資産なしで設定されたものを表します

注18－その他の営業収益および費用

44,520,788.28ユーロ（2024年：22,415,125.62ユーロ）のその他の営業収益には、主に他のUBS事業体に提供されたサービスに対するグループ間相互手数料が反映されており、これにはサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する按分された再請求の金額としての31,595,118.08ユーロ（2024年：11,713,395.79ユーロ）が含まれています（注22）。

31,637,748.98ユーロ（2024年：11,679,108.41ユーロ）の営業費用は、サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する按分された再請求の金額を表しています（注22）。

グループ費用には、主に、他のUBS事業体から運用およびインフラ整備のために受領したサービスに対するグループ間相互手数料の増加が反映されています。

関連する付加価値税は、その他の営業費用－その他に計上されます。

ユーロ	2025年度	2024年度
サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド	31,637,748.98	11,679,108.41
グループ費用	27,209,879.25	18,114,210.16
専門家報酬	5,545,387.53	2,570,265.76
その他の営業費用－その他	7,730,802.39	5,405,683.52
その他の営業費用合計	72,123,818.15	37,769,267.85

注19－原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

795,933,347.94ユーロ（2024年：744,343,056.30ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表しています。

注20－人件費

当社は、当事業年度中に平均149名（2024年：109名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2025年末現在、203名の従業員が雇用されており、そのうち女性が82名および男性が121名（2024年12月31日：女性54名／男性75名）、ルクセンブルグ大公国民が6名および他国民が197名（2024年12月31日：ルクセンブルグ大公国民6名／他国民123名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は2,107,192.85ユーロ（2024年：860,790.24ユーロ）です。

注21－経営・監督機関の構成員に付与された報酬および当該機関の元構成員の退職給付に関するコミットメント

2025年12月31日現在、取締役会、理事会および支店長は21名の構成員から成り立ちます（2024年：16名）。

その他のUBS関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役および非業務執行取締役には、報酬が支払われました。

2025年度中、理事会、社外取締役、非業務執行取締役および支店長は、職務への報酬として5,892,843.00ユーロ（2024年：4,267,196.50ユーロ）を受領しました。

注22－サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド

2024年10月1日現在、当社は、清算中の3つのサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド（以下「SCFF」といいます。）を含むCSFMファンド・ストラクチャーを組み入れました。清算にあたり、当社を含むUBS AGの子会社は、提供済および2025年12月31日現在も進行中のサービスにかかる費用をSCFFに代わって負担しました。これらの費用はSCFFへの再請求に関連するものであり、主に、事業再編および回復活動のための助言費用、調査費用、プロジェクト管理費用ならびにSCFFが現在も保有する資産を支えるプラットフォームを維持するための運営費用に関連しています。

SCFFへの年間再請求の金額は、31,595,118.08ユーロ（2024年：按分額11,713,395.79ユーロ）が「その他の営業収益」（注18）に計上されています。2025年12月31日現在、「関連会社に対する債権」（注7）の一部として計上された26,267,920.28ユーロの金額は、2025年第4四半期に関連する未収金を表しています（2024年：2023年第4四半期および2024年通年に関連する71,855,513.47ユーロ）。

当社に発生した年間費用は、31,637,748.98ユーロ（2024年：按分額11,679,108.41ユーロ）が「その他の営業費用」（注18）に計上されています。2025年12月31日現在、「関連会社に対する債務」（注15）の一部として計上された26,481,711.52ユーロの金額は、UBS AGの子会社によって再請求されると見込まれる2025年第4四半期関連費用を表しています（2024年：2023年第4四半期および2024年通年に関連する71,791,010.61ユーロ）。

注23－後発事象

2026年3月1日付で、当社は、UBSアイルランド・アセット・マネジメント事業の移管を完了し、アイルランドに新たな営業支店を設立しました。

同日付で、当社は、ポーランドに新たな営業支店を開設することにより、アセット・マネジメント事業体の欧州における統合プロセスを完了しました。

2026年4月1日付で、当社およびマルチコンセプト・ファンド・マネジメント・エス・エイ（以下「MCFM」といいます。）の唯一の株主による各臨時株主総会は、両社間で合意された共通合併条件案をそれぞれ承認しました。これにより、同日付をもってMCFMを当社に吸収合併する形での合併が行われました。

[次へ](#)



Balance Sheet – Assets

	Notes	31.12.2025	31.12.2024
A. Subscribed capital unpaid		0.00	0.00
B. Formation expenses		0.00	0.00
C. Fixed assets		23,274,427.76	20,031,006.76
I. Intangible assets		23,258,890.41	20,008,968.09
1. Costs of development		0.00	0.00
2. Co		0.00	0.00
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.1.3		0.00	0.00
b) created by the undertaking itself		0.00	0.00
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3	23,258,890.41	20,008,968.09
II. Tangible assets	4	2,521.85	9,290.77
1. Land and buildings		0.00	0.00
2. Plant and machinery		0.00	0.00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		2,521.85	9,290.77
III. Financial assets	5	13,015.50	12,747.90
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Loans to affiliated undertakings		0.00	0.00
3. Participating interests		0.00	0.00
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
5. Investments held as fixed assets		0.00	0.00
6. Other loans		13,015.50	12,747.90
D. Current assets		380,343,308.48	387,228,673.92
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		214,984,506.47	249,175,773.24
1. Trade debtors	6	102,176,048.21	103,242,532.50
a) becoming due and payable within one year		102,176,048.21	103,242,532.50
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	7, 22	57,350,985.64	82,887,284.95
a) becoming due and payable within one year		57,350,985.64	82,887,284.95
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
4. Other debtors		55,457,472.62	63,045,955.79
a) becoming due and payable within one year		1,020,693.23	210,906.74
b) becoming due and payable after more than one year	13	54,436,779.39	62,835,049.05
III. Investments	8	402,764.45	166,879.80
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		402,764.45	166,879.80
IV. Cash at bank and in hand	9	164,956,037.56	137,886,020.88
E. Prepayments		13,862,480.21	6,127,826.34
TOTAL ASSETS		417,480,216.45	413,387,507.02

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2025	31.12.2024
A. Capital and reserves		188'728'806.24	138'548'803.37
I. Subscribed capital	10	13'746'000.00	13'742'000.00
II. Share premium account	11	107'000'940.06	92'553'616.17
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	12	31'375'536.84	8'491'175.00
1. Legal reserve		1'374'200.00	1'373'800.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		30'001'336.84	7'117'375.00
a) other available reserves		150'000.00	150'000.00
b) other non available reserves		29'851'336.84	6'967'375.00
V. Profit or loss brought forward		39'508.14	214'262.44
VI. Profit or loss for the financial year		36'566'821.20	23'547'749.76
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		37'163'574.36	43'124'292.43
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	13	35'905'979.37	40'723'896.54
3. Other provisions	14	1'257'594.99	2'400'395.89
C. Creditors		191'587'835.85	231'714'411.22
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings	15, 22	135'912'483.18	189'184'091.74
a) becoming due and payable within one year		135'912'483.18	189'184'091.74
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
8. Other creditors	16	55'675'352.67	42'530'319.48
a) Tax authorities		3'447'985.44	2'403'273.85
b) Social security authorities		2'096'082.09	984'563.45
c) Other creditors		50'131'285.14	39'142'482.18
i) becoming due and payable within one year		50'129'551.50	39'142'482.18
ii) becoming due and payable after more than one year		1'733.64	0.00
D. Deferred income		0.00	0.00
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		417'480'216.45	413'387'507.02

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2025	1.1.2024
		-31.12.2025	-31.12.2024
1. Nettumover	17	906,487,596.30	815,396,455.95
4. Other operating income	18, 22	44,520,788.28	22,415,125.62
5. Raw materials and consumables and other external expenses	19	795,933,347.94	744,343,056.30
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		795,933,347.94	744,343,056.30
6. Staff costs	20	33,270,266.38	23,119,728.13
a) Wages and salaries		27,265,107.09	19,588,891.81
b) Social security costs		4,603,558.12	2,847,954.33
i) relating to pensions		2,496,365.27	1,987,164.09
ii) other social security costs		2,107,192.85	860,790.24
c) Other staff costs		1,401,601.17	682,881.99
7. Value adjustments	3,4	2,760,293.21	2,463,854.50
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		2,760,293.21	2,463,854.50
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	18, 22	72,123,818.15	37,769,267.85
11. Other interest receivable and similar income		1,942,740.86	1,749,243.73
a) derived from affiliated undertakings		1,557,307.69	1,174,744.82
b) other interest and similar income		385,433.17	574,498.91
14. Interest payable and similar expenses		154,110.06	23,877.87
a) concerning affiliated undertakings		1,307.64	0.00
b) other interest and similar expenses		152,802.42	23,877.87
15. Tax on profit or loss	13	12,142,468.50	8,293,290.89
16. Profit or loss after taxation		36,566,821.20	23,547,749.76
17. Other taxes not shown under above items		0.00	0.00
18. Profit or loss for the financial year		36,566,821.20	23,547,749.76

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as "UBS FML", was created on 1 July 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. Registered in Luxembourg, UBS FML began operating on 1 August 2010. UBS FML was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered office of UBS FML is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of UBS FML is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated 17 December 2010, relating to undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010").

Since 30 October 2013, the purpose of UBS FML is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated 12 July 2013, relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since 19 December 2018, UBS FML is also licensed for discretionary portfolio mandates. Since 26 October 2022, UBS FML's license has been extended to MiFID Investment Advisor/RTO services.

Since 28 April 2016, UBS FML is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group's consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

UBS FML established a Branch in Austria (1 July 2021), a Branch in the Netherlands (1 March 2023), a Branch in Sweden (1 July 2024), a Branch in Spain (1 August 2024).

On 1 October 2024, an extraordinary general meeting of shareholders of UBS FML and Credit Suisse Fund Management S.A. ("CSFM"), respectively, approved the draft common terms of merger agreed between the two entities. This resulted in the merger by absorption of CSFM into UBS FML with effect on that date. On the same day the sole shareholder of UBS FML decided to change the name into UBS Asset Management (Europe) S.A., hereinafter referred to as "UBS AME" or the "Company".

UBS AME established a Branch in France (1 July 2025), a Branch in Italy (1 September 2025) and a Branch in Germany (1 October 2025).

The Company's consolidated financial statements include the operations of Austria, Netherlands, Sweden, Spain, France, Italy, Germany Branches. The necessary adjustments have been made to adapt the Branches operations into the accounting principles applicable in Luxembourg.



Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.

The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivables are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

Generally accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.



Note 3 – Intangible assets

On 1 July 2025, the Company completed the transfer of UBS Asset Management Business from UBS ESE, Succursale de France into UBS Asset Management (Europe) S.A., Succursale de France. Related intangible assets are being depreciated over 10 years.

<u>Purchase cost</u>	<u>31.12.2025</u>	<u>31.12.2024</u>
Opening balance	24'500'777.49	24'500'777.49
Additions	6'000'000.00	0.00
Impairments	0.00	0.00
Closing balance	30'500'777.39	24'500'777.49

<u>Accumulated depreciation</u>	<u>31.12.2025</u>	<u>31.12.2024</u>
Opening balance	-4'491'809.30	-2'041'731.50
Depreciation	-2'750'077.68	-2'450'077.80
Closing balance	-7'241'886.98	-4'491'809.30

Net book value	23'258'890.41	20'008'968.09
-----------------------	----------------------	----------------------

Note 4 – Tangible assets

	Furniture and other tangible assets	IT Equipment	Total
<u>Purchase cost</u>			
At 01.01.2024	0.00	46'431.67	46'431.67
Additions	3'446.61	0.00	3'446.61
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2025	3'446.61	46'431.67	49'878.28
<u>Accumulated depreciation</u>			
At 01.01.2025	0.00	37'140.90	37'140.90
Additions	1'525.33	8'690.20	10'215.53
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2025	1'525.33	45'831.10	47'356.43
Net book value at 31.12.2025	1'921.28	600.57	2'521.85
Net book value at 31.12.2024	0.00	9'290.77	9'290.77

Tangible assets are depreciated over their useful economic lives, either 28 or 36 months.



Note 5 – Financial assets

The other loans represent the Austrian branch rent guarantee deposit for the offices in Vienna.

Note 6 – Trade debtors

Trade debtors amounting to EUR 102,176,048.21 (2024: EUR 103,242,532.50) represent accrued management fee and other commission receivables from onboarded investment funds.

Note 7 – Amounts owed by affiliated undertakings

As of 31 December 2025, amounts owed by affiliated undertakings amounting to EUR 57,350,985.64 (2024: EUR 82,887,284.95) represent the recoverable costs for services provided to other UBS entities. The balance includes accrued receivable of EUR 26,267,920.28 (2024: EUR 71,855,513.47) in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22).

Note 8 – Investments

As of 31 December 2025, and 2024, the other investments balance represents the valuation of financial assets held in managed and UBS sponsored undertakings for collective investments for operational purposes.

Note 9 – Cash at bank and in hand

Cash reserves of EUR 164,956,037.56 include an amount of EUR 130,249,713.00 (2024: EUR 126,456,737.13) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	<u>31.12.2025</u>	<u>31.12.2024</u>
UBS AG	16'379'416.00	9'607'704.98
UBS Europe SE	113'870'297.00	116'849'032.15
Other banks	34'706'324.56	38'509'194.53
Balance	164'956'037.56	164'965'921.66

Note 10 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid-up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

On 30 October 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00.

On 1 March 2023, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 738,000.00 through the issuance of 369 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

On 1 October 2024, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 4,000.00 through the issuance of 2 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.



On 7 August 2025, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 4,000.00 through the issuance of 2 shares with a par value of EUR 2,000.00 each, effective 1 September 2025.

As of 31 December 2025, the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,746,000.00 divided into 6,873 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

Note 11 – Share premium

As of 31 December 2025, the Share premium of the Company amounts to EUR 107,000,940.06 (2024: EUR 92,553,616.17).

Effective 1 September 2025, assets and liabilities of UBS Asset Management (Italia) SGR S.p.A. were acquired by the Company and contributed to UBS Asset Management (Europe) S.A., Italy Branch. The contribution was made in kind with the issuance of (2) two new shares of the Company and a merger premium of EUR 13,502,954.00 recorded as share premium.

On 1 October 2025, assets and liabilities of UBS Asset Management (Deutschland) GmbH, were acquired by the Company and contributed to UBS Asset Management (Europe) S.A., Germany Branch. A merger premium of EUR 18,106,227.66 was recorded as share premium.

On 11 December 2025, a reclassification of CHF 16,000,000 (equivalent to EUR 17,161,857.77 (EUR/CHF 0.9323) from "Share premium" to "Other non-available reserves" was approved ensuring continuity in equity classification of historical CSFM Net Wealth Tax reserves (Note 12).

Note 12 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the sole shareholder as per Annual General Meeting held on 6 June 2025, in addition to the Extraordinary General Meeting held on 7 August 2025 and 1 October 2025, as well as the resolution adopted on 11 December 2025.

EUR	Subscribed capital	Share premium	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the financial year	Total equity
31.12.2024	13'742'000.00	92'553'616.17	1'373'800.00	2'117'375.00	214'262.44	23'547'749.76	138'548'803.37
Allocation of 2024 profit			400.00	2'801'200.00	-174'754.30	-5'547'749.76	-2'920'904.06
Dividend paid						-18'000'000.00	-18'000'000.00
Share premium		14'447'323.89					14'447'323.89
Capital injection	4'000.00						4'000.00
Other non-available reserves				17'161'857.77			17'161'857.77
Non-distributable profit				2'920'904.07			2'920'904.07
Profit of the financial year						36'566'821.20	36'566'821.20
31.12.2025	13'746'000.00	107'000'940.06	1'374'200.00	30'001'336.84	39'508.14	36'566'821.20	188'728'806.24

Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.



Other non available reserves

Other non available reserves include reserves for Net Wealth Tax (“NWT”) and undistributed profit from previous financial years.

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the NWT on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. On 19 November 2015, the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the NWT is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).

The shareholder, at the General Assembly held on 6 June 2025, resolved to allocate EUR 3,436,250.00 from the 2024 profit to the NWT reserves 2025, and additional EUR 467,950.00 from the 2024 profit to the UBS FML historical NWT reserves 2021-2024. The sole shareholder resolved also to release EUR 1,103,000.00 relating to the 2020 financial year of UBS FML.

In connection with the merger with CSFM, the Company has maintained the nature and purpose of the acquired CSFM NWT reserves, ensuring continuity in their classification as non-distributable reserves in accordance with applicable NWT regulations. Historical NWT reserves of CSFM amounted to CHF 16 million for the period from 2019 to 2024, equivalent to EUR 17,161,857.77 (EUR/CHF 0.9323).

As at 31 December 2025, the total NWT reserve amounts to EUR 26,930,432.77.

NWT reserve in EUR	CSFM	UBS FML	UBS AME
2019 (profit 2018)	3,754,156.39	N/A	3,754,156.39
2020 (profit 2019)	3,217,848.33	N/A	3,217,848.33
2021 (profit 2020)	2,145,232.22	1,475,975.00	3,621,207.22
2022 (profit 2021)	3,153,491.37	1,949,500.00	5,102,991.37
2023 (profit 2022)	2,681,540.28	1,370,425.00	4,051,965.28
2024 (profit 2023)	2,209,589.18	1,536,425.00	3,746,014.18
2025 (profit 2024)	N/A	3,436,250.00	3,436,250.00
Total	17,161,857.77	6,332,325.00	26,930,432.77
Non-distributable profit 2024			2,920,904.07
Total Other non available reserves			29,851,336.84

Note 13 – Taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.



On 1 October 2024, the Company absorbed tax advances and tax provisions of CSFM for the years 2022, 2023 and the financial period 1 January 2024 until 30 September 2024.

As of 31 December 2025, Other debtors (D.4.b) amounting to EUR 54,436,779.39 reflects tax advances for CIT/MBT 2024 and 2025 (2024: EUR 62,835,049.05 for CIT/MBT 2023 and 2024).

On the same date, Provision for taxation (B.2) amounting to EUR 35,905,979.37 reflects open provisions for CIT/MBT 2023, 2024 and 2025 (2024: EUR 40,320,951.53 for CIT/MBT 2022, 2023 and 2024).

	CIT/MBT	NWT	TOTAL
TAX Provision as of 31.12.2024	40,320,951.53	402,945.00	40,723,896.53
New branch contribution	4,039,254.87	0.00	4,039,254.87
Tax assessment previous year	-21,173,535.27	0.00	-21,173,535.27
Tax expense 2025	12,316,363.24	0.00	12,316,363.24
Tax Provision as of 31.12.2025	35,503,034.37	402,945.00	35,905,979.37
Tax Advances as of 31.12.2024	62,835,049.05	0.00	62,835,049.05
New branch contribution	1,370,299.75	0.00	1,370,299.75
Tax assessment previous year	-18,644,740.81	0.00	-18,644,740.81
Advance payments 2025	8,876,171.40	0.00	8,876,171.40
Tax Advance as of 31.12.2025	54,436,779.39	0.00	54,436,779.39

All branches of the Company are considered as permanent establishments for tax purposes in their local countries and follow the tax regulation and tax rates enacted in their respective regulatory territory.

On 22 December 2023, Luxembourg enacted new global minimum tax rules to align with the Organization for Economic Co-operation and Development ("OECD") Base Erosion and Profit Shifting ("BEPS") Pillar 2 model rules ("Pillar 2 rules"). The Law, as further amended on 20 December 2024, includes the implementation of an income inclusion rule ("IIR"), undertaxed profits rules ("UTPR") and qualified domestic minimum top-up tax ("QDMTT"). The rules impose a minimum 15% effective tax rate, based on the OECD's Pillar Two Model Rules, applicable in each jurisdiction in which the Group operates.

For the fiscal year ended 31 December 2025, the Company falls within the scope of the IIR and QDMTT. Based on the analysis performed by the Group, the Company qualifies as a Constituent Entity of the Group, without taxing rights towards any low-taxed Constituent Entities of the Group.

Luxembourg has also adopted the Transitional Country-by-Country Safe Harbor ("TSH") guidance applicable for the fiscal years beginning on or before 31 December 2026. The TSH limit the applicable of the global minimum tax rules within a jurisdiction should certain criteria be met.



The Group has performed the TSH analysis for year ended 31 December 2025 and the Group qualifies for the TSH in Luxembourg and the jurisdictions of the Branches, so that no QDMTT should be incurred. On that basis, no current tax expense related to Pillar 2 is incurred by the Company in year ended 31 December 2025.

Note 14 – Other provision

Other provision includes accruals for severance.

Note 15 – Amounts owed to affiliated undertakings

As of 31 December 2025, amounts due to affiliated undertakings amounting to EUR 135,912,483.18 (2024: EUR 189,184,091.74) include accruals for the portfolio management and distributions fees for onboarded funds. The balance includes accrued payables of EUR 26,481,711.52 (2024: EUR 71,791,010.61) in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22).

Note 16 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

	31.12.2025	31.12.2024
Withholding tax on salaries	760'546.85	483'563.32
VAT	2'687'438.59	1'919'710.53
Total Tax authorities	3'447'985.44	2'403'273.85
Social Security authorities	2'096'082.09	984'563.45
Salary and bonus provisions	30'443'338.81	7'389'030.77
Professional services	2'117'571.52	2'152'829.52
Capping fees*	2'124'504.35	3'040'558.97
Class action	945'119.57	864'659.05
Services from delegated functions	12'264'478.23	23'149'649.08
Others **	2'236'272.66	2'545'754.79
Total Other creditors	50'131'285.14	39'142'482.18
Total Other creditors	55'675'352.67	42'530'319.48

Yearly increase of *Salary and bonus provision* reflects the addition of employees associated with newly established branches and their participation in pension scheme. The yearly reduction of *Services from delegated functions* is primarily attributable to the settlement of legacy positions from CSFM.

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.

**Others reflect additional accruals for outstanding fees due to fund platforms.



Note 17 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 19, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending 31 December 2025, the Company earned gross revenues of EUR 906,487,596.30 (2024: EUR 815,396,455.95) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures - Luxembourg based	AIF	Corporate Structures - Luxembourg based Continued	AIF
Alpinum SICAV-SIF	x	Manager Opportunities Access	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio A.S.C.S., SICAV-FIS	x	Mediabanc / UBS (Lux) Global Real Estate Co-Investment	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A., SICAV-FIS	x	Opportunities SCA SICAV-RAIF	
APPIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Migros Bank (Lux) Fonds	
APPIA II Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	Multi Manager Access	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Multi Manager Access II	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	New Style S.A.r.l., SICAV-RAIF	x
APPIA Infrastructure Co-Invest SCSp SICAV-RAIF	x	On Capital SICAV	
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Private Equity (Lux) Evergreen Secondary Fund	x
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio SCSp SICAV-RAIF	x*	PSYENRAP	
Archimoe Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV-SIF	x	SDG Outcomes Fund SCSp, SICAV-RAIF	x
Archimoe International Infrastructure Fund III - Fund B (USD) SCSp	x	SIF (Lux) SICAV 2	
Archimoe International Infrastructure Fund III - Fund C (EUR) SCSp	x	SIF (Lux) SICAV 3	x
Archimoe SCSp, SICAV-SIF	x	Steel (Lux) SICAV	
Atlas Global Macro RAIF	x	UBS (J) Diamond Eurozone Offices	x
Atlas SICAV-FIS	x*	UBS (J) Zurich Italy - Real Estate Fund	x
BCC Investment Partners SICAV		UBS (Lux) Bone SICAV	
BDS International Fund		UBS (Lux) Equity SICAV	
BPER International SICAV		UBS (Lux) Fund Solutions	
Credit Suisse Nova (Lux)	x	UBS (Lux) Fund Solutions II	
Credit Suisse Virtuoso SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Global Infrastructure Portfolio M SCSp SICAV-RAIF	x*
CS Advantage (Lux)	x	UBS (Lux) Global Link Fund S.A. SICAV-RAIF	x
CS Investment Funds 1		UBS (Lux) Institutional SICAV	
CS Investment Funds 2		UBS (Lux) Investment SICAV	
CS Investment Funds 4		UBS (Lux) Key Selection SICAV	
Eco Transport (Lux) Fund SCSp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Private Equity Growth V SCSp SICAV-SIF	x
Euler ILS SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Private Markets	x
European Life Sciences Property SCSp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x
Focused SICAV		UBS (Lux) SICAV 1	
Global Opportunities Access		UBS (Lux) Strategy SICAV	
Global Private Equity Growth IV SCSp SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Strategy 2bis SICAV	x
HESPERANGE FUND SCSp, SICAV-RAIF	x	UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x*
HKPE Fund SCA, SICAV-RAIF	x	UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x
Investment Access II SICAV-RAIF	x	UBS Logistics Property Partners	x
Iske SICAV		UBS Real Estate SICAV-SIF I	x
Kersio Lux		VALORI SICAV	
Laguna Direct Lending Fund I (Lux) SCSp SICAV - RAIF	x		
Contractual Structures - Luxembourg based	AIF	Contractual Structures - France based	AIF
ABO (Lux) Select FCP RAIF	x	Archimoe Infrastructure Debt Platform - High Yield Credit	x
AeK Wien SIF	x	Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x
Constance Long Term Fund	x		
CS Investment Funds 13			
CS Investment Funds 14			
Focused Fund			
Luxembourg Placement Fund			
Luxembourg Selection Fund			
UBS (Lux) Bond Fund			
UBS (Lux) Emerging Economies Fund			
UBS (Lux) Equity Fund			
UBS (Lux) Infrastructure Co-Invest SCSp SICAV-SIF	x*		
UBS (Lux) Institutional Fund			
UBS (Lux) Money Market Fund			
UBS (Lux) Strategy Fund			
Victoria II Fund	x		
Zilux FCP-SIF	x		

x stands for AIFs

* stands for not yet launched AIFs / UQTS or launched without Assets



Note 18 – Other operating income and expenses

Other operating income amounting to EUR 44,520,788.28 (2024: 22,415,125.62) reflects mainly intergroup cross charges for services provided to other UBS entities, including EUR 31,595,118.08 (2024: EUR 11,713,395.79) as recharges in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22).

On the Other operating expenses, an amount of EUR 31,637,748.98 (2024: EUR 11,679,108.41) represents costs in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22).

Group charges reflect mainly the increase in intergroup cross charges for services received from other UBS entities for management and infrastructure.

Related VAT is recorded under Other operating expenses - Other.

EUR	31.12.2025	31.12.2024
Supply Chain Finance Funds	31'637'748.98	11'679'108.41
Group charges	27'209'879.25	18'114'210.16
Professional fees	5'545'387.53	2'570'265.76
Other operating expenses - Other	7'730'802.39	5'405'683.52
Total other operating expenses	72'123'818.15	37'769'267.85

Note 19 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 795,933,347.94 (2024: EUR 744,343,056.30) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration and distribution.

Note 20 – Staff costs

The Company employed an average of 149 (2024: 109) staff during the business year. As at end of 2025, 203 staff were employed, whereof 82 women and 121 men (31.12.2024: 54 women / 75 men); 6 are citizens of G.D. of Luxembourg, 197 are from abroad (31.12.2024: 6 Luxembourg / 123 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 2,107,192.85 (2024: EUR 860,790.24).

Note 21 – Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement positions for former members of those bodies

The Board of Directors, Executive Management and Branch Managers consisted as at 31 December 2025 of 21 members (2024: 16 members)

No specific remuneration was paid to the Members of the Board of Directors employed by other UBS entities in respect of their duties. The Independent Director and Non-Executive Director are remunerated.



The Executive Management, Independent Director, Non-Executive Director and Branch Managers received in 2025 a remuneration amounting to EUR 5,892,843.00 (2024: EUR 4,267,196.50) in respect of their duties.

Note 22 – Supply chain finance funds

As of 1 October 2024, the Company onboarded CSFM fund structures, including three supply chain finance funds ("SCFF") in liquidation. In the context of the liquidation, subsidiaries of UBS AG including the Company have incurred costs on behalf of the SCFF covering services performed and are still in progress as of 31 December 2025. These costs are related re-invoicing to the SCFF are mainly linked to advisory fees for restructuring and recovery activities, investigations, project management and operating expenses to maintain the platform support the assets still held by the SCFF.

Yearly recharges to the SCFF are recognized in "other operating income" (Note 18) amounting to EUR 31,595,118.08 (2024: EUR 11,713,395.79 pro-rated). As of 31 December 2025, an amount of EUR 26,267,920.28 recorded as part of "amounts owed by affiliated undertakings" (note 7), represents accruals receivable related to Q4 2025 (2024: EUR 71,855,513.47 related to Q4 2023 and full year 2024).

Yearly costs incurred by the Company are recorded in "other operating expenses" (Note 18) amounting to EUR 31,637,748.98 (2024: EUR 11,679,108.41 pro-rated). As of 31 December 2025, an amount of EUR 26,481,711.52 recorded as part of the "amounts owed to affiliated undertakings" (Note 15), represents Q4 2025 related expenses expected to be recharged by subsidiaries of UBS AG (2024: EUR 71,791,010.61 related to Q4 2023 and full year 2024).

Note 23 – Subsequent events

On 1 March 2026, the Company completed the transfer of the UBS Irish Asset Management Business, establishing a new operative branch in Ireland.

On the same date, the Company completed the path in the European alignment of the Asset Management entities with the opening of a new operative branch in Poland.

On 1 April 2026, an Extraordinary General Meeting of the sole shareholder of the Company and MultiConcept Fund Management S.A. ("MCFM"), respectively approved the draft common terms of merger agreed between the two entities. This resulted in the merger by absorption of MCFM into the Company with effect on that date.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各サブ・ファンドのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニ名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々、（i）公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または（ii）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびファンドのその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合にファンドの受益者を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付取引のブローカーおよび証券貸付取引を執行するサービス提供者は、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、ファンドが締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行がファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者から法的に独立している事業体と密接な関連会社である場合には、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者は、その事業遂行において、関係者およびファンドまたはファンドの受益者による様々な事業活動との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努める。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。関係者は、この目的において、ファンドまたはファンドの受益者の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。受益者は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／またはファンドの利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、これに関連する軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

www.ubs.com/ame-investornotifications

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係

から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年8月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー） (UBS Asset Management (Australia) Ltd., Sydney)
資本金の額	2026年６月末日現在、40,000,000豪ドル（約45億円）
事業の内容	オーストラリアにおいて、機関投資家向けの資産運用を行っている。

（２）投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン） (UBS Asset Management (UK) Ltd., London)（「投資運用会社」）
資本金の額	2026年６月末日現在、125,000,000英ポンド（約269億円） （注）英ポンドの円貨換算は、2026年６月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝215.05円）による。
事業の内容	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において投資運用業務を行うことに關しFSAの許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

（３）投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン） (UBS Asset Management (Hong Kong) Limited, Hong Kong)
資本金の額	2026年６月末日現在、253,761,570香港ドル（約53億円） （注）香港ドルの円貨換算は、2026年６月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル＝20.71円）による。
事業の内容	アジアにおいて機関投資家向けの資産運用を行っている。

（４）保管受託銀行 主支払事務代行会社

名称	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)
資本金（株主資本）の額	2026年６月末日現在 446,001,086ユーロ（約827億円）
事業の内容	UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。 UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイチェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。 同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

（５）管理事務代行会社

名称	ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズSE (Northern Trust Global Services SE)
資本金の額	2026年6月末日現在、393,067,791ユーロ（約729億円）
事業の内容	欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

（６）元引受会社

名称	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2026年6月末日現在、500,000スイス・フラン（約1億48万円） （注）スイス・フランの円貨換算は、2026年6月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝200.95円）による。
事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システマティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

（７）代行協会員 日本における販売会社

名称	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
資本金の額	2026年6月末日現在、5,165百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき、日本における金融取引業者としての業務を行う。

（８）日本における販売会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	2026年３月31日現在、2,473億円
事業の内容	みずほ信託銀行株式会社、1925年に日本において設立された銀行業務と信託業務双方を行うことを認可されている信託銀行である。 同社は、2002年４月に安田信託銀行株式会社からみずほアセット信託銀行に社名変更、同年12月、みずほフィナンシャルグループの事業再構築に伴い、2003年３月12日、旧みずほ信託銀行株式会社と合併し、新金融持株会社であるみずほフィナンシャルグループの直接子会社「みずほ信託銀行株式会社」として誕生した。 同社は、個人・法人顧客に対し、年金、資産運用、資産管理、証券代行、資産流動化、不動産、プライベートバンキング、個人向け資産運用商品等のサービスを提供している。

2【関係業務の概要】

（１）投資運用会社

UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドルの投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

（２）投資運用会社

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブルおよびUBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

（３）投資運用会社

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

（４）保管受託銀行 主支払事務代行会社

ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）を行う。

保管受託銀行は、保管可能な金融商品の保管、ファンドのその他の資産の記録保持および所有権の確認を行うために、任命されている。また、2010年法および保管受託契約の規定に従い、ファンドのキャッシュフローの効果的かつ適切な監視を徹底して行うものとする。

（５）管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たりの純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、管理事務代行会社はファンドの登録および名義書換事務代行者として、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関する必要な情報を収集し、かつ確認を行う責任も負う。また、管理事務代行会社は、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客のコミュニケーション業務を提供する。

（６）元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

（７）代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

（８）日本における販売会社

オーストラリア・ドルおよびユーロ・フレキシブルのクラスP-d i s t 受益証券の日本における買戻業務を行う。

3【資本関係】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー）、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）およびUBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）は、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーの全額出資子会社である。UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーおよびUBSヨーロッパSEはユービーエス・エ

イ・ジーの全額出資子会社であり、ユービーエス・エイ・ジーはUBSグループ・エイ・ジーの全額出資子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

（2026年4月付）

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（随時改正および補足済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正および補足済）
A I F	指令2011／61／EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）指令2009／65／EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（とりわけ、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パートIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（指令2009／65／ECをルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人

S I C A R	リスク・キャピタルに投資する投資法人（Société d'Investissement en Capital à Risque）
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2026年2月28日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,070、その純資産総額は1兆545億8,400万ユーロ（195兆4,671億円）に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2026年2月28日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型およびSICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数はそれぞれ1,745および155で、その純資産総額は、それぞれ5兆3,047億2,700万ユーロ（983兆2,311億円）および768億2,400万ユーロ（14兆2,393億円）に達している³。

2026年2月28日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、6兆4,361億3,500万ユーロ（1,192兆9,376億円）に達している⁴。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.35円）による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパートII、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト（<https://www.cssf.lu/en/2026/04/net-assets-of-ucis>）を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

II. ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（CSSF）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

III. ルクセンブルクの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS/UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009/65/EC（以下「UCITS IV指令」という。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIIファンドは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正され⁶、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014/91/EU（以下「UCITS V指令」という。）をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。）により改正された。

2010年法はさらに、2021年7月26日付メモリアルA561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令（EU）2019/1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009/65/ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令（EU）2021/2261を置き換える2022年メモリアルA82号に公告された2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2010年法はさらに、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して、2024年12月24日付メモリアルA2024第589号に公告された2024年12月20日法ならびに預託に関する規定、流動化リスク管理、監督機関への報告、預託業務および保管業務の提供ならびにオルタナティブ投資ファンドによるローンの組成に関する指令2011/61/EUならびに指令2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会指令（EU）2024/927を置き換えることを目指して、2026年4月16日付メモリアルA2026第115号に公告された2026年3月3日法により改正された。

2010年法の直近の改正は、とりわけ、中央清算機関に対するエクスポージャーに起因する集中リスクおよび中央清算されるデリバティブ取引におけるカウンターパーティー・リスクの取扱いに関する指令2009/65/CE、指令2013/36/EUならびに指令（EU）2019/2034を改正する2024年11月27日付欧州議会および理事会指令（EU）2024/2994を置き換え、とりわけ「中央清算機関」の定義を2010年法に導入し、OTCデリバティブ取引に適用される規則およびUCIのカウンターパーティー・リスク制限に適用される規則を改正する2026年5月6日付メモリアルA2026第227号に公告された2026年5月5日法により導入された。⁷

⁶ 2013年法はさらに、2026年3月9日付メモリアルA第115号に公告された2026年3月3日法および2026年3月30日付メモリアルA第145号に公告された2026年3月27日法により改正された（両方とも2026年4月16日に効力が発生する。）（ただし、2027年4月16日に効力が発生する、CSSFへの報告義務を定める2013年法第22条第1項および第2項に対してなされる改正を除く。）。これらの改正は、指令（EU）2024/927の改正を適用するものであり、特に、AIFによるローンの組成、オープン・エンド型AIFの流動性管理ツール、預託および透明性に関する要件の強化ならびに中央証券預託機関に関する預託機関規定の更新について新たな規則を導入するものである。

⁷ 2026年5月5日法はフランス語で公表されている。2010年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下、この法律の統合版を「2007年法」という。）（2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって改正された。2023年7月24日付メモリアルA2023第442号に公告された2007年法の直近の改正は、2023年7月21日法（以下「2023年法」という。）により導入された。⁸

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

⁸ 2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法および2016年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

2016年法（随時改正および補足済）は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（随時改正済）（以下「AIFMD」という。）の範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによ

る事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、2016年法は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（European Venture Capital fund、以下「EuVECA」）規則、欧州社会起業家ファンド（European Social Entrepreneurship Funds、以下「EuSEF」）規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド（European long-term investment fund、以下「ELTIF」）規則および証券化STS規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

２．投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートⅠ UCITS（以下「パートⅠ」という。）
- パートⅡ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）
- パートⅢ 外国のUCI（以下「パートⅢ」という。）
- パートⅣ 管理会社（以下「パートⅣ」という。）
- パートⅤ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートⅤ」という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡファンドは2013年法に定義されるAIFとしての資格を有しているのに対し、UCITSは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド（以下「パートⅠファンド」という。）は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートⅠファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- ― 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- ― その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートⅠファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートⅠファンドおよびパートⅡファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

(a) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), common fund)

(b) 投資法人 (investment companies)、これは

- ― 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）である場合と、
- ― 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125―1条は、特定の特性を規定し、または、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、この点においてC S S F規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託（「fonds commun de placement」）

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ― ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。
- ― 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- ― 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- ― F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- ― 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
- ― 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パートIIが適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パートIIが適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
- ― 約款には以下の事項が記載される。
 - （a）F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - （b）提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - （c）分配方針
 - （d）管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計期間
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート I に基づく F C P に関しては、管理会社は、受益者の利益を考慮して、2010年法第52－1条に従い2010年法別紙Ⅲ第1号に記載される受益証券の申込み、買戻しおよび償還を一時停止することまたは同法別紙第2号ないし第8号から管理会社が選択する他の流動性管理ツールを有効化もしくは無効化することができる。管理会社は、受益者の利益を考慮して、2010年法別紙Ⅲ第9号に記載されるサイド・ポケットを有効化することもできる。管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合にのみ、申込み、買戻しおよび償還の一時停止またはサイド・ポケットを利用することができる。いかなる場合も、C S S Fは、例外的な状況において、かつ、管理会社と協議した上で、投資者保護または金融安定性に対するリスクが存在し、合理的かつバランスの取れた観点から別紙Ⅲ第1号に記載される流動性管理ツールの有効化または無効化が必要となる場合には、かかる有効化または無効化を要求することができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、U C I T S I V 指令に従い認可されたU C I T S または同指令第1条第2項第1号および／または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － かかるその他のU C I は、C S S F がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - － かかるその他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がU C I T S I V 指令の要件と同等であること。
 - － かかるU C I の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - － 取得が予定されているU C I T S またはその他のU C I が、その設立文書に従い、その他のU C I T S またはU C I の受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のU C I に関して、C S S F は、2018年1月5日付C S S F プレスリリース18/02号において公表されるとおり、U C I T S の商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のU C I は以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のU C I は、U C I T S 指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。

- (ii) その他のUCIは、UCITS指令第50条第（１）項（e）（ii）に従い、UCITS指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (iii) ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第（１）項（e）（iv）条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記（１）に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、（１）から（５）に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年５月30日付CSSF通達11／512（CSSF通達18／698により改正済）を發布した。CSSF通達11／512（CSSF通達18／698により改正済）は、特に2010年７月28日および2011年４月14日付CESR／ESMAガイドラインならびに2010年12月20日付CSSF規則10－4（2022年７月27日付CSSF規則22－05により改正済）をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11／512（CSSF通達18／698により改正済）は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略（金融デリバティブ商品の取扱いを含む。）に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（１））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記（１）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし3) 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、付随的流動資産を保有することもできる。⁹

⁹

かかる付随的流動資産の保有は、UCITSの純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。
- いかなる場合においても、UCITSは、UCITSの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10) (e) に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12) および(13) に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10) に規定する制限と合計する必要はない。UCITSが、2010年法第12条第1項第a号または第28条第5項に記載されるサイド・ポケットを、資産を分離することにより有効化する場合、分離された資産を本章に規定する投資制限の計算から除外することができる。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。規則（EU）第648/2012号第14条に基づき認可され、または同規則第25条に基づき承認された中央清算機関¹⁰によって中央清算されていないデリバティブ取引において、UCITSの取引の相手方に対するリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記（3）に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

¹⁰ OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則（EU）第648/2012号第2条第1号に定義される。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記（a）に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および／または
- その資産の20%を超える同一発行体とのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

- (c) 上記（a）の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記（a）の第1文に記載される制限は、指令2009/65/ECおよび指令2014/59/EUを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令（EU）2019/2162（以下「指令（EU）2019/2162」という。）の第3条（1）に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本（10）に定める基準を遵守した債券の発行に関する本（10）（d）の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（d）の

第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）に送付するものとする。

(e) 上記(c) および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c) および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c) および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10) および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コ

ンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は（10）記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記（1）ないし（8）に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または（11）に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

(i) 同一発行体の議決権のない株式の10%

(ii) 同一発行体の債務証券の10%

(iii) 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%

(iv) 一発行体の短期金融商品の10%

上記（ii）ないし（iv）の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

（c）上記（a）および（b）は以下については適用されない。

- 1）EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2）EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3）一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4）EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記（10）、（13）ならびに（15）（a）および（b）に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。（10）および（13）の制限を超過した場合は、（16）が準用される。
 - 5）子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- （16）（a）UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は（10）、（11）、（12）および（13）は適用されない。
- （b）上記（a）の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- （c）発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、（10）、（11）および（13）に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- （17）（a）投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。¹¹
- （b）（a）にかかわらず、
- 1）UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2）投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1）による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

II 本項は、2010年法第50条（17）a）の記載を反映したものである。2010年法（改正済）に関するC S S FのFAQでは、C S S FはローンをU C I T Sの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

（18）（a）上記（1）ないし（8）の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

（b）（a）は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、（2）、（4）および（5）に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

（19）投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは預託機関は、（2）、（4）および（5）に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

（20）U C I T Sのコンパートメントは、U C I T Sのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるU C I T S（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるU C I T S自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g）および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するU C I T Sのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、U C I T Sは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

U C I T Sのコンパートメントが、別のU C I T Sのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるU C I T Sは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

（21）U C Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のU C I（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。

- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CE（以下「指令2007/16」という。）を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）

- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（これ自体もCSSF通達18/698により改正済）およびCSSF通達25/901（以下に定義される。）によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- CSSF通達08/380が2008年11月26日に発行され、これによりUCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインが規定され、UCITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339（CSSF通達08/380により改正済）を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、UCITS指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレポまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）

- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月20日付C S S F規則No.10-4
2010年12月20日付C S S F規則No.10-4は、2022年7月27日付C S S F規則No.22-05により改正された。
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/44/EUを置き換える、2010年12月20日付C S S F規則No.10-5（改正済）
- C S S F規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S Fに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付C S S F通達11/512。
C S S F通達11/512は、C S S F通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12/540
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付C S S F通達14/591
- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）に言及する2014年9月30日付C S S F通達14/592（同通達は、C S S F通達13/559により実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン（ESMA/2012/832）を置き換えた。）。
C S S F通達14/592は、主に、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付、レポ契約および逆レポ契約などの担保を利用するUCITSに関するものである。この点に関して、EU規則2015/2365（改正済）も考慮されなければならない。
- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン（CESR/10-049）のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のC S S F通達14/598
- 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F通達15/609
- 新たなC S S Fへの月次報告に関する2025年2月7日付C S S F通達25/871により改正された、新たなC S S Fへの月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F通達15/627
- C S S F通達15/627は、C S S F通達25/871によって改正された。
- 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F通達15/631
- 投資信託に関する2010年法パートIの適用対象となるUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16/644。
- C S S F通達16/644は、2018年8月23日付C S S F通達18/697によって改正された。
- ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年8月23日付C S S F通達18/698
- 証券（ESMA）および銀行（EBA）セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F通達19/718

- － 資産担保コマーシャル・ペーパー（A B C P）証券化および非A B C P証券化のためのS T S（簡素で、透明性が高く、標準化された）基準に関する欧州銀行監督局（E B A）ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付C S S F通達19／719
C S S F通達19／719は、C S S F通達24／868によって改正された。
- － オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構（I O S C O）の提言に関する2019年12月20日付C S S F通達19／733
- － C O V I D－19パンデミック時の金融犯罪およびA M L／C F Tの影響に関する2020年4月10日付C S S F通達20／740
- － 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法（改正済）およびA M L／C T F法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するC S S F通達17／650（C S S F通達20／744により改正済）を補完する2020年7月3日付C S S F通達20／744
- － U C I T Sの成功報酬およびA I Fの一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付C S S F通達20／764
- － M i F I D IIのコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局（以下「E S M A」という。）のガイドライン（E S M A35－36－1952）の採択に関する2021年7月30日付C S S F通達21／779
- － C S S F A M L／C T F外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付C S S F通達21／788
- － ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付C S S F通達21／789。ルクセンブルクの投資信託のréviseurs d'entreprises agréés（承認された法定監査人）の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則
- － C S S F通達21／789は、2023年7月26日付C S S F通達23／839によって改正された。
- － 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則（E U）345／2013、（E U）346／2013および（E U）1286／2014の変更に係る2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（E U）2010／1156（以下「C B D F規則」という。）に基づくマーケティングコミュニケーションにおけるE S M Aのガイドライン（E S M A34－45－1272）の適用に関する2022年1月31日付C S S F通達22／795
- － 外注の取決めについてのE B Aガイドライン（改正済）に関する2022年4月22日付C S S F通達22／805
- － 外注の取決めに関する2025年4月9日付C S S F通達25／883により改正された、外注の取決めに関する2022年4月22日付C S S F通達22／806

本通達の主な目的は、外注の取決めについてのE B Aガイドライン（E B A／G L／2019／02）の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。

- － ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年5月12日付C S S F通達22／810
- － U C Iの管理事務代行会社として行為する事業体の認可および組織体制に関する2025年12月16日付C S S F通達25／900により改正された、U C Iの管理事務代行会社に関する2022年5月16日付C S S F通達22／811

デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域（1）ならびにF A T Fの監視が強化されている法域（2）についてのF A

TF声明に関する2022年10月27日付CSSF通達22/822。CSSF通達22/822は、
デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リス
クの法域ならびにFA TFの監視が強化されている法域を列挙する2025年6月17日に
最新版が公表された別紙により完成された。

- CSSFへの各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年5月16日付
CSSF通達23/833
- 欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）に基づく報告に欧州証券市場監
督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月1日付CSSF通達23/846
- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびUCI
の段階での他の過誤に関する、2025年1月1日付でCSSF通達02/77を置き換える
2024年3月29日付CSSF通達24/856
- ESGまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンドの名称についてのガイ
ドラインに関する2024年10月21日付CSSF通達24/863
- マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについ
てのESMAガイドラインに関する2024年4月1日付CSSF通達25/877
- UCITSおよびオープン・エンド型AIFの流動性管理ツール（LMT）について
のESMAガイドラインに関する2026年4月15日付CSSF通達26/910（ESMA34
—671404336—1364）

（注1）上記のCSSF通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続
き適用される。

（注2）法律行為でなくとも、2010年法に関するCSSFのFAQは考慮されなければならない。2010年法に関
するCSSFのFAQの直近の改正は、電子マネー・トークンおよびUCITS ETFのポートフォリ
オの透明性要件との関連で2026年2月17日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会
社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的
リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリ
バティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用
しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSS
F通達11/512（CSSF通達16/698により改正済）に定められた要件を遵守するものと
する。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理
ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの
内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、
遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間
を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、および（VaRアプローチを用いるUCITSにつ
いて）より高いレバレッジ・レベルの可能性
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報
また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関す
るESMAガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。同
ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETF
に関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金
融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定
の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パートIIファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パートIIには、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートIIに準拠するUCIに適用される投資制限は、専門投資信託、リスク資本に投資する投資法人および2010年12月17日法パートIIの対象となる集団投資事業に関連する2025年12月19日付CSSF通達25/901（以下「CSSF通達25/901」という。）において定められている。¹²

¹² CSSF通達25/901は、CSSF通達02/80、CSSF通達07/309およびCSSF通達06/241ならびにIML通達91/75第G章および第I章を廃止し、CSSF通達08/356およびIML通達91/75第H章の規定をパートII UCIに関して適用しないものとする。

2.2.1.2. 管理会社

パートIファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パートIIファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIIファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125-1条に服する管理会社と同法第125-2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125-1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125-2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 指令2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

－ 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること

- － 自らが管理するA I Fの投資戦略に関する情報を、C S S Fに提供すること
- － C S S Fが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するA I Fの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S Fに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88－2条第2項a）に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S Fに認可を申請しなければならない。指令2011／61／E Uに規定するA I F s以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記（b）または（c）に記載される業務を遂行することなく、上記（a）に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C Iの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するU C Iでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- （a）管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- （b）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが管理されることを妨げてはならない。
- （c）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- （d）当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- （e）（c）または（d）の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S Fによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- （f）投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本（1）の範囲内に該当し、本（1）第4段落目（b）において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- （a）C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- （b）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- (a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは（該当する場合は）C S S F規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、C S S Fは、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

- (b) 上記（a）記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならない、また、投機的ポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- 公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（会社を実質的に経営する者と異なる場合）
- その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

- (d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する／適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

- (e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

（2）2010年法第125－2条に服する管理会社

2010年法第88－2条第2項a）に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011／61／EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125－2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書IIのセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書IIのセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務、UCIの受益証券に関する保管および管理事務業務、金融商品に関連する注文の受領および伝達ならびに管理するUCITSに関連して、または本項に従い提供する業務に関連して、管理会社が既に提供しているその他の機能または活動。ただし、かかる機能または活動を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されていることを条件とする。
- (c) 指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）第596/2014号を改正し、金融商品および金融契約においてベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために使用される指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/1011に基づくベンチマークの管理事務業務。管理会社は、自らが管理するUCITSにおいて利用するベンチマークに関しては、ベンチマークの管理事務業務を提供する権限を有しない。

管理会社は、(a)のポートフォリオ管理業務とは独立して提供することができる、(b)に列挙される付随的業務および(c)に列挙されるベンチマークの管理事務業務を除き、(a)の業務も認可されることなしに、本項に記載された業務の単独での提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、指令2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであ

ることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本（4）に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- （5）金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1－1条、第37－1条および第37－3条は、管理会社による上記（3）の業務提供に準用される。

上記（3）（a）で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年6月26日付欧州議会および理事会指令2013/36/EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- （6）管理会社が支払不能となった場合、上記（2）（3）の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- （7）CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- （a）管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- － 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- － 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- （i）管理会社が運用するFCP（管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- （ii）管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- （iii）管理会社が運用するUCI（管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- － これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、EU規則575/2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- （b）（a）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではならない。

- （c）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たし、当該管理会社がフルタイムで雇用している者または当該管理会社の業務をフルタイムで遂行するものとして義務を負う、当該管理会社の経営陣の中で業務執行構成員もしくは構成員であって、欧州連合を居住地とする少なくとも二名の自然人により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造を記載し、管理会社の事業を遂行するために利用される人的資源および技術的資源ならびに当該管理会社の事業を実質的に遂行する者に関する情報を明記した活動計画を添付しなければならない。管理会社の事業を実質的に遂行する者に関する情報には、以下を含むものとする。

(i) 当該者の役職、肩書および地位の高さに関する説明

(ii) 管理会社内および管理会社外における当該者のレポーティング・ラインおよび職責に関する説明

(iii) 当該者が各職責に割く時間の概要

(iv) 管理会社が2010年法に基づく自らの義務ならびに金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088第3条第1項、第6条第1項第a号および第13条第1項に基づく自らの義務をどのように遵守する予定であるかに関する情報活動計画には、2010年法第110条に基づく第三者への機能の委託および再委託のためになされた取決めにに関する情報も含まれていなければならない。少なくとも、管理会社の正式名称ならびに関連する識別子、各委託先について、その正式名称および関連する識別子、設立された法域ならびにその監督機関（該当する場合）、管理会社が日々のポートフォリオ管理業務またはリスク管理業務を行い、委託した活動を監視するために従事させている人的資源および技術的資源に関する詳細な説明、管理するまたは管理する予定の各UCITSに関して、委託されるポートフォリオ管理機能およびリスク管理機能に関する短い説明（かかる委託が一部委託または全部委託に相当するかを含む。）ならびに委託した活動を監視するために管理会社が遂行する予定の定期的なデュー・ディリジェンス措置の説明に関する情報が含まれていなければならない。

(e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。

(f) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

(i) 公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（（c）に記載の者と異なる場合）

(ii) その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記（7）（f）に記載の管理会社の経営陣は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

- (11) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を停止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記（3）（a）に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。
- C S S Fは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条—15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合
- 承認された法定監査人はまた、（16）に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係

を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、C S S Fの責任とする。ただし、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法（改正済）第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS IV指令に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（規則

(EC) 1060/2009、(EU) 648/2012、(EU) 600/2014、(EU) 909/2014および(EU) 2016/1011を改正する、金融業界のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2022/2554に従って設定および運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA. (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97／9／ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 事業のより効率的な遂行のため、2010年法別紙IIに記載する機能または2010年法第101条第3項に記載する業務の一つもしくは複数を管理会社を代理して遂行する任務を、第三者に委託する権限を有し、管理会社は、委託に関する取決めの効力が発生する前にCSSFに通知するものとする。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該委任が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委任が投資運用に関するものである場合、当該委任は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委任は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該委任が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する委任は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、委任された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該委任は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該委任を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、本項に従い管理会社が委任を認められた機能および業務を列挙しなければならない。
- (j) 管理会社は、委託構造の全体を客観的な理由に基づいて正当化することができる。

管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能または業務を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、実質的に、UCITSの管理会社もしくは2010年法第101条第3項に記載する業務の提供者としてみなされなくなるような形および自らが郵便受けになるような形の機能委託または業務委託をしてはならない。

上記にかかわらず、2010年法別紙IIに記載される販売機能が、自己のために行う一または複数の販売会社によって行われ、かつ、当該販売会社が指令2014／65／EUに基づきまたは保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および理事会指令（EU）2016／97に従った保険ベース投資商品を通じてUCITSを販売する場合、管理会社および販売会

社の間におけるいかなる販売契約にもかかわらず、当該機能は上記に記載する要件の対象となる委託とはみなされない。

管理会社は、2010年法別紙Ⅱに記載される機能の履行および2010年法第101条第3項に記載される業務の提供が2010年法を遵守していることを確保しなければならない。かかる義務は、委託先または再委託先の規制上の地位または所在地にかかわらず適用される。

（５）事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- （ａ）事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- （ｂ）管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- （ｃ）事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- （ｄ）利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- （ｅ）その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

管理会社は、第三者の発案で自らがUCITSを管理するまたは管理する予定である場合（当該UCITSが、発案者である第三者の名称を使用する場合または2010年法第110条に従い管理会社が発案者である第三者を委託先として任命する場合を含む。）、あらゆる利益相反を考慮した上で、上記に記載する利益相反に関する規則の遵守状況について、詳細な説明および証拠をCSSFに提出するものとする。特に、管理会社は、当該第三者との関係による利益相反の発生を防止するために講じている合理的な措置または当該利益相反を防止できない場合には、当該利益相反がUCITSおよびその投資者の利益に悪影響を及ぼすことを防止するためにどのように当該利益相反を特定し、管理し、監視し、および（該当する場合は）開示しているかを明記しなければならない。

2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。

- － UCITSの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
- － 関連するUCITSに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
- － UCITSの最善の利益のために行動するUCITS管理会社の義務の遵守を妨げないもの

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。

（６）管理会社は、上記（５）に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

- （ａ）報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。

- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内レビューの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下（n）に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイク、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイクと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009/65/EC第14a条第(4)項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切

な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、2026年3月3日法により導入された2010年法第117—1条に基づき、UCITS所在加盟国の監督当局に定期的な報告を行う義務を負う。管理会社は、管理するUCITSを代理して取引を行う市場および商品について定期的に報告しなければならない、かかる報告には、取引を行っている商品に関する情報、管理会社が加盟しているかまたは管理会社が積極的に取引を行っている市場に関する情報ならびにUCITSのエクスポージャーおよび資産に関する情報が含まれるものとする。管理会社はさらに、管理する各UCITSについて、以下の情報を提供しなければならない。

- (A) 現在選択されている流動性管理ツールおよび流動性管理ツールの有効化または無効化を含む、UCITSの流動性を管理するための取決め
- (B) UCITSの現在のリスク・プロファイル（市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスク、オペレーショナル・リスクを含むその他のリスクおよびUCITSが利用するレバレッジの総額を含む。）
- (C) 2010年法第42条第1項に従い行われたストレステストの結果
- (D) ポートフォリオ管理機能またはリスク管理機能に関する委託の取決めにに関する情報（委託先に関する情報、日々のポートフォリオ管理業務またはリスク管理業務に従事する人的資源のフルタイム換算人数、委託する活動に関する説明、委託の対象となる資産の量および割合ならびに定期的なデュー・ディリジェンスの見直しの詳細を含む。）
- (E) UCITSの受益証券が実際に販売されている加盟国のリスト

CSSFは、他の関連する監督機関、ESMA、欧州銀行監督局、欧州保険・企業年金監督機構および欧州システミック・リスク理事会がその業務を遂行する目的上必要とする場合には、収集したすべての情報がいつでも提供されるよう確保しなければならない。第117—1条第1項および第2項に基づく報告義務が2027年4月16日に効力を生じることにより留意されたい。

- (9) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37—8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37—8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS IV指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS IV指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- （２）2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付C S S F通達18／698によりさらに処理される。C S S F通達18／698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、C S S F通達18／698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「I F M」という。）（すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125－1条または第125－2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うI F Mのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人（S I A G）、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項（b）に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド（F I A A G））の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付C S S F通達12／546（改正済）を置き換えることをその目的とする。C S S F通達18／698は、I F Mがルクセンブルクおよび／または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。C S S F通達18／698は、認可に係る特定の要件（特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

C S S Fが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびF C Pのために行為する管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- － F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － 受益証券の価格が法律または約款（U C I T Sのみ）に従って計算されるようにすること。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

U C I T S V指令（以下に定義される。）に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。預託機関は、一定の条件に従い、2010年法第18条第4項に記載する保管機能を第三者に委託することができる。ただし、保管を委託される第三者が中央証券保管機関（以下「CSD」という。）であって、規則（EU）第909/2014号第29条第3項および第48条第10項に従って採用された委任規則に定義される投資者CSD（investor CSD）の職務において行為するCSDである場合、当該預託機関は、当該CSDの選定および任命において事前のデュー・ディリジェンスを行う義務を免除される。発行者CSD（issuer CSD）の立場において行為するCSDによる業務の提供が預託機関の保管機能の委託とみなされないのに対し、投資者CSDの立場において行為するCSDによる業務の提供は当該委託とみなされる。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。UCITSの場合（後者の場合）、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法（改正済）に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたCSSF通達14/587を2014年7月11日に公表した（以下「通達14/587」という。）¹³。CSSFは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14/587の結果、IML通達91/75（CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済）の第E章はもはやUCITSには適用されなくなったが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなかった。

¹³ CSSF通達14/587は、以下に詳述されるとおりCSSF通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS V指令の最終文を正式に採択した。UCITS V指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS Vのレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITS Vレベル2の措置と矛

盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITS Vレベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況（UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パートIの適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ（該当する場合）に適用される組織的取決めに係るCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、投資信託に関連する2010年法パートIに従いUCITSの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に関するCSSF通達16/644および投資信託に関する1988年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体に従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75（CSSF通達05/177により改正済）を改定する。

（A）預託機関は、FCPのパートIファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a）に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

UCITS V指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（i）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デュー・ディリジェンス、（iv）支払不能保証および（v）独立性に関係するものである。また、SICAVは、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務

付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パートⅠファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

CSSF通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、CSSF通達18/697により改定された。

(B) 預託機関は、パートⅡファンドとしての適格性を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP（パートⅡファンド）に関しては、FCPの資産は、2010年法第88－3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、パートⅡファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパートⅡファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパートⅡファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB（4）に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（「sociétés anonymes」）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- － この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- － 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（「société d'investissement à capital variable」または「S I C A V」）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、S I C A Vの株主総会の議事録を記録した公正証書またはS I C A Vに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

S I C A Vは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監査役会が登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めに記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監査役会が提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。S I C A Vはさらに、2026年3月3日法により導入された2010年法第26条第5項に従い、現物出資と引き換えに持分を発行する場合には、投資者の公平な取扱いを考慮した上で、独立監査人による報告書の作成を求められない。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、（i）S I C A Vに預託がない間、または（ii）預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手續の対象となった場合は禁止されること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- SICAVの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの定款に従って執行されるようにすること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されるようにすること。
- 法律およびSICAVの定款に反しない限りにおいて、SICAVまたはSICAVに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- SICAV資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、SICAVのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のSICAVの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、SICAVおよびSICAVの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、SICAVのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、SICAVおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりSICAVおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

UCITS V指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（i）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デュー・ディリジェンス、（iv）支払不能保証および（v）独立性に関係するものである。また、SICAVは、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるAIFMが管理するSICAVには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

（1）SICAVが、UCITS IV指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、SICAVの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- － SICAVの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たし、当該SICAVがフルタイムで雇用している者または当該SICAVの経営陣の中で当該SICAVの業務をフルタイムで遂行するものとして義務を負う、当該SICAVの経営陣の中で業務執行構成員もしくは構成員であって、欧州連合を居住地とする少なくとも2名の自然人により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を停止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」を「S I C A V」と読み替える。
- S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2018年8月23日付C S S F通達18／698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（「société anonyme」）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420の1条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （i）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- （ii）会社の形態および名称
- （iii）登録事務所の所在地
- （iv）会社の目的
- （v）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- （vi）当初払込済の発行済資本の額
- （vii）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- （viii）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- （ix）現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- （x）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- （x i）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- （x ii）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- （x iii）会社の存続期間
- （x iv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （i）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- （ii）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420の19（2）条および第420の23（2）条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルクのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定されたU C I T Sでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条（5）の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法A I Fの受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルクで設立されたA I F Mにより行われる場合、または2011/61/E U指令の第V I章および第V I I章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合、除外される。

(ii) 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるU C Iについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をC S S Fに提出しなければならない。

(iii) ルクセンブルク法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルクのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（「fonds d'investissement」）の定義は、1991年1月21日付I M L通達91/75（C S S F通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済）の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、F C Pの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パートIファンドに関しては、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成するものとする（2010年法の第159条を参照のこと）。

K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（P R I I P）の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（E U）第1286／2014号（以下「規則（E U）1286／2014」という。）に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、C S S Fは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす（2010年法第163－1条を参照のこと。）。

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則（E U）1286／2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、C S S Fは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ4か月以内および2か月以内にC S S Fに送付されるものとする。

- － 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- － 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- － 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、パートIIファンドは、2010年法第88－2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パートIIファンドに服する、同法第88－2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88－2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めているCSSF通達02/81は、CSSF通達21/790により置き換えられた。CSSF通達21/790は一方で、UCIにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各UCIの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にUCIからCSSFに送付される情報の詳細を記載した。同通達は他方で、UCIの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各UCIの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。CSSFが承認された法定監査人に対して、UCIの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正済）およびCSSF通達15/627（CSSF通達25/871により改正済）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託（「fonds d'investissement」）の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合

- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20営業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にするため、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5営業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されてい

い限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない。かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書（1915年法第1100—14条）、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書（清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。）、清算期間の延長要請（清算期間が9か月を超える見込みの場合）、清算後の情報（Caisse de Consignation¹³への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等）などの非財務報告書その他場合に依拠して必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation” にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

¹³ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税（droit d'apport）

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パート I のUCITSまたはパート II のUCIのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各暦年の四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- － マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「規則（EU）2017/1131」という。）に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント（2010年法第175条（b）の利益を損なわない）
- － 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852（規則（EU）2019/2088を改正する。）（以下「規則（EU）2020/852」という。）第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に対する当該投資割合に応じて、0.04%から0.01%の範囲における軽減税率が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合（規則（EU）2020/852に従い開示される。）は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第（b）項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、その年次税の定期申告において個別に開示されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税（taxe d'abonnement）の初回申告のために、ルクセンブルクのVAT当局（Administration de l' Enregistrement et des Domaines et de la TVA）に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則（EU）2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合（当該規則に従い開示される。）に適用される税率を決定する基準となる。

上記第2および第3段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各UCIは、当該UCIがルクセンブルクのVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- (a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条または2016年法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- (b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

(ii) 規制（EU）2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

(iii) 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (c) その証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および(iii) 汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本(c)の(i)、(ii)および(iii)で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

(ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

- (f) 欧州長期投資ファンド（European long-term investment funds）に関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則（EU）2015/760（以下「規則2015/760」という。）に定めるELTIFとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各UCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

- (g) その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するUCITSおよび複数のコンパートメントを有するUCITSの個々のコンパートメント。

UCITSまたはコンパートメント内に複数の受益証券または株式クラスが存在する場合、

当該免除は、本書に言及される受益証券または株式クラスにのみ適用されるものとする。

2024年12月30日、AEDは、ルクセンブルクの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する課税の枠組みの改善およびアクティブ運用されるUCITS ETFの年次税の免除に関する通達824を発行した。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

現在のルクセンブルク税法では、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していた場合、その株式または受益証券は、相続税の目的において当該受益者の課税対象に含まれる。反対に、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していなかった場合、当該受益者の死亡に際して行われる株式または受益証券の譲渡には相続税が課せられない。

株式または受益証券の贈与または寄付について、当該贈与がルクセンブルクの公正証書に記録されまたはその他ルクセンブルクにおいて登録されている場合は、贈与税を課せられることがある。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）を通じて、ルクセンブルク籍企業（SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、（i）当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または（ii）当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

ルクセンブルクの居住者である受益者およびルクセンブルクに株式または受益証券が帰属する恒久的施設または常駐者を有する非居住者である受益者は、かかる株式または受益証券に対してルクセンブルクの富裕税を課せられる。ただし、当該受益者が（i）個人、（ii）2004年3月22日法（改正済）に服する証券化のためのビークル、（iii）2004年6月15日法（改正済）に服するベンチャー・キャピタル会社、（iv）2005年7月13日法（改正済）に服する専門年金機関、（v）2007年2月13日法（改正済）に服する専門投資信託、（vi）2007年5月11日法（改正済）に服するファミリー・ウェルス・マネジメント会社、（vii）2010年12月17日法（改正済）に服するUCI、または（viii）2016年7月23日法（改正済）に服するリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ただし、（i）2004年3月22日法（改正済）に服する証券化会社、（ii）2004年6月15日付法（改正済）に服する税務上不透明なベンチャー・キャピタル会社、（iii）2005年7月13日法（改正済）に服する専門年金機関、および（iv）ルクセンブルクの税務上の目的においてベンチャー・キャピタル・ビークルとして扱われる、2016年7月23日法（改正済）に服する税務上不透明なりザーブド・オルタナティブ投資ファンドは、引き続きルクセンブルクの最低富裕税の課税対象となる。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益

証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.3. 付加価値税

通達723および723bisに従い、ルクセンブルク付加価値税法（以下「L V L」という。）第44条第1項d）に記載される投資信託（以下「投資信託」という。）で、その運用がL V L第44条第1項d）に基づき付加価値税を免除されるものは、ルクセンブルクにおいて仕入れに係る付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者として適格であるものとする。

現在のルクセンブルクの法制は、法人型の投資信託（すなわち、S I C A V、S I C A F、S I C A R）および契約型の投資信託（すなわち、F C P）の双方を含む、第44条第1項d）に基づくすべてのA I Fに対して区別することなく適用されることに留意すべきである。

その課税対象者としての適格性により、ルクセンブルク以外のサービス提供者（E Uおよび非E Uの双方を含む。）から受けるサービスは、原則として、一般的な「企業間取引」の供給地ルールに基づき、付加価値税の目的においてルクセンブルクに所在し、またその付加価値税の取扱いは、ルクセンブルク付加価値税法の規定の適用を受ける。

ルクセンブルクでは、投資信託の運用は、L V L第44条第1項d）に基づき付加価値税を免除される。付加価値税の免除は、特に（i）ファンド管理（ファンド会計サービス、顧客対応、評価および価格設定、規制コンプライアンスの監視、受益者名簿の維持、収益の分配、受益証券の発行および買戻し、契約決済（証書の送付を含む。）または記録保持など）、（ii）ポートフォリオ運用、（iii）リスク管理、および（iv）ファンド関連の投資助言に適用される。

運用サービスの一部が再委託される場合、C J E Uは、ファンドの管理運用に関して第三者管理者が履行するサービスについて、当該サービスが、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものである場合は、「特別投資信託の運用」の概念の範囲内におけるものであると決定している。かかる文脈において、かつ、C J E U判例法に基づき、本免除は、第三者に委託される投資顧問サービスにも適用されるべきである。

結果として、ジェネラル・パートナー、A I F Mおよびポートフォリオ・マネジャーに委託されたポートフォリオ運用機能により当該投資信託に提供されるファンド運用サービスは、付加価値税を免除される。

ファンド運用における付加価値税の免除の範囲は、C J E U判例法に照らして継続的に変化することにも留意すべきである。C J E Uは、近年、税務コンプライアンスまたはソフトウェア・サービスなどの業務について（その全部が外注されていない場合でも）、一定の状況において、当該サービスがC J E Uの設定する基準（当該サービスは、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものでなければならない。）を充足する範囲で、付加価値税の免除対象とみなされる可能性があるとして決定した。

当該投資信託（またはF C Pの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービス（設立費用、法律／弁護士サービス、外部監査サービス、I T/技術サービス、翻訳および印刷の費用など）は、付加価値税の免除の適用について適格ではなく、そのため、いかなる場合においても引き続きルクセンブルクの付加価値税（通常は、17%の標準税率）を課せられる。

投資信託／その管理会社は、支払うべきルクセンブルク付加価値税を自己申告する責任を負う外国供給業者からの課税対象費用を受領する場合においてのみ、付加価値税の目的において（付加価値税の簡易年次申告の提出を伴う）簡易課税制度に基づく登録を義務付けられる。現地で発生したまたはリース・チャージ方式に基づき自己申告された仕入れに係る付加価値税は回収不能であり、そのため、投資信託／その管理会社の最終的な費用を構成する。外国の付加価値税の適用（即ち、二重課税）を回避するために、付加価値税の登録は、外国から課税対象サービスに対する請求書を受領する前に行われる必要がある。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

従前の制度（ルクセンブルクVAT当局により発行された2016年9月30日付通達781）では、取締役の報酬は、一般に、付加価値税の課税対象とみなされていた。投資信託に関しては、取締役の報酬は付加価値税を免除されていた。ジェネラル・パートナーおよび管理会社の取締役の報酬については、一般に、付加価値税の課税対象部分（会社運用自体）と付加価値税の免除対象部分（ファンド運用）に分割されていた。

2024年11月22日、地方裁判所は、ルクセンブルクの会社の取締役が受領する報酬（*tantième*）に関するルクセンブルクの付加価値税の取扱いについて決定を下し、当該決定により、取締役は特にその独立性の欠如から付加価値税の課税対象者として適格でないとする2023年12月21日付のC J E Uの予備判決を適用し、承認した。

また、取締役の報酬に対して付加価値税を適用すべきでないこと認めた2024年11月22日付通達781-2により、本事項はさらに明確となった。同通達において、取締役が上記判決に定める条件の観点から自身の状況を評価すべきである旨の記載はないが、一定の取締役が付加価値税の範囲内または範囲外のいずれに該当するかを判断するための上記の条件または検証に関する具体的な分析もなされていない。代わりに、現時点では、すべての取締役報酬は、一般に（特定の場を除いて）付加価値税の範囲外であるとみなすアプローチが取られている。したがって、現在、独立取締役が提供する取締役サービスは、付加価値税の対象外であると考えられている（即ち、独立性および経済リスク要件は付加価値税の目的において充足されていないが、個々のケースに応じた具体的な分析はなされていない。）。本通達は、付加価値税の免除を、公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）の取締役のほか、その他の法的形態の会社（例：SàrlおよびSCA）の取締役／管理者まで拡張するものである。

また、かかる決定は、自然人または法人である取締役に適用する。ただし、通達において明示的に取り扱われていないが、通達では当該取締役サービスについて個人的に報酬を受領する取締役に言及しているため、本VAT制度の利益は、従業員が取締役に務める会社には拡張されるべきでないと考えられる。

過去に適用された付加価値税の正規化を促進するために、VAT当局は、2024年12月16日から利用可能な専用ツールをMyGuichet.luに設置している。正規化のプロセスは、取締役がルクセンブルクに設立されているか否かによって異なる。VAT当局は、2025年7月1日までに請求が行われることを条件に、2018年および2019年について時効を放棄していることに留意すべきである。

2.6.4. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「CRS法」という。）に定められる共通報告基準（以下「CRS」という。）の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTAに対し、（i）CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および（ii）CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報（以下「本情報」という。）には、CRS法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局

（administration des contributions directes）（以下「L T A」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがC R S法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、C R S法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的な非金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者（該当する場合）に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はL T Aに伝達されたデータにアクセスし、当該データを（必要な場合に）修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、C R S法に定められる目的のために毎年L T Aに開示される。L T Aは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてL T Aに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、C R S法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがC R S法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

投資家は、C R S法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.5. F A T C A

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、F A T C A法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるF A T C A規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、F A T C Aを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。F A T C Aの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されF A T C Aの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

F A T C Aの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「F A T C A法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をL T Aに報告することを義務付けている。

F A T C A法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的な非金融機関外国事業体（以下「受動NFFE」という。）の場合、当該NFFEのコントローリング・パーソンを含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法は、FATCA法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をLTAに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

受動NFFEとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託（「SIF」）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するSIFになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ii）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特にEU規則2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」。）等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの別紙II（以下「指令2014/65/EU」という。）に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、SIFに100,000ユーロ以上の投資を行う

か、またはSIFへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則（EU）648/2012を改正する、2013年6月26日付欧州議会および理事会規則（EU）575/2013に定める金融機関、指令2014/65/EUに定める投資会社、UCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/ECに定める管理会社、もしくはAIFMDに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。CSSF通達25/901は、「洗練されていない小口投資家」を、指令2014/65/EUおよび2013年法に定義される小口投資家であって、SIF法またはSICAR法に定義される情報に精通した投資家の基準を満たさない投資家と定義している。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、UC I T Sについては6か月以内、パートIIファンドについては12か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUC Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

EU圏外の統一UC Iについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは、（特に、S I Fにおけるリスク分散に関するC S S F通達07/309を廃止し、置き換えた）C S S F通達25/901を発行し、そこでS I Fがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。特に、S I Fは情報に精通した投資家またはプロの投資家（洗練されていない小口投資家を除く。）に限定されているため、リスク分散原則は、S I Fがその資産またはコミットメントの50%を超えて、単一かつ同一の事業体、個人、投資信託もしくは他の投資ビークルまたは他の資産（一定の例外がある。）に申込むために投資しない場合に満たされる。C S S Fは、上記の制限の適用除外に関して、当該適用除外を正当化する適切な理由に基づき、さらに認めることができる。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パートIIの特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法（改正済）の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。預託機関は、一定の条件に従い、2013年法第19条第8項に規定する保管機能を第三者に委託することができる。ただし、保管を委託される第三者が規則（E U）第909／2014号第29条第3項および第48条第10項に従って採用された委任規則に定義される投資者C S Dの立場において行為するC S Dである場合、当該預託機関は、当該C S Dの選定および任命において事前のデュー・ディリジェンスを行う義務を免除される。発行者C S Dの職務において行為するC S Dによる業務の提供が預託機関の保管機能の委託とみなされないのに対し、投資者C S Dの立場において行為するC S Dによる業務の提供は当該委託とみなされる。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A Vのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a）号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記（c）の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fとして適格でないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fとして適格でないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。これにかかわらず、投資者に提案されている投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるよう、C S S F通達25/901に基づき、募集書類に記載される情報は、正確、明確および誤解を招かないものでなければならない。募集書類は、特に、投資方針、投資制限およびその算定基準、中間ビークルの利用、企図される投資に伴うリスクおよび潜在的な利益相反、申込みおよび償還の諸条件（利用可能な流動性管理ツールを含む。）ならびに借入上限を明記しなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、E U規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（P R I I P S K I D）を作成しなければならない。ただし、パッ

ケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014/65/EUの別紙IIに定める専門投資家のみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でCSSFに提出されなければならない。）およびSIFが2018年1月1日までにUCITS-KIIに類似する文書の発行を選択済みであった場合（その場合、当該SIFは2019年1月31日までPRIIPS-KIDを発行する義務を免除される。）はこの限りでない。

3.5 SIFの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

SIFは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- （a）他のUCIが保有する受益証券／投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がRAIFに係る2007年法第68条、2010年法第174条または2016年法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、登録税、不動産、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- （b）以下のSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

- （i）マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規制（EU）2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

- （ii）公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

- （c）その証券またはパートナーシップ持分が、（i）従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび（ii）従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるSIF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

- （d）主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

- （e）ELTIFに関する規則2015/760に定めるELTIFとして認可される、SIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、SIFは、VAT当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

RAIF制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- － 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。RAIFは変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、RAIFが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、SIFに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。RAIFは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。
- － 適格投資家： RAIFは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014/65/EUの別紙IIに定めるプロフェッショナル投資家および最低金額（100,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- － RAIFは、CSSFの監督対象とならない。SIFまたはSICARと異なり、RAIFは、CSSFによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。RAIFは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- － 承認されたAIFMを任命しなければならないこと： RAIFは自動的にAIFの資格を取得し、ルクセンブルク、他のEU加盟国または場合によっては第三国（ただしAIFMD運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立されたAIFMを任命しなければならない。
- － 税制： RAIFは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはSICARに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。AIF運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- － 転換： 既存のSIF、SICARおよび規制されないAIFは、投資家および（該当する場合）CSSFから適切な承認を得ることを条件に、RAIF制度を選択することができる。

第4【その他】

- （1）目論見書の表紙に図案を採用することがある。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがある。
- （2）目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- （3）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- （4）交付目論見書に次の事項を記載することがある。
 - 「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない。」
 - 「投資信託は預貯金と異なる。」
 - 「ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する。」
 - 「投資信託は元本保証のない金融商品である。」
- （5）ファンド証券の券面に記載される主な項目は次の通りである。
 1. 表面
 - a. ファンドの名称
 - b. 表象される口数
 - c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
 - d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開株式会社（Societe Anonyme）である旨の表示
 - e. 約款のRESAへの掲載に関する情報
 2. 裏面
 - 記載なし。

別紙

SFDR関連情報

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：
UBS（Lux）ボンド・ファンダーオーストラリア・ドル

法人識別番号：
549300MZNGIHBELSOR56

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーである MSCI および Sustainalytics の二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準に伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

☒ 考慮する。

☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

— 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

— UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは本書の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、投資プロセスの一環として財務上重要なESG要因を検討することにより行われる。

財務上の重要性を検討することにより、企業発行体／企業以外の発行体の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるESGリスクおよび機会をポートフォリオ・マネジャーが重視することを確保する。重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

本分析は、内部リサーチを活用するポートフォリオ・マネジャーによる定性的なESG評価を取り入れている。ポートフォリオ・マネジャーは、複数のソースを組み合わせることでESGリスクおよび機会に関する情報を提供する定量的なESGデータの評価も行う。

特に企業以外の発行体においては定性的なESG評価が存在しない可能性があり、かかる場合、ポートフォリオ・マネジャーは定量的なインプットを検討する。

ポートフォリオ・マネジャーが財務パフォーマンスを最大化することを主な目的としてすべての情報を評価し、決定を行うため、ESGインテグレーション・プロセスがESGリスクに対するエクスポージャーを完全に軽減することはない。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国連連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。結合要素は四半期末に、当該四半期のすべての営業日における評価額の平均値を用いて算出される。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における評価額の平均値を用いて、当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を充足するために利用される投資対象および最低比率が計算される。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



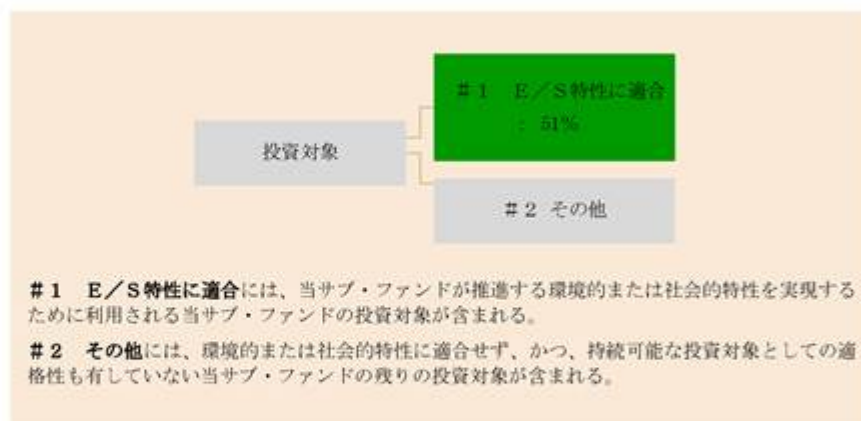
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

- この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：
UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・フレキシブル

法人識別番号：
5493002S4KENPP1NLG44

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーである MSCI および Sustainalytics の二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準に伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

☒ 考慮する。

☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

— 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

— UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは本書の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、投資プロセスの一環として財務上重要なESG要因を検討することにより行われる。

財務上の重要性を検討することにより、企業発行体／企業以外の発行体の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるESGリスクおよび機会をポートフォリオ・マネジャーが重視することを確保する。重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

本分析は、内部リサーチを活用するポートフォリオ・マネジャーによる定性的なESG評価を取り入れている。ポートフォリオ・マネジャーは、複数のソースを組み合わせることでESGリスクおよび機会に関する情報を提供する定量的なESGデータの評価も行う。

特に企業以外の発行体においては定性的なESG評価が存在しない可能性があり、かかる場合、ポートフォリオ・マネジャーは定量的なインプットを検討する。

ポートフォリオ・マネジャーが財務パフォーマンスを最大化することを主な目的としてすべての情報を評価し、決定を行うため、ESGインテグレーション・プロセスがESGリスクに対するエクスポージャーを完全に軽減することはない。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。結合要素は四半期末に、当該四半期のすべての営業日における評価額の平均値を用いて算出される。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



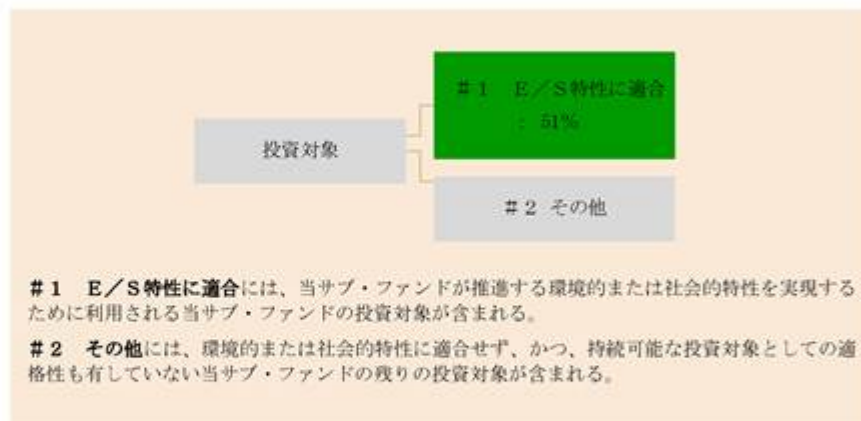
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：

UBS (Lux) ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

法人識別番号：

549300S0JR6THZP701047

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☒ はい

☐ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーである MSCI および Sustainalytics の二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準に伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは本書の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、投資プロセスの一環として財務上重要なESG要因を検討することにより行われる。

財務上の重要性を検討することにより、企業発行体／企業以外の発行体の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるESGリスクおよび機会をポートフォリオ・マネジャーが重視することを確保する。重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

本分析は、内部リサーチを活用するポートフォリオ・マネジャーによる定性的なESG評価を取り入れている。ポートフォリオ・マネジャーは、複数のソースを組み合わせることでESGリスクおよび機会に関する情報を提供する定量的なESGデータの評価も行う。

特に企業以外の発行体においては定性的なESG評価が存在しない可能性があり、かかる場合、ポートフォリオ・マネジャーは定量的なインプットを検討する。

ポートフォリオ・マネジャーが財務パフォーマンスを最大化することを主な目的としてすべての情報を評価し、決定を行うため、ESGインテグレーション・プロセスがESGリスクに対するエクスポージャーを完全に軽減することはない。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

● この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。結合要素は四半期末に、当該四半期のすべての営業日における評価額の平均値を用いて算出される。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



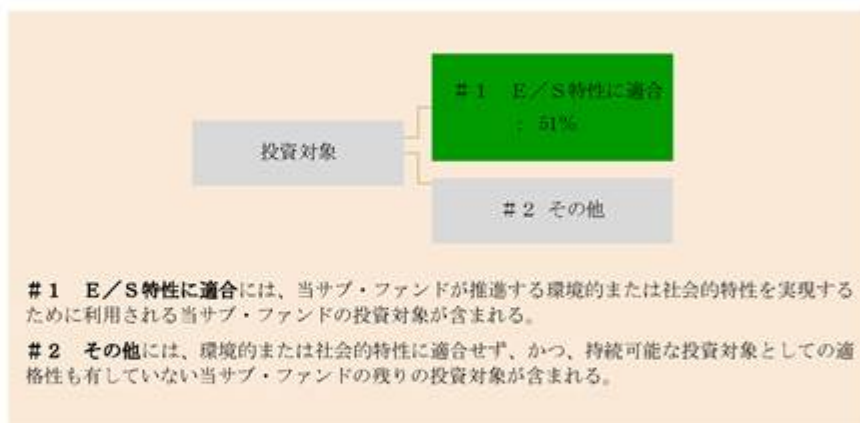
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

- この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：

UBS (Lux) ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

法人識別番号：

549300U02TK3RG0R6B16

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☒ はい

☐ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーである MSCI および Sustainalytics の二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準に伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは本書の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、投資プロセスの一環として財務上重要なESG要因を検討することにより行われる。

財務上の重要性を検討することにより、企業発行体／企業以外の発行体の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるESGリスクおよび機会をポートフォリオ・マネジャーが重視することを確保する。重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

本分析は、内部リサーチを活用するポートフォリオ・マネジャーによる定性的なESG評価を取り入れている。ポートフォリオ・マネジャーは、複数のソースを組み合わせてESGリスクおよび機会に関する情報を提供する定量的なESGデータの評価も行う。

特に企業以外の発行体においては定性的なESG評価が存在しない可能性があり、かかる場合、ポートフォリオ・マネジャーは定量的なインプットを検討する。

ポートフォリオ・マネジャーが財務パフォーマンスを最大化することを主な目的としてすべての情報を評価し、決定を行うため、ESGインテグレーション・プロセスがESGリスクに対するエクスポージャーを完全に軽減することはない。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。結合要素は四半期末に、当該四半期のすべての営業日における評価額の平均値を用いて算出される。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



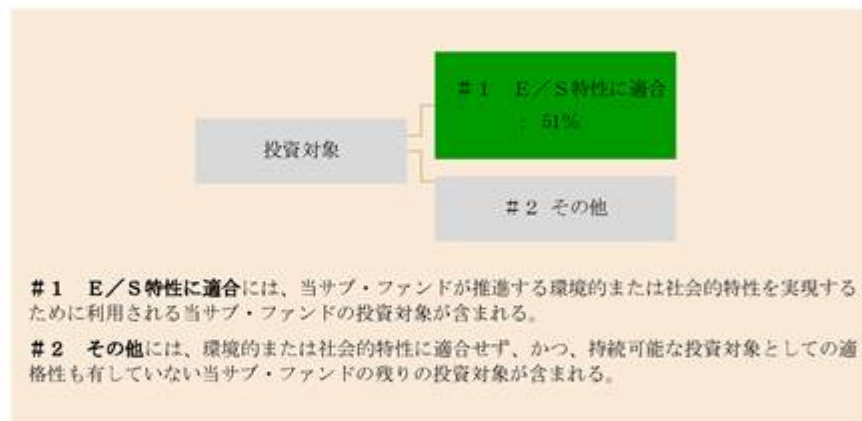
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

- この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：
UBS (Lux) ボンド・ファンド・グローバル・フレキシブル

法人識別番号：
549300QZODEOPZHR7278

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーである MSCI および Sustainalytics の二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準に伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは本書の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、投資プロセスの一環として財務上重要なESG要因を検討することにより行われる。

財務上の重要性を検討することにより、企業発行体／企業以外の発行体の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるESGリスクおよび機会をポートフォリオ・マネジャーが重視することを確保する。重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

重大なESG要因の分析には、カーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

本分析は、内部リサーチを活用するポートフォリオ・マネジャーによる定性的なESG評価を取り入れている。ポートフォリオ・マネジャーは、複数のソースを組み合わせることでESGリスクおよび機会に関する情報を提供する定量的なESGデータの評価も行う。

特に企業以外の発行体においては定性的なESG評価が存在しない可能性があり、かかる場合、ポートフォリオ・マネジャーは定量的なインプットを検討する。

ポートフォリオ・マネジャーが財務パフォーマンスを最大化することを主な目的としてすべての情報を評価し、決定を行うため、ESGインテグレーション・プロセスがESGリスクに対するエクスポージャーを完全に軽減することはない。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの5から10の範囲にサブ・ファンドの投資対象の少なくとも51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。結合要素は四半期末に、当該四半期のすべての営業日における評価額の平均値を用いて算出される。

エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ：

ポートフォリオ・マネジャーのエクスクルージョンに対するアプローチは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。当サブ・ファンドは、エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチが定義するスタンダード・エクスクルージョンを適用し、さらに国際連合グローバル・コンパクトに違反し、かつ、信頼性のある是正行動を講じない企業を除外する。エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチへのリンクは、本書「投資方針」の「エクスクルージョンに対するUBSアセット・マネジメントのアプローチ」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



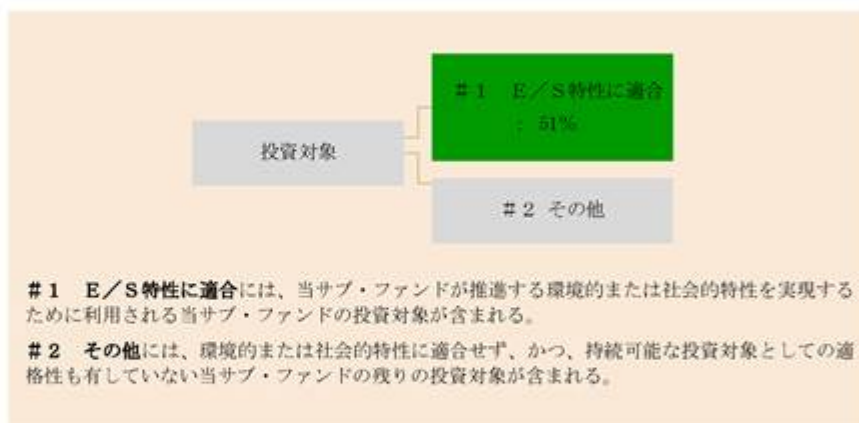
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



^{*}これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

^{**}該当がない（タクソミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

監査報告書

UBS（Lux）ボンド・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS（Lux）ボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2026年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2026年3月31日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 2026年3月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。ルクセンブルグのCSSFが採用した2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された、（国際独立基準を含む）職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に記載される情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の監査人報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2026年7月27日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ
代表

〔署名〕
アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of

UBS (Lux) Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 March 2026, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 March 2026;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments in securities and other net assets for each of the sub-funds as at 31 March 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 27 July 2026

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative
Represented by

Alain Maechling

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J. F. ケネディ通り33A番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2025年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2025年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」といいます。）およびルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）がルクセンブルグ向けに採用した国際監査基準（以下「ISAs」といいます。）に準拠して監査を行いました。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した職業会計士の国際倫理規程（国際会計士倫理基準審議会が発行した国際独立性基準を含みます。）（以下「IESBA規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を通読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した作業に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重要な虚偽表示がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての理解を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される法律上の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2026年6月29日

ピエール＝マリー・ブール

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS Asset Management (Europe) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Asset Management (Europe) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

Luxembourg, 29 June 2026

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

UBS（Lux）ボンド・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS（Lux）ボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2025年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2025年3月31日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 2025年3月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。ルクセンブルグのC S S Fが採用した2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された、（国際独立基準を含む）職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に記載される情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の監査人報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。

る。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年7月23日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ
代表

[署名]
アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 March 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 March 2025;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments in securities and other net assets for each of the sub-funds as at 31 March 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have

performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 23 July 2025

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative

Represented by

Alain Maechling

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。